

平成 19 年

第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

= 定 例 会 =

自 平成19年 9 月 3 日 (月) 開 会

至 平成19年 9 月14日 (金) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第7回定例会	
○招集告示	1
○上程案件処理結果	2
○応招議員名簿	6
○9月3日(議事日程第1号)	7
○会期及び日程	9
会議録署名議員の指名について	11
会期を定めることについて	11
議案審議	12
○9月4日(議事日程第2号)	19
議案審議	25
○9月10日(議事日程第3号)	93
一般質問	119
下地 明 君	119
佐久本 洋 介 君	130
上地 博 通 君	139
嘉手納 学 君	153
池 間 雅 昭 君	160
與那覇 タズ子 君	176
仲 間 明 典 君	180
宮 城 英 文 君	183
○9月11日(議事日程第4号)	197
一般質問	199
上 里 樹 君	199
新 城 啓 世 君	208
平 良 隆 君	219
砂 川 明 寛 君	228
富 浜 浩 君	236
與那嶺 誓 雄 君	250
山 里 雅 彦 君	256
亀 濱 玲 子 君	262
○9月12日(議事日程第5号)	275
一般質問	277
富 永 元 順 君	277

新里 聰 君	2 8 7
池間 健 榮 君	2 9 6
棚原 芳 樹 君	3 0 4
下地 智 君	3 1 5
池間 豊 君	3 2 2
下地 秀 一 君	3 3 0
○9月13日（議事日程第6号）	3 3 7
一般質問	3 3 9
眞榮城 徳 彦 君	3 3 9
前 川 尚 誼 君	3 4 7
○9月14日（議事日程第7号）	3 5 5
議案審議	3 7 4

宮古島市告示第47号

平成19年第7回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成19年8月21日

宮古島市長 伊志嶺 亮

1 期 日 平成19年9月3日（月）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第47号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	市 長	平成19年 5月31日	平成19年 9月14日	再々継続 審 査
議案 第59号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）	”	平成19年 9月3日	”	修正可決
	議案第59号平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の再議の件	”	平成19年 9月14日	”	先の議決 のとおり 決 定
議案 第60号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	”	平成19年 9月3日	”	原案可決
議案 第61号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	”	”	”	”
議案 第62号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第63号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	”	”	”	”
議案 第64号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	”	”	”	”
議案 第65号	宮古島市働く女性の家条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第66号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第67号	宮古島市乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第68号	宮古島市ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会設置条例	”	”	”	”
議案 第69号	宮古島市公設市場条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第70号	宮古島市水道事業給水条例の一部を改正する条例	”	”	”	”
議案 第71号	市有地の処分について	”	”	平成19年 9月4日	”
議案 第72号	市道の路線変更について	”	”	平成19年 9月14日	”

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第73号	訴えの提起について	市長	平成19年 9月3日	平成19年 9月14日	原案可決
議案 第74号	訴えの提起について	〃	〃	〃	〃
議案 第75号	伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約 について	〃	〃	平成19年 9月4日	〃
議案 第76号	字の区域の変更について	〃	〃	平成19年 9月14日	〃
議案 第77号	字の区域の変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第78号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
同意案 第1号	教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	同意
諮問 第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	〃	〃	〃	適任
諮問 第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	〃	〃	〃	〃
諮問 第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	〃	〃	〃	〃
報告 第11号	宮古島市国民保護計画の報告について	〃	〃	平成19年 9月4日	
認定 第1号	平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算 認定について	〃	〃	平成19年 9月14日	継続審査
認定 第2号	平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第3号	平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入 歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第4号	平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入 歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第5号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特 別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第6号	平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
認定 第7号	平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	市長	平成19年 9月3日	平成19年 9月14日	継続審査
認定 第8号	平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第9号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃	〃
認定 第10号	平成18年度宮古島市水道事業決算認定について	〃	〃	〃	〃
陳情書 第6号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書	新ゴミ処理施設建設用地選定場所反対住民一同代表 石垣元幸	〃	〃	〃
陳情書 第7号	地元産品及び地元企業の優先使用について（要請）	宮古島市伊良部商工会 会長 奥濱幸雄	〃	〃	採 択
陳情書 第8号	県産品の優先使用について（要請）	社団法人沖縄県工業連 合会会長 島袋周仁	〃	〃	〃
陳情書 第9号	妊婦健康診断の公費負担による受診回数と料金設定について（要望）	沖縄県医師 会会長 宮城信雄	〃	〃	〃
陳情書 第10号	旧城辺町道12号線再整備（末端まで）について要請	福中部落会 長 本永静子	〃	〃	〃
陳情書 第11号	「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」に関する陳情	沖縄県司法 書士会会長 仲村 弘	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第12号	認可外保育園に通う児童への給食支援を求める要請書	宮古島市保育向上連絡協議会会長 池間由紀子	平成19年 9月3日	平成19年 9月14日	採 択
陳情書 第13号	消費税増税反対の決議要請	民主商工会 宮古支部 下地美意子	”	”	継続審査
陳情書 第14号	教育施設整備事業（校舎改築）要請書	宮古島市立北小学校PTA会長 座喜味 毅	”	”	採 択
陳情書 第15号	最低保障年金制度の実現を求める陳情	全日本年金者組合沖縄県本部執行委員長 照喜名朝寿	”	”	一部採択
陳情書 第16号	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情	日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）会長 仲村 信正	”	”	継続審査
意見書案 第4号	「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」	議 員	平成19年 9月14日	”	原案可決
意見書案 第5号	認可外保育園の児童への給食費支援の実現を求める意見書	”	”	”	”
意見書案 第6号	最低保障年金制度の実現を求める意見書	”	”	”	”
	下崎地区土地売買に関する調査について	”	平成19年 6月20日	”	再 継 続 調 査



開会日（9月3日）に応招した議員

友	利	惠	一	君	嘉	手	納	学	君		
下	地		智	”	新	城	啓	世	”		
仲	間	明	典	”	上	地	博	通	”		
池	間	健	榮	”	平	良		隆	”		
新	里		聰	”	亀	濱	玲	子	”		
佐	久	本	洋	介	上	里		樹	”		
砂	川	明	寛	”	與	那	霸	夕	ズ	子	”
棚	原	芳	樹	”	富	永	元	順	”		
前	川	尚	誼	”	富	浜		浩	”		
與	那	嶺	誓	雄	下	地	秀	一	”		
山	里	雅	彦	”	下	地		明	”		
宮	城	英	文	”	池	間	雅	昭	”		
眞	榮	城	徳	彦							

平成19年9月4日に応招した議員

池	間		豊	君	
豊	見	山	恵	栄	”

平成 19 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 3 日 (月) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第1号

平成19年9月3日（月）午前10時開会

日程第 1		会議録署名議員の指名について	
" 第 2		会期を定めることについて	
" 第 3	議案第59号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）	（市長提出）
" 第 4	" 第60号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	（ " ）
" 第 5	" 第61号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	（ " ）
" 第 6	" 第62号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	（ " ）
" 第 7	" 第63号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	（ " ）
" 第 8	" 第64号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	（ " ）
" 第 9	" 第65号	宮古島市働く女性の家条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第10	" 第66号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第11	" 第67号	宮古島市乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第12	" 第68号	宮古島市ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会設置条例	（ " ）
" 第13	" 第69号	宮古島市公設市場条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第14	" 第70号	宮古島市水道事業給水条例の一部を改正する条例	（ " ）
" 第15	" 第71号	市有地の処分について	（ " ）
" 第16	" 第72号	市道の路線変更について	（ " ）
" 第17	" 第73号	訴えの提起について	（ " ）
" 第18	" 第74号	訴えの提起について	（ " ）
" 第19	" 第75号	伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約について	（ " ）
" 第20	" 第76号	字の区域の変更について	（ " ）
" 第21	" 第77号	字の区域の変更について	（ " ）
" 第22	" 第78号	議決内容の一部変更について	（ " ）
" 第23	同意案第 1号	教育委員会委員の任命について	（ " ）
" 第24	諮問第 3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（ " ）
" 第25	" 第 4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（ " ）
" 第26	" 第 5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（ " ）
" 第27	報告第11号	宮古島市国民保護計画の報告について	（ " ）

- 日程第 28 認定第 1 号 平成 18 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について (市長提出)
- ” 第 29 ” 第 2 号 平成 18 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 30 ” 第 3 号 平成 18 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 31 ” 第 4 号 平成 18 年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 32 ” 第 5 号 平成 18 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 33 ” 第 6 号 平成 18 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 34 ” 第 7 号 平成 18 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 35 ” 第 8 号 平成 18 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 36 ” 第 9 号 平成 18 年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 37 ” 第 10 号 平成 18 年度宮古島市水道事業決算認定について ( ” )

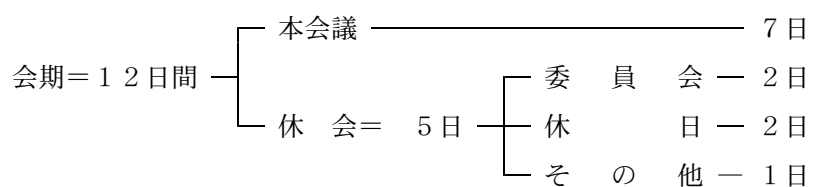
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）会期日程計画表（案）

平成19年9月3日（月）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
9月 3日	月	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取	開 会
9月 4日	火	”	議案に対する質疑（付託） 議案第71号、議案第75号採決	
9月 5日	水	休 会	委員会	通告締切
9月 6日	木	”	委員会	
9月 7日	金	”		報告書作成
9月 8日	土	”		
9月 9日	日	”		
9月10日	月	本会議	一般質問	
9月11日	火	”	”	
9月12日	水	”	”	
9月13日	木	”	”	
9月14日	金	”	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成19年9月3日

（開会＝午前10時10分）

◎出席議員（25名）

（散会＝午前10時36分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（24"）	富永 元順" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（25"）	富浜 浩" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（26"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（27"）	下地 明" "
		"（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（2名）

議員（12番）	池間 豊 君
"（23"）	豊見山 恵 栄" "

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	下地 支所長	平良 哲則 君
副市長	下地 学" "	上野 支所長	砂川 正吉" "
総務部長	宮川 耕次" "	消防 長	伊舎堂 勇" "
企画政策部長	久貝 智子" "	水道局 次長	砂川 定之" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	教 育 長	久貝 勝盛" "
経済部長	宮國 泰男" "	教 育 部 長	長濱 光雄" "
建設部長	平良 富男" "	生涯学習部長	二木 哲" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	総務課 長	伊良部 平師" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	財政課 長	石原 智男" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	企画調整課 長	下地 信男" "
城辺支所長	饒平名 建次" "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

それでは、ただいまから平成19年第7回宮古島市議会定例会を開会いたします。

（開会＝午前10時10分）

本日の出席議員は、25名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去った6月定例会の閉会后、12件の陳情書を受理し、そのうち11件を陳情書文書表とともにお手元に配付いたしましたので、それぞれの所管委員会のご審査をお願いいたします。

次に、宮古島市監査委員の川満勇委員、眞榮城徳彦委員のご両名から、平成19年4月分、5月分、6月分の例月出納検査、平成18年度宮古島市社会福祉協議会監査報告がありました。

次に、8月21日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第7回定例会の招集告示通知がありました。

次に、8月29日、那覇市において第132回沖縄県市議会議長会定期総会が開催され、出席しました。総会では、教科書検定に関する決議案が全会一致で可決され、構成11市議会がそれぞれの姉妹都市の議会に同様の決議を呼びかけることを申し合わせしました。

また、9月29日に宜野湾海浜多目的広場で開催される教科書検定意見撤回を求める県民大会には各議会ですできるだけ多くの議員に参加を呼びかけることを確認いたしました。

また、同日は伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第7回定例会に付議すべき議案の送付がありました。

次に、8月30日午前10時からの議案事前説明会の終了後、議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日9月3日から9月14日までの12日間とするのが適当であると決しました。

また、議案第71号、市有地の処分について、議案第75号、伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約についての2件については工期の都合等の理由により最終本会議の議決では不都合が生じるとの理由により9月4日の本会議で先議することに決しました。

また、姉妹都市の台湾、基隆市より市長ほか17名が9月13日から15日の日程で宮古島市を訪問することになっており、受け入れのため一般質問における質問者人数割り振りを協議した結果、一般質問4日目の質問者は2人とし、他については3日間で調整することに決しました。あわせて14日の最終本会議の前に基隆市長からあいさつを受けることも確認されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において棚原芳樹君と仲間明典君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月3日から9月14日までの12日間といたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月3日から9月14日までの12日間とすることに決しました。

なお、議事の都合により、9月5日、6日及び9月7日の計3日間は休会といたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承  
願います。

これより、日程第3、議案第59号から日程第37、認定第10号までの計35件を一括議題とし、提案者から  
提案理由の説明を求めます。

◎市長(伊志嶺 亮君)

平成19年第7回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案6件、条例議案6件、議決議案8件、同意案1件、諮問3件、報告  
1件、認定10件の合計35件であります。

最初に、議案第59号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。今  
回の補正は、6億2,924万3,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。10款地方特例交付金は、386万3,000円の補正減で  
あります。

11款地方交付税は、2億1,608万円の補正増であります。

13款分担金及び負担金は99万7,000円の補正減で、農林水産業分担金・負担金の減であります。

14款使用料及び手数料は1,689万6,000円の補正増で、ドイツ文化村テナント使用料や一般廃棄物処理手  
数料の増であります。

15款国庫支出金は2億8,397万円の補正増で、農林水産業費補助金や土木費補助金の増などあります。

16款県支出金は5億6,855万1,000円の補正減で、農林水産業費補助金の減や民生費補助金の増などあ  
ります。

18款寄附金は50万円の補正増で、一般寄附金であります。

19款繰入金金は1,946万8,000円の補正増で、庁舎等建設基金繰入金であります。

20款繰越金は7億970万9,000円の補正増で、前年度繰越金であります。

21款諸収入は1,356万7,000円の補正増で、教育費受託事業収入の増などあります。

22款市債は5,753万6,000円の補正減で、民生費や農林水産業債の減などあります。



次に、歳出についてご説明いたします。1款議会費は444万2,000円の補正増で、事務費の増などであり  
ます。

2款総務費は679万4,000円の補正増で、情報施設整備費や消防用設備改修費の増などであり  
ます。

3款民生費は4億271万3,000円の補正増で、国民健康保険事業特別会計繰出金や障害者自立支援特別  
対策事業費の増などであり  
ます。

4款衛生費は1,896万3,000円の補正増で、予防接種事業費やゴミ処理施設等整備事業事務費の増など  
あり  
ます。

5款労働費は73万5,000円の補正減で、人件費の減や市営テニスコート修繕費の増であり  
ます。

6款農林水産業費は4億1,082万4,000円の補正減で、むらづくり交付金事業費や元気な地域づくり交付  
金事業費の減などであり  
ます。

7款商工費は2,466万9,000円の補正増で、地方バス路線車両購入費補助金や下里公設市場建物解体撤去  
事業費の増などであり  
ます。

8款土木費は5億3,902万6,000円の補正増で、公共下水道事業特別会計繰出金や下地野球場改修事業費  
の増などであり  
ます。

9款消防費は2,287万9,000円の補正増で、人件費やAEDの増などであり  
ます。

10款教育費は2,131万6,000円の補正増で、外間遺跡発掘調査受託事業費や体育施設管理費の増など  
あり  
ます。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ348億9,150万  
4,000円と定めてあり  
ます。

次に、議案第60号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明  
いたします。今回の補正は、3億990万1,000円の補正増であり  
ます。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。1款国民健康保険税は5,448万4,000円の補正増で、  
一般被保険者・退職被保険者等国民健康保険税の増であり  
ます。

4款国庫支出金は1億2,827万3,000円の補正増で、療養給付費等負担金であり  
ます。

6款県支出金は53万5,000円の補正増で、財政調整交付金であり  
ます。

9款繰入金は5億4,024万6,000円の補正増で、一般会計繰入金であり  
ます。

11款諸収入は4億1,363万7,000円の補正減で、歳入欠陥補てん収入であり  
ます。

次に、歳出についてご説明いたします。1款総務費は2,463万1,000円の補正増で、事務費であり  
ます。

2款保険給付費は2億2,132万4,000円の補正増で、一般被保険者療養給付費や退職被保険者等療養費の  
増などであり  
ます。

3款老人保健拠出金は2,837万1,000円の補正減で、老人保健医療費・老人保健事務費拠出金の減であり  
ます。

4款介護納付金は、4,821万9,000円の補正増であり  
ます。

6款保険事業費は98万6,000円の補正増で、事務費であり  
ます。

9款諸支出金は5,674万9,000円の補正増で、一般被保険者保険税還付金や償還金の増などであり  
ます。

10款前年度繰り上げ充用金は、1,363万7,000円の補正減であり  
ます。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市国民健康保険事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,210万8,000円と定めてあります。

次に、議案第61号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は、2,014万4,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。3款繰入金は625万6,000円の補正減で、一般会計繰入金であります。

6款市債は2,640万の補正増で、港湾整備事業債であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款総務費は31万1,000円の補正減で、人件費であります。

2款港湾建設費は2,045万5,000円の補正増で、港湾機能整備事業費であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市港湾事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,857万9,000円と定めてあります。

次に、議案第62号、平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、98万7,000円の補正減であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。3款繰入金は628万7,000円の補正減で、一般会計繰入金であります。

7款市債は530万円の補正増で、資本費平準化債であります。

次に、歳出についてご説明いたします。2款建設費は98万7,000円の補正減で、人件費であります。

3款公債費は、財源振りかえであります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市農漁業集落排水事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5,388万円と定めてあります。

次に、議案第63号、平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正は、33万7,000円の補正増であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。3款繰入金は3億8,839万9,000円の補正増で、一般会計繰入金であります。

5款諸収入は4億5,056万2,000円の補正減で、歳入欠陥補てん収入であります。

6款市債は6,250万円の補正増で、下水道事業債や資本費平準化債であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款下水道建設費は89万9,000円の補正増で、人件費や公共下水道枝線工事費の増であります。

2款公債費は、財源振りかえであります。

10款前年度繰り上げ充用金は、56万2,000円の補正減であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,392万1,000円と定めてあります。

次に、議案第64号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、2,516万9,000円の補正減であります。

その主なものについて、歳入からご説明いたします。8款繰入金は2,516万9,000円の補正減で、職員給与等繰入金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。1款総務費は2,516万9,000円の補正減で、人件費であります。

以上、歳入歳出予算の補正を行いまして、補正後の宮古島市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,554万2,000円と定めてあります。以上で一般会計及び特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第65号、宮古島市働く女性の家条例の一部を改正する条例。使用料について、平成3年の開館時に定めた使用料を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第66号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。障害者自立支援法の施行に伴い、障害児童を抱える母子世帯等の負担増の軽減及び入院時の食事療養費標準負担額の一部を改正するため、本案を提出します。

議案第67号、宮古島市乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。安心して子育てできる環境整備を進めるための助成対象の拡大と公平化を図るため、本案を提出します。

議案第68号、宮古島市ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会設置条例。ごみ処理施設及び葬斎場の建設に関して委員会を設置したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により本案を提出します。

議案第69号、宮古島市公設市場条例の一部を改正する条例。宮古島市下里公設市場が解体、撤去されるのに伴い、仮設市場を設置するため本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第70号、宮古島市水道事業給水条例の一部を改正する条例。合併協定書に基づく水道使用料の統一など本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第71号、市有地の処分について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本案を提出します。

議案第72号、市道の路線変更について。市道路線、島尻1号線、島尻12号線の延長を変更するため、道路法第10条第3項の規定により本案を提出します。

議案第73号、訴えの提起について。平成19年8月16日に本市を被告として判決された平成19年（ワ）取立金請求事件判決に対し不当利得返還請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により本案を提出します。

議案第74号、訴えの提起について。建物明け渡し等請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により本案を提出します。

議案第75号、伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約について。宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第76号、字の区域の変更について。基盤整備促進事業、南コンマブキャー地区の工事に伴い、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第77号、字の区域の変更について。基盤整備促進事業、長山南地区の工事に伴い、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第78号、議決内容の一部変更について。高機能消防指令センターの設計一部変更に伴い、契約金額を変更するため宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に

より本案を提出します。

次に、同意案についてご説明申し上げます。同意案第1号、教育委員会委員の任命について。教育委員会委員の任期が平成19年12月5日付で満了となるため、その後任を任命したいので、本案を提出します。

次に、諮問についてご説明申し上げます。諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成19年12月31日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成19年9月30日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が平成19年12月31日に満了となるため、その後任を推薦したいので、本案を提出します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第11号、宮古島市国民保護計画の報告について。宮古島市国民保護計画書を作成したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第6項の規定により報告します。

次に、認定についてご説明申し上げます。認定第1号、平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第2号、平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第3号、平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第4号、平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第5号、平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第6号、平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第7号、平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第8号、平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第9号、平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付します。

認定第10号、平成18年度宮古島市水道事業決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。  
よって、本日の日程は全部終了いたしました。  
本日の会議はこれにて散会いたします。

(散会＝午前10時36分)

平成 19 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 4 日 (火)      2 日目

(議案に対する質疑 (付託))

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第2号

平成19年9月4日（火）午前10時開議

日程第 1	議案第71号	市有地の処分について	(市長提出)
" 第 2	" 第75号	伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約について	( " )
" 第 3	" 第59号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)	( " )
" 第 4	" 第60号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	( " )
" 第 5	" 第61号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算(第2号)	( " )
" 第 6	" 第62号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	( " )
" 第 7	" 第63号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	( " )
" 第 8	" 第64号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)	( " )
" 第 9	" 第65号	宮古島市働く女性の家条例の一部を改正する条例	( " )
" 第10	" 第66号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	( " )
" 第11	" 第67号	宮古島市乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	( " )
" 第12	" 第68号	宮古島市ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会設置条例	( " )
" 第13	" 第69号	宮古島市公設市場条例の一部を改正する条例	( " )
" 第14	" 第70号	宮古島市水道事業給水条例の一部を改正する条例	( " )
" 第15	" 第72号	市道の路線変更について	( " )
" 第16	" 第73号	訴えの提起について	( " )
" 第17	" 第74号	訴えの提起について	( " )
" 第18	" 第76号	字の区域の変更について	( " )
" 第19	" 第77号	字の区域の変更について	( " )
" 第20	" 第78号	議決内容の一部変更について	( " )
" 第21	認定第 1号	平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第22	" 第 2号	平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第23	" 第 3号	平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第24	" 第 4号	平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	( " )

日程第 2 5	認定第 5 号	平成 1 8 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	(市長提出)
" 第 2 6	" 第 6 号	平成 1 8 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第 2 7	" 第 7 号	平成 1 8 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第 2 8	" 第 8 号	平成 1 8 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第 2 9	" 第 9 号	平成 1 8 年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第 3 0	" 第 1 0 号	平成 1 8 年度宮古島市水道事業決算認定について	( " )
" 第 3 1	同意案第 1 号	教育委員会委員の任命について	( " )
" 第 3 2	諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( " )
" 第 3 3	" 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( " )
" 第 3 4	" 第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( " )
" 第 3 5	報告第 1 1 号	宮古島市国民保護計画の報告について	( " )

◎会議に付した事件

議事日程と同じ



議 案 付 託 表

平成19年9月4日（火）第7回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第59号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）
	議案第65号	宮古島市働く女性の家条例の一部を改正する条例
	議案第78号	議決内容の一部変更について
	認定第1号	平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
文教社会委員会	議案第60号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第64号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第66号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
	議案第67号	宮古島市乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
	議案第68号	宮古島市ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会設置条例
	認定第2号	平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	
経済工務委員会	議案第61号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第62号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第63号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第69号	宮古島市公設市場条例の一部を改正する条例
	議案第70号	宮古島市水道事業給水条例の一部を改正する条例
	議案第72号	市道の路線変更について
	議案第73号	訴えの提起について
	議案第74号	訴えの提起について
	議案第76号	字の区域の変更について
	議案第77号	字の区域の変更について
	認定第3号	平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号	平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第9号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員会名	議案番号	件名
	認定第10号	平成18年度宮古島市水道事業決算認定について

議案第59号 平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)

歳出款項別審査委員会表

平成19年9月4日(火)第7回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	41
		2. 児童福祉費	44
		3. 生活保護費	47
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	48
		2. 清掃費	50
	10. 教育費	1. 教育総務費	89
		2. 小学校費	91
		3. 中学校費	92
		4. 幼稚園費	93
		5. 社会教育費	94
		6. 保健体育費	97
	経済工務委員会	5. 労働費	1. 労働諸費
6. 農林水産業費		1. 農業費	54
		2. 林業費	74
		3. 水産業費	75
7. 商工費		1. 商工費	76
8. 土木費		1. 土木管理費	78
		2. 道路橋りょう費	79
		3. 都市計画費	82
		4. 住宅費	85
		5. 港湾空港費	86

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成19年9月4日

（開議＝午前10時17分）

◎出席議員（27名）

（散会＝午後7時33分）

議長（1番）	友利 恵一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	下地 支所長	平良 哲則 君
副市長	下地 学" "	上野 支所長	砂川 正吉" "
総務部長	宮川 耕次" "	消防 長	伊舎堂 勇" "
企画政策部長	久貝 智子" "	水道局 次長	砂川 定之" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	教育 長	久貝 勝盛" "
経済部長	宮國 泰男" "	教育部 長	長濱 光雄" "
建設部長	平良 富男" "	生涯学習部 長	二木 哲" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	総務課 長	伊良部 平師" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	財政課 長	石原 智男" "
環境施設整備局長	平良 光善" "	企画調整課 長	下地 信男" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	都市計画課 長	長崎 富夫" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	土地対策室 長	川満 義成" "
城辺支所長	饒平名 建次" "		

◎議会議務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時17分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第71号から日程第35、報告第11号までの35件を一括議題とし、質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎新城啓世君

議案第71号についてお伺いしたいと思います。

質問事項が多岐にわたりますので、答弁に支障がないようあらかじめ質問事項の主なものを当局にお渡ししたいんですけども、よろしいでしょうか。

◎議長（友利恵一君）

質疑をなさったほうがいいんじゃないですか。

◎新城啓世君

ですから、質疑が多岐にわたりますので、答弁漏れがあってはいけませんので、あらかじめ質疑事項を当局にお渡ししたいと思いますけれども、いいですか。

◎議長（友利恵一君）

どうぞ。

◎新城啓世君

それでは、質疑に入ります。

まず、この契約書における第3条についてですが、この契約は甲と乙の契約であり、第三者の存在とその責任が明確ではありません。この第三者とはだれなのか。第三者が契約保証金4億円を支払う根拠はどこにあるのかお答えいただきたいと思います。

次に、本通知書を受理した日から5日以内に4億円納入とありますが、本通知書を発行するための本移転許可書の交付を受けられるとの保証がありません。これは、本移転許可の交付は受けられるのか。よって、これがもし受けられない、もしくは遅れた場合、議会議決をもって5日以内に4億円の納入保証はないとなります。本移転許可についての説明をお願いいたします。

次に、第9条、所有権移転等の整理について説明をお願いいたします。公有水面埋立法第27条第1項は、市有地である埋立地を所有権移転する場合、県知事の許可を得ることとつたっているものと私は解釈しております。その辺についてのご説明をお願いします。

そして、次にこの公有水面埋立法第27条で所有権移転のためには国土交通省の定めるところにより都道府県知事の許可を受くべしと記し、許可を受けるための適合条件に申請手続が国土交通省令に違反しないこと。続けて、4号、5号ありますけれども、続けてですね、権利の移転または設定の相手方の選考方法が適正なることとあります。前回のせんだっての契約、密室で契約を行わなくてはならないような設定の相手方の選考方法は適合と言えるのか、問題はないのかお答えいただきたいと思います。

関連しますけれども、知事の許可を得るべき相手方の選考方法はどのようになされたのか。どのように

この会社を選んだのか、その経緯についてのご説明をお願いします。

それから、私見ですけれども、選考に当たっては議員を含めた選定委員会を持つべきじゃなかったのか。その前に、選考委員会はこういったメンバーで開かれたのか、これについての説明をお願いします。

それから、この埋立法の第28条です、相手方が許可を受けることができなければ、つまり本会議の契約の相手方が県知事から許可を受けることができなければ契約は成立しないことになるかと私は解釈します。そうなった場合の善後策はどのように考えておられるのか。

次に、契約保証金の没収についての第3条の第2項、契約書第3条の第2項で義務を履行しない場合とありますが、契約保証金4億円は前納金としての性格を持つものであり、残りの36億円を納めることは当然のことで、その場合40億円を納める必要は生じません。4億円の前納があるわけですから、そこで本契約後に40億円を納める根拠はまずないです。よって、第3条の第2項と第3項は全く関連性はなく、契約保証金4億円を没収するための義務の不履行などは生じないと考えます。したがって、同じく第5項も36億円を納入すれば済むことですから、条文としての意味をなさないかと私は解釈します。その辺の説明をお願いします。

次に、第4条の土地の所有権の移転及び引き渡し、本件土地の所有権は甲の本件土地の引き渡しと引きかえに乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。本件土地の引き渡しは、甲から乙への土地引き渡し書類の交付及び乙から甲への土地受領書の提出後とするものとするとしています。つまりこれは引き渡しは土地引き渡し書類の交付をした上で相手方から土地受領書の提出を受けた後に、後にですよ。その後に売買代金を完納するとなっているわけです。本来売買代金を完納した後に土地の引き渡し手続は始まると思います。よって、土地の引き渡しが書類上行われても代金完納は保証できるとは限りません。もし完納しない場合、引き渡し書類を提出をしながらもこれが完納できない場合、あるいは遅れた場合、この36億円が入らないまま引き渡しした契約は生き続けます。事務処理上の引き渡しは、法的な所有権移転とは別問題と私は考えます。それについていかがお考えかお聞かせいただきたいと思えます。

次に、甲が、第13条。第13条の完納が遅れたことにより、あるいはほかの事由で乙の重要な義務を履行しない事態が発生したとして甲が契約を解除しても第13条第2項により甲は保証金4億円を返還しなくてはならないというふうに解釈しております。これについての説明もお願いします。

次に、違約金、第15条。第15条、違約金について、甲または乙は第13条により本契約を解除したときは乙に対して違約金として売買代金の10%に相当する金額を請求できる云々と書いてありますが、なぜ乙が乙に対して請求できるのか。いいですか。この文のほうですよ。なぜ乙が乙に対して請求できるのか、これ1つ。

もう一つは、仮にこれを良心的といいますか、善意に解釈してですね、甲が乙に請求できると解釈したにしても特定目的会社の性格からして契約を解除することは会社の解散を意味することであるわけですから、違約金を請求しようにも相手方の会社は存在しなくなると考えます。この点についての考え方を教えていただきたいと思えます。

次に、第26条、契約の効力の発生に記されている、第26条ですよ。第26条、公有水面埋立法第27条第1項の規定による所有権移転の許可云々と第9条、所有権移転等の制限における乙は公有水面埋立法第27条第1項の規定により竣功認可の告示の日である云々の整合性についての説明を求めます。

同じくその第2項で第三者に損害が生じてもその責めを負わないと記しておりますが、その第三者とは一体だれなのか。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。お願いします。順を追って説明してください。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時28分)

再開いたします。

(再開＝午前10時29分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

質問が多岐にわたっておりますので、担当をもって答弁いたさせます。

◎議長(友利恵一君)

余り間を置かんで元気よく具体的に。

◎地域戦略局長(與那嶺 大君)

質問が多岐にわたってございますので、答弁漏れがないように答えていきたいと思いますが、もし答弁漏れがございましたらまた指摘していただきたいと思います。

第3条の契約保証金で第三者とはどこを指すかということでございますが、特定目的会社の契約方法によりますと今回の契約の中でオリジネーターとしての例えばこのSCG15特定目的会社を100%出資しているセキュアード・キャピタル・ジャパン、それからSCG15特定目的会社に投資を行います投資会社の皆さんを第三者として扱ってございます。

次に、問題点の2、本通知書を受理した日から5日以内に4億円の納入とあるが、本件移転許可、所有権移転許可ですね。これがどういう状況にあるか説明してほしいという質問であります。議員の皆さんの説明会の中で議会の議決後、本通知書がSCG15特定目的会社に届いてから5日以内に契約保証金は納入されるという説明をしてみました。ただ、その説明会説明の中で本通知書と申しますのは所有権移転許可書と、それから議会の議決の写し、その2通であります。所有権移転についての説明がですね、大分不足していましたことをここでおわびしながらご答弁をしていきたいと思っております。今港湾課と国土交通省との間で所有権移転許可の協議を詰めておりまして、今会期中にはですね、契約保証金の4億円が入るような段取りで大分詰めてきていますので、今会期中での、できれば今週中でのですね、所有権移転許可ができるものだと確信していますので、このようにご理解をお願いしたいと思います。

次に、第9条の所有権移転の制限についてご説明申し上げますということですが、公有水面埋立法第27条第1項の中には確かに都道府県知事の許可というのがうたわれていますけれども、港湾法の読みかえの中でですね、港湾区域のある市町村においては港湾管理者である市町村長の許可で足りるということで読みかえが規定されていますので、そのようにご理解をお願いしたいと思います。つまり宮古島市の場合は港湾区域を持っていますので、港湾管理者である宮古島市長の許可があれば足りるということになります。

次に、国土交通省令に違反しないこと、続けて権利の移転または設定の相手方の選考方法が適正なることということをごどのように判断するかということでございますが、相手方の選考につきましては企業選定

委員会の中で十分に慎重なる検討を期しながらですね、選考をしていますので、選考については何ら問題はないものと思っております。

次に、第28条で相手方が許可を受けることができなければ契約は成立しないことになると解釈するが、その善後策についての考えはどうかというご質問でございますが、所有権移転の許可はですね、間違いなく近いうちにおきるものだと思っております。このことは、国土交通省との協議が、つまり同意ですね。同意が近いうちにおきるものだと確信してございますので、その辺は善後策というのは考えてございません。

次に、契約保証金の没収についてですね、第3条の第2項、義務を履行しない場合とあるが、契約保証金4億円は前納金としての性格を持つものであり、残りの36億円を納めることは当然のことで、そこで40億円を納める必要性は生じないと。よって、第3条の第2項と第3項は全く関連はなく、契約保証金4億円を没収するための義務の不履行などは生じない。したがって、同じく第5項、36億円納入すれば済むことであるから条文としての意味をなさないというご質問でございます。この中でですね、第3条の条文についてご説明を申し上げたいと思います。契約保証金と売買代金は全く別でございます、契約保証金は契約保証金としての性格のものであります。あくまでも売買代金は40億円でございます、仮に契約保証金を納めた後でSCG15特定目的会社のほうがですね、売買代金40億円を納めた場合には当然この契約保証金はSCG15特定目的会社のほうに返還しなければならないこととなります。ただし、売買代金を納入する際に契約保証金の4億円を売買代金の一部に充てるということでSCG15特定目的会社のほうでご了解がいただければ当然4億円を納入した後、残りの売買代金は36億円で済むということとなります。

それから、第3条の中でですね、第5項、第3条第2項の場合を除き、甲は売買代金の完納を認めるときは速やかに契約保証金を乙に返還しなければならないというのが5項でうたわれていますけれども、この意味はですね、売買代金40億円が4億円とは別に納められた場合は契約保証金を乙に、SCG15特定目的会社のほうに返しますという条文の解釈だにご理解をいただきたいと思っております。

それから、次の第4条、土地の所有権の移転及び引き渡しについてでございますが、土地の所有権の引き渡しにつきましては第2条の中で甲は、宮古島市はですね。売買代金の納入を確認した後、つまり40億円の納入を確認した後に第5条に記載された本件土地の所有権移転登記の申請を行うことができるように事務手続をやっていくと。ですから、売買代金40億円が確認されない限り所有権移転の登記手続には宮古島市は入らないということでございます。

次に、甲が第13条の完納が遅れたことにより、あるいはほかの事由で乙の重要な義務を履行しない事態が発生したとして甲が契約を解除しても第13条の第2項により甲は保証金4億円を返還しなくてはならないという条文でございます。第13条、その中でのですね、例えば本契約に定める重要な義務を履行しない場合、この重要な義務とは例えば甲乙にとってどういったものをいうのかというのがちょっと抜けておるんですけど、例えば甲の場合、第2条で規定する所有権移転手続の遅れ、あるいは第5条の登記手続、それから第6条の瑕疵担保、これらのものに甲が例えば重大な遅れとかですね、違反があった場合にはこれが重要な義務に当たるものだと思います。乙にとりましては、第3条の契約保証金の納入の遅れ、第2条の売買代金の速やかな納入、それから第8条の用途指定及び営業開始の義務等、それから第18条の実地調査、宮古島市による実地調査を拒否した場合ですね。それから、第19条の公害の防止等々、それらのものに違反した場合が本契約に定める重要な義務だととらえてございます。



それから、第15条の違約金、甲または第13条により本契約を解除したときは乙に対して違約金として売買代金の10%に相当する金額を請求できるとあるが、なぜ乙が乙に対して請求できるのかという質疑でございます。第13条のですね、甲または乙、つまり宮古島市のほうが乙に対する、乙の重大な義務の履行違反があって契約を解除した場合には、つまり宮古島市は乙に対して、乙から乙ではなくてですね、宮古島市が、甲が乙に対して10%の違約金を保証できるという条文でございます。

(議員の声あり)

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

ですから、甲または乙は相手方、当事者が本契約に定める重要な義務を履行しないときは本契約を解除することができる。その場合に相手方に重要な履行義務違反があった場合には違約金を10%甲のほうから乙に請求できるということでございます。

次に、仮に甲が乙に請求できると解釈するとしても特定目的会社の性格からして契約を解除することは会社の解散を意味し、請求できる相手方、乙は存在しなくなるということの質疑でございますが、甲が乙に請求できる例えば特定目的会社の解散の事由としてはですね、資産の流動化に関する法律第160条に規定されてございます。ですから、契約を解除した段階で乙が解散をしているのかということ、そういうことは全くないと思われまして、その辺は甲としてはですね、契約を解除した場合でも乙に対して違約金の10%は請求していくということになると思います。

それから、第26条、契約の効力の発生に記載されています公有水面埋立法と、それから竣功認可の告示の日であるその規定の整合性について説明してくださいということですが、所有権移転のですね、規定がありまして、所有権移転は竣功認可の告示の日から10年間はできないことになってございます。ただ、私どもが今日ですね、議決されたとして例えば2カ月以内に売買代金が完納されまして所有権移転された、セキュアード・キャピタル・ジャパンにですね。としても竣功認可が平成11年ですから、平成11年から10年間、平成21年まではSCG15特定目的会社から別の第三者には所有権移転はできませんよということでございます。竣功認可の日から10年間ですね。

それから、同じく第2項、第26条第2項での第2項、第三者に損害が生じてもその責めを負わないと記載されているが、その第三者とは何かという質疑でございます。ちょっと読み上げます。第26条の第2項、甲は本件、宮古島市ですね。宮古島市は、本移転許可及び本議決を得ることができないことにより契約の効力が生じない場合は乙または第三者に損害が生じても何らその責めを負わないものとする。つまり乙、SCG15特定目的会社が現在の時点で例えば別の設計会社とかですね、それから建設会社とか、そういったものと別の契約、何らかの取り決めとか契約等を結んでいたとしてもその損害については宮古島市は責任を負いませんよと、負わないものですよという文章でございます。

以上、ちょっとはしよった答弁にはなりましたが、またこの後でご指摘をいただければご答弁をしたいと思います。

#### ◎新城啓世君

まず、この会期中に本移転許可については大丈夫だというふうなことを確認しておきたいと思っております。よろしいですね。

それから、選考委員会が開かれたようですけれども、選考委員のメンバーを明示していただきたいと思

います。

それから、選考委員会には議会代表も含めるべきではなかったかというふうなことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、売買代金を完納して初めて土地の引き渡し作業は行われるはずだけれどもという質問に対してはちょっと不明瞭の答弁ですので、改めてお答えいただきたいと思います。もし土地の引き渡しの手続をしてですね、この引き渡し書類を交付して相手方から受領書をもらった、その後での売買代金の完納というふうなことが来るわけですから、私は逆じゃないかと思うんですね。お金を納めて初めてもって土地の引き渡しの手続が始まると思うんですが、これは土地の引き渡し手続を終えた後で完納するとなっておりますよね。そうすると、もしこれ完納が遅れた場合はまた同じようなトゥリバーが始まります。ですから、この辺を逆ではないのかというふうな単純明瞭な質問に対してお答えいただきたいと思います。

次に、違約金の10%、これはこんな大事な問題をミスした上での契約書に印鑑を押していることへの責任は私大きいと思いますよ。これを説明していただきたい。

特定目的会社の性格からして契約を解除したら、私は解散を意味してこれはもう相手方がいなくなると思うわけですね。前回の太真社の轍を踏むような気がするわけですね。だって、皆さん太真社に請求できましたか。なくなっているんだから。そこで、問題ないというふうに言うんだけれども、じゃその担保は何なのかを説明していただきたい。

そして、今局長の答弁を聞きますと、会期中にできるというふうな自信の答弁と受けとめたいと思いますけれども、それでいいのか確認したいと思いますので、それについてもお答えいただきたい。

以上聞きまして、また再質問します。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

企業選定審議会の設置要綱の中で選定委員のメンバーについてうたわれてございます。企業選定審議会の委員として副市長、それから地域戦略局長、総務部長、企画政策部長、建設部長、財政課長、港湾課長の7名で構成してございます。

それから、所有権移転の手続の件についての再質問でございます。地方自治法の中でも売り払い代金の納付についてうたわれてございまして、それを確認しないことには所有権の移転の登記はできませんよということでございますので、売り払い代金の納付を確認した後で所有権移転登記の手続は進めていきたいと思っております。

あとは、解散を意味するんじゃないかという疑問がございました。SCG15特定目的会社のほうで契約を破棄した場合には会社の解散を意味するんじゃないかという疑問がございましたが、SCG15特定目的会社についてはですね、特定目的会社全般でございますが、資産流動化法の中で設立及び解散についても内閣総理大臣のほうに届け出るようになってございます。ですから、逆に契約が破棄されたといってもこの会社がすぐに解散ということにはなりませんので、例えば違約金が生じるような事態が仮に発生したならば宮古島市としては迅速にですね、その対応はしていきたいと考えてございます。

（議員の声あり）

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

ちょっと答弁を訂正させていただきたいと思います。

選定委員会のメンバーで「土地対策局長」と答弁したようでございますので、「地域戦略局長」に訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時52分)

再開いたします。

(再開＝午前10時58分)

◎地域戦略局長(與那嶺 大君)

契約の解除による契約保証金の取り扱いについての質疑でございます。第13条の第1項の中で本契約に定める重要な義務を履行しないときは本契約を解除することができるとうたわれています。ですから、例えば乙の重要な義務を履行しないことによって本契約が解除になった場合、この契約がですね。この場合には契約保証金としての4億円は宮古島市に帰属することになります。つまり没収という形で4億円は宮古島市に帰属するということになります。

それから……

(議員の声あり)

◎地域戦略局長(與那嶺 大君)

済みません。休憩でいいですか。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時58分)

再開いたします。

(再開＝午前10時59分)

◎地域戦略局長(與那嶺 大君)

資産流動化法の中で特定目的会社については内閣総理大臣に届け出る義務があるとお答え申し上げました。資産流動化法の中でその特定資産にかかわる例えば投資家の保護、それからこういった資産の流動化にかかわる皆さんの個人投資家の保護とかですね、こういったものについてはですね、資産流動化法の中で保護が十分にうたわれていますので、こういった資産流動化法の条文の中で十分な担保はとられているものだと感じます。

(「議長、休憩をお願いします。答弁漏れがあります。休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩します。

(休憩＝午前11時00分)

再開します。

(再開＝午前11時03分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

所有権移転許可についての国土交通省との協議を今港湾課のほうで鋭意進めているところでございます。この二、三日の間で疑義に関する事項が極端にあと一、二点でもう疑義のほうがですね、担当官のほうと大分詰められてきていますので、今週中での移転許可のほうは大丈夫だと私自身は思っておりますので、会期中でのですね、契約保証金が入れるように私どもとしても頑張っていきたいと思っております。

◎新城啓世君

再度伺いますけども、乙の義務不履行によって甲が契約解除しても4億円は戻ってくると言いますが、どこを見てもその確証が見当たらない。これをもう一度お願いします。

それから、最後に聞きますけども、この問題はですね、トゥリバー問題。今議会のいかなる議案よりも市民が一番注目している議案でございます。そういった意味ではこの問題は市長は相当責任を持って臨まなくちゃいけないと思います。そこで、お聞きしますけれども、契約に至るまで公有水面埋立法も含めてすべて精査、吟味の上この契約を承認されたのか、市長、副市長、そして建設部長、総務部長にお伺いしたいと思います。

それから、過去にもいろいろあるわけですから、本契約の結果いかんによっては市長は職責をかけるか、それについてのこともお聞かせいただきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時05分)

再開いたします。

(再開＝午前11時05分)

◎新城啓世君

この問題の結果いかんによっては責任の大きさが出てまいります。どのような形でもって責任を示されるのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから、聞き漏らしましたけれども、この修正、私は変更と申し上げましたけれども、違約金の件で甲はという文字をミスしたわけですね。この仮契約書の中において修正しなくちゃいけない箇所が出てまいりました。これは、どのように処理されるのかもお聞かせいただきたいと思っております。お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

お答えします。

トゥリバーの問題は、宮古島にとって一番大きな問題です。選定委員会は、しっかりと全員真剣に取り組んで選定したと思っております。

また、この結果については大変重大な問題ですので、私も最大限の責任をとらせていただきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

4名を指名したんですが、啓世議員、4名に何かの答弁を求めるんですか。

◎新城啓世君

私がお聞きしたのは……

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時07分）

再開いたします。

（再開＝午前11時09分）

◎副市長（下地 学君）

新城啓世議員から選定委員会の中では契約書の確認はしたかという質問ですが、これ委員会の中には慎重に審査し、検討いたしました。

◎議長（友利恵一君）

もうよろしいですか。

◎新城啓世君

局長。契約文の契約条項の修正について……

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

第15条の違約金の条項の中で甲または乙は第13条により本契約を解除したときは乙に対し違約金として売買代金の10％に相当する金額を請求することができるとうございます。甲が乙に対して違約金を請求できるということを想定してございまして、乙が乙に対して、あるいは乙が甲に対してということを想定した条文ではございませぬ。あくまでも甲が乙に対して違約金を請求できるという想定ですな、SCG15特定目的会社のほうとも協議をしてこの条文は策定してありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

◎平良 隆君

私も幾つか質疑したいと思います。

先程啓世議員から議案第71号の市有地の処分についても質問がありましたけれども、これは確認だけしておきたいなと思っております。やはりこの市有地の処分というのは、これ長年ですな、事項でありまして、これが去った8月16日に仮契約が密室の中で行われてですな、少々マスコミでの批判を仰いでおりますけれども、きのうの議会には議会議決後5日以内に保証金が入るといふようなことの説明があったわけでございますけれども、またきのうの説明の中ではやはり所有権移転後じゃなきゃだめだと。しかし、今啓世議員の質問の中におきましては会期中にこれは保証金が入るといふようなことを今局長がおっしゃっておりますけれども、その確認をしておきたいなと思っております。

また、先程もし万が一ですな、この売却に失敗したら大きな責任を持つといふような市長の答弁でございますけれども、この大きな責任といふのはどういふ責任なのかですな、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

（「最大の責任」の声あり）

◎平良 隆君

最大の責任ですな、最大限の。

次に、議案第59号について質問、一般会計の補正予算についてお聞きをしたいと思います。この歳入補正の中でですな、地方交付税が約2億6,000万余これ計上なされております。去った8月30日のですな、

議案説明の中で財政課長のほうから地方交付税、当初の見込みよりは5億5,000万余の増額がですね、決定しているというようなお話をなされていたんですけども、今回この全額ですね、計上しないで2億6,000万余計上した理由。この前言ったのが決定しているんだったら全額ですね、計上していろいろな事業に押し充てるだろうと思っていたんですけども、今回その半分も満たない額をですね、計上なされているのはなぜなのか、それをお聞きしたいと思います。

次に、歳出のですね、補正の中で非常に人件費の増減のですね、補正が目にも余るほど目立ってきております。なぜ9月にこの人件費の補正がですね、それがいいのかどうかですね、その理由もですね、お聞きをしたいなと思っています。

それと、管理費、これは34ページでございますけども、市有地の維持管理委託料の件で254万1,000円余の予算が計上なされております。これは、どこの市有地の維持管理の委託料なのかですね、ご説明をしていただきたいと思っています。

次に、また障害者自立支援対策事業費、これが1,947万円計上されておりますけども、この事業の内容等をですね、お聞きをしたいなと思っています。

続きまして、砂川保育所のですね、かかわる工事費、これがマイナス1億3,600万余となっておりますけども、そのマイナスとなった理由等ですね、説明していただきたいなと思っています。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

最大限の責任とは、市長として考えられる最大限の責任をとりたいと思っております。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

今新城啓世議員にもご答弁したとおり所有権移転許可を国土交通省のほうと協議をしてございます。この二、三日のうちには、今週中にはですね、所有権移転許可は出せるような状態だと確信してございますので、この9月議会の会期中にですね、議決が必要ですし、所有権移転の許可書と議会の議決の写しを同時にSCG15特定目的会社のほうに送付しなければこの効力というのは発効しません。ですから、早目にこういった議決していただいた後にですね、事務手続を急ぎまして、この会期中には契約保証金としての4億円が入れるように地域戦略局としては精いっぱい頑張っていきたいと思っています。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、障害者自立支援法の補正の件でございますけれども、人件費以外についてご説明を申し上げます。4目の障害者福祉費の13節の委託料でございますが、これは国保連合会とのシステムの構築費の委託でございます。地域生活支援事業のシステム構築、それから自立支援給付のためのシステム構築の200万円でございます。

次に、備品購入費の184万1,000円でございますけれども、これは連合会等接続するための端末機の購入が21万円、それから新生児用オージオメーターほかの備品で163万1,000円でございます。このオージオメーターといいますのは、聴力検査に使う器具のようでございます。

次に、負担金補助及び交付金の1,071万6,000円でございます。9月分までは扶助費で計上してございました事業運営円滑化事業の補助金について青潮園とみやこ学園さんのほうに支払いをいたします。9月までは先程申し上げましたように扶助費で計上していたものを10月以降負担金で計上すると。国保連合会へ委託するために負担金で予算措置をするということでございます。

それから、20節の扶助費491万6,000円であります。これは、19節の負担金で申し上げましたとおりですね、青潮園の通所授産ですね、それからみやこ学園通所授産の扶助費でございます。これが321万6,000円。それから、就労意欲促進事業の扶助費が170万円でございます。これ対象者15名の分でございます。

以上、障害福祉費に係る補正の説明といたします。

#### ◎財政課長（石原智男君）

地方交付税の件についてお答えいたします。

地方交付税は、当初予算より決定額のほうが5億5,722万3,000円の増となっております。今回の補正は、そのうちの2億1,608万円で、積み残しが3億4,114万3,000円でございます。なぜ今回全部しないのかという質問でございますけれども、今回の補正については2億1,600万余計上しておりますが、今後の補正、あるいは今後また医療費とか、いろいろな増に対しての補正の予備というふうにですね、一応考えております。それから、特別交付税も今後年度末にいてどういうふうな状況になるか、今年度内に災害が起きなければ今のような状況で、今の予算内での決定は大丈夫だと思いますけれども、今回まだ年度は完了しておりませんので、どんな災害があるかまだ未定でございますので、その減額分も見据えながらの今回の2億1,600万の計上であります。

それから、人件費はなぜたくさん補正があるのかということですが、これは人事異動に伴う当初予算ではその当時の所在しているところでの予算でしたので、今回人事異動によって増減が生まれたということでの補正であります。

あと市有地の件でございますけれども、市有地の鑑定料が274万2,000円、それから分筆委託が254万1,000円の件でございますけれども、現在旧宮古支庁跡地ですね、とそれから市有地の返還が等価交換等を可能な土地を今検討中ございまして、そういった土地の鑑定をする場合の費用、それからもし等価交換ができればそういった登記の申請料というふうなことで計上してございます。

（議員の声あり）

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

大変失礼いたしました。砂川保育所の補正減につきましては、当初当初予算で議会に認めていただきましたけれども、その後いろいろ状況の変化がございました。まずは入所児童が見込みより相当数少ないというふうなこと、それからそのほかに今市では保育所につきましても統廃合を検討いたしております。そういった入所児童の減少に伴う統廃合の検討を進めておりますけれども、それと公立保育所の設置数、数今12カ所ありますけれども、非常に多いというふうな外部からの指摘、あるいは民間に移譲すべきではないのかというふうなこと等も含めていろいろ状況の変化がございまして、当面修繕でやっていきたいと。新築については先送りにして、修繕をしまして、状況を判断しながら、その統廃合も含めて今後の状況を判断していきたいというふうに考えているところであります。

それから、先程の答弁の中で漏れがございましたので、答弁をしておきたいと思っております。23節の償還金利子及び割引料618万8,000円でございます。これは、平成18年度の実績に伴う返還金であります。1つは身体障害者保護費負担金、それから知的障害者施設訓練等国庫分、地域生活支援事業の国庫分、それから障害者自立支援給付費の負担分、障害者程度区分認定等事業費分、それから特別障害者手当等給付費の国庫負担分の返還がこの6つの事業の返還金として618万8,000円を今回補正をいたしております。

◎平良 隆君

議案第71号の市有地の処分については、市長は自分の考えている最大限の責任をとるというようなことで非常に抽象的でちょっと理解はできないんですけども、本来であったら具体的にですね、言っていただきたいなと思っております。

それと、局長も不転の決意でこの期間中に頑張りたいということでございますので、これに期待をしたいなと思っております。

議案第59号のですね、一般会計の補正の中でですね、財政課長の場合はいろいろ災害もあるだろうし、何もあるから大体この3億円は計上していないというようなことをおっしゃっていたんですけども、ちなみに予算編成の基本というのはですね、歳入を決定した額についてはですね、やはり計上してですね、当然最初の予算編成の段階で各課からですね、いろいろな事業が要求されているにかかわらず、切っていい事業とかあるわけですね。そういった事業に充ててですね、この行政運営はすべきことだと私は思っております。しかし、今財政課長の答弁によりますと後の問題の解決のために残してあるというようなご答弁、予算編成といいますかね、会計するというのは好ましくないこれは処理の方法じゃないかなと思っておりますけども、今後ともそういう形ですね、この予算の編成といいますか、やっていかれるのかどうか、その点についてもお聞きしたいと思っております。

それと、歳出の補正の中で人件費の補正が目に見えて余るほど多いということについての質問については、それは人事異動によってのことなんですけども、人事異動というのは、これは4月に行われるんですよ。4月に。本来だったらこういう予算の補正というのが6月にしなきゃいけないわけですよ。これは、職員の怠慢かこの予算のね、管理が不十分でこういう状態になったんじゃないかなと私は思っておりますけれども、その辺についてはどのようなお考え持っているのかですね、もう一度お聞きしたいなと思っております。

◎財政課長（石原智男君）

普通交付税についての質問にお答えします。

予算は、普通交付税の決定額は当初予算よりも5億5,000万余伸びているんですが、今回は2億1,600万、積み残しが3億4,000万というふうにしてございますのは、やはり今回の補正での要求というのは一般財源としては2億1,000万の要望があると。その分を全部残りの3億4,000万も計上してしまいますと歳出のほうにも同額、歳入歳出同額計上しないとイケませんので、余った財源ということで予備費のほうに持っていかなざるを得なくなりますので、そういった計上ではなくて、必要なときに必要な分を計上し、最終的には決定額をやっていきたいと思っております。

あと人件費については6月にしたほうがいいんじゃないのかということでございますけれども、本来12月に法改正とか、いろいろのありまして、12月に人件費の補正はやってございますけれども、今回はなるべく早目に、そういった法の改正等も考えられますけれども、今人事異動によって相当の動きがありましたので、今回やっておかないとちょっと支給に滞る部分がありますので、9月に計上いたしました。その点ご理解をよろしくお願いいたします。

◎平良 隆君

答弁によりますと、予算が余って歳出でも使い道がなかったからこれは残しておくというような答弁で



すけども、しかし2007年度のですね、やはり予算の編成段階でですね、各課からいろんな事業の予算の要求ありますよね。その中で、全体要求の中で2割ぐらい切られているわけですよ。そういう重要な事業も僕はあると思うんですよ。本来だったらこういう事業に充ててですね、市の運営、行政運営するもんだと思っておりますけれども、今いかにも余りにも財政が豊富みたいな答弁なされておりますよね。本来だったらこういうね、決まった歳入に対しては、これは今年度のね、やっぱり事業に充てていくのが行政の運営のあり方じゃないかなと思っております。今確かに厳しいということではいろんな補助金のカットされているわけでしょうが。こういうものをやっていくのが私はいいんじゃないかなと思うわけでございますけれども、そういった予算編成についてですね、もう一度お伺いしたいなと思います。

それと、これまで非常に予算の管理の不十分といいますかね、人件費なんかをさ、予備費から流用するのが多いわけよね、今まで。いわゆるこの予算の管理の不十分によって今の人件費のですね、補正も遅れたような感じがするわけでございまして、今後ですね、やはりこういう予算管理というのはですね、十分やっていただいて適正な管理を処理していただきたいと、そう思っております。

◎議長（友利恵一君）

今の件は、隆議員、要望と受けとめているようだが、要望でよろしいですか。要望。

◎平良 隆君

要望でオーケーです。

◎議長（友利恵一君）

予算編成に対する。

（「要望と言うんならいいんじゃないの」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

要望だそうですから。

◎富永元順君

じゃ、私も何か質問させていただきたいと思います。

まず初めに、議案第71号の市有地の処分についてお伺いしたいと思います。まず、市長にですね、このトゥリバー地区の売買契約についてでありますけれども、これまで旧平良市時代、大変な期待を持って議会においても全会一致で可決をしたにもかかわらずこれが売買に至らなかった経緯も踏まえてですね、特に外資での契約、外資系の会社との契約についてはこれまで議会でもたびたび市長は今後の考え方として外資系でなくて、やはりちゃんと実績のある国内企業と契約をしたいということでの答弁を聞いてきております。にもかかわらず今回あえてこの外資系の企業とトゥリバー地区の契約に至った市長の考え方の変化というんですか、それについて市民にわかりやすいように説明をしていただきたいと思います。単なる財政が厳しいからということだけじゃなくてですね、今の状況から考えますと今売り手市場なんですよ。買い手はいっぱい来ております。担当の皆さんもそれはよくご承知だと思いますよ。それで、やっぱり何社か、まして一般売買契約も含めて十何社この土地にですね、買いたいという希望を出しております。そういう中であえて市長が外資系の企業と契約をしたこの理由というんですかね、このいきさつ、これについてまずお伺いしたいと思います。

それと、先月16日の売買契約のときにですね、午前中の仮契約の締結のときにマスコミをシャットアウト

トして、そしてすべて外から見えないように目隠しをしてですね、こういった契約をやった。本当に密室での契約というのが市民から大きな不信感が今持たれております。なぜそういった密室での契約をしなればならなかったのか、その理由とですね、それとその密室での契約、相手側だれが立ち会ったのか、市当局はだれが立ち会ったのか、それについて詳しい説明をお願いしたいと思います。

次に、きのうの野党議員団、全員ではありませんけれども、野党議員団に対するこの仮契約書に対する説明も含めてですね、いろんなところから問い合わせのことがあるということで説明がありました。そのときに対策室長はこの相手方、特にSCG15特定目的会社も含めてその親会社でありますセキュアード・キャピタル・ジャパン、この会社の概要も含めてですね、信頼足ると、その1つのいわば証拠というんですかね、ボーリング調査の件を話しておりました。そのボーリング調査をですね、あえてやってまで、やる会社が何で契約保証金も払わないのに、いろんな質問がありましたけれども、信頼できるということをお話しておりますけれども、そこでボーリング調査についてお聞きしたいと思います。まず、何の目的でですね、いつ、だれが、いつから、どのような調査を行ったのか。そして、それをその会社、ボーリングした。発注した会社はどこなのか。その経費というのは幾らかかってですね、どういった調査事項が上がってきているのか、これを示していただきたいと思います。ましてこれがまだ宮古島の財産でありますね。宮古島の財産をいわば一企業に対してどういった経緯でね、こういう調査を許可したのか。だれがそういった許可を与えたのか。そのときには、調査するときには多分に協議書が、協議が行われたと思います。どういった協議が、だれとだれがこういった協議をしたのか、この経緯についてもご説明を願いたいと思います。そのことについて例えば直接市と交渉している企業もあると聞いておりますので、数社。それに対してこういったある企業がボーリング調査をやっているということも含めてなぜその1社にだけそういった調査を許したのか、それについての説明もお願いしたいと思います。

それとですね、このトゥリバー地区宿泊施設用地開発に関する協議書と環境保全協定書についてお伺いしたいと思います。まず、協議書は、これもですね、伊志嶺市長と取締役、フィ・Q・リーとの協議書、それから協定書になっておりますけれども、この協議書、協定書をつくったときのまた担当、だれだれが立ち会ってこの協議書をつくったのがいつ、これについての説明をお願いしたいと思います。

それと、その協議書の中ですね、3と5と8、これについてのまず説明をお願いをしたいと思います。

答弁を聞いて再質疑をしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

今の経済情勢のグローバル化によって今の日本の企業でも外資を抜きにしては語れない企業がたくさん増えております。そして、セキュアード・キャピタル・ジャパンですけども、上場されておりますし、そしてしっかりした元野村証券にいた社長が社長をやっております、信用できる会社であると信頼して契約を行いました。

宮古島市での契約の状況ですけども、SCG15特定目的会社の社長のフィ・Q・リーさんと契約をいたしました。密室と言いますけども、私が指示して目張りをしたわけではなくて、職員が勝手に窓を何か目張りをしたということでございます。私は、情報公開はしっかりやったほうがいいという信念ですので、そういうことですので、ご理解願いたいと思います。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

最初に、仮契約についてのご質問でございます。仮契約、庁議室で行われたんですが、目張りをちょっと私のほうで指示しましてですね、その結果が市民に対して大分不信感を与えたことをここでおわびしたいと思います。

(議員の声あり)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

これからは、こういうことのないようにですね、打ち合わせしながらやっていきたいと思っています。

(「理由を聞いているんだよ」の声あり)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

理由については、慎重に慎重を期したいという私どものほうがありましてですね、相手側はセキュアード・キャピタル・ジャパンの中で投資のほうを大分握っている皆様が主だったものでございますから、私どものほうで判断しましてですね、このような形になりました。市民の皆さんに対しては、それから議員の皆様に対しては秘密の中で、秘密裏にですね、行ったという印象を与えてしまったことは否めない事実でございますので、この場でおわびしたいと思っています。

次に、その……

(議員の声あり)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

これから公開していきたいと思います。

次に、当日の立ち会った方はどなたですかというご質問でございました。セキュアード・キャピタル・ジャパン取締役の山田さん、それから同じくセキュアード・キャピタル・ジャパンの平山さん、同じく北野さん、山下さんですね、そしてセキュアード・キャピタル・ジャパンの役員でありますけど、SCG15特定目的会社の取締役でありますフィ・Q・リーさん、そして松野設計の松野さん、浅川さん、そして平尾さんであります。宮古島市側からは、市長、副市長、総務部長、建設部長、企画政策部長、私です。以上で立ち会いを行ってございます。

次に、SCG15特定目的会社に決まったいきさつでございますが、以前外資系と言われましたフィリピンの会社との契約のほうで旧平良市のほうも大分大きな損失をこうむった経緯がございます。ただ、当時のフィリピンの会社と違しまして、セキュアード・キャピタル・ジャパンという会社は国内で設立登記されておりまして、東証マザーズにも上場されております企業でございます。会社概要、それから財務諸表、これらを見ても、県内には事業実績等は今のところございませんが、国内では多くの事業実績がございます。ですから、こういったことを総合的に鑑定して検討した結果、宮古島の企業選定、トゥリバー地区の企業選定委員会のほうに上げて検討していただいた次第でございます。

富永議員ご指摘のように実際にトゥリバーを見ていただいた企業はセキュアード・キャピタル・ジャパンのほかに3社ございました。なぜセキュアード・キャピタル・ジャパンに決定したかというのは、出してもらった提出書類、これらがほかの3社はセキュアード・キャピタル・ジャパンに比べまして書類がそろっていなかったことが原因でございます。書類がそろっていなかったということは、検討のテーブルにのせる要素がなかったということでございますから、選定委員会としてはセキュアード・キャピタル・ジャパンのこれまで行ってきたデューデリジェンス実地調査とかですね、それから土質調査、そして社内の

対応、プレゼンテーション、これらのものを総合的に検討して今のSCG15特定目的会社に決定した次第であります。

それから、土質調査についてのご質問がございました。土質調査が行われたのは、7月の31日から8月の3日にかけてでございます。セキュアード・キャピタル・ジャパンのおつき合いのありますアースアップレイザルという環境専門の会社がございます、その会社から委託を受けました福岡の会社が実際に現場に入りまして、土質調査を行ってございます。当然その会社のほうから港湾課のほうに申請がございました、土質調査をしたいという旨の申請がございました。港湾管理者であります宮古島市長の許可で土質調査は行ってございます。土壌対策汚染法による土質調査を行ってございまして、ボーリングの地点を12本、深度にして約5メートル、調査の機械も、ボーリング機械もですね、九州のほうから運んでまいりまして、土質調査を行ってございます。土質調査の費用につきましては、詳しい金額のほうは聞いてございませんが、概算して大体1,000万以上には上ると私どもは見てございます。

申しわけありません。答弁漏れがございました。トゥリバー地区宿泊施設用地開発に関する協議書というのをSCG15特定目的会社と協議して合意してございます。その中で3点についてのご質問がございました。3、甲は、宮古島市はですね。便益施設の全部取り壊し、東屋の全部取り壊し及び代替施設を設置することについて関係機関と調整すること。5、宮古島市はヘッドランド部分の防波堤の高さまで盛り土し、同部分のコンクリート護岸部分を景観保全のための自然石張りを行うこと。8、セキュアード・キャピタル・ジャパン、SCG15特定目的会社はヘッドランドの建築物を建築するための面積はトゥリバー地区緑地面積の2%以内を限度とすること。これは、トゥリバーの開発に当たりましてSCG15特定目的会社の希望でございます。この希望に沿いましてこれから仮契約が議決された後、国土交通省及び関係機関、内閣府沖縄総合事務局とかですね、そういった関係機関と調整していくことになります。ですから、13にございますように甲及び乙は上記の各項目について誠実に実施できるよう関係機関と協力調整していくこととうたわれてございます。ですから、宮古島市としては仮契約の議決後、本当にこの協議事項はですね、国土交通省、平良工事事務所、内閣府沖縄総合事務局、これらの関係機関と協議してこれができるかどうか、実施できるかどうか協議していく手はずをやっていきたいと思っています。

#### ◎富永元順君

答弁漏れでありますけれども、このボーリング調査についての協議書、これを僕は言いましたので、再度お願いします。

それと、ちゃんと調査結果ですね、それと申請書、そのあれもお願いしたいと思います。

これは、土壌汚染がないかどうかについての調査のための土質調査と言っておりますけれども、これを埋め立てる時点でこういった土壌汚染をするような危険なものって埋めてあるんですか。だれが埋めたんですか、これ。市がちゃんと業者を選定してこういったものを、土砂を入れなさいと、これ入れる前にチェックすべき問題であって、埋め立てた後にそれが土壌汚染があるかないかについて何のために調査するんですか。これおかしいんじゃないですか。これをじゃ違法なものを埋めてあるということが予想されてそういった調査をしたんですか。これを埋めるときには、ちゃんと業者に対してこういったものについてはみんなこれは規格があって埋めるんじゃないですか。勝手に物を何でもかんでも何でもこれは埋め立てるんですか。なんで、わざわざだからこういった何かアリバイづくりみたいなようにですね、いわば調査

をしている会社だから大丈夫だと。ほかの会社が幾ら後から来ても、参入してもこれができないような、こんなアリバイづくりのようにも思えるんです。なんで、そういった調査はだれの、市民の財産に対してですよ。だれの権限で、本当に市長がこれができるんですか。

それと、前にその埋めた土地というのはですね、すべてじゃ汚染の調査をしてからですね、やってくださいよ。何も12本だけじゃなくて、全部ですよ。そういった危険なものを本当に埋めてあるんですか。何でそれを向こうが、企業が申請したときに大丈夫ですと、何もこういった汚染物質入っていませんと、わざわざ経費までかけさせるんですか。何のために企業に対してそういったことをしたのか、それについての、まずそれには、その埋立地にはどういったもので埋めてあるのか、それについての説明をまずお願いしたいと思います。

それとですね、協議書、これだれがどういったメンバーでやったかについても再度お聞きしたいと思います。

それとですね、協議書の3、甲は便益施設の全部取り壊し、東屋の全部取り壊し及び代替施設を設置することについて関係機関と調整する。これは、多分国だと思えますけれども、これはだれの費用でやるんですか、これは。これを取り壊しをした場合にだれの要望でこの今ある施設を取り壊すということをごにうたつてあるのか。これは、だれの経費でね、これ取り壊すのか。また、やると、取り壊した場合に幾らぐらいの経費かかるのか、これについての説明をお願いしたいと思います。

それと、この環境保全協定書に関してはですね、これは県との調整もちゃんとやっているのかどうか、それについてもお聞きしたいと思います。

それと、きのうの説明、野党議員団の説明に対してですね、初めてこの宮古島市平良港コースタルリゾート整備事業宿泊施設用地処分に係る公募要領というのが提出されました。この中で、これはですね、いつつくられたのか、これについてまず説明をお願いしたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

資料の準備に時間がかかるようですから、時間がもう12時に迫っているんですが、ご相談しましょう。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

それでは、午前の会議はこの程度にとどめ、午後2時から再開いたします。ご苦労さんです。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時57分）

再開いたします。

（再開＝午後2時01分）

午前に引き続き質疑を続行いたします。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず、協議書の作成経緯についてのご質問がございました。協議書につきましては、私ども地域戦略局とセキュアード・キャピタル・ジャパンの担当のほうで協議を重ねまして、それを企業選定審議委員会のほうに上げまして報告し、それから市長の決裁を得まして協議書は締結してございます。

それから、協議書の中での便益施設を取り壊しの費用はどうなるのかというご質問でございますが、協

議書の中ですね、便益施設の取り壊しにつきましてはこれから国土交通省との協議や内閣府沖縄総合事務局との担当課との協議がございますので、今のところその費用については答弁できる資料は持ち合わせてございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、ボーリング調査を行ったのはなぜかというご質問がございました。議員ご指摘のようにですね、トゥリバー地区といいますのは埋め立て申請を得まして、ちゃんとした埋め立ての土壌ですね、分析も行われて埋め立てはなされてございます。自然由来ということで何ら基準を超える物質の報告はされていません。埋立申請書のほうでもされてございません。ただ、土壌の調査方法に2つ方法がございまして、海洋汚染防止法とですね、土壌汚染防止対策法の2つの方法がございまして、現在土地売買の際に一番重要視されているのが土壌の中にどういった物質が含まれているのかということが取引の際の土地売買の際に大分重視されているようでございまして、セキュアード・キャピタル・ジャパンのほうでもですね、埋め立て申請の基準値、土壌調査の基準値には自分らも何ら疑問もないという方法で答弁ではあったんですが、海洋汚染防止法にない調査項目、例えば弗素とかですね、硼素、それからセレン、こういった物質の調査をしたいという申し出がありました。ただ、私ども地域戦略局や港湾課のほうにはこういった例えば土壌汚染対策法に基づく費用ですね、こういった費用が予算化されていませんので、私どもの調査は1カ所だけで終わってございます。ただ、これではもう不足だということで、もしトゥリバーにおいて土壌調査をこれからも必要だというのであればセキュアード・キャピタル・ジャパンのほうでやっていただきたいと私どもはセキュアード・キャピタル・ジャパンのほうに申し出てございます。こういう経過がありまして、土壌調査のほうはですね、セキュアード・キャピタル・ジャパンの実費でセキュアード・キャピタル・ジャパンの懇意にしています環境汚染調査会社のほうで午前中にもご説明申し上げたように実地調査を行ってございます。ただ、この土壌調査の結果というのはセキュアード・キャピタル・ジャパンに届いていまして、私どものほうには届いてございません。また、セキュアード・キャピタル・ジャパンの実費でやっているわけですから、セキュアード・キャピタル・ジャパンのほうに届いて当然の結果だと思ってございます。

それから、公募要項についての質問がございました。当初の公募要項はですね、18年の9月に作成してございます。それから、改正の公募要項ですが、土地対策局の中でですね、去年からこういったトゥリバー地区の売買交渉を続けていく中で今年になって特別目的会社、こういったものとの契約も必要だと感じざるを得なくなってきましたんで、資産流動化法を地域戦略局としても勉強していくうちにですね、研究していくうちにどうしても公募要項を改正しなくてはならないという必要性を感じましたので、改正の公募要項を企業選定委員会の中で検討して改正についての吟味をしていただきました。そして、改正の公募要項を19年の8月に改正の要項として策定してございます。応募条項の中ですね、第6番に文章をつけ加えまして、改正させていただいてございます。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後2時08分)

再開いたします。

(再開＝午後2時09分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

協議事項の内容についてご説明を申し上げたいと思います。

ちょっと中身を読み上げさせていただきますが、甲は、宮古島市はですね。便益施設の全部取り壊し、東屋の全部取り壊し及び代替施設を設置することについて関係機関と調整することという項目がございます。トゥリバー地区の売却を交渉するに当たってですね、トゥリバーを視察していただいた。4つのオファーがあったセキュアード・キャピタル・ジャパンを初め株式会社ランド、それからスターウッド、大百、いずれの企業もですね、トゥリバーに来ていただいて海が見えないという話がありました。いずれの企業からもこの施設については協議してもらいたいという話がありました。ただ、私どもはこの施設がですね、事業者の皆さんが、例えば企業の皆さんが取り壊せといっても簡単にそう取り壊せるものではありませんので、そこには仮に取り壊しを行った場合、補助金返還という事態が生じるかもしれません。ですから、今の段階では、そうですかと私どもが取り壊すという話にはできないわけです。また、それを取り壊すに当たってはですね、内閣府の沖縄総合事務局の担当課、そして国土交通省の港湾局の関係担当課、こういったもろもろの課と協議する必要がありますので、協議書の中の13番でこういったものですね、取り壊しあるいは代替施設をつくるにしても宮古島市がつくるのか、あるいはそこを開発する事業者の皆さんが負担してつくるのか、その辺の協議については13番目の項目でうたっていますので、それでこの協議書の中身につきましては宮古島市及び特定目的、その担当のほうとですね、納得してこの協議書は策定してあります。また、セキュアード・キャピタル・ジャパンの弁護士のほうも納得してこの協議書でよいという了解を相手のほうからもいただいていますので、私どもとしては契約条項に盛り込まなくてもですね、この協議書をこれから実行に当たっては関係各機関と調整して協議を行って当たっていきたいというふうに考えてございます。

◎富永元順君

このボーリング調査なんですけども、これは企業が自主的に調査をしたいと言うから調査を許可したと。これも管理責任者であります、管理者であります市長が許可をしたと。その申請があつてですよ、企業から。ただ、その協議書を僕は出してもらいたいと言っているんですよ。

それと、この地質調査の報告書も今局長の話だとセキュアード・キャピタル・ジャパンが発注してこの調査をしたんで、その調査事項というんですか、調査結果はこのボーリング調査した会社からセキュアード・キャピタル・ジャパンにいつているという話なんですけども、当局には来ていないということですよ。何で調査を許可しておきながら、どういった調査結果だったかどうか、これ求めないんですか。

(議員の声あり)

◎富永元順君

待ってくださいよ。市の財産ですよ。市民の財産ですよ。勝手にですね、企業の言い分だけ聞いて、今これもおかしいんですけども、この工程表8月10日に作成して、もう既に仮契約を16日にやると書いてあるんですよ、これ。これまだ一般売買契約の募集最中なんですよ、10日が締め切りで。そういった中で仮契約を8月16日すると。前もってやると。ボーリング調査もやると。しかし、この工程表の中にもこのSCG15特定目的会社は来年の2月からやると書いてあるんですよ、ボーリング調査は。書いてあるのにわ

わざわざ何で前もって調査するんですか。調査するのにまた市長はそういった許可をおろしたんですか。そして、この調査事項も何の報告も受けていない。これどう理解したらいいんですかね。許可しておいてこの調査結果も何も報告も求めない。そして、中にはこういったちゃんとした埋め立てに関してはそういう汚染物質がないようなものを埋め立てたと今おっしゃっておりますけれども、また海洋汚染防止法、また新しいこういうのが出てきておりますけれども、そういった中でまた調査が必要であればセキュアード・キャピタル・ジャパンが自分で実費でやるという話ですけども、こういった説明も全くないままに仮契約書を結んだり、協議書をつくったり、これは明らかにこのSCG15特定目的会社に最初から契約をやりますよという、こういった日程で進めているとしか思えないんですよ。

そして、この協議書の中の5番、ヘッドランド部分、これどの部分をいつているのか。これ今までロックフェスティバルとか、そういったやっているイベント広場の部分をそういつているのか。そういったところはどういった施設をつくろうとしているのか。SCG15特定目的会社が事業計画書を出されておりますけれども、向こうには何か結婚式場つくるといような計画が上がっていると思うんですよ。そして、海浜1の中には浮き桟橋もあります。これいつ、どういうふうにして協議をして、事業計画書、それを認めたのか。向こうの単なる計画で、これ国との協議も本当にやっているのかどうかわかんないのにこういったのできるんですかね。それについての説明もお願いします。

それと、この目隠しをしてやった契約の立ち会いですけども、セキュアード・キャピタル・ジャパンの関係者が4名、SCG15特定目的会社の関係者が4名、8名、それから市当局から5名、13名ですか、そういった中で契約されたと言っておりますけれども、マスコミにもその契約の場面が載っていませんので、公開されておられませんので、議員も、多分当局も、何名知っているかどうかわかりませんが、前の太眞会社の場合は直接社長が来て契約をやりました。この人だとわかったんですよ、僕らも。議員もみんな。でも、今回は仮契約のときにもこの代表、社長は見えませんでした。だれが社長かわかんないんですよ。身元が確認できないんです。どういうふうにして皆さんはこのSCG15特定目的会社、フィ・Q・リーが直接来て契約やったという。まして普通外人の場合ね、サインすると思うんですよ、自筆で。これもない。本人確認をどういった形でやったのか、その場所で。それを示していただきたいと思います。

それと、この公募要項ですけども、古い公募要項は今年の18年につくったと言っております。しかし、新しいきのうの説明会に公募要項が出ておりますけれども、このですね、アンダーラインがちゃんと引いてあるんですよ。6番ですけど、申し込み方法、最初の申し込み方法にはこのただし書きが入っていないんです。正しい資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社は、添付書類3、4、6、7を省略しますというのが最初の要綱には入っていないんですよ。だけど、SCG15特定目的会社以外の会社にはこれを送ったんですよ。何もSCG15特定目的会社のこと書いていないんです。それと、公有水面埋立法、これもちゃんとアンダーライン引いていますので、これも最初の公募要項には入っていないんですよ。ということは、わざわざこのSCG15特定目的会社のためにつくってあるとしか思えないんですよ。何で新しく書いてあるんだったら、つけ加えたんだったら、ちゃんとしたほかの3社にも送らなかつたんですか。これしかないんですよ、僕の手元にあるのは。書いていないです、これが。公募要項が別のもの送ったんですよ。古いもの。新しくSCG15特定目的会社をつくったものにはちゃんと書いてあるんですよ、つけ加えて。公募要項が内容が違っているんですよ。これどういうふうの説明するんですか。これ明らかにこの



特定の会社にしか送っていないというのはどういう理由でやったのか、これについての説明をお願いします。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

事業計画の中でのボーリングの指摘がございましたけど、これはあくまでも建築のための土壌調査であります。セキュアード・キャピタル・ジャパンが今回行ったのは、売買契約の中です、投資家に安心して投資ができるような形での土壌調査でありまして、私どもも埋め立て申請の中でちゃんとした基準値は出されてございます。それは、国までいってございますから、別に何ら心配はしてございません。ただ、買う側にしてみればですね、よりもっと緻密な情報が欲しいと、基準値がですね。先程ご説明申し上げましたように弗素とか硼素、セレン、その他人体に影響を及ぼすような悪影響の出る物質についての調査をですね、細かくやりたいということで12点行ってございます。それは、何も地域戦略局で、宮古島市のほうで強制してさせたわけではございません。あくまでも企業の側からの調査でございます。

それから、ヘッドランドのほうのご質問がございました。ヘッドランドで何か建築物を整備するののかという話でございますが、今企業側のほうはそちらのほうです、飲食店もしくはこれに類似したものを建築したいという要望を持ってございます。ただ、確かに都市公園法では緑地の全体面積の2%に当たる面積については賃借してもよいという規定はあるんですけど、これもこれから沖縄総合事務局の担当課もしくは国土交通法の担当局と協議していかなければならない事項ですので、そこに確実にできるという答弁は今のところはできないということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、公募要項についてのご質問がございました。当初の公募要項は、確かにオファーがありました皆様についてはですね、こちらに来ていただいた時点、あるいは問い合わせがあった時点で送ってございますし、また宮古島市のホームページ、そこを開いていただければ記載できるようになっています。何度もご説明申し上げましたようにトゥリバーの売却交渉を続けていく中で新しい資産流動化法というのができてまいりました。この勉強会、そして研究についても、新しい分野でありますので、できればその資産流動化にのっとった特定目的会社、この会社で契約できないかという申し入れがございましたので、私どもとしては古い公募要項についてはですね、特定目的会社についての申し込み方法、これが記載されてございませんので、改めてそこに記載した次第でございます。

それから、第27条第1項についてのご質疑がございました。これについてもですね、確かにこれまでは第27条第1項の所有権移転の許可がございませんでしたけど、その中でやはり第27条第1項の所有権の移転の許可がないとこれはちょっとおかしいんじゃないかということでこれも加えてですね、契約の成立条件としては所有権移転の許可書と、それから議会の議決書の写し、その2通が通知書として契約の相手側に渡ったときから5日以内に契約保証金を振り込んでもらうような手続をですね、ちょっと厳しくしたという次第でございますので、どうぞ議員のご理解をよろしくをお願いしたいと思います。

（「休憩お願いします。答弁漏れ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時26分）

再開します。

(再開＝午後2時26分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

答弁漏れがございました。大変申しわけありません。仮契約のときのSCG15特定目的会社の代表者をどういうふうを確認したかというご質問がございました。SCG15特定目的会社の代表者、取締役はフィ・Q・リーさんでございます。フィ・Q・リーさんにつきましては、13日、私とですね、伊志嶺市長とセキュアード・キャピタル・ジャパンの本社を訪問した際にフィ・Q・リーさんを確認してございます。そのときにフィ・Q・リーさんを初め取締役の皆さん、そして高梨社長にお目通りをいたしまして、ぜひトウリバー開発への協力をですね、お願いをいたしてございます。

（「休憩お願いします。僕は、本人をどういうふうを確認……」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後2時27分)

再開いたします。

(再開＝午後2時30分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

フィ・Q・リーさんにつきましてはですね、仮契約にいらっしゃっていただいたときにも全員と名刺交換なさっていますので、この方がフィ・Q・リーさんだということは確認はできているものと思っております。

◎上地博通君

まず、議案第59号からいきたいと思います。順を追っていきたいと思いますので。農業振興費の中でですね、57ページですけれども、ここで担い手アクションサポート事業というのが初めて出ておりますが、これの説明を、どういう事業なのか詳しい説明を求めたいと思います。

それからですね、59ページの農地費、これが4億8,000万円余のマイナス補正であります。どうしてこれだけ多くのマイナス補正が出るのか、これの説明も求めたいと思います。

それからですね、同じ農地費の中で、62ページになりますけれども、県営土地改良事業負担金というものが出ております。これは、多分県営事業で土地改良事業したものについて市が立てかえて負担金を払うということだろうと理解をしておりますが、この負担金の立てかえをしたおかげで農家からのですね、負担金徴収が非常に滞っているというふうに思っております。ですから、農業改良事業の負担金が莫大な赤字といいますか、未回収が出ているというふうに理解しますけれども、なぜこれを県営土地改良について市が徴収するようになったのか。これは、県に対してどのような、県から例えば指導があるのか、どういった協議でこういうことになったのかですね、これの説明も求めたいと思います。

それから、土木総務費、78ページでございますけれども、これの補償補てん費、いわば裁判に負けて支払わなければいけない補償費であります。これが1,256万円ですね。私は、これについては、これはどうしても市民の税金を使って補償することには納得がいきません。これをなぜ払わなければいけないのか。市長は、これについて裁判に負けたことについてですね、どのようにお考えなのか。

これは、別の議案でですね、訴えの提起ということで議案第73号ですか、にも出ておりますけれども、この訴状とか、いろいろなものを読みますと、自分たちのミスを棚に上げて相手に責任をなすりつけようとしているとしか受け取れません。これは、本当にやる必要があるのか。やるとしたら私はこれにかかわった職員がですね、全部で負担をして、その職員で本人に対して訴訟するのが当たり前だと思っています。市民に一元たりともこれは負担をかけてはいけないと思っておりますが、それについての市長の見解を求めたいと思います。

それから、今まで議案第71号、トゥリパーの市有地の売却についてですね、出ておりますものについて協議書の中身がいろいろと前の議員からも話が出ておりましたけれども、この協議書の中身を見ますとですね、3と5、それから6、それに14、これはほとんどが市が負担をしなければいけないような感じで受け取れます。この工事をするということについては、全部が市の負担になるというふうに受け取れますけれども、これはどれぐらい負担をすることなのか。市の負担分というのは、この工事をすることによってどれだけ出てくるのかですね、この説明も求めたいと思います。

それからですね、これは今日の宮古新報でありますけれども、與那嶺大地域戦略局長は所有権移転の許可書通知に関しては議員に配付した仮契約書にもきちんと明記されていると議員側の見落としを指摘しているというふうに書かれております。我々議員はですね、説明を受けた段階で仮契約書はもらっておりませんし、これを目を通すようにということも一言も聞かされておりました。初めて金曜日ですか、にこの仮契約書を議案の説明のときにもらっているわけです。そのときまでは既に市側から説明として議会議決を受けて通知書が届いたその5日後には振り込まれますというこの説明の1点だけでした。後でそういうことがあったということはけさの会議の中で戦略局長はわびておりましたけれども、この問題についてですね、市長、市長は戦略局長が勝手にですね、こういうマスコミに対して議員を批判するようなことを言ってるんですけども、これをどう思っているのか、この説明を求めたいと思います。

それからですね、もう一点ございます。報告第11号、宮古島市国民保護計画の報告についてということが出ております。これがその計画書でありますけれども、これのですね、13ページ、市国民保護計画が対象とする事態ということの中で武力攻撃事態ということがうたわれております。この中にですね、まず2番目にゲリラの特殊部隊による攻撃という項目の中でですね、鉄道とかダムとかというような項目が出ておりますが、これは宮古にはどうも鉄道というのは私は存在しないと思っておりますが、これは別のものを丸写ししたからそういうふうにしてなったのか、この説明。これは、宮古島が独自に考えたのかですね、これをまず1つですね。

それから、次の3番目、弾道ミサイル攻撃というところですね、極めて短時間に着弾することが予想されるとあります。この極めて短時間に宮古島を攻撃するような国をどこだと想定しているのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

お答えします。

宮古島市を被告とする裁判敗訴について、我々は市民の税金を払わなければならない立場に今追い込まれております。しかし、私としましては市民に一銭の負担もかけないようにしっかりと訴えの提起もしておりますので、その訴えの提起の上で本人から徴収して市民に負担かけないように頑張りたいと思ってお

ります。

それから、さきの地域戦略局長の談話の新聞報道ですけども、どういう話し方をしたかわかりませんが、あるいは戦略局長の話し方が、ニュアンスがまずかったかなという思いがいたします。議員の皆様方にご不快を与えたとしたらおわびをしたいと思います。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

国民保護計画のですね、13ページ、これはですね、鉄道、ダムなどに対する注意が必要というのは市国民保護計画においては武力攻撃事態として県国民保護計画において想定されている事態を対象とするということで、そのようなこれは全国的にもですね、統一した形で連携してありますので、都市部においてこういう例えばゲリラの特殊部隊による攻撃ということですね、こういった都市部の政治、経済の中核、鉄道、ダム等に対する注意が必要というのはこういうふうな事態ですよということでもあります。

それから、極めて短時間に着弾することが予想されるということにつきましてもですね、そういった弾道ミサイル攻撃のある状況、そういった事態を対象とするということでのことですね、とってつけたということではなくて、全国連携してやっていこうという意味においてそのように表現してあるというふうに考えております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、担い手アクションサポートの事業はどういうもんかということでございます。これは、これまでやっていました担い手育成緊急支援事業というのがございます。これは、ソフトの事業でございまして、担い手の営農支援、そういうものをやる事業でございまして、これをバージョンアップしたと、そういう事業になっておりまして、幾つか予算書の中にもありますけども、ワンストップ支援の窓口の設置とかですね、あるいは認定アクションサポート会議の開催とか、担い手アクションチームの開催の運営費とか、そういうものをですね、細かく個別に計上したということでございまして、19年度の新規事業という形になっていますけども、中身そのものは担い手育成緊急支援事業というものをバージョンアップさせて新規事業としてやっているというふうなものでございます。

次に、事業費が4億余り減額になっているということで、その説明でございまして。まず、予算の組み立ての仕方としまして、19年度事業につきましてはその前年の12月に大体県とヒアリングをいたします。このヒアリングした事項に基づいて予算を組み立てをし、3月の予算に計上いたします。そういうのが終わった後にですね、大体内々示というんですか、県から予算の割り振りが参ります。これが大体2月の下旬から3月の中旬に来ましてですね、地区割の関係上そういうことが起きているということでもあります。

そして、もう一つはこの元気な地域づくり交付金というものはですね、大体5年で完了させなきゃいけないというふうなこと等もございまして、その完了地区にですね、事業費を多く完成させるために割り振るといようなこと等もありまして、今回4億円という減になってございます。そのかわりまた県営事業のほうにですね、約1億7,200万ぐらい事業費がっております。そういう関係上、負担金のほうがですね、1,200万余増えているということでございます。

そして、なおその負担金の部分を市が立てかえて払っているということでございますけども、これは私が今少ししか資料を持っていないので、なかなか詳しくお答えしにくいんでありますけども、県の土地改良事業の中にですね、条例の中に県が行う事業については市町村でもって負担するというようになってご

ございますので、それを負担した上で農家の負担分を私どもが徴収していると、そのような事業になっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

協議書の中での3、5、8、14についてのご質問がございました。3につきましては、これまでご説明申し上げましたとおりトゥリバーに実際に現地を見ていただいた企業者の皆様からの要望でございます。ただ、これまでもご説明申し上げましたように地域戦略局としての判断ではこれはなり得ませんので、関係機関、沖縄総合事務局や国土交通省の担当局と協議していく事項でありますということで向こうのほうに、相手側のほうにはその都度伝えてございます。

5と8につきましては、緑地のほうで施設を建設したいというセキュアード・キャピタル・ジャパンの要望がございます。ただ、緑地の使用できる面積についても規定がございますし、これもこれからの関係機関との協議事項になりますので、協議書の中で載せていただきました。

14につきましては、これは海浜Ⅱのですね、養浜工事として既に補助事業として今年度で実施できる事業となっておりますが、セキュアード・キャピタル・ジャパンのほうからですね、本当にできるのかということがご質問としてありました。私どもとしては、港湾課のほうで補助事業としても実際に整備できる段階に来ていますということでご説明を申し上げたんですけど、どういうふうにこの補助事業をですね、説明していく中で協議書の中でもじゃ盛り込んでほしいと。補助事業として決まっている事項であってもですね、これが本当に補助事業で整備できるのであればそういった事項もですね、盛り込んでもらいたいという話がありましたので、14は載せてございます。

いずれにしても13に書いてありますようにですね、記載されていますようにこれから仮契約の議決後、沖縄総合事務局の港湾担当課、それから国土交通省の担当局、こういったすべての関係各機関とですね、協議を煮詰めながらこの協議書の中身につきましてはですね、今後港湾課を初めとして私どもも参加しながら協議をしていきたいと思っておりますので、議員の皆様のご理解をお願いしたいと思います。

#### ◎上地博通君

まず、裁判の問題につきましてからお聞きしますけども、市長は市民に負担をかけないようにするというふうにおっしゃっていますが、しかしこれは現実に一般会計から支出をするということは市民に負担がかかることじゃないですか。これをどうお考えですかね。市民に負担をかけてもいいと。じゃ、裁判で相手方からお金を取るということを話しておりますが、取れなかったらこれは丸々市民の負担になるんじゃないですか。その裁判をもともと行って宮古島市に第三者債務負担をかけた方だってこの人からお金が取れないから裁判をしてまでも宮古島市のお金を取ろうとしたわけでしょう。そういう方に対して幾ら裁判をしようが金がないといって払わなかったら結局はこれ市民の負担になるんですよ。これについては、市長、もう一度ね、本当にそれでいいのか。私どもは、これにかかわった職員も含めてですね、これは執行部の方々が責任を持ってこれに対応してもらいたいというふうに思っております。これにびた一文たりとも市民の税金を使うようなことはしてほしくない。また、やってはいけないと思っております。これについての説明をお願いします。

それから、予算のことでもう一度聞きますけども、これまで担い手育成事業のことが担い手サポートですか、というふうにしてアクションサポートということで変わったというふうな説明でありますけれども、

これは何年度までやるのかですね。1年きりの事業なのか。それから、対象としてどういうふうなことが行われていくのか。要するにこの成果をもってどういう事業にこの成果を充てるというか、反映させていくつもりなのか、この辺の説明とですね、もう一つ、農地費の減額についてでありますけれども、今部長の説明によりますと12月のヒアリングと2月、3月の決定事項が違ったからこれだけの予算がマイナス補正しなきゃいけないというふうな話であります。しかし、ヒアリングというのは県といろんなことを詰めて、その上で予算計上してくると思うんですよ。4億8,000万もの事業費の減額というのは、しかもこれは全部補助事業関係でありますから、これはですね、宮古の補助整備事業を4億8,000万円分要するに少なくするということになると思うんです。これは、2月にならないとわからない事業なのか。12月のヒアリングの段階でなぜオーケー出しておきながら、2月になったらそれがこれだけの減額になるのかですね、これについて宮古島市当局は県に対してどのような釈明といたしますか、を求めてこれを納得したのかですね、この説明も求めたいと思います。

負担金については、県の決まりでそうなっているからということのようでありますけれども、しかしそのおかげで宮古島市が事業量は増えるし、いろんな面で負担金の残高、未回収の負担金が増えていくというのが実態でありますから、これに対処するためにじゃどうすればいいかということも真剣に考えていただきたいと、このように思っております。

それから、国民保護法ですか、についてでありますけれども、これは私はこの表紙を見ましてもね、宮古島市の国民保護計画というふうになっております。これは、宮古島がある程度独自に宮古島に、地域に適応した計画をつくってあるもんだと理解しているんですよ。日本全国同じだったら国がつくって、みんなこういうことがあるから市はこれを守ってくださいと通知をすれば済むことなはずです。地域には地域に合わせた保護法をつくれということで計画をつくりなさいということで国からは通知は来ていると思うんですが、これについて全く関係のないようなものが入っているとかですね、これは国がつくった全国的な、要するに全国的なものだから自分たちはわからないというような答弁では、じゃみんなそうなのか。最終的な責任は、じゃだれがこの計画について持つのかですね、その辺の答弁をもう一度お願いします。

それと、再度確認をしますけれども、市長はこの地域戦略局の局長の答弁について思い違いとか、いろんなのがあったかもしれないというふうな話をされております。しかしですね、これはマスコミの方々、議員も全部知っているように議員に対してはこの仮契約書というのは最初から提示されていないわけですよ。我々がそれを知る機会というのはなかったんです。そういうものをですね、マスコミに堂々と発表するこの職員の態度といたしますか、これが私では非常に納得がいかないです。これをもう一度、この新聞を読んだだけでしたらね、市民の皆さんはどう思うのか。何だ、議員はこういう自分に示されたものを、要するに書類もよく読みもしないで当局の追求ばかりしているんじゃないかというふうにとらえられるのが落ちなんですよ、これだったら。これをですね、市民に対してもちゃんと局長は釈明をしてわびていただきたい。そうしないと我々もこれについての納得はできないと思いますが、その点いかがお考えなのかお聞きしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

お答えいたします。

まず、原告である川田の債権者に本件の支払いを負わせるということになれば宮古島市は川田に不当利

得返還請求救済権を持つということになりまして、裁判の提起をするわけでありまして、川田に財産がない場合どうするかということをお伺いしました。原則としては、身内の財産の差し押さえはできないけれども、詐害行為、つまり財産隠し等が認められれば民法第424条によって債権者の取り消し権が発生するという弁護士のご意見でありますので、これをしっかりと生かして本人から取り立てたいと思っております。

それから、新聞報道の件については当人に答弁させたいと思います。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

けさの宮古新報の記事の件で先月30日に行われました議案説明会の中です、私の発言が議員のほうに、議員の見落としを指摘されたというふうに報道されてはいるんですけど、私自身としてはこのような議員の皆様にはですね、指摘するような立場でもございません。ただ、このような報道がされたということは私の発言の中にもですね、ちょっと不適当な箇所があったのかなとは思っています。この新聞をごらんになってですね、市民の皆さん、そして議員の皆さんに対して不適切な発言、あるいはちょっと誤解を招くような発言があったとすればこの場をかりてですね、おわびをしたいと思います。どうも申しわけありませんでした。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、担い手アクションサポート事業の内容、事業年度はということでございます。当面19年から21年の3カ年間の事業でございます。その担い手アクションサポート事業をどうフィードバックするのかということでございますけれども、今宮古島市では平成20年までにたしか304名程度ですかね、担い手を育成するという今計画をしております。数字に少しうろ覚えでございますから、間違えましたらまた後日訂正いたしますけれども、そういう状況でございます。そういう方々をですね、やはりサポートしていくというようなことで、事業の内容からすればですね、大きな項目でもってワンストップ支援窓口の設置とかですね、あるいは認定アクションサポート会議の開催の運営費とか、担い手アクションチームの開催運営費とか、さらにはその担い手の支援活動費として経営相談の指導窓口であるとか、スキルアップということで担い手の、みずからのですね、経営管理能力アップのための講習会であるとか、民間研修とか、そういうものを支援していくというようなこと等でございます。ですから、あくまでも担い手を育成するために行政としてバックアップしていくと、そういう事業であるというふうにお考えいただければと思います。

次に、元気な地域づくり交付金の補助金の補正減ということでございます。この元気な地域づくり交付金につきましては、日本全国規模でこれは1つの予算であります。そういう中で12月の段階でもう少しきちっとした沖縄県に割り当てされる事業費をつかんでおればですね、このようなことはなかったと思えますけれども、私ども15億800万余りの予算要求をしておりますけれども、沖縄全体の割り当て額よりですね、沖縄の全体的な要求額が埋まったということで、これを全体の中で調整が必要になったということを開いております。そういうことでその中で平成19年度の完了地区というものに優先して事業費を割り当てしたということでございまして、私ども予想しなかったことではございますけれども、県につきましてはやはりこれだけの差が出ますと予算を多く見せるためにおまえら計上したんじゃないかということをおっしゃるかねないことではございますから、今後はもう少しきちっとした精査の上にはですね、新年度予算における要求の

仕方というものをきちっとしていきたいというふうに思っています。今後できるだけこういう差がないようにですね、きちっとした対応をさせていただきたいというふうに思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

上地議員のですね、国民保護法についてのご質問にお答えいたします。

先程ですね、国民保護法といいますのはやはりどっちかといいますとテロ対策とかですね、国際的な紛争、いろんな広範囲にまたがります。これは、国が指針をつくりまして、その指針に沿って県、市町村が計画をつくると。その際には密接な連携のもとでやるということが条件になります。避難、救援、被害の最小化というのを3つの柱にしているとのこと。じゃ、市の責務は何かということがそれぞれうたわれておりまして、市はそういった市の役割に基づいてですね、あるいはまた宮古島市の地理的特性、そういったどういう港湾、避難するにしても港湾とか、空港とか、そういったのも触れながらですね、全国的な視野と連携した形での計画になっておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

◎上地博通君

最後にもう一回お聞きしたいと思います。

市長は、市民には負担をかけないようにするとしかおっしゃっておりません。ようにするでは、これはだめだと思えます。負担は、絶対に市民におかけしませんともう一度確認をさせていただきたいと思えます。これがないと我々も納得できませんので、絶対に市民に負担をかけるということはないということは断言をしていただきたいと思います。

これまでいろいろな話がされてきておりました。質問の方々いろいろ出ておりますが、このトゥリバーに関してもう一度最終的な確認だけしておきますが、この協議書の中ではですね、宮古島市がやらなければいけないことになっているわけですよ。このやらなければいけないというのは、実質的に全体で金に換算して幾らあるのかですね、これをはっきりと出していただきたいと思います。だから、このトゥリバーを売却するに伴って今補助事業がいろいろ入るとかという話もありましたけれども、トゥリバーを売却してこの企業と契約をすることによって新たに宮古島市が持ち出さなければいけない負担分、これは幾らあるかという金額をはっきりと明示をしていただきたいと思います。

質問終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

改めて市民には一銭も負担はかけません。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

便益施設と東屋の取り壊しについての再質問でございますけど、何度もご説明申し上げていますようにこの取り壊しにつきましては宮古島市独断で判断できるものではないわけです。ですから、沖縄総合事務局の担当課、国土交通省の担当課と協議をし、調整しながら進めていかなければならないわけでありまして。また、企業者のほうが全体的な取り壊しなのか、一部取り壊しなのか、この辺の協議もまだ煮詰められている状況ではありませんので、今上地博通議員のご質問にありました費用を出してくださいというご質問ですが、現在の段階では費用については申し上げられないという状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「休憩願います」の声あり）



◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時06分）

再開いたします。

（再開＝午後3時06分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

協議書の3にございますように関係機関と調整するとありますね。14のほうにも、3のほうにも実施できるように関係機関と協力調整して決めると。確かに宮古島市としては、企業の希望については最大限の努力はしていきますけど、これからこの部分については協議をしてということです。ですから、今お聞きしているのは取り壊したとしても例えば宮古島市じゃなくて、企業の皆さんのほうで再建できるように、再構築できるような方法というのはあるわけですから、こういったもろもろの方向についてこれから協議をしていきたいということです。

（「だからね、私は3だけを言っているんじゃないんですよ。5も……」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時08分）

再開いたします。

（再開＝午後3時10分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

これまでご説明申し上げましたように協議事項の中身につきましては議会の議決後、仮契約の議決後ですね。沖縄総合事務局の担当課、そして国土交通省の担当局及び担当課を含めて建設部港湾課を初めとしましてですね、これから協議をしていく予定になってございますので、ぜひ議員の皆様のご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎下地 明君

2件ほど質問したいと思います。

最初に、今さっき上地博通議員から指摘がありました裁判問題の件ですけどね、市長。市長は、再三上地議員の指摘に対して市民には一円たりとも負担かけませんというふうな答弁でございました。非常にわかりやすいようでちょっと疑問の点がありますので、私なりにまた再確認したいと思います。負担をかけないということは、これ議案第73号ですか、議案第73号のところでは訴えの提起についての提案がありますけども、どういう方法で負担はかけないというふうな考えをお持ちなのか、その辺をはっきり答弁を求めたいと思います。実は……

（議員の声あり）

◎下地 明君

いや、私がお聞きしたいのは、例えば川田さんから取って払うわけだから負担かけないというふうな考えなのかどうか、その辺もですね、はっきりと答弁を求めたいと思います。

それから、伊良部のリサイクルセンター建設工事請負契約についてでございますけれども、これはさきの臨時議会で親子でJVを組んで否決された工事契約、仮契約になっておりますけれども、前の工事費の場合はたしか1億9,000万余りだったと思うんですよ。今度の場合は1億8,060万ですか、となっております。この約1,050万ですね、工事費が減ったことについてのご説明を求めたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

私どもは、本議会に訴えの提起をしております。そして、本人がもし払えなければ身内の財産の差し押さえ等も考慮しながらしっかりと全額取り戻して市民に負担をかけないというつもりでおります。頑張ります。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

前回の工事請負金額と今回の工事請負金額の減額の理由でありますけれども、まず再度の入札の場合、これは同じ設計金額ではいけませんよと。工事の一部、これを変更して再度の入札にはかけなさいということでもありますので、今回は前回の設計金額、その工種、これを減額にしまして入札に付した結果が今回の減額となっております。

◎下地 明君

市長の答弁についてでございますけれども、市長は、私なりにわかりやすくお聞きしたいんですけども、例えば川田さんから取って払うわけだから市民には負担かけないというふうな答弁だと思いますけれども、これはですね、私が考えるに事務手続上のミスだと、でこれはなったというふうに一応前の議会で答弁なさってございましたけれども、こういった裁判所からの書類をですね、普通の書類でもないのに、これをミスで済まされるこれ問題じゃないと思うんですよ。職員は、常に市民の公僕としてもちろん頑張っておりますけれども、こういうふうな大きなミスに対してですね、何も責任持たないということは、これは許されるわけじゃございません。そういったことで川田さんの名前を出すよりも、まずはこれに対しての責任は当局が責任持って対応した後に皆さんが個人で川田さんと対応するのが当たり前だと私は思うんですよ。そういったことで、そうじゃないと市民に一円たりとも負担かけないというようなことはあり得ないと思うんですよ。これは、伊志嶺市長じゃなくて、宮古島市長、伊志嶺亮じゃなくて、伊志嶺亮と担当職員で川田さんとは交渉やるのが当たり前であって、これを伊志嶺市長、宮古島市長という名前はとって川田さんとは後で交渉をやるべきであって、当然皆さんがこの相手に対して支払った後にまた川田さんとの交渉は後でやるのが市民に対する一円もかけないというふうな私はことじゃないかと理解します。そういったことで責任を持ってだれも仕事をやるべきですから、そのために報酬をもらっているわけですから、これは全く同事件ではないけれども、ほかにもですね、そういった例の事件は宮古管内でも起きておりますけれども、当然にしてこういった問題は責任をとっております、何も議会で指摘されなくても。そういうふうなことで私は宮古島市長、伊志嶺亮じゃなくして、伊志嶺亮と担当職員でもって川田さんとの対応をやるべきであって、この裁判、支払いは当然皆さんが払った後に彼とは皆さんが対応すると、そういうふうなことになる、これが市民に対する一円も負担かけないというふうな意味になると思いますけれども、もう一度答弁願いたいと思います。

それから、リサイクルセンター建設請負の件については設計の変更だけですか。設計の変更とっておりますけれども、これはあくまでも補助事業にもなっておりますよね。だから、補助をもらっている事業が短

期間の間に簡単に設計変更できるのかどうかですね。

それとですね、議会が否決したおかげで宮古島市としては1,000万も予算が浮いたわけですよ。これは、もう相当の金額なんです。だから、仮にもう一度やった場合には、またこれはどうなるかわかりませんが、それはいいとして、なんでこういうふうにして予算というのはできるだけ抑えに抑えて、必要最小限度に抑えて工事をすべきであって、1,000万も簡単にぽんと減額されて落札できたというこれですね、日ごろ本当に真剣になって、事業をするに当たって対応しているのかどうかと疑問のことあるんですよ。だから、そういった意味からしてその補助事業がいつも簡単に短期間の間に図面変更でできた理由と本当に何で1,000万減額してでも工事できたのには前は多くやったのか、その理由について答弁求めます。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

設計変更の理由でありますけれども、前回の請負金額、これを100とした場合ですね、前回と全く同じ工種、金額で設計して、それをさあ、どうぞ、再度の入札しましょうかということではできないんです。ということは前回それでは本体工事があります。それから、附帯工事があります。その中の附帯工事を外して入札をしますよね。その差額が1,000万だということなんです。その差額どうするんですか。急に補助金が設計変更でできるんですか、金額に変更できるんですかじゃなくして、まずあるべき100として発注しなければならぬやつを90として発注をしました。そのあとの10%は、改定契約でもって補助事業が100%完了できるようにしなければいけないです。ですから、その1,000万分浮いた差額というのはそのまま市に入るわけでもないし、国に返還するわけでもないんです。改定契約か請負比率、今90%とすると、あとの1,000万をその請負比率でもって1.1で事業発注するのか、それともその浮いた分を再度入札するのか、それは補助事業はすべて使い切らないといけないもんですから、設計変更をやったからそれが1,000万円浮きましたよということじゃなくして、工種の一部を引いて置いておいて、後で改定契約、それから再度の入札、その1,000万分をやろうということですので、決して落としたわけではないんです。

◎市長（伊志嶺 亮君）

宮古島市としてこの原告に対して金品を支払う理由は、原告から被告、宮古島に対して判決文が届いているからでございます。ですから、この宮古島市として対応しなければならないということでございます。

職員については、懲戒分限の委員会に諮問しておりますので、責任の度合いについては懲戒分限委員会で今検討中でございます。

◎下地 明君

伊良部の件ですけども、じゃ伺いますけど、これ事業費は1,000万減っておりますけども、さらにあと1,000万の工事を随意契約みたいにまた新たに工事をさせる予定になっているわけですか。

（議員の声あり）

◎下地 明君

じゃ、何で同じ前の金額でやらなかったんですか、1,000万減らさずに。まあ、いいですよ。それで、いやいや、後で。だから、なんでそれ減らさんでさ、そのままの金額でやったほうがわかりやすいじゃない。これは、何か今もうこれを請け負った方にまた残りの1,000万分も乗せていくというふうなことになるのかどうか、また新たにこの1,000万をまた入札するのかどうかですね、その辺を一応お聞きしたいと

思います。

市長にお聞きしたいと思いますけども、今職員については分限委員会の中でというふうなことをおっしゃっておりますがですね、もちろんそれは分限委員会なるものでいろいろとまた処分の方法についてのあれは出てくるとは思いますけれどもね、私はこれまでに一般質問の中でも一応取り上げていきたいのが二、三ありますけれどもね、余りにも職員のこういった対応がですね、ミスと申しますかね、次々出てきているんですね。こういったことを分限委員でどの程度の処分内容にするかどうかはわかりませんが、わかりやすいのはこの金額を担当の皆さんは、もちろん市長も含めてですよ。この1,200万は、これ市長は幾らかはわからんけれども、これをみんなで一応は分賦じゃなくて、とにかく補償してもらおう、それが責任なんです。これ分限委員にも、もちろんそれ分限委員でどういうふうな措置の方向で示すのかどうかわからんけれども、最終的にはこの金額の全体を市長を初めとして担当職員がみんなでこれを責任持って払うというのが当たり前の責任であって、これを市民に一元たりとも責任持たせないというふうな答弁なされて、また弁護士が教えた云々では私は絶対にこれは今の市民はね、許さないと思います。市長、もう一度。

◎市長（伊志嶺 亮君）

市としましては、やはり市としてとるべき常套どおり訴えを起こして川田あるいはその親族等から全額を取り戻したいと、そのように思っております。その結果については、もし結果が出ればまた改めて考えていきたいと、そのように思っております。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

1度議会で否決された契約を再度そのままの設計金額で入札に付すことは、これは設計金額もわかりますし、それから予定価格ももう同じような金額が出てくるんですよ。それをそのまま全く変えずにそのまま同じようなメンバーで入札するという事は、もう設計金額もわかるし、前回の入札価格もわかりますから、それではちょっと不都合が生じるんでないかということで前回の設計項目、これからある項目を抜き取って入札します。そうすると、当然その引いた金額は設計金額から落ちてきますので、予定価格も入札金額も落ちてくるということになります。じゃ、このとっておいだ1,000万分はじゃどうするんですかということになりますけれども、これは随意契約で1,000万円をその請け負った業者に契約するか、それとも1,000万浮いた分をそのまま再度の業者を入れかえて、ランクが小さくなりますけれども、その業者に再度の入札にするかということになってきます。まず、これまでの補助事業、これは必ず入札残が出るんです。入札残が出るということは、改定契約でもって100%執行しないとイケないことになりますので、これまでの補助事業もすべて改定契約でもって100%使うように対応しております。

◎富浜 浩君

議案第71号、市有地処分についてお伺いをしたいと思いますので、当局の明快なる答弁をよろしく願いたいと思います。

まず初めに、トゥリバーの件でありますけれども、40億9,800万ということで太真社との以前は契約がございましたけれども、今回の仮契約の中において40億ということで約1億の金がデメリットになったわけです。そうすると、一元でも高く売りたい中において約1億の減があったというのは腑に落ちませんけれども、この点を説明していただきたいと思います。

2点目でありますけれども、今宮古島市は財政的に大変逼迫しているのが現状であります。その中で連結実質赤字収支がですね、32.7%と、やがてパンク寸前であります。そういう中で大事なことは、私はこの40億円が売ればいいなというような気持ちを持っておるんですけども、これまでの総事業費。そして、もう一点目はその償還計画、元利元金償還計画ですね。次は、40億円を売ったことによって宮古島の財源にどのような影響があるのか、その点をお伺いしたいと思っております。

そして、先程から市長はいろいろな同僚議員の話の中で私は最大限の責任を持って対応してまいりますという話がありました。何だか市長の言葉には逃げ道をつくっているような私は感じます。つまり抽象的な言葉とを感じるわけでありまして、私はもう少し議会も市民も本当にこの市長は真剣であるなという言葉が私は欲しいという気持ちを持っておりますので、この件をお伺いしたいと思います。じゃ、よろしくをお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

市長として最大限の責任をとるということは、私にとっては最大限の責任をとる上での発言でございますので、市民の皆様方のご理解を得たいと思えます。

◎総務部長（宮川耕次君）

財政にどのような、特に実質連結決算にどのような効果があるかということでございます。幾つかありました。私はその連結実質赤字比率の件でお答えいたします。まず、これにつきましては17年度決算においては議員ご指摘のように32.7%でございました。今緊急行動計画によりまして2年間で、19、20年度で11億円の削減を今実行中です。その中でですね、18年度決算見込みによりまして25.3%になっております。したがって、トゥリバーが売れた今の段階ですとですね、売却7.3%になる予定です。これはですね、国の指標がですね、早期健全化団体が例えば、はっきりまだ出てはおりませんが、我々は約10%内外かなと見込んでおりますので、早期健全化団体の回避という状況を想定しております。40億としますと起債残高を引いた額を標準財政規模で割ったこれが約7.3%と見込んでおります。

◎議長（友利恵一君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

トゥリバーの売却単価が太真社のときの契約締結時と比べてですね、9,800万減額されているが、ということかというご質問でございます。トゥリバーの売却単価につきましては、その中身としましては臨海債の元利償還金、埋立地の造成に使われた臨海債の元利償還金。それから、そのときの漁業補償、トゥリバー地区の漁業補償ですね。そして、委託料等の宮古島市がこれまでに使った単独の費用、そして上水道ですね、電気、通信等のインフラに係る費用をもとにして算出してございます。9,800万の減といたしますのは、太真社の契約時と比較しましてインフラの整備にかかった費用がですね、9,800万も圧縮されたということで40億円という単価を設定してございます。

（議員の声あり）

◎財政課長（石原智男君）

臨海土地造成債の18年度末現在高は8億7,645万6,000円でございます。

（「総事業費は幾らですか。これまでかかった総事業費。」）

トゥリバーのですよ」の声あり)

◎建設部長（平良富男君）

トゥリバーの総事業費はですね、219億。その内訳はですね、直轄といって国の工事事務所を整備したものが77億、それから補助事業関係があります。起債含めて219億になっています。

（「償還計画は」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

償還計画は、財政課長が答弁したとおりです。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時37分）

再開いたします。

（再開＝午後3時38分）

◎富浜 浩君

今回のトゥリバー問題というのは、市民も本当に真剣になって議会の状況を見守っていると私は考えております。その中で大変当局は大きな失態がございました。それは、トゥリバー地区売買契約の解除についてですね、市長が話をしておりますけれども、その中で違約金と延滞金がありました。違約金は、40億9,800万の中において20%。約20%ということで8億1,960万円となるわけです。そして、延滞金は平成15年1月14日から平成15年10月17日までで4億5,241万円となるわけです。そうすると、合計12億7,201万円と。その補償請求額が大きな市民のデメリットになった経緯がございます。つまり売れなかったということでこれだけの金額が市民のマイナスになった経緯があるわけです。ですから、我々議員の皆さん方は真剣に皆さん方にどうなのかと、金は入るのかということを知っているんですよ。けれども、それだけの市民に負担をかけた中において当局の答弁がまだあやふやな状態である。また前のことを繰り返すのかという我々の不安があるからそういうふうに我々議員が真剣に知っているわけですよ。ですから、皆さん、もう一回ひとつお伺いしたいんですけども、金はいつ入って、そして市民に負担をかけないよと、安心して下さいよということをして市長、答弁を求めたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

トゥリバーの売却には2つ大きな条件がございまして、それは1つは議会の議決です。1つは、トゥリバーについての資金のしっかりした入るということです。それで、恐らく今週中には国土交通省の所有権移転の認可がおりる見込みになっておりますので、ぜひこの議会中にしっかりとお金が入るめどがつくように頑張りたいと思っております。もし今議会中に4億が入りましたら、あと2カ月すれば残りの36億が入るということになりますので、皆様方と一緒に私も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

（「私は、もう市長さんの今の言葉を信じております」  
の声あり）

◎新里 聰君

議案第71号の市有地の処分について私からも何点かお伺いしたいと思います、その前に上地議員からも指摘があったようにけさの新聞を見て僕も唖然というのかな、がっかりしました。つまり今まで説明してきたものが議決書を送付すれば5日以内には金が入るということで、だから議員も全会一致をもって議運にかけてこれ先議案件にしようという形で今日質疑が行われているかと思うんですが、何か議員はそれを知らないで言っているような新聞のコメントで大変がっかりしましたんですが、ちょっとお伺いしたいと思います。

先程のですね、説明の中で公有水面埋立法の第27条第1項の関係ですけども、何か読みかえ規定があるという説明でございました。私の認識だと、この許可は県知事の許可がやるようになっていっていると思うんですが、何か国土交通大臣の認可だとか何回も説明されておりまして、その読みかえ規定が県知事の許可はいわゆる港湾管理者である市長でできるような規定があるような説明がございました。その件について説明を求めたいと思います。

もう一つ、今この契約書を議決しようというふうに議論をしているんですが、実はこの議決の要件としてですね、私どもがこれを売買するという中で知事の許可、いわゆる完全なものがそろって議決はされるわけでございまして、知事の許可も出ないままこれ議決していいものかどうか。契約書だけで足りないわけです。知事の許可があって初めて2つの要件を満たしてこの契約書が成り立つようになっているわけで、それ議決以前に添付書類としてこの知事の許可があるべきだというふうに、そういうふうに認識しているんですけども、この点についても説明を求めたいと思います。

それから、このトゥリバー地区について4社ほど応募があったようなお話を今までされております。議員全員に配付された資料の中にいわゆる株式会社ランドというところが自分たちは40億6,000万を提示しているというような内容の書類が入ってございました。これは、株式会社ランドの申請書の中でそういう形で40億6,000万で購入をするということが出されていたのかどうか。

それともう一点、この4社の応募があったようでございますけども、この4社、応募している企業というのはその企業そのものが独自に宮古島市に応募要項を見てこの用地を購入したいと申し出てきたのか、あるいは地元の、あるいはこれまで宮古島市の土地売買に関係あるような方も含めてそういった紹介があったのかどうか、そういうことについてもお伺いしたいと思います。

次は、議案第73号、訴えの提起についてでございますけども、今さっき市長は市民には一切負担はかけないと。身内の財産を押さえてでもという答弁でございましたんですが、そういったものは法律的に根拠があるのかどうか。いわゆる本人が全く財産がないというような方を訴えたとしたときに例えば裁判で勝てたとしても保証したいいわゆる不当利得と言われている部分が取り返せないという事態が起こったときに今の説明、今の説明聞いておりますと身内の財産を差し押さえてでもという説明であります、そういうものが法的に可能なのかどうか。可能だとすればその法律について提示を求めたいというふうに思います。

以上、説明を聞いてまた質疑をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

法律ですけれども、詐害行為、例えば財産隠し等が認められれば民法の第424条によってこれが取れるということになっております。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

最初に、所有権の許可のご質問がございました。公有水面埋立法の中でですね、この中で都道府県知事の許可を受けるべきではないかというご質問でございますが、港湾法の第58条第2項の規定の中でその特例としましてですね、公有水面埋立法の規定による都道府県知事の職権は港湾区域内または港湾区域内の公有水面の埋め立てに係る埋立地については港湾管理者が行うものとされてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、議会の仮契約の議決と公有水面の許可は一緒じゃないのかというご質問がございました。その前に、議員説明会の中で私の説明の中でですね、議会の仮契約の議決後、相手に通知が渡った、届いた後5日以内に契約保証金の4億円は入りますという説明をしたことがですね、議員の皆様様に誤解を生じさせる結果につながりまして、大変申しわけなく思っています。舌足らずな説明のあり方であったことを深くおわびしたいと思います。

私も宮古島市が出す通知書の中には2つございまして、所有権移転の許可書と、それから議会の議決の写し、その2つがセキュアード・キャピタル・ジャパンのほうに通知されまして、受け取った後5日以内に契約保証金は振り込まれるという形になってございます。所有権の許可と仮契約の議決というのは別物でございまして、私自身は今回の先議の日までにですね、所有権移転の許可がおりるものだとちょっと早合点していた点もございまして、ただ今回港湾課のほうで鋭意に国土交通省との協議を進めてございます。市長のほうからもご説明がありましたように今週中には国土交通省とのですね、協議もスムーズに運ぶものだと思っていますので、今議会中には契約保証金の4億円が入るように頑張っていきたいと思っています。

それから、トゥリバーの応募にかかわる4社の応募についてはどのような形でなされたのかというご質問がございました。それぞれ地元の人間を介しての希望とかですね、例えば本土のこういったコンサルタントの応募とか、さまざまな形で応募がされてございます。セキュアード・キャピタル・ジャパン、スターウッドは、それぞれのコンサルさんからの紹介でございまして。大百のほうは、一応ホームページのほうでござらんになってですね、トゥリバーのほうには来ていただきました。株式会社ランドのほうについては、県内のコンサルさんのほうの紹介もございまして、地元のほうからの紹介もございまして。

#### ◎新里 聰君

市長の答弁についてですが、まずその訴え提起。今さっきの説明でね、財産隠し等が認められればという説明なんですよ。認められれば。認められなかったらどうなるんですか、これ。財産の隠しようがないと。こういったものは、訴えの提起をする以前に調査すべきことじゃないんですか。訴えてから調べました、何もありませんでした、それでは、訴訟費用は相手方が持つというふうになっているんですけども、これに係る弁護士料、弁護士料、これ幾らぐらいかかるんですか。訴訟費用と弁護士料は別々であろうかと思うんですが、まずこれをお伺ひしたいと思います。

それと、港湾区域内、いわゆる港湾法における港湾区域内という言葉の定義について説明を求めたいと思います。どういうところをもって港湾区域内としているのか。港湾区域内とか臨港区域とかございまして、今説明のあった港湾区域内とはどういうことなのかどうか。

それと、読みかえ規定のところをですね、もうちょっと調べながらやろうと思うんですが、ちょっと今まで港湾法を自分の中で読んだ中でそういった読みかえ規定があるというものは公有水面埋め立てに関する



る部分ではないというふうな認識なんですけども、もう一度その港湾法における読みかえ規定のところもゆっくりと説明してくださいね。

それから、ホームページを見て応募したりということ等がございましたんですが、あるいは設計コンサルの紹介等であつたりとかいう説明でございますけど、1社においては地元企業、地元における不動産業の紹介があつたということでございますが、いわゆるこれまで、端的に申し上げたいと思いますが、この紹介をしている方、これはこれまで市とのかかわりは全くないですか。これまでも市とのかかわりのある方がこういう株式会社ランドとかは紹介してきたのかどうか。非常に重要な部分だと思いますので、これについてもこれまでに市とのかかわりがあつたならばあつたと。どういうところにかかわりがあつたというところまで説明をしていただきたいと思います。

#### ◎建設部長（平良富男君）

訴えの提起についてお答えいたします。

まず、不当利得返還請求権がまず発生するということです。そして、これはですね、財産に対する強制執行が10年間有効だということです。そして、10年目になるとまた訴えを起こして時効中断できるということです。

訴訟費用ですけど、交通費を除いて15万円です。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

港湾法の読みかえ規定を読み上げたいと思います。港湾法の第58条第2項におきまして、その特例としましてですね、公有水面埋立法の規定による都道府県知事の職権、第27条第1項にある都道府県の知事の許可ですね。の職権は港湾区域内または港湾区域内の公有水面の埋め立てに係る埋立地、これは厳密に言えばトゥリバーでございます。ついては港湾管理者が行うものと規定されてございますので、第27条第1項の都道府県知事の読みかえは港湾管理者が行うものということでございます。

それから、宮古島市ですね、港湾区域の範囲なんですけど、ちょっと図面でご説明申し上げたいと思います。この点線の部分ですね、大浦湾を含めましてトゥリバーに係るまでの範囲が宮古島市の港湾区域でございます。大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それから、株式会社ランドのほうからの40億6,000万での申し入れがあつたということで答弁漏れがございましたので、ここで答弁させていただきたいと思います。土地対策局としましては、株式会社ランドのほうから40億6,000万円で購入するという文書での申し入れもありませんし、こういった正式な文書も受け取った覚えもございません。

次に、この紹介について宮古島市とかかわりのある人物がいるのかというご質問でございますが、個人名ちょっと個人情報保護条例にも触れますので、この辺の公表はですね、控えさせていただきたいと思えますので、議員のご理解をお願いしたいと思います。

大変申しわけありません。「土地対策局」と答弁したようでございます。「地域戦略局」に訂正をお願いしたいと思います。

#### ◎新里 聰君

まず、その訴えの提起からなんですけど、要するに財産の隠し等が認められればということで確たる市民に一切負担はかけないという答弁が何か崩れているというふうに私は思います。そして、今部長の説明で

いくと効力が10年あるから10年間で何かまた財産をこの人がつくればそれを差し押さえますよと。それができなければ、またあとの10年間でやりますよと。いつまでこれを引きずっていくべきですか。ですから、どうもその責任の所在とか、本来あるべき姿の行政というのが行われていないというようなことを感じますので、この辺はやっぱり市長のリーダーシップでもって、市民はこの種の支出については一円たりとも出さないというのが市民大方の考えだというふうに思います。職員の行政ミスは罰せられないという形で先程の調査特別委員会とか、いろんな形で報告が出されても処分されておりません。ここでもまた職員の行政ミスがその分限委員に諮問してあると言うんですけども、また何も処分されない。そういう、言葉で言うと悪いですけども、しりぬぐいみたいに市民が全部そのツケを負わされるという、そういった行政の手法だけはもうぜひ改めていただきたいなというふうに指摘をしておきたいと思います。

それから、市有地の件であります。港湾法第58条第2項でいう要するに読みかえ規定によって知事の認可するというものは港湾管理者でできるということはこれで理解できますが、ただ、今まで国土交通大臣の認可というもの、あれはまた何が根拠なのかどうか。国土交通大臣の認可。いわゆる港湾計画に基づいて、その審議会にかけて港湾計画作成して、それを国土交通大臣に申請して、その認可を受けてそれに基づいて公有水面の埋め立てができたわけですよ。いわゆる港湾管理施設としてホテル用地だと、この部分は認可されているわけですよ。その所有権を移転するに当たっては、これはまた国土交通大臣の認可を受けるとするのはどの部分であるのかどうか、その辺を説明を聞いて、もう一つ、先程説明が残っておりますが、飛び飛びでごめんなさい、財産の隠し等が認められればということで、例えば財産隠しがあるということでそれを差し押さえるという根拠法についても示していただきたいというふうに思います。

#### ◎建設部長（平良富男君）

債権者取消権というのは民法の第424条です。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

公有水面埋立法の第27条第1項の中でですね、この中では都道府県知事の許可を受くべしとあります。港湾法の規定の中で読みかえ規定がございますので、これは港湾管理者と読みかえるものとあります。

それから、第27条の第3項の中でですね、都道府県知事は第47条第1項の国土交通大臣の認可を受けたる埋め立てに関し、既にもう認可の埋め立ては終わってございますので、認可を要する必要はございません。第1項の許可をなさむとするときは、第1項の所有権移転の許可をする場合にはですね、国土交通大臣と協議しなさいという規定がありますので、現在その所有権移転の許可に向けてですね、国土交通大臣との許可を続けているという次第です。

#### ◎嘉手納 学君

議案第71号について、契約書の内容についてですね、先程局長がいろいろ説明されています。その中で私自身としては後でお互いが確認すべき事項においては特約条項を設けてでも列挙すべきだったんじゃないかなというふうに思っておりますが、局長はですね、今まで説明したとおりこれで大丈夫というふうにお話ししておりますけど、この契約内容においてですね、確かにこれでいいのかどうか再度確認したいというふうに思っています。

そして、市長、市長がですね、局長と一緒に東京の虎ノ門のほうの会社を見てですね、大丈夫という見解をしているというふうに思っているんですけど、本当にこの行って見て確認してですね、今でもその大

丈夫ということ間違いないという気持ちを持っているのかですね、この2点をちょっと確認したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

セキュアード・キャピタル・ジャパンの本社に行ってきました。虎ノ門の素晴らしい場所にあるインテリジェントビルでして、その広いフロアをいろんな会談をした後で見せていただきました。社長にもお会いしまして、本当に素晴らしい会社だなと思っております。ですから、全面的な信頼をしております。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

契約書の中身についてこれで大丈夫かというご質問でございますが、私どもとしては何回もですね、セキュアード・キャピタル・ジャパンの担当含め弁護士のほうとも情報を交換しながら協議を続け、そして企業選定審議委員会の中でも十分検討を行ってきて決定しておりますので、この契約内容で十分だという認識は持っております。

◎嘉手納 学君

私が聞いているのは、だから特約条項ですね、これを設けなかったことについては後で例えば建物の取り壊しとか、そういうことについてですよ、後々問題なくてもやっておけばよかったんじゃないかなと思うんです。ただ、この間確認したんですけど、その契約というのは今さら書きかえができないわけでありまして。それにおいては、ぜひですね、当方に食い違いがないようにですね、事前確認をしっかりとさせていただきたいというふうに、まだ仮契約の段階であります、その時点ですね、しっかりとした相互間ですね、信頼関係に基づいた確認をしてほしいなど。契約した後にまたああだこうだとなると大変なことになりますので、ぜひこれは要望したいというふうに思っております。

そして、市長、先程からですね、市長の答弁で最大限の責任を果たしたいというふうに強い答弁を述べているんですけど、私から聞きようによってはですね、市長が政治生命をかけているような、取り組んでいるというふうに僕はとらえておるんですけど、またこの宮古島市の将来がですね、トゥリバーを売るか売らないかについてはやはりそれだけのことがかかっているような気がするわけですよ。だから、それについてですね、富浜議員も強い姿勢でというふうに言っておりますけど、私は市長がこのトゥリバー問題についてそれぐらいの意気込みで取り組んでいるという姿勢を今感じているわけですけど、そういうふうにとらえていいのかどうかですね、よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

トゥリバー地区というのは、これからの宮古島市の発展のために本当に宝物の土地だと思っております。これをしっかり売ってですね、宮古島市のこれからの将来の発展のために頑張りたいと思いますので、議員の皆様、市民の皆様方の応援をよろしく申し上げます。

◎議長（友利恵一君）

4時過ぎておりますが、手を挙げた方が2人いらっしゃるの、池間2人であります。

（「はい、私も挙げたですよ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

ああ、そうですか。3名ですね。ちょっとめどをつけて進めたいと思うんですが、じゃ3名……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いやいや、できれば時間めどつきたい……

（議員の声あり）

◎池間健榮君

議長、質問させてくださいよ。

先程同僚議員からですね、仮契約時に密室という話し方で、いわゆるフィ・リーさんが本当にお見えになったかということを確認されておりましたけども、このセキュアード・キャピタル・ジャパンの会社案内の幹部役員、執行役員ですね。これに掲載されているフィ・Q・リーさんと同じくこの案内にあるフィ・Q・リーさん、顔写真ありますけれども、この方とこれと一緒に登記簿謄本に載っておりますQを抜いたフィ・リーさんというのは同一人物であると。そして、この方が宮古島にいらっしゃって契約されたということでよろしいですか。答弁してください、大事なことですから。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

契約書の説明に当たってですね、議員の皆様全員にお配りしました会社概要の中に記載されていますフィ・Q・リーさんと、それから財務諸表に載っております写真つきのフィ・Q・リーさん、そして今回のトゥリバー地区の仮契約のSCG15特定目的会社のフィ・リーさんとは同一人物であります。

◎池間健榮君

皆さんが誤解、誤解と言わずにですね、やはり議会に提出する資料に基づいてこの方がしっかり、言葉は適切じゃないかもしれないですけども、密室の中で仮契約に至ったというふうにおっしゃっていただければだれもとやかくは言いませんよ。そういうことをしっかりとこれからもお願いしたいと思います。

それでは、新里議員からもありましたように私もマスコミ報道、そして一部今回の要項に基づいて審査できないということで外れた業者からのいろんな資料等も我々もいただいておりますのでね、そういったことも含めながらちょっと質疑をさせていただきます。議案第71号、土地の処分でありますけれども、宮古島市平良港コースタルリゾート整備事業宿泊施設用地処分公募要項を改正されております。先程もありましたけれども、私は改正された時期はいつなのか。改正された時期ですね。そして、SCG15特定目的会社がこの要項に基づいた申し込みをされた時期はいつなのか、この2点をまずお伺いいたします。

それと、公有水面埋立法第27条第1項についてでありますけれども、これは要項にも書かれてあるように契約の効力の問題でありますから、当然第27条第1項もクリアしなければこの契約書は議会の議決だけでは効力は発生しないということを認識しております。また、そのとおりに答弁されていると思っておりますけれども、この公有水面法第27条第1項、埋立地に関する権利の設定、譲渡の制限であります。この第27条第1項についての解釈をですね、先程読みかえ規定によるという港湾法の話をされましたけれども、まずこの第27条第1項の譲渡の制限に関する部分のですね、解釈について説明をお願いしたいと思います。

そして、都道府県知事の許可がなくてもですね、先程いわゆる国土交通省と協議すればその許可は得られると。しかし、契約書は効力を発生しないわけですから、伺いたいのは都道府県知事の許可がなくてもいわゆる仮契約ができる法的根拠ですね。じゃ、知事の許可、いわゆる仮契約、先程新里議員が言いましたようにこの2つがあって初めて効力が発生するわけですから、この2件を同時に議会に提案すべきじゃなかったかという点についてもね、それがクリアできる根拠をちょっとお願いしたいと思います。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

まず最初に、宮古島市平良港コースタルリゾート整備事業宿泊施設用地処分に係る公募要項、いつの時点で改正したのかというご質問でございます。改正いたしましたのは8月6日でございます。いつの時点でセキュアード・キャピタル・ジャパンから交付申請申込書が提出されたのかという質問でございますが……

（「SCG15特定目的会社」の声あり）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

SCG15特定目的会社ですね。この間SCG15特定目的会社のほうとずっと協議してきまして、提出される書類につきましては14、15日の選定委員会の中で吟味し、その中で企業の決定はしてございます。ただ、交付書類のですね、申し込みにおいて社印を押さなくてはならない申込書がございますので、その申込書につきましては16日の仮契約時にですね、提出させていただきます。社内印の持ち出しというのがございましたので、その辺は仮契約時の16日に同時に持ってきていただいております。

次に、第27条第1項に規定される所有権の許可と仮契約の議決についての整合性について説明してほしいというご質問でございますが、議決とですね、協議というのはあくまでも形態が違ったものだと思っています。議決というのは議会の議決でございます、国土交通省の協議というのはあくまでも行政手続の一環でございます、許可がなければ議決と効力が発生しないということではございませんので、議決後に許可をとっても許可が遅れてですね、数日後遅れてもそれは行政手続の遅れでございます、私どもの契約書の中では議決後に許可書と、それから議会の議決の写しを送付して初めて向こうが受け取って5日以内に契約保証金が入ると明記してございますので、議決した後にこの2通の通知書をですね、SCG15特定目的会社のほうに送付して、その後に契約保証金が今議会内にですね、納付できるような形で地域戦略局としては努力していきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

◎池間健榮君

審議委員会がですね、この申し込みを実際に審議して決定したのは8月6日なんです。6日。わずか1週間そこらでこの条文が追加されているわけですね。それは、なぜか。セキュアード・キャピタル・ジャパンじゃなくて、特定目的会社でやりたいからこの部分をつけ加えただけなんです。だから、これがこの1週間の間にですね、早急にされたもんですから、片方の要項に基づいて資料不備と言われても出している方々に何の話もないから今回のおかしな話にもなっているわけですよ。それは、セキュアード・キャピタル・ジャパンがずっと交渉を続けながらですね、しかしセキュアード・キャピタル・ジャパンじゃなくて、資産の流動化に関する法律によって特定目的会社を設置する。しかし、設置しても市の応募要項にはない。当然つけ加えないとまずいですよね。そういうことであればそれはつけ加えて、それが1週間以内に起こって市長、局長は13日に東京に出向いていると。その流れをやっぴりきちっと説明してほしかったということですね。これは、東京へ行ってビルも見てですね、しっかりした会社であるというから、それはそれでいいわけですよ。しかし、この公有水面埋立法、いわゆる権利の譲渡、知事が許可するという部分と他の法令との関係ということで根拠を示されていますけれども、港湾法第58条ですよ。この関係についてですね、これは第58条というのはいわゆる港湾区域、さっき平成12年度に中央審議会が、港湾審議会が出されました港湾区域ですね、あれね。トゥリバーも含めて全部ですよ。しかし、これはこの第58条

第2項というのはですね、港湾管理者が行うことはできないんですよ。だから、この第58条と公有水面埋立法でいういわゆる権利の譲渡とどういう関係にあるかなということを説明をお願いしますと言っているわけですから、読みかえ規定と言われているわけですから。その辺を少し、これ大事なことでありますからね。法の解釈というのは非常に、それは私は間違っているかもしれませんが、それは我々もそれなりに調査はしたわけですから、この読みかえ規定というやつとこの2つについてですね、もう一度詳しく説明してね、じゃ本当に港湾計画を立てるのは国交省だけれども、公有水面埋立法の免許を取るのは知事です。竣功届を出せばね、すなわちその埋め立てた土地は市に帰属するわけです、免許を取った人にね。それを処分するときにはもう一度都道府県知事の許可を受けなさいわけだから、この法律の解釈のほうももう少し詳しく説明していただいて私の質疑は終わりますよ。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後4時24分）

再開いたします。

（再開＝午後4時25分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

ご説明申し上げたいと思います。

港湾法第58条第2項の中でですね、公有水面埋立法でいう都道府県知事の職権、例えば許可は都道府県知事の許可を受けなければならないというのがございますけど、こういうものに関しましては公有水面埋立法の中でいっている都道府県知事の職権は例えば港湾区域を持っている市町村ですね。例えば港湾区域を持っているということは港湾管理者を置いているということですから、こういったものを設置している市町村については都道府県知事の職権を港湾管理者で行うことができるという読みかえ規定でございますので、公有水面埋立法で言われている都道府県知事の職権はかわりにですね、港湾管理者である宮古島市長が行うことができるということでありまして、ですから、仮契約書の第26条においてセキュアード・キャピタル・ジャパンのほうに、SCG15特定目的会社のほうに通知する書類の中で2種類ございまして、所有権移転の許可と、それから議会の議決の写しの通知をもって通知書とするというのがございますので、この2つの通知書を送ってですね、SCG15特定目的会社が受け取って5日以内に契約保証金の4億円が納付できるような形でですね、地域戦略局としても港湾課を先頭にして頑張っていきたいと思っておりますので、議員の皆様のご理解をお願いしたいと思います。

（「議長、ちょっと休憩してください」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時27分）

再開いたします。

（再開＝午後4時28分）

健榮議員、もうよろしいですか。

池間雅昭君。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

いやいや、最初から挙手していたんだが、健榮議員がちょっと先だった。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

いや、先に挙手したのが池間雅昭君だから。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

いやいや、健榮と同時に手を挙げておったもんですから、健榮がちょっと先だったもんだから健榮議員を指名したんだよ。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

いや、私は順序よくできるだけ手を挙げている……

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

挙げていますよ。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

それでは、15分休憩して再開いたします。

(休憩=午後4時29分)

再開いたします。

(再開=午後4時45分)

休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

◎眞榮城徳彦君

質疑の前にですね、ちょっと議会事務局の方に確認をしておきたいんですけども、このトゥリバーの件は先議案件になっています。議会運営委員会でそういうふうになって先議になりました。これ必ずそうなったからには今日採決をするんですか。

◎議長(友利恵一君)

直ちにじゃなくて、本日の会議に。

◎眞榮城徳彦君

いやいや、だから本日採決をしなければならない事項ですかと。

◎議長(友利恵一君)

議運の決定どおり日程を進めていきます。

◎眞榮城徳彦君

議運の決定であればこれはやらなくちゃならないということですね。どうですか。

◎議長(友利恵一君)

そう思っております。

◎眞榮城徳彦君

いやいや、そうしなければならないと議会事務局にならないのかと聞いているんですけど。

◎事務局長（下地嘉春君）

休憩でいいですよ。

◎眞榮城徳彦君

はいはい。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時45分）

再開いたします。

（再開＝午後4時46分）

◎眞榮城徳彦君

今のことに関連するんですけど、議員説明会のときにですね、いわゆる議会議決以降5日以内にお金が入るといふ説明を受けて、それで議運に諮ってもらって、じゃ先決議案として今日やろうという話になっているわけですね。ところが、一連の当局側の説明ではそれだけじゃない肝心なことがだんだんわかってきましたので、いろいろその説明の不手際とか、そういったことできのう我々が議案説明会で説明されたのはですね、仮に今日先議案件として議決をしても例の公有水面埋立法の国土交通省の認可をとらなくちゃならないとか、そういった行政上の事務手続が発生する。そして、それがいつまでにこれが認可がおりて、その通知をしてから5日以内ということですから、これが来週の金曜まで、つまり議会が最終本会議の日までこれが確定をして振り込まれるとは限らないという説明を受けているんですね。そうであれば我々はこの説明を受けるたびにですね、各同僚議員からも指摘されていますようにいろんな聞きたいこの仮契約書の中身についてもですね、それから協議書、それから審議会設置要綱なども含めましてね、我々としてはとてもじゃないけど、私としては先決議案として今日ここで採決をしなければならないということは非常に抵抗を感じるんです。これは、私の考えですけども、委員会に付託をしてじっくりと審議をやってからでも遅くないし、きのう、今日のマスコミにも取り上げられていますように市民もそのほうが納得するんじゃないかと思っております。これは、要望として言っておきますので、よろしく願います。

質問に入ります。契約書の中身なんですけども、この仮契約書の第9条ですね、所有権移転等の制限、これがよくわからないので、説明していただきたいんですけども、公有水面埋立法第27条第1項の規定により竣功認可、この竣功の功という字も間違っていると思うんですけども、竣功認可の告示の日である平成11年1月6日より云々とあります。10年間は本件土地を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用もしくは収益に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではないという条項があります。平成11年から10年間といいますと平成21年ですね。1月6日までとなるわけですけども、この相手方企業と契約をして2年間以内に事業着手ですよ。これは、約束事になっていますね。そうすると、当然平成19年ですから、21年というのはあと2年後ですね。1月6日にこの効力をもし失うとすればですね、所有権移転した企業が土地を売ってしまおうが、ほ



かのことに使ってしまうのが関係ないということにならないですか。これを法的に説明をしてください。

もう一つ、企業選定審議会ですか、副市長を委員長とする委員会ですね。これに今までの経緯が表になってあらわれていますね。これに書いてあります。これを見ているとですね、ほとんど状況報告というふうな形でしか説明されておられませんけども、これは形としては市長から諮問を受けてこの委員会を、審議会ですか、これを開いて、そして企業選定をして答申するという形だと思んですけども、このSCG15特定目的会社の決定に至るまでが、最後の答申というのがこれ平成19年8月15日、宮古島市トゥリバー地区売却地処分について答申、企業の選定についてとあります。これがSCG15特定目的会社に決まったのは、この選定委員会です。正確にはこの日付でよろしいですか。答申は、その日ですか。

それと、8月13日に市長と地域戦略局長が東京に行って相手方企業を表敬訪問していますね。これは、審議会から答申が出る前に既に決定事項としていて確約をしてきたというふうに理解するんですけども、それでよろしいですか。まず、この2つをよろしく願います。

◎議長（友利恵一君）

眞榮城議員、あれ審議会じゃなくて、選定委員会だそうですからね。選定委員会。

◎眞榮城徳彦君

いや、選定審議会でありますよ。企業選定審議会であります。

◎議長（友利恵一君）

わかりました。

局長は、通して答弁を聞いているので、できれば間を置かんで答弁したほうがいいよ。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

まずは、契約書の中の所有権移転の制限等でございますが、第9条の中で乙は公有水面埋立法第27条第1項の規定により竣功認可の告示の日である平成11年1月16日より起算して10年間は本件土地を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用もしくは収益に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。議員ご指摘のとおりですね、11年の1月6日が竣功認可の日でございます。

それから、竣功認可の功という字が間違っているんじゃないかというご指摘がございましたけど、この字で間違いございません。功績の功であります。

10年間というのは平成21年の1月6日以降ということになりますんで、この条文にあるようにですね、この日までは所有権の移転に関しては制限がかかりますよということでございます。ただし、甲の書面による承諾がある場合とございますので、港湾管理者であります宮古島市長の書面による承諾があった場合にはこの限りではないということになります。

2番目にですね、ご質問でございますが、企業選定審議会の中でどのような経緯で決定したのかというご質問がございました。市長の諮問を受けたのが8月の10日であります。市長のほうに答申をいたしましたのは8月の15日であります。その間ですね、オファーのありました4つの企業の情報、それから電話等で対応のありましたいろんな企業の情報等も企業選定審議会の中でですね、情報を提供しまして、いろんな面から総合的に審議した結果、SCG15特定目的会社に対して仮契約をしたほうがいいという答申をですね、市長のほうにいたしてございます。

◎眞榮城徳彦君

じゃ、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合とありますけども、この書面出してください。契約書のどこに甲の書面があるんですか。あらかじめ甲の書面によると。この契約書になければですね、何の効力もなさないんですよ、契約書上は。何やってもいいと。転売しようが、ほかの目的に使おうがいいよということになっているじゃないですか、その点。この書面出してくださいよ、じゃ。そういう取り交わした書面があるんだったら。どこにもないじゃないですか。何を根拠にあらかじめ甲の書面によるということ、証拠があるんですか。

それとですね、普通だったらですね、この質問別に変えますけど、さっきの話なんですけどね、15日に答申をしていますよ。正式に市長は企業選定審議会から答申を得た上で行動すべきなんじゃないですか。なぜそれがもう13日には既にあなたと2人東京に行って会社表敬して決定してくるんですか。13日にあなた方は話し合いで契約を16日に結びましょうという約束をして帰ってきたんでしょ。だから、それは16日に説明会やることになったんでしょ。何で15日に、最後の日に答申としてこれで企業選定審議会はもう終わりましたと、役目終わりましたと、それから行動すべきじゃないですか。副市長、あなたは委員長ですから、この会のいきさつ説明してくださいよ。本当は局長じゃなくて、副市長、答弁をお願いしますと言おうとしたけど、局長が来て答弁したからあれなんですけど、この辺のいきさつを教えてくださいよ。

それとですね、この委員会の、どなたかも聞いていましたけども、メンバーですね、これにはですね、戦略局長はその時点ではないですね、この委員会には。この要項は平成18年、つまり去年の9月27日から施行すると最後にありましたから、宮古島市トゥリバー地区企業選定審議会設置要綱、そのときの副委員長はですね、土地対策局長ですよ。その当時の土地対策局長はだれですか。狩俣さんでしょう。それで、あなたは4月に来てこの委員会に入ったんですか。あなたの名前どこにも出てこないですよ。なぜあなたがこの中で、委員会の中でどういう役割を果たして市長と一緒に行って、企業選定審議会の答申も無視してあなた方は市長と2人で契約しに、約束しに行くんですか。何のための選定審議会だったんですか。こんなのは有形無実でしょ、こんな企業選定審議会なんて。しかも、いかにも審議をしてみたいな一覧表はありますけども、一体何を審議したんですか。具体的なものが何にも書いていないですよ。常に前回の企業選定審議会決定後の状況報告、前回の企業選定審議会後の状況報告、トゥリバー売却について状況報告、トゥリバー売却について状況報告。この中でどういうふうな審議がなされて、この企業決定までの形がですね、全く見えないんです、これでは。一体だれがSCG15特定目的会社と契約を結ぶという、こういったいきさつをきちんとやった経緯がこれでは全く見えないんですけど、その点どうですか。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時01分）

再開いたします。

（再開＝午後5時02分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

企業選定審議会の検討の内容につきましては、コピーするとしたら大分部数がございますので、地域戦

略局のほうですね、閲覧をお願いしたいと思っています。

決定の内容につきましては、企業からの申込書、それからその中に含まれている会社概要、それから実績、それらのものを総合的に判断した上でですね、企業選定審議会の中で決定し、市長のほうに答申してございます。

それから、13日に市長と2人でセキュアード・キャピタル・ジャパンのほうを訪問したのは答申の前にセキュアード・キャピタル・ジャパンという会社がどういった会社であるのかですね、太真社のほうとの契約の際にもですね、議会のほうから大分指摘を受けました。この会社が本当にどこにあるのか、市長と皆さんはその辺を確認したのかという指摘もございましたので、今回はですね、市長とも相談し、セキュアード・キャピタル・ジャパンを訪問して、確かに市長からのご説明にもありましたようにトゥリバーの開発にとっては間違いのない会社だと。トゥリバーの開発事業に対してはですね、宮古地域の経済発展のためにも効果を出してくれる会社だと確信いたしましたので、15日の企業選定審議会の中で決定し、市長のほうに答申したという次第であります。

(「議長、休憩をお願いします。答弁漏れもありますから」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後5時04分)

再開いたします。

(再開＝午後5時05分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

答弁漏れがございました。大変申しわけございません。第9条の所有権移転等の制限についてのですね、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合の中で甲の書面とはどういうものかというご質問がございましたが、この条文につきましては今後のことでありますので、このあらかじめ甲の書面による承諾という様式についてはですね、例えばセキュアード・キャピタル・ジャパンからこういった方法で使いたいとか、こういったことで移転したいという旨の申し出があった場合には国土交通省で記載する様式等に沿ってですね、書面のほうは作成していきたいと思っています。

◎副市長（下地 学君）

企業選定審議会の会議内容等については、会議録がありますので、後で開示いたします。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後5時06分)

再開いたします。

(再開＝午後5時07分)

◎副市長（下地 学君）

審議の過程については、会議録を開示しますので、ご了解いただきたいと思います。

15日に伊志嶺市長に答申したいいわゆる企業選定については、その選定理由として東証マザーズ上場のセキユアード・キャピタル・ジャパン株式会社が100%支出した資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社であり、信頼性が高いこと。2つ目、開発計画、資金計画等においても具体化しており、市に対してプレゼンテーションを行うなど積極的である。3つ目、宮古島市の市場調査や売却地の土壌調査を独自に専門企業に委託して行うなどの信憑性が高いこと。4、宮古島市平良コースタルリゾート整備計画の基本方針に沿った開発計画であること。5、現在オファーのある企業の中で進捗状況が突出していること、これが選定の理由です。

#### ◎眞榮城徳彦君

あるじゃないですか。だったら説明会のときなんかにもこれを出してちゃんとやれば印象がよくなったかもしれないですよ、市長。こういったちゃんと答申が出ているんだったら。議員にもちゃんと見せて。と私は思いますけど。とにかくこの件に関してはですね、この協議書もどんどん出てくるし、これは開発に関する協議書とか、環境保全協定書とか、そういったのがどんどん、どんどん出てくる。まだ現在進行形といいますかね、これは確定じゃないと。そして、今初めて副市長が委員長として開示した答申書なんかも出てくる。判断材料、私たちはこの中で本当にこれでいいのかと。つまり旧平良市の議員はですね、太真社問題で骨の髄まで本当に大丈夫かと。ましてや今までの一連の行政側の、あるいは職員の不祥事とか、ミスとか、これだけ重なってきますとね、これは市民も心配するし、我々議員も心配するのは当然なんですよ。だから、念には念を入れて本当にこの契約が100%宮古島市で確実なものになっていくのか、そういったものを確認したいために我々は朝からこうやってたくさん同僚議員が質疑をしていると思うんですね。だから、一つ一つ確認をするためにも私は委員会に付託をしてきちっと形を整えてから議会に提出してもこの議案は遅くないんじゃないかと思っております。

次の質疑に移りますけども、例の裁判の支払い問題なんですけど、市長はさっきから聞いておりますと市民に絶対に迷惑はかけないという言い方しております。富永議員からも抽象的な物の言い方じゃなくて、もう少し具体的にという話もありましたけども、例えばですね、この補正予算に一千二百五十何万ですか、これが上がっていますね。裁判所からこれはもう結審しているわけですから、支払い命令が来ます。何月何日までに支払えというものが来ているかどうか。それと、裁判所からの支払い命令が来た以上は宮古島市は支出をしなければならないわけですね。当然会計窓口を通して支出をすると思うんですけども、この一般会計や補正予算が議会に上程されています。仮にですよ、この部分だけは納得いかないと。この予算を削って、こういうものは予算として認められないから修正予算にしたいと議会が言って否決をした場合には、法的にはどうなるんですか。この処理の仕方を教えてください。

市長は、絶対に市民に迷惑をかけないということは一般会計補正予算から出さないと、一般会計から出さないとという意味だと私は解釈しているんですけども、そのとおりだと思っていいですか。様子見にとりあえず仮支出みたいな形をしておいてだれかが補てんするのか、責任をとって。そういうやり方を考えていらっしゃるのか。法的なことも含めて説明をしていただきたいと思います。

それから、同じ補正予算の件なんですけども、土木費などの公園費の中で地方債、下地野球場改築事業債3,750万が計上されておりますけども、これの中身ですね。これは、オリックス球団等の2軍の練習場と関係があるのかどうか。それと、少しちらっと聞いたんですけども、第2球場をつくるという話が持ち

上がってるらしいです。これは、防衛施設庁の予算ですか、そういったものができるかもしれないと。それにつなぐための暫定的な野球場改装ですか、その辺を具体的に教えてください。

◎総務部長（宮川耕次君）

否決した場合どうなるかというご質問でございます。これは、判決が出たものについては否決というか、いわゆる市長のですね、裁量権で出すというのがまず建前になっています。ですから、否決された場合はですね、市長の専決処分でやると。あるいはまたそれ結局ですね、裁判官が市の財産を差し押さえするという形になりますので、いずれにしてもそういう形になります。ですから、じゃなぜ補正に出したかという件ですが、これは市長がそのまま予備費あたりを使ってやるよりはですね、一応議会の皆様にも明らかにしながら、やっぱりこれはこういう経緯で計上したという説明をしながらですね、やろうという意味でこのような補正になってございます。

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

差し押さえの件についてはですね、一応弁護士との窓口、建設部道路建設課になっていきますので、支払いについてはこの予算が通ってですね、手続については相手の弁護士と相談して決めていくということになっています。

それから、下地野球場の改修についてですが、オリックスの2軍のキャンプ場を行いたいという希望がありますので、その改修工事でございます。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時16分）

再開いたします。

（再開＝午後5時21分）

◎総務部長（宮川耕次君）

我々もですね、再三いろいろな角度から議論しました。この判決が出た時点で市長の専決処分ですら予備費から使ったとかいう形になりますと、今度はなぜそういった形でいわゆる情報公開しないですら、やったかというまた批判もあるんじゃないかということで、やはりこの際プロセスを明らかにしたい、情報を明らかにしてこういうふうにならなくても払わなければならないものですから、補正にかけたということになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時22分）

再開いたします。

（再開＝午後5時22分）

◎総務部長（宮川耕次君）

これにはですね、いろんないわゆる過程があると思います。今支払ってもですね、宮古島市が支払った後にそういった国家賠償法に基づく例えば求償権などもございます。それから、先程市長からあったのは詐欺行為取消権という形で、つまり不当取得という形ですね、訴えを起こしておりますので、これについてはやはり市民もですね、あるいはそういった形で不当に取得したのは事実であると思いますので、まずそれをきちっと訴えをしまして、それに基づいて市長からあったように市民に迷惑のかからない形でまずこれをしっかりとやっていく。その後でまたその状況を見ながらですね、その後の対応があり得るといふふうに考えていますので、それぞれのプロセスを見ながらやるということですので、そのようにご理解いただきたいと思います。

(「だから、あんた方はつじつまが合わないことを言っているから言っているんですよ。この事件、違うでしょう。今答えたことに対して、川田さんに対して……」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 5 時 24 分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時 25 分)

◎建設部長（平良富男君）

取立金請求事件の判決はですね、まず市に払いなさい。そして、この判決は仮に執行することができる。だから、予算計上しない場合は裁判所でもって市のお金を差し押さえることができると、執行することができますとなっています。それで予算計上をしております。そして、その予算計上した、もうはっきりしていますのでね、その金額に見合う訴えの提起をしております。

(「だれのお金かよ」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後 5 時 26 分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時 26 分)

◎建設部長（平良富男君）

市が払いますよね。

(「当然」の声あり)

◎建設部長（平良富男君）

それで、その損害を受けたんで、川田さんを訴えるということなんですよ。その分を取りましょうと。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後 5 時26分)

再開します。

(再開＝午後 5 時30分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

補正予算に計上したことで一時的に市民には負担を与えます。しかし、今訴えの提起をしておりますので、その結果を見ながらまた考えていきたいと。市民には負担を一切かけないように頑張ります。

◎池間雅昭君

質疑をいたします。

まず、議案第71号、市有地の処分についてであります。今いわゆる契約相手方の S C G 15 特定目的会社ですか、特定目的会社ですね。これについていろいろとこれまでも質問がございました。当局はね、この親会社のセキュアード・キャピタル・ジャパン、これがいい会社だからというふうなことで説明をしております。しかしね、契約相手方はあくまでも S C G 15 特定目的会社、この会社なんですね。これが資産の流動化に関する法律に基づいて設立されている会社であります。そこで、まずお伺いしたいんですけどもですね、これまでの当局の説明ではいわゆる公募要項を 8 月 6 日に変更したと。これは、その資産の流動化に関する法律の関係で変更したというんですけども、この法律を知ったのはいつですか。

そしてですね、8 月 6 日に変更したわけですけども、これまでいろいろと一般売買契約を夢見ている会社を公募してきたわけですね。こういうふうに公募内容が変更したならば速やかにこのオファーをしている企業に対してもこれを発送してですね、この流動化に関する法律に基づいてやり直せと、そういうふうなことをなぜやらなかったのか。理由はですね、ほかの会社ももしそういうふうなことでいいですよとならばね、特定目的会社をつくっているという話も聞いているんですよ。要するになぜ他の会社には言わなかったのか。

それともう一点、ただいまの眞榮城徳彦議員の説明の中でですね、いわゆる 15 日に企業選定審議会で市長に対して答申をしたという説明であります。私にはね、その市長に対する答申の前にね、契約相手方がなぜこの S C G 15 特定目的会社なのかをわかっているのか、これが理解できない。市長に答申をして初めて相手企業とね、交渉すべきであると思うんですけども、なぜあえてその前の 13 日に市長は会いに行かれたのか。しかもですね、S C G 15 特定目的会社ではなくて、S C J に会いに行ったわけでしょう。契約相手方は、あくまでも特定目的会社ですよ。そのことについてまずお伺いをいたしたい。

それからですね、8 月 16 日の仮契約についてであります。これまでの答弁の中で市長は公開をしたかったけれども、職員がそれをとめた。しかも、ガラスまで目張りをしてですね、全く密室そのものをつくってこの仮契約に臨んだわけでありまして。非常にですね、このトゥリバーの売却というのはずっと市民が待ち望んでいたまさに大事な売却課題であります。それをですよ、私ならばですね、喜んでマスコミも全部呼んでね、そういう中であつちりと握手もして契約内容も示しながらですね、やると思います。ところが、市長ね、あなたはそれをやらなかった。やらなかった。そして、そのマスコミを排除した理由について前の失敗があるから慎重を期したというふうに言っております。これが今日の答弁ではですね、自分は公開したかったけども、職員が公開渋っていたからやらなかったというふうに答弁されております。この記者会見での市長の発言と今日の発言とですね、どちらが正しいのか、これをお答えを願いたい。

それともう一点、去った8月3日、きのうですね。いわゆる議員への説明会がありました。それはね、いろんな会社のほうからおかしいよというふうなものが来ましてですね、説明会をやるということでありました。そしてですね、きのうの説明会も報道陣はシャットアウトです。いわゆるね、中を密室の中で、今言われる野党議員の皆さんですけども、皆さんに説明をした。その説明の内容がですね、別に市民に、マスコミに知られてもいけないような内容じゃないと思うんですけどもね、なぜきのうの説明会もマスコミを排除したのか、その点について市長にお伺いしたい。

つけ加えておきます。実は、去った百条委員会の中でね、職員の発言は市長の発言と考えてよろしいんですかと、本会議です。それを問うたところ、市長は違うとおっしゃいました。違うと。本会議では、市長の命を受けて職員は説明するわけですね。それについて百条委員会の中で市長は違うとおっしゃいました。ですから、私はあえて市長の見解を求めます。

そして、このマスコミを排除した理由。そして、マスコミを排除したことは、これについて市長はどのようにお考えなのかをお聞かせを願いたい。

次にですね、これは確認します。契約の相手方、SCG15特定目的会社、これの工程表によりますと8月10日作成とあります。8月10日作成。そして、8月15日には宮古島市との仮契約というふうに工程表になっています。ということはですね、この工程表が作成をされた段階でSCG15特定目的会社と契約するというふうな了解がなされていたというふうに私は理解するんですけども、市長、いかがですか。工程表に書いてあるんですよ。8月10日、工程表。そして、その中にちゃんと8月16日、仮契約と書いてある。その時点で決定をしていたのか。もしそうならばですね、何のために審議会は15日に答申をしたのか、その見解もお伺いをいたしたい。

次に、これまでですね、砂山リゾートもそうです。いろんな前の太真社ともトゥリバーの売却契約で失敗したということで外資はいけませんと。外資とは契約をしませんと当時の土地対策局、すなわち市長はですね、ずっと言い続けてきました。なぜ今回に限って外資と契約をするのかですね。この太真社との違いをですね、きちっと明確にした上でご説明を願いたい。理由は、例えば三菱地所とか、国内のこういった関係の大手企業もですね、オファーしているわけです。今までの市長の考えからすればですね、この特定目的会社とやるよりも日本国内の企業とやったほうが安全性も高い、リスクも低い、私はそう思います。なぜそういうふうな手法をとらなかったのかをお聞かせ願いたい。

次にですね、市長ね、公有水面の埋め立てのいわゆる所有権移転の問題でですね、きのう我々は知ったわけです。皆さんが契約書を配付したのはですね、議案として、いわゆる議案の説明会でありました。議案の説明会のすぐ後に議運を開いたわけですから、物理的にも時間的にも我々議員にはその契約書を読むことは不可能であります。それを承知の上でなぜ與那嶺大地域戦略局長はですね、仮契約書に書いてある、議員が見落としたというふうな発言でですね、マスコミに対して行ったのか、その理由をきちっと説明願いたい。私が言っているのはですよ、物理的にも時間的にも皆さんの資料が遅いから、議案説明のときにもらったばかりですから、その後すぐ議運ですからね。そういう状況の中でこの公有水面についての所有権移転のこともですね、書いてあるんで、わかりますよ。みずからの説明不足をですね、棚に上げて議員に責任を転嫁するような発言をですね、私は絶対に納得できません。これについての市長のご見解も賜りたい。



次に、契約書についてお伺いいたします。まずですね、今回の契約書、中身を精読いたしました。まず、第3条で契約保証金の条項がございます。その中には、いわゆる今までの当局の説明では議会の議決を受理した後で5日以内に入るといふようなことがありますね。そして、第3項に甲は乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは第1項に定める契約保証金4億円を没収することができる。普通ならね、没収するものとする明記すると思うんですが、なぜ没収することができるというふうな文言になったのかご説明を願いたい。

それと、第13条の契約の解除、これにはですね、甲または乙は相手方当事者が本契約に定める重要な義務を履行しないときは本契約を解除することができると思います。普通ですね、重要な義務とはどういうものかですね、契約書の中に明記しなければならないと思うんです。なぜそれを明記しないのか。そして、本契約に定める重要な義務とは何なのか具体的に例を挙げて説明を願いたい。そして、これについては相手方も認めていらっしゃるのか。相手方と同意を得ているのかどうか。同意を得ているならばその同意書を出していただきたい。当たり前でしょう。後からね、水かけ論になるんですよ、これが不履行になった場合に。そしてですね、この重要な義務、これにはですね、皆さん方が出しておるその協議書、協議書に書いてある、いわゆるその協議書の内容ね、これが重要な義務に該当するかどうか。皆さんのその協議書の内容が重要な義務に該当するかどうかをお聞かせを願いたい。

それと、第13条第2項にはですね、前項の規定により甲または乙が本契約を解除したときは甲は乙が納入した契約保証金を乙に返還するものとする。私は、この条項はですね、乙が契約不履行しても、甲が契約不履行しても、要するに甲乙どちらが違反を起こしてもね、この契約保証金は乙に返還するというふう読み取れるんですが、いかがなものか。

それとですね、前に戻りますけども、契約保証金、第3条、乙または第三者をしてとあります。この第三者についてもですね、はっきりと本来ならばこの契約書の中に明記しなければならないと思います。この第三者とはどなたか。そして、これについては相手の方と協議の上、きちっと同意をしてあるのかどうか、これも確認を求めます。

次に、違約金であります。第15条、甲または乙は、これも本契約を解除したときはね、甲又は乙は、第13条による本契約解除したときは、乙に対してとありますね。これは、甲または乙はというのがあるわけですから、乙が乙に対してもかぶるんですよ。この契約書をね、明記するためには甲はというふうなことを入れんといけんと思うんですね、甲はという文言を。なぜそれが抜けてあるのか。これでは甲乙両方違約金を請求できるとか取れません。甲は、と入れなきゃいけないと思うんですけども、これについてのご見解を賜りたい。

次に、眞榮城議員も質問をしていました。第8条の用途及び営業開始の義務等、これにはいわゆる乙は第4条第1項の規定による本件土地の引渡しがあった日から10年間、以下「指定期間」というと。本件土地をホテル等の建設用地以外の用途に供してはならないとあります。これとですね、眞榮城議員が指摘したように所有権移転等の制限の第9条ですね、ここにはですね、いわゆる公有水面埋立法第27条第1項の規定により竣功認可の告示の日である平成11年1月6日から起算をして10年間は、本件土地を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用若しくは収益に供してはならないはず。この期間のずれがですね、例えば9月に契約が成立してもこの期間から、第9条からすると21年の

1月6日からこれは効力を発揮します。ところが、先程申し上げた第8条は空白があるんですよ。1月6日から9月の間まで業務を開始する2年間というものに空白があるんですね。その間には土地を売買されても文句言えないというふうな証拠だというふうに私は理解しておりますけども、これについてのご説明を願います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

答弁いたします。

16日の仮契約のときにマスコミを部屋の中に入れなかったのは、やっぱりこれまでの苦い経験がたくさんありましたので、慎重を期してマスコミを入れませんでした。しかし、後で結果については記者会見するよということで了解してもらいました。ただ、目張りをする必要はなかったと私自身は思っております。

また、外資系はよくないという話を前に苦い経験がありまして、言ったこともあります。しかし、今の日本経済は外資を抜いてはもう語れないような状況になっておりますので、外資でも優秀な会社たくさんありますので、今回のセキュアード・キャピタル・ジャパンは立派な会社と思ってその特定子会社と契約をいたしました。

◎副市長（下地 学君）

池間雅昭議員からきのうの野党の説明会でどうしてマスコミを出したかというふうな指摘なんですけど、実は8月30日土曜日にですね、プロトンジャパンというところから議員の皆さんにトゥリバー購入先選定についての疑問点ということで大きく3つぐらいにわたってですね、こういう文書が届いております。この文書はですね、当局には届いておりません。そういうことで何名かの議員の皆さんからこれどういふことかという問い合わせ等があって、特に31日は日曜日でしたんですが、与党議員の皆さん、いわゆるそうごうも含めてですね、いろいろこの対応について協議しました。ところがですね、このプロトンジャパンというところがどういふ企業であるかということがわからないし、この出どころもどういふ経緯をたどって出てきたかという実態も把握できないということですね、きのうになってですね、この会社がどういふ会社であると、ここに入っている方たちがどういふ企業が入っているということがはっきりして、そしてこの中身はですね、オファーとして手を挙げている企業からの支店から出されている文書なんです。そういう企業名が入っているということと、もう一つはこの資料を提供した人、そして実際につくった人、こういう方たちが特定できたので、これはマスコミを通しての公表はちょっと控えたほうがいいという判断と、この取り扱いによってはいわゆる今日のこの審議にいささかも影響が出たら困るという当局の配慮からですね、一応マスコミの皆さんには遠慮していただきました。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

質問が多岐にわたってございますので、答弁漏れがございましたら指摘していただきたいと思います。

最初に、契約書の内容につきましてご答弁をさせていただきたいと思っております。まず、第3条でございますが、第3条の中です、第3項、甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金4億円を没収することができる、をするという表現ではないかというんですけど、するという表現でも、することができるという表現でも前条第2項の義務を乙が履行しない場合には4億円は宮古島市に帰属することになりますので、この表現で双方納得してございます。

次に、第8条及び第9条についてご説明を申し上げたいと思っております。契約条項第8条の中身につきまし

ては、用途指定及び営業開始の義務をうたってございます。用途指定につきましては、本件土地の引渡しがあった日から10年間については指定期間を定めてございまして、10年間という指定期間を定めてございます。この中では本件土地、つまりトゥリバーの売却地はホテル等の建設用地、例えば宿泊地あるいは観光関連施設用地ですね。その他以外の、それ以外の用途に使ってはだめですよという規定です。ですから、そこにラブホテルを建てたりですね、パチンコ屋を建てたり、こういったことはできませんよという規定です。

それで、次の第9条の規定、第9条ですが、これは所有権の移転に関する制限等をうたってございまして、第8条の用途指定の10年間とは関係はございません。所有権移転の制限はですね、公有水面埋立法第27条第1項の規定によって竣工認可の日から10年間は所有権の移転とか第三者への譲渡、担保の設定はできませんということをやっているわけですから法律事項でございまして、第8条の用途指定、10年間の用途指定とは関連はございません。

(議員の声あり)

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

2年以内に、第8条第2項ですね。指定用途に係るホテル等の建設に着手し、当該着手に係るホテル等を建設日、引渡日から5年以内に営業を開始するものとする。この条項はですね、宮古島市が乙のほうにですね、引き渡した日から2年以内にホテル等の建設に着手しなさいと。つまりホテルもしくは観光関連施設の着手に2年以内に着手してくださいという条項でありまして、そしてホテル等の営業に関しては引き渡しの日から5年以内に営業を開始してくださいと規定している状況でございまして。

それから、第13条についてのご質問がございました。この中で本契約に定める重要な事項とはどういうことかというご質問がございましたので、ご説明をいたしたいと思っております。本契約に定める重要な履行と申しますのは、義務と申しますのは、例えば甲に対し、甲、宮古島市の場合ですね。この場合、第2条という所有権移転の手続の遅れもしくは第5条で規定しています登記手続の遅れ、それから第6条の瑕疵担保等、例えば埋立地に何か異常なものが埋まっているのが発見されたとかですね、こういったものを指すものと理解してございます。それから、乙の本契約に定める重要な義務というのは第3条の契約保証金の納入の遅れ、あるいは第2条でいう売買代金の速やかな納入、そして第8条でいう用途指定及び営業開始の義務等への違反、それから第18条でいう実地調査、宮古島市が実地調査を行いたいという申し入れがあった場合に拒否した場合ですね。そして、第19条、公害防止協定、これらの条項に違反した場合に本契約に定める重要な義務に違反するものだと双方理解してございます。

そして、第15条、甲または乙は第13条により本契約を解除したときは、乙に対し違約金として、売買代金の10%に相当する金額を請求することができる、ということやうたってございます。乙に対しという文の前で甲はという条文を入れるべきじゃないかというご指摘でございまして、この違約金と申しますのはあくまでも甲が乙に対して、つまり宮古島市がSCG15特定目的会社に対して請求すべき違約金でございまして、乙に対してという表現で双方理解してございます。

それから、8月16日の契約の中での目張りについてどういう経緯でこのような契約のあり方になったのかというご質問にこれまでも説明でもおわび申してまいりましたが、私の至らなさですね、あのような形になってございました。契約後いろんな形でマスコミ、それから議員の皆さんからもご指摘をいただき

ましたので、これからですね、契約、それからこういったたぐいの取り扱いにつきましてはなるべく公開できるような形でのあり方を考えていきたいと思っております。

それから、9月3日の議員の説明会の中でマスコミを排除した理由というご質問がございました。9月3日の説明会の中で……

◎議長（友利恵一君）

副市長が答弁してあります。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

じゃ、それは避けたいと思います。

あとはですね、資産流動化法に関するご質問がございました。SCG15特定目的会社のほかに資産流動化法に基づく特定目的会社についての売却のオファーがあったんじゃないかという話がございましたが、SCG15特定目的会社以外の申し込みの企業からはですね、特定目的会社で契約したいという旨の申し込みは一切ございません。

資産流動化法についていつごろから勉強したのかと、研究したのかというご指摘がございましたが、私どもが資産流動化法について本格的に取り組んだのは7月に入ってからでございます。初めて見る法律でございましたし、セキュアード・キャピタル・ジャパンからSCG15特定目的会社という特定目的会社で契約したい旨の申し出がございました。その中で資産流動化法の目的、それからあり方、SPCの設立、登記の方法、それから解散の事由、職員と一緒に頑張って勉強したり、あるいはですね、振興開発金融公庫の方にお願ひしまして、SPCの資料も取り寄せたりしまして、勉強してございます。その中で資産流動化法のあり方、そしてSPCとの契約の流れ、こういったものを私たち地域戦略局の中でも理解して今後の契約に至った次第でございます。

あとは事業計画書の中で15日に売買契約の旨が記載されているというご質問がございましたが、15日の売買契約というのはあくまでも相手側の希望の日でございまして、私どもの契約の16日の日には何ら影響を与えるものではないということをご答弁申し上げたいと思います。

それから、13日にセキュアード・キャピタル・ジャパンになぜ行ったのかというご質問がございました。ご説明申し上げましたように13日に市長と2人でセキュアード・キャピタル・ジャパンを訪問してございます。これは、15日に一応答申を予定していますので、セキュアード・キャピタル・ジャパンという会社ですね、どういった位置に存在し、どういった会社で、どういった方々がいるのかというのを確認も兼ねて市長と2人で訪問いたしました。前のご指摘にあるように前回の太真社という会社との経験がある以上ですね、今回は失敗は許されないという思いが強くございましたので、実際に会社を見てきたほうがいいというご指摘が議員からもありましたので、市長と2人でセキュアード・キャピタル・ジャパンのほうをご訪問させていただいた次第であります。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わったようですけど……

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後6時07分)

再開いたします。

(再開＝午後6時12分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

第13条の重要な事項について相手側と協議し終わったのかということですが、契約書の中身はですね、これまでSCG15特定目的会社の担当のほう、それから顧問の弁護士さんといろいろ協議を重ねてこういった事項が重要な義務に当たりますよということで契約書の作成にはかかわっていますので、覚書とか、そういったものは結んでございません。ただ、双方の認識ではこういった条項が重要な義務には当たりますよというやりとりはしてございますので、問題はないものと思っております。

それからですね、第8条と第9条の関連性なんですけど、私どもはですね、第8条の中で引渡ししてから2年間でホテル等の施設の建設に着手してくださいと条項の中でうたっております。ですから、第9条の中でですね、竣工認可の日、平成11年1月6日から起算して10年間は本件土地を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用若しくは収益に供してはならない、とございますが、第8条でうたいますように2年間でですね、ホテル等の施設の建設に着手しなければならないとうたわれているわけですから、結局この条項に違反した場合、重要な義務の違反だととらえられているわけですから、結局はこの間の所有権移転というのはですね、SCG15特定目的会社のほうは考えてもいないということでご理解をさせていただきたいものと思っております。

それから、協議書については重要な義務に当たらないかということですが、協議書についてはですね、これから関係機関と調整する事項でありますから、この契約書でいう重要な義務には当たらないと思って理解してございます。これは、双方の理解の上でこの条項は作成してございますので、議員のご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

(議員の声あり)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

大変済みません。答弁漏れがありました。13日にSCJ、セキュアード・キャピタル・ジャパンに訪問したことをですね、SCG15特定目的会社に行くべきではなかったかというご質問でございましたが、SCG15特定目的会社はセキュアード・キャピタル・ジャパンが100%出資をする子会社でございます。同じ会社の上に住所もありまして、セキュアード・キャピタル・ジャパンの取締役であるフィ・Q・リーさん、フィ・Q・リーさんがSCG15特定目的会社の取締役になってございますので、その確認はSCG15特定目的会社の本社を確認すれば足りるという認識を持ってございますので、そのようなことでSCJを、セキュアード・キャピタル・ジャパンを訪問したということになります。

(「議長、休憩をお願いします。答弁漏れです」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後6時16分)

再開いたします。

(再開＝午後6時17分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

第13条第2項についてご説明申し上げたいと思います。

第2項のほうは、前項の規定により甲又は乙が本契約を解除したときは、甲は、乙が納入した契約保証金を乙に返還するものとする。この規定はですね、第1項の本契約に定める重要な義務、例えば甲、宮古島市が本契約に定める重要な義務を履行しない場合、説明申し上げましたように第2条の所有権移転手続の遅れ、あるいは登記手続の遅れ、そして第6条の瑕疵担保等と、こういったものが宮古島市の手続上ですね、重要な義務の履行違反があると判断された場合には、この場合、契約を解除し、宮古島市は納めていただいた、SCG15特定目的会社のほうから納入していただいた契約保証金を返還するという規定でございますので、宮古島市が重要な義務を違反した場合の契約条項でございますので、乙の場合は、この場合はですね、SCG15特定目的会社のほうには契約条項の重要な義務違反がない限り契約保証金はSCG15特定目的会社のほうに返還するという条項でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後6時19分)

再開いたします。

(再開＝午後6時20分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

ですから、この条約の解釈はですね、甲が……。

(「甲または乙はと書いてある」の声あり)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

ですから、甲が契約に定める重要な義務履行の違反をした場合には、した場合にはですよ。宮古島市がこういったした場合には乙が納入した契約保証金は返還しますという解釈です。

(「甲または乙はと書いてあるよ。あんなのところ甲はと書いてあるの」の声あり)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

甲または乙はという場合はですね、この場合はここだけを指していまして、宮古島市が契約の重要な義務の履行の違反をした場合です。

(「これは、議長、休憩して。これゆゆしき問題だよ。契約書の中にはね……」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後6時20分)

再開いたします。

(再開＝午後6時24分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

第13条と第15条を比較して見ていただきたいと思います。違約金の第15条の中でですね、甲または乙は第13条により本契約を解除したときは乙に対し違約金として売買代金の10%に相当する金額を請求することができる。つまり第13条の中でうたわれていますように重要な義務の違反があった場合には違約金として10%は金額を請求することができますよということをやっていますので、そのまま乙に対して返すというものではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「議長、休憩をお願いします。全く納得できない」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時26分）

再開いたします。

（再開＝午後6時27分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

第13条のですね、契約解除の要綱につきましては甲又は乙という条文があるんですけど、この場合の契約解除と申しましては例えば甲、それから乙の両方が相互に理解してですね、契約解除に至った場合には契約保証金は返すという趣旨のものでありますから、そのようなご理解を賜りたいと思います。

（「休憩お願いいたします」の声あり）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

甲乙相互の理解の上の契約解除ということですね。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時28分）

再開いたします。

（再開＝午後6時30分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

前項の規定によりという条文がございます。ですから、ご説明申し上げたように前項の規定の本契約に定める重要な義務を履行しない場合、甲乙ともにですね。甲乙ともに重要な義務を履行しない場合には相互理解の上に契約保証金は返すものということで理解をお願いしたいと思います。

（「議長、休憩をお願いします。条文ちゃんと読んでらん」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時31分）

再開いたします。

（再開＝午後6時37分）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

甲又は乙が本契約を解除したとき、ご説明申し上げましたように甲乙双方に重要な義務の履行があった場合か、甲乙が合意してですね、契約を解除した場合という認識で私どもは第13条第2項の条項は理解しています。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時37分）

再開いたします。

（再開＝午後6時39分）

◎池間雅昭君

皆さん、これ読んでください。私はね、はっきり言ってこれはだれが読んでね、第13条の条項というのはだれが読んで甲乙双方、甲がやっても乙がやって契約保証金は返しますという条項にしか読めません。これはまさにね、リスク担保の全くない契約書として言えないです。それをですね、今局長は第3条を上げました。第3条にはね、没収することができるという文句が書いてある。できるの文言はね、やらなくてもいいんですよ。第13条ではね、返還するものと、すると書いてある。これ明らかに違うんです。これの文言の違いは別に言う必要ないんですけども、まずですね、第3条と第4条の関係についてでありますけども、ご承知のとおり新法は旧法に優先しますね。契約書の条項もですね、前の条項よりも後ろの条項のほうに思いっきり入ってくるんですよ。私は、そう理解してあります。ですから、この契約解除条項第13条というのはですね、第3条を打ち消してね、返還をしなければならないというふうに私は理解してもらいたい。ですから、頭を振ってもこれは読めば読んだとおりですよ。

それと、第13条をじゃ今日違約金の関係の言うておりました。私にすればですね、この契約保証金を返して新たに相手に対して違約金を請求するというふうな説明だと思んですけども、今までの質問の中でね、特定目的会社はその目的を失った場合には解散することができるわけですね。じゃ、太真社のように、太真社のようにですよ、損害賠償もかけたんですけども、太真社という会社はなくなった。今さっき富浜議員が質問したように、そのせいで十数億の損害を受けたわけです、我々は。この違約金を取るにしてもですよ、相手会社が、この特定目的会社が存在するからこそ請求できるんであって、これが解散したら市長どうするんですか。請求した段階であってもいいよ。あってもいい。その手続の段階でこれが解散するの目に見えていますよ、目的が達成できなければ。

それともう一点、例えばですね、相手が4億円納入しました。ところが、期限までに残りの36億円が入らなかった場合にはね、4億円はもちろん没収ですよ。要するにね、この契約のとおりうまく行って、その後我々の通知が届いてね、受理された後、5日以内に4億円が入ります。その後、2カ月以内、60日以内にこの残りの36億円が土地代のですよ、入らなければ4億円は没収と考えてよろしいですね。

そして、この場合は重要な義務違反ですよ。乙はね、重要な義務違反です。そうしますと、その第13条にかかってくると思うんですよ。乙が重要な義務違反したんですけども、第2項によって返しなさいと。その関係、僕にはわからないんです。結局向こうに瑕疵があっても我々は契約保証金は返さなければならな



いんだよというふうにはこの条文読んで私には見えないわけですね。ですから、非常にリスク担保のないね、危機担保のない契約、仮契約としか言えないわけでありまして、これについての市長のご見解賜りたい。

それとですね、いわゆる2年以内に着工しなければいけない。2年以内であれば相手はその契約には違反しないわけです。ところが、第9条では満2年を待たずして土地の転売ができるようになっているんですよ、この契約書では。第8条の第2項ではね、乙又は乙の指定する第三者、これも含め、求めます。をして引渡日から2年以内に指定用途に係るホテル等の建設に着手し、とあります。これが引渡日からです、起算が。そして、第9条では乙はいわゆる竣功認可の告示の日である平成11年1月6日より起算をして10年間は、とありますね。それから起算しますと、第8条の第2項は今月契約がされて来月引渡しがあったにしても期間が21年の10月まであります。21年の10月まであります。第9条ではね、10年間の計算しますと21年の1月6日までであります。そうすると、少なくとも9カ月弱は転売する期間があるんですよ、この条項からすると。そうになっている、これは。第9条から見ると。要するに10年間は本件土地を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは事実上の処分をし、又は第三者の使用若しくは収益に供してはならない。この期間を過ぎればやっていいということなんですよ、これ。契約ってそういうもんですよ。制限外れるわけですから。これに対して説明をお願いします。再度お願いします。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

所有権移転の制限と用途指定のものは全く別物でございまして、公有水面埋立法に基づいてですね、第27条第1項の規定には竣功認可の日から10年間は第三者に譲渡してはいけないという規定がございしますので、それをうたってございます。ですから、10年たてば譲渡は可能であります。ただ、SCG15特定目的会社という会社はトゥリバーの土地という特定資産を目的にしてですね、トゥリバーの開発事業を特定目的の事業をするわけですから、トゥリバーの土地の活用に関しては資産流動化法に基づいて資産流動化計画を総理大臣のほうに届け出なければなりません。その中でこの土地をどういうふうに活用するかはですね、うたわれてきますので、問題はないものだと思います。

それから、用途指定というのは用途指定引渡した日から10年間は平良市が定めた用途以外のものは建築して……

（「宮古島市」の声あり）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

宮古島市、大変申しわけないです。宮古島市が指定した用途に合うような施設をつくってくださいという条文ですから、第8条と第9条の関連性はですね、あくまでも資産流動化法に基づいてトゥリバーの土地をどういうふうに活用していくという明確な目的がですね、資産流動化計画に載りますので、このような計画の中でですね、総理大臣に届け出がされ、それからこういった活用の目的に沿った中でトゥリバーが譲渡され、そして活用されていくものだと思いますので、そのような理解をお願いしたいと思っています。

（「第3条と第13条の絡みを」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

答弁は終わりましたけど……

(「いやいや、36億円が入らない場合ね、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後6時48分)

再開いたします。

(再開＝午後6時51分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

第3条第2項、第3項についてご説明を申し上げます。

契約保証金の没収についての条項でありますけど、第3項につきましては甲は、乙が前条第2項に定める義務、つまり乙が売買代金から契約保証金の額を差し引いた額をですね、売買代金の一部に充当することができる。この義務を履行しない場合には、第1項に定める4億円の契約金を没収することができる。当然この場合は没収になります。4億円は宮古島市のほうに帰属するということになります。

◎池間雅昭君

条文の説明でもわかるような条項ですけどもね、次はですね、別のものも聞きましょうね。議案第59号、一般会計補正予算、裁判の補償金の問題であります。これまでも指摘がありますようにですね、これはまさに職員の不注意によって生じたものであります。総務部長のほうから国家賠償法の話が出てきたんですけども、これはですね、この補償補てん賠償金とありますけども、このうちのどれに当たるんですか、国家賠償法による。

そしてね、国家賠償法じゃいわゆる職員が故意または重大な過失、あるいは物によっては過失によって生じた損害というのは市長がね、それを求償して取ることができるというふうな条項もあるはずですけども、今回の提案はいわゆる土木総務費の中で提案させるんですけども、この財源をね、一般財源としていますよね。その根拠を示していただきたい、まず。なぜその土木総務費の中の一般財源がこれに項目として入ってくるのか。

それとですね、市長は市民には全く迷惑かけないと。既にね、裁判相手から裁判を起こされました。だれが考えたってこれは即負けですよ。それをわざわざ弁護士も使って訴訟まで行った裁判負けた、弁護士費用も訴訟費用も負担しなきゃいかん、既に市長は市民に負担、迷惑かけているんですね。その上に1,250万も市民の税金で払おうということを提案されているわけですから、これをどういうふうの説明すれば市民には負担は一円もかけないというふうなことになるのかご説明願いたい。

それとですね、提訴のあれも出しております。そもそもね、その皆さんが訴えようとしている方がなぜ裁判所から差し押さえ命令を出されたんですか。その理由何ですか。

そして、奥さんが委任状持ってきたからといって皆さん方は信用してね、奥さんに払ったわけでしょう。そういう経過もね、ちゃんと説明しながらやらないといけないと思うんですよ。それも含めてきっちりご説明を願いたい。本当に裁判で取れるんですか。じゃ、本人じゃなくて、なぜ皆さんは奥さんに払ったんですか。その理由もご説明願います。

それとですね、議案第68号、ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会設置条例についてであります。条例の

内容についてはですね、いわゆるここでは既にごみ処理施設については審議委員会でいろいろと審議をしましてね、市民ともいろいろと話し合いを持ってここでこういうふうにごぎつけてきたと、あるいは一般会計補正予算の中で環境アセスメントの費用が盛り込まれているようですけども、その環境アセスメントをやるに至ったですね、住民とのいわゆる説明の経緯、はっきり申しまして添道の自治会の皆さん方と反対をしている市民の皆さん方との説明の経緯ですね、それをお話を願いたい。

もう一点は、添道自治会と16項目ですか、14項目ですか、添道自治会とその新ごみ処理施設の建設に関するいわゆる賛成の条件ですか、皆さんと添道自治会との交わした条件ですね、それをきちっと説明をお願いします。項目どういうふうな14項目がありますということで、ぜひこれはご説明を願いたい。

それと、次は契約の問題ですけどもですね、これは協議書の内容は重要な義務には当たらないとおっしゃいましたね。同じようなことを聞くようですけども、その協議書の中身ですね、いわゆる市負担のほうがたくさんあるんですね。市負担がたくさんある。例えば今までの説明の中で3、甲は便益施設の全部取り壊し、東屋の全部取り壊し及び代替施設を設置することについて、関係機関と調整をすること。ここについては、すべてのオファーした企業が内容がいいというふうなことでね、言っているわけです。ですから、当然この契約相手方もどうぞ壊してください、撤去してくださいというふうな要望をすることは私は明白だと思います。それに基づいて皆さんは国や県と、関係機関と調整するわけですよ。相手がこういうふうに要望したんだけど、撤去できませんでした、これが重要な義務違反にならないというふうに理解してよろしいですね。

それともう一点、これらの撤去費用は宮古島市の負担はしないというふうに理解してよろしいですか、この3については。

それと、5についてもね、もう一度説明をお願いしたい。要するに甲は、ヘッドランド部分を防波堤の高さまで盛土し、同部分のコンクリート護岸部分を、景観保全のための自然石張りを行うこと、これは市の負担ですよ。

(「どこですか」の声あり)

#### ◎池間雅昭君

5です、5。協議書の。それについてもどうかご説明を願いたいというふうに思っております。

私はですね、今こういうふうに同僚議員がずっと質問してきてね、このトゥリパー売却という重要な案件についてはですね、やはり委員会に付託をして、この国のね、所有権移転の認可が来るのはまだ先ですから、やはり委員会に付託をして慎重に審議をしてやるべきものだというふうに思っております。当然ここが売却できることは非常に望むところではありますが、こういうふうなずさんな契約内容ではですね、やはり危機リスク、リスク担保、危機担保が私から見るとほとんどない。相手方の立場に立った契約書でしか見えませんのでですね、この点については十分ご説明願いたいというふうに思っております。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

協議書についてのご答弁をいたしたいと思います。

協議書につきましては、これまで何名の議員の皆様からもご質問がございました。これまでご説明申し上げておりますように例えば池間議員からご指摘のありました3の便益施設の全部取り壊し、あるいはヘッドランド部分での盛土、この協議条項につきましては仮契約議決後ですね、何度もご説明申し上げまし

たように沖縄総合事務局の港湾の担当課、それから国土交通省の港湾局、こういった関係機関と調整を図っていくことになってございます。確かにこれまでの4社のオフィサーの皆様からは海への視線が遮られるということで好ましくないという意見はいただいております。ただ、今の時点では宮古島市独断ですね、取り壊しができるとか、建替えができるかというのは、こういった判断はできませんので、議決後速やかにですね、国土交通省あるいは沖縄総合事務局のほうと協議しながらやっていきたいと思っています。ただ、協議書の中にはですね、ご指摘のようにいろんな側面からの読み取り方ができると思うんですけど、宮古島市に負担がかからないような形でですね、取り壊さなくてもいいような協議ができるような形で、あるいは取り壊しがあつたとしても事業者の皆さんで建替えができるような方向で協議は進めていきたいと思っていますので、議員のご理解をお願いしたいと思います。

#### ◎建設部長（平良富男君）

まず、予算の計上についてお答えいたします。

これまで道路建設課のほうで窓口になりまして、かかわっている関係で裁判所のほうから判決が出まして、支払いなさいという判決ですので、予算は道路建設課のほうで計上してあります。そして、委任状もですね、財務規則の請求の原則という部分で委任状の根拠があります。そして、民法のですね、第643条の委任状の根拠法がありますので、委任状をとってあります。それから、川田に対してはですね、2月だけじゃなくて、12月にも委任状を持って物件補償を支払っております。そういう関係で2月の段階になっての差し押さえというのは県税課、それからそのずっと後に来て債権者という形での差し押さえが来ていますので、意図的に委任状で逃げたんじゃないかということじゃなくて、契約と同時に委任状をもらっていますので、そういう契約を、委任状をとってあります。

#### ◎環境施設整備局長（平良光善君）

ごみ処理施設建設につきまして添道自治会からの要望書の内容ですけれども、まず14項目についての要望があります。そのうちの道路整備、集落内の道路整備についてが5件あります。それから、集会所の環境整備、集会所は向こうの場合には少年野球なども利用しております。その集会所の整備についてが3件ございます。それから、ごみ焼却炉をつくることによって雇用の場がちょっと生まれます。それに対する地元優先の件、雇用の件が2件あります。それから、地域の発展はやはり公共施設の誘致だということを地元は考えているようで、その公共施設の誘致、これ将来にわたってですけれども、その誘致についてが2件ございます。そのほかには、もしできたら地元と公害防止協定を結ぼうと、そういったものなどが要望として出ております。

それから、建設場所の決定に至るまでに添道住民は今上げたこういったものの条件を上げて賛成をいたしました。ですから、その用地の決定をするまでにこの件について私たちはいろいろ交渉などをしてまいりました。まだ完全な合意とまではいっておりませんが、もう施設を見た場合に老朽化して一日も早く建設をしなければならない状況にあります。ですから、添道住民の代表にも話を、相談をいたしまして、早目にそれ以外の準備をやらないと、手をつけないといけないということで、まだ正式に合意はしておりませんが、とりあえず別の作業を進めようということで話をしまして、では急いでやらなければならないのは何かといいますと、まず事業申請やる前に環境アセスメントをやらなければならないわけですね。ところが、その環境アセスメントをやる前にもまだやらなければならない仕事があるわけです。

その環境アセスメントをやる前にはどういった方法で環境アセスメントをやるのかという環境アセスメントを方法書というのをつくらなければなりません。そして、それをつくった後は告示をし、閲覧に回して、住民に意見があればそれをつけて県知事に出して認可を受けなければならないんですね。そういう作業があります。早目にこれはやらないといけないもんですから、こういうものを今回の補正予算の中に入れてあります。それから、そのほかにも委員会を立ち上げて、その中でまた委員会のほうでもいろんな審議を必要とします。つまり最近のごみの有料化がなりました。それから、今度は生ごみの資源化をやっております。そして、上野のほうでは堆肥センターの設置もやっております。こういった状況などからして現在ある市のごみ処理計画、これの見直しも必要になってきます。それと同時に今度はごみ処理施設建設したとき、計画をつくったとき、つまり広域行政時代ですけれども、そのときに1日に68トン処理能力の規模のものをつくろうということをやっておりました。ですが、先程も言いましたようにいろんな条件が変わりましたので、この規模も見直しをやらなければなりません。こういうものなども委員会を立ち上げて、その中で再検討していこうということになっております。そのほかにはですね、事務方としましては現在予定している土地にごみ焼却炉をつくるものとして循環型形成社会推進地域計画というものをつくります。その中には今度つくるごみ焼却炉と、それからクリーンセンターを位置づけまして、そういう計画をつくります。そのつくる過程で県と国と市が調整をしながらこの計画をつくるわけですよ。つくったらこれを環境大臣に提出いたします。環境大臣からその認可をもらいましたら環境アセスメントとか、それから建設計画について国から交付金がもらえるようになります。そういった地域計画もあわせてやっていきます。そういったものなどの予算を今議会に提案してありますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

(議員の声あり)

◎環境施設整備局長(平良光善君)

添道自治会のほうからは、そういった条件付きの賛成をいただきましたけれども、やはり保里地区のほうにつきましては一部の方がまだ反対をしております。

(議員の声あり)

◎環境施設整備局長(平良光善君)

いや、全部じゃないということです。あれは、地元民だけではないんです。とにかく反対する方々も大勢おります。しかしながらですね、そうした反対している方々に対してはですね、この施設の必要性和、それから緊急性、そういったものなどを説明をしながらですね、今後も粘り強く、根気強く協力依頼をしてまいりたいと思っております。

◎議長(友利恵一君)

答弁終わっておりますが、指摘してください。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後7時13分)

再開いたします。

(再開＝午後 7 時14分)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております35件のうち、日程第1、議案第71号から日程第2、議案第75号までの2件につきましては急を要するため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより……

(「異議ありです」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

異議があるようですので、どうぞ。

◎富永元順君

議案第71号、市有地の処分については、先程いろんな議員からの質疑にもありましたようにいろいろと検討すべき事項がたくさんありますので、ぜひ先議事項ではなくてですね、委員会を開会してもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎議長(友利恵一君)

委員会省略について異議がありますので、お諮りをいたします。

挙手により……

(「休憩してください」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

それでは、5分か10分ということですので、10分間休憩して再開いたします。

(休憩＝午後 7 時17分)

再開いたします。

(再開＝午後 7 時25分)

ご異議がございますので、ただいまの2件について委員会付託省略について挙手により採決をいたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

まず、日程第1の議案第71号、市有地の処分について委員会の付託を省略し、本日の会議において処理することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数であります。

よって、議案第71号については委員会の付託を省略し、本日の会議において処理することに決しました。

次に、日程第2の議案第75号、伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約について委員会の付託を省

略し、本日の会議において処理することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数でございます。

よって、議案第75号については委員会の付託を省略し、本日の会議において処理することに決しました。これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第71号、市有地の処分についての討論を発言を許します。

◎富永元順君

私は、今回の市有地の処分について反対の立場から討論をしたいと思います。

これまで質疑の中でも述べてまいりましたが、確かにこのトゥリバー地区の売却は大きな課題でありましたけれども、しかしこれまで市長は外資はだめだと言ってきておりました。それについて十分な説明、私にとっては理解できませんけれども、そういった中で今回の市有地の処分を外資系の会社に売却することに関しては一市民としてもですね、これからの宮古島市のやはり財政状況も踏まえてこの外資系というのはこれまで国内においてもそういう外資系はだめだという自治体、いろんなホテル売却に関してそういった事実がありました。そういった中で今回宮古島市がこのホテル用地としてのトゥリバー地区を売却するに当たってはですね、ぜひとも外資系じゃなくて、今オファーがたくさんあるわけですから、一銭でも高く売れるようにすべきだと思っております。売ることには別に努力しなければ我々も、議会としても、議員としても必要であると思っておりますけれども、外資系というのはもうけが第一です。こういった利回りを最優先にするような外資系の企業にこの土地を売るということは当局を含めてやはりこういった外資系のもうけに加担するようなことは私の立場からしてできませんので、ぜひこの市有地の売却に関してはいろんな企業がありますので、そういった企業のプレゼンテーションを受けてからでも遅くないと思っておりますので、この今回の市有地の処分については反対の討論をいたします。

◎議長（友利恵一君）

これまでは賛否2人以内となっておりますが、ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者と否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第2、議案第75号、伊良部リサイクルセンター建設工事請負契約についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより……

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後7時31分)

(上里 樹君、退席)

◎議長(友利恵一君)

再開いたします。

(再開＝午後7時31分)

これより議案第75号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(友利恵一君)

挙手全員であります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第3、議案第59号から日程第35、報告第11号までの33件のうち、日程第3、議案第59号から日程第30、認定第10号までの28件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、所管委員会に付託いたします。

なお、議案第59号の歳出については、款項別審査委員会表により、所管委員会のご審査をお願いいたします。

お諮りいたします。日程第31、同意案第1号から日程第34、諮問第5号の計4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、最終本会議において処理いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

(散会＝午後7時33分)



平成 19 年

第 7 回宮古島市議会(定例会)会議録

9 月 10 日 (月) 3 日目

(一 般 質 問)

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第3号

平成19年9月10日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成19年9月10日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（27名）

（延会＝午後7時20分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	消防 長	伊舎堂 勇 君
副市長	下地 学" "	水道局次長	砂川 定之" "
総務部長	宮川 耕次" "	教育 長	久貝 勝盛" "
企画政策部長	久貝 智子" "	教育部長	長濱 光雄" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	生涯学習部長	二木 哲" "
経済部長	宮國 泰男" "	総務課長	伊良部 平師" "
建設部長	平良 富男" "	財政課長	石原 智男" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	企画調整課長	下地 信男" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	選挙管理委員会 委員長	亀濱 文" "
環境施設整備局長	平良 光善" "	選挙管理委員会 局長	垣花 直" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	市民生活課長	村吉 順栄" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	都市計画課長	長崎 富夫" "
城辺支所長	饒平名 建次" "	下地島空港等 利活用推進室長	島 尻 強" "
下地支所長	平良 哲則" "	地域振興課長	長濱 博文" "
上野支所長	砂川 正吉" "	教育施設課長	友利 悦裕" "

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	27番 下地 明君	1. 市長の政治姿勢について  2. 期日前投票について 3. 新作物ニホンソバの栽培について 4. 農業振興について  5. 伊良部からのごみ搬入について 6. 城辺競技場の整備について	1. 財政について 2. トゥリバー地区売却について 3. 保良の市有地売却について 4. 港湾整備計画で緑地の売却と施設設置について 5. 市道拡幅工事にかかる土地への物件補償費支払いについて  1. 城辺支所での期日前投票について  1. サトウキビとの輪作体系へ向けての構想について  1. 日豪のEPA交渉について 2. 平成19/20年期からのサトウキビ代金支払いについて 3. 圃場整備事業計画について ①東福地、長南地区について ②下南東地区について ③西々地区について ④西中地区の見直し計画について  1. はやて海運と宮古フェリー運搬内容について
2	6番 佐久本 洋介君	1. 市長の政治姿勢について	1. 公共施設管理公社について ①今後の対応について ②職員の身分保障について 2. 職員の事務ミスについて ①事務ミスの多さが指摘されているが、何が原因か。 ②差し押さえミスによる物件補償費の支払いについての見解。 ③港湾計画の緑地を計画変更せず売却した件に対する見解。 3. マリンターミナル社のホテル売却について

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 教育行政について</p> <p>3. 道路行政について</p> <p>4. 漁業振興について</p> <p>5. 医療行政について</p>	<p>①売却先の決定がおこなわれている理由は？</p> <p>②今後の取り組みは？</p> <p>4. 非正規職員の解雇について</p> <p>①再就職状況は？</p> <p>②再就職先の確保について</p> <p>1. 二学期制と三学期制について</p> <p>①統合する予定はあるのか。</p> <p>②全県的に二学期制への移行が増えつつあるが、宮古島市としての方針は？</p> <p>2. インターハイバレーボール競技について</p> <p>①準備の遅れが指摘されているが、進捗状況は？</p> <p>②今後の取り組みは？</p> <p>③強化指定校の決定は？</p> <p>1. 乗瀬橋の改修用途は？</p> <p>1. 伊良部漁協の製氷施設の用途づけは？</p> <p>2. 池間島のカツオ漁再開に対する行政支援について</p> <p>1. 医療費増加の要因は？</p> <p>2. 予防の為の健康づくり計画による市民への啓蒙はどのように行っているのか。</p> <p>3. 医療制度改革について</p> <p>①内容についての説明</p> <p>②住民基本検診の受診率は？</p> <p>③受診率の低下による補助金のカットは？</p>
3	17番 上地博通君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 保良の土地売却について</p> <p>①住民説明会を開かなかったのはなぜか。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 農業振興について	<p>②城辺の地域審議会を始めとして市民の大多数が反対していることをどう思うか。</p> <p>③その後購入した企業からは開発等について説明はあったのか。</p> <p>④地域住民と協定書を交わしたのは今購入した企業ではないがこれは有効か。</p> <p>2. 野原学道線の物件補償費を支払うことに関する裁判の判決とそのいきさつについて</p> <p>①判決をどのように受け止めているのか。</p> <p>②今でも単なる職務上のミスと考えているのか。</p> <p>③職員の職務怠慢の付けを市民の税金で払うことを市長としてどう思うか。</p> <p>1. 畜産の振興について</p> <p>①肉用牛の保留雌牛に奨励金を出すことになったということだがその基準は。</p> <p>②日豪EPA交渉の結果宮古島市での畜産及びサトウキビでの影響は金額にしていくらか。</p> <p>③万一BSE感染牛や何らかの伝染病が発生したとき甚大な被害が予想されますがその対策は。</p> <p>2. サトウキビの振興について</p> <p>①新しい価格制度に向けた取り組みはどうなっているのか。</p> <p>②新制度でさとうキビ振興は図れると思うか。</p> <p>③将来日豪EPA交渉が締結された場</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 公園の管理について</p> <p>4. 焼却炉の建設及び撤去について</p>	<p>合エタノールへの転換は可能と考えられるのか。</p> <p>3. 園芸作物の振興について</p> <p>①平成18年度の野菜及び果樹の出荷実績はいくらか。出荷量及び販売額（作目別に）。</p> <p>②今年度の施設導入計画はどうなっているのか（単独補助も含む）。</p> <p>③新規での就農希望者に対する対策はどうなっているのか。</p> <p>4. 水産業の振興について</p> <p>①海ぶどう養殖施設の導入について</p> <p>ア. 現在の生産量と販売額</p> <p>イ. 施設の導入計画</p> <p>5. 基盤整備および灌漑排水事業の導入について</p> <p>①今年度の整備面積はいくらか。（別々に）</p> <p>②新規で採択される地区名と3年後までの計画はどうなっているのか。</p> <p>③国営2期工事の概要と宮古本島及び伊良部島での灌漑排水事業の計画は。</p> <p>1. 大嶽城址公園の管理について</p> <p>①管理が出来てないがその予定はないか。</p> <p>②計画的な管理は出来ないか。</p> <p>1. 上野字新里の焼却炉の取り扱いについて</p> <p>①撤去の予定はないか</p> <p>②有害物質の飛散および残留等はないか</p> <p>2. 新しい焼却炉の建設について</p> <p>①伊良部リサイクルセンターとの関係</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
			<p>について</p> <p>ア. 計画の変更等はあるのか（規模縮小とか）</p> <p>イ. 何箇所まで建設可能か。</p> <p>②規模及び稼動するまでの年次計画</p>
4	15番 嘉手納 学 君	<p>1. 水産振興について</p> <p>2. 教育行政について</p> <p>3. 管理公社について</p> <p>4. 観光産業について</p>	<p>1. 製氷施設の予算計上の予定。実施設計も含めて時期は明確に出来ないものなのか。</p> <p>2. 県や国との連携は取れているのか。 宮古島市だけで予算計上が厳しければ国や県との話し合いがされたのであれば、その時期や回数は何回くらい協議がされたのか。</p> <p>1. 今現在、宮古島市において二学期制を導入しているのは、伊良部地域の佐良浜小、中学校と伊良部小、中学校の四校だと思いますが当時沖縄県又は宮古全体が二学期制に移行していくものだ、認識していたのですが二学期制が取り入れられない理由があるのか。 又は二学期制の持つメリット、デメリットはどのような事が取り上げられているのか。</p> <p>1. 宮古島の管理公社について合併協議会事項に新市に引き継ぐと明記されていますが今、管理公社の解散と職員の取り扱いが話し合われていると聞いていますが、どのような協議がされているのか、職員の待遇も含めて。</p> <p>1. 宮古島の観光産業は今、伸びる要素が揃いつつありますが、逆に行政は今後の宮古島の形成においても今しっかりとしたビジョンを作成すべきと思いますがどうでしょうか。例えば宮古</p>



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		5. 農業振興について	<p>島にいろんな地域から移り住んでいる方が増えています。島の活性化のためには大変良い事と思いますが、隣の石垣では未登録人口が問題になりつつあると聞いていますが宮古島市の状況はどのようなのか。</p> <p>1. サトウキビの苗圃割り当て面積が減る地域があると言う事ですが行政は把握しているのか。</p>
5	28番 池 間 雅 昭 君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. トゥリバー地区売却についての市長の決意と責任について</p> <p>2. ごみ処理施設と葬斎場建設について市長の見解を求める。</p> <p>①市民の合意形成と事業の展開との法的関係の提示を求める（同意）。</p> <p>②環境アセスメント及び建設事業着手までの手順とクリアすべき法律についての説明を求める。</p> <p>3. 行政財産の処分について</p> <p>①法的手続きを説明せよ。</p> <p>4. 農都共生全国協議会との契約について</p> <p>5. 「うらら」について</p> <p>①事業導入までの経過説明とそれについての市長の関わりについて説明を求める。</p> <p>②事業導入から停止までの実施期間について説明を求める。</p> <p>③機器のリース先（企業名、メーカー名）について説明を求める。代表者は誰か。</p> <p>④機器の買入れ年月日について説明せよ。又1台当たりの価格及び買入れ台数、その総額はいくらで財源は何</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 保育行政について</p> <p>3. 区画整理事業について</p>	<p>か。</p> <p>⑤事業執行についての市長の見解と機器を買入れた理由を説明せよ。</p> <p>6. 差し押さえ命令に関する裁判所の判決について、市長の見解を求める。</p> <p>1. 市立保育所の統廃合及び民営化（民間委託）について市長の見解を求める。</p> <p>2. 市立保育所に関する経費は、総額いくらか（1年間）。又、統廃合及び民営化（民間委託）によって経費削減は図れるのか。図れるとすれば、いか程になるか説明を求める。</p> <p>3. 保育所の入所円滑化について</p> <p>①平成10年厚生省児童家庭局保育課長の通知の内容について、かいつまんで説明して下さい。</p> <p>②本市の市立保育所、認可保育所の現状について（中途入所）</p> <p>4. 認可外保育所の給食費助成について</p> <p>①現状</p> <p>②今後の取り組みについて市長の見解を求める。</p> <p>1. 根間地区区画整理事業の</p> <p>①現状</p> <p>②今後の見通しについて</p> <p>③この事業についての市長の見解を求める。</p> <p>2. 竹原地区区画整理事業の現況と今後の事業計画について</p> <p>①市長の見解を求める。</p>
6	21番 與那覇 タズ子 君	1. 教育行政について	<p>1. 北小学校施設整備5カ年計画の推進について</p> <p>2. 老朽化した校舎、特に幼稚園園舎はコンクリートが落下するなどの危険な</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 南市場跡地利用について	<p>状態である。その対応は？</p> <p>3. 水道パイプが錆び付いて水道水がにごり、児童・園児の健康に悪影響が心配されるが、調査したことは？</p> <p>4. トイレの壁がはがれて落下したり、3階のトイレの水が2階トイレにたれ落ちたりして危険で不衛生状況を把握しているのか？</p> <p>5. トイレのつまり、器具の損壊で3分の1が使用できない状態である。早急に修繕しなければならない。</p> <p>6. 管理棟と西棟のあいだの鉄板が錆びて危険な状態である。</p> <p>7. 屋外トイレがないので、休日の施設利用者に大変不便である。</p> <p>1. 下里公設市場の今後の課題について</p> <p>2. 市当局の計画及び取り組みについて</p>
7	2番 仲間明典君	<p>1. 産業の振興について</p> <p>2. 生活福祉について</p> <p>3. 観光・文化振興について</p>	<p>1. 伊良部漁協の製氷冷凍施設建設について</p> <p>①現況はどうなっているのか</p> <p>2. 下地島空港利用計画の市としての基本的な考え方について</p> <p>①空港活用と残地活用の基本的な考え方</p> <p>②アジアゲートウェイ構想とのリンク</p> <p>1. 伊良部の水道料金改定に伴う水質保全について</p> <p>1. 台湾基隆市との今後の交流の在り方について</p>
8	13番 宮城英文君	1. 農業行政について	<p>1. サトウキビについて</p> <p>①生産計画について</p> <p>②ハーベスター導入と採算分岐点について</p> <p>③新価格制度に向けて</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 環境行政について</p> <p>3. 資源リサイクルセンターについて</p> <p>4. バイオマス燃料について</p> <p>5. 公園管理について</p> <p>6. 信号機について</p> <p>7. 下地中学校塀について</p> <p>8. 伊良部架橋について</p>	<p>④ハリガネムシの駆除対策について</p> <p>⑤野鼠の防除について</p> <p>2. 肉用牛について</p> <p>①飼養頭数の動向について</p> <p>②保留牛のあり方について</p> <p>③母牛の更新状況について</p> <p>④子牛のひづめのカットについて</p> <p>⑤宮古牛のブランド化について</p> <p>1. 新ごみ処理施設建設について</p> <p>①反対住民との合意形成について</p> <p>②環境アセスメントについて</p> <p>③機種選定について</p> <p>2. 新聞折込みチラシの対策について</p> <p>3. 野犬・野良猫の対策について</p> <p>1. 稼働状況について</p> <p>2. 原料確保と堆肥生産</p> <p>3. 破砕機の改善について</p> <p>1. 現在の状況について</p> <p>2. 全車両走行について</p> <p>3. 製造計画について</p> <p>4. バスの運行計画について</p> <p>1. 各地域における公園施設内のデイゴの被害状況と対策について</p> <p>2. サニツ浜ふれあい広場の駐車場縁石の被害状況と復旧対策について</p> <p>1. 旧下地庁舎前信号機について</p> <p>1. 体育館東側の塀の復旧について</p> <p>1. 島興しプロジェクト事業について</p> <p>①自然エネルギー利用産業技術総合研究所</p> <p>②自然エネルギー系統連系技術研究所 「宮古実証試験センター」</p> <p>③自然エネルギー体験学習館国際研修</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			センター ④マリンスポーツ宮古「龍宮城」 ⑤熱帯果樹ハウス施設群 ⑥フライト農漁業物流基地 ⑦下地島国際空港 ⑧中国・台湾生鮮一次産業 中継／一次加工基地 2. 伊良部架橋歩道設置について
9	20番 上里 樹君	1. 市長の政治姿勢について  2. 福祉行政について	1. 平和行政について ①「教科書検定意見撤回を求める」県民大会が行われますが、宮古でもそれに呼応する群民大会を開催すべきだと思います。市長は呼びかけの先頭に立つべきだと思いますが、いかがでしょうか。 1. 後期高齢者医療制度について ①「後期高齢者」の人数と年金額が月1万5千円未満の人数と1万5千円以上の人数 ②「前期高齢者」の人数と年金額が1万5千円未満と1万5千円以上の人数 ③年金が保険料で消えてしまう事態のなかで、広域連合で低所得者のために独自の減免が必要と考えますが、いかがでしょうか。 2. 年金保険料滞納の罰則の適応について ①国民健康保険事業と国民年金事業は、別制度であり、年金の滞納を国保で罰することは、本市としてやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。 3. 多重債務対策について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 財政問題について</p> <p>4. 環境行政について</p> <p>5. 教育行政について</p>	<p>①市民の自立を促すうえで、担当課を決めて、適切に誘導できる体制を早期に構築する必要があると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>1. 財政について</p> <p>①次年度の予算編成方針について</p> <p>②港湾特別会計について</p> <p>ア. トゥリバー地区におけるこれからの事業予定はどうなっていますか。</p> <p>イ. トゥリバー地区にいくらの持ち出しをしたのでしょうか。</p> <p>ウ. トゥリバー地区の管理にかかるランニングコストはいくらになりますか。</p> <p>エ. 償還計画はどうなっていますか。</p> <p>1. ごみ処理施設の建設等について</p> <p>①環境アセスメントのための補正が提案されていますが、住民の合意をとって後にすべき仕事だと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>②ごみ有料化が来年度から実施されることになりましたが、ごみの減量化と分別については、市民の協力が不可欠と思われれます。</p> <p>実施に向けて市民との対話集会を数多く実施するとの約束はどうなっていますか。</p> <p>1. 学校図書について</p> <p>①小・中学校図書の標準蔵書達成計画について</p> <p>ア. 小・中学校の図書蔵書の標準到達計画はどうなっていますか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>イ. 小・中学校の買い替えが必要な図書は、各校何冊ですか。また、今後5年間の図書買い替え計画はどうなっていますか。</p>
10	16番 新城啓世君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 東平安名崎市有地売買問題に係る公開質問の回答から</p> <p>①なぜ地域審議会に諮らなかったのか。</p> <p>②旧城辺町との合意の根拠について</p> <p>③転売に係る契約第13条の効力について</p> <p>④なぜ臨時議会での決議を求めたのか</p> <p>⑤疑義による再協議は考えられないか</p> <p>2. 東平安名崎の売却に係る文化振興課の回答について</p> <p>3. 東平安名崎開発について</p> <p>①反対運動への対応と看板への対処</p> <p>②東平安名崎と公園地域との関係</p> <p>4. マリントーミナル売却問題について</p> <p>①ホテル部門を売却する理由</p> <p>②ルートインジャパンを譲渡候補先に決定した理由</p> <p>③ホテルを売却できる法的根拠</p> <p>④ルートインジャパンで契約した場合、現在の経営者が提訴するという背景</p> <p>⑤提訴された場合の対応策</p> <p>⑥売買交渉に数ヶ月掛かるというがなぜ</p> <p>⑦現在の経営者は今後も経営を続ける意向ですが、対応策は</p> <p>5. 職員懲戒分限委員会のあり方について</p> <p>①これまでの委員会の開催事件の内容</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
			<ul style="list-style-type: none"> <li>②当事者の上司責任のあり方</li> <li>③市の懲戒処分指針の見直し</li> </ul>
11	18番 平良 隆君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市長の政治姿勢について</li> <li>2. 福祉行政について</li> <li>3. 農業振興について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 都市計画による事業の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> <li>①補助率の低い公園事業や区画整理事業等の見直しはできないかどうか</li> </ul> </li> <li>2. 物件補償費に対する差し押さえ事件について <ul style="list-style-type: none"> <li>①差し押さえミス訴訟判決で、市に対して債権者に1200万円余の支払いが命じられているが、この件に対する市長の見解について</li> </ul> </li> <li>3. 新ごみ処理施設の整備計画及び葬斎場の建設計画等の進捗状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 保育所について <ul style="list-style-type: none"> <li>①市立保育所の運営状況及び民間委託の可能性について</li> <li>②認可外保育所に対する市から助成金の状況及び給食費の全額助成について</li> </ul> </li> <li>1. 嘉手苺アガリカタ地区の圃場整備計画の進捗状況について</li> <li>2. 職員適材適所配置について</li> </ul> </li> </ul>
12	7番 砂川 明寛君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市長の政治姿勢について</li> <li>2. 農業振興について</li> <li>3. 環境行政について</li> <li>4. 福祉行政について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市有地売買について <ul style="list-style-type: none"> <li>①トゥリバー売買について</li> <li>②保良市有地売却について</li> <li>③平成18年度決算認定について</li> <li>④職員の事務ミスについて</li> </ul> </li> <li>1. サトウキビ新価格制度導入について</li> <li>1. 新ごみ処理施設の建設について</li> <li>1. 砂川保育所改築について</li> </ul>
13	25番 富浜 浩君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 財政破綻回避緊急行動計画について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の意識改革について</li> <li>2. 連結実質赤字比率の回避計画は</li> <li>3. 国民健康保険事業特別会計の健全化</li> </ul>



順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 環境整備について 3. 道路行政について 4. 国民保護計画について 5. 体験工芸村について 6. 下里公設市場再開発計画 7. 下地野球場改修事業について	は 4. 公共下水道事業及び農漁業集落排水事業の健全化は 5. トゥリバー埋立地の売却によって財政への影響は 6. マリントーミナルの所有するホテル売却は 7. パブリックゴルフ場売却について 1. 新ごみ処理施設及び葬斎場建設は 2. 野犬対策の取り組み状況は 3. 平成19年度、浄化槽設置の計画は 1. 腰原15号線の整備は 2. 荷川取線の進捗状況は 3. 腰原19号線整備事業 1. 保護計画の具体的説明を求める 2. 武力攻撃事態の対処とは 3. 高齢者、障害者への配慮とは 1. 施設の具体的な説明 2. 業者の公募はどうなっているか 3. 地元、観光客をどのように誘客するか 1. 完成は何年度で、家賃、敷金は 2. 商業者の入居状況は 3. 補償交渉契約は成立しているか 1. 整備内容を具体的に説明してもらいたい
14	10番 與那嶺 誓 雄 君	1. 市長の政治姿勢について	1. 財政破綻回避緊急行動計画について ①実施状況と今後の見通しについて ②組織・機構のスリム化について 2. 宮古島市総合計画基本構想について ①旧5市町村による審議会の主な審議内容について ②いつまでに構想をまとめるのか ③今後のスケジュールについて

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 教育行政について</p>	<p>3. 建築基準法の改正に伴う宮古島市発注の公共事業への影響とその対応について</p> <p>4. 新ごみ処理施設について</p> <p>①反対している近隣住民への説得はどうか。</p> <p>5. 台湾との交流事業について</p> <p>①小・中学校の修学旅行などを行政として推進することについて</p> <p>6. 池間島の漁民センターの活用について</p> <p>①「なかじゃ」の2階部分の活用について</p> <p>1. 認可外保育施設への対応について</p> <p>①認可施設へ向けての取り組み状況について</p> <p>②認可外保育施設への行政視察について</p> <p>③0歳児保育への対応のために認可外保育施設への職員の派遣は考えられないか</p> <p>④給食支援を求める要請への対応について</p> <p>1. 放課後子供プラン事業について</p> <p>①学習支援者の確保と活動場所はどうか</p> <p>②運営委員会などの設置状況について</p>
15	11番 山里雅彦君	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. トゥリバー地区売却について（仮契約）</p> <p>2. 「連結実質赤字比率」の現在の状況と赤字解消へ向けての今後の取り組みについて</p> <p>3. 若者の定住化促進対策として、住宅を新築した場合に、固定資産税を助成</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 観光行政について 3. 漁業行政について 4. 福祉行政について 5. 道路行政について 6. 教育行政について	することはできないのか、又は、特区制度（減免制度）はできないか 4. 下里公設市場の再開計画について 1. 宮古島市体験工芸村の管理、運営について（体験メニュー等） 1. 宮古島市の管理漁港である真謝漁港の施設整備について（水道施設、防暑施設等） 1. 「重度心身障害者医療費助成」対象者、判定システム欠陥の対策状況について 2. 認可外保育園の助成について 1. 富名腰8号線の枝線舗装工事について 1. 西辺中学校体育館建設の進捗状況について
16	19番 亀濱玲子君	1. 市長の政治姿勢について	1. 平和行政の取り組みについて ①「教科書検定の撤回を求める県民大会」と連携した宮古島市における「郡民大会」等の取り組みについて市長のお考えをお伺いしたい。 2. 宮古南静園将来構想について ①「ハンセン病問題基本法」制定にむけての所在自治体としての、本市の取り組みについて、市長のお考えをお伺いしたい。 ②「宮古南静園の将来構想検討委員会」の状況と今後の取り組みについてお聞きしたい。 3. 「コールセンター」整備について、現在の状況と企業誘致、選定の取り組み状況についてお聞きしたい。 4. 庁舎間をつなぐ「コミュニティバス」の運行について、内容と課題について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 環境行政について</p> <p>3. 福祉行政について</p> <p>4. 教育行政について</p>	<p>お聞きしたい。</p> <p>1. 本市独自の「環境保全条例」の制定について、改めてその必要性と、制定への取り組みにむけて、市長のお考えをお伺いしたい。</p> <p>2. 地下水保全の強化について</p> <p>①白川田水源流域における塩化物イオン濃度について、現在の状況をお聞きしたい。</p> <p>②「地下水保全対策学術委員会」の状況と、地下水保全にむけての今後の取り組みについてお伺いしたい。</p> <p>3. 宮古島の「宮古島市自然環境保全条例」の保全種と、希少種の選定についてお伺いしたい。併せて、県の策定する「沖縄県希少動植物保護条例」の関係についてお聞きしたい。</p> <p>4. 「生ごみの堆肥化」に向けての取り組みと、資源リサイクルセンターの状況についてお伺いしたい。</p> <p>1. 「認可外保育所」への支援について、本市のお考えをお伺いしたい。</p> <p>2. 市内の公園の遊具の現状と課題について、お聞きしたい。</p> <p>3. 本市が実施する「インフルエンザの予防接種」について、実施内容と課題についてお聞きしたい。</p> <p>4. 女性相談事業について、現在の状況と課題についてお伺いしたい。</p> <p>1. 宮古島市教育研究所の現在の状況について、お伺いしたい。</p> <p>2. 「教育相談室」の活動状況について、お伺いしたい。</p> <p>3. 教育環境の整備について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		5. 男女共同参画行政について	<p>①東小学校通学路となっている花園幼稚園から学校までの整備について、現在の状況とこれからの具体的なスケジュールをお聞きしたい。</p> <p>②県職員住宅からマルケンミートまで（A-63号線）の通学路の整備について、現在の取り組み状況についてお伺いしたい。</p> <p>1. 女性登用についての本市の方針についてお伺いしたい。</p> <p>2. 「ファミリーサポートセンター」の実施状況と今後の見通しについてお聞きしたい。</p> <p>3. 働く女性の家を活用した、就労支援活動の取り組み状況についてお聞きしたい。</p> <p>4. 働く女性の家の会館使用料の改定について、お伺いしたい。</p>
17	24番 富永元順君	1. 市長の政治姿勢について  2. 保育行政について	<p>1. トウリバー地区の売却について</p> <p>2. 下地島空港及び残地の利活用について</p> <p>3. パブリックゴルフ場売却について</p> <p>4. 県立公園建設について</p> <p>5. 訴えの提起について</p> <p>6. サメ対策及び野犬対策について</p> <p>7. 漁港内の放置廃船処理について</p> <p>8. 農業用水の活用（漁船の洗浄水、水タンクの設置）について</p> <p>9. インフルエンザの予防接種について</p> <p>1. 市立保育所の統廃合及び民営化について</p> <p>2. 認可保育園の運営状況と課題について</p> <p>3. 無認可保育園からの要請について</p>



順位	発言者	発言事項	要 旨
			3. 前浜海浜（ウインディ前浜）の管理について 4. 土地開発公社の運営について
20	8番 棚原芳樹君	1. 市長の政治姿勢について  2. 農業行政について  3. 道路行政について	1. トゥリバー埋め立て地売却について 2. パブリックゴルフ場売却について 3. 下地島残地利用計画について 4. 新ごみ処理施設建設について 5. 公共施設管理公社の今後について 6. 土地開発公社職員採用について 7. 伊良部漁協製氷施設整備について 8. 地上デジタル放送事業の進捗状況と今後の計画について 9. 子育て支援について 10. 公共下水道事業腰原地区の進捗状況と今後の計画について 11. 平良港タクシー乗り場整備について 1. 国営地下ダム第2期事業の進捗状況について 2. 伊良部地区受益面積について 3. 何年計画で面の整備はするのか 4. 伊良部地区土地改良事業の今後の計画について 5. 伊良部地区経営構造対策事業の進捗状況について 6. 地区指定は何カ所の予定か 1. 伊良部架橋伊良部側付け根の方から長山港への道路整備について 2. トゥリバー入り口から伊良部架橋に抜ける道路整備について 3. 伊良部地区字佐和田部落への道路整備について 4. 来間島展望台への道路整備について 5. 西里団地南側から空港西側道路へ抜ける道路整備について

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<ul style="list-style-type: none"> <li>6. 添道1号線の緑化について</li> <li>7. B-5 4号線進捗状況と今後の計画について</li> </ul>
2 1	2 2 番 下 地 智 君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 城辺庁舎コールセンター建設について</li> <li>2. 東平安名崎開発について</li> <li>3. 仲原地下ダム建設について</li> <li>4. 財政について</li> <li>5. 観光振興について</li> <li>6. 福祉行政について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 改装完成の時期と今後のシミュレーション</li> <li>2. 周辺地域の整備計画(受け皿づくり)について</li> <li>1. 保良部落住民からの要請書に対して地域住民との話し合いは怎么样了るか</li> <li>1. 事業の概要</li> <li>2. 事業に伴い地域住民からの市に対する要請について</li> <li>1. 健全化判断比率について、現在の数値とトゥリバー売却後の数値の予想</li> <li>1. カジノ誘致について</li> <li>2. 宮古-基隆間のフェリー運航について</li> <li>1. 認可外保育所に対する児童への給食支援について</li> <li>2. 急患のヘリ輸送について <ul style="list-style-type: none"> <li>①要請の手順について</li> </ul> </li> <li>3. 新ごみ処理施設建設について <ul style="list-style-type: none"> <li>①今後の見通しについて</li> </ul> </li> </ul>
2 2	1 2 番 池 間 豊 君	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市長の政治姿勢について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市長の政策具現化について <ul style="list-style-type: none"> <li>①ゴミ焼却センター建設について</li> <li>②ゴミ焼却センター作業環境について</li> <li>③葬斎場建設について</li> <li>④育児(子育て)政策及び少子化対策について</li> <li>⑤経済活性化について</li> </ul> </li> <li>2. ホテルアトールの売却について <ul style="list-style-type: none"> <li>①業者選定について</li> <li>②隣接する港湾緑地帯について</li> </ul> </li> </ul>



順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 農道整備について 3. 島尻地区良田川清掃整備について 4. 農業行政について	3. 市有地売却について ①仮契約について ②協議書について 4. 新エネルギー(クリーンエネルギー)について ①エネトピアアイランド構想について ②エタノールについて ③宮古地区をモデル化したクリーンエネルギー構想について 1. 狩俣の墓地周辺団地への農道整備について 1. 良田川を清掃整備する事でマングローブ公園を更に生かす事につなげないものか 1. 補助事業の種類 2. 補助事業の詳しい説明 3. 誘殺灯の現在までの成果
23	26番 下地秀一君	1. 市長の政治姿勢について	1. 行政改革と財政再建について ①将来に向けて有能な人材登用のために昇任・昇給試験の導入を図る考えはないのか 2. 水道事業の広域化について ①多良間村との水道事業の広域化についてシミュレーションの結果、どのようになっているのか、また広域化について当局と現場はどのように考えているのか 3. タバコ税の一部予算化について ①タバコ税の一部を喫煙対策に必要な予算化に向けて検討する考えはないのか 4. 訴えの提訴について ①当局の行政手続き上のミスによる、不当利得返還請求事件に対する道義

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>2. 福祉行政について</p> <p>3. 教育・スポーツ行政について</p> <p>4. 道路行政について</p> <p>5. 農林・水産業行政について</p>	<p>的責任は誰が負うのか</p> <p>5. 港湾関係の土地売却について</p> <p>①トゥリバー地区の土地売却問題及び港湾施設内における緑地計画地の面積はどの位あるのか</p> <p>1. 認可外保育園に対する助成金について</p> <p>①認可外保育園に対する公的支援の必要性から給食費の支援を検討する考えはないのか</p> <p>1. 北小学校の改築について</p> <p>①老朽化の激しい北小学校の改築について年次計画の見直しを含めて、速やかに検討する考えはないのか</p> <p>1. 荷川取公園への進入道路について</p> <p>①現在は整備計画について、どのような状況にあるのか、また速やかに整備する考えはないのか。</p> <p>1. 畜産業の振興について</p> <p>①現在好調に推移している和牛生産における、県内外への輸送費の軽減について検討する考えはないのか</p>
24	14番 眞榮城 徳彦 君	<p>1. 行政運営の諸問題と職員の業務に関する意識と問題点</p> <p>2. 認可外保育園の支援体制について</p>	<p>1. 裁判敗訴による賠償金支払いについて</p> <p>2. 港湾緑地区域売却問題について</p> <p>3. 土地開発公社による行政財産取得のあり方について</p> <p>4. 事務事業（納税課・その他）の問題点（市民への対応）について</p> <p>1. 給食費助成嘆願への対応</p> <p>2. 認可外保育園の現状把握と将来の支援体制について</p>
25	9番 前川 尚 誼 君	<p>1. 市長の政治姿勢について</p>	<p>1. 宮古病院の脳外科について</p> <p>2. 伊良部航路の運行時間について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			3. 吉野海岸のウミガメ保護について 4. 城辺野球場の今後の利用について 5. カママミネ公園内の展望台民間委託について 6. 県営西里団地南側道路について 7. 七原部落内道路側溝について 8. 漲水御嶽前の石畳道路について 9. 文化財、サズガーガーについて 10. 青少年の夏休み間の指導について 11. AEDの設置数と今後の設置予定について 12. 消防の県広域化について

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

ただいまから、日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問及び一問一答の質問にわたらないよう議事進行に特段のご協力をお願いいたします。

なお、質問の1人持ち時間は30分となっております。

これより通告に従いまして順次質問の発言を許します。

◎下地 明君

通告に従いまして一般質問を行いますので、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いします。

まず初めに、市長の政治姿勢について。質問の要旨、財政について。宮古島市は、平成18年度の一般会計の黒字額が7億5,121万4,000円となっており、累積赤字は前年度より10億7,500万円圧縮され、連結赤字額が43億7,500万円となっておりますが、連結赤字比率についてと、またトゥリバーが予定どおり売却された場合の連結赤字比率についてもお願いします。それと、宮古島市の現在の依存財源比率についてと自主財源比率についても答弁をお願いします。

次に、トゥリバー地区売却について。宮古島市の長年の懸案事項であったトゥリバー売買契約が去った9月4日の本会議において可決。公有水面埋立法に基づく国土交通省からの許可、同意が得られたことから、去った6日、売買契約相手であるSCG15特定目的会社へ売買契約の議決通知と所有権移転許可を送付済みであるとのことですが、契約保証金の入金はまだなのか。また、いつになるのか答弁をお願いします。

次に、保良の市有地売却について。定例議会を1週間後に控えて、これ6月の議会でありますけれども、臨時会を招集し、宮古島市において最高の観光地で日本百景に選ばれた、また年間429万円の借地料が宮古島市に入金する土地を地元住民への合意形成もなく、また城辺地域審議会にも諮らずに坪3,000円の安価で急いで売却した理由について答弁をお願いします。

次に、港湾整備計画で緑地帯の売却と施設設置について。合併直前に旧平良市が管理する平良港の港湾整備計画で緑地帯を港湾法で定められた変更手続をとらずに民間業者へ売却。合併後、指定以外の用途である施設が設置されておりますが、当局はこの施設についてどのように対処されるんですか、答弁をお願いします。

次に、市道拡幅工事に係る土地への物件補償支払いについて。宮古島市は、物件補償費を裁判所から差し押さえるよう通知したにもかかわらず内部事務ミスにより債務者に支払った件で債権者が市に補償支払いを求めた裁判で原告側の主張を認め、宮古島市へ1,256万円の支払いを命じております。そのことにより宮古島市は本議会補正予算の中で賠償金1,256万円の予算計上してあるが、委員会で認められないと判断し、削除、修正し、可決した。本会議においても同様な結果になった場合、当局はどのように対処する予定なのか、答弁をお願いします。

次に、期日前投票について。城辺支所での期日前投票について。亀濱選挙管理委員長は、6月議会での

答弁で財政が極めて厳しいからできないとの答弁でしたが、そのことは地方に対する格差であり、容認できません。期日前投票を実施することは、投票率のアップにつながることは当然であるが、地方に対する思いやりの心でもあると思います。前向きな答弁をお願いします。

次に、新作物、ニホンソバの栽培について。サトウキビとの輪作体系へ向けての構想について。宮古島の地下水保全に熱心に取り組んでおられる宮古農林高校環境班指導教諭の前里和洋先生の試験栽培の成果から宮古島の地下水保全とともにニホンソバとサトウキビと輪作体系で栽培し、農家所得に大いに期待できると考えられますが、宮古島市として農家へ普及推進に向けて真剣に取り組む考えはないでしょうか、答弁をお願いします。

次に、農業振興について。日豪のEPA交渉について、いわゆる経済連携協定ですね。我が国にとって極めて重要な農畜産物、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの関税撤廃を行うことは我が国の農業に壊滅的な打撃であり、特に宮古島市にとっては農業の崩壊並びに経済の破綻につながるものと考えますが、これまでの政府間交渉の経緯と当局がこれまでに取り組んだことについて答弁をお願いします。

次に、平成19/20年期からのサトウキビ代金支払いについて。新制度におけるキビ代金の支払いは、搬出後、通常で23日前後と想定されるとのこと。しかも、キビ代金、いわゆる国からの交付金額の8割相当分については概算払いを行い、残りの2割については製糖終了後、約3カ月の支払いになると思慮される。これまでは1週間後の全額支払いであったことから、農家にとっては大変切実なる課題ですが、当局はどのような対応をお考えなのか、答弁をお願いします。

次に、圃場整備事業について、城辺地区でございます。東福地と長南地区について。平成18年の12月議会で平成20年度からの事業計画であるとの答弁でしたが、予定どおり着手できるか。また、両地区別の整備予定面積についてもご答弁をお願いします。

次に、下南東地区と西々地区について。両地区とも早期の事業導入に向けて部落役員の方々が地権者の同意を求めて頑張っております。両地区における今後の事業計画についてご答弁をお願いします。

次に、西中地区見直し計画について。大雨のために土砂流出がひどく、しかも近くに御嶽があって直接土砂が流れ込むため西中自治会の皆さんは大変心配しておられます。去った12月議会で19年度から調査事業に入るとのことでしたが、どのようになっているか答弁をお願いします。

次に、伊良部からのごみ運搬について。はやて海運と宮古フェリーの運搬内容について。平成18年4月1日より平成19年3月31日間の両者別じんかい車の運搬台数と運搬料金について答弁を求めます。これは、伊良部から平良間のもちろん運搬ですね、フェリーによる。

次に、城辺競技場の整備について。合併後、利用者が激減して整備がおろそかになっているかと思われませんが、そこでお聞きします。除草作業の遅れについて、円盤サークルの安全防具補修について、トラックコース上の小木除去についてを今後どのように取り組んでいくのかご答弁をお願いします。

以上質問しましたが、答弁聞いてから再質問したいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

下地明議員の質問にお答えします。

市道拡張工事に係る土地への物件補償費支払いについてでございますけれども、裁判の判決によりまして支払い命令が出ておりますので、判決命令に従って支払います。同時に不当利得を得た者に対しても不

当利得返還請求の訴訟を起こして市が支払った全金額をすべて回収したいと思っております。

他のことについては、担当をもって答弁いたさせます。

◎副市長（下地 学君）

保良の市有地売却について2点ほど質問が出ております。住民の合意形成なく市有地の売却を行ったことについて、あと1点は売買単価が近隣地域に比較して非常に低いじゃないかというご質問ですので、順次お答えいたします。

保良地域におけるリゾート開発は、旧城辺町が全町を網羅して推進してきたプロジェクト事業であり、バブルの崩壊等によって事業が中断している状況にあります。そのような中で平成18年に株式会社吉野から賃貸している市有地を買い受けたい、事業を再開したいとの申し出がありました。いろいろな角度から検討を重ねた結果、市有地を売買して事業が再開できるのであれば宮古島市にとってそれが得策であると判断して市有地の売買を行った次第であります。しかしながら、長い年月を経た現在はリゾート開発についてはいろいろな考え方があり、不安を抱いておられる方たちもおりますので、今後地域住民の意見を反映できるよう開発を進めていくための業者、さらには地域、行政が連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、売買単価が近隣地域と比較して非常に低いとのご質問ですが、これまでの議会答弁でも申し上げましたとおり不動産鑑定士に依頼して鑑定した結果であります。市財務規則第254条では普通財産の売り払い価格及び交換価格は適正な時価によるものとする規定されており、鑑定評価額が適正な単価であると考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

下地明議員の財政問題のご質問にお答えいたします。

4点ほどございます。まず、第1点目に18年度決算の時点での連結実質赤字比率は幾らかという点ですが、まず現在25.3%でございます。これまで赤字を解消しながらですね、かなり好転している状況でございます。これを踏まえまして今回トゥリバーが売却できますと赤字額が12億5,100万円まで解消されまして、その赤字比率が7.3%となります。これは、ご承知のように財政再生団体の回避はもちろんのこと、早期健全化団体も回避することができまして、健全化団体になっていくという想定でございます。

次に、自主財源は幾らかということですが、これは57億3,167万、率にしまして17.5%、依存財源が269億9,773万円、率にしまして82.5%となっております。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、新作物のニホンソバの栽培についてということでサトウキビとの輪作体系はということでございます。平成19年の8月30日に宮古毎日新聞に載っておりましたけども、地下水保全型農業の中でニホンソバの栽培は有効だというような新聞記事が載ってございました。宮古農林高校の環境班というものがですね、ニホンソバにつきまして約10年近い研究を進めてきていると。そういう中で宮古に合ったニホンソバがですね、ほぼ完成に近いということをお聞きしてございます。そういうことでこれまでの取り組みにですね、大変敬意を表するものでございますけども、このニホンソバ2～3カ月で反収約8万円という収量が見込まれるということでございます。さらには、本土でつくっているニホンソバと宮古でつくっているニホンソバはですね、時期的に相当違いがあります。そういう意味では日本一早いニホンソバとい

うことで差別ができる作物であるというふうを考えてございまして、今後前里先生ともいろいろご相談しながらですね、宮古においてどういう普及ができるのか検討、実施したいというふうに思っております。

次に、日豪EPAの交渉についてでございます。確かに今日米の中で交渉が行われて、豪州のほうでオーストラリアと行われております。このスケジュールからすると2007年の5月ごろから既に交渉に入っております、その中におきましてもやっぱり農林水産業の重要性を十分認識した上で守るべきものは守るとの方針のもとに我が国にとって最大限のメリットを確保することを目指すというようなことで今交渉が進められているというふうに聞いてございます。宮古におきましては、去る5月23日ですか、宮古農畜産物を守る宮古郡民総決起大会を開いておりますし、さらに6月16日には沖縄県全体の中で県民大会を行っております。そういう中で国のほうにですね、要請なども行っているところでございます。当宮古島市の議会のほうでもですね、議決をいただきまして、一気に要請が行われているということに大変宮古一丸となってこれに関しては対応しなきゃいけないと、そのように思っております。

次に、サトウキビ代金の支払いについてでございます。このサトウキビ代金の支払い、月3回ということになってございます。前期、中期、後期という形に分かれてやりますけども、その申請に基づいて8割相当分をお支払いするというようになってございます。例えば1月1日から1月10日の取りまとめたものをですね、1月14日に申請をし、1月の25日に8割相当分が支払われると、そのようなスケジュールになってございまして、これを早期にできないかということで県のほうともですね、あるいはJAさんともいろいろ協議をしたわけでありまして、一応方針としてもうこれは決まっております。問題は、その残りの2割をですね、できるだけ早期に支払われるかということで農協、JAさんのほうに肩がわりはできないのかというようなこともですね、お願いをしておりますけども、現在のところ予定はないということでございます。

次に、農業振興の圃場整備事業の計画についてでございます。東福地と長南地区についてでございます。両地区、平成19年度中に国、県にですね、事業の申請を行う予定をしております、平成20年から平成25年の6年間で整備を図る予定でございます。東福地地区につきましては、受益面積が66ヘクタール、事業費は2つありまして、区画整理と畑かん事業がございまして、区画整理が11億5,000万円、畑かん整備事業が6億3,000万円の予定でございます。長南地区につきましては、受益地区が70ヘクタール、事業費は区画整理が14億円、畑かん整備事業が7億4,000万円を予定をしております。

次に、下南東地区の圃場整備でございます。下南東地区につきましては、県営事業で整備する計画をしております、ただいま地元との合意形成を図る準備等をしてございまして、これにつきましては早期の事業推進をしていきたいと、そのように考えてございます。

次に、西西地区でございますけども、西西地区につきましては与並武地区として計画をしております、平成19年7月20日付で地元の事業推進員14人から要請書と農家28人の仮同意書をいただいておりますので、これも早い段階に整備できる条件を整えていきたいというふうに思います。

次に、西中地区の見直し計画でございます。これは、平成7年に土地改良総合事業で整備されておりますけども、圃場勾配が急であるというようなこと等で土砂の流出が見られるということでございます。そこで、平成19年度に国、県の補助を受けまして団体営調査設計委託事業を導入しまして、今現在設計業務をしているところです。一応平成21年度におきましてですね、圃場勾配の修正と畑かん施設の整備の計画

をしてございます。整備面積につきましては、現在のところ40ヘクタールほど予定しているということでございます。

◎建設部長（平良富男君）

港湾整備計画で緑地の売却と施設設置についての質問でございます。議員の指摘した土地は、港湾関連用地と緑地計画の土地となっております。緑地の売却処分については、中央港湾審議会の議を得て計画変更後に売却を行うべきであり、不適切な事務処理を行ったことに関しては深く反省しているところであります。緑地部分については、現在進められている平良港長期構想検討委員会で緑地計画の見直しを検討していきたいと思っております。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

城辺競技場のトラックの整備と、それから投てきの支柱の破損の件でございますけれども、まずトラックの整備につきましては地区の大会に間に合うように早急な取り組みをしたいと思っております。また、投てきの支柱につきましては議員ご指摘のとおり根元のほうがさびていますので、これにつきましても早急に対応してまいります。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

はやて海運と宮古フェリーの運搬内容であります。佐良浜漁港と平良港間のじんかい車の輸送料金については宮古島市とはやて海運、宮古フェリー株式会社2社とじんかい車1往復当たりの輸送料金を同額に設定し、同じ条件でもって1年間の車両輸送契約を締結しております。どの会社のフェリーを利用した場合でも1往復利用するごとに請求書を発行していただいております。両者の平等性、運営面を考慮した上で輸送料金は月ごとに精算し、収集業務が迅速に行えるような体制をとっております。収集業者には両海運会社ともに平等に利用するように指導を行っておりますが、収集時間帯とフェリーの運航時間帯の関係等がありまして、輸送実績に違いが生じてきております。平成18年度の輸送実績であります。宮古フェリーが656台、197万3,000円です。はやて海運が1,016台、310万7,000円となっております。今後は、収集業者と収集時間帯の調整を行った上ででき得る限り輸送回数に差が生じないように指導調整を行ってまいります。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

質問にもございましたように去った6日にSCG15特定目的会社に向けまして通知書を送付してございます。台風等もございましたが、今日の午前中には間違いなく受け取るものだと思いますので、少なくとも今議会開会中には契約保証金4億円の入金を確認されるものだと考えております。

◎選挙管理委員会委員長（亀濱 文君）

期日前投票については、去った6月議会で答弁したとおり城辺支所、下地支所、上野支所の増設についての検討を行いました。これまで同様2カ所と決定してございます。増設できなかった最大の要因が予算の確保が厳しいということでもあります。ちなみに、増設にかかわる費用は1カ所当たりシステム費用を含めると約150万ほどかかります。国政選挙の場合は交付金がございますが、それを含めまして自己負担は100万を超えてまいります。3カ所ですと300万以上の負担となります。議員ご質問の城辺地区のみ増設しますと、確かに予算的には少なく済みますが、そうしますと上野地区、下地地区との整合性がとれません。陸続きである平良、城辺、上野、下地地区については、これまで同様、平良庁舎で、海を隔てた伊



良部地区については伊良部総合庁舎で期日前投票所を設置するという考えがベターだと考えております。ただ、今後宮古島の財政状況が好転し、市長部局との調整の中で職員の併任辞令や予算面で可能であれば選挙管理委員会としても増設について前向きな方向で検討していくことは地域の投票行為における格差是正の面から必要だと考えております。

#### ◎下地 明君

再質問を行います。

最初に、今さっきの選挙管理から再質問します。私は、あくまでも城辺支所での期日前投票のお願いを前の議会からやっておりますが、選管のほうとしては同じ陸続きだから下地、上野も一緒にやる場合には城辺も一緒にやりたいというふうな今答弁であったかと思えます。私も当然城辺だけをやってもらいたいというふうなことじゃなくて、できれば旧城辺、上野、下地もですね、やってもらいたいと、これが胸の内ではあるんですよ。ただ、予算面のことを考えた場合に有権者の数と距離、皆さん吉野部落まで行って、まず車でいいですから、向こうの方が普通の投票には行けないという状態のおばあおりますけど、できれば投票率を上げるために期日前させたいと家族の人は思っているけれども、もう遠いし、往復となった場合には問題があるということで棄権している状況が見受けられるんですよ。距離とですね、有権者の数、こういったことを皆さんは頭に置いておりますか。もちろん上野、下地もこれは当然やってもらいたいと思えますよ。ただ、予算面を3カ所トータルで考えた場合には、それはもう話にならないですよ。だから、厳しいときには徐々に改善していく、そういうふうな手段が行政にはあってしかるべきじゃないですか。何でこれができない話を最初に持ってきて答弁やるというのはおかしいですよ。徐々に改善していく、物事は。一遍にやりたいと思うけども、予算がありません、徐々に階段も上っていきましょう。私は、前も指摘しただろうと思えますけども、合併したうるま市はですね、こちらと同時に合併しているんですよ。4市町村で向こうは合併しているんですよ。各支所に投票しております。なぜそういったあれができないんですか、宮古島市は。これは、選管ね、もちろん予算が伴うのは百も知っています。これは、地方に対する心があるかないか、それだけです。答弁をお願いしたいと思えます。

それと、財政面についてですが、総務部長から非常に明るい答弁であったと私は受けとめておりますが、現在の宮古島市がこのように非常に財政に苦しんでいるのは特別会計などの赤字が多い原因であると思えます。市長には大変申しわけございませんが、合併前の旧平良市が一般財源より徐々に特別会計のほうにも面倒を見てもらっていたらこのような特別会計の赤字も膨らまなかったと思うんですよ。これは、行政手法でですね、非常によくはない手法であったと市長、私思うんですよ。もちろんこれ合併前の話でありますけども、しかし数字は続いて出ておりますから、市長はですね、今後こういった行政運営に対してももっともっと心配りしてですね、旧城辺、上野、下地の場合にはもちろんほっておけばほとんど特別会計というのは赤字ですよ。しかし、この特別会計も1つの連結予算として赤字で残るわけですから、それを徐々になくすため、そのためには一般財源をですね、行政運営でもってできれば職員の採用を10名やるんですしたら8名やって、この2人分を何とか頑張ってもらってこれを特会の赤字の部分に埋めていく、こういった手法をとらなかつたためにこういうふうな大きな赤字が膨らんでこんなについているわけですよ、市長。これを市長はどう思っているか答弁を求めたいと思えます。

それとですね、トゥリバーの補償金の件は今さっき局長のお話では台風の件で今日あたり着くかなと言

っておりますが、今の時代にですね、今日の午前中出せばあしたの午前中か昼あたりには郵便物は届くようになっております、国内では。なぜこれを台風があったから今日着いているかどうか、そんなですね、生半可な回答をなさらないでくださいよ。ちゃんと郵便物が届いたかどうか、これは40億の取引の問題でありますから、そういったこと等もひとつずつ送りましたけど、届いておりませんか、そういった言葉をおかけしたらどうか、その件とですね、やっぱり、これは次に聞きたいと思います。そういったこともやっているのかどうかですね。そうしたら会社としていつごろ入るかというふうなことも自然に出てくると思います。

次に、保良の市有地売却について副市長は20年前の話を出してきております。去った議会の答弁でもそのような答弁であったと思います。私は、当時の城辺町の森田町長時代にやっぱり開発を含めた合意形成だったことは認識しております。しかしですね、20年前と今とは大分時代が変わり、社会環境も変わって、そして人の流れ、そしてそのときに本当に同意した皆さんが場合によったら今はもういらっしゃらないという方々もいらっしゃると思うんですよ。そういった中においてですね、これだけの、これは約2億でございますけれども、もっと高く売れるであろう土地をですね、こんなにまで急いだというこの理由がですね、どうしてもわからないんですよ。なぜかと申しますと、私あの当時も申し上げました。当城辺地域でですね、リゾート開発を予定している地域が、しかも向こうと比べたらもう雲泥の差があるところがこれの何倍だったと思いますか。私は、それきのう指摘しました。何で厳しい財政に当たっては自分の大事な土地を手放す前にじゃ向こうにはどのくらいで売っているかな、話をしているかなと、そのくらいのことは市長が行かないにしても担当を行かしてですね、皆さんはどのくらいの交渉しています。これはですね、当然やってしかるべきだと思うんですよ。だから、私は何もこれ当局への追及とかあれじゃないです。私は、厳しい財政を守る市長としてですね、こんなことがなかったことについて非常に残念でならないんですよ。だから、合意形成もちろんでありますけれども、あのときの合意形成は、それは無理じゃないけれども、常識で考えて20年前の合意形成と今それをこれで云々と言っておりますが、私はこれは許されません。非常に情けないと、このように考えます。この点についてもですね、もう一度お聞きしたいと思うんですよ。

それと、また金額についても私は申し上げました、あの当時も。非常に安いと。これ新聞紙上でも何名かの方の投書もありました。そういったことでもう一度ですね、答弁をお願いしたいと思います。

それに港湾緑地帯の売買の件でございますけれども、部長から不適切なことであったというふうな答弁であります。道路拡幅工事の補償費にしろ、またこの問題にしろ、また以前は上野と下地のもので、団地の許可問題にしろ、非常に次から次へとこういうふうな不手際が起きていることを何で私はこんなに不手際が続々と発生しているかなと。この件はですね、余りにも不思議でたまらない。そういったことでこの緑地帯をですね、港湾、国ですか、の許可をもらわずに売って、そこに施設をつくらせた。これじゃ普通の市民がどこでも家をつくってもいいというふうなことになりますよ。それでいいのかどうか。市は、許可するところだから、いつでも自分勝手に家をつくると、これ一般市民に言われたら返す言葉はないと私は思うんですよ。そういったことでこういったもう施設がつくられているわけですから、しかも合併後、去年ですか、大きな施設がつくられております。これを撤去しなきゃならないのか、それともこれからの手続によって何とか対応できるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、道路拡幅工事への補償についてでございますけれども、市長は被告のほうを不当利得返還請求

の訴えを提訴してあるということではありますが、これ当然のことではありますけれども、私は非常に問題含みがあると思うのでございます。裁判所に裁判で訴えられるという被告でありますので、私は生半可にこの裁判で訴えてもどうかなどは考えますが、もしですね、裁判に訴えて勝訴してもまずこのお金が一定期間内に入らない場合の資金はどのように考えているのか、その辺についてお願いしたいと思います。

それから、新作物、ニホンソバの件についてでございますが、部長の答弁では非常に研究成果が完成に近いような答弁なされたと思います。私は、反収8万円などもするというふうに一応前里先生に尋ねたところ、そのようなことをお聞きしました。これはですね、2カ月以内で反収8万円、そして地下水を守りながら緑肥にもなると。これは、もう一石二鳥でも三鳥ぐらいの非常にすばらしい新作物だと思いますので、できるだけですね、取り組んでもらいたい。こういう場合には、試験的にでもですね、取り組んで、どうしても収穫の結果、販路の関係で価格が合わないとなった場合にもこれはあえて緑肥のほうで推進してもいい事業でありますから、できるだけ早くですね、取り組んだほうが農家のためにもいいんじゃないかなと思うわけでございます。

それと、農業振興については日豪の経済連携協定の件については以前も議会でも要請書も出してあるし、国民大会も開いたということで当局としても一応は頑張っているということでもありますので、私はですね、この件についても要請というのは常にトップがいてですね、この問題どうなっているかと。宮古島市は、これがもう撤廃されたら大変ですよと、こういったこと等はやっているかどうかと、その辺をお聞きしたかったわけでございます。市長にその辺をお願いしたいと思います。

それから、キビ代金の2割の件についてですけども、これは会社が約4,000円支払った残りの金額に対しての2割でございますので、金額についてお聞きしたいと思っておりましてけども、時間がないからお聞きできませんが、キビ代の全額の2割じゃなくて、製糖会社が払った、約4,000円払った残りの2割でございますので、このお金を約2カ月半、3カ月の間のリスクを政府に何とか面倒見てもらえるような交渉をやっているかどうか、僕はそれを聞きたいんですよ。JAに一時立てかえしてですね。そういったことを聞きたいと聞いているんです。ひとつこの件も答弁お願いします。

圃場整備事業については、東福地と長南地区については20年から25年ということでもありますので、しっかりと取り組んで推進してもらいたい。

それから、下南と西々地区においてはまた早期にとおっしゃっておりますが、早期ということはいつごろかをお願いしたいと思います。

それから、西中地区は非常に御嶽に流出がひどいので、非常に西中の方々憂慮している状況でありますので、この事業は21年度からということでもありますけども、できるだけ早くですね、部長、取り組んでもらうようお願いしたいと思います。

それから、伊良部間のごみ運搬でございますけども、先程の答弁では海運はやてが1,016台、宮古フェリーが656台ということでありましたけども、これをもう一度再確認して、なぜこういうふうな差があるのか。これ収集業務を指導するのは当局であって、何も収集業者が船まで決めるわけではないと思うんですよ。当局が、これ船の時間はいろいろ違うと思うんですよ。行って来る時間は知っている。これはちゃんと当局が業者に対して指導すべき問題であると。これについて平等にやるような方向での指導を一応はやってもらいたい。もう一度答弁を求めたいと思います。

競技場については、できればですね、合併しての正直言って格差と言えば格差だし、もう城辺町民大会、陸上競技大会、そういったこともないので、非常に管理も大変だろうと思いますけれども、まずですね、スポーツアイランド構想の一環として活用方法はないでしょうか。そういった面からの答弁をお願いします。

答弁聞いてから再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

下地明議員の質問にお答えします。

現在の宮古島市の連結赤字の比率が高いのは、旧平良町の財政運営が悪かったからじゃないかというご質問で、確かにそのとおりでございます。一般会計から繰り出しが大変少なかったもので、こういう結果になっております。しかし、現在平成19年度で6億、20年度で5億と、計10億の財政改善を見込んでおりまして、また港湾特会の赤字の解消が図られれば健全団体になると思いますので、これからは特会にはできるだけしっかり取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

また、物件補償費の支払いでございますけども、相手の支払い納付にかかわらず不当利得の返還請求の訴えを起こして、いつでも相手の財産に対する強制執行が可能な措置を講ずる所存でございます。

◎副市長（下地 学君）

20年前の協定だけだということなんですが、これは当時の高松開発と城辺町が開発協定を交わしております。諸般の事情等により高松開発からオーシャンリゾートにその開発権が承継されております。この承継にかかわるですね、法的なこととしてはですね、特定継承人とは開発許可を受けた者から開発区域の土地の所有権と工事施工する権利を取得した者であると。したがって、オーシャンリゾートが高松開発からこの事業を引き継いで開発に当たっているというのが現状であり、そしてオーシャンリゾートは現在社名を変更して株式会社吉野と、こういうふうに変更されております。

それから、価格の問題ですが、行政はですね、公的機関としてやはり客観性、そして信憑性がある鑑定士の鑑定評価に基づいてしか判断ができないと思います。これを付加価値をつけて少しでも高く売却したいというのは、当然行政としても市の財政を確保する上ではそのほうが得策だということは重々承知しております。ところが、行政がこういうことをすると周辺地域の、あるいは宮古のですね、地価に大きな影響を及ぼすということで鑑定士の鑑定評価を基準に判断いたしました。

◎建設部長（平良富男君）

港湾施設についてお答えいたします。

この土地はですね、港湾関連用地、それから緑地計画の土地になっております。施設は、港湾関連施設の用地に建っているものと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、圃場整備の計画の件でございます。早期とはいつかということでございますけども、今詳しい資料を持ってはいないんですが、事業の管理計画というのがありまして、この事業は何年間やりますよというものがございます。その中でどうなのかということでございますけども、西西地区に関しましてはですね、今のところその管理計画のほうに載ってございません。そういうことで地元の同意がですね、既に得られておりますので、これに対してできるだけ早く県との協議を済ませたいということでございます。

下南東地区につきましては、県営事業にて整備を計画しておりますので、これにつきましてもできるだけ早い合意形成、まだこれ合意形成もできていない状況ですから、その合意形成をまずとることが先であります。それを整え次第ですね、県のほうと協議をしていくということになろうかと思えます。

次に、サトウキビの価格の中で2割の支払い部分がございますけども、約2割というのは大体4,000円から5,000円程度になろうかというふうに思います。そういうことで農協が立てかえて国に利息も含めて請求してはどうかということがございますけども、そういうことにつきましてはですね、JAの本部のほうでやってございまして、利息の請求まではできないにしてもですね、その2カ月間の部分というのをもっと早期に支払えないかということは要望しているというふうに聞いてございます。ですが、農協としてその2割分を立てかえるというような部分につきましてはですね、今のところ農協としてはそういう準備はしていないということがございます。

◎生涯学習部長（二木 哲君）

城辺陸上競技場の実は18年度の利用実績が今ここにございますけども、18年度では陸上競技大会が1大会ございました、宮古島市での。あと学校関係で駅伝大会に使った実績がございます。私どもといたしましては、どうしても利用度数の高い施設のほうの修繕をですね、やっぱり主にかけていかなきゃいけない財政事情がございますので、ですから今後この辺の部分を考えますとですね、地元のほうでの利用率が上がれば当然それなりの対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

18年度の輸送実績に360台の差が生じていることについては、両者の平等性を考慮する上から収集業者の収集時間帯を宮古フェリーの運航時間帯に合わせた収集を行うように調整を行い、利用回数がひとくなるように指導実施してまいります。

◎選挙管理委員会事務局長（垣花 直君）

議員ご質問の1カ所増設してですね、期間を短縮することによる費用の確保というのは確かに有効です。ただ、期日前投票制度というのはですね、議員ご承知のように告示の翌日から投票日の前日までというかなり長い期間を投票所と同じように投票できる制度でございます。期間を細分化してですね、割り振りをいたしますと、逆に選挙人に戸惑いを与えかねないという面も生じてきます。ただ、議員おっしゃるようですね、その期日前投票行為における格差は正という面からしてですね、やはり今後はですね、財政課とも調整しながら3カ所同時に増設する方向で前向きに検討していきたいと考えております。

◎議長（友利恵一君）

トゥリバー関係は、明議員、要望……

（議員の声あり）

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

国土交通省から通知のほうのが6日の4時ごろに連絡がございました。6日から7日にかけてまして東京のほうに台風9号が上陸した影響もありまして、東京行きの飛行機が着陸できない状況になってございましたので、今日の午前中にですね、遅くとも届けるようにということで指定してございます。ですから、今職員のほうからSCG15特定目的会社の契約担当のほうに連絡をとってございますので、その辺はまたSCG15特定目的会社のほうからですね、連絡が来ると思いますので、連絡が来次第また議会のほうに連絡

させていただきたいと思います。

◎下地 明君

時間がありませんので、もう早目にしていきたいと思います。

保良の市有地売却についてでございますけども、去った9月の6日に城辺、これ政経懇話会ですね。仲間克前町長は、また地域の審議委員長でありますけども、この懇話会の中で非常に仲間元町長は行政基本目標の放棄、行政手法のずさんさ、住民無視の秘密決議などこの安価で急に売買したことについてコメントしておりますが、この件について市長に答弁をお願いしたいと思います。

それから、財政についてですけど、平成18年度における一般会計の黒字要因として当局は歳出の抑制ほか普通交付税の増額を上げておりますが、平成19、20年度はどのくらいの成果を目標にしているか。人件費や物件費、歳出削減について具体的な計画についてを答弁をお願いします。

それから、今さっきのトゥリバー代金の件ですけども、今日あたり入るかなと思っていたら書類の届くのが今日、もう非常に不満がありますけども、しかしこれは間違いなく入るもんだと私は信じておりますので、早目にですね、入るように私は期待しているところでございます。

それから、港湾整備関係の件ですけども、部長ですね、合併直前に売った土地に施設がつくられている。25年以前にですね、つくられた施設の主がどうしても今条件がいいということで買いたいというふうな方がいらっしゃるんですが、こういった方には手続上経て売ることにはできるのかどうか。その手続費用はどのくらいかかるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、期日前投票について市長に一言お願いしたいんですけども、財政のことで、これはもう申し上げておりますけども、できるだけですね、市長、市長の日ごろの優しい心の思いをですね、ひとつ地域の皆さんにおこたえしてもらおうべく前向きというふうな答弁を当局、選挙管理委員会はおっしゃったけども、次の一般選挙からは置くようにさせたいと思いますという答弁をもらいたいと思いますが、市長よろしくお聞きしたいと思います。

時間がありませんので、これで私の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

期日前投票でございますけども、住民自治というのは大変大事なことでございますので、現在宮古島市の財政状況も好転に向かっておりますので、ぜひ早い時期に、できたら次の選挙からでも各地域でできるように頑張りたいと思います。

◎副市長（下地 学君）

住民への合意形成とか、あるいは単価については先程答弁したとおりであります。

地域審議会の件についてなんですが、地域審議会は市長の諮問に応じて審議し、答申するものとするところなんですが、これは合併のですね、法令に基づいて設置されたのが審議委員会であって、この訴訟事務としてはですね、新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行状況に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項、その他市長が必要と認める事項と、こういうふうに地域審議会の役割は明記されております。このような視点に立ってですね、先程答弁したとおりいわゆる承継権というのはオーシャンリゾート、とりわけ株式会社吉野に承継されているということで審議会には諮問いたしませんでした。

◎総務部長（宮川耕次君）

下地明議員の土地売買についてのご質問にお答えいたします。

政経懇話会のコメントに対する考えということでございます。これにつきましては、9月5日、新聞紙上で記者会見されたということであります。ただ、私たちには正式に私たちに直接手渡しはしてもらっておりませんので、この資料を手に入れました。それで、今これを見てですね、ちょっと分析中でありますので、これについてのコメントは上司等ともまだ十分話し合っておりませんので、今ちょっと検討している最中であります。

◎建設部長（平良富男君）

港湾課の施設についてお答えいたします。

現在この土地はですね、港湾関連施設用地と一部緑地が入っております。緑地については、賃貸で貸しております。現在平良港長期構想検討委員会がありますので、長期計画がありますので、この計画の中で検討していきたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりましたが……

（議員の声あり）

◎財政課長（石原智男君）

平成19年と平成20年の赤字削減計画はどうなっているのかという質問でございますが、平成19年度は6億円の削減を計画しております。平成20年は5億円の削減を計画しております。物件費、それから人件費等の削減計画を財政破綻回避緊急行動計画にも示しております、平成20年には連結赤字比率を1%台まで持っていく計画をしております。

◎議長（友利恵一君）

これで下地明君の質問は終了いたしました。

◎佐久本洋介君

9月定例会に当たり、さきに通告しましたとおり質問してまいりたいと思っております。

まず、市長の政治姿勢について伺います。最初に、公共施設管理公社について伺います。合併協定書において公共施設管理公社は新市に引き継ぐとのことでありましたが、いまだになされていません。今後どのように取り扱っていくのか。そして、広域圏事務組合、市町村会、土地開発公社などと公共施設管理公社とは一体どのように違うのか。そして、職員の身分はどういう立場で、今後の身分はどうなるのか。

次に、これは重複するかもしれませんが、たび重なる職員の事務ミスについて伺います。何回も指摘を受けながら一向に改善されない事務処理の不適切さ、もはや当たり前のように処理が行われてきたとしか思えません。市長は、6月定例会において服務規律、法令遵守を徹底するとともに、管理監督研修をあわせて二度とこのような事態が起こらないように頑張りたいとの答弁でございましたが、百条委員会まで設置し、差し押さえミスによる訴訟では弁論再開の必要性も認められないほどの完全敗訴を受けたにもかかわらず、また港湾計画緑地売却の事務ミスが発覚する。どこまで適切な行政処理が行われてきたのか信用できなくなります。一体この事務処理の不適切さの要因は何なのか。物件補償費の支払いについて市長のおっしゃるように本当に市民に負担はかからないのか。それから、港湾緑地の売却に関してはどのよう

にお考えなのか。また、今後こういう問題に対してどのように対応するのかお伺いいたします。

次に、マリンターミナルの売却について伺います。7月5日のホテル棟譲渡予定選定委員会ではルートインジャパンとすることでまとまったとのことであったが、7月19日の取締役会で結論が出ないまま継続協議となり、現在に至っています。ルートインジャパンと地元市内企業の間で売却先の決定が遅れている理由は何なのか。そして、今後はどのような方向性を考えているのか答弁をお願いします。

次に、非正規職員、いわゆる臨時職、それから嘱託職員の契約解除について伺います。新聞報道によりますと、県労連の調査によると宮古島市は前年4月に比べ臨時職員が97人減少し、非正規職員比率は19.3%と県平均30.9%を大きく下回っているという。この行財政改革の中で喜ぶべき数字なのか、憂えるべき数字なのか、非常に判断が分かれるところでありますけど、この非正規職員のほとんどが若者だったと思われるんですね。低時給でワーキングプアから抜け出せず、さらに解雇後はどこに生活の糧を求めているのでしょうか。フリーター、そしてニート、あるいは島外就職か。当局は、こういう契約解除後の再就職状況、これを調査したことはあるのかどうか。また、再就職先の確保、紹介等どのように行ってきたのか、全く行っていなかったのか、ハローワークに任せっきりだったのか。この宮古島市は、とどまる若者の数によって将来が決まると言っても過言ではないと思います。確定しない何年後ではなく、現在どのような方策を講じているのかお伺いします。

2点目に、教育行政について伺います。現在宮古島市においては、伊良部地区では2学期制、他の地区では3学期制となっていますが、やはりどちらかの制度にまとめた方が学校行事、そして子供たち、職員、こういう面からも統合するべきだと思うんですけど、もし統合する場合はどちらにするのか。現在全県的には2学期制への移行が増えつつあると思いますが、宮古島市の方針はどのようにお考えなのか。

次に、2010年インターハイ男子バレーボール競技について伺います。県高体連バレーボール専門部は、行政による大会運営の準備が遅れていることを指摘し、宮古島市で開催できるか疑問に思っているとまで厳しく述べています。競技役員、宿泊施設、選手や役員の搬送、大会場、練習場の確保等現在の進捗状況を説明してください。そして、遅れている部分はどのように取り組んでいくのか。それから、現在県内2校が強化指定校に決定されるようですが、どのような基準で決定するのか。そして、宮古の高校が指定校に決定された場合、中学校との連携はどのように行っていくのか。わずか二、三年でこれが大丈夫なのかどうか。

3点目の道路行政について伺います。伊良部地区の乗瀬橋、これは渡口の浜入り口から下地島へかかる橋ですが、以前にも指摘したとおり鉄製パイプの橋脚の腐食が激しく、パイプに大きく穴があき、折れ曲がり、非常に危険な状況であります。一周道路でもあり、観光地への大型バスの運行も頻繁であります。この橋は、下地島空港建設の際の資材運搬のための仮設橋であり、そして県道でもあるため県がやるだろうとの感じで補強さえも行われていません。アメリカや中国の例でもわかるように事故が起きると大惨事です。伊良部大橋の開通に合わせてではなく、早急な補強なりの整備が必要だと思いますけど、市は県に対してこういう要求を行っているのかどうか。そして、今後要求を行っていくのかどうか。

4点目、漁業振興について伺います。まず、伊良部漁協の製氷施設の整備について伺います。この施設の整備については、伊良部大橋の建設に対する漁業振興策の1つとして伊良部漁協と交わされた約束であります。市長は、合併特例債を使ってでもやると漁師の皆さんを喜ばせました。しかし、いまだに予算の



めどづけも行われていません。19年度予算で調査費の計上ということであったが、それもされず、あげくは県農林水産部では再整備はできないとのことであると県にげたを預けたようになってしまいました。一体どういうふうを考えているのか。

次に、池間島のカツオ漁の中断について伺います。佐良浜地区は、同じ漁業の島として、地域として、また通称池間民族として非常に寂しい思いをしています。一本釣りカツオ漁業の操業開始から100年目を迎え、本来なら盛大に記念事業の行われるべき節目の年に操業中断、池間島の住民はもとより、池間島の出身者のやりきれなさを思うと非常にせつない思いがします。浜川洋美組合長は、池間島の元気と活力を取り戻すためにも何とか再開したいと意気込みを語っていますが、現在再開のめどは全く立っていないようです。こういう一地域として立ち行かなくなった伝統漁業の再開のために行政は何らかの支援の手を差し伸べるべきだと思うが、いかがでしょうか。

5点目の医療行政について伺います。まず、宮古島市の2006年度国保医療給付費は30億円を上回ったということですが、75歳以上の老人医療費の47億円と合わせると医療費の抑制は大きな課題であります。この増加の要因は、どういうことだとお考えなのか。また、国は今後治療より予防による医療費の抑制を図るということですが、宮古島市としては予防のための健康づくり計画はどのように行っているのか具体的に説明してください。

次に、2008年度より医療制度改革が開始されますが、内容について市民にもわかりやすく説明してください。また、厚生労働省は病気を未然に防ぐという観点から住民基本健診を重視するというので受診率により補助金のカット等行っていくということですが、宮古島市の住民基本健診の受診率はどうか。また、受診率何%以下が補助金カットのペナルティー対象になるのか。

以上、答弁後、再質問したいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

佐久本議員の質問にお答えします。

マリントーミナルの売却でございますけれども、マリントーミナル社のホテル棟の譲渡については去った6月11日に開催された宮古島マリントーミナル株式会社第36回の取締役会で承認をもとに譲渡予定先選定委員会が設置されました。6月11日から7月5日にかけて3回の選定委員会が開催され、8月23日の臨時取締役会でルートインが譲渡候補先として承認されました。重要な案件であるために取締役会で十分な論議を行ったことが時間のかかった理由であります。

今後の取り組みでございますけれども、今後は取締役会で承認されたルートイングループと合意を目指して交渉していくこととなります。

#### ◎副市長（下地 学君）

質問が市長の政治姿勢についてということで、1点が公共施設管理公社について今後の対応について、職員の身分保障について、同じように市長の政治姿勢について職員の事務ミスについてというふうになっていますので、通告に準じて答弁いたします。

まず、議員ご指摘のとおり合併協定に基づき宮古広域圏事務組合、広域消防組合等の職員については合併と同時に採用しております。今回土地開発公社職員を市職員として採用した背景には、公有地の拡大の促進に関する法律による特定法人であり、土地開発公社みずから償還終了後、解散し、業務については市

に引き継ぐなどの方向性を持ち出しております。このような状況を踏まえ2名の職員のうち今回1人を採用いたしております。他方、公共施設管理公社は民法34条による公益法人となっております。宮古島市公共施設管理公社職員につきましては、同公社理事会の運営方針等踏まえながら検討していきたいと考えております。特にこの公共施設管理公社については行政改革市民委員会からも行革本部に対しては将来に向けて解散したほうが良いというふうな意見をつけて報告等もされております。また、県内の他の自治体の状況も解散している市が幾つかありますので、そういった状況等も踏まえ、そして公共施設管理公社は指定管理を受けて今業務を推進している状況であります。そういう状況等も踏まえて同理事会で今後の運営方針等をしっかりと打ち出し、さらに市の新市建設計画の中には管理定数についてはシミュレーションが示されております。こういった状況等との整合性も図りながら本年度中には方針を打ち出してまいりたいと考えております。

次に、職員の事務ミスについてということで、まず何が大きな要因かということと物件補償の支払いについての見解ということです。職員は、全体の奉仕者として公共の励起のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては法令、条例、規則など慣例法令の遵守を常に心がけて担当業務に当たらなければなりません。今回の事務ミスは、文書処理の判断や関係課との連携ミスが大きな要因と考えられます。今後は、今回の取立金請求事件を教訓に再度法令等を遵守し、迅速な文書処理ができるような指導を行ってまいります。

2つ目の損害賠償金を市の予算から支出することについては、今回の裁判では宮古島市が被告となっており、判決は市に対して支払い命令がされております。市が対応しなければならないと考えており、今後は今定例会で提案してあります訴えの提起による不当利得返還請求を行い、市民に負担がかからないよう対応してまいりたいと考えております。

#### ◎教育長（久貝勝盛君）

2学期制について宮古島市の方針はということです。お答えします。宮古島市においては、現在1市2制度の現状ですが、実施5年目を迎える平成20年度中に最終的に学校や児童生徒とその保護者、地域の声をしっかりと把握し、関係機関との検討、協議を重ね、平成21年度より学期制の統一に向け段階を踏まえた取り組みを強化していきたいと考えております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず初めに、医療費の増加要因でございますけれども、平成18年度の老人医療費は51億7,171万5,178円で、対前年度比でマイナスの2.9%の減となっております。また、国民健康保険の一般被保険者の医療費は34億六千八百余となっており、対前年度比で3.1%の伸びとなっております。また、全体の医療費のうち68%を生活習慣病が占めております。そのうち最も多いものは高血圧、次いで高脂血症、糖尿病の順となっております。さらに、新規の人工透析導入患者が毎年増加傾向にあり、それらのことが医療費増加の要因ではないかというふうに分析をいたしております。今後は、特に医療費抑制に向け生活習慣病の予防対策をしっかりと実施していく必要があると考えております。

次に、予防のための健康づくり計画における市民の啓蒙はどのように行うのかということですが、国民健康保険課では疾病予防や健康づくりの意識向上及び医療費の抑制を図るための保健事業を現在実施しております。まず、1つ目に住民健診結果をもとに対象者を選定いたしまして、2次健診を行う生活習慣病予防事業を実施いたしております。それから、肥満や腰痛、ひざ痛等の方を対象にした水中運動教室、

重複や多受診者に対し適正受診指導を行う訪問指導事業、それから市民の健康づくりへの意識向上を高めるため地域の健康づくりを推進していくリーダー養成する健康づくり推進員の育成事業等行っております。市民への周知徹底を今後もっと図るべく水中運動教室や健康づくり推進員育成講座などについて市の広報紙や新聞等に掲載をいたしまして、広報活動をしてまいりたいと考えております。もう一つは、市民への啓蒙でありますけれども、肥満に伴う生活習慣病、いわゆるメタボリックシンドロームと言われておりますが、脳卒中や心筋梗塞、糖尿病などを引き起こす最大の要因であります。それに伴う医療費が本市の財政圧迫の大きな要因ともなっており、本市の大きな課題であると思います。このような現状を踏まえて本市では課題克服に向け各種団体等への出前講座、血管を守る教室を初め去った8月の20日には「グッバイうぶばた（大きなおなか）減（へ）る脂（しい）」大作戦と銘打ち、市長緊急メッセージを発表し、チラシ配布等を実施したところであります。また、市民一人一人が自分の健康は自分で守るという自覚のもとに早期予防、改善の重要性に対する認識を深めるとともに、対象者に対する効果的な保健指導を展開、生活習慣病予防のための普及啓発を強力に現在推進をしているところであります。

次に、医療制度改革についてであります。まず、内容の説明といたしましては国民皆保険制度を堅持し、医療の質の確保を図りながら医療費の適正化等に対応する構造改革を行い、将来にわたり持続可能な医療制度に向け医療制度関連法の改正が行われております。1つ目に、生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化のための医療費適正化計画の作成が義務づけられております。それから、各保険者による特定健康診査等の義務づけ、これは特定保健指導も含んでおります。いずれも平成20年4月からの実施になります。それから、2つ目に保険給付の内容、範囲の見直しでございます。70歳から74歳の高齢者の患者負担の見直し、これが1割から2割、乳幼児の患者負担軽減措置の拡大、3歳未満が義務教育就学前まで、これも平成20年4月からであります。それから、3つ目に新たな高齢者医療制度の創設であります。後期高齢者、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の創設があります。それと、もう一つは前期高齢者、65歳から74歳の医療費に係る財政調整制度の創設がございます。制度説明としては以上であります。

次に、制度改革について住民基本健診の受診率でございますが、本市の平成18年度の国民健康保険加入者は1万3,427名で、そのうち住民健診受診者、いわゆる40歳から74歳をいっておりますけれども、3,810名で、受診率28%と大変低調に終わっております。国が目標とする特定健診の受診率65%と大きな開きがあり、危惧しているところでございます。

次に、その受診率の低下による補助金のカットということですが、これは新たに負担が生じてくると、あるいは加算、減算措置があるということでご理解をさせていただきたいと思いますが、平成20年度から実施される特定健診、特定保健指導につきましては受診率低下による補助金のカットではなく、5年後のいわゆる平成20年から24年までに行った特定健診の結果に基づいて平成25年度において後期高齢者医療支援金の加算もしくは減算措置が行われる。特定健診受診率が65%、それから特定保健指導の実施率45%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率10%、この3項目の目標値が達成できない保険者は最高で後期高齢者支援金の10%の加算ないしは達成した場合は減算措置が科されるということになります。現在のところ加算、減算率の詳細について今のところまだわかっておりませんが、市の独自の試算によりますと、およそ8,000万ないし9,000万円の範囲内で加算、減算が出てくるというふうに思われ

ております。

◎**経済部長（宮國泰男君）**

池間島のカツオ漁再開に対する行政支援はということでございます。現在池間島のカツオ漁は操業されておられません。2人の方がやっておりましたけども、高齢化のために漁を中止しているということでございます。再開につきましてもですね、やっぱり今乗り手が高齢化してしまっていて、先にその乗り手を育成する必要があるということでございます。ですから、いろんな形で助成金を出すにしてもですね、やはりその後継者というものをきちっと探さないとなかなか再開が難しいということでございます。19トン型のカツオ船を1隻運航するのに最低でも10名の乗り手が必要だということになりますので、2隻分ですとやっぱり20名程度の乗組員を探さなきゃいけないというような状況だろうというふうでございます。ただ、やっぱり池間島というものはカツオ漁の発祥の地でありますし、今年で100年を迎えると、そういう状況でもありますけども、今後池間漁協とですね、いろいろ調整を重ねながらどういう形で乗組員がつけられるのか、そのあたりをですね、しっかりと協議をしまいたいというふうに思います。

◎**建設部長（平良富男君）**

港湾計画の緑地を計画変更せずに売却した件に対する見解でございます。緑地の売却については、中央港湾審議会の議を得て計画変更後に売却を行うべきであります。事務処理上ミスがあったことに関しては申しわけなく感じております。今後については、現在進めている平良港長期構想検討委員会の中で売買緑地計画を提示しながら国に対しても理解を求めていきたいと考えております。

◎**総務課長（伊良部平師君）**

さきの新聞報道で臨時職員の対前年度の数値が出ておりましたけど、全職員に対する比率が19.3%というような報道がございました。実は、4月1日現在の数字で、これは沖縄県労働組合連合のアンケートによる結果だったんですが、今年度の4月1日付の臨時職員の数は193名なんですが、これは学校、保育所などの必要最小限の部署の発令を行ってございまして、一般職員につきましては削減できないかどうか調整した後で発令が遅れたためにですね、数字が若干低目に公表をされております。8月末の臨時職員数は306名でございまして、19.3というパーセンテージで比較しますと全体の30.6%に当たるということになります。

それから、再就職の確保、追跡調査はしていないかということなんですが、現在は行っておりません。

◎**生涯学習部長（二木 哲君）**

インターハイの件なんですけども、たしか新聞紙上で準備の遅れが指摘されてございましたけども、この件につきましては特に競技補助員の中のラインズマンにかかわる分が今不足しているんじゃないかという指摘がございました。その他の補助員関係にかかわる準備業務につきましては、支障はなく進んでいるということでございます。

現在市内の中学校で男子部のバレーボール部があるのは4学校です。部員数が45名ということになっておりますが、ですからこのままいきますと、この方々がそのままほとんどバレーボールを継続していただくなれば45名の子供たちの部員総数になると思いますね。ですから、これでは少ないので、今後どのような形で進めていくかということにつきましては、やはり県高体連のバレーボール専門部と、それから中体連のバレーボール専門部等々との連携を図りながらですね、バレーボール部の中学校における部の設置を

ぜひやっていただく。それから、部員の確保をぜひやっていただくということが必要になってくる。その取り組みが必要になってくると思うと思っております。

それから、今後につきましては平成20年度に宮古島市実行委員会が設立されます。その後、県高校総体のバレーホール競技大会が開催予定です。そして、平成21年度には九州高校総体の男子バレーボール競技大会が開催されます。これは、リハーサル大会としての開催でございまして、これを受けて本大会を迎える段階になります。

強化指定校につきましては、県の教育委員会が開催市町村で1校、その他で1校指定するということがあります。2校の指定はですね、今年の11月の県高体連新人バレーボール大会、これの成績によりまして県高体連バレーボール専門部が推薦をいたします。そして、それを受けまして県教育委員会が決定すると、そういう運びになってございます。前にもたしか答弁したと思うんですが、この指定されましてもですね、平成22年度のインターハイの県予選大会で準優勝以上の成績をおさめないと本大会には出場できないということになっております。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

乗瀬橋の改修めどについてであります。乗瀬橋については、平成13年度で県道平良一下地島空港線として認定、告示されております。平成17年度で事業区域として決定された平良から伊良部一長山間の6.4キロについては、現在伊良部大橋建設工事が進められております。ご指摘の乗瀬橋については、県としても交通安全上の問題から橋の現状を調査し、問題があれば何らかの対策を講じる必要があるとの認識をしていることから、平成16年度で橋の安全性確認のための調査委託を行っております。伊良部大橋の開通に伴って経済活動の範囲が拡大し、通勤、通学、大型バスやレンタカーで来島する観光客の増加によって交通量の増加が予想されますので、伊良部架橋重要関連事業として位置づけされている乗瀬橋については大橋完成までに事業区域の決定をめどづけ、関係機関と調整を行った上で県道橋としての改築事業の採択を国、県に要請を行ってまいります。

次に、伊良部漁協の製氷施設のめどづけについてであります。製氷施設については、平成18年度に耐力度調査及び基本設計を行い、実施に向けて取り組んできたところでありますが、総務省の合併特例債は1法人のための事業には適用されないことと沖縄県水産構造改善特別対策事業で1度整備された施設は老朽化を理由に再整備することは非常に厳しいとのことであります。また、宮古島市単独事業での予算獲得が困難であることから、現在各省庁の該当する補助事業の可能性を探っているところであります。製氷施設は、漁業の振興、漁民の所得向上を図ることからして重要な施設であることは認識しておりますので、国や県とメニューの精査を行い、方向性を絞った上で早期の実施に向けて要請活動を行ってまいります。

#### ◎佐久本洋介君

何点か再質問したいと思います。

公共施設管理公社の件については、解散の方向でということですが、みんなの持っているイメージがちょっと違うんじゃないかなと思うんですね。どうも公共管理公社イコールサシバリンクスゴルフ場、そこを見るための職員のような感じで見ている部分があるんじゃないかと思えます。ゴルフ場は、あくまでもこれは公社の管理する公共施設の一つです。そこが赤字だから、赤字が増えてくるから解散しよう、それとはちょっと意味が違うと思うんですね。この働いておる職員にも家族があり、生活がありま

す。早目に何らかの手を示してくれないと我々にも生活の生計も立てられない、非常に毎日不安だらけ、もう不安でいっぱいです。副市長は、本年中に結論を出すということですので、前向きにきちんとした対応していただきたいと思います。この今職員が公共施設がだんだん減らされてきて、ほとんどがゴルフ場の整備のほうだけをやっているように皆さんは思うと思うんですけど、そのための管理公社じゃないということだけは認識しておいていただきたいと思います。そして、これは宮古島の市民ですので、しっかり守っていく方向で考えていただきたいと思います。

それから、職員の事務の不適切さ、これは裁判の敗訴により裁判費用、弁護士料、もう既に市民には負担はかかっているものと思います。例えば物件補償費の差し押さえミスについては分限委員会にかけるとのことですが、これ以上の事務ミスは許されないと思います。これではもう市民が納得しません。市長には今後のことについて二度とそういうことが起こらないように毅然とした対応が必要だと思しますので、市長にもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、臨時職員の件について。これからの宮古島市を背負っていく若者の定住策、これはもう本当に大急ぎで必要なことだと思っています。幸いコールセンターの誘致、それからトゥリバーの売却と明るいニュースもあります。この若者のニーズに合ったミスマッチのないまちづくりを心がけてほしいと思っています。そして、1つの方法として若者の起業、いわゆる事業を起こすのに対する支援策は市ではあるのかどうか、それをもう一度伺いたいと思います。

それから、インターハイについて。今二木部長からもありましたように宮古の今現在バレーボールの部員が45人ということですね。宮古は、バレーボール熱は高い、高いと言われますが、実際に部活を行っている生徒数ではこれぐらいなんですね。45人ぐらい。2010年に対象となる現在の中1から中3の部員、この45人程度、これぐらいでインターハイの対応ができるのかどうか。これは、高校総体ですので、競技運営の中で高校生役員の数が多く必要となります。このバレー部員のみで対応できない場合、他の競技生徒たちへの役員要請も必要だと思いますが、その場合にはまた審判の交渉などもやっていかなくちゃならないと思います。中学校との連携はどのように行っていくのか、これについても再度質問したい思います。

それから、池間島の一本釣りカツオ漁業の中断。これは、高齢化ということですが、そのほかにもまたどうしても燃料費等で採算が合わないとか、そういう理由もあるようです。それから、もう一つ大きなのはやはり氷ですね。これは、去年でしたかね、コンプレッサーが故障したときにも話したんですけど、氷は、これは漁師にとっては命ですよ。ところが、今池間漁協ではそれができない。そこで、平良漁協ですか、宮古島漁協ですね。そこから買ってきて、ストックしておいて、そして漁民には渡していると。これでは大型船では対応できないわけですね。小型船であれば構わないです。大型船ではこれでは対応できない。そこで、わざわざまた平良まで行ってきて氷を買い入れているとか、そういうこともあって結局は操業断念に追い込まれていくんですね。

これは、池間のカツオ漁だけの問題じゃないと思うんです。現在合併して各地域の伝統行事、事業、これもやはりいろんな政策の中で守っていかないとこれはだんだん希薄になっていくと思うんですね。この1つの地域のみで立ち行かなくなった、特に生活に直結するような事業、これについては行政は国や県の助成事業等のメニュー、これをしっかり勉強して地域に手を差し伸べるべきだと思っています。地域の過疎化とかですね、沈滞化、これは何も1地域のみでの責任ではないと思うんですね。例えば行政として魅力

のあるような地域づくり、こういうものを行ってきたのか。それから、どこでもあるんですけど、都市中心の政策、事業の推進、こういうことを考えるとむしろ行政の責任が大きいと思うんですね。地域づくりをもう少し真剣に考えて、行政は今こそこういう責任を果たしてほしいなと思っています。これについては、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上、もう一度答弁をお願いします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

職員の事務ミスについてでございますけども、職務の遂行に当たっては法令、条例、規則などの遵守を常に心がけて関連各部署との連携を図りながら担当業務に当たらなければなりません。しかし、緊張感の不足あるいは勉強不足等がたび重なる注意にもかかわらず依然としてなかなか改善ができません。再度法令等の遵守、迅速な文書処理等の強力な指導を行ってまいりたいと考えております。

池間島の漁業不振については、常々私も心配しているところでございます。ぜひ関係部と連携とりながらこの振興に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

#### ◎生涯学習部長（二木 哲君）

中学校との連携をどのように図るのかというような趣旨のご質問でした。実は、私どもこのインターハイに向けまして4者連絡会議って持っております。宮古地区の高体連バレーボール専門部、それと宮古地区の中体連バレーボール専門部、それと宮古バレーボール協会、それと私ども行政でございます。この4者の集まりを既に2回ほど持ちました。その中におきまして高体連バレーボール専門部のほうからですね、競技補助役員の要請計画案というのが出されております。これは、実は中体連のほうにもこの案は出ておりまして、この案に基づきましてですね、中体連の専門部が中心になりながら各中学校における例えば体育の授業時間等々通してですね、子供たちにこの辺の指導を行っていくという形になってございます。19年度におきましては、中学校、高校のバレーボール部を対象にした全部員に対します講習会、実践講習会等々今予定されているところでございます。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、池間漁協の氷の確保とか、そういうものでございます。確かに今製氷施設がとまっている状況でございまして、これにつきましては宮古島漁協から氷を運搬して販売していると、そういう状況でございます。そういうことで大型船には対応できないということでございますけども、大体カツオ船に積むのは今1トンぐらいの氷を積むということになってございます。対応できないということでもないだろうというふうに私どもは考えてございます。今宮古島市の漁協の1日当たりの生産量というのは10トン余りの氷をつくってございますんで、十分運搬の仕方によっては対応できるというふうに考えてございます。もう一つあったのは燃料の高騰ということでございますけども、こういうものに関しては何らかの形で助成策というのも出るとは思うんですが、ただ他の漁業との整合性、そういうものも必要になってございますので、これについては今後の検討課題ということになるかと思っております。これは、池間漁協のほうに確認をしましたら、やはり一番の問題は乗り手のですね、問題だということでございました。えさを投入してもやはり泳いでとらなきゃいけないとかですね、そういうのもあって今の中ではなかなか難しい状況にあるということをお聞きしていますんで、やはり若い方をどう育てていくかというのが一番先にやるべきことだろうというふうに考えてございます。

次に、若者の起業に向けての支援策はということでございます。今のところ市としましては予算的な支援策はございません。県においてはですね、提案を受けて審査をし、研究開発に助成金を出すという制度がございます。ですから、これにつきましてはもう既に企業として動いているものへの助成でございます。新たな企業につきましてはですね、県の産業公社においていろんな制度がございますので、そういうものを活用できるようにいろいろな情報を収集しまして、何らかの形で宮古の若者に情報発信をしていきたいと、そのように思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで佐久本洋介君の……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

失礼しました。

◎佐久本洋介君

危うく終わりになるところでした。

今定例会においては、特に宮古島市の子育て支援事業、これに着手が幾つかあり、非常に喜んでおります。インフルエンザ予防接種事業費の計上、それから乳幼児の医療費助成の年齢引き上げ、特にインフルエンザ予防接種への全額助成は県内初の事業でありますので、学校、医師会等関係機関のご協力をお願いしたいと思っております。

それから、同じ子育て支援の一つとして私ども文教社会委員会では先週認可外保育所を幾つか視察してきました。この認可外保育園の助成、これは現在国、県としては給食費の助成を検討しているようですので、市としても一緒にしっかり検討していただきたいと思っております。認可外保育園の小回りのよさ、それから融通性、こういうものが厳しい環境の中でも、状況の中でも働く親たちためにはしっかり役立っています。今の宮古島市の保育は、認可外の頑張りを抜いて成り立たないということを視察を通して考えさせられました。認可法人、そして認可外も同じ宮古島市の子育てです。この認識のもとに当局は認可外保育園の助成もしっかり検討していただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わりたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで佐久本洋介君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開いたします。

（休憩＝午後零時05分）

再開いたします。

（再開＝午後1時32分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

◎上地博通君

ちょっとお昼の眠たい時間ではありますが、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。まず、市長の政治姿勢についてお聞きをいたします。保良の土地売却についてでありますけれども、こ



これは朝の下地明議員からも話が、質問がありましたけれども、これについていろいろと答弁がされておりますが、私はちょっとだけですね、同じようなことじゃなくて、それ以後のですね、この保良の土地については一応はもう議会も全部認めて売却ということに決まっているわけですから、その後の件等の措置についてお聞きをしたいと思います。臨時議会までして保良の土地は売却をされておりますけれども、普通でしたらこういう案件は臨時議会をしなくて定例会に出してきてもよかったんじゃないかと思っております。臨時議会をした以上は、これ急いでいるから臨時議会で対応したと思うんですが、その後ですね、この公売をした企業からはどのような開発計画が出されているのか、1つはそれですね。

それから、もう一つは今まで開発計画というのは株式会社吉野さんじゃなくて、高松開発が中心になって出されております。これは、旧城辺町との協議事項でもありますし、協定書もそうですし、各保良の部落との協定書も高松開発で出されていると思います。この点につきまして先程朝の答弁で副市長はこれは継続ですから有効だということがありましたけれども、しかし有効という確認というか、相手の企業に対してですね、そういう確認はとれているのか。これを守っていくというのは、やっぱりこれは一応確認をしておかないといけないことだと思います。

それから、普通でしたらこの協定書というのは全然関係ない企業が持つのであるわけですから、幾らこれを事業継続をするといっても新たに結び直す必要があると私は思うんですけれども、これについてこれ法律的に結び直さなくてもいいのか。例えば自分たちの企業はこういうことに関しては契約はしていないと、協定書は提出していないとかというようなことがあった場合にですね、どういう措置がされるのかというのは非常に疑問だと思っておりますので、この辺の相手企業との確認事項というか、それについての協議はなされているのかお聞きをしたいと思います。

このようにですね、保良についてもいろいろと反対表明がなされて部落の住民も反対されておりますし、それから地域審議会もこれについては反対をしております。その現場へ行きますと、もう看板も立っております。これは、市長はですね、この状況をどう考えるのか。自分は、今でも正しかったとそれでも思っているのかですね。これは、非常に私は疑問だと思うんですけれども、なぜ20年前の協定書というか、そういうものを持ち出してきて今それをしかも臨時議会まで開いてやらなければいけなかったのかというのは非常に甚だ疑問に思っておりますから、これについて市長がですね、それでも正しいことをしたんだというふうに考えているのかどうなのかを答えていただきたいと思っております。

2番目の野原学童線の物件補償の問題についてでありますけれども、この問題は私の考えでは職員がちゃんと職務上の規律を守っていれば、法規類等を守っていれば防げたミスだと思っております。しかし、これがどういうわけかそのまま見過ごされて、結局は市は1,256万という大金を支払わなければいけないような状況になっておりますけれども、こういうような職員の仕事に対する対応ですね、市長はいろいろとこれまで何回も何回も話をしておりますけれども、まだ直っておりません。この状況をどのように考えているのか。本当にもうやむを得ないというふうな考えなのか、それともこれはミスとして単純に起こり得るようなミスだと思っているのかですね、この辺のことをお聞かせ願いたいと思っております。

それと、このように判決が出たんですけれども、市はこれに対して裁判で争っていますよね。そのように裁判まで争ったということは、自分たちにミスはないというふうな考えで裁判をしたというふうにしてとらえていいのか、その辺もあわせて考えていただきたいと思っております。市長が一円の市民には負担もかけ

ないということをおっしゃっていますので、それについてはもうそのように信じてですね、この問題については先程の1番の下地明議員の質問にもありましたので、これはこれくらいにとどめていきたいと思えます。

2番目の農業問題についてお聞きをいたします。畜産の振興についてでありますけれども、今市として肉用牛の保留雌牛に奨励金を出すということを決めたようであります。その出す時期ですね、それから1頭当たり幾らなのか。それから、その支払い基準といいますか、それがどういう基準に基づいて奨励金が支払われるのか、この辺を詳しく説明をしていただきたいと思えます。

2番目の日豪EPA交渉が成立した場合にですね、宮古島の農業は壊滅的な打撃を受けるだろうということは言われておりますが、じゃ実際にですね、どれぐらいの被害を受けるというふうに試算をされているのか。これは、サトウキビで大体幾らぐらい、それから畜産で幾らぐらいというようなことで出していただければ幸いだと思っております。

それと、今までそれに反対する全国集会とか、全国といいますか、郡民大会とか、それからそれを関税を設けるようにですね、するような郡民大会等やって宮古島市も参加しておりますけれども、その後市の市長を初め当局の皆さんが県あるいは国に対してどのような働きかけをしているのか。ただこれをやったから何とかしてくださいというふうにして終わっているのか。もう常にこれは口酸っぱくして宮古島の現状を訴えていかなければいけないと思っておりますけれども、その辺についての対応等も聞かせていただきたいと思えます。

それから、その畜産の振興に関しましてはいろいろ方策はあると思えますが、一番私ども、畜産農家が心配しているのはですね、今年も高い値段で売れているわけですから、非常に畜産の振興上、今追い風になっております。しかし、これは前回も例があるように例えばBSEとか、口蹄疫とか、こういう伝染病が発生した場合にはもう壊滅的な打撃を受けるというのは、これは大体わかっていることだと思えます。しかも、この小さな島であります宮古島ですから、宮古島から輸送がストップされると、例えばもう出荷が一頭もできないというような状況になりますと、これはもう宮古島の畜産振興にとっては本当にどうにもならないような事態になると思うんですけども、これに対して宮古島市は対応を考えているのか。農協に聞きましたら、農協としてはある程度の保険金みたいなことで対応していきたいということで準備をするそうではありますが、市としてはそういうものについて何の準備もやっていないのか。まだ検討したこともないのかですね、その辺を聞かせていただきたいと思えます。

それから、サトウキビの振興についてお聞きをいたします。これも下地明議員が話しされておりましたけれども、いろんな面でこの新しい制度についてはもうほぼ確定ですから、これについての要求とか、そういう対応はもうこれ以上できないだろうというふうな説明がありましたけれども、しかし私はいろんなことを聞いていますので、まだまだ行政を挙げて取り組むべき課題はこれいっぱいあると思えます。まだできる問題がたくさんあると思えます。その1つはですね、今サトウキビの代金というのは工場からの代金とは別に国からの補助金という形で入るんですが、その補助金が農協を通して農家に振り込まれることになっていると言われております。ですから、この農協の段階で何とか可能性が出てくるんじゃないかということを知っておりますので、その辺のことができないのかですね、これはもう一度特に市長は知事、それから農林省あたりとも交渉して何とかこの宮古島の基幹産業でありますサトウキビについてこれ

を守っていくようにしていただきたいと思います。

それともう一つ、今そういう生産者に対して厳しいこういう制度が設けられておりますけれども、本当にこれはサトウキビ振興のために役立つだろうかというふうに私ども農家としては非常に疑問を感じております。これに対して市長、本当にこれが農家のために振興に役立つのかどうなのか、これを検討してみたことがあるのかどうかですね、この辺をお聞かせを願いたいと思います。

それから次にですね、宮古島でサトウキビの糖蜜を使ってのエタノール生産が始まっておりますけれども、これの将来的な展望はどうなっているのか。聞くところによりますと、宮古島でできた糖蜜から全宮古島にいる車のガソリンとしてE3にした場合には約2倍程度のエタノールが生産できるということを知っておりますけれども、宮古島の2倍でも、これは全沖縄県にしても多分もう5%にも足りないような、5%、10%の量だと思っております。本当にこれが将来的に大きなプロジェクトとしてやっていけるかどうかというのは甚だ疑問に思っておりますけれども、その辺市長、宮古の将来の産業を考えた場合に本当にこれだけでいいのか、それとも別の方法があるのかどうなのかですね、この辺を検討してみた結果、例えば農林省とか、そういうところからの試算等がありましたらその辺も説明をしていただきたいと思えます。

3番目の園芸作物の振興についてでありますけれども、出荷用野菜とか、そういうものはもう年々、年々つくっておりますから、大体幾らぐらいの伸びがあるかというのはわかっていますので、これについてはある程度の数字だけを出していただければいいんですけども、今までつくっている作物以外にですね、これからこういう作物が生産地として有望じゃないかというような作物がありましたら、何か露地作物としてはニホンソバの話が出ておりましたけれども、これは園芸作物としてもいろいろあるんじゃないかと考えておりますので、その辺がありましたら、検討したことがありましたらその辺も聞かせていただきたいと思えます。

それともう一つ、施設の導入についてでありますけれども、ハウスは果樹とか、野菜とか、いろいろとあります。これの大体の今年度の導入予定をお聞かせを願いたいと思います。

それと、就農者がですね、何割ぐらいの方が新しくハウス導入に希望しているのか。これと新しい導入を希望している方々の年齢層といいますか、こういうものは調査したことがあるのかどうなのか。もしそれがありましたらその辺を聞かせていただきたいと思えます。

それと、今サトウキビでもそうでありますように認定農業者が国から非常に注目をされて、認定農業者になると単独で補助金の申請ができるというような制度等も今サトウキビでもなっております。この認定農業者を増やすためにどうすればいいかということは、もうこれはいろいろなやり方があるでしょうから、これについては当局に任せますけれども、こういう方策をとってでもこの認定農業者を増やすということは大事なことだと思っておりますが、そういう対策はどのようにとられているのかということをお聞きします。

次にですね、水産業の振興についてお聞きをします。今とる漁業からつくる漁業にということではいろんな魚にしても海藻類にしても自然採取から養殖へと移っておりますけれども、宮古でもモズク、それから海ぶどう等の養殖が盛んに行われております。これの大体生産量は幾らあるのか。これと将来の展望としてこの宮古島というのは産地としてどう位置づけられるのか。有望なのか、いろんな問題点があるのか。

もし問題点があるとしたら、どういうことが問題になるのか。

それから、海ぶどうの場合には非常に大きなハウス等の施設が必要だと思いますが、将来の施設の導入計画はあるのかどうなのかですね、聞かせていただきたいと思っております。

先日の新聞によりますと、宮古島の漁業生産量は最盛期のときの半分に減ったというふうにしてなっております。モズクは2億9,000万とかというような生産量があったと記憶しておりますが、しかしこれは年々増えたり減ったりを繰り返しております。この要因は何なのか。私は、1つの要因として製品までの加工が宮古でできればですね、これはもっともっと安定した生産に結びついていくんじゃないかと思っておりますけれども、こういうことは可能性としてないのか。これを何らかの形で補助事業の導入でも何でもして製品までの加工が宮古でできるような施設はできないのかどうなのかをお聞きをしたいと思っております。

次に、基盤整備事業と、それからかんがい排水事業についてお聞きをします。私は、宮古だけじゃなくて、農業の特に基本は畑の整備事業だろうと思っております。これに水が加わればもうある程度条件的には整っていくわけですから、これを早急にやっぱり整備をしていかなければいけないと思っております。ですから、この早急な計画を求めていつも基盤整備事業については質問をするんでありますが、今年度も補正予算で何億円という整備費が補正減になっております。このような状況で果たして早急な整備というのできるのかということ是非常に甚だ疑問に思っておりますので、どういう実情なのかですね、計画がどれぐらい毎年毎年行われていくのか、この辺を聞かせていただきたいと思っております。

それと、宮古全島がこういうちゃんとした基盤整備が終わるのは大体平成何年ごろ、あと何年後ぐらいになるのかということもあわせて聞かせていただければと思います。

それともう一つは、今国営の2期事業が始まるわけですが、この2期事業が終わるころには宮古の圃場整備事業もほとんど終わりに近づくような状況でやっていったほうが良いと思っておりますが、これについての当局の考え方はどうなっているのかをお聞かせ願いたいと思っております。

3番目の公園の管理についてお聞きをいたします。大嶽城址公園、これは上野の野原地区にあるんですが、ここには広場、野球場、それから遊歩道を備えた城址公園があります。しかし、もう足を踏み入れることもできないぐらい荒れ放題になっております。上野村時代には、ここはちゃんと管理をしておったはずなんですが、合併して2年しかなくなっていませんけれども、もうだれも入らないのか足を踏み入れることもできないぐらいの荒れ放題のところになっておりますが、これの管理はどうなっているのか。

それから、子供たちが遊べるような遊具等も全部備わっていたんですが、これもそのまま、もう使わなければ遊具等もみんな朽ち果てていくわけですが、こういうのはどういうふうな管理をしているのかですね。子供たちも昔は遊びに行っていたけれども、今の状況ではとてもとても子供たちが遊びに行けるような状況じゃないですので、その辺を聞かせていただきたいと。どういう管理をしているのか、計画はあるのかないのかお願いしたいと思っております。

次に、焼却炉の建設と撤去についてをお聞きします。今上野の新里には旧下地、上野、城辺の3町村でつくった焼却炉がありますが、これは今稼働しておりません。伊良部の焼却炉も今年度撤去してリサイクルセンターつくるということになっておりますけれども、これは1カ所だけをやるというわけにもいかないと思っております。この場合には長年稼働していたわけですから、有害物質が含まれている可能性もあるわ

けです。ですから、まず撤去するのが大前提だと思っておりますけれども、この撤去というのは予定はないのかですね。これは、早目に撤去してほしいと思っておりますけれども、この辺はどうなっているのか。

それから、有害物質があるのかないのかと、こういう調査というのはしたことがあるのかどうなのか、この辺もお聞きをしたいと思います。

それと、新しい焼却炉の建設についてはもう今の場所で作りたいということで市長は話を進めているようでありますけれども、いろんな面で反対等の意見もあります。これは、この住民を納得させるだけの情報公開をしてやっぱりいろんな話し合いもしていかなければいけないと思っておりますから、これはぜひやっていただきたい。

それから、伊良部で今リサイクルセンターをつくるんですけども、このリサイクルセンターをつくって本島で焼却炉に併設してつくると言っているリサイクルセンターとの兼ね合い、これは規模等に影響はないのかですね、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

それから、今から計画を立てていけば稼働するまであとどれぐらい、何年で計画をしているのか、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

答弁を聞いてから再質問を行いたいと思っております。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

上地博通議員の質問にお答えします。

野原学童線の物件補償の件ですけれども、判決をどう考えているかということでございますけれども、今回起きた道路拡張工事に伴う物件補償費の判決については司法の判断を厳粛に受けとめております。

また、単なる職務上のミスと考えているかというご質問ございましたけれども、文書の取り扱いについては正確、迅速に取り扱い、事務が適正に行われるよう処理しなければなりません。このような事務ミスが起こったことは非常に残念であります。単なる事務ミスだけかというご質問でありますけれども、職務の怠慢も大いにあると考えております。

#### ◎副市長（下地 学君）

保良の市有地売却について4点ほど質問がされているんですが、住民説明会、地域審議会とのかかわりについては午前中に下地明議員の質問に答弁いたしておりますので、3と4について伺いたいということでしたので、これでよろしいですかね。

（議員の声あり）

#### ◎副市長（下地 学君）

まず、売却した後に企業から開発等について説明があったかどうかという質問です。開発許可を得ている計画は、年月が経過していることから現状とそぐわない部分もあり、そのため新たな開発変更申請手続を行うためマスタープランの見直し作業を進めているとの連絡を受けております。その後は、住民との合意形成を図りながら基本設計、実施設計等々順次進めていくものだと考えております。

4つ目の地域住民と協定を交わしたのは今売却した企業ではないが、これは有効かというご質問ですが、午前中にもお答えいたしましたけど、当時高松開発と旧城辺町が開発協定書を取り交わしております。しかしながら、諸般の事情等によって高松開発はオーシャンリゾートにこれを引き継いでおります。今オーシャンリゾートは社名が変更して株式会社吉野といたしているんですが、市が売却したのはこの株式会社

吉野であります。このことは有効かどうかということなのですが、都市計画法に基づいてですね、その第64条、59条第4項、認可に基づく地位相続、その他一般承継に係る場合のほか、国土交通省令で定めることにより都道府県知事の継承を受けて継続することができるので、これ当然オーシャンリゾートがその継続手続をして開発を続けていると理解しております。そこで、この一般承継人とは相続人のほか、合併後存続する法人または合併により新たに設立された法人を指し、一般承継人は被承継人の有していた許可に基づく地位を当然引き継ぐ。3、許可に基づく地位とは許可を受けたことによって発生する権利義務のすべてをいうと、こういうふうにとらわれております。それで、市としては有効と判断し、吉野に売買をしたということになります。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、新里の焼却炉の取り扱いでありますけれども、撤去の予定はないかというご質問でございます。宮古島市のごみ処理につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴って高度な処理機械を導入するための費用負担の観点から現在の稼働しておりますクリーンセンター1カ所を整備したため、上野工場は平成14年に閉鎖をいたしました。まず、上野工場につきましては環境汚染防止の面からも解体撤去の必要性を認識しております。莫大な費用がかかると考えておりますが、そのために来年4月からのごみ有料化に伴う歳入の一部を撤去費用のための基金として積み立てていきたいというふうに考えております。同時にまた全国市長会等が廃棄物処理施設の解体工事についても国に対し財政措置を講ずるようただいま国会並びに関係省庁に要望しておりますので、国の状況の推移も注視してまいります。

なお、有害物質の飛散及び残留等の調査につきましては今年度中に実施をしていきたいというふうに考えております。現クリーンセンターの調査と並行いたしまして、専門家による調査依頼をいたしていきます。

#### ◎環境施設整備局長（平良光善君）

伊良部リサイクルセンターとの関係についてお答えします。

まず、計画の変更があるかというご質問ですけれども、伊良部リサイクルセンターはストックヤードと簡易な圧縮、こん包だけの施設であります。それで、現在市が計画をしている焼却炉の規模につきましては変更はございませんが、当然市のリサイクルセンター、これにつきましては伊良部のリサイクルセンターの規模等も考慮して今後立ち上げる委員会の中でその規模は検討されます。

それから、規模及び稼働するまでの年次計画はどうなっているかということですが、現在の計画は合併前の宮古清掃施設組合でつくった計画で1日の処理能力が68トンで計画をされております。ですが、その計画を立ててからも数年が経過しております。そして、そのごみの有料化の決定、あるいは生ごみのリサイクル化、上野の堆肥センターの設置等がありましたので、そのごみ処理計画、基本計画の見直しを行うとともに、規模の見直しについてもごみ処理施設検討委員会を立ち上げて、そこで再検討されます。

それから、年次計画でございますが、まず今年度環境影響調査の方法書の作成を行います。そして、次年度、20年から環境影響調査を行います。そして、土地計画の決定を行いまして、22年度から工事に着工して24年度から供用開始を予定しております。また、リサイクルプラザにつきましては24年度に現工場を解体をいたしまして、24年度から建設工事に着手し、26年度の供用開始を予定しております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

非常に質問が多岐にわたってございます。答弁漏れがございましたらご指摘もよろしくお願いをしたいというふうに思います。

まず最初に、畜産振興についてでございます。肉用牛の保留雌牛に奨励金を出すこととなったというが、その基準はということと、もう一つはその適用の時期と1頭当たりの額、そういう基準等でございます。まず、これまで増頭運動ということで一生懸命やってきたわけでありまして、確かに生産量は増えていますが、その牛のですね、いろんな形で品質がある面では落ちてきている、優良牛が島外に流出していると、そういうのが言われておりました。そういうことでやっぱりきちとした計画交配に基づいてですね、自家保留牛をつくっていくということで、親牛登録点がですね、80点以上というものを補助対象としてやってございます。計画交配以外の自家保留牛も対象ということにはしておりますけれども、それであってもやっぱり80点以下であればそれを対象としないということで、これについてはもう子牛として売っていただくというような対応にしたいというふうに思っております。補助額でございますけれども、これは幾つかありまして、一応1頭当たり15万円以下というふうにしてございます。これは、まだ奨励補助金というような制度をきちと整備中でありまして、その中でのあくまでも予定ということでお願いをしたいと思います。計画交配に基づいた自家生産された牛につきましては10万円以内、計画交配以外で自家生産された牛につきましては今年度で廃止をするという、これ3万円以内ですけども、今年度で廃止をしたいというふうに思っております。あとは宮古島市の畜産共進会において上位入賞した牛で、宮古地区の農業振興会主催の共進会に出品した牛で1位は15万円以内、2位は13万円以内、3位は10万円以内というようなこと等でですね、やはりその共進会できちとした優秀な牛につきましてはそれなりのものを対応していくというふうに決めてございます。

次に、日豪EPAの交渉の結果、宮古島市の畜産及びサトウキビの影響はどれぐらいかということでございますけれども、これはJAのほうではじいた数字でございますけれども、県内農業に及ぼす影響がですね、約780億円というふうと言われております。宮古においては、畜産で22億円、サトウキビで250億円、合計で272億円というふう試算されておまして、これはサトウキビ生産、直接的なものではなくて、関連する事業、こういうのを含めてですね、その程度の影響が出るであろうということでございます。

次に、畜産振興の中でのBSEの感染牛に伝染病が発生した場合どうするのか、その対応はということでございます。これまでBSE感染牛については大変な対応を迫られているというのが状況だろうと思っておりますけれども、宮古地区におきましてもですね、平成16年の3月に宮古地区家畜振興再侵入防止防疫対策マニュアルというのが作成されておまして、それに沿って速やかに対策を講じるというようなことでございます。万一発生した場合につきましては、県と市、それに畜産関係団体、畜産農家を含めた現地対策本部を立ち上げまして、この本部長につきましては宮古支庁長がということになってございますけれども、措置してその防疫対策を行うということでございます。宮古には小さいでありますけれども、BSE関係の焼却施設をですね、持っていますんで、そのほうで対応しながら速やかにその防疫対策を講じるということになろうかと思っております。

次に、サトウキビ振興についてでございます。これまでのサトウキビの振興につきましては、国の補助事業の中でずっとこれまでされておりました。そういうことで今回の事業につきましても新しい価格制度ができて、その中でサトウキビの振興を行っている、そういう状況だろうというふうに思っております。

います。そういう中で新価格制度につきましてはこれまでも十分に農家の皆様には説明をし、制度に加入するようにやってまいりました。ほぼ目的は達成されているというふうに思いますけども、今後じゃそのサトウキビの新制度の中でサトウキビ振興が図れるかという部分でございまして、この中で特に問題になるのはですね、2割の支払いの部分だというふうに思っております。そういうことでその部分をですね、JAさんのほうに立てかえてもらって、後で最終的に国から審議がおりたときに農協さんのほうで処理するというようなことにつきましてでもですね、これまでもいろんな形をお願いをしております。ですが、やはり金額が余りにも大き過ぎるというようなこと等もありまして、なかなかその辺がまだ進んでおりません。それにつきましては、今後ともそういう要望につきましてはやっていきたいというふうに思っております。

次に、エタノールの問題でございまして。宮古から出てくる廃糖蜜、これを全部使えば本当に宮古の全車の2倍ぐらいのものはできるということは確かに聞いてはございます。だからといってサトウキビそのものをですね、すべてエタノールに転換するのということではないというふうに聞いておまして、あくまでも廃糖蜜を使って、それをもってE3として今までのガソリンに転化していくと、そういう方針だというふうに聞いております。その場合におきましてもやはりなかなか生産コストを下げるというのは今の規模では難しいであろうということも聞いてはございます。そういうことで宮古におけるエタノールの転換というのはですね、あくまでも廃糖蜜を利用したそういうエタノールの生産だというふうに思っております。

次に、園芸振興についてでございます。生産量は幾らかということでございますけども、これは宮古地区の営農センターのほうの資料でございます。カボチャで260トン、ゴーヤで385トン、とうがんで982トン、インゲンで19トン、メロンで53トン、マンゴーで340トン、さといもで0.3トン、オクラで17トンで、タマネギで31トンでございます。その中でこれからの振興作物はということでございますけども、これからやっぱり振興していったいいのではないのかなというものに関しましては新しい形としましては葉草類、特に宮古でよく今まで生産されていましてウコン、そのものあたりも十分に対応できるのではないのかなというふうに思っております。現に狩俣地区におきましては何戸かの農家にですね、栽培委託をしているという状況まで来ておまして、今後の健康部分の中ではまだまだ生産量が伸びるのであるということも聞いてはおります。次に、ドラゴンフルーツでございまして。これにつきましては、非常に管理がしやすいという部分もございまして、年間に5回、あるいは電照すれば6回、7回とれるという作物でございます。ただ、この問題はですね、やっぱり熟度が非常にわかりにくいというのが今問題だろうというふうに思っておりますけども、作物的には十分振興していける作物ではないのかなというふうに考えてございます。

次に、園芸作物の振興の中で施設導入計画はどうなっているかということでございます。地区だけを述べさせていただきます。平成19年の導入計画でございます。平良狩俣地区、これは果樹温室です。平良狩俣地区が2地区ですね、これも2地区とも果樹温室です。それと、平良久松地区、これも果樹温室。平良久松地区、サトウキビの収穫機械でございます。城辺福嶺東地区、これも果樹でございます。城辺西城西地区、これも果樹温室でございます。次に、城辺西城西地区、果樹温室です。城辺西城西地区、野菜温室です。上野南部地区、果樹温室、上野南部地区、これも果樹温室でございます。ほかに単独事業としまし



て、パイプハウス等の補助につきまして3,600万円余の補助金を盛ってございます。現在申し込み件数が129件ございまして、補助率は30%を予定してございます。

次に、質問の内容が少し違いますけど、質問というか、園芸作物の振興の中で新規での就農希望者に対する対策はどうなっているかということでございます。新規就農者を対象としたものにつきましては、担い手の育成確保を目的とした補助事業、県農業生産経営対策事業、就農就業相談におきまして各栽培品目ごとにですね、生産部会への当事業の周知を図ってございます。さらに、新規就農者の支援確保につきましては担い手育成事業という中でですね、やってございます。そのほかにも今年から新規就農基礎講座というのを始めまして、その中で実際に優良農家の皆さんの体験を語っていただきましてですね、現在30名が受講してございます。

次に、水産業の振興でございます。生産量ということでございます。この事業を高野地区におきましては平成17年の9月から生産を始めてございまして、その17年度におきましては404キロという実績がございまして、平成18年度が12.8トン、平成19年度でございまして、1月からこれは8月まででございまして、13.4トンほど生産をしております。今後とも生産量は徐々に技術の向上とともに図られていくものだというふうに思っております。この中で問題点ということと産地としての可能性ということでございますけども、産地としての可能性はですね、十分にありというふうに私も思っています。たくさん漁港施設を持っております、その中で使用できる漁港用地がですね、ございますので、それを使えば大いに施設整備はできていくんだというふうに思っております。そして、もう一つ、確かに海ぶどう生産、伸びてはいるんでありますけども、これが日本全国にいてるというわけではありまして、沖縄県内での消費が約8割というふうに聞いております。ですから、本土にはまだ2割程度しか実際に製品として流れていないというのが現状だろうというふうに思っております。いろんな営業の仕掛け方、あるいはあそこで保存できる方法、そういうものがあればですね、十分に商品としてやっていけるんだというふうに思っております。

施設の導入につきましては、平成20年から24年までにですね、長期計画というのをつくってございまして、宮古の地区を3つに分けてございます。高野のあたりを中心とした北地区とか南地区、伊良部を中心とした地区とかですね、そういうのを3つの地区に分けて、その中で漁港も含めて陸上施設、そういうのも含めてですね、長期計画を今つくってございます。その中で整備を検討しているということでございます。

もう一つ、加工施設が少ないために生産量が落ち込んでいるのではないかとこの部分でございまして、モズクにつきましては加工施設もございまして、民間でも十分に確保して出されております。やっぱりモズクの場合につきましても経年変化が激しいと、天候に左右されやすいという部分がございます。そういうのもありますけども、あとは漁船漁業あたりがですね、やはり相当減っているというふうな部分もありますし、一時期南方に行っている関係上、その漁獲高が相当大きかった時期がございまして、そういうときとの比較でございまして、やはり半減しているというのはそういうこともあります。加工にしましてはですね、やはり大量にとれるカツオ、マグロ、このあたりの加工が中心になるかと思っておりますけども、そういう加工場が確かにないというのもございまして、これにつきましては今後の計画の課題だろうというふうに思っております。

次に、基盤整備事業とかん排事業の件でございます。今年度の整備計画は幾らかということでございますけれども、県営事業として圃場整備で63.6ヘクタール、かんがい排水事業で70.4ヘクタールでございます。圃場整備については、山地、吉野東、東福嶺、嶺原、マクソコ、七又、そして西東でございます。かんがい施設につきましては、山地、そして高野、高田、福北、荷川取、砂川でございます。あとは市の事業としまして、圃場整備事業36.4ヘクタールです。かんがい排水整備が16.7ヘクタール。圃場整備につきましては、カギモリ、カズラ嶺、仲子ク、ピサタ、嶺瀬原、下南、富竹、皆福、入江西、これにつきましては入江西につきましては新規の測量試験のみということでございます。畑地かんがいににつきましては、嶺瀬原、これも新規ですから、測量のみです。テマカ、あと大浦西、これも新規ですから、測量のみです。大嶺、長畑、野原、山中、仲子クの第2でございます、これも新規でございますから、測量が中心になります。

次に、21年から22年の新規事業はということでございます。県営圃場整備事業が4地区、県営畑かん事業が4地区、そして市営の圃場整備事業が3地区、市営の畑かん事業が5地区というふうになっておりますし、それ以外にですね、農地保全事業ということで勾配修正、こういうものが中心になりますけれども、比嘉地区、これはため池の整備です。内原第2地区、来間地区、新豊地区、西仲地区という事業が予定をされてございます。ほかに農道とか集落排水等の整備事業で、村づくり交付金事業で仲原地区を計画をしております。平成22年度の新規事業につきましては、地元の合意が早く図れるところ、これを中心にですね、きちっとやっていきたいというふうに思っております、今のところ予定をどこだというふうには決めておりません。地区で合意形成ができるところをですね、優先に採択していくということでございます。

次に、国営2期工事の概要とそこでの圃場整備、かんがい排水事業ということでございますけれども、国営2期事業につきましては518億円ということで今度の12月の国の予算化のですね、計上が予定をされているということをお願いをしております。受益面積は、宮古地区で7,900ヘクタール、伊良部地区で1,470ヘクタールです。19年度の事業費としては、国が1億1,000万円、市が350万円の調査費をいただいております。施設計画は、現在のところ地下ダム2カ所、用水路が56キロ、ファームポンドが2カ所、副貯水池が1カ所で、この1カ所につきましては現在の伊良部のため池をですね、改修するということになります。事業着工は21年でございます。その中で平成32年までの一応予定として、国営地からも動きますけれども、これにあわせて関連事業として圃場整備事業であるとか、かん排事業であるとか、そういうのが同時に動き出します。その年度内で事業が完了するかということでもありますけれども、現在宮古島市のですね、かんがい施設の普及分というのは54.8でございます、パーセント。そして、圃場整備がまだ40.7の整備率でございます。そういう意味からしますと、この21年から32年の国営事業の事業内ではですね、完成は見れないというふうに思っております、その後もきちとした形で圃場整備とかんがい事業というものをですね、計画をし、やっていく必要があるというふうに思っております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

大嶽城址公園の管理につきましては、トイレの清掃、ごみ拾い等は週に1回、草刈り作業等については年間に7から8回、都市計画課臨時職員で維持管理を行っております。また、公園の一部については地域の方々が積極的にボランティアで草刈り等の作業を行い、少年野球の練習やグラウンドゴルフ等で利用し

ております。都市計画が管理する23カ所の都市公園につきましては、年間通し作業計画を立てて維持管理に努めていますが、梅雨時期を含めて4月から8月ごろまでは雑草の成長が早く、十分な管理が行き届かないのが現状であります。今後も年間通した計画的な維持管理を行ってまいります、不十分な点については地域住民、それから市の職員、造園協会宮古支部等のご協力を得ながら都市公園の維持管理に努めてまいります。

#### ◎上地博通君

いろいろと答弁をいただきましたけれども、まず最初からですね、この保良の町有地に関しましては私が言っているのはすべてを協定書にしても結んであるのは結局は前の会社なんですよ。これは、結び直さなくていいのかと。20年前の協定書をそのまま持ってきて今適用しようとしているから無理があるんじゃないかというふうなことも考えられますので、これを新たにですね、今の現状に合わせた協議書につくりかえてでもこれを結び直す必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、これについてはどうなのか、これはもう一度見解をお伺いしたいと思います。

それから、市長は裁判の問題について職員の職務怠慢もあるというふうなことを答弁されておりますけれども、しかしこれはもう今まで合併して2年にもなろうとしているのにまだ直っていないという状況だと思います。すべてが職員が悪いんじゃないくて、いろんな要素が絡んでいたにしてもですね、もう少し職員の皆さんも気を引き締めて仕事をしていただければこういうことは防げたんじゃないかなと思っておりますから、もう一度気を引き締めて仕事には打ち込んでほしいと思っております。

農業に関しましては、もういろいろと詳しい説明がありましたから、これについてはまた何かの機会に譲るといたしまして、私はちょっと水産業の振興についてもう一度お聞きしたいと思います。今部長は、水産業の振興についてはいろいろと宮古は適しているから進めていきたいというふうな話もされております。しかし、私が聞いたらですね、宮古島において基地周辺整備資金を使って海ぶどうの養殖施設をつくりたいという話を持っていったら部長はこれはちょっと自分の主義主張と合わないからこういうのは嫌だということを行ったというふうにかかされております。これ本当なのかどうなのか。私はですね、職務上で自分の主義主張を言うというのはこれちょっとおかしいんじゃないかなと考えております。ですから、もしそうでないんならですね、そうでないと。どういう事業であれ住民の福祉に役立つならばこれはやりたいというふうなことをここではっきりと明言をしていただきたい。これは、市長もですね、今まで基地周辺整備資金で第2球場をつくってほしいというふうなオリックス協力会からの要請があったときにこれはちょっと自分の主義主張と合わないということでどうも難色を示されているというふうにして聞かされておりますけれども、こんなことがないのかどうなのかですね。これは、はっきりとしてどういうことであれ市民の要するに利益になることならば思想、信条は問わないというふうなことをここではっきり明言していただければですね、これはいいと思っておりますから、この辺の主張も含めてですね、この辺をはっきりとさせていただきたいと思っております。

それから、公園の管理についてでありますけれども、これは多分部長も行ってみられたことだと思いますが、もうそんな1年に五、六回も掃除をされているような状況じゃないですよ、あれは。通路がどこかわからないような状況になっております。ほとんどこれ管理されていないんじゃないかというのが私の見た感じでありますけれども、これについてですね、本当にどういうふうにして管理をされているのか。

今後じゃどうすべきなのか。これは、大嶽城址公園だけじゃないと思うんですよ。宮古島の公園、要するにすべての公園が今のような状況であればですね、この公園が本当に市民の憩いの場としての意味を持たないし、こういうことがあってはいけないと思っておりますから、もう一度再確認をしてですね、どういふことをやっていけばいいのかということをやっと対応していただきたいと思えます。

それと、整備事業について私が申しているのは今財政が厳しいということでいろんな面で予算を削ったりしておりますけれども、しかし農業に関するそういう国からの予算というのはまだ圃場整備、それからかん排事業については非常に高率の補助でありますから、これは非常に導入のしやすい事業だと思っております。財政が厳しくても応分といいますか、少しの持ち出しでこれが十分に整備が可能になるわけですから、これをもっともっと進めていってほしいということでこういう質問を出しておりますので、これに対するですね、決意のほどをもう一度お伺いして、また答弁を聞いて再質問したいと思えます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

すべての事業は、市民の利益を最優先に考えて取り組んでまいります。

◎副市長（下地 学君）

時間が大分経過して20年も前のことだから協定のやり直しをする必要があるんじゃないかという質問ですが、これは根拠法令に基づいて諸手続をなし、承継されていると理解しておりますので、その必要はないと考えております。

◎建設部長（平良富男君）

大嶽城址公園の管理についてですけど、大嶽公園だけじゃなくてですね、各公園いろいろな市民からの苦情があります。現在都市計画が管理している臨時職員は5名から6名でですね、随時やっていますけど、特に今の時期というか、梅雨時期にはもう雨が降ったらすぐ伸びるといふ状況であります。解決方法としては、やはり臨時職員を増やしていくかといふふうな方法があると思えますので、それと今下地庁舎内ではですね、月に1回市の職員で雑草等を取っているんですよ、各課割り当てて。そういう形でいろいろ職員も頑張っていますので、公園の管理についても市の職員で対応したり、それから作業員が増やせないかどうか、これからも要求していきたいと思えます。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、基盤整備事業について決意のほどということでございますので、お答えをいたします。

まず、土地改良事業、非常に高率補助で今動いてございます。さらには、国営土地改良事業がですね、21年度から動く予定をしております。そういうことに関連しましてですね、21年から20年間の財政計画というものにつきまして我々の持っている事業をですね、年度別に上げてまして、その中で財政課と協議をしております、今のいろんな事業の抑制の中でも別枠として扱ってございます。

次に、海ぶどうの振興の中で基地周辺整備事業で主義主張が違うから通らないんじゃないかということをやったというようなことが言われておりますけれども、それにつきましては全く違います。来られたときにですね、私が言ったのはその前にやることがあるんだらうということを申しました。それは、生産するということも当然大事でありますけれども、その製品をですね、きちっと本土に向けてどう出せるかという製品管理の部分、これを皆さんまずやるべきですよということも申しました。そして、もう一つにはいかにもですね、今にでもできそうなことを彼らが言っておりました。それは、ある知人がいるからというこ

とでございましたんで、そういう補助事業というのはきっちりした資料づくりの中から生まれていくもんであって、そう簡単には取れるものじゃないんですよということを言いました。そういうことでございまして、何ら主義主張でもってこういうものをやるということは絶対にありません。

◎上地博通君

私もちょっと耳足らずといいますか、いうことが少し違ってかもしれませんが、しかし市民にです、ね、誤解を与えるようなやっぱりことは言っちゃいけないと思いますし、それはあってはいけないことだと思っております。

それから、今部長の話によりますと計画さえきちっとしていればこれはどういう事業名にはこだわらないということでありまして、市長も市民の福祉のためであればやるということのようでありまして、ぜひそのようにしていただきたいと思っております。

それから、最後に副市長にもう一度お聞きしますけども、これは協定書、開発協定書というのは、これは一企業と、前の企業とされているわけですけども、これはもうやる必要はないと、新たな企業とはこういうことをやる必要はないというふうに考えているのか。もしそれであるならば、それは先程の副市長が言っているような根拠だけでいいのかどうかですね、もう一度確認をしたいと思います。

最後になりましたけれども、合併してはや2年になろうとしております。私どもは、苦しくてもきっと合併してよかったと言える日が来ると信じております。今は合併して間もないから多少の問題が起きててもやむを得ないという人もおります。しかし、行政は継続でありますから、そして総合サービス業だと私は思っております。安全で安心して生活ができてですね、弱者にも優しいみんなが住みたがるようなまち、ここに住んで、宮古に住んでよかったと言えるようなまちをつくることこそが市民の求めている宮古島の行政のあり方じゃないかと思っております。先程私はちょっと強いことを言いましたけれども、その思想、信条は違って市長及び職員、そして我々議員も含めてですね、行政運営にかかわっているような人はすべてが目指す最終目標というものは市民の幸福であります。特に職員の方々は市民と直接接しているわけですから、その言動は日々市民が見ているわけでありまして。それは、非常に責任も重大であると思っております。そのためにはイデオロギーは関係ありません。あくまでも主役は住民だということを忘れずにですね、住民のためになる政治、行政こそが基本だということを忘れてはならないと思っております。そのことを肝に銘じて市長初め職員の皆さんは宮古島市のさらなる発展のために頑張ってくださいますよう要望いたします。もちろん私ども議員も一生懸命頑張ります。

これで私の質問を終わります。

◎副市長（下地 学君）

高松開発と旧城辺町と協定をし、さらにその協定書についてはオーシャンリゾートに承継されており、そして現在の吉野に承継されて現在も事業を推進し、展開しているので、これは有効であると認めております。

◎議長（友利恵一君）

これで上地博通君の……

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 2 時42分)

再開いたします。

(再開＝午後 2 時43分)

◎副市長（下地 学君）

最初に答弁したとおり一般継承人とは相続人のほか、合併後存続する法人または新たに設立された法人と、こういうふうに明記されております。そういう視点に立ってですね、質問にも企業等に対して売却後説明あったかどうかという質問に対しても長い時間が経過しているので、やはりマスタープランの見直し等行う申請しているという、いわゆる開発内容については見直しをしようとしているということなんですよ、その時点ですね、やはり地域住民の意見を反映し、そしてこの協定書の中にどのように開発をしていくかということは具体的に打ち出していくと思いますので、協定そのものは新たに吉野と宮古島市が結ぶ必要はないと、こういう判断をしております。

◎議長（友利恵一君）

これで上地博通君の質問は終了いたしました。

◎嘉手納 学君

一般通告書に従い、私からも何点か質問していきたいと思いますので、市長初め答弁者の皆さんはですね、誠意のあるご答弁をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

まず、第1点目に水産振興についてであります。製氷施設の予算計上の予定、実施設計を含め市の計画はどうなっているかということで、水産振興については国や県との協力がなければ今後成り立っていかないというふうに思っていますが、県や国との協議はなされているのかと。もし協議がなされていたらどの程度で何回ぐらい話し合いがされたのか聞かせてくださいということでもあります。午前中、佐久本洋介議員の質疑にもありましたので、協議が大体何回ぐらいされているのかお願いします。

2点目にですね、教育行政について質問したいと思います。今現在宮古島市において2学期制導入しているのは伊良部小学校、伊良部中学校、佐良浜小中の4校だというふうに思いますが、伊良部地域に2学期制を導入したときは宮古全体、沖縄の学校ほとんどが2学期制に移行していくものだと認識していたのですが、現在の状況をどう分析しているのか。そして、また2学期制のメリットは、行政としてですね。どのようなメリット、デメリットが考えられるのかですね、この辺もお願いします。

3点目に、管理公社についてであります。伊良部管理公社は合併協定書において14番目の項目で、公共的団体の取り扱いの項目で伊良部管理公社施設については新市に引き継ぐとうたわれております。そして、その中で管理公社の解散の問題が今現在取りざたされていますが、現在の状況はどの程度話し合いが進んでいるのか。管理公社の解散と、そこには職員もいます。職員は、今そういう中で今度はゴルフ場の売買問題が持ち上げられ、そしてこれは予算計上もされている中でほぼされているわけですから、そういう中で職員の皆さんは一日でも早い自分たちの処遇というんですか、その対応、職員の今後どのような場所で働けるのかですね、その措置を明確にしてほしいという思いがあります。佐久本議員も似たような質問ありましたが、私はですね、前にも述べたことあるんですが、このパブリックゴルフ場はこのゴルフ場の建設に至るまでの歴史的な背景を知る必要があると私は以前も述べたことがあります。なぜならばこのゴ

ゴルフ場の建設においては下地島空港建設時に下地島に住んでいた人々は伊良部島への移住をさせられ、その当時農業でしか生活ができない南区の人たちは畑を県に買い上げられ、賛否両論の中で島を二分し、激しい賛成、反対の中での戦いがあったことを私自身子供ながら覚えております。その当時伊良部村、沖縄県、国は島の人々に畑を買い上げるかわりに要するに生活の糧を失うことがないように航空大学や総合病院、リゾート計画等を示し、島の人々の今後の雇用、子孫のための雇用をしっかりとやっていくというふうな説明をし、そして島の人たちはやむなく賛成派に従ったのが事実であります。パイロット訓練飛行場が完成後、それ以外のことは何もなされていなく、現在まで来ています。そこに生活の糧を求めて逆に生活の糧をとられた島の人々は島外に移り住んでいく人々がそのときにいたことは事実であります。そして、そのことを忘れては私はならないというふうに思っております。また、このゴルフ場の建設時にも伊良部町はゴルフ場の建設予定の畑の34名の耕作者に対して畑をとってゴルフ場を建設するかわりにですね、子や孫の雇用を約束すると。そして、公務員的な形で採用し、生活を守ってあげるということを約束した上で何回も耕作者の皆さんと話し合いをして当時の耕作者の皆さんの納得を得たわけであります。この経緯があり、宮古島市の合併協定書にもうたわれているという新市に引き継ぐということがあります。パブリックゴルフ場の売却と職員の身分の保障は別だというふうに私は認識をしているわけでありまして。私を含め島の人々は当時のことも、そしてこのゴルフ場ができてきた背景も知っているわけで、理解しているつもりで、また万が一にも職員の身分が、約束したことが守れなければ畑を何回もとられてきた人々や耕作者の皆さんは怒りを持ち上げるのは当たり前で、伊良部地域でこの歴史的背景を見てきた一人としてそれなりの覚悟で行政にやっぱり要望はしていくつもりであります。そこで、改めてお聞きしますが、合併協定書の内容も含めてこの理事長もしくは理事長である副市長はもちろんですが、市長の見解をお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

4点目に、観光産業について質問させていただきます。宮古島市は、今観光業界が伸びる要素がそろいつつあるというふうに言われています。中でもトゥリパー地区の売買は宮古の観光業に大きな拍車をかけてくれるものだと思いますが、そういう中では行政は今後の宮古島市の将来の形成においても今しっかりとしたビジョンを作成していかなければならないというふうに思います。宮古島市に移住してくる若者は、または老後を南の島でゆったりとした環境の中で過ごしたいという人が増えています。隣の石垣では未登録人口が問題になりつつあると聞いておりますが、宮古島市の状況はどうか、または今後の対応策として検討されているのか聞かせてほしいと思います。

5点目にですね、農業振興についてであります。苗圃の割り当て面積が減らされるというふうに聞いておりますが、伊良部地域だけなのか、そして宮古全体なのか。宮古全体で、もしくは各地域での現在の苗圃面積はどのような状況で、もし減らされるとするならば各地域でどのぐらいの面積が減らされるのでしょうか。

以上、答弁をお聞きして再度質問したいと思います。よろしく申し上げます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

観光産業についてのご質問にお答えします。

宮古島市もこれまでの周遊型の観光から脱却を図り、観光客のニーズに合った体験滞在型観光を目指しております。具体的な例としましては、体験型に関しましては体験メニューのパンフレット、これ英語版

もそうなんですけども、またDVDを作成してまた関係機関を通じて各エージェントに配布を行っております。滞在型に関しましては、平成19年度において国土交通省、厚生労働省の委託を受け健康長寿社会の実現に向けた地域滞在型観光等の推進方策に関する調査委託業務を実施しまして、調査の結果を踏まえて団塊世代を対象としたメニューづくりを検討していきます。誘致活動につきましては、修学旅行を重点的に体験メニューのパンフレット、DVDを活用しながら観光協会と連携をとりながら説明会等に参加をいただいで誘致を行ってまいります。

#### ◎副市長（下地 学君）

午前中の佐久本洋介議員の質問にもお答えいたしましたけど、質問の要旨がですね、管理公社の解散と職員の取り扱いについて話し合いが行われていると聞いているが、どうかということなんですけど、これは行財政改革市民委員会から管理公社は将来解散の方向に持っていったほうが望ましいというふうな意見が付されてですね、行革本部には提案されております。そういう意見等ですね、踏まえてこれは管理公社の内部、いわゆる理事会等で話し合っているということで市当局との協議はなされておられません。ですから、午前中に答弁したとおりですね、現在県内の他の自治体もですね、幾つかの自治体がもう解散しております。そして、職員の身分処遇についてもですね、そういう事例等がありますので、そういうのも踏まえて、そして市の新市計画等の中における定数管理等についてもですね、整合性を持たせながら今年度中にその具体的な方針を打ち出していきたいという考えを持っております。

#### ◎教育長（久貝勝盛君）

質問の中身が2学期制の広がりや宮古島市全体が2学期制へ移行するものだと認識していたが、取り入れられない理由と2学期制の持つメリット、デメリットについてということでした。

まず、2学期のメリット、デメリットについてお答えします。これまで平成18年9月と平成19年3月の2度にわたる市議会での2学期制の答弁の中で儀式等の行事が減少したことによる授業時数の増加、子供たちと向き合う時間の確保、きめ細かな指導への対応など期待できるメリットと学期途中で休みがあり、締めきりがいい、対外行事と学校行事の調整が難しい、評価の回数が減り、学習意欲の面で課題が見られる等のデメリットについて答弁をしてきました。

次に、宮古島市全体として2学期制に移行しないのはなぜかというその理由ですけども、現在県内で2学期制を導入している小中学校は約35%です。しかし、まだ2学期制の成果が目に見える形であらわれてきておりません。宮古島市教育委員会としては、2学期制導入の先進地域の動向を把握し、移行については慎重を期したほうがよいと判断しているからです。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

農業振興の中でサトウキビの苗圃の割り当てが減っているのではないのかということでございます。まず、今回約ですね、30%ほど減ってございます。その原因はですね、7月の12日、13日に来ました台風、これは沖縄本島を直撃しました台風でございますけども、その部分にですね、夏場に配布予定の原原種、これが相当被害に遭ったということでございます。そういうことで各市町村にですね、沖縄本島も含めて、配布する種苗が少なくなったということが原因でございます。まず、宮古本島内におきまして夏植えをですね、約63%ですね、程度の配布しかできておりません。これは、平成18年度比として63%の配布でございます。571ha。伊良部島のほうが72%ほどの配布で361ha。そして、春植え用として宮古本島の部分が約



85%の295ha、春植えにつきましては前年も今年もですね、伊良部地区については配布がないという、そういう状況でございます。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

伊良部漁協製氷施設の整備について国や県との連携はとれているのか、協議回数はということであります。平成18年度における製氷施設整備に関する取り組みは、総務省の合併特例債の趣旨に適用した場合には交付税算入率として70%が国からの適用になることから市は合併特例債を活用した整備計画を立てておりましたが、趣旨に適用しないとのことでありました。また、構造改善特別対策事業に当てはめる可能性を協議してまいりましたが、本施設は昭和55年度に沖縄県水産業構造改善特別対策事業で整備されており、老朽化を理由に再整備は困難とのことであります。次に、宮古島市単独事業では財政が逼迫している現状での予算獲得は困難とのことから事業実施が見送られてきております。平成19年度における関係機関との連携、折衝であります。老朽化した製氷施設の整備を早期に目指していくためにも水産庁の補助事業メニューを初め各省庁の補助メニューを精査して当てはまる事業の可能性と方向性を絞ってまいります。折衝の回数であります。19年度の6月と8月に県と調整をしております。

◎市民生活課長（村吉順栄君）

嘉手納学議員の未登録人口に関するご質問にお答えいたします。

住民基本台帳法第22条第1項により、転入者は転入の日から14日以内に氏名、住所、転入年月日、従前の住所、世帯主及び続き柄を市町村長に届け出ることになっております。宮古島市としては、現在島外から転入して住民届け出をしていない人員については把握しておりませんが、市の広報紙等により転入者は転入を行うようお知らせを行っているところであります。今後の対応については、関係各課と調整してまいりたいと思っております。なお、石垣市では区長及び広報紙等で未届け者がいる場合は住民届を促すようにしているということでもあります。

◎嘉手納 学君

水産振興については、先程支所長が言った、答弁されたことはもちろん漁師を初めですね、行政の皆さんもご存じで、伊良部架橋の当時ですね、合併前に伊良部架橋の合意事項として約5,000万ちょっとのお金では少ないということで、そのときに製氷施設の要望もしてきたわけでありまして。強い要望があるのは、やはり今現状として一番高い氷を買って、例えば製氷機の施設そのもの自体が悪くてですね、去年も約600万ぐらいの修理費用が生じているわけです。そういう中で今現在も氷の質も悪い、値段は高い、燃油の高騰もある中で今通常の氷であれば半分で済むだろうというふうに言われています。それは、構造改善事業ももちろん一たん沖縄県からやったこともその上をすべて把握してどうにかしてくれということで、本来積立金でやるべきですけど、それも赤字経営の中でどうするかということでその当時じゃ市や県に救ってくれという要請をしたわけでありまして、しっかりとした対応ですね、やはり私が言ったように国や県とタイアップして、連絡を密にしてですね、一日でも早くメニューをお互い一緒になって探していきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願います。

2点目のですね、教育行政についてですが、このメリット、教育長、デメリットをこれはですね、一応アンケートをもとにですね、4校のいくとですね、メリットが大体、いろいろありますけど、13点ばかりあるんですね。デメリットが23点ばかりあるんですね。細かい内容は読むと時間がかかりますので、父

兄の皆さんもあわせてですね、伊良部地区4校の保護者、関係者等対象に2006年2月実施のアンケートがありますけど、やっぱり市内の他校と同じくしたほうが良いと、統一したほうが良いということでもあります。現時点では同一の学校制に統一するほうが良いということでも言われております。ただ、やはりですね、宮古島市が例えばいついつまでに2学期制を宮古全体がやりますよというのであれば、それは今のままで何とか頑張ってもらおうという可能性もあるわけですけど、変な話、今教育長がおっしゃられたようにですね、デメリットもあるわけですよ。そこにやはり伊良部の4校だけそのままにしているのかなという、例えばちらっと聞いた話によりますと、選手権大会とかですね、そういうときにもですね、片一方は休み、片一方は学校ということで支障を来しているということもお聞きしているんですよ。だから、というのは逆に言えば伊良部の4校だけ正式に出れない可能性がある、そういうふうな形もあるわけですから、やっぱり一日でも早いんですね、対応策をとって2学期制、3学期制どちらかにするのか統一すべきという見解を持っておりますので、ぜひですね、そこら辺の見解をもう一度お願いしたいというふうに思っております。

副市長、管理公社について公益法人制度改革というのがあって、公益法人制度改革の概要について現行の公益法人は法律の施行日、平成16年6月2日から2年6カ月を超えない範囲で政令で定める日、法律の施行日、平成20年12月1日から5年間の移行期間内、平成25年11月30日に公益法人、公益財団法人への移行の認定申請または一般社団法人への移行の認可申請をする必要があるというふうに一応ありますよね。これを見ると、その中でもし仮に今の伊良部管理公社そのものを残すというのはこの要件を見るとなかなか難しいですね、宮古島市において。だから、これはいずれにしても解散せざるを得ないんじゃないかなと私はこの要件を見てですね、思っておりますが、本当にですね、この設立、そしてこの管理公社設立、この公益法人制度を見ていくと解散しなければならない、そのように私は思っております。その中で本来ならば、私の正直な話、職員の皆さんの要望を聞いて地域の声を聞いていくと、この身分をですね、新市が本当にしっかり引き継いでくれるのか、もうそれだけで夜も眠れないということも言っております。だから、もちろん人員の枠があったとしてもですね、その範囲内で、というのは市長が、副市長も私の以前の答弁に対して21年までにという話なんですけど、彼らは逆に今のうちにもう、私もそうなんですけど、早目にやっておかないと21年に間に合わないんじゃないかなという心配をされているわけでもありますので、私が先に述べたように、やっぱりそこにはその地域のどのような形でこういうような背景も大事じゃないかなと思っております。それでですね、合併協議会においてですね、当時の総務課長、部長、そして企画室長あたりの勘違いにおいてですね、この職員の皆さんは新市が引き継ぐということは新市に移籍できるという認識を持っているというふうに私はお聞きしております。だからこそこの合併協定書にちゃんと書き入れたんだというふうな話もお聞きしております。であるならばそのようにしてもらいたいということでもありますので、ぜひこれは私はですね、なぜ市長にも見解を求めるといって、政治判断もこれは大きな1つじゃないかなというふうにまた思っておりますし、やはりそこにはこの合併協議会で話し合うということが協定書にうたわれていますから、実際うたわれているわけですよ。だから、そこら辺もですね、含めて市長にも一言答弁してもらいたいなというふうに思っております。

観光産業においてはですね、未登録人口が隣の石垣市で問題があるということでもあります。平成5年時点で約4万5,000だった石垣市に06年の1年間に住民票を登録移動した人が3,400人以上に上ったという

ふうとうたわわれています。住民票を移さないで島に住むいわゆる幽霊人口と呼ばれる人は1万人ほど滞在していると見られるというふうなインターネットに載っているわけでありまして。そこでですね、本当にその1万人も幽霊人口、要するに未登録人口がいるというふうになれば大変なことになるんじゃないかなというふうには私思っております。今確かに本土からの移住してくる皆さん、そして若い皆さんが結構います。これ島の活性化のためには非常にいいことじゃないかなと思っておりますけど、やはりそこには我々としてはできれば住民登録していただいてですね、またこれからの島への貢献もいろいろしてもらいたいなというふうな思いもあるわけです。そこにまたそれは先程市長がおっしゃる体験型もこれは非常に大事な観光要素のビジョンの一つであるというふうに思っておりますが、また体験なのか、定住なのか、いわゆるそこら辺も見きわめる必要があるんじゃないだろうかなというふうに思っておりますので、これは私たち議員もまた同じようにですね、勉強していかなきゃいけない部分も多々あると思っておりますが、この未登録人口の今後のですね、対応については一緒に何らかの形で勉強していかなきゃいけないなと思っております。

経済部長、この苗圃の面積が減るということは台風の影響とあるんですけど、大体1反であれば1町歩、1町歩であれば10町歩の種苗が得られるというふうには私はお聞きしているんですが、今エタノール問題も取り上げながらサトウキビの増産というふうに言われますけど、新しい制度もですね、増産じゃなくて減産だと言われて農家から非常に多い批判を受けている我々でありますけど、そういう中でやっぱり行政がしっかりした取り組みをやってくれという要望が多い中でですね、またこの苗圃、要するに種苗を植えるべき面積が減るということ自体がですね、どうにも納得いかない。やっぱりそのかわりですね、苗でも対応できないものなのか。そして、これは台風の被害ということでもありますので、次年度だけ減るのかですね、その後はもとに戻ってちゃんとされるのかどうかですね、そこら辺も含めて再度答弁をお聞きして再質問したいんで、よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ご答弁いたします。

管理公社の職員等についてはですね、管理公社の理事会の意見を今年中にまとめて、そしてその上で検討していきたいと、そのように思っております。

◎教育長（久貝勝盛君）

今後の宮古島の学期制については、特に伊良部地区4小中学校のこれまでの4年間の成果や課題を把握し、県内の他市町村の動向も踏まえ平成20年度には学校や児童生徒、保護者、地域住民、さらには関係機関との検討、協議を重ね、学期制の統一に向けた取り組みを強化して平成21年度からは統一をした学期制への移行を検討していきたいと考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

今回の苗圃の減少はですね、台風による減少でありますから、次年度以降につきましてはやはり18年度並みですね、苗を確保していきたいというふうに思っております。ただ、この苗につきましてはですね、沖縄県のほうで、北部のほうでやっておりますけども、原原種ということで非常にきちっとした管理された苗から優良種苗を入れて、それを宮古地区において増やしていくというような、どっちかといえば苗の更新でありますから、これそのものが1年だけですね、減ったからといって宮古の中で種苗が、苗圃が、苗が足りないということではありまして、各個人個人が持っている苗圃の中からですね、夏植えあるい

は春植えを確保しているということでございます。そういうことで今後ともですね、優良種苗の導入についてはきちっとやっていきたいというふうに思います。

◎議長（友利恵一君）

漁協の製氷については要望でしたですね。

答弁終わりました。

◎嘉手納 学君

教育長、ぜひですね、本当に21年めどですけど、できれば1年も早いほうがいいわけでありますので、まとめ次第早目にまた答申していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

経済部長、おっしゃるとおりですね、足りないわけじゃなくて、やっぱり1つの品種を同じ畑で大体5年ぐらいすると余りよくない結果が出ているというふうにお聞きしているところあるんですよ。そのために品種を変えてよりよいサトウキビの増産に努めていくということでありますので、そこには、もちろんすべてでありますけど、農家にとってはやはり苗圃、種苗というのは品種、そしてそこにまたキビの増産にかかわっていく問題でありますので、ぜひまた今後の対応をしっかりとお願いしたいなというふうに思っております。

市長、その行革審議会、そして理事会において答弁しっかりした審議をされてこれから取り組んでいきたいというふうなことであります。もちろんその審議会の皆さんの意向は強いものが私はあると思っておりますし、それなりの話し合いをされていくことだと。大事なことでありますし、それは行革審議会も含めてですね、しっかりと対応しなくてはいけない、そのように思っております。ただ、私が言っているのはこの合併協定書の中でですね、当時の平良市、城辺町、伊良部町、上野村、下地町含めて総意のもとでこれつくっているんですよ。この14項目めにちゃんとうたわれているんですよ。新市に引き継ぐというふうになっております。それをもし仮にもですね、新市に引き継がないと、職員も引き継がないというふうになると私はこの協定書の意味は何なのかなと。だったら役所もくそもあったもんじゃないかないうふうに私は思っておるんですよ。だから、新市に引き継ぐということはちゃんとすんなり引き継いでほしいというふうな思いをしております。そこには、本当に何回も言うようですけど、当時は本当に二分してそこに住んでいる人たちは島を離れざるを得なくなって島外に出たり、そして変な話ですが、かまやくわを持ちながらけんかをしてですね、畑をとられる、やっぱりその当時は自分の生活をとられるわけですから、自分の生活を守るためには皆さんそのとき必死だったんですよ。当時馬車に乗ってね、けんかをして逃げて回ったり、追っかけられたり、そういう中で警察が入ったり、機動隊が出たりですね、そういう中で下地島空港というのは賛否両論のもとでつくったわけですよ。そのときに本当に観光ゾーンから総合病院、当時は滑走路も2つつくる予定でしたよ。そういう総合病院もバラ色の夢を島の人たちに見せてですね、パイロット養成訓練所ができて、後にはそういうのは正直言って一つもできなくてですね、終わってしまっているわけですよ。そういう中で黙認耕作地という形で今畑をやっているような方々にもですね、何とかという形で、もちろんいつでもどきなさいと言われるようなこともありますけど、そういう中でまた必死にですね、食いぶちがないということで自分たちでもうネムノキが生え、モクマオが生え、畑をまた耕してですね、何とか生活を守ろうとしている中でまたそこもどきなさいというふうに言われてですね、や

って、その当時も正直言って朝早くから僕の家にはですね、なぜまたゴルフ場なのということで朝の5時、6時からたたき起こされていろいろ苦情も言われました。ゴルフ場つくる前は、僕は議員じゃなかったんですけど、やっぱり決定した中で議員になる以上は対応しなきゃいかんということで皆さんに一生懸命お願いして、その当時伊良部町ですね、公務員的な立場で採用してあげると、そのかわり30名の耕作者の皆さんよろしく願いますということでやって、島の経済的なことから宮古島市でゴルフ場をした場合には約1億のお金が宮古島市に落ちると。それよりは少々の赤字だっても伊良部町の自分の島にお金を落とそうということで始まりながら、その中にまた犠牲になったのは農家の皆さんだったんですよ。その農家の皆さんの子供たちがじゃということで、正直言って、その管理公社全体じゃないんですが、ゴルフ場で今働いているその人たちというのは都会から呼ばれて戻ってきて、そういうことならば戻ってきて働いている人も実際3名いるんですよ。だから、そういう中で来て今身分が急にどうのこうのと言われても困るということをお私は思っております。だから、合併協定書の中でうたわれているとおりしっかりと皆さんのですね、対応をとってもらえるようによろしくお願い申し上げて私の一般質問を終わりたいと思いますので、理事長、一言お願いします。

◎副市長（下地 学君）

年度中に理事会の方針等踏まえて市当局と協議して具体的な方針を打ち出し、それに沿って対応してまいりますと考えています。

（「議長、休憩しよう」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

これで嘉手納学君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

（「休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたしますか。

（「はい」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

それじゃ、暫時休憩しまして、50分ごろからやりましょうか。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

40分が多いようですので、休憩して40分に再開いたします。

（休憩＝午後3時26分）

再開いたします。

（再開＝午後3時40分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎池間雅昭君

9月定例会の一般質問に当たり、所見を交えながら質問をいたしますので、市長の明確なご答弁をお願いいたします。

まず、トゥリバー地区の売却についてでありますけれども、当然市長は関係法令あるいは契約書の内容についてきちっと遵守をしてこの契約がスムーズにいわゆる事業計画の完済まで、終結までいくように決意をしなければならないことだというふうに思っておりますけれども、市長、いかがでしょうか。当然これらの効果をですね、期待するに当たりましては、これまで契約相手企業とのもろもろの交渉経過等含めて市長がしっかりと認識をした上で行動していかなければならないと、こういうふうに感じているわけでございます。

そこで、お伺いをするんですけれども、まず今回の契約相手方でありますSCG15特定目的会社、これは特定目的会社というふうになっております。この特定目的会社とはどういった会社なのか、いわゆる設立要件あるいは解散条件等ですね、きちっと説明をいただきたいというふうに思っております。

次に、このSCG15特定目的会社との交渉経過と仮契約に至った理由についてもご説明を賜りたい。

さらに、仮契約から移転登記に至るまでの手順の説明を市民にわかりやすくご説明を願います。

次に、トゥリバー売却による財政効果、もろもろの財政指数があるわけでありますけれども、それらを用いて市民にわかりやすくご説明をお願いいたします。

次に、市長は万が一この契約がおかしくなった場合、いわゆる最大限の責任を負うとおっしゃっております。私はですね、政治家が最大限の責任を負うということはいわゆる出処進退をかけているというふうに理解をしているんですけれども、市長、いかがでしょうか、ご答弁を賜りたいというふうに思っております。

次に、6月定例会で我々議会に一般売買契約のためのいわゆる成功報酬としてですね、4,000万円提案いたしまして、議決をされました。今回のこの契約に当たりましてこの4,000万円の成功報酬はどうなるのか、これもご説明を賜りたいというふうに思っております。

第2点目に、ごみ処理施設と葬斎場建設についてであります。まず最初に、ごみ処理施設についてでありますけれども、まず市民の合意形成と事業の展開との法的関係の提示を求めたいというふうに思っております。いわゆるこういった事業については、周辺住民、周辺市民の合意形成、同意というものは非常に大事かと思えます。

ところで、いわゆる検討委員会のほうでは添道自治会と14項目の要望内容をですね、要望されていると聞いております。

そこで、お伺いするんですけれども、その添道自治会からの14項目の要望内容についてご説明を賜りたい。

そして、そのうちですね、何項目がその添道自治会の皆さん方と同意に至っているのか、これもご説明を賜りたいというふうに思っております。

さらに、この地域におきましては、いわゆる添道自治会の場合は要望を満たしていただければ賛成だと。しかし反面、いわゆる市民みずからの生活権、環境権の問題としてこの事業をとらえてあくまでも反対というふうな市民が多数いるわけであります。そういった方々ですね、いわゆる生活権や環境権について市長はどのようにお考えなのか、これについてもご見解を賜りたいというふうに思っております。

さらに、先週ですか、検討委員会からいわゆる答申を受けました。この答申内容は、いわゆる現在地の西隣のほうと、そして現在地が最もそのごみ処理施設の建設にふさわしいと、4つほどの条件を付して答申をしてございます。この答申の内容についてですね、ご説明を賜りたい。

さらに、これらの答申に至った協議内容、協議の中でですね、いわゆる最適地だという結論を出されたわけですが、これらの条件についてどのような検証をなされたのか。いわゆる他の地域との比較も含めてですね、私はある意味ではその事業を早目に着工して完了するためには現在上野地区にあります堆肥センター、リサイクルセンターですか、あそこの付近のですね、市有地に建設したほうが早く、市民の反対も少ないわけですから、早く建設できるのではないかなというふうな考えも持っております。ですから、こういったこと等も含めてですね、どのような検証をなされたのか検討委員長の副市長のほうからですね、ご説明を賜りたいというふうに思っております。

次に、現在環境アセスメントに向けて循環型社会形成の推進のためのいわゆる計画書なるものを策定しようということで予算が計上されております。この計上された予算は説明によりますと県用地、いわゆる答申をされた場所のみに適用されるようないわゆる計画書を策定しようという話であると思います。万が一これができなかった場合、この計画書も無駄になってしまうわけですから、もっとですね、やはり融通性持ってどの地域でも対応できるような計画書というものをつくれぬのかどうかをお聞かせ願いたい。

さらに、その環境アセスメント及び建設事業着手までに県や国に対してしなければならない法的な手順、クリアしなければならない法律、これらについてですね、ご説明を賜りたいというふうに思っております。

3番目に、行政財産の処分についてであります。いわゆる行政財産は地方自治法上、処分はできないことになっております。しかし、一定の手続を経ることによって処分をされることになるわけですが、私がお尋ねしたいのはいわゆる港湾計画に基づいて造成をされた緑地帯、これは市の財産、行政財産でありますけども、この緑地帯の処分に当たってどのような法的な手続が必要であるのか、これをご説明を願いたいというふうに思っております。

そして、今回その緑地を含めた港湾区域が個人に、民間に売却されておりますけども、その売却の法的根拠をお示し願いたいというふうに思っております。

次に、差し押さえ命令に関する裁判所の判決についてであります。さきのいわゆる質疑の段階で、要するに裁判所からの支払い命令ですから、国家賠償に基づいての支払いだというふうに説明がございました。国家賠償法の何条何項にこの支払いがですね、当たるのか。補償補てん損害賠償になっているわけですが、この支払いは補償補てん損害賠償のうちどれにあたるのか。これはですね、国家賠償法においてはいわゆる職員が故意または過失、故意または重大な過失によってこういうふうな事案が起こった場合には職員に対して責任を問うというふうな条項があるかと思うんですけども、これについてですね、この職員の責任の明確化についてどのような法律に基づいて行っていくのかご説明を賜りたい。

それとですね、経済工務委員会の話聞きますと、新聞報道で聞いておりますけれども、この1,260万円の支払い、これについては減額修正にして予備費に編入したというふうに聞いておりますけれども、もしその予備費に編入されているのであればこの金はいわゆる提案をした土木総務管理費ではもう支出はできないと思うんですけども、地方自治法ですね、支払いの関係からしてですね、どのようなことになっているのかご説明を賜りたいというふうに思っております。

次に、保育行政についてでございます。まず、市立保育所の統廃合及び民営化、これは民間委託ですね。公営、いわゆる民営化というふうなこともとらえていただきたいと思います。私は、以前より民業を圧迫

するような市立の保育園というものは整理、統合してやはり民間にできるものは民間に任せたほうが良いというふうな考えでありますけども、市長のですね、この件に対するいわゆる政治的な判断、それをお聞かせ願いたい。

2番目に、市立保育所に関する経費についてお伺いいたします。まず、総額、年間ですね。総額、予算額は幾らになるのか。それから、統廃合及び民営化によって経費削減が図れるのかどうか。もし図れるのであればいかほどになるかご説明を求めます。

3番目に、保育所の入所円滑化についてであります。いわゆる待機児童をなくそうということですね、国が通知を出しております。これは、平成10年と書いてありますけども、平成11年、当時の厚生省の児童家庭局保育課長の通知が出ていますと思っておりますけども、これらの内容についてですね、ご説明を賜りたい。

それから、本市の市立保育所、認可保育所の現状について、いわゆる入所円滑化に関するですね、現状についてご説明を賜りたいというふうに思っております。

次に、認可外保育所の給食費助成についてであります。それについては、まず現状をご説明願いたい。

そして、これからの給食費の助成について今後どのように取り組まれるおつもりなのか。これもですね、やはり政治判断が大切だと思いますので、市長の所見を求めたいというふうに思っております。

次に、区画整理事業についてお伺いいたします。根間地区区画整理事業の現況、そして今後の見通し。そして、この事業についてはですね、いわゆる市単独部分が非常に大きいということで今事業が滞っております。この事業のいわゆる執行完了に向けてのですね、市長のお考えを求めたいというふうに思っております。

2番目に、竹原地区区画整理事業の現況と今後の事業計画についてご説明を求めます。

以上、答弁をお聞きしましてから再質問をいたします。よろしく申し上げます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

池間雅昭議員の質問にお答えします。

トゥリバーの売却についての決意と責任ですけれども、11月までには40億全額が入るように頑張りたいという決意をしております。責任でございますけども、これは本日SCG15特定目的会社から市からの議決書の写しと港湾管理者の許可書が届いたよという連絡がありましたので、一歩進んでおりますので、この最終的結果を見ながら最大の責任については考えていきたいと考えております。

それから、ごみ処理施設でございますけども、反対している方々には今後ごみ処理施設建設の必要性和緊急性について説明し、理解を求めていきたいと思っております。また、ごみ処理施設建設については廃棄物の処理及び清掃に関する法律では住民の合意形成について特に明記されていないが、県環境評価条例において調査の方法及び調査後の準備等について公告、縦覧して住民の意見を求めることになっております。また、都市計画決定の際にも住民の意見を求めることができます。環境権は、全国民が持っているものだと考えております。

市立保育所の統廃合及び民営化でございますけども、市立保育所の統廃合及び民営化について宮古島市では集中改革プランの改革項目にあります。地域の実情等を勘案しながら公立保育所の統廃合を検討してまいります。また、民営化については財政の健全化計画などを踏まえて検討してまいります。

#### ◎副市長（下地 学君）



質問要旨は、市民の合意形成と事業の展開と法的関係についてということなのですが、今議員の質問が多岐にわたっておりましたので、添道自治会の要望の内容、検討委員会の協議内容、答申書の内容、環境アセスメント等を含めた法的手続等について、こういう多岐にわたった質問がありましたので、私のほうでは合意形成と法的関係について答弁いたして、ほかのものについては環境施設整備局長をもって答弁させたいと思います。

まず、市民の合意形成に当たっては先進地域の視察や住民説明会、さらには戸別訪問等を行って取り組みを進めてまいりました。反対している方々には今後ごみ処理施設建設の必要性和緊急性について説明、理解を求めていきたいと考えております。また、ごみ処理施設建設については廃棄物の処理及び清掃に関する法律では住民の合意形成について特に明記されておりません。環境影響評価条例において調査の方法及び調査の準備書について公告、縦覧して住民の意見を求めることになっております。また、都市計画決定の際にも住民意見を述べることができます。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

差し押さえ見逃しに関する責任の件についてのご質問でございます。国家賠償法は、損害賠償した自治体からの求償ということで、まず第1条第1項が公権力の行使に当る職員が故意または過失により行った公務の内容が違法で、その違法行為が原因で住民に損害を与えたときは被害者住民からの請求により自治体が損害賠償を負う、これが第1条第1項でございます。これの第2項にですね、職員が故意または重大な過失によって事件、事故を起こしたときは自治体は賠償金の全部または一部の支払いをその職員に求めることができる、第1条第2項でございます。また、その他幾つかの民法上あるいは地方自治法、そういったものなどがございしますが、一応法的にはこのようになっているかと思います。

それから、委員会ですね、補正予算の審議が一応削除という形になりました。これは、どういう扱いかというご質問がございました。これにつきましては、原則的に議会でこれが本会議で否決された場合、議会の否決の場合は原則予備費の流用もなかなかできませんので、一応この訴訟にかかわっている代理人と相談してですね、どのような支出ができるか今検討中でございます。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、市立保育所に関する経費でありますけれども、総額幾らかということでございます。市立保育所に関する経費につきまして、平成18年度で総額8億2,744万6,000円支出をいたしております。ちなみに、1施設当たり、これはもう平均で出しておりますけれども、6,895万4,000円ということになっております。これは、すべて、人件費含めての支出額であります。

それから、統廃合によって経費の削減が図られるのかということでございますけれども、統廃合、民営化ですね。ここでは統廃合について今試算をしております。大体今回20年をめどに統廃合を検討している施設につきまして仮に統合されると仮定した場合、1,870万程度の経費削減が図られるというふうに見込んでおります。それから、民営化、これ公立を廃止をして民間に経営を委託するということになりましてですね、認可保育所と同様にかかる扶助費については市のほうから支出をしていくということですから、民間委託する規模あるいは条件、そういったことによって経費の削減額がいろいろ変わってまいりますので、今のところそれについてどこを想定してというふうなことまでは積算をいたしておりませんので、ご理解願いたいと思います。

次に、当時の厚生省保育課長からの通知の内容でございます。まず、保育所への入所の円滑化について保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であると。いわゆる定員を超えている状況が恒常的にわたる場合については、年度当初で115%の範囲内で保育の実施を行うことができると。それから、2つ目に年度途中においてもし定員を超えて保育の実施を行うことのできるとする児童数は原則として125%、いわゆる25%の範囲内とするということでこの保育課長通知が出されておりますが、これはあくまでもですね、待機児童の解消のための通知であると理解をいたしております。

次に、市立保育所、認可保育所の現状、中途入所でございますけれども、市立保育所、認可法人保育所の中途入所につきましては毎月15日を申し込みの締め切り日として翌月の1日に入所させていると。その間、半月ほど期間ありますけれども、その間はいわゆる入所申込書、書類等の確認、あるいは保護者との連絡調整、保育所との調整等をいたしております。現在保護者から緊急の申し出等によって保育を開始していただきたいというふうな申し出などがあります場合は、できるだけ保護者の負担を軽減すべく月の中途でも入所を実施をしているということで対応いたしております。

それから、認可外保育所の給食費助成についてまず現状でありますけれども、認可外保育施設は平良地区に13カ所、下地、上野地区にそれぞれ1カ所、計15の保育所があります。園児の健康診断費、それから損害保険料、ミルク代等を含むおやつ代、教材費、それに調理員及び保育士の健康診断費等に係る経費を助成いたしております。平成18年度の実績は469万9,268円でございます。

それと、今後の取り組みについてでございますが、まず認可外保育所の給食費助成につきましては現在県のほうでも認可外保育所に係る給食費の状況等調査中でございます。これからいろいろ認可外保育所の向上連絡協議会などからの要請もございますので、県の動向など見ながら、あるいは他市のですね、助成の状況等把握しながら前向きに対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

行政財産の処分についてでございます。緑地の売却処分については、地方港湾審議会の議を得て計画移行後に売却を行うべきであります。当該売却地は、現港湾計画、緑地と港湾関連用地に分かれております。財産区分上、緑地は行政財産、港湾関連用地は普通財産と解釈しております。地方自治法第238条の4の第4項、行政財産の管理及び処分によると緑地に関しては不適切な売買処分となっております。今後港湾計画改定作業の中で現状に合った土地利用計画を地方港湾審議会等で検討していただく考えであります。

#### ◎環境施設整備局長（平良光善君）

ごみ処理施設の件についてお答えをいたします。

まず最初に、添道自治会よりの14項目の内容はどのようなものか。そして、何項目に合意をしたかというご質問にお答えをしたいと思います。まず、添道自治会からの14項目ですが、1点目にまず道路整備についてが5件出ております。それは、添道1号線の両面歩道つき整備について、現在添道地区1号線を来年度ですか、工事予定をしておりますけれども、住民としてはその道路は両面に歩道をつけてほしいという要望であります。この件につきましては、担当課のほうで県とも今調整をやって進めております。それから、2点目に漲水重機前交差点から添道集会所までの市道の改良整備及び街灯設置についてと。この道路は市道ですが、でこぼこの道路でありまして、そこを整理してほしいということです。それから、添道

集落内の道路整備及び街灯設置というのがありまして、添道3号線、4号線、10号線の整備について要求がございます。この道路は、雨が降ったときなどには水がたまって児童生徒が通学路に困っているというような状況の道路でございます。それから、4点目に添道1号線の2カ所、アダンダキ交差点と旧公民館前交差点に信号機の設置をしてほしいということです。それから、5点目に市民球場西側道路の拡幅整備、これは野球場の西側の峰のほうから東小学校までの通学路があります。その道路を整備してほしいということでありまして。それから、添道集会所の環境整備について3件出ております。まず、集会場広場周辺に方面吹きつけをやってほしい。そして、照明の増設を要求しております。集会所の広場は、少年野球等にも利用されておりまして、その関係で照明施設が欲しいということです。それから、健康増進器具等の集会所への設置、これにつきましては住民の健康のために健康増進器具を設置してほしいという要望でございます。3点目に、添道集会所広場施設の添道自治会への無償譲渡、現在は添道自治会は市から土地を借りておりますが、これを自分たちが自主的に自治会活動するためにその土地が欲しいという申し出でございます。それから、雇用の促進について2件ございます。まず、1件目は生ごみ等の収集運搬業務の一部を自治会への委託をしてほしいということです。これも自治会活動の中で自治会資金を得たいという要望がある。それから、2点目にリサイクルプラザにおける添道住民の最優先雇用をとということです。リサイクルプラザができましたらそこへの職員を優先的に採用してほしいという申し出でございます。それから、公共施設等の誘致について、1点目が、これが2件ですね。1つは、宮古島市新陸上競技場整備と総合運動公園の整備に際しては添道一帯でやってほしいという申し出です。それから、2点目に宮古島市総合福祉センター及び健康増進センター等の計画がある場合はこれも添道周辺でやってほしいという申し出でございます。そのほかには公害防止協定の締結という、これらのものが要望書の内容でございます。そして、何項目の合意をしたかということですが、この件、その内容につきましては大体話し合いは進んでおります。しかしながら、この文書が最終的に合意をしましたらですね、市としましては覚書書を取り交わしたいと思います。その時点で最終的に合意ということになるかと思っております。

次に、答申書の内容はどのように検証したかというご質問です。まず、答申書ですね、その予定候補地に決定をした理由ですが、まず6点あります。1点目、まず周辺地帯が市有地であり、土地購入費がかからないということ。2点目に、施設建設やアクセス道路の整備、周辺環境整備等が容易であること。3点目、宮古島市におけるごみの排出量は平良地区が全体の7割を占めております。人口が最も多く、ごみの排出量も多い市街地に近いので、ごみ搬入等の効率化や経費の軽減が図られる。4点目に、現在の工場が稼働しているためにインフラ、つまり電気、水道等が整備をされており、事業費の軽減ができるということ。5点目に、現在の工場跡地に環境関連施設、つまりリサイクルプラザを整備することによって現施設の撤去費についても国の補助が受けられると。6点目に、リサイクルプラザは市民の環境学習やリサイクル活動の場となる機能をあわせ持つ施設で、同地が利便性や運営の面で効率化が図られると。以上の6点の観点からこの用地に決定をいたしました。

それから、次は地域計画書と環境アセスメントはどこの土地でも使えるようにつくったらどうかと、そういうご提案ですが、その地域計画と環境アセスメントというものは建設地を確定をしてその周辺でもってしなければならないとなっております。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

4点ほどご質問がございました。最初に、特定目的会社についてのご質問でございます。特定目的会社と申しますのは資産の流動化に関する法律、その法律に基づいて設立された法人でありまして、社員の存在によりまして第1種、それから第2種に区分されることが出来ます。第23条におきまして、特定目的会社はその本店の所在する地において設立の登記をすることによって成立すると規定されてございますので、本店の所在地、SCG15特定目的会社の場合は東京でございますが、そこにおいて設立登記されたことによって特定目的会社として成立してございます。それから、法第160条の規定によりまして解散事由が述べられてございます。その第160条の解散事由にかかるようなものがあればそのときでSCG15特定目的会社は解散ということになります。

次に、トゥリバーの契約に際しましてなぜSCG15特定目的会社に決定したのか、その交渉経緯を説明してくださいというご質問でございます。トゥリバーの開発につきましては、これまで数社のオファーがあるということをご説明申し上げてまいりました。その中でセキュアード・キャピタル・ジャパン、SCJのほうがより積極的であったと感じてございます。4月23日に複数の執行役員が来島したのを初めとして5月の23日には代表取締役も含めてトゥリバーを実際に見ていただき、打ち合わせも行ってございます。その中で私ども地域戦略局と事業のプレゼンテーション、あるいは特定目的会社がどのようなものであるか、そういったものを説明していただきました。また、実際にセキュアード・キャピタル・ジャパンのほうで第三者の会社に依頼してデューデリジェンスの調査、それから実際にトゥリバーの土壌調査等を自社の資金で、セキュアード・キャピタル・ジャパンの資金で行っていただきました。このようなセキュアード・キャピタル・ジャパンの取り組みを含めて地域戦略局のほうでは企業選定審議会のほうに上げ、討議し、その中でSCG15特定目的会社のほうが契約としては望ましいということを決め、市長に答申した次第であります。また、提出していただいた事業計画書、そして資金計画、開発のスケジュール、これらの書類のほうも宮古島市の理念に沿った形で作成されたものでありまして、これらも含めて総合的に審議会のほうで判断したという次第でございます。

次に、仮契約から土地の引き渡しまでの手順についてご説明いただきたいというご質問ございました。契約書の第4条の規定によりまして、売買代金の確認の後、40億全部納付確認の後ですね。文書による引き渡しを行うことになってございます。そして、第5条におきまして第4条を受けて登記手続をやることになってございまして、登記手続が完了すれば引き渡しは完了ということになります。

最後に、6月議会で承認をいただきました4,000万の一般売買契約の予算についてのご質問でございます。6月の定例議会で4,000万円という一般売買の予算を承認していただきましたが、その中でも一般売買の公募の際に数社とのオファーがあるという断りも入れまして、一般売買の応募を行ってございます。この間SCG15特定目的会社との仮契約が締結されたということでございますので、一般売買の予算4,000万円は執行しないということになります。

#### ◎都市計画課長（長崎富夫君）

区画整理事業についてであります。まず1点目に根間地区区画整理事業の現状、今後の見通しについてであります。現状なんです。昨年度区画整理道路整備を終了いたしまして、事業完了に向けた出来形確認測量等の作業を今進めているところであります。今後の見通しですが、換地処分、精算金業務、登記の業務等を行い、今年度完了を予定しております。

次に、竹原地区区画整理事業の現状、今後の見通しであります。現状につきましては昨年度換地指定を行ったのに伴いましてサンエーターミナル店前南側の排水路の工事及び土地区画道路の荷川取線整備に係る物件調査、物件補償等の作業を行っております。今後の見通しにつきましては、年度を通した事業実施計画に基づき引き続き物件調査、補償及び道路工事等の整備を進めていきたいと考えております。また、事業区域の中で補助率の高い事業への組みかえにつきまして今県や国と協議中であります。本市の財政負担が軽減できるよう努力してまいります。

◎財政課長（石原智男君）

トウリバー売却による財政効果についてでございますが、平成18年度宮古島市の連結赤字比率は25.3%です。そのうちトウリバー売却によって赤字解消される比率は18%でございます。

それから、財政指数に影響はあるのかという質問でございますが、トウリバー売却は港湾特会の歳入でございまして、普通会計における財政指標等については影響はありません。影響があるのは、連結赤字比率のみでございます。

◎議長（友利恵一君）

答弁ほぼ終わりましたが。

（「答弁漏れがあります」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

指摘してください。

休憩します。

（休憩＝午後4時27分）

再開いたします。

（再開＝午後4時29分）

◎建設部長（平良富男君）

まず、緑地について行政財産に港湾法の中でなっております。それで、緑地をですね、港湾審議会の中で見直します。そのためには現在ですね、平良港港湾計画の改定作業を進めております。この中でこの緑地ですね、現状を説明し、代替緑地計画案を提案し、契約改定の中で検討していきたいと考えております。

◎副市長（下地 学君）

複数の市有地があるけど、どうして今のいわゆる現在地に選定したかということなんです。この複数の市有地については検討委員会で現地まで行って踏査し、いろんな角度から検討いたしました。まず、1つには利便性の問題、交通アクセス等含めたインフラ整備の問題、さらには予算の問題、そして今後のランニングコスト等の問題、こういういろいろな視点から検討してまいりました。あと検討委員会の協議内容等については会議録がありますので、後で開示いたします。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時31分）

再開いたします。

(再開＝午後4時32分)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

資産の流動化に関する法律第160条、そこに解散の事由が8項目ほど規定されてございます。ちょっと読み上げてみたいと思います。それでよろしいでしょうか。解散の事由、特定目的会社は次に上げる事由によって解散する。1つ、定款で定めた存続期間の満了、それから2つ目、定款で定めた解散の事由の発生、そして3番目に社員総会の決議、4番目に破産手続開始の決定、それから5番目、第162条第1項又は第163条において準用する会社法第824条第1項の規定による解散を命ずる裁判、それから6番目、第220条の規定による内閣総理大臣の発する解散命令、7番目、資産流動化計画に記載し、又は記録する特定資産の譲受け、資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行の不能、そして8番目、その他政令で定める事由の発生、以上8項目が第160条に規定されています解散の事由でございます。

◎池間雅昭君

再質問をいたしたいと思います。

今地方自治法第234条の2の第2項にですね、いわゆる契約履行の確保という条項がございます。当然市長はですね、地方自治体が民間と契約をするに当たってはこの地方自治法第234条の2第2項に基づいた契約履行を確保しなければならない義務が生ずるわけでございます。そこでですね、これに基づいて今回の契約、その内容についてですね、この関係をお伺いしたいと思います。まず、第3条の契約保証金と、それから第13条の契約の解除、そして第15条の違約金、これらは関連すると思うんですね。地方自治法の第234条の2第2項と関連すると思うんです。すなわち、この条項には契約書の中で違約金をうたった場合には契約保証金は自治体には帰属しないと書いてあるんです。これには契約保証金の条項もあるんですけども、第15条で違約金の条項があるわけですね。ですから、この第3条と第15条の関係について説明を求めたい。第234条の2第2項に基づいて説明を求めたいというふうに思っております。

それとですね、契約保証金の第3条についてお伺いしますが、これを第3条の第1項と、それから3項を読み上げた上で第三者とはだれを指すのか、これをご説明願います。

それから、第13条、契約の解除の条項ですね、第1項と第2項を読み上げた上でですね、いわゆる第13条の第1項に書いてある重要な義務とはどういったものか。そして、その重要な義務にはいわゆる相手企業との協議書の内容は含まれるのかどうかご説明を賜りたい。私は、契約解除の第2項ではですね、甲乙どちらでも契約解除した場合には契約保証金は入らないというふうに解釈しております。これは、どうしてかといいますと、第15条の違約金との関係があるからです。この点について市民に納得がいくようにご説明を賜りたいというふうに思います。

それとですね、次にごみ処理施設の問題であります。6項目の条項があるんですけどもね、私はね、今本当に市長もおっしゃっているように非常に喫緊の課題であります。宮古島市民が早く建設をしてほしい施設のまず優先順位の上位に上がると思うんですね。ところがですよ、周辺の市民がね、徹底して反対をする、こういうふうな状況の中ではね、逆に私は建設が遅れると思うんですよ。幾ら説得をしてもいわゆる生活権や環境権をですね、掲げて皆さん方に反対をしていくとちょっと厳しい気がするんですね。この環境アセスメントの条項にしても周辺住民の意見を聞いて県に申請をするわけですから、県が許可する

かどうか分からない、あるいは許可してきても県の環境条例に基づいて環境アセスメントを行うわけですから、それを環境課に属する先生方がですね、住民の意見を無視して環境アセスメントを行うとは私は到底考えられないんです。これは、土地改良事業でも間々ある話です。ですからね、こういうふうに強烈な住民の反対運動が起こっているところよりも、もっと別の場所を探したほうが早くに建設できるんじゃないかなというふうな私は気持ちがするんですよ。だから、あえてお聞きをしているわけでございます。どうでしょうか、市長、今後の見通しも含めてですね、この私の見解についての市長のですね、ご意見もいただければというふうに思っております。

次に、いわゆる緑地の処分です。港湾法に違反して緑地を処分したわけですね。今百条委員会が下崎地区の土地売買の契約のことで、いわゆる地方自治法第96条第1項第8号違反だから、これ契約無効だと。いわゆる違法だからこの契約は無効だというふうな顧問弁護士の見解が出されております。そうしますとね、この緑地の売買に係る契約というものは港湾法違反ですから、どういうふうに解釈したらいいんでしょうかね。これについてのご見解ですね。これね、市長からお聞きしたいですね。ひとつお願いをいたしたいというふうに思っております。

次にですね、これも法的な問題です。ちょっと飛ばしましたが、農都共生全国協議会との契約についてであります。さきの6月定例会で担当部長がですね、宮古地区農村振興総合整備実施計画策定委託業務において国、県に登録もされていない、ましてや市にも登録されていない、入札参加願も出していないようなNPO法人農都共生全国協議会さんを指名したのは、いわゆる宮古地区農村振興実施計画推進協議会だというふうなご答弁をいただいております。この協議会にどちらを指名すれとか指名するなという権限はあるのでしょうか。もしこの協議会で農都共生全国協議会さんを指名しなさいというふうに決定したならばね、その決定したいわゆる法的根拠を示していただきたい。私は、ないと思うんです。協議会にね、そういう入札参加も出していない、登録もされていないような方を指名しなさいということ決定権ないと思うんですね。それが事実ならば法的な根拠を示していただきたい。

あえてお聞きします。このメンバーどなたですかね、当時のメンバー。それも差し支えなければお聞かせを願いたいというふうに思っております。

次にですね、「うらら」の事業についてであります。上のほうの3つほどは割愛いたしまして、まずですね、機器のいわゆる買い入れ時期、そして80台購入したということですが、1台当たりの単価、総額、それについてご説明を願います。

そしてですね、この80台、なぜ80台を購入することにしたのか、それについての経過もですね、ご説明を願いたいというふうに思っております。

次に、差し押さえ問題です。本当に宮古島市になってから職員の不祥事が次々と発覚して市民からですね、我々議会も多くの指摘を受けているんですけども、本当に寂しい思いがしております。今回もですね、やはり担当職員のそういった不手際というよりですね、私はこれはもう重大な過失だと思うんですよ。それによって千二百六十何ぼの補償金を支払わなければならないというこの事態に対してですね、市長、本当にどのようにお考えなのか。本当のね、気持ちからですね、市長ね、今後どうしたらいいかというふうなこともお示し願いたい。

それから、おっしゃるように国家賠償法や、あるいは地方自治法や、あるいはですね、地方公務員法に

基づいた、あるいはいろいろな法律があります。当然住民監査請求をして、この請求監査内容について不服がある場合には住民訴訟、賠償の請求というふうな形に展開をすると思うんですけどもね、皆さんはこの職員の責任についてですね、どういう法律に基づいて責任をとらせようと思っているのかと、これが一番大事なんです。市民は納得しないんです。市民の税金で、まさに役所の不手際で、不祥事で、そして重大な過失によって起こった補償をですね、市民の税金で払うなんていうことは、これは絶対に許せる行為じゃないと思うんですね。市長は、一銭も負担かけないと。それは、相手から、債務者から補償金、賠償金もらってという話ですけども、これは取れたらの話ですね。仮定の話はしたくないんですけども、この決意をですね、どういう結果になろうが、市長ですね、市民に一円も負担をかけないという、本当にそういう気持ちであるのかお聞かせ願いたいというふうに思っております。

以上、答弁をお聞きしましてから再質問をいたします。よろしく申し上げます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律には住民の合意形成については特に明記はされておりませんが、県の環境影響評価条例において調査の方法及び調査後の準備書について公告、縦覧をして住民の意見を求めることになっておりますので、その点で住民の意見をしっかり求めていきたいと思っております。その前には住民の説明を1軒1軒回ってでも行いたいと思っております。

また、差し押さえ命令に対する私の考えでございまして、先刻から申しておりますように事務の不手際や職務の怠慢があったことは認めます。これからも強く職員に注意を喚起していきたいと思っております。また、今後は今提案してある議案の第73号の訴えの提起について不当利得返還請求を行いたいと思っております。しっかりこれに取り組んで住民に一銭も迷惑をかけないような措置をしたいと思っております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

緑地の件について答弁いたします。

緑地はですね、港湾法上の違反ではありません。一応行政財産ですので、地方自治法に違反しておりません。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、機器の買い入れ時期でありますけれども、購入年月日については事業計画に基づき平成8年10月17日に35台、平成9年11月に45台、計80台を購入いたしております。1台当たりの単価でありますけれども、22万8,000円でございます。それから、なぜ80台かということでございますが、当初計画で380台を予定をいたしておりました。そのうち300台につきましては5年間のリースの契約でやっております、残り80台を買い入れということになったわけでありまして。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

契約条項に対するご質問が3点ほどございましたので、ご答弁申し上げたいと思います。

最初に、まず第13条の条項を触れていきたいと思っております。第13条、契約の解除、まず第1項でございます。甲又は乙は、相手当事者が本契約に定める重要な義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。第2項、前項の規定により甲又は乙が本契約を解除したときは、甲は、乙が納入した契約保証金を乙に返還するものとする。そして、第15条ですね。第15条、違約金、甲または乙は、第13条により本契約を解除したときは、乙に対し違約金として、売買代金の10%に相当する金額を請求することができ



る。ただし、その該当するに至った理由が相手当事者の責めに帰することができないものであるときは、この限りではないというのがうたわれてございます。第3条につきましては、契約保証金を5項にわたってうたってございます。まず、第3条の第1項、乙は乙又は第三者をして契約保証金として4億円を、本通知書を受理した日から5日以内に、甲の発行する歳入歳出外現金払込書により甲の指定する金融機関に納入しなければならないとございます。それから、第3項に甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金4億円を没収することができるかと規定してございます。

最初に、第13条の規定の中です、本契約に定める重要な義務とは何かということですが、まず甲の場合、第2条、所有権移転手続を遅れた場合、甲が所有権に関する移転手続を遅らせた場合は重要な義務の履行違反になりますよというものであります。それから、第5条、同じように登記の手続ですね。登記の手続の遅れ。そして、第6条、瑕疵担保等、瑕疵担保等について甲のほうに責めがあった場合は重要な義務の履行違反になるということですが、それから、乙の重要な義務の履行違反というのはどういうものかといいますと、第2条のですね、売買代金の速やかな納入、それから第3条の契約保証金の速やかな納入、そして第8条、用途指定及び営業開始時期の遅れ、それから第18条、これは甲の行う実地調査を拒否した場合ですね。そして、第19条、公害の防止に違反した場合、これらのものが第13条でいう本契約に定める重要な義務を履行しないときに当たると考えてございます。

そして、第13条の第2項において前項の規定により甲又は乙が本契約を解除したときという条文でありますが、この場合はですね、甲と乙がお互いに合意して契約を解除した場合、その場合には契約保証金を返します。ただし、第3条第3項に規定するように重要な義務に違反した場合は契約保証金を没収するとありますので、重要な義務に違反した場合は当然契約保証金は没収ということになります。

それから、第15条の違約金ですが、違約金の場合でも、この中でも第13条により本契約を解除したとき、この場合、乙に重要な義務の履行違反があった場合には契約保証金の没収に加えて10%の違約金もいただきますという条項でございますので、どうぞ議員のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

農都共生全国協議会との契約の件ということで宮古地区の農村総合振興計画、それにかかわる件でございます。この調査事業は、各市町村から農地面積とたしか農業者の数、これでもって負担金をいただいてですね、行った事業でございます。そういうことで各市町村協議会において指名をなさいますということで、これは法的根拠はどこにあるのかということですが、先程言いましたように各地区から事業費をいただいてやっている事業でございますから、市の指名委員会にはそぐわないと。そのようなことでそういう宮古地区農村振興実施計画推進協議会というのがあるのであればそこでやったほうがよろしいのではないかとということでやったことでございます。その中で当時のメンバーはということですが、これも、これ平成17年の9月に発注してございますから、その時点での各市町村の担当課長、それに宮古支庁の農業水産整備課長、この方々がメンバーでございます。

#### ◎議長（友利恵一君）

答弁終わりました。

（「休憩をお願いします」の声あり）

#### ◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 4 時56分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時01分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

ごみ処理施設については、建設場所の選定委員会が慎重な審議を経て決めたベストの位置だと決めた場所ですので、ぜひ周辺住民の理解を得ながら建設に向けて頑張っていきたいと、そのように思っております。

住民の環境権については、この環境権があるから環境アセスメントもきっちり行うわけですから、県も環境アセスメントをやらないとは言いません。

それから、港湾のことですけれども、港湾法については違法はないということでございますけれども、この緑地の件についてはこれからの港湾審議会の中で新しい港湾の拡張の審議がありますので、その中で緑地についても考えていきたいということでございます。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

自治法第234条の2を読み上げまして、ちょっとご説明申し上げたいと思います。契約保証金は、損害の賠償または違約金について契約に別段の定めがない限り当然に地方公共団体に帰属する。これはですね、当然違約金がない場合に例えば第13条で規定されています重要な事項に反した場合にはこの契約保証金を没収するということでもあります。今回の契約に関しては、違約金条項も定めてありまして、契約条項に例えば13条で定めます重要な義務に違反した場合、違約金の4億円も取りますよと。当然第2条、第3条に規定するのは重要な義務の履行違反ですから、そのような場合でも4億円の契約保証金を没収します。合わせて8億円を宮古島市に帰属させるという規定であります。

(議員の声あり)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

ですから、それはそのとおりです。

(議員の声あり)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

だと思います。

(議員の声あり)

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

ですから、違約金の条項が定められていない場合は今私がお説明申し上げましたような重要な例えば義務違反による契約解除になった場合には当然この契約保証金は宮古島市に帰属しますということであって、私どもが今回締結した仮契約の中にはですね、契約保証金の没収の条項のほかにあと10%、契約額の10%の違約金4億円をさらにいただきますよという規定をしているわけですから、この件はですね、議員説明会の中でも議員の皆さんにはご説明があったと思います。どうぞご理解を賜りたいと思います。

(「議長、ちょっと休憩させてください」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後 5 時05分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時06分)

◎**経済部長（宮國泰男君）**

先程の休憩中の中で入札参加の願いのない者で資格のない者をその協議会のほうで指名できる法的根拠はということでございます。この農村総合整備計画につきましては、ハード部分とソフト部分が混在している業務であるということで、そのソフト部分につきましてはこれまで実績のある方々を指名をしたというふうに聞いておりました、これにつきましては農都共生全国協議会さんも入ってございます。ですが、土木的な部分が相当数占めますんで、それにつきましては宮古のですね、力のある業者をA郡として、総合的な部分については本土、沖縄を含めまして、そういうソフト事業のできるコンサルタントを指名して発注したということございまして、法的にどうなのかという部分につきましてはですね、私のほうで今把握はしてございません。

(議員の声あり)

◎**地域戦略局長（與那嶺 大君）**

済みません。議長にちょっと確認したいんですが、第13条の第三者ですか。

(「いや、第3条」の声あり)

◎**地域戦略局長（與那嶺 大君）**

第3条の中で第1項のほうです。乙は、乙又は第三者をして契約保証金として金4億円を納付するという条文がございますが、交渉の中でですね、SCJまたはセキュアード・キャピタル・ジャパン、親会社のほうですね。第三者とはセキュアード・キャピタル・ジャパンもしくは投資会社を指すものとご理解をいただきたいと思います。ただ、今回の納付についてはSCG15特定目的会社のほうから契約保証金は納付していただくことになってございますので、第三者というのはなくなるということになります。

◎**議長（友利恵一君）**

答弁終わりましたが。

(議員の声あり)

◎**議長（友利恵一君）**

休憩いたします。

(休憩＝午後 5 時09分)

再開します。

(再開＝午後 5 時11分)

◎**市長（伊志嶺 亮君）**

一部緑地については、かなり考えなければいけない面がある由に聞いております。しかし、トータル的にこれが有効であるか無効であるかは現在弁護士と相談中であると聞いております。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎**議長（友利恵一君）**

休憩します。

(休憩＝午後 5 時13分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時14分)

◎経済部長（宮國泰男君）

コンサルタントの業務の中で建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領、建設省厚第50号の昭和45年制定で規定されているものがございます。これにつきましては、コンサルタントの業務というものにつきましては測量建設関係コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務という形の5業種が指定をされております。ですから、土木的要素を持っている部分につきましてはその5業種を持っております宮古のコンサルタント事業者にやってございます。それにはソフト的な部分が入ってございまして、そういう中で今言ったようなソフトのできる事業所をですね、指名したということをお願いいたします。当然公務員は法に基づいて行うべきでございまして、今私が答弁したのはその部分の中でB郡の中のほうですね、農都共生全国協議会さんが入っていて、そのことがどうなのかという部分について私のほうで確認をしていないということでございます。

◎池間雅昭君

再度質問をいたします。

トゥリバーについてはですね、長年の課題が解決をしようということでありまして、大いに期待をいたしたいというふうに思います。この契約書の条項がですね、今戦略局長からあったように契約保証金も違約金も両方もらえると8億もらえるわけですから、そんないい契約はないなと。ぜひともですね、市のためにはいい契約書だと思いますけども、その点についてはですね、また頑張ってもらいたいなと。やはりこのトゥリバー地区が売却されることによって港湾特別会計が赤字が解消していく、その結果、連結赤字決算が低下していくといういい方向に向くと思うんですね。これについては、今後の状況をですね、しっかりと見詰めて本当に成功するように願いたいなというふうに思っております。

次に、指名の件ですけども、指名というのは何に基づいてやるのかということですよ。法律があるでしょう。しかも、国にも県にも市にも登録もされていない、入札参加願も出していないような者をどういうふうにして指名できるんですか。これを聞いているんです、私は。どういう法律に基づいてこの協議会の皆さん方がやったかということ。じゃ、県のほうに問い合わせますよ、宮古支庁の当時の課長含めて。できるはずないでしょう。しかもね、指名から外しておけばよかったじゃないですか。別のコンサルタントを指名しておけば問題ないでしょう。なぜ相手に農都共生全国協議会さん入れるんですか。資格のない人を指名をして、しかもJV組ませて仕事をさせる。平一小学校の場合でも資格がないから辞退させたわけでしょう。指名してもJVを組む資格ないからやったわけなんです。農都共生全国協議会さんも資格がないから指名しちゃいけないんですよ。それをあえてした法的な根拠を聞いているわけですから、はっきりと答えていただきたい。

それと、市長ですね、下崎地区の問題では同じように地方自治法96条、いわゆる議会の議決に付すべきものを付さなかったということで顧問弁護士さんは無効だと。その結果、正当な行政行為によって作成された変更契約についてもあり得るべきじゃないとこの場合展開しているわけですよ。同じように緑地とい

うのは行政財産ですから、地方自治法上、処分できないんです。処分できない財産を皆さんは処分したんです。売ったんですよ。一方では地方自治法違反だから無効、一方では検討中なんてね、そんなめっちゃくちゃな話はないと思いますよ、市長。この点についてはですね、ぜひとも明確にお答えをいただきたいというふうに思っております。

皆さん、トゥリバーが本当に売れてね、市民のために財政が好転することをお祈りをいたしまして私の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎建設部長（平良富男君）

緑地の件と売買の件ですけど、今この緑地の部分と、それから関連施設用地1つの地番になっております。それで、緑地はもう行政財産ですので、無効であるというふうになっていきますので、残りの土地もあります。だから、そこら辺がトータル的にどういう手続で、どういう手法とするか今関係機関を含めてですね、弁護士さんとも相談をしております。その手続を踏まえてですね、また議会の皆様に報告したいと思います。

◎議長（友利恵一君）

答弁これでよろしいですかね。

（「最後に経済部長に答弁してほしいんだけども」の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

法的根拠を明確にしろということでございますけども、今私の答弁できるのは先程言いましたような答弁しか準備ができてございません。ですが、議員言われることをこれからもですね、十二分に検討いたしまして、市民にそのような疑惑というか、その辺のことがないようにですね、十分に注意してまいりたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

これで池間雅昭君の一般質問は終了いたしました。

◎與那覇タズ子君

通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

市長が就任してはや2カ年がたちました。質問に入る前に、この2カ年を振り返って私心を述べさせていただきたいと思います。合併後の宮古島市は、旧市町村の課題を一気に抱えてスタートいたしました。想定外の難問も多く、その対策、対応に市長みずから取り組まれていることに心から敬意を表するものであります。しかし反面、率直に申し上げて本市の行政組織人事体制が十分に機能していないと思われまます。職員一人一人の能力が発揮されていないのではないのでしょうか。それは、議会のたびに行政運営について多くの問題が指摘され、それが恒例化しているからであります。市長は、みずから登壇し、陳謝を含めて答弁しておられますが、市長を支える私としては複雑な気持ちになります。合併後は、財政健全化を進める中で効率的な行政運営をしなければならないが、人事体制で混乱し、スムーズにいけないと感じるのは私だけではないのでしょうか。管理職を含めた職員全体が危機感を持ち、厳正な行政運営を徹底する体制確立が今問われているのではないのでしょうか。チームワーク、チームプレー、その上に立ってチームパワーを発揮するよう強固な組織を確立するよう市長に強く求めたいと思います。真に市長を支える立場の一

人として激励をして私の私心の言葉にしたいと思います。

長年の課題でありましたコースタルリゾート地内の土地売却も今議会中には大きな一歩を踏み出す快挙を目の前にしております。ともに喜びを分かち合い、宮古島市建設の記念の年にしたいものであります。伊志嶺市長の努力に深く敬意を表するものであります。そこで、本題の質問に入ってまいりたいと思います。

最初に、通告いたしましたように教育行政の中の北小学校の施設整備についてお尋ねいたします。このことについては、旧平良市当時の平成11年6月定例議会で取り上げて質問いたしました。明確にご答弁を得たいきさつがあります。それによりますと、北小学校整備については全体構想計画も作成しており、平成12年に体育館の建替え、平成13年にはプール建設と幼稚園の建設、14年、15年には校舎建設、16年にはグラウンド整備となっております。その答弁内容を踏まえて平成12年4月に北小学校を含め旧平良市管内の公立学校整備事業計画を明らかに示し、平成12年から平成16年まで完了するという5カ年計画が具体的に示されました。本腰を入れて充実強化を図っていく方針が決定されたいきさつがあります。しかし、その計画は一部は先送りされていることから、今回北小学校PTAから先月28日に施設の老朽化の現状を詳細に示し、整備事業の要請がなされました。文教社会委員会も小学校の現場視察の際、余りにも危険、一刻も早い対応が必要などの声が出され、地元紙でも報道されていることはご承知のとおりだと思います。私自身8年前に一般質問に取り上げました。今定例会で文教社会委員会では要請が採択されたことなどを踏まえると早急に幼稚園校舎棟の現地視察を実施し、建設計画の遅れを取り戻し、危険除去のために一日も早い建設に着手するように切に訴えるものであります。質問の趣旨は、北小学校PTAの要請内容を参考にいたしました。7項目の項目別にそれぞれ答弁をいただきたいと思います。いずれも一挙に同時進行で解決しなければならない現状と考えますが、明快なご答弁をいただきたいと思います。

次の質問に移ります。下里公設市場にかかわる取り組みについてお尋ねいたします。下里公設市場のこれからの対応、課題などをどのように確立していくのか、これについては中心市街地の活性化をどのように確立していくのか、この2つの課題がセットにして取り組むべきことであると考えます。平成18年6月に中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律が中心市街地活性化法と名称を変えて大幅に改正されていることはご承知のとおりだと思います。この改正法で国と県に提出した従来の中心市街地活性化法基本計画はすべて白紙に戻し、選択と集中を前提に地域を挙げて中心市街地の活性化に取り組む都市に対して多くの手厚い支援があると聞いております。宮古島においては、旧法に沿って道路事業や土地改良区画整理事業の活性化事業が進められているのは改正法に向けての対応がとられているのか。旧平良市の方針を継続した宮古島市において、これからの効率的都市運営に有効と考える市街地の活性化に向けての対応はどのようになっているのか。今後どのように対応されるのか。公設市場の位置づけをセットで踏まえて可能な限りご答弁をいただきたいと思います。

中心市街地の核的事業として下里公設市場リニューアル事業が掲げられ、これまで取り組まれ、現地での建替え、長年の障害が取り除かれ、街路事業に合わせて今月末で閉鎖され、長年の公設市場との歴史が新しく再出発することになっております。まちの新しい顔、下里公設市場の誕生、心待ちにしているものでもあります。しかし、意外に思いますが、下里公設市場は建設場所を含めて施設内容、施設機能などを検討委員会を設置して再検討するとのことですが、施設機能については宮古島の歴史、生活習慣、自然

食材などを生かした他の地域にない宮古島市オリジナルを有した市場のあり方が望ましいと思います。しかし、建設場所の変更も含めて検討するということになる中心市街地活性化の観点から当然現地で建設されるものと認識しております。市場通り、下里大通りの街路事業も完了、推進している中で下里公設市場をほかに移設することは商業者、市民、関係機関の合意形成がとれるとは思いません。さらに、仮施設売り場をプレハブで港湾地内に設置するということになっておりますが、あくまでも仮施設なら問題は無いと思いますが、そこで仮施設イコール下里公設市場の移設とならないよう強く要望しておきます。下里公設市場で建替えの具体的な取り組み、これからのオプションプログラムなどをお聞かせいただきたいと思います。

以上、ご答弁を聞いて再質問していきたいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

與那覇タズ子議員にお答えしたいと思います。

公設市場について詳しいことは担当をもって答弁させますけれども、現在の下里公設市場は10月の解体撤去を目指して準備に取り組んでおります。今年中には下里公設市場再開発委員会を立ち上げて、平成20年度内の公設市場完成を目指して取り組んでいきたいと考えております。建設場所については、現在地を予定しております。

#### ◎教育部長（長濱光雄君）

教育行政についてでございますが、北小学校の整備計画についてお答えをいたします。ご指摘のとおり北小学校整備につきましては平成12年から16年までの整備計画を旧平良市時代に立てております。その間、平成12年度には体育館、そして平成15年度にはプールが建設されております。ご指摘の校舎につきましては、平成14年並びに15年度にわたって小学校並びに幼稚園の整備を実施することと決定をされておりました。しかしながら、平成17年度の市町村合併に伴いまして旧市町村のそれぞれの計画を見直すということになりまして、新市におきましてはすべての市町村の計画を突き合わせながら教育施設整備計画、10年計画を作成いたしました。その中で北小につきましては平成22年度に幼稚園、小学校ともに整備をしていくというふうになりました。そういうことで整備が若干遅れることにはなりますけれども、ご理解を願いたいと思います。

次に、北小学校の施設の老朽化の現状につきましてですが、幼稚園の塀のひさしの部分がコンクリートの剥離等がありまして、非常に危険であるというご指摘でございます。現場を視察いたしました。ご指摘のとおりコンクリートで修理した部分もありますけれども、その修理した部分がまた剥離をしようとしている。そういうことで危険な状況でございますので、一日も早い修繕をしてまいりたいと思います。

次に、水道水の濁りについてでございますけれども、赤水が出ているということで水道局に調査してもらいましたが、やっぱり多分水道パイプの老朽化によるものではないかという指摘がありましたので、今後とも水道局と連携をとりながら赤水が発生しないように対処してまいりたいと思います。

次に、トイレ等のタイルの剥離、そして水回りの不整備等があります。トイレ壁のタイルがはがれ落ちたり、トイレ周辺の水詰まり、器具の腐食等が見られます。これまでも随時修理、対処してまいりましたが、今後児童生徒の学校生活に支障がないように早急に対応してまいります。

次に、渡り廊下の金属板の腐食についてでございますけれども、腐食をいたしまして、あれは雨漏り対

策、雨よけ対策ということでつくってあるようですが、本当に穴があいている状況でありまして、これも早急に取りかえたいと思います。

次に、屋外トイレの設置でございますけれども、現在北小には屋外トイレがございません。そういうことで屋外運動場を使用する皆さんに不便を来しているということでありますので、これにつきましては校舎の改築とあわせて整備をしてみたいと思いますが、それまでの間につきましては既存の校舎内のトイレが利用できるように学校側と協議をしながら対処をしてみたいと思います。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

一部市長が答弁をなされましたけども、少し詳しい部分につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、下里公設市場でありますけども、これまで土地の問題がありまして、なかなか移転が進まないというような状況がございまして、この年度におきましてですね、補償ができるということで撤去ができる状況になりました。仮設市場の予算につきましては、前の議会で補正をいただいております、今その仮設市場の準備を進めてございます。さらに、撤去の部分につきましては今議会において予算を計上させていただきますので、議会の議決があり次第撤去に向けて準備をさせていただきたいというふうに思っております、10月中の撤去をですね、目指したいというふうに考えてございます。当然10月の撤去でございますから、それまでには仮設市場をきちっとつくってですね、そこへの移転をスムーズにしていきたいというふうに思っております、仮設市場はおおむね1年程度を予定をしております。議員おっしゃるように仮設市場イコール下里公設市場にならないようにということでございますけども、その件につきましてはこれから下里公設市場再開発委員会というのを立ち上げる予定をしております。ただ、その中におきましても過去に市場の委員会がありましたけども、その中ではやっぱり現在地というのが非常に意見として多うございます。さらには、下里通り会や市場通り会、こういう中からですね、市場がなくなるとやはり活性化ができなくなるから、それについては現在地で検討していただきたいというようなこともございます。そういうことで先程申しましたように現在地で建設するという方向に向かうのではないかとこのように思っておりますけども、詳細につきましては下里公設市場再開発委員会を立ち上げて、その中で十分に議論をしていきたいというふうに思っております。建築費につきましては、現在補償費がございまして、それを庁舎建設の基金にしておりますから、その中で、その範囲内で建築をしたいというふうに思っております。

#### ◎與那覇夕ズ子君

北小学校の再質問やっていきたいと思いますが、今現在私も行ってみたんですけども、結局ひさしからはもう鉄筋が丸出しになったりして本当にひびが入って今にも落ちそうな、そういう状況の中ですね、あと建設までには3カ年あるわけですけども、その3カ年間の間にもし事故でもあったらどうされるのでしょうかね。それとですね、トイレなども本当に子供たちが使えるような状況ではないということ。それと、北小というのは教育文化都市の発祥地でもありますね、一日も早い改築が望まれると私は思っておりますので、子供にまだ事故のないうちにですね、一日も早い取り組みをお願いしたいと思いますし、市長にこれはお答えをいただきたいと思いますが、トゥリバーがですね、今日の前に来てもう財政も緩やかになるということになっておりますので、一カ年でも早い建設を希望したいと思いますので、市長、ぜひ答弁をいただきたいと思っております。



それと、公設市場がですね、現在地であるということですので、これは市民もやっぱり現在地、食文化の発祥地でもありますし、公設市場、観光客にもですね、どこに市場がありますかというぐらいに今聞かれると、あそこですよと言うのがとても恥ずかしい。一日も早い公設市場を望んで宮古島の食材の文化と  
いいですか、食文化といいですか、その発祥地でありますから、宮古島の食材を生かしたそこで販売が  
でき、そして観光客にも宮古の住民はこういうすばらしい健康食というものを食べているよというような案  
内もできるようなね、そういう施設も含めた下里公設市場でありますようによろしく願いして私の一般  
質問を終わらせていただきます。市長、答弁をよろしく願います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

先日北小のPTA及び関係者の皆様から要請を受けました。確かに旧平良市時代に平成12年から16年の  
5カ年計画で整備をする予定になっておりましたけれども、財政事情でできませんでした。そして、平成  
17年に合併をしまして、さらに宮古島市の学校数が随分増えまして、それぞれの地域でもやっぱり老朽化  
の進んでいる学校がたくさんございます。それで、すぐに前に約束したように北小の建替えに取りかかる  
ことができません。ですから、議員がおっしゃるようにトゥリバーも売れたら一年も早い建設に向かって  
頑張りたいと思っています。よろしく願いいたします。

◎議長（友利恵一君）

これで與那覇タズ子君の一般質問は終了いたしました。

ちょっと休憩しましょうか。

（「休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

それでは、10分間休憩いたしまして再開いたします。

（休憩＝午後5時45分）

再開いたします。

（再開＝午後5時55分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

市長がまだですね。

休憩いたします。

（休憩＝午後5時55分）

再開いたします。

（再開＝午後5時56分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎仲間明典君

通告に従って質問をしたいと思えます。

質問をする前に、トゥリバー売却、非常にうれしく思います。おめでとうございます。トゥリバーが売  
れてその次のものにやっぱり意識をリセットすべきじゃないかと思えます。たくさんの課題はありますけ

れども、例えば自立経済に向けてどういうふうにするかというのをこれから本格的に伊志嶺市政として取り組めるんじゃないかと思います。また、不安材料というかね、動きとして例えば石垣が観光バブルになっていると。そういったものも調査をしながら宮古でどこの地域はどのように守ると、景観も含めて、それから自然も含めて、教育も含めて、いろんなものも含めて、流動人口の問題もありますが、トータルして宮古を描く必要があると。石垣も調査が必要だろうと、そういうふうに思います。

関連をします。まず、質問要綱は大きく分けると3点です。産業の振興、それから生活福祉、それから観光、文化の振興についてであります。

まず、産業の振興について先程佐久本洋介議員、それから嘉手納学議員も質問していたんですが、当局の努力はわかるということ踏まえて改めて伺います。伊良部漁協の製氷冷凍施設建設について現状はどうなっているのかと、具体的をお願いします。

2点目に、自立経済の中ではいろいろあるんですが、今大きな宿題の一つに下地島空港の利活用があると思います。橋がかかると、その後下地島をどうするかと、それに関して空港の活用と、それから残地の活用、その基本的な考え方が整理される必要があるだろうと。それについて伺います。

同じく下地島空港の利活用の一つですが、アジアゲートウェイ構想、県が出しているアジアゲートウェイ構想とのリンクですね。特に台湾、基隆市との交流が始まったので、台北との路線の開設とかですね、そういったものも含めて伺います。

次に、生活福祉についてであります。伊良部の水道料金の改定が今議会で提案をされております。それについて伺います。まず、1点目は水道料金がどうなるのか。安くなるのか、高くなるのか。それから、もう一つは安くなった場合にその水質保全是大丈夫なのかという点について伺います。

3点目に、台湾、基隆市との交流、今後どういうふうな交流をするのか。教育交流もあれば、文化交流もあれば、経済交流もあると思いますが、それらについて伺います。

答弁を聞いた後で手短かに再質問したいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

仲間明典議員にお答えしたいと思います。

基隆市との今後の交流のあり方でございますけども、現在台湾との交流は下地中学校が台湾市の漢口國民中学、宮古高等学校が台湾市の復興高級中学の姉妹校と毎年相互訪問するほど教育交流が活発に行われております。これからも国際化時代に順応できる人材育成のため台湾との教育交流を推進してまいります。今回姉妹縁組を締結しました基隆市は貿易で栄える港湾都市であり、経済交流による本市の経済活性化が期待できます。また、基隆市は製造業、特に海産物などの加工製造が盛んなところであり、水産関係の交流も本市にとって有効じゃないかと思います。それから、本市の基幹産業である観光についても台湾の方々のニーズに合わせた観光商品を開発して積極的な誘客を図り、観光振興につないでいきたいと考えているところであります。来月宮古一台湾間の直航便による両市民の観光交流が企画されております。あわせて基隆を母港とする豪華クルーズ船の平良港周航の再開実現に努めて海と空の両方からの交流を活発にしていきたいと考えております。今月13日には基隆市長、副市長、議会の皆様方もいらっしゃいます。大いに歓迎してこれからの両市の親睦と両市の経済、文化の振興に役立てていきたいと、そのように考えております。

◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

伊良部漁協製氷施設の施設建設について現況はどうなっているかというご質問であります。まず、伊良部漁協製氷施設については総務省の合併特例債の趣旨に適用しないこと、沖縄県水産構造改善特別対策事業で整備したことから再整備は困難であること、宮古島市単独事業としての予算確保が厳しい状況にあることから国や県の補助メニューの精査を行ってきたところであります。製氷施設は、漁業の振興、漁民の所得向上、利便性の向上等を図るためにも重要な施設であることから、漁業関係団体からも早期の施設整備の要請がございます。老朽化した製氷施設の整備を早期に目指していくためにも各省庁の補助メニューを精査して当てはまる事業の可能性を探っているところであります。水産庁の補助メニュー、強い水産業づくり交付金も含めて製氷施設整備がメニューに当てはまるか精査し、方向性を絞った上で関係省庁への申請を進めていくことになろうかと考えております。

◎水道局次長（砂川定之君）

料金改定に伴う料金の推移と水質保全についてであります。伊良部地区の水道料金は、平成20年4月の検分より改定をし、宮古本島地区と料金を統一する予定です。そのことにより年間約700万の収入減となり、1件当たり平均で年間約2,660円安くなることが予想されております。水道事業にとって安全な水質の確保は何よりも優先されなければなりませんので、料金が安くなるからといって断じて水質が変化することはございません。どうぞ安心して大いにご使用いただきたいと、このように願います。

◎下地島空港等利活用推進室長（島尻 強君）

仲間明典議員の下地島空港利用計画における空港と残地活用の基本的な考え方、それからアジアゲートウェイ構想とのリンクについてお答え申し上げます。

まず、下地島空港と残地の利活用についてであります。平和的利活用と新たな地域振興の推進を基本方針といたします。現在下地島空港等島利活用計画策定に向けて取り組んでいるところであります。この利活用計画策定に向けましては、企画提案書を7月の17日から8月24日の期間で募集いたしました。現在6社から企画提案書が提出されておりますので、今後調査事業者を決定いたしまして、具体的な内容について調査、検討してまいりたいと考えております。

次に、アジアゲートウェイ構想とのリンクについてであります。7月の中旬、政府のアジアゲートウェイ構想を踏まえた沖縄県独自の取り組み方針が策定されまして、空港の新たな利活用の可能性も広がってまいりました。市といたしましては内外の諸動向や県の動き、こういったものを見据えつつ現在策定中の利活用計画におきまして本空港の利活用の戦略的ポイントを探り出しながら同構想の具体化につながるような提案をしてまいりたいと考えております。

◎仲間明典君

まず、製氷施設なんですが、先程総合支所長が答弁をさせていただいた強い水産業づくり交付金の中の沖縄県水産業生産基盤等の整備ですが、これは補助率が3分の2ということでありまして、残りの3分の1をどうするかを県と協議をするべきだと思うんですが、それについて私の得た情報では国にはその交付金が若干余っているということなんで、ぜひですね、市長、それから副市長、積極的に要請をしてですね、今年度内にその製氷施設がつかれるように努力をしていただきたいと思います、これはお願いです。

それから、下地島空港の利活用なんですが、今団塊の世代というのが問題になると。その団塊の世代も

視野に入れてですね、それから福祉というか、老人も含めて下地島空港の残地には検討を入れたほうがいいんじゃないかと私は、これも意見ですね。そういったものを含めてもっと明確にですね、空港の活用と残地の活用、そのリンクと。それから、橋ですね。橋と、それから既存の宮古空港との整合性と、そういったものもきちんと整理をしてこの問題には当たらないといけないというふうに思います。これは、答弁は要らんです。

それから、水道料金の改定なんですけど、1,459円から892円になると。これは、ひとり暮らしの老人にとっても非常に大事なもんだと思いますが、ひとり暮らしの老人だとですね、どれぐらい年間にその生活費の中で水道料金が浮くのかと、これについて伺います。

それから、最後の台湾、基隆市の今後の交流のあり方についてですが、これは教育交流の場合は教育関係者、文化交流は文化関係者でやればいいんですが、経済交流に関しては民間とですね、行政が1つになってやらないといけないと思います。そのためには民間にも、それから行政にも専従の職員を配置をしてですね、経済の動向、それから台湾の動向、宮古から何ができるかと、あるいは台湾の資本を宮古にどういうふうに入れることができるかと、これは石垣も含めて1つのエリアとしてですね、セットすれば自立経済の中でも宮古の海外への、海外貿易というか、そういったものへも成長する可能性があるかと。そういった意味で21世紀にふさわしいですね、地方自治体のあり方が模索できるんじゃないかと私は思います。これもお願いします。ただ、歴史的なつながりが強い地域だからもっと丁寧に扱うべきだと私は思います。

再答弁をですね、水道料金のみ限定をしますんで、よろしく願いいたします。

#### ◎水道局次長（砂川定之君）

料金改定によりましてひとり暮らし世帯においてどれだけの料金の違いが生じるかということですけども、ひとり暮らし世帯における一月の使用水量は大体3から5立方メートルとなっています。1立方というと大体ドラム缶の5本分ということになりますね。一般用で使用水量が3立方メートルと仮定した場合において現行料金では1,459円ですけども、改定料金で892円となり、567円安くなります。年額では6,800円程度軽減されることとなります。

#### ◎仲間明典君

合併をして伊良部島、特に伊良部地域が一番もうかったのは水道料金で、大変ありがとうございます。特に佐良浜の水道工事ですね、丁寧にさせていただいて、またさらに追加工事もあると聞いております。命の水でありますんで、ひとつ丁寧にですね、粗相のないようお願いをして私の一般質問を終わります。

#### ◎議長（友利恵一君）

答弁を要しない要望事項は、答弁するより重い要望だと受けとめていただきたいと思います。とっております。

これで仲間明典君の一般質問は終了いたしました。

#### ◎宮城英文君

今日最後となりましたので、しばらくご清聴お願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。ひとつ実のあるご答弁をいただきたいと思います。初めに、農業行政についてお伺いいたします。初めに、サトウキビの生産計画についてお伺いいたします。サトウキビの作付面積は、ここ数年4,300ヘクタールと横ばい状態で推移しており、生産量は近年右肩下がりの状態になっております。今年、特に春先から宮古1号に葉枯病が蔓延し、被害が拡大しました。

また、生育の旺盛期である6月から7月にかけて一月以上の干ばつがあり、ここに来て池間地域や城辺地域の一部から野鼠の被害も出ており、生産量が心配されますが、今期の収穫予定生産量はどれくらい見込まれるのかお伺いをいたします。

次に、ハーベスター導入と生産分岐点についてお伺いをいたします。現在50台近くのハーベスターが稼働しており、去った製糖期の稼働率は全体で18.8%で、一番低い地域は城辺で11.3%、高い地域は下地の37.1%とハーベスターの運営状態はよくないのが現実であります。収穫率の上がない主な原因は何にあるのか、採算はとれるのかご答弁をお願いいたします。

次に、サトウキビの新価格制度についてお伺いします。サトウキビの新価格制度は、今年度産から実施の運びとなりましたが、生産農家への交付金申請期限が去った8月31日までとなっており、90戸が未申請とのことでありました。申請作業は完結したのかお伺いをいたします。

次に、ハリガネムシの駆除対策についてお伺いをいたします。サトウキビの増産は、作付時の土壌処理が一番大事であり、サトウキビの根の部分の芽を食べ、株の出を阻害するハリガネムシの駆除対策が重要であります。行政機関の指導指針によりますと、新規農薬のプリンスベイトを奨励し、本市においても補助農薬に指定して今期の夏植えから使用されているようですが、どれくらい普及しているのか。また、使用料、価格、補助率などについてお伺いをいたします。

次に、野鼠の防除についてお伺いをいたします。7月に入って池間島でかなりの被害が出ているので、一斉防除が行われました。従来8月の夏休みから寒露の時期を外して実施しており、時期的に遅いと思っております。新たに城辺地域からも被害の報告が入っており、一番9月初旬が適当であると思っておりますが、当局の計画について聞かせてください。また、防除方法についても空中防除か、それから地上防除かご答弁をお願いします。

次に、肉用牛についてをお伺いをいたします。初めに、飼養頭数についてお伺いをいたします。EPA交渉が懸念される中で肉用牛の子牛競り価格は変動はあるものの高値で推移しております。ところが、8月の競りにおいても子牛の上場頭数は380頭台で減少しており、飼養頭数も減少の傾向で畜産振興に支障を来すおそれがあります。畜産の現状と取り組みについてお伺いをいたします。

次に、保留牛のあり方についてお伺いをいたします。子牛価格が高値で推移しているため、畜産農家では保牛の更新を先送りして繁殖牛の高齢化を助長しているように思われます。指針によりますと8産までとなっておりますが、本市ではどうでしょうか。昨年の保留牛は200頭足らずでした。現状推移していくと優良牛生産に支障を来すものと思っております。自家保留牛のあり方を検討して助成を増額して畜産振興に努力していただきたいと思っておりますが、この件については3万から15万とか10万補助率を上げてということになりますので、ここは答弁は要りません。

次に、子牛のひづめのカットについてお伺いをいたします。情報によりますと、今年12月の競りから子牛の削蹄をして競売するよう指導されているようですが、なぜなのか。それから、義務なのか、削蹄費用は幾らか、だれが負担するのかお伺いをいたします。

次に、宮古牛のブランド化についてお伺いをいたします。だれもが望むところだと思いますが、お隣の石垣島には10年遅れていると思っております。宮古圏域は、リゾート開発が本格化し、伊良部架橋が完成するころには2,000室以上のホテルが新設され、観光客の増加が予測されます。宮古島の一番特産食材と言えば

牛肉だと思えます。宮古生まれの牛は、去った9月7日の沖縄県枝肉共進会において優秀賞に輝いており、枝牛も487キロ、格付がAの5、価格は170万円と県紙にも載っておりました。ぜひとも本市が中心になって国の支援を探りながら安定した肥育ができて地産地消の趣旨に見合う取り組みがかなうよう当局の知恵とアイデアと努力をお願いいたします。

次に、環境行政についてお伺いいたします。初めに、新ごみ処理施設建設についてお伺いいたします。反対住民との合意形成についてであります。待望の新ごみ処理施設については、長年の歳月を得てようやく建設の運びとなりました。ところが、近隣の住民との合意形成がなされておらず、1,300名から成る反対署名も要請されており、課題は残されております。建設に当たっては不可欠になるのが地域住民の理解と協力であり、施設の社会的要求と環境との整合を図り、よりよい生活環境が望まれます。当局は、今後どのように取り組んでいくのか、市長にお伺いいたします。それから、住民との同意書となるものは必要ないのか、その辺もお伺いします。

次に、環境アセスメントについてであります。ごみ焼却炉施設からは排ガス、排水、臭気、騒音、振動などが発生するおそれがあり、これらの汚染を未然防止する手段として事前に環境に与える影響を予測評価し、その結果を関係する地域住民に説明するとともに、意見を取り入れながら環境への影響をできるだけ少なくするため一連の手段、手続が必要であります。環境アセスメントは実施するのかどうかお伺いいたします。

次に、機種を選定についてであります。以前から機種選定委員会の答申どおりストーカー方式に決定と選定されておりますが、今もそのとおりなのか確認をいたしたいと思えます。

次に、新聞折り込みチラシの対策についてお伺いいたします。来年の4月からごみの有料化が実施され、スーパーのレジ袋も有料化されますが、ごみの分別、リサイクル利用及びごみの減量化によって省エネ及び生活環境の保全など市民への指導と協力を求めています。チラシ類は、リサイクル原料として不向きで焼却処分しかないと思えますが、チラシに対して処分量の有料化はできないものかお伺いをいたします。

次に、野犬、野良猫の対策についてお伺いをいたします。野犬による家畜の被害が続出しており、その対策が望まれます。本市においては、全般的にその数は増えており、集団で移動しているのがよく見受けられます。早急に捕獲して一掃していただきたいと思えます。また、野良猫に対しても同じように捕獲して何らかの対策がとれないものかお伺いをいたします。

次は、資源リサイクルセンターについてお伺いいたします。初めに、稼働状況についてお伺いをします。今年から本格的に稼働に乗り出しておりますが、その現況についてお伺いをいたします。

次に、原料確保と堆肥生産についてお伺いをいたします。堆肥の原料については、製糖工場の余剰バガスが主であり、サトウキビの生産量によって左右され、その年によっては大きく変動しますが、原料の確保に対する契約はあるのか。また、バイオマス研究によってバガス、廃糖蜜の有効利用、バイオリンなどがありますが、このような有機質資源の活用については検討しているのかお伺いをいたします。

次に、破碎機の改善についてお伺いいたします。住宅、公園、街路樹などから発生する廃棄物の大型化で設置してある破碎機は能力が小さく、支障を来しているように思えます。改善の必要はないのかお伺いをいたします。

次に、バイオ燃料についてお伺いをいたします。初めに、現在の状況についてお伺いいたします。環境

省地球温暖化対策技術開発事業で2005年から廃糖蜜を原料に燃料用エタノール生産プロセス開発及びE3燃料実証試験開発がなされ、今年度からは生産プロセスの総合評価及び廃糖蜜有価物の総合利用評価など検討し、本格的な生産と実証走行試験を実施する計画になっておりますが、現在の状況はどうなっているかお伺いをいたします。

次に、全車両走行についてお伺いをいたします。2011年度までに全車両にE3燃料を使用し、走行を実証する計画になっており、報道によりますと2万台となっております。車種選定があるのかどうかお伺いをいたします。

次に、製造計画についてをお伺いをいたします。宮古島には年間6,000トン以上の廃糖蜜が生産されますが、バイオエタノール製造量計画はどれぐらいなのかお伺いをいたします。

次に、バスの運行計画についてお伺いをいたします。国土交通省のモデル事業で庁舎間及び公共施設を循環させるバスを運行し、バイオディーゼル燃料とバイオエタノール燃料を使用して走行するモデル事業が選定されましたが、実施の時期とバスは複数で運行し、それぞれバイオディーゼル燃料車とバイオエタノール燃料車なのかお伺いをいたします。

次に、公園管理についてお伺いをいたします。各地域における公園施設内のデイゴの被害状況と対策についてお伺いをいたします。デイゴは、沖縄県の3大名花とされ、宮古島市においても市花、市木として選定され、希少価値の高い存在にあります。今このデイゴの木が危機にさらされており、そのほとんどが末期現象状態で救助を求めています。原因は、病害虫の寄生によるものと思われそうですが、当局は気づいているのでしょうか、早急の対策が必要だと思います。どうするのか答弁をお願いいたします。

次に、サニツ浜ふれあい広場の駐車場縁石の被害状況と復旧対策についてお伺いをいたします。市町村合併前の下地町コミュニティーアイランド事業で再整備され、縁石は宮古島産トラバーチンが使用されており、景観のいい立派な駐車場であります。ところが、縁石の天盤の一部が多いところでは連続して34枚もはがれとられており、全体で80枚以上の被害が出ております。当局は、この状況は把握しているのか、修復についてはどのように対策するのか、その時期等についてもお伺いをいたします。

次に、信号機についてお伺いをいたします。場所は、旧下地庁舎前の信号機であります。この信号機は、西側から進入する場合、通常信号機と同じく赤の表示で停止しますが、赤の点滅で通行する異例な仕組みになっており、歩行者やドライバーなどが戸惑い、信号待ちするような状況下にあります。なぜそのような信号機にしたのか。通常信号機に変更できないものかお伺いをいたします。

次に、下地中学校体育館東側の塀の復旧についてお尋ねします。台風被害によって大変危険な状態で傾いております。隣の畑では夏植えの準備を急いでおりますが、塀の復旧工事が終わらないと農作業ができない状態で困っており、また学校現場でもありますので、子供たちの安全確保ができず、早急な対応が望まれます。いつごろ工事着工ができるのか、被害の状況はどれぐらいなのかお伺いをいたします。

次に、伊良部架橋についてお伺いをいたします。初めに、島興しプロジェクト事業についてであります。宮古島と池間島が池間大橋によって陸路が結ばれ、来間島は農道橋によって宮古島と1つになりました。残された伊良部架橋については、その実現に向けて当時の市町村会で伊良部架橋促進協議会を設立し、島興しプロジェクト事業を計画し、地域の活性化、地域振興を図る中で必要不可欠であるとその実現に向けて要請されたものと思います。目的が達成し、架橋建設が着手した今、これからのプロジェクト事業について

はどのようになっているのかお伺いいたします。8項目にわたって列記してありますので、よろしくお願いいたします。

次に、伊良部架橋歩道設置についてお伺いいたします。建設計画によりますと、総延長6,500メートル、幅員が8.5メートル、車道が片側3メートルの6メートル、それから路肩が片側1.25メートルの2.5メートルの実施計画で進められており、架橋の完成によって宮古圏域が一体化し、交流、物流が拡大し、観光振興によって入域観光客数が現在の4万人から30万人が見込まれており、架橋は夕日の絶景の名所として歩行者の往来が予測されます。架橋は、特殊技法で建設され、その耐用年数も100年と聞いております。より安全で安心して利用できる歩道設置ができないものかお伺いをいたします。

以上、答弁を聞いてから再質問をいたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

宮城英文議員にお答えします。

環境行政でございますけれども、新ごみ処理施設でございます。反対している住民に対しては、今後も1戸1戸お訪ねして今後も事業の必要性和緊急性を説明し、また住民の要望も聞きながら合意形成を図ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、新聞の折り込みチラシの処分についてでございますけれども、一般家庭や公共施設等から排出される折り込みチラシは新聞などと同様に紙類の収集日に現在回収をいたしまして、資源ごみとしてリサイクルを行っております。ただ、ぬれたものやきちんと分別されていないものについては現在のところ焼却処分ということになっております。市民の皆さんには今後とも紙類を含めごみの分別に努めていただきたいと思っておりますし、今後とも啓蒙活動をやっております。また、民間の事業所等から搬入される紙類については他の廃棄物と同様、有料で回収して焼却処理をいたしております。

それから次に、野犬や野良猫の対策でございますけれども、野犬による家畜被害が相次いで起こっております。市といたしましては、宮古福祉保健所等と連携をとりながら捕獲を実施しておりますが、現在の体制では十分に対応できていないのが現状であります。今後の対策といたしましては、各地区ごとにですね、旧市町村単位で捕獲員を配置をして市民からの苦情あるいは家畜被害について迅速に対応できるよう万全の体制をとってまいりたいというふうに考えているところであります。また、野良猫の対策についてでありますけれども、現行法では犬に対する捕獲が許されているものの、猫については動物愛護の観点から捕獲できない状況にあります。したがって、その対策といたしましては市民の皆様には市販の機材を購入してもらって各自で対処していただいているところであります。なお、飼い猫については直接福祉保健所へ持ち込んだ場合、福祉保健所のほうで引き取ってもらえることになっております。

次に、バイオマス燃料についてでございます。環境省の委託で株式会社りゅうせきが実施しているE3実証車走行試験は本年度で終了することになっております。現在本市の公用車については189台、全体では321台の車両が登録されていると聞いております。まず、本年度1,000台の車両を対象にすることを目標としておりますので、本市における市が有している公用車全車両についてE3実証実験の対象車両として登録をしてまいりたいと思っております。なお、車種の選定があるのかということでございますが、今のところすべてのガソリン車を対象としております。また、今後の展開といたしまして内閣府を初めとした1府4省



が進める宮古島バイオエタノールアイランド構想におきまして宮古島市すべての給油所に供給施設を整備して近い将来全市民が利用できるような事業の拡大実施が予定されていると伺っております。

◎経済部長（宮國泰男君）

質問が相当多岐にわたってございます。答弁漏れがありましたらご指摘をお願いをいたします。

まず、サトウキビの生産計画についてでございます。20年、21年期でございますけれども、3,663ヘクタール、生産量にしまして、これは7月の生産予想でございますけれども、24万7,915トンというふうに予想をしております。平成22年度の、2年度計画でございますけれども、これを4,055ヘクタールまで拡大するというので、生産量も28万745トンを目標としてたどりま動いております。

次に、ハーベスターの導入の件で稼働率が低いのではということでございます。現在50台近いハーベスターが動いているわけでございますけれども、この部分です、採算分岐点というのは小型ハーベスターで最低でも1日当たり13.8ヘクタール、中型で21.3ヘクタール、大型ハーベスターで22.6ヘクタールというような形で沖縄県での1つの事業の進め方としてそれを下限面積というふうにとらえてございます。その中で各地によって、地区によってハーベスターの稼働率がばらつきがあるということでございますけれども、確かに各地区、非常にばらつきがございます。これは、多分補助条件、そういうもの等がですね、あるのかなというふうに考えてございまして、例えば圃場整備の整備率につきましても城辺地区につきましては25.5でありますし、下地地区につきましては51.6というような圃場整備の率がございます。そういうのも一部関係しているのではないのかなというふうに考えてございまして、早期にやはり圃場整備については行う必要があるというふうに考えてございます。

次に、サトウキビの新価格制度について今の現況はということでございますけれども、要件審査の申請書はですね、平成19年9月6日の現在におきましては平良農家数1,478件、城辺1,477件、下地568件、上野485件、伊良部989件が手続を済ませておりまして、大体全部のものが手続は終わってございます。ただ、平良地区におきまして1件のみですね、農業年金受給者の名義変更の手続があるということで残ってございます。

次に、ハリガネムシの駆除対策でございます。その中でどれぐらい使われているかということでございますけれども、今ですね、非常に効果の高いものとしてプリンスベイト剤というのが出てきておりまして、ハリガネムシに対してですね、非常に有効であるというような実証試験の結果が出てございます。ということで今年度からプリンスベイト剤もですね、その補助事業の中に入れ込んでございますけれども、まだまだ使用量としては少のうございまして、全体の中では約2%程度であります。そういうことで今後ともですね、実証試験の結果をきちっと踏まえて普及に図っていきたいというふうに思っております。数量的には514袋程度が使われてございます。

次に、野鼠の防除についてでございます。どのような形で防除するのかということでございます。これまで航空防除でやってまいりました。ですが、池間地区というのは航空防除をしていない地区でございます。それは向こうに湿原があるとかですね、そのような形で航空防除の対象外でありましたし、個人に配布して農薬を自分でまいてもらうというような形でありました。ですが、被害が相当発生しているということで8月3日にですね、池間自治会全員を集めまして、農家の方集めまして一斉防除をしております。効果が出ているというふうに聞いております。今回防除をこれからやるわけでございますけれども、航空

防除と地上防除をですね、併用してやりたいというふうに思っております。航空防除の場合は、風の関係からですね、牧草地の周りとか、あるいは牛舎の周りとか、有機栽培している畑地の周りにつきましてはですね、相当距離をとってヘリを飛ばしてございます。そういう関係もありまして、やっぱりまかれていない場所が、畑地があるということでございます。その部分に関しましては、地上防除ということで2機の防除機械を導入しまして、そういうところを地上防除でやりたいということできめ細かな防除体制をとりたいというところでございます。

次に、肉用牛についてございまして、飼養頭数が減っているのではということでございますけれども、18年の12月末の調査によりますと1万3,111頭という数字が上がってございまして、前年より1,191頭増加傾向にございます。市の補助は、奨励補助事業の中で188頭交付してございまして、さらには農協牛として年間150頭から200頭ばかり導入されております。そういうことで現在は少し増えている状況にございますけれども、なおよりよい母牛を残すと、自家保留するというところでですね、今度から補助のやり方というのを農家の皆さんと協議しながら変えている状況にございます。

次に、母牛の更新は8産をめどにしてということでございまして、この更新状況はということでございまして、これを見るにはやっぱり廃牛がどれくらいあるかという部分が一番大事かなと思うんですが、現在食肉センターで入ってきているのは年間100頭から120頭が廃牛として淘汰されているわけでございまして、実質的には410頭から430頭ぐらいがですね、更新がされているというふうに思っております、これは多分競り市場でですね、成牛として取引がされているのではないかと思います、大体300頭前後は競り市場での取引というふうになるかというふうに思います。

次に、子牛のひづめのカットの件でございまして。毎年購買者の誘致を行っておりますけれども、購買者の皆さんからはですね、ひづめなどとかですね、毛刈りなどを徹底してほしいということをお願いしてございます。そういうことで宮古の家畜競り市場からですね、畜産農家の皆さんに19年の8月8日にですね、爪切りの徹底についてお願いの文書を出してございます。この場合、子牛の爪切りというんですかね、これについては2,000円、母牛については3,000円ということでやってございます。これは、やはり姿勢がよくなるとか、ひづめの形がよくなるとか、あるいは牛の運搬中における事故防止、こういうもので必要であるということで呼びかけをしてございます。

次に、宮古牛のブランド化ということについてでございます。確かに八重山牛、石垣牛ですか、非常にいいブランド名で売られてございます。宮古においてもそのブランド化というものについてはですね、農協と協力しながら取り組んでいるところでございますけれども、まだまだその生産頭数というんですか、販売頭数が少ないということもありまして、そこまでブランド化ということまでいっていない状況にございますので、今後ともこれにつきましては取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、資源リサイクルセンターについての件でございまして。稼働状況はということでございまして、18年の10月から試験的に稼働いたしまして、6月から販売を始めているわけでございますけれども、6月の販売量が228トン、111万1,000円、7月の実績が230トン、100万3,000円ですね、8月が303トン、162万9,000円というような形でですね、順調に販売をしているということでございます。そのための原料確保と堆肥の生産はということでございまして、現在JAの野田畜産センターあるいは一般の畜産農家から月約180トンばかり納入をしてございまして、バガスとケーキの混合したものがですね、去った製糖期に1,200ト

ン、そして剪定枝がですね、4月から8月までで約406トン納入、搬入されております。そういうものを使用しまして現在生産をしているわけでありまして、現在建築中の畜舎、120頭置き場が現在つくられておりますけれども、そういうものからの搬入がございまして、農家さんからも搬入したいという希望がございまして、原料の確保については十二分にできるものだというふうにしてございまして、製糖会社からのバガスとケーキにつきましてはですね、今期の製糖からですね、優先して措置していただくということになってございます。

次に、資源リサイクルセンターの破碎機の改善ということで、ただいま小型の破碎機が入ってございまして、搬入量に対応ができておりません。これは、やっぱり旧上野村に対応する規模で導入がされてございますので、そのような状況で現在の搬入量に対応はしておりませんが、中型の破碎機につきまして県とただいま調整中ではございまして、平成20年度に村づくり交付金事業でできるように今調整を進めてございます。ただ、一部につきましては1度納入されているので、難しいのではというようなこともございまして、きちっとした説明を行いながら機械の導入に向けて努力していきたいと、そのように思います。

#### ◎環境施設整備局長（平良光善君）

新ごみ処理施設建設についてお答えをいたします。

環境アセスメント調査を実施するかどうかということですが、環境アセスメント調査というのはごみ処理施設が周辺にどのような影響を与えるのかを調査するものであると同時に、周辺住民の生活環境を守るための調査でもあります。ごみ処理場建設の際は、沖縄県環境影響評価条例の規定によりまして調査を義務づけられております。

それから、機種はストーカー方式なのかということですが、合併前の計画でストーカー方式と決められておりますが、これにつきましても検討委員会で再検討をしております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

バイオマス燃料のバスの運行計画についてでございます。この事業は、エコアイランド宮古島における循環型地域社会構築へ向けた省エネルギー交通システム整備事業としまして宮古島市役所、協栄バス、八千代バスの3社が実施団体としまして8月1日にNEDOから補助金交付決定を受け、事業を実施しております。NEDOとは独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構の名称でございます。事業の概要としましては、宮古島において最大の事業者である市役所を対象とした交通マネジメント計画と管理、それから島内生産のバイオ燃料を活用した地産地消による循環型地域社会構築へ向けて通勤時のバス利用や庁舎間移動をバスに移行させる交通システムを構築することによりエネルギー使用量の削減を図り、この交通システム内に主要交通拠点、平良港、主要拠点、宮古空港をルートに含めることにより伊良部島の活性化、島民のモビリティ、移動性ですね。向上を図っていくものでございます。工程といたしましては、9月から10月にかけて移動実態の把握、ルート及び交通課題等の整理を行い、広報、チラシ等により広報活動運行準備を行います。11月から12月、2カ月にかけて実際にバスを走らせ、実証運行実験を行い、1月か2月に効果等検証し、NEDOへ実績報告を行います。

公園の管理の各地域における公園施設内のデイゴの被害状況の対策についてでございます。宮古島市の都市公園においてのデイゴの木があるのが平良地区でカママ嶺公園、盛加越公園、船立公園、袖山墓地公

園、城辺地区で福里公園、城辺総合公園、上野地区で大嶽城址公園、下地地区でツノジ公園、ほかに経済部が管理している公園があります。現在デイゴの分布調査は行っているのですが、被害調査は行っていません。その理由としてヒメコバチと呼ばれる体長1から1.6ミリの小さなハチがデイゴに寄生し、デイゴの葉と裏に虫こぶができる被害が多発してきているのが事実ですが、県内ではまだ農薬が登録されておらず、森林資材研究センターが薬剤等による防除研究をしているのですが、現在のところ有効な防除方法が見つかっていないのが現状です。

伊良部架橋の歩道設置について。伊良部架橋の歩道設置の件につきましては、現在の実施計画では両側にそれぞれ1.25メートルの路肩で対応することになっておりまして、現在の段階では変更することはできませんが、伊良部架橋が完成し、供用後に架橋を取り巻く状況に変化が生じまして歩道設置の必要性が認められれば現在の幅員内で歩道設置は可能だと思います。

#### ◎下地支所長（平良哲則君）

宮城議員に公園管理についてお答えをします。

下地地区のサニツ浜ふれあい広場の被害状況とその復旧対策についてですが、サニツ浜ふれあい広場の事業は平成8年度から平成9年度にかけて整備をされた公園で、築10年が経過をしております。宮城議員指摘のとおり駐車場周辺の境界縁石が約50メートルにかけてはがれ落ちた状況になっており、今後も進行するおそれがあります。この広場一帯は、グラウンドゴルフやイベント開催等で多くの市民から利用されておりますので、安全の面からも今後復旧に向けて財政担当課とも協議を行ってその対策を図っていききたいというふうに考えております。

#### ◎市民生活課長（村吉順栄君）

宮城英文議員の信号機に関するご質問にお答えいたします。

旧下地庁舎前交差点の信号についてであります。この交差点は変則的な交差点で、西側からの道路幅が狭く、信号は赤の点滅式になっております。ご指摘では西側道路からの信号を青に変更できないかとの要望と認識していますが、宮古警察署に変更の可否について伺ったところ、西側からの信号を対面と同じく青にすると道路の広い東側からの車両と道路の狭い西側からの車両が交差点に入る際、交通事故が懸念されるとのことです。同信号を点滅式にした理由として、交通量と国道と市道との幅員の幅で現在の優先順位になっており、交差点内での事故防止等の観点から変更は困難との見解であります。

#### ◎地域振興課長（長濱博文君）

宮城英文議員の伊良部架橋についての島興しプロジェクト事業についてお答えいたします。

伊良部架橋早期建設を促進するために平成5年5月に宮古島興し最新プロジェクト情報に関する調査報告書が伊良部架橋促進協議会により策定されました。その中に議員のご質問にありますように自然エネルギー、マリンスポーツ、熱帯果樹、フライト農漁業、国際空港、中国台湾中継基地などのプロジェクトが盛り込まれております。これは、宮古で導入可能なプロジェクトを積極的に導入して公的資金活用や民間企業の参画などを図りつつ伊良部架橋の早期建設を要望し、あわせて地域活性化につなげていこうというものであります。そのような中、宮古島市では資源循環型エコアイランドを目指して平成18年度にはバイオオマスタウン構想、本年度は新エネルギービジョンを策定し、宮古島次世代エネルギーパークとして国の指定を受ける準備をしているところであります。また、下地島空港等利活用計画の本年度策定に向けて取

り組んでいるところでありますので、その中で具体化に向けた方向づけがなされるものと考えております。いずれにいたしましても平成5年に宮古島興しプロジェクトが作成されてから世界的地球環境問題や国際情勢などが大きく変化しておりますので、それらに合わせつつ宮古島市全体の活性化に向けた伊良部地区地域振興実現に向けて取り組んでまいります。

#### ◎教育施設課長（友利悦裕君）

宮城英文議員の下地中学校体育館東側の塀の復旧についてお答えをいたします。

下地中学校体育館東側のブロック塀につきましては、現場を調査したところ、およそ30メートルの箇所が倒壊しそうな状況にあります。教育委員会といたしましては、現地調査をし、改修工事の設計、積算を行っておりますが、およそ200万円余の予算が必要であります。工事費の予算については、財政担当課とも調整をし、補正予算での早目の対応をしていきたいと考えております。

#### ◎宮城英文君

再質問を行います。

ハーベスターの採算分岐点ということで私なりに試算をしてみたんですけども、小型ハーベスターを導入しますと2,000万ぐらいかかるようです。借入入れを10年としますと減価償却が8年で見ましたらですね、大体年間600万ぐらい、この燃料費というのも1トン当たり515円かかるらしいですから、人件費を1台に1万円を2人というふうに見ますと大体617万ぐらいかかるんです。だから、1,500トンないし1,400トンはノルマだろうと思います。今機械化を奨励してハーベスターを導入したいという農家も多いんですけども、行政指導としてはまず悪くても1シーズンに1,400トンぐらいの刈り取りがなければこれちょっと無理じゃないかと思っておりますので、そういった指導をお願いしたいと思っております。

次に、宮古牛のブランド化ということですが、たしか今宮古では肥育牛農家がほとんどなくて、JAあたりがやっておりますけれども、これを何とかですね、国にお願いをしてメニューを出してもらってですね、ここは気温が高いから暑いということもありますけれども、それは自然エネルギーを使うということで風車を入れましてですね、何とか設備の対応を整えて農家に計画出荷できる体制ができるまで援助しながらですね、伊良部架橋が完成するまでの間にぜひともブランド牛を誕生させておいてですね、観光に役立ててほしいなと思っております。

折り込みチラシの件ですが、私は地元の2紙を1カ月間調査したんですが、1紙で880グラムぐらいかかります、一月にですね。だから、福祉保健部が試算している処分量が1キロ23円というふうにしてありますので、これに見合うような何かの措置をとれないのかという希望でありますけれども、何か新聞紙と一緒に回収していると言っているんですが、このチラシのインクは特殊だと思うんですよ。これが回収本当にできるのかどうかもう一回確認したいと思っております。

それから、特に野良猫なんですけれども、私は毎日のように観察している場所があります。これは、もう24時間体制で私が起きている間は観察をしております。しかも、10匹以上おるんです。最近少なくともはおりますけれども、これが勝手にですね、道のそばにはふんをまき散らすんです。それから、民家に入ってもそのとおりですね、掃除しても物すごく臭いがきついです。だから、カママ嶺東側一帯、あれはだれが住んでいるかわからないんですけども、その一帯は野良猫の被害が非常に大きいです。地域の住民は、この新ごみ処理施設建設に反対するほどにですね、もう大変な目に遭っておりますので、この

問題が大きくならないうちに何とかの対策をとってもらいたいと思います。

それから、資源リサイクルセンターの原料の確保でありますけれども、私は2工場ありますけれども、契約はしてありますかとも聞きましたが、その辺をもう一回確認したいと思います。

それからですね、バイオマス開発についてですけれども、全車両に走行試験をするということになっておりまして、2万台と報道で限定しているから、この2万台というのは車種の選定があるかというふうに聞いたんです。宮古島では、新聞で見たんですけれども、2006年の3月現在で全車両で4万1,437台になるわけです。だから、乗用車だけでも2万4,000台以上あるし、軽の貨物車を含めると3万6,000台という台数があるんです。全車両というものと2万台というのは半分ぐらいにしかならないもんですから、この辺を国とも確認を早目にしていただきたいと思います。

次に、製造量について伺っていますけれども、宮古島では6,000トンの糖蜜が発生しますが、まず年間にどれぐらいつくるのか。また、これまでのように沖縄製糖の製糖期間中だけにするのかですね。今期は、1,200リッターを1日4,000リッターに改造して準備はしてあると聞いてありますので、その辺を時期的なものなのか、年間稼働するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、バス運行についてはですね、私があえて聞いているのはディーゼル車とバイオエタノール車の2車、2種類ですね。燃料の種類からすると2種類で運行するというふうにしているもんですから、この2種類ですかと聞いているんです。この辺ももう一回確認したいと思います。というのはバイオディーゼルというのは宮古には月に17キロリットルぐらいしか今できません。だから、バイオディーゼル車が走りますとですね、燃料が不足するはずですから、ないかもわかりません。そういうものを確認したいためにあえてこれは取り上げてありますので、その辺をガソリンエンジンのバスのみなのかを確認したいと思います。

それから、信号機のことですけれども、これはよく注意をして交差点は出ておりますけれども、まず法律では赤を黄色のシグナルをつけておいてこれを守れと言っております。特に1年生の入学の時期にはですね、ランドセルを背負わせておって、はい、今は青ですから、みんなで渡りましょう、今は黄色ですから、ちょっと注意して待とうと、赤ならとまれと、こういうふうに適正指導しておいてですね、あの信号はちゃんとあるんですよ、2つ。赤と黄色があつてですね、赤の表示のときはもちろんとまっているんですけど、次黄色になって青になるかと思ったら赤の点滅に戻るんです。だから、市長もですね、初めはこれ戸惑うはずなんですよ。新入生連れて行って赤で走れ、通行しなさいということが、ここは通らないと思いますよ。しかも、今新庁舎に変わって西側からの交通量もあるんです。だから、紛らわしい信号機ですね、あれ設備としてそんなに値段も変わらないと思います。それから、交通事故というのはどこでも不注意からですから起こります。その辺をもう一回警察とかけ合つてですね、正規の信号にしてもらうように私は要望したいと思います。

以上、答弁を聞いて質問を終わりたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

英文議員、これ信号についてだけが要望ですか。

（「みんなさ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

いや、みんなじゃないでしょう。

◎建設部長（平良富男君）

バスの運行のバイオ燃料についてですけど、これディーゼルですね。ディーゼル燃料を使うということです。廃油を利用したバイオ燃料です、ディーゼルの。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、折り込みチラシの件でありますけれども、新聞と同様にですね、紙類の収集日に回収をいたしております。市内に1業者紙類の回収する業者いらっしゃいますけれども、そこでリサイクルにするということで引き取ってもらっております。リサイクルされているものと考えております。

それから、野良猫の対策をどうするんだということでありますけれども、今は現行法で捕獲することができないというふうな厳しい今状況になっておりますが、まず他市ですね、他の自治体などがどういった対策をとっているのか聞き取り調査などをやってみたいと。それから、ある自治体では野良猫の対策として避妊治療に対する助成を行っているというふうな自治体もあるようであります。その辺についても今後調査をして対応策とれるかどうかですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

◎経済部長（宮國泰男君）

ハーベスターの件でございます。小型のハーベスターを導入したいという個人もおられるということでございまして、確かに逆算していくと年間1,300トンあるいは1,500トンという数字が出てまいるかと思えます。その導入につきましてはですね、ハーベスター協議会というのがございまして、または糖業社を含めまして部内でどういう形で普及できるのか検討をさせていただきたいというふうに思います。

次に、宮古牛のブランド化という部分でございますけれども、肥育につきましては現在農協のみがやっております。一般農家がやってはございません。ですが、石垣においても肥育されておりますし、沖縄本島においても肥育されたものですね、非常に質のいいものできていたということであれば、そんなに気候条件は変わるものではありませんから、やっぱり肥育技術の取得が必要であろうというふうに思います。今後の観光産業に対応するためにもやっぱりブランド化というのは必要だというふうに思っております。今後農協とどういう形で増頭ができるのか、その辺を協議をしながらやっていきたいというふうに思います。

次に、リサイクルセンターのバガスとケーキの契約をしてあるかということでございますが、協力お願いをいたしまして供給するというについては確約を得ています。ただ、年間どれだけという契約につきましてはまだでございまして、これにつきましては運搬費の問題があるとか、あるいは距離の問題とか、そういうのもございますので、糖業、製糖前にですね、契約をする予定ということになってございます。

◎議長（友利恵一君）

これで宮城英文君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会=午後7時20分)



平成 19 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 11 日 (火) 4 日目

(一 般 質 問)

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第4号

平成19年9月11日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成19年9月11日

（開議＝午前10時02分）

◎出席議員（27名）

（延会＝午後7時04分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	消防 長	伊舎堂 勇 君
副市長	下地 学" "	水道局次長	砂川 定之" "
総務部長	宮川 耕次" "	教育 長	久貝 勝盛" "
企画政策部長	久貝 智子" "	教育部長	長濱 光雄" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	生涯学習部長	二木 哲" "
経済部長	宮國 泰男" "	総務課長	伊良部 平師" "
建設部長	平良 富男" "	財政課長	石原 智男" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	企画調整課長	下地 信男" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	学校教育課長	島袋 正彦" "
環境施設整備局長	平良 光善" "	納税課長	友利 克" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	下地島空港等 利活用推進室長	島尻 強" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	教育施設課長	友利 悦裕" "
城辺支所長	饒平名 建次" "	地域振興課長	長濱 博文" "
下地支所長	平良 哲則" "	働く女性の家館長	砂川 道子" "
上野支所長	砂川 正吉" "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時02分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

本日は、上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

通告に従いまして一般質問を進めてまいります。日本共産党の上里樹です。

最初に、かねてから要求してまいりました新市における5市町村の旧自治体の宣言、これが8月28日付で統一されています。5つの自治体がまとまった、1つの理念をまとめたということで歓迎したいと思えます。ぜひこの宣言を市民の目に見える形での設置をお願いしたいと思えます。

それから、もう一点、かねてから市民の強い要求がありました巡回バスの運行、これも8月1日にエコアイランド宮古島における循環型社会、これに向けた省エネルギー交通システム整備事業としてNEDOの実施をモデル事業に認定されたと聞いて喜んでおります。この運行を進めるに当たりまして、市民に対する周知徹底が大切になると思えますので、ぜひ市民への周知徹底、徹底して取り組んでいただきたいと思えます。あわせて住民の要求、これを組み上げる作業も進めていただきたいと思えます。

それでは、質問に入ります。まず、市長の政治姿勢についてですが、平和行政についてお伺いいたします。まず最初に、来る9月29日に宜野湾の海浜公園におきまして、これは仮称なんですけども、教科書の改ざん、これに抗議する沖縄県民大会が行われます。宮古でもぜひそれに呼応する郡民大会を開催すべきだと、こういう声が市民の間から上がっております。それで、それに呼応した大会を開催する先頭に市長が立つべきだと私は質問通告を5日に通告をいたしました。あれから1週間が経過した中で既にもう市長は宮古郡民大会実行委員会の委員長としての立場です。ここで市長のこの大会にかける思い、それと市民への訴えをお聞かせいただければ幸いです。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。後期高齢者の医療制度についてなんですけど、まず第1に後期高齢者の人数、それから年金額が月1万5,000円未満の人数と1万5,000円以上の人数。

2点目に、前期高齢者の人数と年金額が1万5,000円未満と1万5,000円以上の人数についてお伺いします。

それから、3点目に年金が保険料で消えてしまう、そういう負担の重い中で広域連合で低所得者のために独自の減免が必要と考えます。いかがお考えでしょうか。

次に、年金保険料滞納の罰則の適用についてお伺いいたします。新聞報道によりますと国民健康保険事業、これと絡めて国民年金の滞納者、それに国保の手帳を短期証に切りかえるという滞納者に対して罰則を適用するという方針が報道されておりました。多くの自治体がそれを実施するに当たってちゅうちょしているという報道がありましたけども、そもそも国民健康保険事業と国民年金事業、これは別制度であります。年金の滞納を国保で罰することは本市としてはやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、多重債務対策についてお伺いいたします。今不景気、そして失業率の増大、こういう社会情勢のもとで今市民の間でサラ金で苦しむ人が増えています。市民の自立、これを促す上でもこの本市におきまして担当課を決めて適切に自立に向けての誘導ができるように体制を早期に確立する必要があると考えていますが、いかがでしょうか。

次に、財政問題についてであります。まず、次年度の予算編成方針についてですが、まずこのなぜ予算編成方針かといいますと、この間の宮古島市における市民の置かれている状況、それから今の平良市の財政状況、この中で特に留意していただきたいこと、これが数点あります。まず、景気回復を理由にして行われた恒久減税、これが廃止されました。定率減税の廃止によって2007年度は自治体にとっては増収になりますけども、これは収入が全く増えない市民にとって痛みを伴う増税となります。そんな中でそれに対する次年度の予算編成方針、ぜひそういったところへの配慮、それを含めて市有地が売却されました。トゥリバーです。大変な苦勞をなさいましたけども、この市有地の売却がされた中でも連結決算で早期健全化団体からも脱却できるということで喜んでおりますけども、しかしなお借金は残ります。17年度決算で財政力指数、これは0.279、県内で最下位になっています。地方債の残高が普通会計で361億912万2,000円となっています。企業会計では133億7,178万1,000円、合計で494億8,090万1,000円となっています。この金額は、17年度決算歳入額の1.4倍に当たります。債務負担行為の金額、これは35億7,030万8,000円、公債費が那覇に次いで県内で2番目という水準です。宮古島市の財政の3分の1、これが普通建設事業が占めている、県内でも異例な状況にあります。沖縄県内で那覇市に次いで2番目、構成比で見ますと県下で第1位です。こういう状況を踏まえて本市は補助事業を中心に行っているとおっしゃいますけども、補助事業にも裏負担があります。市の負担を起債で賄うとしたら後年度に大きな負担増を残すこととなります。緊急行動計画も出されました。11億を削減する、そういう方針であります。そのためにも何としても留意しなければいけない点、これは不要不急の事業の見きわめ、これをしっかりと進めることが大変重要になると思います。公債費をいかに減らしていくか、これがかぎを握っていると思います。この点を踏まえて先程冒頭に申し上げました市民にとっては負担増、市民税が増税されました。そのことを踏まえますと、収納率の低下も予測されます。その点を踏まえまして次年度の予算編成方針、どのような方針で臨むのかお伺いいたします。

次に、港湾特会についてですが、懸案のトゥリバーが売却できました。しかし、これから新たな宮古島市がこの港湾特会に持ち出していく財政負担が気になります。

そこで、お伺いいたしますが、トゥリバー地区におけるこれからの事業予定どうなっているのでしょうか。

2点目に、トゥリバー地区に幾らこれまで持ち出しをしたのでしょうか。その総額、これをお伺いします。

それから、トゥリバー地区の管理にかかわるランニングコスト、今後どのようになっていくのでしょうか。

4点目に、償還計画、これはどうなっているのでしょうか。

次に、環境行政についてお伺いします。ごみ処理施設の建設等についてですけども、まず第1に環境アセスメントのための補正が提案されています。住民の合意をとって後にすべき仕事だと考えますが、いか

がでしょうか。

2点目に、ごみ有料化が来年度から実施されることになりましたが、ごみ減量化と分別については市民の協力が不可欠になると思われます。実施に向けて市民との対話集会を数多く実施する、そういうお約束でしたけども、どうなっているんでしょうか。有料化したけども、ごみの減量は一向に進まない、そういうことにならないように丁寧な対応が必要だと考えます。

次に、教育行政について。学校図書についてお伺いします。第1に、小中学校図書の基準蔵書達成計画についてですが、文部科学省が今年度から学校図書整備の5カ年計画、その中で全国の公立小中学校の図書館の蔵書購入費用として1,000億円を地方財政措置をとることを決めました。5年後には全校で蔵書基準にこれを進めれば到達するという方針であります。

そこで、お伺いしますが、まず小中学校、本市のですね。標準蔵書の達成計画、これについてお伺いします。まず、小中学校の図書の蔵書の標準到達計画、これはどうなっているんでしょうか。

次に、小中学校の買い換えが必要な図書、各校何冊で、また今後5年間の図書買い換え計画はどうなっているのかお伺いします。

以上お伺いして再質問させていただきます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

上里樹議員の質問にお答えします。

平和行政についてであります。沖縄戦の集団自決に日本軍が関与していたことは多くの体験者の証言から明らかであり、歴史の歪曲は許されることではありません。さきの大戦において日本で唯一の地上戦を体験し、筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられた県民にとって今回の検定による削除修正は到底容認できるものではなく、検定意見の撤回を求める県民の声は全県的な広がりを見せております。今月29日には、宜野湾海浜公園で5万人規模の県民大会が開催されます。同日、八重山においても郡民大会が開かれまし、宮古圏域でも沖縄本島、八重山と連携して郡民大会を開催して検定意見の撤回を求めていくことが必要と考えており、取り組みを進めております。宮古の大会もぜひ多くの市民の皆様がご参加くださるよう希望いたします。

#### ◎副市長（下地 学君）

ごみ処理施設の建設についてということで、環境アセスメントのための補正予算がされていますが、住民合意をとった後にすべき仕事だと考えますが、いかがでしょうかというご質問です。お答えいたします。施設の老朽化を考えると建設用地が決定された以上、建設を急ぐべきだと思います。条件づきで賛成した添道自治会にも一部反対者はおりますが、圧倒的な多数で建設賛成をしております。保里2区の場合は、自治会組織がなく、統一した意思表示ができない状況にあります。そのため各家庭を訪問し、合意を得るための努力をしまりました。ごみ処理施設の完成まで約5年を要することを考えると、建設に向けた事務作業を早目に進める必要があります。同時に反対している方々に対しても今後も根気強くごみ処理施設の建設の緊急性と、そして必要性について理解を求める努力をしまります。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

上里樹議員の次年度の予算編成についてお答えいたします。

次年度の予算編成の策定に当たりましては、当然国や県の予算編成方針を基本にして策定をいたします。

もちろん市独自にですね、基本的考え方としましては新しい島づくり計画の基本姿勢のもとにおける重点施策、さらには行政改革ですね、こういったものを取り入れて反映させるようにしていくべきだというふうに考えております。

議員ご指摘のように普通建設事業がですね、宮古島市は突出しているのではないかとのご指摘ですが、これにつきましてはこれまで財政課を中心にですね、補助単独事業にかかわる平成24年度までの各部からの事業計画についてヒアリングをやりまして、平成19年6月までに実施してありますので、これを踏まえまして優先度あるいはそういった突出している状況、これらを踏まえまして作業を進めていきたいというふうに考えております。

また、市民負担についても考慮すべきだというご指摘です。これについてもできるだけ反映させていくよう努めてまいりたいと、このように考えております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、後期高齢者の医療制度でございますけれども、年金額、いわゆる月1万5,000円で年額にいたしますと18万円ということになります、その人数ですけれども、後期高齢者の人数につきましては平成19年8月末現在で6,751人、それから前期高齢者の人数が5,595名、うち国保の加入者が4,389名となっております。年金額が月1万5,000円未満と1万5,000円以上の人数の通知につきましては、年金保険者であるいわゆる社会保険庁等から平成19年の12月の10日ごろをもって市町村に特別徴収対象者の情報が通知される予定となっております。したがって、現時点での年金額と人数の把握はできないというふうな状況となっております。

次に、年金が保険料で消えてしまう事態で広域連合のほうで低所得者の救済、減免が必要ということでありますけれども、現在沖縄県の後期高齢者広域連合の議会から来る11月制定予定の沖縄県後期高齢者医療広域連合に関する条例におきまして保険料の減免措置を盛り込む予定となっております。

それから、保険料滞納の罰則の適用でありますけれども、まず本市といたしましては議員がご指摘しているように実施しない方向で検討してまいりたいと考えております。理由といたしましては、国税の収納率を上げるのに現在苦労している状況であります。年金の問題を国保に振りかえると、そういった制度を適用すれば国税への不満につながり、さらに税の滞納が増えるという悪循環を招きかねない。したがって、国民年金の未納者に対する国保の短期証、いわゆる国保短期被保険者証の活用については実施をしないという方向で考えております。

それから、ごみ処理施設の建設についてであります。有料化問題であります、指定ごみ袋制やごみの分別につきましては市民への説明について出前講座や小学校の社会科の見学等に出向いて現在説明をいたしております。19年度は、城辺のデイサービスでお年寄りの皆さんを対象に説明会を行っておりますし、また市内の小中学校でも同様の説明会を実施しております。議員ご指摘の市民との対話につきましては、現在婦人会や各種団体から多数の説明会の開催依頼がありますので、今後は指定ごみ袋制だけでなく、生ごみの堆肥化事業につきましても市民のご理解が得られるよう積極的に取り組んでまいりたい、説明会を開催してまいりたいというふうに考えております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

多重債務対策についてでございます。こういう多重債務に係る消費者行政につきましては、経済部の観

光商工課で一応担当をしております。現在宮古島市消費者生活センターモニターをですね、5名委嘱をしまして、モニター会議の開催であるとか、あるいは研修等市民を対象にした講座を開設しております。市民への啓発等も行っておりますけれども、専門の相談員がですね、宮古島市として対応できる状況にございません。そのようなことから多重債務の相談がある場合につきましては沖縄県の県民センター宮古分室にですね、そういう専門の方がおられますので、そこのほうを紹介しているということでございます。

#### ◎建設部長（平良富男君）

港湾特別会計について。トゥリバー地区における事業予定についてですが、今年度、19年度、離岸堤整備、それから砂投入事業。ここは、トゥリバーに海浜Ⅰ、海浜Ⅱのビーチがありまして、海浜Ⅰは現在供用を開始している海水浴場でございます。海浜Ⅱは、レジャーボートで遊ぶところでございます。そこに砂を投入して、砂が逃げないように離岸堤を整備いたします。20年度、植栽、芝張り、それから21年度、植栽、東屋等を計画しております。平成21年度完了を目標にしておりますが、国あるいはホテル企業者との調整次第では平成22年度までに延びるかと考えております。

次に、トゥリバー地区に幾らの持ち出しをしたかということですが、投入した日、事業費ですけど、マリーナ整備事業を含めると直轄事業、これ国の事業ですが、77億1,800万、補助事業102億5,200万、起債事業37億5,300万、単独事業1億7,300万、計218億9,600万となっています。そのうち市の持ち出し分は臨海都市造成マリーナ整備、補助事業の港湾改修事業、環境整備事業の裏負担額を合計しますと67億5,500万となっております。

次に、トゥリバー地区の管理に係るランニングコストは幾らになりますかということですが、トゥリバー地区の維持管理費であります。平成18年度の実績で電気料が67万円、年間ですね。水道料17万8,000円、ビーチ管理費52万5,000円、ハブクラゲ防止ネット保守費16万円、計153万3,000円となっております。

償還計画です。港湾特別計画に係る平成18年度末起債現在高は、港湾機能施設整備事業債7億2,585万7,000円、臨海事業債8億7,645万6,000円、合計16億531万3,000円であります。今後の償還計画は、港湾機能施設整備事業債が平成35年度、臨海事業債が平成27年度に償還が完了する予定となっております。

#### ◎学校教育課長（島袋正彦君）

まず、各小中学校の図書の標準蔵書達成計画についてでありますけれども、平成18年度までは平成5年3月に国が設定しました学校図書館図書標準の達成に向けて平成14年度から学校図書館図書整備5カ年計画に基づいて進めてきました。また、今後の図書整備計画についてでありますけれども、平成19年の1月、文部科学省からの通知、公立義務教育諸学校の学校図書館整備に関する新たな5カ年計画策定に伴う図書整備の推進についてに基づいて進めていきたいと考えております。

次に、各小中学校の買い換えが必要な図書は各校何冊ですかとのお質問でありますけれども、教育委員会では毎年6月に前年度の買い換えが必要な図書、いわゆる廃棄図書の冊数について調査し、把握しております。それによりますと、平成18年度の廃棄図書冊数を小中校種別に申しますと小学校においては1万519冊、中学校においては4,972冊となっております。また、今後5年間の図書買い換え計画についてでありますけれども、国の計画を踏まえた上で従来の増加冊数分に加え、廃棄される図書を更新するための冊数、いわゆる更新冊数というんですけれども、その分も含めた図書整備を行い、平成19年度からの5年間で財政措置を講じるとともに、各学校への指導及び助言等を行い、本市のすべての小中学校で学校図書館



図書標準の達成が図られるように努めていきたいと考えております。

◎上里 樹君

再質問をさせていただきます。

まず、市長の郡民大会にかける思い、本当に全郡民挙げてこの大会を何としても成功させたいと思います。今まさに島ぐるみの闘争と呼んでいい事態が沖縄県から生まれています。その怒りは、沖縄戦の歴史を歪曲するなど、それを許すなどという声と、それから歴史の真実を守れ、そういう声、そして二度と再び戦争をする国にならないということだと思えます。文部科学省は、沖縄にかかわる日本軍によって強制された集団自決、その集団自決という教科書の記述、沖縄戦の実態について誤解するおそれがある表現、そういう修正意見をつけました。それを受けてすべての高校教科書から日本軍による命令、強制、誘導等の表現が削除修正させられました。県民にとっては、唯一地上戦がこの日本であった、20万人余の犠牲者を出した、さらに4人に1人が筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられています。そういう悲惨な地上戦を体験してきた沖縄県民にとって集団自決が日本軍による命令、強制、誘導なしには起こり得なかったこと、これは紛れもない事実です。沖縄戦の実相、歴史の真実を守り、子や孫に語り伝える、二度と戦争をする国になってはならない、この思いを、全県民の思いとなっているこの思いを宮古郡民挙げて大会成功に向けて取り組んでいきたいと思えます。

次に、福祉行政についてなんですが、後期高齢者の人数、そして前期高齢者、この後期高齢者、前期高齢者という呼び方は勝手に政府がつけた名前です。ですから、年金が直接その自治体の窓口を通して納めていない関係もあって実態がなかなかつかめないんですけども、私どものもとには多くの高齢者から相談が相次いでいます。なぜ伊志嶺市長は介護保険料を上げたか、住民税を上げたか、収入が増えていないのに耐えがたい負担だと。しかし、これは政府が決めた定率減税の撤廃、医療改悪がそういう負担増を強いる結果になっています。

まず、後期高齢者医療制度、昨年政府与党が強行したんですけども、医療改正法、これで導入されました。これまで加入していた国保、それから健保、これに加入できなくなるということ。それから、新しく創設される医療保険に組み込まれますから、驚くべきことに新たな医療保険を年金から介護保険同様に天引きをする、そういう仕組みが大問題になっています。年金が月1万5,000円以上の人、これは介護保険料とあわせて後期高齢者医療保険が年金から天引きされるわけです。家族に扶養されている高齢者は、現在保険料を負担していませんけども、それが切り離されて負担を強いられることになります。保険料の額決まっていませんけども、最低でも6,200円、多くて1万円を超える、介護保険料を合わせると1万5,000円にもなるんじゃないか、そういう懸念があります。この制度の導入に合わせて後期高齢者の国保税、それを年金から天引きする改正、これも、失礼しました。後期高齢者ではなくて、前期高齢者からですね。天引きする改正も強行されました。65歳から74歳の方で月1万5,000円以上の年金、それを受給する国保の世帯主、来年4月から保険料が年金から天引きされることになります。これまでは役所の窓口で支払いが困難、分納する、そういう相談ができました。しかし、広域連合がスタートする中でこういうことが困難になります。私どもは、このような制度、凍結を求めて国民とともに戦っていきたく思います。自治体としては、市長会でも広域連合、減免について、またどんな対応、負担軽減の方向、これを要求しているようですけども、住民の声を拾ってですね、医療から排除される高齢者が出ないようにぜひ配慮をお願い

したいと思います。

それからですね、多重債務対策なんですけども、ここに来て多くの方から相談が来ています。それが共通して国保税を滞納し、年金も滞納している、それが共通しています。医者にかかろうと思って医者に行こうとしている中で、今度その住民税や国保税、これが納付通知が届いて、その数字を見て医者に行くのをためらって、自分はとてもじゃないけど、この国保税を納める力がないと、これだと国保手帳を返さざるを得ない、そういう切実な相談も寄せられています。医者にかからなければならぬのに医者にかかる前にちゅうちょする、これは何のための国保制度でしょうか。まさにこの医療制度そのもの、これが空洞化している、そんな中においてこの多重債務対策、これを自治体の窓口で何としても親身になって相談する体制、これを確立していただきたいと思います。

政府も多重債務対策について19年度の4月20日、このプログラムを決定してモデル事業をスタートさせています。特に宮古の低所得者の多い中では、若者が仕事もない中でサラ金、これに手を出す方がたくさんいます。それを軽いうちに相談に乗ってそれを改善をする。それは、何もその当事者だけではなくて、自治体にとっては税収の増となります。そして、当事者にとっては自立に向けての新たなスタートともなります。そのところを酌み取っていただきまして、窓口業務をぜひ開始していただきたい、このことを改めてお伺いしたいと思います。

次に、財政問題なんですけど、トゥリバーの負担、数字を聞いて驚きました。ここでトゥリバーが売れた、私は手放して喜べないものがあります。頭の痛い借金は解決する。しかし、これをまたのど元過ぎれば熱さ忘れて同じ過ちを繰り返さない、これをしっかりと自治体として教訓に据えることだと思うんですね。本来自治体がやるべき仕事ではない、これを私は再三指摘してまいりました。そのことを教訓としてしっかりと導くことが大事だと思います。

次に、ごみ処理施設の件ですけども、やっぱり私はこの検討委員会の設置、順番が逆立ちしていることを指摘せざるを得ません。そもそも事業計画、これが決まっています。これから焼却炉の規模、それを決めるというではありませんか。それと、住民の合意がない、やっぱり事前合意がない中で一方的にやることは私はあってはならないと思います。まず、これから宮古島市のごみ処理のあり方、多くの市民が参加する中で合意を形成しながら検討していく大事な課題だと思います。なるべく燃やさないようにする、そして必要最小限度の焼却にする、そんな中で炉の規模も決まってきましたし、必要な面積も決まってきました。前提条件を話し合わずして場所の選定はあり得ないと思います。ぜひごみ処理施設の政策の策定、これを住民参加で時間をかけて将来に悔いを残さない、そういう機会にしていければと私は思います。実施に向けて市民との対話集会を数多く持つこと、あわせて市長は1軒1軒訪ねて説得をなさるとおっしゃいます。しかし、1軒1軒訪ねてその方々がどのようなことを市長におっしゃったか、それは市民の耳には入ってきません。ですから、ぜひ公開の場で説明をするならしっかりと多くの住民の前でやっていただきたいと思います。このことをぜひ改めて聞きたいと思います。

次に、学校図書整備の5カ年計画なんですけども、国の1,000億の内訳は400億円を蔵書を増やす費用と、それから600億円を古い本の買い替え費用というふうに定めているようですけども、もしつかんでいたらお答えいただきたいんですが、本市の学校図書費、これは県下自治体の中でどの位置になるのか。

それから、私は少なからずその図書整備に当たって父母負担が生じているという相談を受けました。本

来学校の義務教育の理念に照らし合わせてあってはならないことだと考えます。ぜひその実態をおつかみでありましたらこの件についてもお伺いしたいんですけども、その図書費の負担、少ないところで幾らになっているか、それから多いところで幾らになっているか、これをお伺いします。

決してこの宮古島市だけがその図書整備に満足しているわけではありません。全国も財政難の中で四苦八苦しています。ですから、私は要望としまして市長にはぜひですね、文部科学省がこの計画で定めた交付税で措置しているこの金額、これを小学校、中学校それぞれ1学級幾らという規定があると思いますけども、これについてもお答えいただければありがたいんですが、その基準をしっかりと一般会計から図書購入費として現場に回していただくよう要望いたします。

以上お伺いしまして、再質問させていただきます。

#### ◎副市長（下地 学君）

ごみ処理施設の建設については、本市の緊急かつ重要な課題であるということは全市民が理解しているものだと受けとめております。この事業を推進するには、多くのクリアしなきゃならない課題があります。その1つがやはり合併以前から用地選定についていろいろ紆余曲折がありました。そういう視点からしたら、まず用地の選定、そして地域住民の合意形成、あわせてこの先には議員ご指摘のとおり炉の問題や環境アセスの問題等があります。そこで、特に今議会ではこの建設についての検討委員会を設置するための条例を提案しております。この委員の皆さんは、学識経験者を初めとして市民代表、さらに行政というようなメンバーで構成し、そこでいろんな視点から議論を進めて今議員が指摘しているような課題の一つ一つについて検討し、審議していくべき作業だと思います。その手始めとして、まず1つには合意形成に向けては周辺の自治体の合意を得るために戸別訪問等行っております。この戸別訪問をしての周辺住民の反応は、大半がですね、理解を示しております。明確に反対ですと言っているのは15%から20%ぐらいであります。さらに、このことについては今後も根気強く努力して地域住民の理解が得られるように努めてまいります。

#### ◎学校教育課長（島袋正彦君）

3点ほどあったかと思いますが、まず図書費として保護者からどれだけ負担しているか、多いところ、多い学校ということですよ。多い学校と少ない学校で説明してくれということです。まず、少ないところで幾らかとのご質問ですけれども、年間で1,000円のご負担をお願いしてあります。多いところにおきましては、3,000円を負担していただいております。

それと、3点目のご質問の県の自治体の中で宮古島市がどのような位置にあるのかという質問ですが、申しわけありませんが、それは県下でどのような位置にあるかというはとらえておりませんが、宮古島市小中学校の平成19年度3月現在の蔵書冊数と達成率はございますので、それにかわるかどうかはわかりませんが、申し上げておきたいと思います。まず、小学校におきましては国では37.8%の達成率になっていますが、宮古島市では宮古島市の小学校においては85%の達成率となっております。中学校におきましては、国が32.4%ですけれども、宮古島市中学校においては53%の達成率となっております。5カ年計画の最終年度まで、平成23年度ですか、それまでには全小中学校の100%達成を目指してですね、頑張っていきたいと考えております。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

交付税措置された図書についてルール分どおりいわゆる交付してほしいというご質問でございます。これにつきましては、現在行財政改革を取り組んでいる最中でございまして、万全な交付満額ですね、いわゆる措置ができるかどうか、心もとない面もありますが、できるだけですね、その措置がとれるよう努力してまいりたいと、このように考えております。

◎上里 樹君

再質問させていただきます。

まず、多重債務対策問題について窓口設置ぜひやっていただきたいとお答えいただきありがとうございました。でも、時間が過ぎますから、この問題、単なる当事者の自立だけではない、自治体が税収を上げていく上からも欠かせない仕事だという観点で取り組んでいただきたいと思っております。実際働けど働けどサラ金の金利に消えていく、そういう実態があるんですよ。これが本当に解決が図られれば国保税が納められる、住民税が納められる、そういう解決に向けて大きく前進できるばかりではなくて、本人が明るく健康に暮らすことができるというメリットもあります。ぜひこの件について市長のご見解を賜りたいと思っております。

それから、ごみの問題、焼却炉の問題ですが、やっぱりお話を聞きするにつけ順番が逆ではないか。急ぐ気持ちはよくわかります。しかし、これを本当に丁寧な仕事として進めないと今後悔いを残すような気がしてなりません。と申しますのは、私はこの問題が二転三転しているとき本当につらい思いを市民もみんなしていたと思っております。焼却炉が老朽化している、ごみが山積みになる、そこで働いている職員が本当に身を切るような努力で施設を運営しているわけですから、このごみ行政にかかわる膨大なコストですね、それをどうするかという観点ですね。それから、これが結果として住民の暮らしのしわ寄せ、要するに今あった学校教育現場、福祉の分野で負担が市民にのしかかってくるという矛盾があります。ですから、そういう問題を解決するためにどうすればいいのか。私が戸別訪問ではなくて、住民の本当に公開の場で話し合いをしてほしい、していただきたいというのは、そういうことです。要するにみんなで話し合いをして本当に負担軽減をどうやったら進めていけるかと。将来燃やすものがなくなるというぐらいの取り組みが私は可能になっていくと思うんですね。本市の取り組みとして生ごみをリサイクルする、大歓迎です。こういった仕事を丁寧に住民とともに進める、この視点が私は大事だと考えます。そういう作業を通して予定地、これを変更して何とかその建設地を確保するのか、そういったまさに市民が政策決定にかかわる絶好のテーマでもあると思うんですね。ですから、この際にただ単に邪魔なごみを目の前から消す、それだけではなくて、時間をかけても丁寧な説明を全市民にやっていただきたい。

現地に入りますと、長年苦しめられてきた住民、この切実な声を聞きました。雨降りには臭いがする、臭いだけではありません。それから、焼却炉の調子が悪いときはやっぱり排気ガス、その問題があります。窓があげられない。窓をずっとあけたことがない、そういう中で実際にその窓を見ましたら本当にすすけた灰がしっかりと窓に付着しているんですね。そういう被害をこうむってきた住民であることもぜひ配慮していただきたいと思っております。ですから、これは単に1対1で訪問して説得をして理解してもらう、そうではなくて、こういう焼却炉というのが住民にとってどういう性格を持つものなのか。私は、この焼却炉というのは経済面からも本当に負担が大きいのしかかるだけではない、自治体の本来あるべき仕事もその負担増でにっちもさっちもいなくなるという、そういう性格のものでもあります。ですから、住民合意を前提にして適正規模で安全なものにする、資源循環型でごみを削減して転機にしていく、そういう

立場で100%同意を目指して説明会を根気強くぜひ開いていただきたい。

そして、500メートルの範囲内でアンケートをとった、12%から15%の反対しかいないとおっしゃいますけども、周辺住民に距離はありません。そういった意味で全市的な対応を、説明を求めていきたいと思っています。

以上、質問を終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

多重債務者の問題についてお答えします。

確かに宮古島市において多重債務で苦しんでいる方が多くいることは理解しております。これまでは沖縄の県民センター宮古分室をお願いしておりましたけども、ぜひ宮古島市としても観光商工課でこれが取り扱えるようなシステムづくりを来年度から考えていきたいと思っております。

また、国が19年度から始めているモデル事業についてもどのような事業の内容なのか、これも調査してみたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで上里樹君の一般質問は終了いたしました。

◎新城啓世君

まずは、一昨日の大雨で被害を受けられた市民の皆様方に心からお見舞い申し上げます。行政の貧困さをかいま見る思いがしましたけれども、これから市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

倒産間際の会社の代表者は、夜を徹して働かなくてはなりません。株主に対する責任、財務の保全、社員の生活の保障、何はともあれ会社を守るために必死であります。財政再建団体陥落寸前の宮古島市の市長は、当然倒産寸前の社長と同じ立場にあると考えられます。政のために東京へ行ったり、上海へ行ったり、台湾へ行ったりと、このことについては時期的にいかがなものかという市民からのいぶかの声も聞こえてまいります。職員に対して財政緊急事態を訓示しても市長が政にご執心だと職員の士気にも影響するはずで、数々の職員の不幸事の原因もその辺にあるような気がしてなりません。失敗続きのトゥリバー問題が何とか解決できそうな気配です。今週中に4億円の入金確認ができれば第1段階成功、2カ月以内に残りの36億円が入れば第2段階成功、そして所有権の移転もなく、示された工程表どおり来年8月ホテル着工、平成22年2月オープン、数百人の雇用が実現した段階でトゥリバー埋め立ての目的が達成できることになるはずですが、市民周知のこのトゥリバー事業計画で市長の責任問題にこれ以上発展しないことを祈る次第でございます。とにかく宮古島最大の懸案であったトゥリバー問題が動き出しました。宮古島市も伊志嶺市長代で倒産かと思いつつもトゥリバー売却に一路の望みを抱いていた市民に向け決議書も届いたことを確認された今、市長、今度ばかりは100%間違いありませんと市民を安心させていただけないでしょうか。

さて、通告に従い一般質問行いますが、私の持ち時間は25分以内を予定しております。お昼時間に食い込んで議員の皆様方からにらまれることがないように当局のご協力、迅速かつ明確なご答弁をお願いいたします。伊志嶺市長の東平安名崎地区の土地売買契約は、その手法はもとより、売買そのものに多くの市民が疑問視、反発、現地では既に売買反対、開発反対の看板が立ち始めました。そこで、6月24日に掲載された宮古政経懇話会の公開質問状に対する回答が8月1日の新聞に掲載されましたので、当局の回答に

対する疑問点をお伺いいたします。

まず、なぜ地元の意向を確かめず作業を行ったか。なぜ地域審議会に諮らなかったかとの問いに対して、事前に地元の皆さんと意見交換をすべきであったと反省していますと回答しておりますが、反省とは辞書によれば自分の行為に批判的な評価を加えることとありますから、このことは正しくなかった、誤りであった、瑕疵があったと理解すべきかと思いますが、いかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

次に、地域審議会への諮問事項には該当しなかったという回答ですが、地域審議会に諮問すべき事項、5項目の中に新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の執行状況に関する事項、その他市長が必要と認める事項があります。

そこで、伺いますが、この回答の前段でこの地域は新市建設計画においてもわくわくふれあい交流ゾーンに位置づけられています。現在、新市建設計画を踏まえた長期ビジョンを示す総合計画を策定中であり、その中で位置づける予定ですと記しておきながら、なぜ新市建設計画の変更及び執行状況に関するものが諮問事項に該当しないのかお聞かせいただきたいと思います。

そして、次に新市建設計画の中でわくわくふれあいゾーンとして位置づけられている土地の隣接地の、公有地ですね、売買諮問はなぜ市長の必要と認める事項に該当しないと言えるのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、旧城辺町の合意を売買の根拠として次の回答があります。事業に必要な町有地を城辺町は高松開発に優先的に提供、貸与あるいは売却するものとする、これは協定覚書の第6条にございます。次に、町有地については原則として賃貸借とするが、コンドミニアム用地については売却とし、詳細については別途協議する、これは都市計画法に基づく開発許可におけるリゾート開発協定書の第19条にあります。

そこで、伺いますが、優先的に貸与あるいは売却するものとしたからといって賃貸借を原則とうたっていないながらその賃貸借契約期間を5年間も残しておいて売却しなければならなかった理由をお願いします。

また、なぜコンドミニアム用地とともにコンドミニアム用地以外の町有地まで売却したか、その根拠についての説明が必要となりますが、副市長は昨日の答弁の中で都市計画法第64条第2項を上げ、開発協定の承継の正当性を強調されました。

ごもっともな話ですが、そこで質問いたします。旧城辺町と高松開発の間に交わされたリゾート開発協定書の第19条、町有地の取り扱いに町有地については原則として賃貸借とするが、これは先程も申し上げましたけれども、コンドミニアム用地については売却とし、詳細については別途協議するものとするとして記しております。この条文を先程の都市計画法第64条第2項に準ずれば、町有地は市有地になり、城辺町は宮古島市になり、高松開発は株式会社吉野になるわけですが、何を根拠に賃貸借と協定した市有地が売買できるのか、この説明をお願いします。

それから、転売のおそれはないかについての回答は売買契約第13条において売買土地の所有権を第三者に移転し、または売買土地を第三者に貸し付けてはならないと記していることを上げております。ところが、ただし書きで次の各号に掲げる場合はこの限りではないとして、まず開発資金の調達目的で信託銀行または信託会社または関連会社に売買土地の所有権を移転すること。2つ目に、顧客に売買土地または売買土地上の建物を分譲する目的で売買土地の所有権を当該顧客に移転し、または貸し付けることとつています。なぜ売買土地の所有権が第三者に移転または貸し付けることができないと言えるのかご説明を

お願いします。

それから、これはきのうの質問にも出ておりましたけれども、なぜ臨時議会を開いてまで売り急いだのかについては平成18年度当初予算で不動産売払収入として計上され、議会で議決された経緯があります。したがって、土地売買については周知されているものと判断しましたと回答しておられます。

そこで、伺いますが、歳入不足を補うため市有地を売れることにして適当に歳出と帳じり合わせする手法は伊志嶺市政では恒常化しておりました。たまたまこの土地を売ることによって2億2,000万歳入計上しただけであって、ましてやこの予算計上は好ましくないとして6月の補正で削除されています。ですから、土地売買が周知されていると判断することは全くの詭弁にしか聞こえませんが、当局の見解をお聞かせください。

それから、総務部長は6月24日の保良公民館での集会で地元住民の声を聞かず、十分な話し合いもせずに進めたことは申しわけなかったと謝罪しております。つまり判断の誤りは当局の売買決定に瑕疵があったことにはなりますが、いかがお考えか。

次に、ここに文化振興課からの総務部長あての普通財産の売却に係る意見書がございます。これは、後でお見せするとしまして読みましょう。その中で、これをちょっとご紹介しますが、これは東平安名崎の土地を売買するに当たって総務部長が意見を求めたことに対する回答文書ですが、一部を紹介いたします。今回新たに紹介した内陸ゴルフ場地区については、添付書類で示したように市有地の遺跡、保良元島とバカボウ御嶽があり、開発する場合は文化財保護法の規制を受ける地区です。さらに、津波石と考えられるような岩石が点在し、特異な自然環境を形成しており、国指定の天然記念物、キシノウエトカゲ、オカヤドカリ等の動物や貴重な植物の植生が発見される可能性のある場所ですので、貴重な自然環境を売却するのは再考していただくようお願いしますという文化振興課からの回答です。

そこで、伺いますが、文化行政の造詣に深い総務部長は文化振興課のこの回答をどのように受けとめられたか、あわせて市長もどのように受けとめられたか。また、売買にかかわる庁議においてこの文化振興課からの回答は諮問されたのか。そして、この証言を聞いてこの回答は問題にならなかったのか。結果としてこの回答は無視された形で売却されたわけですが、文化市長と言われる伊志嶺市長はなぜ文化振興課の提言を受け入れられなかったのかお聞かせいただきたいと思います。

関連してお聞きしますが、国の名勝に指定されたとき文化財保護審議会の会長が東平安名崎は宮古島の成り立ちを考える上で貴重な場所と言われています。この場合について文化財保護審議会委員会には諮ったのか。諮ったとすればどのような意見があったのか。諮らなかつたとすればなぜかお答えいただきたいと思います。

次に、名勝に指定された所在地は、これは確認しましたので、割愛いたします。

この名勝、国の名勝に指定された11月17日の記者会見で市長は喜びを隠さず、東平安名崎は国指定で評価が上がった。市民や観光客らに愛される史跡になってほしい。そして、これから自然の保全や活用についてしっかりと考えていきたいと述べておられます。

そこで、伺いますが、国指定で評価が上がったということはどういうことなのか。自然の保全や活用についてしっかりと考えていきたいと言われておりますが、ほぼ1年後の今のような保全や活用が行われているのかお聞かせいただきたいと思います。

そして、同じく関連ですけれども、名勝に指定されたときに久貝教育長が面積は小さいが、植物は宮古島の希少種が見られ、自然博物館の様相だ。文化財審議委員会の会長も先程申し上げたように宮古島の成り立ちを考える上で貴重な場所であり、名勝指定を喜んでいるとそれぞれ談話を発表されております。これらの談話を考えた場合、市長は東平安名崎土地売買は今でも正しい判断だったと断言できるかお聞かせいただきたいと思っております。

答弁を聞いて再質問いたします。よろしく申し上げます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

新城啓世議員の質問にお答えします。

東平安名崎の名勝指定について大変喜ばしいということをお知らせしました。そして、この自然保護等もやるべきことであるということはおわかりしております。しかし、吉野の前身である高松開発との協定書の第16条に自然保護及び第17条に文化財保護の条文がありますので、これはきっちり守られていくものと考えております。

#### ◎副市長（下地 学君）

東平安名崎市有地の売買問題についてということですが、8点ほど通告されておりますので、そのうちの1、2、4、5については私のほうで答弁して、あと残りについては総務部長で答弁していただきたいと思っております。

まず、なぜ地域審議委員会に諮らなかったかということなんですが、お答えいたします。保良のリゾート開発は、旧城辺町が全町を網羅し、推進してきた一大プロジェクトであり、地域のコンセンサスは既に得られているものと認識しておりました。しかしながら、十数年を経過した現在、地域審議会や地元の反対があることにかんがみれば今後の対応として住民の意見が反映されるような努力をすることが重要であると認識しております。事務遂行が逆だとの指摘もありますが、地域審議会の事務所掌はその設置に関する事項の第3条第1項で5項目において市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする規定されており、地域審議会の必要事務に該当しないと判断し、今回は地域審議会に諮らなかったということになります。

次に、2番目の質問ですが、旧城辺町との合意の根拠についてということなんですが、このことは高松開発と旧城辺町との間に協定書が交わされ、そして県の開発許可を得て事業が推進されているのが現実であります。それに基づいてですね、高松開発株式会社とオーシャンリゾート宮古島の間に地位の継承のほか、権利義務の継承を結ばれ、平成5年10月4日の城辺町の議会で議決されております。そういう関係で旧城辺町との間での協定は現在その承継が高松開発からオーシャンリゾート宮古島に移り、今社命を変更した吉野がそれを継承して事業を推進しているということになります。

次、4番目なんですが、なぜ臨時議会での議決を求めたかという質問なんですが、議員ご案内のとおりこの臨時議会に付したということは平成18年の当初予算で計上され、議会で承認していただきましたけど、関係書類等が整っていないということで6月議会でこれが補正で削除されております。そういう状況の中であって市としては昨年1月に当該地の購入申し入れがあって、以来売買契約に至る関係書類等の準備ができ次第議会に提案することを前提として作業を進めてまいりました。1年以上の調整を重ね、準備が整いましたので、議案提案前の5月17日に市議会の全員協議会を開催し、予定議案及び事業計画等について



企業側も同席して説明をいたし、そのことを踏まえ出納整理期間内に繰り上げ充用のための臨時議会、いわゆる5月31日に提案したということになっております。なお、臨時議会では議員による現場の施設及び総務財政委員会の審議を得て議決されております。

5番目の疑義による再協議は考えられないかというご質問ですが、東平安名崎市有地売買については5月17日にこれまで実施したことのない異例の議案提案前の議員説明会を実施し、5月28日に臨時議会提出議案説明会をして5月31日の臨時議会に提案した次第であります。臨時議会では、2日間の総務財政委員会や現場視察等して6月4日に議決されております。この日程等踏まえると、臨時議会であるけど、委員会や議会に要した時間は十分にとれたと理解しており、協議、議論、質疑、審議をして決議されたものと考えております。したがって、既に議会で質疑された案件を再度提案して疑義による再議は考えておりません。以上です。

あとの質問については、総務部長をもって答弁させていただきます。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

新城啓世議員の東平安名崎の売却に関するご質問にお答えいたします。

まず、文化振興課の回答についてというご質問でございます。確かに議員ご指摘のような指摘がございました。保良元島、バカボウ御嶽等々のですね、ご指摘がありました。これにつきましては、その売却の有無にかかわらずですね、既にもう開発の許可というものが出ておまして、これにつきましては高松開発が取得しておまして、これまでそのゴルフ場のですね、開発の経緯の中で例えば保良元島遺跡などはそれなりの措置がされております。さらに、協定書の中におきましてはですね、文化財保護につきましては埋蔵文化財保良元島遺跡等を現況のまま保存するものとする、管理するものとする、あるいは各遺跡に通じる補経路をつくり、常時視察の用に供するものとする。あるいは工事竣工に際しましてはその旨をあらかじめ市に、当時は城辺町ですが、文書により通知し、文化財隣接地域における工事の立ち会いについて協議するものとする。将来当該文化財について学術調査の必要性が生じた場合は調査に努力するものとするというような協定の内容になっておりますので、そういう形ですね、これまでもやってきたと伺っておりますし、今後ともそういう協力関係でやっていくべきであろうかというふうに考えております。

それから、保良公民館で私が謝罪したのはこれに瑕疵があったかという意味かというご質問ですが、どうか、そういったことではなくて、すっかり合意されていたということに対して議会の最終本会議で相次いで反対があったという、そのことに関する反省を込めて謝罪したつもりです。

それから、文化財につきましては審議会に諮ったかどうか、あるいはまた庁議での議論はあったかということですが、そういった経緯のもとで文化財保護審議会には諮りませんでした。

それから、庁議においては、臨時議会等議案の提出に際しては一応庁議を開いておりますが、これについても特に議論はありませんでした。

それから次に、転売に係る契約第13条の効力ということですが、これにつきましては議員がご指摘のように第13条第2項、開発資金の調達目的における所有権の移転、あるいは建物の分譲する目的で所有権を移転する、貸し付けること、これについての説明の質問でございますが、これにつきましてはですね、今トゥリバーが資金流動化法案に基づいてやっているそのものと基本的に同じこれは意味をなしております。つまり資産の流動化法といいますかね、これに基づきましてやっていくということでございます。

す。資産の流動化には信託方式あるいはSPC方式2つがございますが、これまで議会でもいろいろトゥリバーの関連でも説明されていますように資産の流動化とは資産を保有する会社が資産を分離し、その資産を裏づけとして資金調達を行うことということでございます。これは、完全な売却、いわゆる転売とは異なりましてですね、引き続きその会社ですね、その資産を営業上利用したり、あるいは管理したりするオーナーとしての機能を持ちながら後年、後々ですね、所有権が戻ってくるという、そういうシステムだというふうに理解しております。そして、これまでどっちかといいますと企業の信用に対する融資とか、そういったものに対して今回のものは企業そのものの信用というよりも、企業の資産に対する信用というものでそういった融資を受けていく、そういうシステムだと伺っておりますので、普通の転売とは違うというふうに認識しております。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わったんですが、漏れがあったら指摘してください。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時27分）

再開します。

（再開＝午前11時31分）

◎副市長（下地 学君）

地域審議会は、合併特例に関する法律に基づき設置されており、地域審議会が取り扱う事務はその設置に関する事項の第3条で次のようにその所掌事務が定められております。まず、新市建設計画の変更に関する事項、新市都市建設計画の執行状況に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項、その他市長が必要と認める事項と、こういうふうに規定されております。これらの規定に照らして今回の保良の市有地の売却は地域審議会には諮る必要はないという判断ですが、その背景にはこの事業が旧城辺町時代から市に引き継がれて継続して承継されているという認識があります。

次に、なぜ町有地については原則として賃貸借するが、コンドミニアムについては売却し、詳細については別途協議するとうたわれているが、どうしてかということなんですが、その前段にですね、昭和62年3月27日の協定覚書が交わされております。その協定覚書第6条、用地の確保、第1項第1号で業務に必要な町有地を城辺町は高松開発に優先的に提供し、貸与あるいは売却するものとするとうたわれております。これを踏まえてこの町有地が47.5ヘクタールだけど、そのうちの1.9ヘクタールが今回売却の対象となっております。

◎新城啓世君

今でもこの東平安名崎土地売買は正しかったと断言できるかということにつきまして再度市長にお聞きしたいと思います。

ちょっと失礼いたします……それでは、再質問いたします。都市計画法の基本理念に都市計画は農林漁業との健全な調和を図り、中略、このためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこ

とを基本理念として都市計画法は定められております。開発協定は、この理念に基づいて町有地、すなわち市有地は原則として賃貸借とするという制限を加えて作成された協定書を県知事が認可したものであり、賃貸の協定を売買の協定にするには協定書の変更と県知事の再認可が必要かとも考えられます。都市計画の都市計画法の基本理念にそぐわないわけですから、つまり承継した宮古島市と株式会社吉野との土地売買行為は開発協定違反にならないかお伺いしたいと思います。

開発協定書がありますよね。当初昭和62年から平成5年までの高松開発と城辺町との開発協定書がございます。これに沖縄県の許可の印が押してあると思います、認可がですね。これに基づいてお聞かせいただきたいと思いますが、開発協定書の中にあるこの土地賃貸、これを無視して売買することは開発協定の変更の申請が必要かというふうに考えるわけですよ。先程副市長は協定覚書の話をされましたけれども、その前に県知事認可の開発協定書の変化があるわけですから、これについての変更があれば再認可申請が必要なのかどうか、これを確認したいと思います。

それから、先程当初予算で計上したという話をされましたけれども、これはあっさりと6月補正でもって削除されました。こういった計上手法はまずいという総務財政委員会の指摘でもってこれは削除されたはずですよ。これは、そういうふうなことは理由にはならないはずですよ。これは、明らかに判断の誤りとされたいと思いますが、それからこの土地売買契約書の第25条にこの契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは甲と乙が協議して定めるものとするとして記しております。下崎の土地売買契約においては、疑義が生じた場合は双方で協議するとして市は買い手側の資金調達のために疑義ととらえて変更契約まで結びました。買い手側の資金調達が疑義と解釈できるのであれば、東平安名崎の土地売買については多くの疑義が存在いたします。つまり地域審議会にも諮らなかつた、これは私は諮るべきだと思いますので、地域審議会にも諮らなかつた。賃貸借にすべきコンドミニウム用地以外も売却した。転売禁止としながらも転売可能としたただし書きの存在、あれは総務部長の答弁は、あれは詭弁です。土地の売買は、議会等にも周知されたという重大な判断の誤り。そして、大事なことは地元の皆さんと意見交換すべきであったという当局の反省と謝罪の弁。さらに、多くの市民が契約を疑問視し、国の名勝である現地では反対看板が立ち始め、売買開発反対訴訟まで起こしかねない事態になっていること。これらのことは、第25条の疑義として双方協議の対象にならないか市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

さきのテレビ番組で知ったにわか知識でございますが、民法に事務処理に関する善管義務というのがあります。この条文は1万円で売るように委任されたが、3,000円で売った場合は7,000円を賠償する義務を負うという善良な委任者の利益を守らなければならない受任者の義務をうたっています。保良全住民の8割に当たる善良な市民340人の署名を集め、売却撤回を求めたことに対し、受け取った副市長は地元の声としてしっかりと受けとめたい。今後は、地域住民と企業も含めて3者で協議したいと答えました。善良な市民の利益を守らなければならない立場にある市長は、この民法、善管義務をどのように解釈し、売却撤回を要求する地元の声にどのようにこたえられるつもりかお聞かせいただきたいと思います。

また、地方財政法に地方公共団体の財産は常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないとあります。市長は、市民から付託を受けた財産管理最高責任者として東平安名崎の土地売買行為がこの法律に違反していないか確信を持って言えるかお聞かせいただきたいと思います。

改めて申し上げますが、これらのことを踏まえても東平安名崎売買が正しかったと今でも断言できるのかお聞かせいただきたい。

続いて、質問志向が変わりますけれども、マリンターミナルホテル売却についてお伺いいたします。まず、ホテルアトールエメラルド宮古島を売却することにした理由。そして、地元企業が賃貸借で経営する同ホテルを売却できる法的な根拠。そして、ルートインジャパンを譲渡候補先に決定した理由。現在の経営者が提訴しましたが、提訴されなければならない理由とこれからの対応。新聞報道では、このルートインジャパンとの売買交渉に数カ月かかるといいますが、なぜそんなにかかるのか。今どのような交渉が進んでいるのかご説明をお願いします。

さらに問題は、現在の経営者は今後も経営を続けるそうですが、これからどう対処していくのか。この問題は、長引けば当然今後社長である伊志嶺市長の責任問題にもつながりますが、いつ、どのような形で終結させるおつもりかお聞かせいただきたいと思います。

次に、職員の懲戒分限委員会のあり方について二、三点お伺いいたします。懲戒分限委員会について資料提出を求めていますけれども、まだ出ておりません。しかし、伺います。市が下地地区で進めていた分譲宅地で開発行為の完了検査を1年間も怠り、購入者が住宅建設に支障を来した、これは5月ですね。法的手続をとらず団地建設を発注したため請負業者は工事をストップされた、これはもう7月ごろですか。今問題になっております物件補償費の問題で業務を怠り、これは市長も怠慢だとお認めになりましたけれども、これでもって債権者に市は提訴されて敗訴した。さらには、市道の街路樹、でっかいハウオウボクですね、木を勝手に4本も切り倒したというような行為があるわけですが、まずこれらの行為が懲戒処分の対象にならないのかお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、幹部職員の飲酒運転、停職5カ月の懲戒処分を下しました。ほかの自治体を見ると、職員の懲戒処分にはほとんど上司及び市長の処分が付随しています。酒気帯び運転による停職3カ月の処分では、大体市長減給15%、1カ月となっていますが、我が宮古島市では職員の処分はあっても市長まで及ぶことはありません。それは、なぜなのか。

もう一つ、下崎土地売買問題で地方自治法違反が指摘された市長は誤りを認め、みずからを3カ月間の減給15%処分を議会へ求められました。これにかかわる職員の事務処理には全く問題ないと発表しながらの自己処分でしたが、これは今議会で保留されています。この問題に関して、下崎土地問題に関しては地方自治法違反に加えて地方公務員法で宮古島市の内規に幾つも違反していることが歴然としているにもかかわらず懲戒処分に該当しないという判断。福岡県の柳川市では、職員の非違行為に職務怠慢、注意義務違反を上げ、職務の怠慢または欠如により公務運営に支障を生じさせた場合、標準的な懲戒処分として減給、解雇となっております。先程述べました4点の行為は明らかに懲戒処分に該当するはずでありますけれども、宮古島市では該当しないのか。

それから、この懲戒処分の指針の見直しについてどうお考えなのか。私は、見直しすべきだと思いますけれども、以上についてお聞かせいただきたいと思います。

答弁を聞いた上で再質問いたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

新城啓世議員の質問にお答えします。

東平安名崎の売買ですけれども、これは鑑定の結果を踏まえての売買でありますので、正当な手順を踏んでの売買だと考えております。

また、開発についての自然保護、文化財保護等については協定書を守っていただきたいと、そのように企業に求めていると思っております。

マリナーミナルですけれども、ホテル分を売却する理由ですけれども、宮古島マリナーミナル株式会社はホテル棟の賃貸、旅客ターミナルの運営を事業の中核にして地域の活性化、雇用創出を目的に平成8年に事業を開始しております。金融機関から施設を建設するための費用約42億円を調達して、その返済を賃料収入で賄う計画であったわけですが、ホテル棟を賃貸する株式会社漲水リゾート開発の家賃滞納が始まりまして、現時点でのマリナーミナル社の家賃未払い額は合計で4億円を超えており、その結果、金融機関への債務の返済が滞り、未払いは元利合計で4億円を超えています。また、遅延損害金は1億円余という状況であります。マリナーミナル社としても従業員や人件費の削減を初め条例改正や第三者増資などの対応で経営改善に努めながら漲水開発からは支払い計画書や念書を提出してもらって民事調停等で家賃支払い問題の解決に当たってまいりましたが、解決に至りませんでした。このような状況が続くと借入金の返済だけでなく、老朽化した施設のメンテナンス費用さえも調達できず、事業が成り立たなくなる懸念があることから、ホテル棟の譲渡検討になった次第でございます。

ルートインジャパンを譲渡先候補に決定した理由ですけれども、譲渡予定先を決定するため取締役会の承認をもとに譲渡予定先選定委員会を立ち上げ、選定方法、審査対象などについて協議を行い、企業のプレゼンテーション等も参考にしながら既設の施設の取り扱い、事業運営の方法、集客について、施設改修の計画、従業員の雇用等の計画を各員で評価、判断し、検討し、譲渡予定先を決定した次第でございます。

#### ◎副市長（下地 学君）

まず、1つには高松開発株式会社とオーシャンリゾート宮古島の間に地位の継承のほか、権利義務の継承が結ばれ、平成5年10月4日の城辺町議会で可決されております。あと1つは、都市計画法に基づく第64条、第59条第4項の認可に基づく地位は相続、その他の一般承継による場合のほか、国土交通省令で定めることにより都道府県の知事の承認を受けて継承することができるとうたわれております。このことは、現在オーシャンリゾートがオーシャンリンクス、とりわけゴルフ場の開発をするなど事業を推進しているということは当然知事の認可を受けたものと認識しております。

次に、職員の懲戒分限についてなんですが、これまでの委員会の開催事件の内容、当事者の上司責任のあり方、市の懲戒処分の指針の見直しと3点ほどの通告がありますので、お答えいたします。まず、伊志嶺市政にかわってから懲戒分限審査委員会への諮問は11件、42名となっております。そのうち飲酒運転にかかわるものが4件、うち人身事故も1件含めております。無免許運転によるものが2件、公文書偽造、事務処理等のミスによるものが5件となっております。諮問された42名のうち処分を受けた職員の中で免職1、停職6、うち公告処分、減給等を含めております。文書訓告4名、厳重注意18名、不当処分1名、審査中9名となっております。

また、上司責任のあり方については懲戒処分の10件のうち2件が部下職員の監督不行き届きにより処分を受けております。その他上司責任として文書訓告、口頭による厳重注意をしております。市長、副市長の責任のとり方としては、下崎地区の売買に関して報酬減額を議会に提案し、議案の審議をお願いしたと

ころであります。

懲戒処分いわゆる指針の見直しについては、特に交通関係についてはご案内のとおり議会でも酒気運転撲滅を宣言するなど大変厳しい状況にあるということで、県教育委員会等初めとして県内の他の市の指針等も参考にして1度は見直しをしております。特にこれからも他の自治体と、あるいは他府県等の指針等も参考にして見直してまいりたいと考えております。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

去った4月の時点で伊志嶺市長からマリントーミナル社の宮古島市における窓口担当として命ぜられましたので、私のほうで答弁させていただきたいと思います。

最初に、ホテルを売却できる法的根拠というご質問がございました。宮古島マリントーミナル株式会社は、定款を設立し、登記し、それからそれをもちまして設立された法人でございます。ですから、法的根拠と申しますと会社法になります。会社の経営安定のためには資産等の処分、それらも含めまして会社の経営安定を図っていくことがあり得ますし、また業務執行の意思決定機関であります取締役会、これらの中で十分に議論し、決定に従い、業務の執行をしていくことが重要だと考えてございます。

次に、マリントーミナル売却問題につきましてルートインジャパンで契約した場合、現在の経営者が提訴するんじゃないかと。その提訴されなければならない理由についてのご質問でございますが、提訴の件につきましては9月6日付で株式会社漲水リゾート開発から賃料減額請求訴訟の通知書が届いてございます。通知書は届いてございますが、訴状のほうはまだ届いてございません。ですから、現時点でなぜ提訴されなければならないのか、その確認はできていませんので、答弁することができません。

次に、提訴された場合の対応策でございますが、訴状の内容を弁護士と協議しながら対応策をとっていくことになると思います。

次に、売買交渉に数カ月かかるということがなぜかというご質問でございます。現在ホテル側とマリントーミナル社で供用で使用している設備が多くございます。その対応につきまして具体的にですね、煮詰めていくための時間が必要だと思われま。議員ご指摘の数カ月という期間がかからないように交渉を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、現在の経営者、漲水リゾート開発ですが、今後も経営を続ける意向だということですが、マリントーミナルとしての対応策はどういったものが考えられるかということですが、ホテル棟の譲渡がですね、ルートインジャパンと合意した時点で現在の経営者、漲水リゾートに対して施設の明け渡し要求をしていくことも1つの対応策になるかと考えられます。いずれにしても金融公庫初め金融機関にはですね、弁護士と協議しながら対応策につきましては進めていきたいと考えてございます。

（議員の声あり）

#### ◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時57分）

再開いたします。

（再開＝午後零時02分）

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

それでは、改めて私から答弁をいたします。

ホテルを売却できる法的根拠ですけれども、会社法に基づいて定款を作成した法人でありますから、会社法が根拠となります。

現在の経営者が提訴するというのでございますけれども、9月6日付で提訴をいたしております。訴状がまだ届いておりません。

提訴の対応ですけれども、これは弁護士と協議しながら対応していきたいと考えております。

売買交渉に数カ月かかるのは、いわば共用部分がたくさんございまして、これの取り扱いについてしばらく時間がかかるということでございます。

#### ◎副市長（下地 学君）

まず、協定覚書ですね、第6条、用地の確保、第1項第1号で事業に必要な町有地を城辺町は高松開発株式会社に優先的に提供、貸与あるいは売却するものとするとうたわれております。そして、協定書第19条、町有地の取り扱い、第1項では町有地については原則として賃貸借とするが、コンドミニアム用地については売却とし、詳細については別途協議するとうたわれております。これは、原則として賃貸借とするがと、こういうふううたっております。したがって、手続上、問題はないと理解しております。

（「答弁漏れがございまして。休憩をお願いします」の声あり）

#### ◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時04分）

再開いたします。

（再開＝午後零時05分）

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

売却予定の企業との契約がまだできておりません。ですから、これが決まらなないとわからないということです。

#### ◎新城啓世君

開発協定について副市長は原則論でございましたけれども、どう見てもこれは開発協定の中においてはおれないと私は思っています。しかし、もう時間ございませんので、後でまたこれ精査してみますけれども、いずれにしてもこれだけ問題があればですね、疑義が大いにあると考えるべきだと思うんですね。先程私5点ほど申し上げました。地域審議会の問題から今の話、転売の問題から特にこの地元の意見をまず聞いていないという問題、名勝の問題、そういったことを考えた場合には下崎の土地売買問題に関する疑義とはね、比較にならないくらい大きなこれ疑義があるわけですよ。ぜひね、これを疑義ととらえていただきたい。

もう時間がございませんので、二、三点だけ聞きますけれども、これからこの東平安名崎、今でもそうですけれども、ますます売買反対、売買白紙撤回、それから開発反対、そういった看板がね、どんどん立っていくはずなんですね。国の名勝地の入り口でそういう看板が立ってしまうと、これは相当なダメージはあると思うんですね。こういった市民の動きに対してどのように対処していかれるつもりなのか、これをお

聞かせたいと思います。

再質問で申し上げましたけれども、保良住民のですね、8割に当たる善良な市民340名の署名、これに対してどのように市長は受けとめておられるのか、この市民の切なる声にとらえられるのかお聞かせいただきたいと思います。

そして、終わりに申し上げたいと思いますが、先程から、きのうから問題になっておりますこの東平安名崎問題というよりトゥリバー問題、願わくばこの東平安名崎土地問題が白紙撤回され、改めて企業側と協議ができることを祈りたい。そして、最後にこのトゥリバー土地売却の4億円が今議会会期中に入金確認できますよう祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

東平安名崎の問題について地域の住民が、多くが反対の意思表示していることについては重大に受けとめて対応していきたいと思っております。

#### ◎議長（友利恵一君）

これで新城啓世君の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時半から再開いたします。

（休憩＝午後零時10分）

それでは、再開いたします。

（再開＝午後1時31分）

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

順次質問の発言を許します。

#### ◎平良 隆君

一般質問をする前に、お祝いを申し上げたいと思います。

先程も市長のほうからすばらしい朗報を聞いて私も市民として大変喜んでおります。さらに、これはもう多くの市民の方々もですね、大変喜んでいらっしゃると思いますので、どうぞこれから市長、またすばらしい開発に向けて頑張っていたいただきたいなと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。私も大きく分けて3点ほど質問を通告してありますので、質問していきたいと思っておりますので、どうぞ当局皆様方の誠意あるご答弁を賜りたいなと思っております。

最初に、都市計画による事業の見直しについてお聞きをしたいと思っております。現在我が宮古島市においてもこの都市計画法に基づいた事業、公園事業と区画整理事業が行われております。この事業は、当然皆様方もご承知のとおり非常に補助率の低い事業だということで、多くの市民の皆様方からこの事業の見直しがですね、今見直しの声が聞こえているところでございます。特にパイナガマ公園事業なんですけれども、この事業はもう大体総事業費が25億2,200万余と言われておりまして、開発面積8.9ヘクタールと大変大きな面積でございます。この事業も平成8年度から事業が進められておりまして、平成18年度におきましてはもう既に10億ぐらいの事業費が費やをされていると言われております。この公園事業に対しては、もう多くの市民の皆様方がこういう厳しい財政状況の中でなぜ今さらというようなことですね、今これ本当に市民のニーズに合った事業なのかですね、私も甚だ疑問に思っているところでございます。そういう中



におきましてやはり今のこの公園事業、中止か、私は規模縮小でもいいと思います。こういう事業の見直しはできないのかですね、私はこの点をお聞きしたいと思います。当然今公園事業、都市公園というの23あるわけですので、そういったところでもですね、考えていただければ私はこの事業の見直し、凍結、半分ぐらい事業計画をですね、見直ししてもいいんじゃないかなという考えを持っておりますけれども、その点についてもお聞かせ願いたいなと思っています。

また、区画整理事業の中におきまして当然根間地区と竹原地区が今事業が進められております。根間地区の場合は、話聞きますと19年でほとんどの事業が終わっているということですのでございます。この事業も、あれは資金計画から見たら約15億余りの資金計画で事業がなされておまして、その後また別な事業で、5億ぐらいのですね、補助率の低い事業でですね、また行われているというようなことですのでございますけども、こういった事業等もですね、見直すことができないのか。今19年、20年度から計画なされているこの集客交流施設というのは本当にもうこれは住民のニーズに合った施設なのかですね、非常に疑問に思っておりますので、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

また、竹原地区なんですけども、これも平成15年からもう事業始まっております。この事業費というのは59億までの予算だと聞いておりますけども、やはりこの事業は非常に補助率が低い事業だと言われておましてですね、こういう財政状況の中ですら、本当にもうこういう補助率の悪い事業というのは見直すべきだという多くの市民の声が聞こえるわけですのでございますけども、当局の皆さん方、この事業の見直しについてご見解賜りたいなと思っております。

次に、物件補償費に対する差し押さえ事件についてお伺いしたいと思います。何名かの議員もこの件についてはいろいろとご指摘等しておりますけれども、伊志嶺市政が誕生してからももう2年もなろうとしております。この2年間で本当に次から次へと職員のですら、不祥事が起きて非常にもう市民にも迷惑をかけ、また伊志嶺市政に対してもやはり市民からも大変不評を買っているんじゃないかなという気をしております。そもそもこういう不祥事というのは、私は職員の皆様方がですね、日ごろから仕事に対して緊張感を持ち、また市の公僕としてのですね、使命感がですね、ないからこういうやはり事件がですね、次から次私は起こるんじゃないかなという感じをしてしております。そのためにも職員の皆様方はですね、みずから仕事に対して緊張感、危機意識、また市の公僕としてのですね、使命感を持ってやはり仕事に臨むことによって私はこういう事件、不祥事はなくなるのだと思います。また、私はですね、市長と副市長が徹底したやはり職員のですら、指揮監督、管理をなさらなければですね、こういう事件は私はなくなるんじゃないかなという感じをしてしております。

そこで、市長にお聞きしたいわけですのでございますけども、今回もこの職員の不祥事によって我が宮古島市がですね、第3債務者として裁判所から債権者に1,260万円の支払い命令が来ているわけですのでございます。市長は、本会議におきましてもこの件については一円たりとも市民には負担かけないということをご答弁なされておりますけども、しかし今定例会におきまして補正予算で1,260万のですね、予算が計上なされておまして、当局の説明聞くと、今月の20日ごろをめどにしてですね、この債権者に支払いしたいというようなお話でございまして、市長の答弁とやはりこういったところで非常に矛盾しているところがあるわけですのでございますけども、市長はこの点についてどのようなご見解を持っておられるのかですね、お聞きをしたいなと思っております。

続きまして、新ごみ施設の整備計画及びまた葬斎場の建設計画についてお聞きをしたいと思います。この件についてきのう同僚議員からですね、こういう質問ございました。今の市長、決定した場所は多くの皆様方の反対がありますから、反対の少ない上野リサイクルセンター近くのほうがいいんじゃないかという質問をしていたわけですが、どういふ根拠でこういう質問したかわからないですけども、市長、決定した以上はですね、反対者もいるんですけども、反対の皆様方をですね、説得していただきまして、やはり責任を持ってぜひ進めていただきたいなと思っているところでございます。

この施設については、もうこれは宮古清掃組合時代からですね、計画なされておまして、本来だったらこれは平成17年、供用開始をする予定だったんですけども、この建設場所の二転三転をしてですね、なかなか場所が結論出ないでこのようになったんですけども、今回の伊志嶺市長の決断というのはやはりこの施設に大きな前進を見たのではないかなと思っております。そういうことで多くの市民もですね、今ほっとしているのではないかなと思っております。そういう中におきまして早速担当はですね、この準備にかかっておまして、環境アセス、これは方法書という作成の費用らしいですけども、既にもう600万のですね、予算を計上なされて準備をしておりますけれども、これ順調にですね、計画どおり進めていけばいつごろをめどに供用開始ができるのか、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

次に、葬斎場の件についてでございますけども、葬斎場も今から12年前、これは恐らく宮古広域圏事務組合でですね、この計画なされて、一時は場所も決まって理事会でも決定した経緯があったんですけども、これをそのころの代表理事でありました伊志嶺市長の独断によってですね、これが撤回されたということでございます。市長も十分この施設の重要性はおわかりかと思っておりますけれども、この施設というのは原則的にはもう地方公共団体がですね、経営しなければならぬ施設なんですよ、これは。当然もうこれは我々生活に密着した基幹施設ですから、こういうのがですね、今まで我が宮古島市にないというのは、これは私は市長にですね、大きな責任があるのではないかなという感じを持っておりますけども、市長、この施設のですね、建設のめど、いつごろになるのかですね、その辺についてもお聞きをしたいなと思っております。

続きまして、保育所についてお聞きをしたいなと思っております。きのうも何名かの議員からも保育所についてはご質問があったわけですが、我が宮古島市にはですね、36カ所の保育所があります。これは、当然公立、民間入れての保育所だそうでございます。公立のほうは12カ所、入所児童者が約717名。それと、これは国からの認可された認可保育所、これは法人保育所ともいうらしいんですけども、これが9カ所ですね、そこに673名の児童が入所し、そのほかにはまた国から認可されない認可外保育所というのがありますね、これ15カ所あって、そこに約450名の方々が入所なされていると聞いています。そういうことでですね、保育所によっては、やはり法人保育所に対してはですね、非常に国、県、市からの手厚い保護措置というのがあるそうでございます。私も調べてみたんですけども、平成18年度ですね、法人保育所に対する補助なんですけども、約7億近い補助があるわけでございます。大体これから計算しても1人当たり年間約七十数万円ぐらいのですね、補助になっているようでございますけども、その一方認可外保育所、ほとんどもう国、県からの補助がなくてですね、市だけの補助で、大体1人当たり1万円ぐらい、今回調べると469万円ですね、助成がなされているわけでございますけども、同じ保育所であ

りながらですね、やはり認可外と認可保育所ですね、補助率、補助とかね、助成、いわゆる格差があるんですけども、その改善策は今後ないのかどうかですね、お聞きをしたいなと思っております。

それと、認可外保育所の中にもですね、認可保育所の条件を整えている保育所も二、三カ所あるようでもありますけども、なかなかこの保育所も認可してくれないというような状況らしいけども、なぜそういう条件を合わせているのに認可保育所に認可できないのかですね、その点についてもお聞きをしたいと思っております。

また、公立保育所、12カ所あるんですけども、ほとんどがもうこれは定員割れをしております。そういうことですね、私は、当局は平成20年あたりに統廃合も考えているということでございますけども、やはりこの公立保育所って何か問題があってなかなか定員が満たないかなと思うんですよ。やはり法人保育所はみんな定員をオーバーしていますよね。大体入所率が104%ぐらいですけども、その反面、公立保育所は約80%ぐらいの入所率ですね。同じように補助金もらっててですね、運営されていながらこれだけ違うというのは、どっかにやはり要因があるんじゃないかなと思います。そういうことで私はある意味統廃合というよりもですね、民営に委託したほうがいいんじゃないかなと思っております。そういうことで私はある意味統廃合というよりもですね、民営に委託したほうがいいんじゃないかなと思っております。そういうことで私はある意味統廃合というよりもですね、民営に委託したほうがいいんじゃないかなと思っております。そういうことで私はある意味統廃合というよりもですね、民営に委託したほうがいいんじゃないかなと思っております。

また、認可外保育所ですね、団体から今給食費の全額補助の要請が来ているのではないかなと思っております。やはり今認可外保育所の経営者の皆様方は非常に厳しい運営状況に立たされているようでございますので、これは仲井眞知事ですね、先行役として認可外保育所に給食費の補助したいというようなこれは公約でもあるそうでございますけども、今回その要請が来ていますけども、その対応についてですね、お聞きをしたいなと思っております。

続きまして、農業の振興についてお聞きをしたいなと思っております。この嘉手苺アガリカタ地区圃場整備については、私は恐らく去年のですね、6月ごろにも一般質問で取り上げたのではないかなと思っております。旧上野村といえば非常にやはり農業のこの振興の基本というのは圃場整備だということですね、歴代村長の皆様方、また村民の皆様方もそういう考えのもとですね、整備事業を進めてきて、合併前で大体95%ぐらいの整備率があったわけでございます。しかし、合併後ですね、ほとんど上野地区の圃場整備事業がされていないわけでございます。私が今指摘しているこの地区については、当然経済部長もですね、十分認識をなされているかと思っておりますけれども、この計画、このアガリカタ地区のですね、圃場整備の計画はいつごろをめどにしているのか、その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

続きまして、職員の適材適所配置についてでございます。これは、農業振興にかかわる課の適材配置でございますけれども、やはり今我が宮古島の農業というのはですね、非常に形態が変わってきております。これまでサトウキビ一辺倒でありましたけれども、いろんな施設園芸、果樹、野菜、また畜産ということですね、いろんな農業が幅広くなってきております。やはり農業というのは我が宮古島の一大産業でございます。農業の発展なくして宮古の発展はなしというぐらいにですね、農業産業、農業振興というのは非常にもうこれは重要視されております。そういう中におきまして我が宮古島におきましても建設業のですね、不況によってですね、農業に転職している方々がたくさんおられます。そういう方々が今いろんなハウス導入してですね、いろんな農業に取り組んでいるわけでございますけども、やはりそこにはですね、この専門的な指導者がほとんどいないわけでございます。農協を中心にしてやっているけども、農協はも

うひとつのもので1人ぐらいしかいないもんだから、恐らくもう隅の方まで指導が届いていないんでないかなと思っています。特にこの役場の職員におきましては、家ですね、農業を手伝いながら役場に勤めている方々がいてですね、特に果樹栽培にですね、専門的な知識を持ちながら一生懸命頑張っている方々がたくさんおられます。また、畜産でもそういうことでございます。そういうことでこれからの農業の振興を図るためにはですね、やはりこういう指導者をですね、この課に配置してですね、いくとこれからの農業の振興に大きく貢献するんじゃないかなと私は思っているわけでございます。そういうことでですね、市長、特にマンゴー、今非常に我が宮古島のマンゴーは有名でございます。このマンゴーは反当たり700キロぐらいが基準らしいんですよ。しかし、この栽培農法を持っている方々は大体1反当たり1トン200ぐらい収穫する方もおれば、また悪い方は400ぐらいしかやっていない。これは、やはりこのマンゴー栽培のノウハウのある人の違いらしいんですよ。だから、そういうことをですね、考えていただければやはりこういう指導者、私は必要ではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これは、私通告にしていないけど、水産業の中でもそうなんですよ。先程同僚議員言っていたんですけども、海ぶどうの件でもそうなんですよ。振興策には掲げているけど、なかなかそういうのをやってくれないというのが実情でございますので、市がですね、振興策を上げているものに対しては市の責任でもってですね、こういう指導者をですね、やはり課に配置してですね、付していただきたいなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

答弁聞いてからまた再質問したいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

平良隆議員の質問にお答えします。

物件補償に対する差し押さえでございますけども、判決については司法の判断を厳粛に受けとめております。しかし、債務者に対しては本議会において不当利得返還請求の訴えを提起しまして、市が支払った賠償金の全額を回収するためにも債務者の財産に対する強制執行が可能な措置を講じたいと思っております。また、市職員の危機意識あるいは使命感の不足等についてはしっかりとその仕事に専念をするように再度注意を促してまいりたいと考えております。

保育所でございますけども、公立保育所が12カ所ございます。通常保育以外に一部の保育所で子育て支援センター3カ所、延長保育6カ所、地域活動事業10カ所、障害児保育1カ所、一時保育1カ所等を実施しております。通常保育の入所率は、9月時点で83%です。ほとんどの保育所で定員割れの状態であります。そのため城辺地区と平良地区においてそれぞれ1カ所の統廃合を今検討しております。また、民営化については財政の健全化計画等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

#### ◎副市長（下地 学君）

認可外保育所に対する市からの助成金の状況及び給食費の全額助成についてというご質問です。認可外保育施設に対しては、園児の健康診断費、損害保険料、ミルク代を含むおむつ代、教材費、調理職員や保育士の健康診断費に係る経費を助成しております。ちなみに、平成18年度は469万9,268円を助成いたしております。

給食費の全額助成については、県青少年児童課でも認可外保育所の給食費に係る経費の状況等調査しているとのことでありますので、県の動向も見ながら、そして他の自治体の状況等も見ながら前向きに検討

してまいりたいと考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

今市長、副市長から答弁ありましたけれども、ちょっと補足をいたしておきたいと思います。

まず、認可外保育所が認可保育所の基準を満たしているところが3カ所程度あるけれどもというふうなご質問でありましたが、そういった認可外保育所がですね、基準を満たしているというところは今のところございません。

それから、法人と公立の入所率の差でありますけれども、市といたしましては法人の経営安定のためにもですね、公立より法人を優先して待機児童等の入所については取り組んでいるというふうなことから法人が104%、それから公立が83%の入所率になっているというふうなことでございます。

◎経済部長（宮國泰男君）

農業振興の中で嘉手苺アガリカタ地区の圃場整備の計画の進捗状況はということでございます。平成21年度の新規採択を予定しております。平成19年度に、今年度ですけども、団体営調査設計を行いまして、平成20年度から採択に向けての法手続を……

（「20年ですか」の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

20年に法手続を行うと。

（「採択は」の声あり）

◎経済部長（宮國泰男君）

採択は21年です。予定をしてございまして、受益面積が11.1ヘクタール、区画整理と畑かん事業を予定をしてございます。

次に、職員の適材配置ということでございます。議員おっしゃるとおり本当にそのように思います。今私どもの職員の中でもですね、やはり得意とする職員がおりまして、マンゴーであるとか、あるいはサトウキビ、あるいは畜産とかですね、そういう職員が何名かおられます。できるだけそういう人をですね、多く配置をしまして農業振興を行っていくというのは非常に大事なことでございまして、そのようにしていきたいというふうに思います。経済部としてはできるだけ人材を探し、そこに、経済部のほうにですね、配置できるように総務部に対しそのような要求をしてまいります。

◎建設部長（平良富男君）

都市計画の事業の見直しについて補助率の低い公園事業や区画整理事業の見直しはできないかということです。パイナガマ公園事業は、平成8年度に事業着工して平成18年度までに用地補償費及び物件補償費等10億1,100万円の事業費が投入されております。昨年度は、便益施設等駐車場整備工事を完了しております。また、このパイナガマ公園整備事業は平成17年度に公共事業再評価委員会で審議され、事業継続の答申していることから工事の見直しについては困難であります。完了年度をですね、延ばしていくという手法も一つの方法だと思っております。

それから、根間公園の整備計画についてですが、中心市街地活性化基本計画に基づきまちづくり交付金事業での整備を予定しております。この根間公園は、その基本計画の核となる施設である集客交流拠点施設と一体としての機能を有することから、基本計画に沿って集客交流拠点施設整備と同時に実施する必要

があります。

竹原地区の区画整理事業ですけど、平成17年度に知事の認可を受けております。18年度に仮換地の指定を行いました。そして、18年度には工事、それから物件補償も着手しております。事業を中断することは困難でございます。

#### ◎環境施設整備局長（平良光善君）

新ごみ処理施設の整備計画についてお答えをいたします。

ごみ処理施設はいつごろ着工するかというご質問ですが、今後は建設委員会を立ち上げまして、現在のごみ処理基本計画の見直しを行います。それに基づいて循環型社会形成推進地域計画書を作成をしまして、国、県と調整を行います。また、今年度環境影響調査の方法書の作成を行いまして、平成20年度から環境調査を行います。並行して都市計画等の決定を行って、22年度から工事に着工しまして、24年度から供用の開始を予定しております。

失礼しました。答弁漏れがありました。葬斎場の建設につきましては、内部検討委員会でその候補地の絞り込みを行っております。現在周辺住民の合意形成ができるように取り組んでおりますので、早急に住民説明会ができるように取り組んでいるところでございます。

#### ◎平良 隆君

順を追って再質問をしていきたいなと思っています。

先程都市計画による事業の見直しの件に建設部長がですね、ご答弁なされたわけでございますけども、このパイナガマ公園ですね、これについては当然再評価委員のですね、答申を受けてなかなかこれ計画は見直しできないというようなご答弁でございますけども、しかし今ですね、このパイナガマ公園が市民のニーズに合った事業なのかですね、こういうのは本当考えてみたことはありますか。この事業の概要を見ても普通のこれは公園なんですよ。別に別の公園と変わった公園でないわけでございます。特に我が宮古島市においては都市公園が23カ所あるようございまして、その管理さえほとんどできていないのが僕は現状ではないかなと思っています。つくった後にも管理もできないですね、公園をまたこれだけの莫大な資金をかけてですね、これ25億ですよ。ほとんどもうこれは用地代に、80%これ用地代でございます。こういう事業をですね、丸々やるというのはですね、やはりこういう財政状況の中でですね、私は甚だ疑問でございます。もしこの事業が見直しというのかな、できなかった場合にはやはり私は事業を縮小してですね、半分ぐらいは別の事業にですね、変更してやっても私はいいのではないかなという感じを持っているわけでございますけども、そういう今財政状況の中でもやはりこの再評価委員のですね、答申を尊重していかれるのか再度その点についてもお聞きをしたいなと思っております。

それと、根間地区、これは平成19年度で大体ほとんどの事業が終わるといような話を担当の方から私は聞いた覚えがあるんですけども、20年あたりからまた先程建設部長が答弁なされたように集客交流施設、余り何か私も聞きなれない言葉なんですけども、なぜその集客施設がですね、必要なのか。これ眞榮城議員もですね、前の議会でこれ必要ないんじゃないかといような話もしておりました。やはり箱物をつくるというのはですね、その後の維持管理、非常にこれ大変なんですよ。そういう計画もちゃんとできてですね、この建設に臨んでられるのか。そういうことを計画しながらやらんと、またこれは我々宮古島市の財政を私は圧迫していくんじゃないかなと思うんですけども、それもやはり計画されているから見直

しはできないのかですね、もう一度ですね、ご答弁を賜りたいなと思っております。

物件補償費については、不当利得者からこれを裁判でち取ってですね、これでお聞きしたいというようなことをございますけども、しかし裁判でそういう命令が出たって本当に100%とれるかどうか、これは非常に不透明ではないかなという感じをしております。市長は、もしこういうことができなかつた場合には最大限の責任をおとりになるというようなことまで言われておまして、この最大限の責任というのは非常に抽象的ですね、ほとんどの市民の方々がなかなか理解をされていないんじゃないかなと思いますけども、市民に理解しやすいようなですね、責任をですね、ご答弁をしていただきたいなと思っておりますのでございます。

次に、葬斎場の件についてお聞きしたいと思います。今局長のご答弁によりますと、まだまだ今発表する段階ではないというようなことをおっしゃっています。この計画がですね、されてから12年になるわけでございます。一時は決まったところを市長の判断で撤回した例があつてですね、なかなかこの建設場所が見つからないのが私は現状ではないかなと思っております。しかし、民間の火葬場、非常に老朽化しております。今非常に支障をですね、来しているのが私は現状ではないかなと思っております。当然この施設は公共団体がですね、運営するべき施設なんですね、これは。原則的にはこれはもう運営する施設であります。こういう施設をですね、これまで建設ができない。市長、必ずこれは市長がですね、思い切った決断のもとですね、これは市長の決断によって僕はすぐできる施設だと思うんですね。当然建設場所、市長が決断すれば、これはすぐできるんです。これ環境アセスも必要ないというんじゃないですか、この事業は。今もう市民に当然密着したこれも基幹施設でございますので、これを早急にですね、建設をしていただきたいと思っておりますが、市長のですね、この施設に対する建設に対するですね、お考えをお聞かせ願いたいなと思っておりますのでございます。

次に、保育所について質問していきたいと思っております。今我が宮古島には公立保育所が12カ所ございます。そのほとんどが定員割れで運営なされておまして、統廃合を考えているということでございます。民営に委託するのはこれから検討していきたいというようなことをございますけども、今那覇市でやはり那覇市長はこれ民営化に向けて一生懸命頑張っているようでございまして、民営化なされている保育所があるようでございましてですね、非常に効果、市民からも評価を得ているようでございます。そういう中におきまして民営化をすることによってですね、やはり保育の予算が相当私は削減できるんじゃないかなと思っております。そういった削減されたですね、財源をですね、私は認可外保育所にですね、少し回してもいいんじゃないかなと思っております。認可外保育所だつてもう宮古には15カ所、これ450名の園児の方々が入所しておられます。この認可外というのは非常に小回りのきく保育所で、保護者の皆様方の無理を聞いてでも預かるというような非常にいい保育所だと聞いておましてですね、この保育所に対してもですね、ぜひ市単独でも補助を出していただきましてですね、非常にこの運営に対してもですね、手助けをしていただきたいと思っておりますが、市長、これについてですね、市長のご見解もですね、賜りたいなと思っておりますのでございます。

次に、この農業の振興についてお聞きしたわけでございますけども、この嘉手苧地区というのはですね、当然これは地権者が旧上野村、しかしこの場所が旧下地町ということですね、これも平成5年から100%の地権者の同意を得てですね、何回もこれは要請してきたんですけども、やはり行政区が違うということ

です、これまでできなかったわけでありまして、ここにいる地権者は合併と同時にもうこの事業できるもんだとですね、心待ちしていたんですよ。そういうことで私が去年6月の一般質問に取り上げて質問したところ、部長はすぐにでも、早急にでもこれから検討していきたいというご答弁をなさっていたわけですが、今答弁聞くと何にもこれは進歩していません。当然21年からこれは旧下地町時代でも計画された事業でございます、本来だったらもう合併と同時に、19年あたりまでにできるかなと私は思っていたんですけども、まだできておりませんが、21年度にやるという決定しているんだらぜひですね、これはもうやっていただいて、地権者の方々にですね、喜んでいただきますように心からお願いしたいなと思っております。

それと、先程適材適所についてでございますけども、これはぜひやっていただきたいと思っております。これからの農業振興というのは、やはり指導者によって農業振興が図れるということもですね、わかっていただきたいなと思っておりますので、市長、この農業振興に対するですね、職員の適材適所の配置、ぜひ市長のですね、采配でよろしくをお願いをしたいなと思っております。

それで、部長にですね、お聞きしたいんですけども、海ぶどうのですね、件についてもですね、やはりそういう技術者置いてですね、指導していただきたい。海ぶどう業界というのは今ピンチでございます。非常にどこもピンチでですね、もう困っているようでございますので、そういうときにこそやはり行政がですね、手かしていただければありがたいんですけども、非常に有望な産業といいながらほとんど手かしていない状況でございますので、その点についてもですね、ぜひ部長の力をですね、かしていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思っております。

時間が来ましたので、これで一般質問を終わりたいと思っております。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

平良隆議員にお答えしたいと思います。

葬斎場については、かなり住民との話し合いが進んでおりますので、できるだけ早く取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

また、認可外保育所の件でございますけども、これはたびたび市長会等でも話は出ます。そして、これは復帰前にできたやり方で、今の国の児童福祉法に合致しないということで国の態度がかたくなだということを知っております。しかし、これはもう戦後手法の一つとして政治的判断を国に仰いでしっかりと国の対応も取り組めるようにしていきたいと考えておりますし、また市としても頑張りたいと思っております。

農業振興のためにその人物を適材適所にするということは、先程部長も答弁しましたようにそのような専門の方がおりますので、それは人事の配置の面で検討していきたいと思っております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園事業の見直しができないかということですが、まずですね、事業を採択してもらってですね、これまで補助金もここはもう投入されております。それで、中断した場合はやはり補助金も返さなくてはなりません。そして、やっぱり信頼関係というか、県や国との信頼関係を失います。だから、きちっとそのパイナガマ公園を認可してもらって計画どおり進めていくほうがこれからのですね、いろんな事業計画立てる場合でもいいんじゃないかと思っております。



それから、根間地区の集客交流施設ですけど、この交流施設をつくることによってですね、人の流れをこの中心市街地関係部分含めてですね、つくるといふ形での各いろいろな委員会を立ち上げてですね、決定しております。本来でしたら19年度からスタートする予定でしたけど、具体的にですね、この集客交流施設をつくって例えば店舗を入れる。その場合にその店舗を入れることによって維持管理費含めて、収益もありますので、できるだけその維持管理をですね、なくすために具体的にコンサルによって、今計画書を委託していますけど、そういうことで19年度は延ばして20年度からどうかこの集客交流施設をつくりたいと考える。この中身はですね、会議所ね、集会所とか、店舗とか、それから交流文化センターとか、デイサービスセンターとかですね、いろんな案があります。具体的なのがまだ決まっていませんので、この準備にその集客交流施設がですね、維持管理できるような中身でもって計画をやっていきたいと考えています。

◎議長（友利恵一君）

これで……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

海ぶどうは通告外ですので、要望ということで受けとめていただきたいと思います。

これで平良隆君の一般質問は終了いたしました。

◎砂川明寛君

最初に、質問をする前にですね、市長の朗報を聞きまして、本当におめでたく思っております。ぜひこのトゥリバーの問題については宮古の経済に大きな影響を与えるわけですから、どうぞ最後の最後までね、しっかりとした計画を見届けて、そして宮古の経済を潤すような開発をしてほしいなとお願いを申し上げます。そして、並びにおめでとうございます。

それでは、何点か通告をしてありますので、質問したいと思います。まず、トゥリバーの件についてはですね、今朗報を聞きまして、まず割愛したいなと思っております。

次にですね、保良市有地売却問題についてであります。この保良市有地問題については、過去に何名もの議員の方々が質問をしておりますけども、私なりにいろんな視点を変えながら質問したいと思います。この売却の問題でありますけども、保良の。今たくさんの方々の反対意見、そして保良住民の意見と、これはただの反対だけではないというものをきのう私は夜向こうの道のそばでいろいろと漁民の皆さんが真ん丸い浮きをぶら下げて反対活動しているのを見まして、思いました。これは、率直な意見であります。この市有地の売却というのは、安い、高いの問題じゃないなと今は考えております。保良の市有地というのは、今のところは開発反対の意見なんです。ですから、私は住民との合意形成といった場合にですね、今開発を本当にできるのかと。そして、その中にこのような反対運動が起きているのに、そして住民運動ができていのに宮古島市の市長として売って開発して本当にいいものかという意識がしております。そして、その中においてきのう土地博通議員の質問で売ったのに売った後どうですかという質問がありました。その質問にですね、副市長は今事業計画書の見直しをしているというような答弁を聞きまして。本来であればこの計画書というのは売買のときに計画書は出ているはずなんです。確認してあるはずなんです。ですから、本当にこの答弁が本当なのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

そして、どうもあの看板を見てこの開発を本当に進めていいものかどうか、いま一度宮古島の市長としての見解を求めたいと思います。

次に、平成18年度の決算認定書についてをお伺いをします。平成18年度の収入未済額は、一般会計16億5,000万余り、そして特別会計、これが5億2,500万余り、合計合わせると21億円余りとなっております。そのうちの一般会計の市税7億9,000万余り、そして分担金、負担金1億4,700万余り、使用料及び手数料1億2,100万余り、そして財産収入が342万6,000円余りと、そして諸収入9,183万7,000円余りとなっております。そして、市税の収入状況はと。調定額が50億9,700万余りに対し、収入済額が42億2,100万余りと。徴収率が82.8%である、そう出ております。そして、本年度の不納欠損額が8,569万3,000円余りと。件数にして1,939件となっております。

そこで、お伺いをしますけれども、この厳しい財政運営の中においてこれがどんどん未済額が増える一方の、増えていくこの危機を、そしてその不納欠損額が生じているこのことについて市当局として、市長としてどのようにお考えなのかご答弁を願いたいと思います。

次に、事務処理ミスについてであります。これも何回も出ておりますけれども、職員のミスや不手際、そして不適切な事務処理は今まで何度か指摘されました。特に大きく今取りざたされているのが、百条委員会でもありますけれども、下崎土地売買に関する不適切な事務処理、そして今回の物件移転補償代金差し押さえ命令判決に伴う賠償金問題。特に今回の物件移転補償代金差し押さえ命令判決については宮古島市が被告であり、そして宮古島市は敗訴しました。このことは、本市にとっては非常に不名誉なことでもあります。私は、そう思っております。この裁判において確定しておりますので、まず市長は市民に対して私は謝罪をするべきだと考えておりますが、市長はどうお考えなのか。

そして、一切負担はかけないと言っておられますが、私は訴えられ、そして負けただけでもこれは事実市民に、そして市民には迷惑をかけているわけであります。その辺について市長のお考えをお聞かせください。

次に、サトウキビ新価格制度導入についてであります。お伺いをします。まず、サトウキビ新価格制度導入については先程から何名もの議員からも質問がありましたが、私も質問したいと思います。まず、この新価格制度はこの宮古島の農業を考えた場合、非常に納得できないものはやまやまでありますが、国が示した以上、仕方がないのであります。この制度は、これといった産業のない宮古島農業のいわば切り捨てとも言える問題だと私は考えております。今この宮古の農業を考えた場合、サトウキビの産業をなくしてこの宮古の農業はまずもたないと考えております。それだけに新価格制度は今までの農家の経営のあり方、そして仕方までも根本的に変えなければならない非常に重大な問題であります。例えば今のサトウキビの産業の形態ですが、収穫後、今までは1週間ぐらいでサトウキビ代金を全額もらっていました。しかし、それを目当てに生産農家はいろいろなローンや農薬代、そして税金など、いわば前借りをした状態でこの生産代金から引き落としてきていたわけです。経緯があります。それが2週間以上も、そして20日間も遅れるわけですから、引き落とす側も、そして生産者側もやりくりが非常にできなくなってくるわけです。それだけにサトウキビ産業は宮古の農家において依存度の高い、そしてそれだけの依存度の高い収入額なんです。それを根本的に変えるためには2年ないし3年間かかります。その間だけでもいいので、JAとタイアップした何かこの農家の救済措置、サトウキビ農家の救済措置を基金造成でもいいで

しょう、とり行うべきだと早急に思いますけども、いかがでしょうか、その辺について見解を求めます。

次に、新ごみ処理施設の建設についてをお伺いをします。このごみ処理施設の建設の問題については、去った8月の29日、検討委員会から候補地の選定を決定し、答申した経緯があります。この6つの理由でありますけども、基本的には私も候補地としてはやらなければいけない、今の状況を考えた場合は、肝心の最も大事な地域住民の合意形成が私は最も必要じゃないかなと。

そこで、お伺いしますけれども、何回も言っているとおりまず物をつくる場合、地域住民が物すごい反対をした場合、これは意見書なんかも来ているんですね、要請書も。その場合、本当に果たして市長はその切実な訴えをして反対をしていらっしゃる方々にどういった説明をしていくのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

次に、砂川保育所改築についてであります。この保育所改築工事ではありますが、当初予算も認められ、そして急にまた今取りやめると、そういった話が聞こえております。確かに言うとおりの60人規模から34人しか在園児がないということはわかりますが、私はこの次に統廃合という問題が飛び出しておりますけども、今旧城辺町時代から現在砂川学区が最も人口も多いし、現在の小中学校児童生徒の数も最も多い地域なんです。私は、今統廃合じゃなくて、この新しい改築をして、そして砂川の地域の活性化のためにもこの工事についてはぜひともやってほしいなと思っておりますが、ご答弁を願いたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

砂川明寛議員の質問にお答えしたいと思います。

市有地売買についての職員のミスについてでございますけども、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては法令、条例、規則など関係法令の遵守に常に心がけて担当業務に当たらなければなりません。今回の事務ミスは、文書処理の判断や関係課との連携ミスが大きな要因と考えていますが、今後は今回の取り立て請求事件を教訓に再度法令の遵守や迅速な文書処理の指導を行ってまいりますと同時に、市民にも改めて心からおわびを申し上げたいと思いますし、また市民に負担をかけないように訴えの提訴によって回収に向けての強い姿勢で臨みたいと考えております。

#### ◎副市長（下地 学君）

売買市有地の道路沿いに開発反対の立て看が設置されている現状を見てどう考えるかというご質問なんですが、まず1つには保良部落と吉野部落は協定を交わしたときはですね、両部落の総会において推進協力するという前提で1つの早期実現に向けての要請等を出しております。そういう中であって十数年も時間がたつと、やはりこの開発についてはいろいろな考え方が出てきて、議員指摘のとおり部落民の反対、さらには地域審議会からの意見等が出ているのもそのとおりであります。東平安名崎に向かう道路沿いにですね、開発反対の趣旨の立て看が設置されているということは把握しております。宮古島市において観光産業はこれからも振興、発展を図る上で重要な産業であると位置づけており、リゾート開発が観光振興を図るためには有効な方策であると考えており、今回の市有地売買は発展、開発と一体のものであります。したがって、宮古島市としてはこれからも保良地域の開発について地域住民、行政、企業が連携して地域住民の意見等を反映しながら開発を推進してまいりたいと考えております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

砂川保育所の改築の件でございますけれども、議員ご指摘のように平成19年度の当初予算で1億三千余の予算を認めていただきました。当初市の単独事業として辺地債等を活用して実施予定でありました。しかしながら、その後17年度決算から試算した連結実質赤字比率が32.7%という再生団体となる可能性が極めて高いというふうな指摘をされております。そのことを受けまして、市では財政破綻回避に向けた緊急行動計画を策定して財政健全化への取り組みを推進してきたところあります。そういった状況の中で当然起債事業とはいえ砂川保育所の改築工事につきましても再検討することとなりました。結果、今年度においては一部の改修工事を実施して引き続き現施設を使用してまいりたいと。当分の間、入所率も58%と大変低い状況でありますので、今後の推移、状況等を見ながらこれから今後については検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ◎納税課長（友利 克君）

市税の未済額の対策ということでございます。まず、平成17年度末の市税の未済額は8億7,245万円でございました。18年度末は7億9,035万2,000円となっております。この間8,209万7,000円ほどの圧縮というふうになっております。市税の確保については、納税課を設置するなど徴収体制の強化を図るとともに、臨戸徴収、それから休日納税相談などを実施し、徴収強化に努めているところでございます。また、市税を確実に確保するため資産の差し押さえや納付誓約書などの徴収を積極的に実行するなど時効の中断措置にも努めているところでございます。ちなみに、時効中断措置、財産の差し押さえでございますが、平成17年末が627件でございました。平成18年度末は1,112件となっております。485件の増というふうになっております。それから、もう一つ、納税誓約というものがございまして、これも17年度末は220件でございましたが、平成18年度末に986件、766件の増というふうになっております。

不納欠損処理については、地方税法に基づいてやむなく処理、実施しているところでございますが、税負担の公平性、それから平等性が損なわれることがないように今後も適切な滞納処分を施行してまいりたいというふうに考えております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

サトウキビ新価格制度の導入についてという件でございます。さきの下地明議員、上地博通議員にも一部お答えをいたしましたけれども、視点が少し変わってございます。サトウキビ産業は、国の助成によって成り立っている産業でもございます。そして、宮古においては非常に依存度の高い農業でもあります。議員言われますように国の農業政策の見直しによりまして今回の市場価格を取り入れた制度というふうになってございます。一応制度的にはもう決まってしまうわけでございますから、この制度をですね、どのようにして活用して運用していくか、それに対応する必要があるというふうに考えます。また、農家の皆様にもですね、やはり制度が変わった以上、国の補助事業でもってこの農業が成り立っているという部分も理解をいただきまして、その制度に合った農業の運営の仕方、営農の仕方、それをですね、やる必要があるだろうというふうに思っています。基金の話がございましたけれども、JAのほうはどういうお考えをお持ちかまだ私どもとしてもお聞きしていないところでございますので、そういう基金の制度が必要かどうかですね、お聞かせをいただいて検討をさせていただきたいと、そのように思います。

#### ◎環境施設整備局長（平良光善君）

新ごみ処理施設の建設についてお答えをいたします。

反対している人にどう説明をしていくのかということですが、これまで3回の説明会や戸別訪問をしてごみ処理施設建設への理解を得る努力をしまいいりました。今後もこの事業の緊急性とその必要性を説明をしながら理解を得られるように取り組んでまいります。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりました。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時44分）

再開いたします。

（再開＝午後2時44分）

◎副市長（下地 学君）

通告外での確認がありましたので、お答えいたします。

きのうの上地博通議員の質問で売却後、企業から開発等について何か説明があったかということについてマスタープラン等の見直しをして行っているとの連絡を受けていると、このように答弁いたしました。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時46分）

再開いたします。

（再開＝午後2時46分）

◎砂川明寛君

ですからね、事業計画の見直しというのは、事業計画というのは既に、保良の件ですけどもね、事業計画というのは既に事業計画書を出して、そしてオーケーということで売買はするわけですよ。今見直しが必要というのは、何か後が先になっているような感じしませんか。

そしてですね、もう一つ聞きたいんですけども、

---

——その辺についてですね、疑問なんです。私は、転売目的じゃないかなということがして非常に疑惑を感じるわけです。

（「予想で話したらだめだよ」の声あり）

◎砂川明寛君

いや、これ予想ですか。実際に開発して……

（「——もないと相手方をそんなに言ったらだめだ」  
の声あり）

◎砂川明寛君

じゃ、——は取り消してもいいですよ。

◎議長（友利恵一君）

明寛議員、休憩いたします。

（休憩＝午後2時48分）

再開いたします。

（再開＝午後2時48分）

◎砂川明寛君

ですからね、もちろんそれ———については僕がこれはじゃ取り消しましょうね。

◎議長（友利恵一君）

はい。

◎砂川明寛君

しかし、実際に今までその計画書を出して、そして実際実績というのはないですよ、はっきり言って。そうじゃないですか。ですから、そういう実績がないのに本当にできるのかと私は聞いているんですよ。それについてもう一度お願いします。

次に、決算書の件の未済額の件ですけどもね、これについてはたくさん未済額があるということですね、この宮古島市にとっては非常に財源の乏しい、確かに自主財源の乏しいこの宮古島市にとっては、そしてしっかりと税金を納めてしっかりしている善良の市民の皆様にとってもですね、これ非常に問題なんです。そして、不納欠損金、それについてはですね、何か法的な措置を、長引かすような措置を講じていくべきだと思いますがね、それについてはどういった策を講じているのか、その辺についてもう一度ね、お伺いしたいと思います。

次に、事務ミスについてでありますけども、まず市長にお伺いしますけども、この事務ミスについてはこの事務がスムーズに進んでね、債権者に支払われていけばこういった問題は一つも起きませんでしたよね。市長は、一切の負担は市民にはかけないと何回も言っております。しかし、裁判で敗訴しました。市長の責任もあると私は考えます。

そして、今まで下崎土地売買に関しては不適切な事務処理については減給という形で責任のとり方を出してきております。この物件補償、移転補償代金差し押さえ問題についてはどのような責任のとり方を考えていらっしゃるのか、その辺についてもう一度お伺いをします。

次に、サトウキビ新価格制度導入についてでありますけども、これはやっぱり依存度がそれほどこの宮古島市の経済を圧迫するような物すごい額なんです。57億円ぐらいありますよね。その80%が代金として支払われるわけです。それが2週間あるいは20日ぐらい、そしてあとの20%が製糖期の終わる時点の5月ですから、2カ月、3カ月ぐらい遅れてくるわけです。これは、宮古の経済にとって非常に大きな、それもそのサトウキビをつくっているのがほとんど零細農家なんです。そうすると、非常にこの遅れてくるというのは例えば来年のサトウキビ代から農薬代を払っているとかね、引き落としてくれとか、そしてローン、その他税金などを引き落としてくれという、あるいは共済ね。これなんかがあるわけです。ですから、これがスムーズに行くにはやっぱり二、三カ年の期間が必要だと私は考えているわけです。ですから、この辺についてね、どうもJAあるいは国とタイアップしてその辺についてはしっかりと対応が必要じゃないかなと。そして、要請も必要じゃないかなと考えておりますけども、いかがですか。

そして、新ごみ処理施設についてでありますけれども、これは今文教社会委員会で新ごみ処理施設建設反対要請というふうなのがありました。この反対している方々の要件を聞きますとですね、中身はよく知っていると。早くつくってほしいというのは本当のみんなの意見だとこれにも書いてあるんです。しかし、できればね、この施設はつくってしまえば百年の計と言われるほどですね、大変なことなんです。ですから、だれでも納得のいくところにつくってほしいという1,300名もの反対署名を持って要請に来ているわけです。本当にこの方たちに対して実際に市長、行って説明をして納得できて進めていけるのかどうか、この辺についてももう一度市長の考えをお聞きしたいと思います。

私は、次に砂川保育所改築工事についてでありますけれども、どうしても田舎のやっぱり地域の保育所とこのまちの保育所とは相当違いがあると思うんですね。田舎の保育の場合は、その地域、地域にやっぱり必要なんです。だから、統廃合じゃなくて、どうしてもやるのであれば私は民間委託か、それとも委託をして民間に任せていく、それも1つの方法じゃないかなと考えますけれども、どうしてもこの砂川の地域で新しくつくってですね、その辺については人口増加に、そして砂川の地域にどうしても活性化につなげてほしいなと強く要望しておきます、これは。もう一度再質問しますので、よろしくお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

砂川議員にお答えします。

事務ミスについてでありますけれども、事務ミスによって我々は宮古島市が被告になって敗訴しました。ですから、宮古島市の市長としての責任はあります。ですから、訴えの提訴をやりまして、しっかりと相手からこれを回収して市民に迷惑をかけないことが私の責務と考えておりますので、それに向かって一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。その後で責任の度合いについて考えていきたいと、そのように思っております。

また、ごみ処理施設についてはやはりあの場所が最適であるという選定をしてありますので、住民の合意形成に向けてこれからもしっかりと取り組んでまいります。

◎副市長（下地 学君）

1つには、基本計画の見直しをしているなら契約書の双方で交わすべきじゃないかという協定書、質問なんです。今回の売買はいわゆる高松開発からオーシャンリゾート宮古島に一切の権利が継承されているという前提に立ってですね、これは売買契約をしております。吉野は、オーシャンリゾート宮古島が会社名を変更したということでもあります。したがって、この契約の見直し等については午前中にもちょっと答弁いたしましたけど、詳細については別途協議すると、こういうただし書き等もあります。そのように開発に当たっては企業、そして地元、行政3者がしっかりと協議をし、連携して開発を推進していくというように進めております。また、6月24日の保良の部落集会にもそのように経過等の説明をいたしております。それから、保良部落と吉野部落のですね、同意書があります。それから、観光リゾート開発推進協議会の組織、16団体ですね。城辺地区のすべてを網羅しております。さらに、保良部落からのこれ要請書であります。こういうふうには部落は開発についてはですね、積極的に協力するという同意書と協定を交わし、要請書等も提出しております。膨大ですので、後でごらんになっていただければと思います。

◎経済部長（宮國泰男君）

宮古にとって一番重要な産業であるサトウキビがですね、農薬代金等がですね、その中から差し引かれ

ていくというようなことで経済に与える影響が大きいということで要請すべきではないかということでございますけども、このシステムは製糖会社からJAさんにですね、数量がいきまして、それに支援金を掛けてまして国に申請されるわけでありまして、そして、その支援金につきましてはさらにJAさんのほうに振り込まれるのが大体流れ的にはそういうふうになっていまして、JAさんから農家のほうにいくというような形になるかというふうに思います。振り込まれ先は、JAというふうには決まてはいないんでありますけども、その作業の大半をJAさんが農家にかわって生産組合としてやるわけですから、そのほうでのいろんな形で、立てかえの方式とか、方策とか、そういうのがあるかと思うんでございますけども、JAさんとしては2割の部分に関してもその上半期、月の初め、中旬、下旬ですね、こういうものに関しての立てかえに関してはやらないというような方針であるようでございます。

（「やらない」の声あり）

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

はい。そのような形で立てかえという部分についてはないということを知っておりますので、むしろこれは市というよりも、やはりそういうものがですね、あるというんであれば農家のほうから声を上げていただく必要もあるのではないのかなというふうに考えます。

#### ◎納税課長（友利 克君）

不納欠損処理は、できるだけ回避するよう徴収努力を重ねつつ差し押さえなど時効の中断措置を進めているところでございます。時効の中断事由としましては、財産の差し押さえ、それから交付要求、納税誓約の徴収などがありまして、先程も申し上げましたけども、財産の差し押さえ、それから納税誓約の徴収を主体として時効の中断措置を進めているというような状況でございます。今後とも不納欠損処理については滞納者の実態を十分把握した上で税負担の公平性が損なわれないよう差し押さえなど実施し、時効の中断など適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

#### ◎砂川明寛君

再々質問をしたいと思っておりますけども、保良の問題についてはですね、どうも納得がいきませんが、議会でも承認されたものでありますから、仕方がないかなという部分もなきにしもあらずであります。

事務ミスについてはですね、市長、二度とこういう不手際、事務のミス、そして市役所の職員である以上やっぱり公僕という形でしっかりした適正な管理をお願いしたいなと思っております。

そして、未済額についてはですね、これから継続審議として今から審議もありますので、その中でもいろいろと出てくると思っておりますので、またこういった未済額はやっぱり善良な市民のしっかりと納めている人にとっては本当にこの収入未済額はですね、大変なことだと考えておりますので、その辺についてもしっかりと法的にも差し押さえなりなんなりしてですね、しっかりと徴収してほしいなをお願いをしておきます。

サトウキビ新価格導入についてはですね、できないとおっしゃっておりますけども、これは国の制度ですから、できないんじゃないかとですね、JAというのはそのサトウキビ価格についてはほとんどJAが扱っているわけですから、それなりのやっぱり二、三年その農家の皆さんの認識が変わるぐらいですね、今本当に前もって次のサトウキビ代からという、代金からという農薬の取り方の方法とかね、そして支払いの方法とかをしているんで、ですからそれが回避できるまでの間だけでも何か立てかえるような考えを



してほしいなと思っておりますので、その辺についてまた一緒に頑張っていきたいなと思っております。

それでは、最後になりましたけども、時間もありませんので、私の私見を述べたいと思います。合併して2年がなろうとしています。合併も難産の末、やっと合併し、新生宮古島市が誕生したわけです。それぞれの地域や、そして考え方の違いはあろうかと思いますが、いま一度合併の原点に戻り、宮古のこれからのあり方や、そして住民主体の行政運営でなくては私はないと思っております。しかし、当局の相次ぐ、そして議会が開かれるたびにですね、一部の事務のミスや、そして事務の不手際、そして不適切な事務の処理と、そういった形の問題がたびたび起きております。市有地売買についてはですね、堂々と今密室の中での契約というふうなもので市民を少しがっかりさせるところがありました。こういうふうな市の財産を預かる、そして売買する、その面には堂々と、そして市民に開かれた行政手法であってほしいなと思います。そして、職員の管理については十分に総合管理者である市長におかれましてしっかりと管理、そして行政運営をしていってほしいなと強く要望をしまして、私の一般質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ◎議長（友利恵一君）

これで砂川明寛君の一般質問は終了いたしました。

あと1人続行いたしまして、休憩に入りたいと思っております。

#### ◎富浜 浩君

同僚の皆さんにはお疲れのところ少し眠たい時間でありまして、時間をかしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、先程市長から4億円入ったよというすばらしい喜びの話がございました。当局の皆さん、そして同僚議員の皆さん、そして市民の皆さん、本当におめでとうございました。しかしながら、やはりまだまだ財源は厳しいものがございまして、もっともっとしっかりと手綱を引き締めてやっていかなければならないことがたくさんございますので、当局の皆さんからきちっと引き締めて頑張っていたいただければなというお願いを申し上げます。そういう中で我々議員はやはり当局をきちっとチェックすることによってまた市民のいい方向に展開するのが我々の使命でありますので、ちょっと厳しいかもしれんけど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、財政破綻回避緊急行動計画についてでございます。平成19年6月15日、地方公共団体の財政健全化に関する法律が国会で成立をしました。平成20年度から適用されるわけでございます。今年4月16日、再生法制と財政指標について関西学院大学の小西教授の講演が宮古島市でございました。平成17年度決算において連結実質赤字比率が32.7%の数値の指摘があったわけでありまして、そこで、何と先程から言われているように32.7%の数値の指摘がありまして、全国のワースト9位、沖縄県では2位の本部町の14.9%と比較すると宮古島市は2倍以上の断トツの厳しい数値が出てきたわけでありまして、そこで、宮古島市は財政破綻になっていると言っても過言ではありません。市長は、財政破綻回避緊急メッセージということで各庁舎に指令を発し、そして頑張っていこうということで職員の皆さん方にメッセージをやってまいりました。そこで、私はお伺いしますけれども、簡潔に質問しますので、本市においても具体的に明快にご答弁を求めたいとお願いを申し上げます。

1点目に、職員の意識改革についてどのように指導しているのか。

2点目に、連結実質赤字比率の回避計画は何年度になるのか。数値できちっと示していただきたいと思っています。

3点目に、国民健康保険事業特別会計の健全化についてであります。何と10億円余の赤字があります。どのように健全化に向けて対応するのかお伺いしたいと思います。

4点目に、公共下水道事業及び農漁業集落排水事業についてでありますけれども、公共下水道事業は8億4,600万余の赤字があります。それも大きな赤字でありますけれども、どのようにその赤字を解消していくのかお伺いをしていきたいと思っています。

そして、農漁業集落排水事業でありますけれども、宮古島市は7カ所ございます。つまり上地、川満、与那覇、比嘉、高野、久松、池間ということで農漁業集落排水事業がありますけれども、そこで加入率と、そして使用料徴収額はどうなっているか両方、公共下水道事業と農漁業集落排水事業についてお伺いをしたいと思います。

5点目でありますけれども、トゥリバー埋立地の売却についてということでありまして、これはきのうも話ございました。財政に影響はどうかということでありましたけれども、やはり港湾特会の中においてトゥリバー問題は大きな財政のがんであります。そして、今市長が話をされたようにやがて40億入るということでもありますけれども、その40億が入ったことによってどう財政に変化が出てくるのかお伺いをしたいと思います。

さて、ここでもう一点話をしたいことがございまして、これまで議会の議決を受けまして、そして権利移転許可書というようなものが2つ必要でありました。そして、相手側の会社にそれを伝えなければならなかったわけでもありますけれども、その権利移転許可書に係ることはですね、公明党の国土交通大臣、冬柴鉄三大臣がですね、きちっと判こを押してトゥリバーの問題に協力したということは私も公明党としてうれしく思っております。それでですね、市長、やはり11月、もう完全にあとの36億は入るということを明言しておりますけれども、常にその変化がありました。きのうでは果たしてどうなるかなと思ったら、今日はもう既に午前中4億円払ったということでもあります。ですから、その変化の中においてですね、市長、きちっとそのまた11月入っていく経緯ですかね、それを明言していただければさらにまたうれしいということがありますので、よろしくお願いを申し上げます。

環境整備についてでありますけれども、この件についてはごみ処理施設、葬斎場建設について何名の議員ももう話をされました。私は、視点、角度を変えまして質問しますので、本市の具体的な説明を求めたいと思います。まず、その建設に向けてクリアしていくためには四、五点あります。環境影響評価調査、これが必要であります。そして、地下水保全に対するものがどうなっているかということがあります。また、緑地資源、生活環境保全、周辺住民に不安を与えてはならないということがありますけれども、皆さん方はこれを一つ一つどのようにしてきちっとクリアをしているのかご説明を求めたいと思います。

そして、きのう話がありました。現在西側に選定した理由ということで7項目本市からの答弁がございました。改めてこの7項目、こういって今必要ですよということの説明を求めたいと思います。

葬斎場建設について計画でありますけれども、これは市長が先程今は進めているよと、間近ですよという話がありました。そこで、やはりそれは市民はそれだけ葬斎場に対しては期待をしているわけですから、市長の言葉によっていつごろできますから市民は安心してくださいというような言葉が欲しいと思

ますので、市長の言葉をいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、野犬対策取り締まり状況についてでありますけれども、ご承知のように最近野犬によって旧下地町、久松、その他の地域でヤギがかみ殺されたということが、被害が出ておりました。そういう中で最近パイナガマや荷川取で集団的に犬がたむろしているという市民からの苦情がございます。ですから、このような状況がありますので、どのように対応していくのか、この件をお伺いしたいと思っております。

次に、平成19年度浄化槽設置の計画についてでありますけれども、これは公共下水道事業、農漁業集落排水事業、その計画外の中においての進められる計画であります。そういうことで本市の答弁を求めたいと思っております。

次に、道路行政についてでございます。腰原15号線についてでありますけど、脳外科の前の道路であります。そして、腰原19号線は古謝食堂の裏のほうの道路であります。その道路は、生徒の皆さん方の登下校や、そして地域住民の皆さん方の生活道として非常に極めて大事な道路であります。そういう道路でありますけれども、雨が降ると側溝がないために汚泥や、そして雨があふれて道路の機能を発しないということをよく市民から言われております。ですから、その道路をきちっと整備してもらいたいと要請がございますが、この件についてお伺いをしたいと思います。

そして、荷川取線、その進捗状況、その件を説明を求めたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今回の議会において国民保護計画法と何だか難しい、わからないような状況のものが出てきました。そこで、市民にわかりやすく具体的に本市が説明していただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。まず、保護計画とはどういうことなのか、その内容を示していただきたいと思えます。その中で武力攻撃事態の対処というようなこともあります。改めて高齢者、障害者への配慮というような余りわからないようなことがありますけれども、どういう内容なのか具体的にその国民保護計画について説明を求めたいと思っております。

次に、体験工芸村についてでございますが、宮古島の地場産業、人材育成、雇用も将来とも観光に大きく寄与するものと私は信じているわけでありまして、当局が体験工芸村についてやりたいということで総務委員会に提出し、我々も紆余曲折、いろんなことがありましたけれども、やはり宮古のためになるんだったら参集して進めようということになりました。そこで、本市の皆さん方もきちっと市民にわかりやすくこうすることで宮古の観光に、そして地場産業に寄与できますよということを報告をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、下里公設市場開発の件についてでありますけれども、完成はいつで、そして家賃とか敷金などがあります。そういうことは幾らになって、商業者の皆さん方が入居できるような状況になっているか。そして、補償交渉契約はきちっと成立しているか、その件をお伺いしたいと思います。

7点目に、下地野球場建設事業についてでありますけれども、オリックスの2軍が使用するということでその球場を改修してきちっと整備したいという予算が出ております。そこには宮古島市営球場とか城辺球場などもいろいろあったようでありますけれども、調べた結果、下地地域の野球場がいいということで、そこで整備するようでありますけれども、その整備の状況を具体的に説明を求めたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、そのことを聞いて再質問しますので、よろしくお願いいたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

富浜浩議員の質問にお答えします。

緊急行動計画における職員の意識改革でございますけれども、新財政健全化法による宮古島市の財政状況の説明会や市長からの緊急メッセージなどにより職員の危機意識を感じ取ってもらうとともに、行財政改革をみずからの問題としてとらえてもらうため全職員対象に行財政改革に関する意見を募集いたしました。そんな中で職員たちが勉強会を立ち上げ、市長に提言を行うといった建設的な取り組みも見られています。少なからず職員の意識改革が図られてきていると考えております。今後も職員が積極的に意見が出せるような雰囲気づくりに努めるとともに、職員の資質向上が図れるよう研修会にも力を入れてまいりたいと思っております。

トゥリバーの件については、ご同意を下さいました冬柴国土交通大臣に心から感謝を申し上げます。本日10%の4億円が入金しましたので、残りの36億円、2カ月以内に入金ができるようしっかり頑張りたいと思っております。

（議員の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

間違いました。葬斎場の件ですけれども、候補地を絞り込んで住民の合意形成に新ごみ処理施設と並行しながら担当も努力中でありますので、私も先頭に立って頑張りたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

富浜浩議員の財政行動計画についてのご質問にお答えいたします。

具体的な数字で示してほしいということでございます。まず、平成17年度決算で32.7%ということで大変厳しい状態からスタートして、その間18年度決算見込みで10億円ほどの赤字解消が見込まれまして、平成18年度決算見込みでは25.3になっております。これは、大きく好転しております。これをさらに2年間で11億円赤字解消しようと、19%を目標にですね、現在取り組んでいるところです。そして、2年間のうち19年度におきましては歳入で市税や市営住宅使用料徴収の取り組み強化等、市有地売却等により3億6,000万円、歳出では物件費等や補助費等の抑制により約2億5,000万、合計6億円の効果を見込んでおります。また、20年度の件につきましては5億円ということですが、これはこれから予算編成等を含めてですね、通して具体的に示していきたいと、このように考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、国民健康保険事業特別会計の健全化への取り組みでございますけれども、国民健康保険事業特別会計の健全化につきましては税の収納率の向上、それから平成18年度末での赤字額10億833万3,146円ではありますが、その解消及び税率の改正等が必要不可欠であるというふうと考えております。

まず、収納率の向上であります。調整交付金のペナルティーラインである収納率92%以上を目指して取り組みを強化してまいります。

それから、累積赤字の解消につきましては今回の補正でも4億円の補てんをお願いしておりますし、次年度以降順次2億円余の一般会計からの繰り入れを予定しておりますので、平成22年度までに累積赤字を解消していきたいというふうと考えております。

それから、税率の改正につきましては平成20年度から施行される後期高齢者医療支援金分を含めた医療分及び介護分の税率について単年度収支が赤字にならないような税率の確保ができる税率に改正をしたいと考えております。加えて特定健診、特定保健指導を実施し、医療費の節減に努めるとともに、診療報酬明細書等の点検業務を強化いたしまして、医療費の抑制に努めることが国民健康保険事業特別会計の健全化につながると考えております。

(議員の声あり)

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

大変失礼しました。答弁漏れがございます。それから、次の野犬対策の取り組み状況でございます。最近野犬による家畜被害が旧下地町、それから久松地区で起こっております。市といたしましては、宮古福祉保健所等とも連携をとりながら捕獲を実施しておりますが、現在の職員体制では十分に対応できていないのが現状であります。今後対策として各地区、いわゆる旧市町村ごとに捕獲員を配置をしたいというふうに考えております。そうすることによって市民からの苦情に対する迅速な対応ができるものと思っております。

次に、浄化槽の設置計画であります。平成19年度の浄化槽設置補助事業につきましては31基を予定いたしております。受け付けの期間につきましては、例年どおり10月1日から12月の末を予定いたしており、市の広報紙や新聞等で募集を呼びかけてまいりたいと思っております。なお、申込者が多数の場合については抽せんによって対象者を決定することになります。また、内訳といたしましては5人槽が20基、6ないし7人槽が8基、10人槽が3基を予定いたしております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、農漁業集落排水事業の健全化はということでございます。農漁業集落排水事業7地区ばかりでございますけれども、加入率が50.14でございます。徴収率が38.6と非常に低うございます。加入につきましては、職員を挙げて加入促進に努めているところでありますけれども、まだまだ実績が上がらない状況でございますので、今後ともこれにつきましては引き続き加入促進に努めてまいります。徴収率の向上につきましては、ただいま上水道料金、水道料金との同時徴収を検討し、今水道局と協議を行ってございます。これができるれば相当徴収率が上がるというふうに思っていますので、これをしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

次に、体験工芸村でございます。施設の具体的な説明はということと業者の公募はどうなるのか、さらに地元、観光客をどのように誘客するのかという3つのご質問でございます。まず最初に、施設の具体的な説明をいたします。体験工芸村の施設につきましては、植物園である既設の2つの施設等の改築と新築を含めて7カ所ないし8カ所の工房を建設する計画であります。まず、1つ目に宮古の食工房というものでございます。2つ目に陶芸工房、3つ目に木工房、4つ目にチガヤ工房、5つ目に万華鏡、そして6つ目に藍工房、そして7つ目に宮古上布の工房ということでございます。さらには、貝細工のですね、工房ということで今検討をしている段階でございます。建物づくりとしましては、やはり植物園の景観を壊さないようにですね、大きな木は切らずに、その大きな木の間ですね、工房を点在していくことによって景観に配慮した建築のやり方にしたいというふうに思っております。

次に、入居する業者の公募をどうするかということでございます。施設使用に係る公募の方法としまし

ては、早速に選考委員会を立ち上げたいというふうに思っております。その中で公募するわけですが、最低限この3つのことにつきましては公募の条件として入れていきたいというふうに思っております。宮古島市在住で各工房などに従事している人または従事したいと計画している者、そして宮古島市在住を中心とした公募をしたいというふうに思っております。その後に公募がない場合は第2次、第3次という形で公募していくわけですが、第1次公募で入居されるという部分に関しましては木工房、チガヤ工房、藍工房、陶芸工房、万華鏡工房というものが十分に見込まれるものというふうに考えております。宮古上布の工房と藍工房につきましては、宮古織物組合を想定をしております。

次に、地元あるいは観光客をどのように誘客するかということでございます。宮古の入域観光客は40万人というふうに言われております。旅行代理店やホテル等と調整し、きちっとしたメニューをつくって提供することによって誘客は可能というふうに考えております。また、点在している施設よりもですね、ある程度集積している施設となれば案内する側にも対応しやすくなりますし、一度に多くの人を送り込めるというメリットもございます。また、地元ではですね、やはり小中学校生を中心とした体験学習、さらには夏休みにおきましては親子体験学習等がですね、見込めるというふうに思っていますので、それに即した体験メニューをですね、きちっと整備をしてその誘客に努めたいというふうに思っております。

次に、下里公設市場でございます。完成は何年で家賃とか、あるいは敷金はどういうことでございます。今年の10月中に解体撤去を予定してございまして、並行しまして下里公設市場の再開発委員会というのを立ち上げる予定になってございます。その中でどういう市場にするのかという部分をお話し合いをするわけですが、順調にいけば平成20年度中の完成を目指します。家賃あるいは敷金につきましては、当然新しくなるわけでありますから、建設費用も考慮しながら、周辺の家賃も考慮しながら決定していきたいと思っております。現在入居していた方々が再入居したいということであるようでございます。その方々に関しましてはある程度何力年かはですね、家賃の低減を図っていくような、そういう施策も講じたいと、そのように思っております。

今現在入っているのが何店舗かということでございますが、26店舗が入居してございます。そういう中にそれとあと外側にですね、2店舗ほどが毎日営業しているというようなこともありまして、補償対象が今28件というふうになってございます。

そういうことで補償契約は成立しているかということでございますが、全部終了してございまして、補償の対象件数が28件というふうになってございます。

その中でどのような整備を検討していくかということもお聞き取りの中で聞いてございますので、お答えをしたいと思います。まず、果たすべき機能ということでございますけれども、新鮮な食材を提供できるような場、そして高齢者を中心としたコミュニティーの場、観光客を対象とした観光交流空間のですね、創出のできる場として考えてございます。そして、もう一つキーワードとしましてはやっぱり見る、食べる、買うというような要素を付加した市場にしたい。そして、もう一つは市場の原風景というんですかね、できるだけそういうものを生かしたようなものに再構築したいということでございます。

#### ◎建設部長（平良富男君）

公共下水道事業の加入件数及び加入率健全化の対応について答弁いたします。

平成17年度の加入率が42.7%でありましたが、平成18年度現在の加入率は53.9%で、水洗化人口が

3,882人となっております。年間の使用料が5,441万3,000円となっております。健全化に向けて加入促進に努めておりますし、また今議会で一般会計から3億8,839万9,000円の繰り入れ等により歳入欠陥が約4億290万5,000円に圧縮されることとなります。

次に、道路行政について腰原15号線、脳外科医院の通りでございます。この路線は、平成19年度で、今年度です。地方改善施設整備事業を導入して整備していきます。既に測量設計等々も発注してありますので、委託業務の完了次第、工事による整備を進めていきたいと思っております。

腰原19号線、古謝食堂の裏の道路でございます。この道路も19年度で地方改善施設整備事業を導入して今議会に予算補正を計上しており、排水路を設置して整備していきます。

荷川取線の進捗状況です。これは、竹原地区土地区画整理事業地区内における荷川取線の進捗状況でございます。平成19年度において物件調査7件、物件移転5件の完了を予定しております。今後も本市における荷川取線の整備効果が大きいことから、物件移転等の進捗状況に合わせて整備していきたいと考えております。

次に、下地野球場の改修事業の整備内容でございます。内野の混合土の舗装です。外野芝養生、レフト側外野防球ネット、それからバックスクリーン、ブルペン、ピッチング練習場です。サブグラウンド内の混合土舗装の改修工事を予定しております。

#### ◎議長（友利恵一君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

#### ◎総務課長（伊良部平師君）

国民保護計画についてお答えをいたします。

宮古島市の国民保護計画、これは国の基本指針に基づきまして策定を行いました。今回県の協議を得て計画の公表に至った次第であります。

また、保護計画における想定される武力攻撃事態というものがどういうものかということですが、1つ目は着上陸進攻、それからゲリラや特殊部隊による攻撃、それから弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、これが武力攻撃事態と言われている、想定されている事項でございます。それから、緊急対処事態としまして攻撃対象施設あるいは攻撃手段によっていろいろ分類されますけど、多数人が集まる施設や大量輸送機関、そういったものにあらゆる攻撃が行われるような事態、これを想定しております。国の基本指針に基づくもので、日本全国どこにおいてもこういう事態になれば国は該当する県や市町村に警報を発令するというような仕組みになっております。

宮古島市の保護計画の内容なんですが、大きく分けて市の役割が3つございます。これは、1つは避難です。警報の発令を受けて避難の指示、それから、住民の避難指示ですね。それから、避難住民の誘導などを行う、これが1つの項目です。それから、2つ目の救援としまして国の救援指示を受けまして救援の実施、それから安否情報の収集などを行います。それから、3つ目に武力攻撃に伴う被害の最小化を図るということで、そういった攻撃への対処、それから生活関連等安全施設の確保、消防等との連携、被災情報の収集など、それから施設設備、応急復旧というものなどへの対応が大きく3つの市の役目となっております。

それから、高齢者、障害者の配慮ということはどういう意味なのかということでしたけど、避難誘導に

当たりましては自然災害と同様ですね、高齢者や障害者、そういった方々への災害時の要援護者への配慮が非常に重要になってまいります。避難誘導に当たりましてはですね、常にこのことを意識して計画を進める必要がございます。具体的には災害時の要援護者、こういった方々のために避難支援プランを作成してまいりたいと思っております。

◎環境施設整備局長（平良光善君）

新ごみ処理施設及び葬斎場の建設についてをお答えをいたします。

まず最初に、水や緑等の環境問題をどのようにクリアしていくのかというご質問です。今年環境調査の方法書を作成をいたします。その中に調査項目を設定をいたしまして、調査を行います。そして、その調査結果によって対策を講じなければならない項目などが出てきます。それにつきましては、その必要な措置を講じてまいります。

それから、2点目に建設地の選定理由の説明をとということですが、候補地の選定につきましてはまず6カ所の候補予定地がございました。その6カ所の候補予定地について審査基準を設けて審査を行いました。まず、その審査はですね、7項目にわたって審査を行ったわけです。まず、1つ目には用地の確保がしやすいかどうか。そして、2つ目には収集運搬の効率がよいかどうか。3つ目に、アクセス道路の確保はしやすいか。4つ目に、用地への環境影響はどうなのか。それから、5つ目に還元施設の可能性はどうか。6つ目に、財政負担はどうか。7つ目に中間処理施設建設とリサイクルプラザの建設は集中方式とするという7つの項目を、基準を設けまして、その6つの候補地についていろいろ検討をいたしました。そして、7つの理由で現在地のほうが良いという決定がなされたわけです。つまり現在地が一番最も良いという理由が6つありまして、1つ目にはその周辺一帯が市有地で土地購入費がかからないということ。2つ目に、施設建設やアクセス道路の整備、周辺環境整備等が容易であるということ。3つ目に、宮古島市におけるごみの排出量は平良地区が全体の7割を占めている。人口が最も多く、ごみの排出量も多い市街地に近いので、ごみ搬入等の効率化や経費の軽減が図られるということ。4つ目に、現工場が稼働しているためインフラ、電気、水道等が整備されており、事業費の軽減ができるということ。5つ目に、現在現工場跡地に環境関連施設、つまりリサイクルプラザを整備することにより現施設の撤去費についても国の補助が受けられるということ。6つ目に、リサイクルプラザは市民の環境学習やリサイクル活動の場となる機能をあわせ持つ施設で、同地が利便性や運営の面で効率化が図られると。以上の6つの点が6カ所の候補地の中で一番現在地が良いという、この6つの条件で選定をされたわけです。

3つ目に、葬斎場はいつごろできるのかということですが、葬斎場の建設につきましては内部の検討委員会で候補地の絞り込みを行っておりますが、まだその住民説明会を持つに至っておりません。説明会を終えた段階でいつごろできるのかというめどづけができます。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりましたが……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時52分）



再開いたします。

(再開＝午後 3 時 53 分)

◎富浜 浩君

マリンターミナルの件でありますけれども、売買の件でありますけれども、先程啓世議員に譲渡ということでお互い話し合っているよというようなことで市長の説明がございました。もう少し、余りわかりませんので、どういう形で、どういう方法でそのルートインジャパンとは契約を進めていくのか少し具体的に説明を求めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

もう一つ、パブリックゴルフ場の件でありますけれども、これは新聞報道で読んだ範囲でありますけれども、企業からのオファーもあると。つまり売買契約の申し込みもあるよというような、いろいろな話も聞いております。そして、市長の話では今年中に売りますよというような話がありますけれども、その件をお伺いをしていきたいと思しますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、財政回避計画の件でありますけれども、4つの財政指標があります。その中で、これは来年から始めることでありますけれども、1つは実質赤字比率、もう一つは連結実質赤字比率、もう一つは実質公債比率、もう一つは将来負担の比率ということで、皆さん方はその回避の計画の中できちっと示してやるわけでありますけれども、その数字を具体的に説明を求めたいと思しますので、よろしくお願いを申し上げます。

野犬対策の件でありますけれども、最近沖縄県の中においては非常に犬の事故が多いということでいろいろ問題とされております。宮古でもちよくちよくあるようなことでありますけれども、まず飼い主によってですね、もしかまれるとか、そういう事故があったときにその所有している、咬傷、かまれたときの状況に対して裁判問題があったかどうか。

そして、宮古島市の中においてやはり重要なことは狂犬病の予防接種ということが極めて大切なことでありますけれども、4点ばかりお願いを申し上げたいと思します。まず、登録頭数、接種頭数、それから狂犬病予防接種の率、余り市民はわからないと思うんですけども、狂犬病、狂犬病というんですけども、狂犬病とはどういうことなのかお伺いをしたいと思います。

さて、国民保護法についてでありますけれども、先程聞いてなかなかわかりにくいというような感じをしました。それは、ご承知のように国が指針をつくって県や市町村がきちっとおのおのでつくっていきなさいよということでもありますけれども、今話の中においてはどうも宮古島市の具体的なものが見えないようなものがあってですね、ちょっと残念だなと思しますけれども、この件も具体的な面を改めてつくるのか、またどう方法でいくのか、その件をもう少し話を、説明をお願いできればなと思っておりますので、よろしくお願います。

そして、下里公設市場の件であります。市民から、周辺の地域の皆さんから要望があります。それは、まずは駐車場が欲しい。向こうでつくるのは、現在の下里公設市場でつくるのは結構であります。しかし、その要望の中に5つあるんですけども、まず駐車場を地下か屋上にできないかと。もう一つは、先程少し話があったんですけども、その場で売った商品を料理できる料理店みたいなものはつukれないかと。それから、もう一つ、飛行場から、それから下里公設市場までのバスの路線は開発はできないかと。もう一つは、若い起業の皆さんの育成をここでできないかということでもあります。そして、建設委員会の立ち

上げということでありますけども、その具体的な建設委員会は内容をどういうことで進めていくのか説明を求めたいと思います。これ5点でありますけど、よろしく願いをいたします。

さて、新ごみ処理施設の件でありますけども、どのぐらいその施設が古いかなということで、余り専門的なことは私はわかりませんが、向こうの方からお伺いを聞きました。ご承知のようにクリーンセンターは52年に供用を開始して30年たっているよということでありまして、炉の内は800ないし950度の熱をいつもフル回転してやっていると。そこで、ケーリング、つまり鉄板などの壁が薄くなっているとか、それから耐火年度、エアヒーターなどがストーカーの裏がですね、摩耗して非常に限界に来ていると。そのぐらい今の施設というのはもう限界に来ておりますので、どうするかということで非常に施設を扱っている職員の皆さん方は苦慮しております。そういう中で最近クレーンがですね、故障して一時ストップした経緯がありますけれども、もう本当にごみが山積みしてですね、大変な状況だったということも伺っております。そこで、建設するという中においては結果的にはあと二、三年、もしかすると四、五年供用開始はかかるかもしれません。22年と言っておりますけれども、その間でもしパンクしたときにそのごみはどういうふう処理するのか説明を求めたいと思います。

さて、葬斎場の件であります。我々人間にとって一番重要なことは、葬斎場の最後の葬礼の場所であると私は考えるわけであります。したがって、そういう状況のところを先程話があったように公でこの施設をきちっと整備しなければならないと考えるわけであります。全国の状況を見ても民間でやっているところでは100%と言ってもいいぐらいありません。その中で宮古が民間でやっております、11万円と本当に値段も、その使用料も物すごい高い状況でありまして、全国の状況を見ても、県の状況を見ても2万ないし3万の状況で終わっています。特別に宮古がもう11万ということで、すごいもう本当宮古住民は大変な状況のところにいるなど。また、大変なその市民がそこで人生の最後の状況の中においてうっかりもう死ねないなというような感じですね、財政が厳しいということでもう市民は苦慮しておりますけれども、やはり早急に公として市民が安心してできるような形をですね、私はつくるべきであると思っておりますので、この辺を具体的に説明を求めたいと思います。

以上、答弁を聞いてまた質問いたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

富浜議員にお答えします。

マリントーミナルでございまして、マリントーミナルは賃貸している漲水リゾートからの賃料が入らずにマリントーミナルそのものが危機に瀕しております。その結果、取締役会でホテル棟の売却も決定しまして、そしてその譲渡先の検討委員を設けて、それらによるプレゼンテーションの結果、ルートインジャパンということになっております。これからルートインジャパンとの契約に入るわけですが、プレゼンテーションで示された内容、事業計画等がしっかりできるのかどうかしっかり確かめて契約になるべくこぎつけてマリントーミナルの健全運営に努めていきたいと思っております。

また、葬斎場についてはかなり住民との合意が近づいておりますので、なるべく早急にこれをつくり上げまして、住民に負担がかからないような、そういう状況に持っていきたいと考えております。

#### ◎総務課長（伊良部平師君）

国民保護計画の具体的な説明をということで再度ご答弁申し上げます。

武力攻撃が行われた場合の対処としまして、県の避難指示によるテレビやラジオ、そういったものを通して迅速に警報を市民に伝達をして住民の避難などに取り組むということになります。それから、地元の運送業者とか医療機関、そういったものと連携して食料品や飲料水の供給、医療の供給などを行うというようなこともうたわれております。それから、市としましては住民に最も密着した行政機関でありますので、こういう武力攻撃事態等において住民の生命、財産、そういった保護をするために非常に重要な役割を担うこととなります。具体的にはですね、国、それから知事の指示を受けて先程申し上げましたように住民への警報伝達や避難誘導、こういったものを行うほか、県が行う救援の補助などを迅速かつ的確に行うということになっております。

計画の骨子につきましては、先程申し上げましたように大きく分けて3つございます。第5編から成っておりますが、避難に関する措置、救援に関する措置、それから武力攻撃に伴う被害の最小化を図るための措置というのが今回保護計画の大きな柱となっております。

#### ◎下地島空港等利活用推進室長（島尻 強君）

富浜議員のパブリックゴルフ場売却について企業からのオファー、それから今年度売却を含めて説明してもらいたいとのことでありましたので、お答え申し上げます。

今年5月、パブリックゴルフ場売却等検討委員会を設立後、売却の検討を行うとともに、サシバリンクス伊良部運営審議会におきましても管理運営についての審議、それから伊良部地域審議会におきましても売却に関する状況を説明してまいりました。この結果を踏まえまして売却を決定いたしまして、今日14日から一月間にわたり同ゴルフ場の土地利用事業者を公募する準備を進めております。公募締め切り後は、事業提案書の審査を経て事業予定者を特定するとともに、年度内売却に向けて取り組んでまいります。

オファーなんですけど、県外に本社を持つ企業、それから県内に進出している企業などを合わせて合計6社からあります。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、犬の登録件数でありますけれども、平成18年度の実績で1,657頭であります。うち注射を受けた頭数が1,083頭、実施率が65.3%であります。

それから、咬傷被害による裁判例はあるのかということですが、現在のところ把握できておりません。

また、狂犬病とはどういったものであるのかということですが、資料によりますと人と動物が共通に感染する病気、人畜共通感染症と言われており、その中で最も恐ろしいと言われてるのが狂犬病で、法定伝染病に指定されているということでもあります。狂犬病ウイルスは、感染動物の神経組織、唾液腺、唾液中に多く見られます。発病をした犬の唾液中のウイルスは、咬傷やその他の傷口、擦過傷などから体内に侵入して発症すると。まれにですね、空中飛沫を通じて感染することもあるというふうに、人畜共通感染症の中では最も恐ろしい病気というふうに言われているということでもあります。

#### ◎財政課長（石原智男君）

実質公債比率、それから実質収支比率、それから連結赤字比率、実質将来負担比率、この4つの指標を示せという質問でございます。

まず、実質公債比率は13.9%でございます。これは、18%以上の団体は起債をするに際し県への許可が

必要でありますので、18%を下回っておりますので、この件については財政再生団体には入らないということですが。

それから、実質収支比率は4.3%でございます。これは、実質収支額、平成18年度は7億5,100万余ありましたので、それについてはマイナスはつかないで、4.3%ですので、これも財政再生団体には該当しない比率でございます。

それから、連結実質赤字比率は18年度決算でマイナス25.3%でございますが、この比率については今年の秋ごろ国が率を定めるということで、現在25.3%であります。20年度の決算においてどれだけの比率が財政再生団体であるというふうな指標は今から国が定めてまいりますので、今のところ今日のトゥリバーの売却によっては18%好転しますので、一気に7.3%になるということも考えられますので、これも財政再生団体には入ってこないだろうと見込まれます。

それから、4つ目の実質将来負担比率というのは今のところ比率を求める指標がまだ定めておりませんので、今のところはございません。

以上、3つの指標でございます。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

市場建設の件で再質問がございます。5点ばかりございました。駐車場の件についてまずお答えをいたします。

駐車場を地下か屋上に建設することはできないかという要望があるということでございます。現在私どものプラン2つばかり持っておりますけれども、地上部に10台から15台の駐車場の確保はできるプランでございます。地下につきましては非常に事業費がかかるということでございますし、屋上ではその屋上に上る通路、斜路というんですかね、そういうのを設ける関係から、つくったとしても10台ないし13台ほどしか駐車場ができないということで、そういうプランにつきましては現在検討はしてございません。あくまでも地上部分で駐車場を確保していくという考えでございます。

2点目に、その場で購入して食事ができるような場はつくれないかということでございますけれども、2階というよりも屋上部分のほうでオープンカフェのような形で一応プランとして持っております。それも2つばかりプランとしてはこちらとして検討をしております。

次に、バス路線で空港から市場までのバス路線はつくれないかということでございますが、先程建設部長からもバスの運行計画についてエコアイランド宮古島における循環型地域社会構築に向けた省エネルギー交通システムの整備事業と、そういうことで12月にですね、バスの試験運行をいたします。そういう中でそのバス路線の必要性というものはある程度検討されてまいりますので、その中でその結果によって検討はする必要があるだろうというふうに思います。

次に、若い人の起業の場の確保はということでございますけれども、私どもの持っているプランでは屋上部分ですね、オープンカフェみたいなものを考えてございますので、その中で対応できるようなプランにしたいというふうに思います。

建設委員会のメンバーはということでありますけれども、地域の方と有識者、それと市職員で構成する予定をしております。

#### ◎富浜 浩君

大変申しわけないですけども、改めてまた平成18年度の決算見込みのですね、状況を4点ばかりお伺いしたいと思いますので、それは県との比較という形の中で説明をしていければありがたいなと思いますので、よろしく願いをいたします……ちょっと待ってくださいね。

(議員の声あり)

◎富浜 浩君

財政指数比較表というのがあります。これは、非常に大事なことでありまして、4点ばかりお伺いしたいと思います。

ご承知のように財政力指数ということで、それは1に近ければ近いほどいいというようになっております。そして、1以上になると交付税は交付しないと。つまり財政がいいからやらなくてもいいという形になりますので、宮古島市の状況はどうなっているか。

それから、経常収支比率でありますけれども、その件については70%ないし80%が標準的でいいですよということになっておりますけれども、宮古島市はどうなっているか、その比較をお願いしたいと思います。

今度は、また公債比率でありますけれども、それはまた10%という程度がいいと言われているわけでありまして、宮古島市はどうなっているかと。

起債制限比率の件でありますけれども、この件については15%から20%は県の指導がありますよと。それから、20%ないし30%は危険ラインということで単独事業や福祉事業はできませんということに財政的になっております。ですから、この件をですね、きちっと報告をしていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

ごみの問題でありますけれども、先程聞いた中において極めて重要なことは私は市民との対応であるし、話し合いだと思っています。その地域の中においては、瀬水学園とか上原団地、保里2区、荷川取、西辺ということになっております。そこで大事なことは、皆さん方とどのように具体的に話をしているかということでもあります。先程反対の方がいらっしゃると、1,300名の方が反対ということで署名をやって要請して持ってきているということでもありますけれども、私はここで大事なことはですね、やはり先程話したようにこの地域じゃないと、市長が決定した地域ね。そこじゃないとできないということで7項目きっちと当局から話がありました。そうすると、市長も自信を持ってですね、本当に話をしていただきたいと。先程から話をしているように団体や個人的なところに行って一生懸命頑張っているということでもあります。私は、そのことに対しては敬意を表しますけれども、あとわずか市長はですね、やはり反対している方がいるわけですから、本当にどういう形で、どういう市民の納得ができるのかということで、ここさらに場所を変えていただきたいというような気持ちを持っているわけでもあります。私は、こう思います。もし今まで市長は確かに頑張ってきました。そして、改めてですね、市長が一生懸命また誠心誠意尽くして相手に対して話をしていけば私はきっと納得をしていくという確信を得ております。どんなに言ってもそこには市民との対話であります。心からの対話であります。相手はどのような形で反対しているかわかりませんが、やはり長になる人がしっかりした考えを持って、しっかりとまた市民のことを考えて一生懸命頑張っていけば必ずやこの計画は進められると私は確信をしております。ですから、市長には大変申しわけないですけど、また頑張ってください。そして、早急にそのごみ処理施設をやってもらいたいということで、改めて市民との対話をですね、どういうふうにやっていくかお伺いをしていきたいと

思います。

最後でありますけれども、やっぱり我々は市民から選良された議員であります。そこにはリベートありません。イデオロギーもありません。やはり大事に進めなければならないことはきちっと進めるべきだと思います。そこに反対の中の反対であってはなりませんと私は考えます。ですから、お互い市民のために頑張っていくことを決意しまして、ここで。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

富浜議員、財政関連比率、公債比率等通告外になっているようですが。

◎富浜 浩君

これはね、財政破綻回避の中で含めていただければありがたい。

◎議長（友利恵一君）

関連性があるという意味ですか。

◎富浜 浩君

はい。

◎議長（友利恵一君）

では……

（「議長、休憩してください。通告書以外の質問は答弁の必要ありません」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

市長の答弁残っていますよ。

（「黙っていてください」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

それでは、できる限り富浜議員の私語も参考にしながらですが、行政サービスも含めてひとつよろしく。

◎市長（伊志嶺 亮君）

新ごみ処理施設は、市民のためになくってはならない施設でありますので、心を込めて市民との対話を重視しながら説得に努めてまいりたいと思っております。

◎財政課長（石原智男君）

まず、財政力指数であります。平成17年度は0.279でございましたが、18年度は0.299、0.02%好転しております。0.02が好転しております。これは、1に近いほど財政力が強いというふうな数値でございます。

それから、経常収支比率は前年度が99.1でしたが、今年度、18年度の決算では93.0%であります。これは、6.1%の好転を示しております。70から80が標準的な数字だと言われておりまして、これが高くなると財政構造的に弾力性がないと言われていた指標であります。

次に、公債比率は前年が16.1%、18年度決算で14.5で、1.6%の改善であります。これは、標準財政規模に対する公債費の元利償還に充てられた一般財源の割合をいいますけれども、10%程度がいいと言われております。

それから、起債制限比率は前年が13.9、18年の決算が13.1で、0.8%好転しております。この数値が15か

ら20を超えますと県の指導を受けるということですので、一応15%以下ということで県の指導は今のところありません。

以上、4つの指数はいずれも好転しております。

◎議長（友利恵一君）

これで富浜浩君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩し、4時45分に再開いたします。

（休憩＝午後4時27分）

再開いたします。

（再開＝午後4時46分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎與那嶺誓雄君

通告に従いながら、私見を交えながらですね、一般質問を始めていきたいと思っておりますので、当局の誠意ある、そしてわかりやすいご答弁をよろしくお願いいたします。

私はですね、このたとえトゥリバーの代金が支払われても引き続き今実施されている財政改革は実行していかなければならないと思っております。きのうの答弁では、トゥリバーの代金が入れば連結決算が7.3になり、健全化団体になるという答弁をされておりますが、私はですね、ほかにも、先程答弁されたようにですね、実質赤字比率、公債比率、将来負担比率などそういったのを含めてですね、トータル的にクリアしなければやはりいつでも早期健全化団体への心配はついてくるものと思っております。現在市の借金はマスコミを通して353億、1人当たり63万円と言われている中で18年度の実質収支額は7億5,000万余りの黒字を計上しております。しかしながら、その中身は歳出抑制よりもですね、やっぱり合併特例で普通交付税が当初の見込みよりも10億円以上の大幅な増加した結果であります。ですから、宮古島市の今の財政状況は総予算額に対する税収の割合が13%以下でしかないかなと思っておりますが、そういった意味では国や県の交付税だけで予算規模を大きく膨らませている状況だと思えますし、ましてや人口規模が2倍もある浦添市をも超えた予算規模を持ちながらですね、市民の負担を減らしていけないこの状況を大変心配しております。

また、私はですね、本年度における当初予算よりも5億5,000万以上の交付税の増額が見込まれている中にあってもですね、新しい新規事業がつかれない、あるいは住民負担の軽減に使えないという、こういった状況というのは大変疑問に思っております。

また、これから8年後の行政運営に当たってはこれまでと同じ交付税額は見込めない、そういうふうに思われますので、当然人口同規模程度の自治体に近い予算額であるおよそ280億円程度の範囲内で運営をしていかなければならないと思っております。そのためにはやっぱり今後8年間毎年予算額を5億円もの削減をしていくか、または今後の大幅な退職者の退職に備えてその金額分の基金をするのか、あるいはまた別な基金として積み立てていかなければいけない。そういったことを考えると、今回のたとえトゥリバー代金が入ったからといってとりあえず2年間だけ18年度ベースで歳出を抑制するという今回の財政破綻回避緊急行動計画の実施だけでは果たして本当の将来を見据えた形での財政の健全化が図れるかどうか疑問に思っております。

ですから、財政健全化に向けては8年後の600名にするという人件費の削減だけでは、これだけ大きく膨らんでいる予算を280億円程度に削減するという、こういった大きな対応はやはり人件費の削減だけではできないと思っていますし、組織機構のあり方も含めもっと大規模な運営費の削減が求められていると思っています。そのためには組織機構のスリム化が必要だし、それに向けてはできるだけ早目の分庁方式の廃止を初め今回沖縄県財政改革プランの組織の見直しにもあるようにやはり宮古支庁の庁舎活用も含めた、あるいは宮古支庁の機能も取り入れた新しい組織機構のあり方を早急に示していかなければいけないと思っています。その考えに基づいて次の2点についてお伺いいたします。

1点目に、先程も答弁ありましたけど、財政破綻回避緊急行動計画の実施状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

2点目に、組織機構のスリム化についてもお伺いいたします。

続きまして、宮古島市総合計画基本構想について3点ほどお伺いをいたします。私は、今回の旧市町村の審議会によって市長に答申をされておりますこの宮古島市の総合基本計画構想は宮古島市の今後の10年間の将来を、あるいは方向性を大きく決める大事な指針でもあると思っています。市長もまとめるに当たっては多くの市民の考えをまとめたということを話されておりますが、私もやはり市民と共通認識を確認しながら作業を進めるべきだと考えております。現在市としても意見公募を実施しているようですが、私もできるだけ多くの市民にこの基本構想を見てもらい、提言を多く集約していくためにもやはり計画内容をしっかりと知らしめていくことが大事なことだと思っています。ですから、次の3点についてお伺いいたします。

1点目に、これまで旧5市町村の審議会から提案されている主な審議内容についてお伺いいたします。

また、2点目に公募された意見なども入れた基本構想をいつまでにこういった形でまとめる予定をされているのかお伺いをいたします。

3点目に、今後のスケジュールについてもお伺いいたします。

次に、建築基準法の改正に伴う課題についてお伺いをいたします。去る6月20日に施行された新しい建築基準法の影響によりなかなか今建築許可がおりないというなど改正に伴う影響が出ていると言われております。当然民間工事を中心にして受注している業者の中でも建築確認の業務がとまっているおかげでいわゆる収入も停滞している、そういった大変厳しい状況にあるようであります。ですから、私は現在の島内における建築物の着工状況と今年度における市発注の公共事業への影響、その対応については行政でしっかり把握する必要があると思いますので、宮古島市としてこの問題に対しどのような対応をされているのか、あるいは対応していくのかをお伺いいたします。

続きまして、新ごみ処理施設の建設に伴う課題についてお伺いをいたします。今議会でも文教社会委員会で審議をされ、建設に反対する住民から意見書が出されております。私も去る6月議会でも取り上げ、そのときの答弁でも市長は1軒1軒訪問し、誠意を持って対応したいと、そういった答弁をされておりますが、今議会ほかの質問によっても同じような答弁をされております。それにもかかわらず今回意見書が出ていることに対し行政による住民への説明はどれだけしたのか、あるいはされたのか、それが心配であります。私は、やはりこの問題に対しては行政手法の問題も含めてですね、行政の責任として最後の最後まで説明義務があると思いますので、現在反対している予定地の近隣住民への説明作業はどうなっている



か。また、今後どのように説得をされていくのかをお伺いいたします。

続きまして、去った6月28日に宮古島市と台湾の基隆市は姉妹都市縁組をし、今後ともさまざまな分野の交流を通して両市を発展させるということが確認をされております。そして、今回の宮古—台湾チャーター直航便の運航や今議会中の13日、基隆市長を団長にした訪問団が視察来島を予定されているなど交流が深まってきております。私は、この交流は大変喜んでおり、今後の経済交流に対し大きな期待をするものでありますが、私をもっと大事なことはやはりこれからいろいろな分野でグローバル化が進む中で宮古島市の将来を担う子供たちが交流を通して外国の文化や歴史などを理解していくことだと思っております。ですから、現在九州を中心に行われている中学生を初め小学生も含めた修学旅行をお隣の台湾へ向けるためには市としても宮古—基隆間の船便運航も含めたそういったインフラ整備などを積極的に推進し、そういった形で台湾とも交流を進めていくことは今後やっぱり交流を深めるために大変重要なことだと思っておりますが、宮古島市としてどのように考えているのかをお伺いいたします。

続きまして、お伺いいたします。私は、池間漁民センターを利用したこの海の駅整備事業は池間地域の振興にとっても大きな役割を果たすものと期待をしてきました。現在1階部分については、池間漁協婦人会を中心としたメンバーによって「なかじゃ」として特産物の販売や食堂としてのにぎわいを見せております。しかしながら、2年目を迎えた現在でも2階部分の利用目的がはっきりしていなくてまだ利用されておられません。ですから、宮古島市として今後この2階部分の活用についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

続きまして、今議会で児童用の給食支援を求める要請書が提出されております認可外保育園施設の対応についてお伺いいたします。少子高齢化が進む中で今後とも女性の就労が当然になってきております。こういった中で私たち宮古島市におきましてもこれまでさまざまな保育要求にこたえてきた認可外保育園の役割は今後とも大きいものがあると思っております。現在宮古島市における保育施設は、きのうの答弁にもあったように認可施設が5カ所、認可外施設が15カ所あると言われておりますが、私はこれまでも認可施設と認可外施設への市からの補助金の支給額に大きな開きがあり、このことは公立保育園へ入れるかどうかで子供たちが行政から受ける恩恵などに余りにも大きな差があり過ぎると旧平良市時代でも質問をしてきました。そういった中で最近の新聞で県が認可外保育園に給食支援を検討されているということが報じられ、また私たちの宮古島市におきましても去った8月20日付で宮古島市保育向上連絡協議会から今議会に対し給食支援の要請がなされております。私は、たとえ財政難の中にあっても保育行政の公平さを保つためにも政治的判断でしっかりと対応をすべきだと思いますので、次の4点についてお伺いをいたします。

1点目に、私は今後の宮古島市においても当然認可外に頼っていかなければならない、そういった保育環境は続くものと思っております。その中で県としては積極的に保育所の認可化を進めていると思っておりますが、宮古島市としてこういった認可施設へ向けての取り組み状況はどうなっているかお伺いいたします。

2点目に、私は認可外施設の今の状況把握のためにはせんだって文教社会委員会で保育所の訪問を、視察をされていると思っておりますが、私は市長自身による行政視察は必要だと考えておりますが、実現の可能性があるかどうかをお伺いいたします。

3点目に、私はゼロ歳児の保育料金の違いや助成金の差額は保育環境の大きな差につながると思います

ので、そのためにもやはり認可外保育施設への、旧平良市で1度実施されましたから、市の職員の派遣は考えられないかをお伺いいたします。

4点目に、今議会で給食支援を求める要請についてきのうの答弁では県の取り組み状況や他の市町村の対応状況を見ながら考えていきたいという答弁をされておりますが、私は市長の政治判断に大きな期待をしておりますので、もう一度一步踏み込んだ答弁をお願いしたいなと思っております。

続きまして、教育委員会にお伺いいたします。4月からスタートしているこの放課後子どもプランについては、ある程度運営方法など実情に応じた地域の判断に任されているようで、実施主体である市町村の教育委員会の取り組みによって大きな違いがあると言われております。したがって、人材の確保や活動場所あるいは関係者との連携のあり方など安心、安全で健やかな成長を促す子供の場を、活動の場を子供たちにいかに示せるかが大きなポイントのようです。ですから、次の2点についてお伺いいたします。

1点目に、学習支援者の確保と活動場所などはどのようになっているのか。

また、2点目に運営委員会などの設置状況についてもお伺いいたします。

以上、答弁を聞いてから再質問したいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

與那嶺誓雄議員にお答えします。

台湾との交流事業、小中学校の修学旅行でありますけれども、現在宮古管内の小中の修学旅行は小学校が沖縄本島、中学校は九州となっております。修学旅行の行き先が海外を対象にする場合には、台湾は宮古から最も近く、姉妹都市でもありますので、経費や地理的条件からも適当な地域ではないでしょうか。いずれにしても修学旅行については文科省や県との調整が必要ですので、関係機関と協議しながら実現に向けて検討していきたいと考えております。

また、姉妹都市締結の際に基隆の中正中学校ですばらしい伝統芸能や雑技を見せていただきました。アメリカ、ヨーロッパ等に招かれるほどのということで、ぜひ宮古にも招きたいと思っております。

また、両市の児童生徒のスポーツあるいは文化の交流なども進めてまいりたいと思います。そのためにも港と港を結ぶ船便については台湾からの帰路の「飛龍」がぜひ本島直航ではなくて、平良港にも寄るように要請してまいりたいと考えております。

私自身による認可外保育の視察は行いたいと思っております。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

與那嶺誓雄議員の財政問題についてのご質問にお答えします。

まず、財政緊急行動計画の実施状況、今後の見通しということでございます。これまでも答弁しておりますけれども、緊急行動の計画につきましては職員の意識改革、財政運営の健全化、組織機構のスリム化、市民の協働による行財政改革の4つの柱を中心に19、20年度で11億円の削減をしようということで現在取り組んでおります。19年度では6億円、20年度では5億円の赤字解消を図ろうということでございます。議員ご指摘のように財政規模ですとか、起債残高ですとか、定員適正化、長期的ビジョンに立ってしっかり取り組んでほしいというご提案でございます。そのような方向で、一応トゥリバーとはですね、切り離れた形で2年間は11億の削減という申し合わせをしておりますので、そのような方向で現在考えているところです。

それから、組織機構のスリム化につきましてはこれまで行財政改革推進本部で5年後、そして10年後という形で方針を出しております。その中で職員数の減少を見据えて部課の統廃合を積極的に進めていくことの方針を出しております。さらには、また分庁方式から早い段階です、総合庁舎方式へ移行するか、そういった方針も打ち出しております。総合庁舎方式に合わせた各庁舎及び施設のあり方を検討して財政負担をできるだけ軽減させていくという、こういったスリム化についても現在この方針に沿って鋭意また作業的にですね、これから詰めているところです。

宮古支庁の活用の問題でしょうか、その提案もございました。宮古支庁は、今まで総合調整機能ということで宮古ではいろいろ機構をスリム化している状況でありまして、今後具体的にどうなるかということとはよくは把握はしておりませんが、将来分権といいましようか、権限移譲とか、そういう議論などももし出てくるかもしれません。そうした場合はいち早く私たちも積極的に話し合いをしましてですね、宮古島市にとってどのようにすれば組織のスリム化が図れるか、あるいはまた将来の宮古島市としてどうあるべきか、そういった展望もですね、切り開いていけるものと思いますので、またいろいろ情報収集して検討していきたいと思います。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、認可保育施設への取り組み状況でございますけれども、本市の認可保育所、公立12カ所、法人が9カ所ありますが、入所率は全体で92%であります。このように待機児童が少ない状況では県のほうの認可を受けるには困難な状況でありますので、今後はその状況の推移を見ながらですね、検討してまいりたいと思います。

次に、認可保育施設への行政視察については市長から答弁ありましたので、割愛いたします。

認可外保育施設へのゼロ歳児保育への対応のための保育士の派遣であります、旧平良市において緊急雇用特別対策事業、これは10分の10の補助事業であったようですが、保育士等雇用して認可外保育施設に一定期間派遣していた経緯があるようであります。しかし、現在この事業自体が打ち切られておりまして、市単独事業としての事業の実施は定員適正化計画の推進や財政健全化への取り組みなどから厳しい状況にあると思います。

それから、給食支援を求める要請への対応でございます。認可外保育所からの給食支援を求める要請、先日ありましたけれども、県におきましてですね、現在のところ認可外保育所の給食費に係る経費の状況等調査中でございます。県の動向や他市の状況を見ながらですね、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

池間島の漁民センターの活用についてでございます、2階部分の活用はということでございます。1階につきましては、「なかじゃ」という形で非常に今好評を呈して、いい形で活用がなされております。2階の部分につきましてはですね、ただいま池間自治会より八重干瀬資料館というものを含めまして体験交流施設として活用したいということで使用申請を受けております。市といたしましても使用目的等ですね、十分検討し、使用に向けてのですね、調整をしていきたいというふうに思っております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

建築基準法の改正に伴う宮古島市発注工事の公共事業の影響、その対応について。耐震強度偽装事件を

受けて建築基準法が改正されております。本年6月20日に施行されました。施行後、建築確認業務に大きな影響が出ていることは承知しております。その要因として構造計算ソフトの整備が大幅に遅れたことなどが考えられ、法改正後の建築確認申請件数は大幅に減少しております。

市発注の公共事業への影響については、各事業部門に確認したところ、現在のところ支障は出ていないとのことであります。今後建築確認制度への円滑な移行と適正な運用を図り、事業の進捗に影響がないよう関係機関との連携強化を図ってまいります。

#### ◎生涯学習部長（二木 哲君）

放課後子どもプラン事業についてのご質問がございました。放課後子ども教室はですね、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくり、また子供たちの安全、安心な活動拠点づくりのための事業でございます。

学習支援者や安全管理委員の確保については、地域人材活用事業のねらいの一つとなっております。今各活動場所につきましてはですね、地域の方々を15名ずつ確保いたしまして、事業実施に当たっております。現在の活動場所につきましては、北小学校、佐良浜小学校、宮島小学校、砂川小学校、上野小学校の5校でございます。主に読み聞かせやスポーツあるいは物づくり、学習支援等を中心に今活動しております。

それと、運営委員会の設置状況でございますけれども、放課後子どもプラン事業の事業運営を検討するために宮古島市放課後子どもプラン事業運営委員会設置要綱に基づきまして運営委員会が設置されております。委員の数は15名で、行政関係者であるとか、学校関係者、放課後子ども教室関係者、あるいは放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者と地域代表の方々の中から教育長が現在委嘱しております。

#### ◎環境施設整備局長（平良光善君）

新ごみ処理施設についてお答えをいたします。

反対している近隣住民への説得はどうなっているのかということですが、建設予定地の決定に至るまでには3回の住民説明会と戸別訪問による説明説得を行いまして、去った8月の29日に建設予定地の答申がなされました。答申後は、反対住民との話し合いはまだしていませんが、今後もごみ処理施設の緊急性と必要性を説明をし、理解が得られるように、また地域からの要望等がありましたらそれにも対応しながら取り組んでいきたいと思っております。

#### ◎企画調整課長（下地信男君）

與那嶺誓雄議員から総合計画基本構想についてのお尋ねがございました。総合計画基本構想につきましては、各地域審議会に諮問して既に答申をいただいております。その主な内容としましては、まず平良地域審議会では将来像のころつなぐ結いの島にいやしの島に挿入していただきたい。それから、基本目標の一部に学びの文言を挿入して教育、人材育成に力を入れるべきではないかとの意見がございました。城辺地域審議会からは、農業分野における地産地消や循環型農業の実現についての位置づけの再検討要望や教育分野におけるスナカギクガニの記載要望、あるいはアララガマやワイドーなどの方言による表現を用いることなどの提言が出されました。その他伊良部、上野、下地の地域審議会からは、事務局から提案された素案に異議はないとの答申をいただいております。

今後のスケジュールですが、現在パブリックコメントを実施しておりまして、広く市民の皆様方から意見や提案をいただいているところでございます。9月18日に、来週ですが、学識経験者などで構成される総合計画審議会を設置しまして、10月下旬の答申をめどに審議を行ってまいります。その答申を受けまして12月議会の上程というスケジュールで策定作業を進めていく予定をしております。

◎與那嶺誓雄君

組織機構の見直しに関する行政改革本部から出されてあるものについて2点ぐらい再質問したいと思います。

この中にはできるだけ早く分庁方式から総合庁舎方式へ移行するという文言が総括的な事項に載っておりますが、支所機能になるとですね、平成23年度までの支所は現在の機能を維持し、総合窓口化を図るといことになっています。この整合性についても答弁をいただきたいと思っております。

それからですね、組織機構のスリム化についてですね、私が言いたいのはですね、やっぱり今県が行財政改革プランというのが出されておまして、1点目に公社等外部団体の見直しについて、2点目に民間委託等の推進について、それから組織の見直しについてということで、それと行政改革を進めるために4点ぐらい中にありますが、組織の見直しの中でですね、県の組織についても簡素で効率的な組織機構を確立する観点から市町村への権限移譲を含めた徹底的な見直しが必要であるということですね、宮古、八重山地域においては支庁が総合調整機能を担う反面、市町村との二重行政となっていないかなどの懸念もあり、県と市町村の役割を改めて見直すためにはやはり基礎自治体である市町村への税源移譲を積極的に推し進めたための取り組みが必要であるということが報告されております。私はですね、この問題は県のこういった意向に沿った形ですね、早急な形で具体的に将来の組織機構のあり方も踏まえてですね、こういった利用指定からこういった形で今の宮古支庁の庁舎を利用したいんだということですね、やっぱり積極的に訴えていくことが私は大事なかなと思っておりますので、そういった面でその2点についてご答弁をいただきまして、私の一般質問を終えたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、できるだけ早く分庁方式から総合庁舎方式への移行と支所機能の23年度までは現在の機能を維持するという整合性を図るといこと説明をということでございます。合併そのものですね、重要な課題として支所機能は位置づけられております。分庁方式を総合庁舎方式に変えるというのは確かにもう組織のスリム化あるいは効率化に大いに役立つということで、ただ支所機能についてはですね、やはり部とはちょっと違う機能があるのではないかとということで、こういった議論をしてここまでまとめてあります。決して整合性がないというわけではありません。そういう地域の活性化というのが合併の大きな目玉でもあったということもありまして、一応23年までは今の機能を維持するということになっております。

それから、宮古支庁の活用についてのご提言ですが、これは具体的にまだよく情報を得ておりませんので、そういった状況がもしありましたら庁内で議論してまたそういった手を挙げていくということもあり得ると思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで與那嶺誓雄君の一般質問は終了いたしました。

◎山里雅彦君

これより通告に従いまして私見を交えながら一般質問を行っていきたいと思います。15番目ともなりますと質問事項が重複する場合があります。その点は短縮していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしますと思います。

このほど宮古島市の2006年度決算が確定しました。一般会計は、翌年度繰越財源分を差し引いた実質収支額は7億5,100万円の黒字を計上する一方、特別会計の場合、全会計の実質収支額は43億7,500万円の赤字になっております。自治体の財源構造の弾力性を判断するための重要な指標であります経済収支比率は93%となっており、一般的に70%から80%の範囲が望ましいとされており、それらを依然として大きく上回っております。赤字解消、行政改革の方策として多くの自治体が導入しております定数削減構造改革、経費削減行革3点セットと呼ばれる3つの具体策がありますが、民間企業なら常日ごろ日常的に行われている改善策であります。宮古島市にはそれらの具体策以外に役所の仕事に対する取り組み方の意識の改革が最も必要なことだと私は思っております。この点を再認識しながらしっかりと行政改革、行政運営を進めていただきたいと思っております。

それでは、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。トゥリバー地区の売却につきましては、本日入金もありましたし、多くの皆さんが質問されておりますので、答弁も要りませんが、一言だけ要望しておきたいと思っております。我々宮古島市にとって長い間最大の懸案事項でありますトゥリバー地区がSCG15特定目的会社と先月16日に仮契約を結びました。本日入金もありました。財政好転に向けて地域においても地域の活性化や雇用の創出に対しても宮古島市が大きく前進し、喜ばしいことでもあります。今後は、開発に関する協定書や環境保全協定書などの取り決め等が定められておりますので、本契約後はしっかりと履行していただくように管理監督を責任を持ってしていただきたいと思っております。

次に、連結実質赤字比率の現在の状況と赤字解消に向けての今後の取り組みについてお伺いします。今年3月、政府は財政危機に陥った自治体に適用する新しい再建法である地方自治体の財政再建化法案を2009年4月に全面施行を目指し、決定しました。宮古島市の2005年度決算では赤字比率が32.7%という非常に高い数字でありました。そして、2006年度決算では25.3%と7.4%減少しております。

そこで、お伺いします。2007年度、本年度決算予定はどうなっているのか。そして、懸案であったトゥリバー地区代金が全額入った場合、2007年度の連結実質赤字比率と実質赤字額は幾らになる予定なのか詳しく説明していただきたいと思っております。

次に、若者の定住化促進についてお伺いします。若者の定住化促進対策として住宅を新築した場合に固定資産税を減免することはできないか、または特区制度、減免制度などはないかについてお伺いします。現在宮古島市の若者は、県内外に数多く流出しております。特に市街地以外では高齢化が進み、若者の定住人口が急激に減少しております。若者の定住促進対策として40歳以下の若者が住宅を新築した場合に5年から10年間の間、固定資産税を減免することはできないのか、または特区制度などは、減免制度などはないのかお伺いします。財政難の折、今すぐには言いませんが、トゥリバー地区売却も進んでおり、一部代金も入っているようですので、しっかりと考えていただきたいと思っております。

次に、下里公設市場の再開についてお伺いします。下里公設市場は、復帰前の1969年にオープンして以来、市民の台所として多くの人々に親しまれてきました。しかし、スーパーなど多くの大型店舗の進出により客足が減り、オープン当時の130店舗から現在は二十数店舗に減少しております。老朽化や下里西

通り線を拡幅する道路改良事業と並行して解体撤去が来月、10月に行われるようですが、これまでの答弁ではこれから市場再開発委員会を立ち上げて計画実施に向けて取り組んでいくということですが、私はそれでは遅過ぎると思います。解体撤去が10月に決定しているのであれば関係者の皆さんにですね、不安を与えるようなことはせず、この時期は既に再開発委員会を立ち上げ、場所選定や計画実施に向けての取り組み等も決定しているのが市民へのサービスの提供にもつながり、当たり前なことだと思っておりますが、その点いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、観光行政についてお伺いします。宮古島市体験工芸村の管理運営についてお伺いします。宮古島市体験工芸村は、熱帯植物園内に観光産業振興と雇用の創出を図るために2年間で約1億6,000万の事業費で計画され、今年度の重点事業の一つになっております。成功すれば宮古島市の観光客増加や産業振興の起爆剤になるかと思われまので、しっかり取り組んで魅力ある観光スポットにしていきたいと思っております。絶対に失敗は許されないということでこれまでも慎重に審議を重ね、人材育成や材料確保の方法、体験施設設備の見直し、そして集客方法など何度も検討を重ねてきた事業であります。各工房を経営する使用者に対しても早いうちに決定して体験メニュー等の充実や魅力ある体験工房にしていきたいと思っております。

そこで、お伺いします。各工房を経営する使用者はいつごろ決定を予定しているのか。そして、決定方法や条件などを詳しく説明していただきたいと思っております。

次に、漁業行政についてお伺いします。宮古島市の管理漁港である真謝漁港の施設整備についてであります。前回の答弁では水道施設については補助事業が引けなく、単独事業となるので、財政課と相談したいということでありました。そして、防暑施設に対しては設置の可能性について県のほうと相談していきたいということでしたが、その後どうなっているのか説明していただきたいと思っております。

次に、福祉行政についてお伺いします。初めに、重度心身障害者医療費助成対象者判定システム欠陥の対策状況についてお伺いします。心身に重度の障害のある人の医療費を公費で助成する制度で対象者を判定するシステムにミスがあり、2004年度から2007年度までの間に宮古島市を含む県内10市町村で対象漏れがあったと言われておりますが、確認作業や対策状況についてお伺いしたいと思います。

次に、認可外保育園の助成についてであります。何人かの皆さんが質問されておりますので、要望だけしておきたいと思っております。宮古島市には認可外保育園が数多くあり、ほとんどの認可外保育園経営が脅かされているのが実情であります。子供の教育、福祉保育に認可保育園と認可外保育園に保育環境や保育条件などの格差があってはならないことだと私は思っております。現状を認識していただいて認可外保育園の経営改善のためにも保育行政にしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

次に、道路行政についてお伺いします。富名腰8号線の枝線舗装工事についてであります。正しくは富名腰16号線であります。この道路は、県営西里団地から警察署裏通りの富名腰8号線に続く道路で、前回の答弁で個人名義の所有地があり、地権者の同意を得て対応していきたいということでありましたが、その後どうなっているのか説明していただきたいと思っております。

次に、教育行政についてお伺いします。西辺中学校体育館建設の進捗状況についてであります。先月半ばごろに県紙のほうに1面で大きく教育施設着工遅れると掲載されておりました。改正建築基準法が原因のようですが、西辺中学校体育館建設には影響あるのか。あるとしたら今後どのような予定になるのか

説明していただきたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

山里雅彦議員の質問にお答えします。

下里公設市場の再開発でございますけども、下里公設市場の再開発委員会については今9月定例議会に公設市場の解体撤去事業費の補正を計上してありますので、議会終了後の早い時期に再開発委員会を立ち上げまして、対応したいと考えております。なお、建設場所については現在地を予定しております。

◎総務部長（宮川耕次君）

山里議員の財政問題についてのご質問にお答えいたします。

18年度決算見込み、そして19年度決算見込みということでしたけど、19年度決算見込みは今のところ十分把握できません。それで、18年度においてのですね、25.3%でトゥリバー売却の場合、7.3%の赤字比率になりまして、早期健全化団体を回避できると。つまり黄色信号団体と言われておりますが。それから、今取り組んでおります緊急行動計画が予定どおりいけばですね、19、20年度で11億円削減できればトゥリバーと合わせたら1.0%という形で健全化ラインをきちっと維持するだろうというふうな見通しを持っています。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

判定システムの欠陥の対策状況、対象漏れの人数は何名かということですが、まず今回の判定システムの欠陥は所得制限額の判定において諸控除額を差し引くことが考慮されていなかったことが原因であります。システムは、早速プログラムの修正がなされて稼働していると聞いております。そこで、本市では所得制限により一定期間停止される者について控除漏れがないか再度担当者による確認を行い、受給者証の発行に努めております。なお、19年度分については漏れはございません。

ご案内のように重度心身障害者児のですね、医療費助成制度は障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としておりますので、再度対象者の漏れがなかったかどうか確認作業を行って万全を期してまいりたいというふうに思っております。

なお、本市の医療費助成の受給資格者数であります。1,219名でございます。うち19年度の所得制限による医療費助成の停止者、ご質問では対象漏れの人数ということでございましたが、漏れはございませんので、現在医療費助成の所得の制限によって停止されている方が8名いらっしゃいます。

◎経済部長（宮國泰男君）

まず、体験工芸村の各工房の使用者はいつ決まるかということと決定方法や条件というご質問でございました。選考委員会のメンバーにつきましては、既に今準備に入っております。選考基準につきましては、少なくとも宮古島在住で各工房などに従事している人または従事したいと計画している者、こういう者を中心にやりたいと思っております。さらには、宮古島材を中心とした工房という形になろうかと思っております。いつの時期にやるかということでもありますけども、早速選考委員会を立ち上げますので、10月中に早ければ人選を終えたいというふうに思っております。1次公募、2次公募という形でやりますけども、私どもの今考えの中には1次公募で大体のものは決まるのではないかとこのように予想をしています。公募しない工房につきましては、宮古上布工房と藍工房でございますけども、これにつきましては宮古織物



組合を想定し、詳細を進めているところでございます。

次に、宮古島市の管理漁港である真謝漁港の施設整備についてということで水道施設と防暑施設でございます。前の議会におきまして水道の布設につきましては補助事業でできないということで、単独事業で整備するには相当金がかかると、事業費がかかるということでございました。その後いろいろ事業ができそうなものが出てまいりまして、平成20年度から24年度までの長期計画を策定しましてですね、漁村再整備事業というのがありますんで、その中で防暑施設とあわせて水道施設の設置についても国庫補助事業での採択に向けまして県とただいま調整をしている段階にございます。できればこういう事業でもって整備をですね、早目にやりたいというふうに思っております。

◎建設部長（平良富男君）

道路行政について、富名腰16号線の舗装について答弁いたします。

現在該当する補助事業等を模索しているところでございまして、県と調整しながら舗装していきたいと思っております。

◎総務部長（宮川耕次君）

ちょっと定住化促進対策についての答弁漏れがありましたので。若者の定住化促進対策として住宅を新築した場合に固定資産税を減免できないかというご質問でございます。現在ですね、一般住宅につきましても課税する初年度から3年間120平米を上限とする減額対象面積に係る固定資産税の2分の1の相当分を減額しております。現在は、その法律に基づいた措置を行っておりますが、法定外については、法律外の減免につきましては市の財政状況も見ながら検討してまいりたいと、このように考えております。

◎企画調整課長（下地信男君）

山里議員の特区制度を活用した固定資産税の減免はできないかということでございますけれども、構造改革特区推進のための基本方針、これは平成14年9月20日、構造改革特区推進本部が決定して方針がございます。税の減免や補助金の交付等従来型の財政措置は講じないということが方針でうたわれておりまして、固定資産税の減免は単に税制上の措置ということで、特区の提案には該当しないということでございます。

◎教育施設課長（友利悦裕君）

山里雅彦議員の西辺中学校体育館建設の推進状況についてお尋ねがありましたので、お答えいたします。

西辺中学校体育館建設につきましては、実施設計業務を去った5月8日に入札を行い、業務を進めております。当初の業務履行期限より遅れております。遅れている理由といたしましては、去った6月20日に施行された建築物の安全性の確保を図るための建築基準法の一部を改正する法律によって高度な構造計算を要する高さ20メートルを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一定規模以上の建築物については都道府県知事または指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定、いわゆるピアチェックが義務づけられております。法改正に伴い新法対応の構造計算ソフト開発の遅れによる構造計算業務に支障を来しております。さらに、建築確認の審査期間の延長や構造計算適合性判定制度の判定機関が必要となっており、西辺中学校の体育館の業務に支障を来しております。そのため建築確認業務が遅れているという状況にあります。なお、建築本体の工事は当初9月に着工予定でしたが、実施設計業務の遅れにより遅れている状況にあります。工事着工については、建築確認申請の許可がおり次第着工していきたいと考えており

ます。なお、工事完成については単年事業でありますので、年度内の完成に向けて努力をしていきたいと考えております。

◎山里雅彦君

ありがとうございました。

若者の定住化促進対策事業についてであります。田舎にですね、定住人口が増加すれば児童生徒の数も増え、学校の統廃合の問題等も必要なくなると思いますので、取り組んでいただきたいと思っております。

市場の再開発計画についてであります。下里公設市場があるがゆえに関係する周辺市街地があります。そして、その通りには市場通り会もあるわけですから、市場で働く人々、そして市場を取り巻く周辺住民の合意形成が大事だと思っておりますので、一日も早く再開発計画を進めていただきたいと思っております。

次に、宮古島市体験工芸村についてであります。体験工芸村の各工房の使用者を早急に決定していただき、工芸村の管理運営、経営に関して失敗することのないよう両方で十分調整を重ねていただきたいと思っております。

次に、真謝漁港の施設整備についてであります。市長、西辺学区にとりましては真謝漁港の水道施設問題は本日入金がありましたトゥリバー売却問題より大問題であります。その点について市長の見解をいただきたいと思っております。

医療費助成についてであります。年金記録問題でのミスや国保の特別調整交付金等のミスもですね、小さなほころびから大きな問題とつながっているのが現状であります。ぜひそういうチェック体制をですね、整えていただいて間違いのないようにしていただきたいと思っております。

富名腰16号線の舗装工事についてであります。最近道路沿いにですね、アパートや民家が数多く建ち、生活道としての役割がこれまで以上に重要視されております。早急に対応していただきたいと思っております。

西辺中学校体育館の建設についてであります。国が法改正を急いだ結果、審査に必要な新基準の構造計算ソフトが間に合わず、設計図作成ができないことが原因のようではありますが、ピアチェックですか。それにピアチェックが必要な申請のない今の状態が続けば民間公共事業の着工が遅れ、建設業界を初め宮古経済への影響も必至であると思っておりますので、一日も早く県や国と調整していただき、そして西辺中学校体育館建設を早急にしていただきたいと思っております。

以上、答弁を聞いて再々質問したいと思います。よろしく申し上げます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

長い間要望のありました真謝漁港については、漁村再生整備事業というメニューの中でしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

◎山里雅彦君

ありがとうございました。

真謝漁港の水道施設についてであります。市長は日ごろから西原は第2のふるさとだと事あるたびに話されておりますが、若いころ南静園の園長をされたとき西辺に住んでいた縁からだ聞いております。第2のふるさとである西原の皆さんが水道施設がなく、困っている状況に対し市長はどう考えておられる

のかもう一度聞いておきたいと思います。

最後に、市長にお伺いします。宮古島市の行財政改革について市長は大きな花を咲かせるためにいろんなところにたくさんの種を植えております。満足のいく花は今のところ咲いていませんが、どの市町村よりもきれいな大輪の花を咲かせるための準備期間だと思えば苦しみも楽しみに変わるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いします。ごみ処理施設建設、宮古病院新築移転、葬斎場建設、それらの3つの建設計画に対し自信はあるのか。あるとしたら何%あるのかお聞きして私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これも、いいですかね、通告外等ございますが……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

市長、よろしいですか。3点の自信を持っているかということです。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時59分）

再開いたします。

（再開＝午後5時59分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

真謝についても、ごみ処理施設についても、宮古病院についても、葬斎場についても雅彦議員とともに頑張ります。

◎議長（友利恵一君）

これで山里雅彦君の一般質問は終了いたしました。

◎議長（友利恵一君）

ご相談いたします。ちょっと休んで、あと1人ですが……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

じゃ、10分間休憩して6時10分から再開いたします。

（休憩＝午後6時00分）

再開いたします。

（再開＝午後6時10分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎亀濱玲子君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。いましばらくおつき合い、お時間をいただきたいというふうに思います。

通告の中からですね、前もって既にお答えいただいている点、あるいは次に送れる点をですね、幾つか割愛して進めてまいりたいと思いますが、市長の政治姿勢の平和行政については既にお答えいただいておりますので、1、それと3のコールセンター、その次のコミュニティーバスについてはあらかじめこれを今議会の質問から割愛いたします。次に、福祉行政の認可外保育園ももう既にお答えいただいておりますので、それと2の市内の公園の遊具については今議会では割愛をさせていただきたいと思います。

それでは、質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。まず、さきの議会でも取り上げさせていただいたんですが、南静園の将来構想についてであります。全国の13の療養所が一緒になって国会に請願書を出すということまでを前の議会でお話をさせていただきましたが、これが全国の100万人署名で国会に請願を出すという署名用紙ができ上がってきております。これは、ハンセン病問題基本法を国で制定してほしいということ。そして、それは開かれた国立ハンセン病療養所の未来を求める国会請願書というふうなことで出されていくことになります。その趣旨というのは、ハンセン病問題の真の解決を図るためにハンセン病問題基本法、これ仮称なんですけど、これを国において制定してほしいこと。そして、2で療養所の将来のあり方については入所者、職員、地域住民など関係者の意見を尊重し、地域、国民のための医療、介護施設として広く開放、発展させることということの施策を国において進めていただきたいという旨の請願をこれから全国的に展開をしていくという流れになります。

この間私はなぜハンセン病国立療養所の南静園にこだわってこうして皆さんに訴えさせていただくかということをお耳を拝借したいと思うんですが、実は国が明治40年、1907年にハンセン病の患者が地域に広くいるということに関してらい予防に関する件というのをつくります。それからこんな南の島の宮古島まで管理されるというような体制が行き渡るわけなんですけど、それで平良町の議会で土地を使わせるということを昭和3年に平良町議会で決めて、昭和6年に南静園の前身である宮古保養院ができるわけです。それに国が施策として強制収容し、隔離し、根絶やしにすることで社会浄化を図るというはっきりとした意図を持った政策の中に組み込まれていくわけです。戦争へと向かう中で南静園の被害は実はとてもはっきり出ているんですが、史実や歴史の中においてハンセン病の戦争における被害を記載していることというのは過去に余りないんです。それは、日本軍が3万人宮古に入って、6万の住民から1万人が疎開をさせられて、その中で軍が展開するにおいて日本軍の陣中日誌の中にはっきりと600名余りの患者がいるので、これ困ると。については療養所に強制収容すべしとなり、逃げた、逃亡した者については追跡してこれをさらに収容すべしという日本軍の命によって強制収容された人たちが空腹を受け、飢えとマラリアで管理される壊滅状態の中で110名死んでいったという流れがあって、歴史が資料も残らない、壊滅状態の中で資料が余りないもんですから、追って動態表を調べてみると1,000名余りの人が収容された経緯があります。今納骨堂におさめられている遺骨が400余りですから、その中の変遷の中で今国立療養所の宮古南静園が、一番南の療養所なんですけど、あるということです。100名を割った療養所の中で将来構想というときに、あそこに百五、六十名の職員がいる医療施設がそのまま立ち枯れになって使われなくなって、あそこにハンセン病療養所があったという碑だけが建って終わるということを私はもったいないと思うわけです。については国会に請願することによってこれが国の責任で、そして県や無らい県という、あるいは1950年ぐらいの新聞を見ると、率先して上野村患者ゼロ達成するとか、そういうふうに各本当に隔々までの町村がらいをなくす無らい運動というか、無らい宮古を目指すということで強制的に駆り出して入れて

いったという経緯があるものですから、それを国や自治体が責任を負ってこの将来を地域に開かれたものとして責任を持って最後まで見ると。それが終生在園保障という2001年の熊本地裁で90年になんなんとする日本の歴史のハンセン病らい予防法が違憲であったということを断罪したのが2001年の5月11日、熊本地裁です。その長い歴史の中からあなたたちはこれから自由です、解放されましたとって自由に社会に出ていくということがどんなにか大変であるかということを知り、国は厚生労働省を中心に入所者の将来社会で生きることには遜色のない条件を国立療養所の中で確立するということを今作業としてやっているところなんです。ですから、所在自治体を中心となって全国100万人の署名を集め、国会にそれを答申し、ハンセン病問題基本法を制定することが実はこの宮古島の将来においても大切なことだということについてぜひ議会もわかっていたらいいなというふうな思いから話しました。

最近の新聞に愛楽園の証言集が発刊されたというのが載りました。これは、2002年に南静園も一緒に5年前から聞き取り調査を始めて、2004年に県の補助をつけていただいて、南静園はもう今印刷にかかっていますが、来月には皆さんにもまたお届けできると思うんですけど、その証言を調べ、そして史実を調べる中ではっきりと国が意図を持ってこういう社会にとって迷惑な患者を根絶やしにするという政策を持ってやったという事実をぜひそれがまさに宮古にあったということをお聞きして、みんなでこれから後折々考えていけたらなというふうにして第1番目に質問をさせていただきました。ぜひご理解いただきたいと思っております。

ついでには質問に移りますが、市長におきましてはこの宮古南静園の将来構想について、所在自治体の長としてハンセン病問題基本法の制定に向けて本市の取り組みをどのようにして進めていくのかということについてお尋ねしたいと思います。

2点目に、宮古南静園の将来構想の事務局が役所にも置かれました。それについて今の現状とこれからの取り組みについてお聞かせいただきたいというふうな思いです。

続いて、環境行政に移ります。私は、旧平良市で2度否決になりました環境保全条例の制定について改めてこの問題を議会に投げかけてどういう環境条例だったら宮古島に合っているのかと、必要なのかということをお聞きして議論するという作業をぜひしていただきたいと思っております。ついでにはこれについて制定の取り組みを市長はどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、地下水保全の強化についてであります。白川田水源流域における塩化物イオン濃度について現在の状況をお聞かせください。

地下水保全対策学術調査委員会というのがこれ18年に中間報告出しまして、今後の課題というので何点か整理してあります。整理された課題については、これは流域の流れを調べるとか、さまざまあるわけですが、これについては今年度、19年どこまで作業が進んでいるのか。この調査委員会は、どういう方向に向けてこれからいこうとしているのかということをお聞かせ願いたいと思っております。

続いて、宮古島の自然環境保護と書いてありますけど、これ保全ですので、訂正をしていただきたいと思っております。保全条例に保全種と希少種を選定するということがあって、宮古島市はまだ、これ旧平良市が自然環境保全条例の中で保全種というふうなうたわれたものをつくられていて、これから後の作業をもう2年になろうとする宮古島市で実はこれができていないんですね。これを丁寧につくっていただきたいということでこの作業についてはどういう予定なのかということと、もう一点、希少種についての条例を県が県議会の中において9月議会に上程しております。これについての宮古島にある自然環境保全条例の

希少種の位置と占めるものと、県が出そうしているのは県の出しているレッドデータブック、1,783種のレッドデータブックの中から選んで守るべきものを規則の中でうたい、それを守っていきますというふうになります。この関係性ですね、県の条例と宮古島市が指定するものとの関係ということに関してどのように判断していくのか、この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

続いて、生ごみの堆肥化に向けての取り組みと資源リサイクルセンターの現在の状況、これからについてをお答えください。

次に、福祉行政に移ります。1、2は割愛いたしますので、3の本市が実施しようとしておりますインフルエンザの予防接種なんですけど、さきに佐久本議員に答えた経緯もありますが、その実施内容と加えて課題についてお聞きしたいというふうに思います。

続いてですが、女性相談事業なんですけど、本市は現在児童家庭課の中に週3日ほどですかね、女性相談業務を置いておりますが、現在の状況と課題についてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

教育行政についてです。宮古島市の教育研究所の現在の状況をお聞きしたいと思います。

続いて、教育相談室の活動状況についてもお伺いしたいと思います。

これまでの課題になっておりました教育環境の整備についてでありますけど、東小学校の通学路となっております花園幼稚園から東小学校までがこれまでも何度も上がり、やりますよというような状況でありますけど、現在どうなっていて具体的なスケジュールはこれからどうなっていくのですかということについてお聞きしたいと思います。

続いて、県職員住宅からマルケンミートまでをAの63号線というそうですが、それも順々と進めておりますというようなことだったんですが、これは今現在どういう状況にあるかということについてもお聞きしたいと思います。

続きまして、5点目です。男女共同参画行政についてお聞きしますけれども、女性登用についてこの間旧平良市でもずっと質問させていただいた経緯があるんですが、合併して宮古島市となって11市の中での状況が非常に低いというような状況がマスコミ等で報道されているようなんですが、これから後市長はその女性、これは審議会委員会、あるいは本市の役付職員というんですかね、それについての登用についてはどのようなお考えをお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

2点目です。働く女性の家で行われておりますファミリーサポートセンターの実施状況と今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

3点目です。働く女性の家を活用した、もともとあそこは観光商工課が管理します就労のための支援施設となっておりますから、就労支援活動の取り組みについてお聞きしたいと思います。

4点目です。今議会で出されております働く女性の家の会館使用料の改定についてですが、上げ幅がちょっと高いのではないかなということで、これは調べていきましたらその施行規則が内部規定としてあって、それは現に働いている年代の女性というくくりなのかな、アバウトなんですけど、それには減免があるというふうに、これはずっと実施されている規定ということなんですということなので、その点についてもお伺いしたいというふうに思います。

答弁をお聞きいたしましてから再質問させていただきたいと思いますので、お答えのほうをよろしくお願いたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

亀濱玲子議員の南静園の将来構想についてお答えいたします。

8月21日に開催されたハンセン病療養所の将来構想を進める会主催のハンセン病療養所のあしたを開く市民の集いが盛会のうちに終了し、いよいよハンセン病問題基本法制定に向けて動き出しました。療養所の所在自治体の本市としましてもハンセン病問題基本法の制定を目指し、またひいては南静園の将来構想に向けて市民を啓発するために宮古島市の主催あるいは共催、そして実行委員会を組織してシンポジウムを催し、また署名活動を主体的に実施してまいりたいと考えております。

◎副市長（下地 学君）

女性登用についての方針についてということなのですが、県内においては非常に低い登用率となっているけど、今後の方針をお聞かせくださいという質問です。お答えいたします。ご指摘のとおり平成19年度当初における宮古島市の女性職員の登用率は12.6%となっており、県内11市の中でも最も低い比率となっております。これを脱却するため男女共同参画計画「うい・ずうプラン」、平成19年から23年、施策の具体的展開として女性登用率の向上を位置づけ、登用率20%を目標数値として登用率向上に向けて積極的に取り組んでまいります。

◎企画政策部長（久貝智子君）

地下水保全の強化についてということで宮古島市地下水保全対策学術委員会についてのお尋ねでございますが、宮古島市地下水保全対策学術委員会では白川田流域内で33地点で詳細なイオン分析などを昨年引き続き実施しております。それに加えて今年度は今年3月の審議を踏まえまして新たにですね、風送塩、これは風が運んでくる塩分のことですけれども、その影響調査を実施しております。また、先月は温泉の原水と配水のサンプリングを行いまして、現在その分析中であります。去った8月31日に第4回委員会を開催いたしまして、前回の3月以降の調査結果ですとか、経過につきまして審議をされました。今後の検討課題等が整理されました。調査は、10月まで継続して行われまして、11月に開催予定の次回委員会での調査結果を取りまとめ、今年度中には塩化物イオン濃度上昇の原因究明とその対策について委員会から報告される見通しであります。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、環境保全条例の件でございますが、環境保全条例につきましては平成13年11月に発生した産廃処分場火災事故を教訓として本市の自然環境、生活環境を保全する観点から行政、市民、事業者の責任を明確にするとともに、開発行為による自然破壊や地下水汚染を防止するため制定の必要性を認識しております。19年度におきましては、環境保全条例、地下水条例の整備に係る調整会議を設置し、担当者レベルの勉強会を行っております。今後検討委員会の立ち上げに向け準備を進めてまいります。市民の皆様へもこれまでの経緯を踏まえて条例制定の必要性を改めて周知徹底しながら慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生ごみ堆肥化に向けた取り組みですが、生ごみの堆肥化につきましては来月からモデル事業を実施する予定で現在準備を進めているところであります。市内の団地のうち約1,000世帯を目標に対象世帯をピックアップし、戸別訪問を行って現在協力を呼びかけております。今後も協力世帯の募集を行いながら世帯数を増やしていきたいと考えております。また、事業所等から排出される生ごみにつきまし

でもとりあえず今年度はまず公立保育所から実施し、来年度以降対象事業所を増やしてまいりたいと考えております。

次に、インフルエンザの予防接種についてお答えいたします。インフルエンザの予防接種につきましては、本市においてインフルエンザ感染による学級閉鎖等を受け、徹底した感染症予防対策を推進するため宮古島市予防接種率向上対策会議を設置し、感染予防対策について現在協議を進めているところであります。その中で今期のインフルエンザ流行の特徴として、小中学生や乳幼児の発症が多いことが確認されております。現在宮古地区医師会、宮古福祉保健所、教育委員会等関係機関との連携を図り、小中学生への予防接種を実施し、集団感染予防を図るためその実施方法、実施場所等について学校長会を開き、説明会を開催したところであります。実施内容等につきましては、11月から12月にかけて保護者が希望する生徒に対し接種を考えております。課題として、より効果的に接種率向上を図るためにはどのような方法がベターなのか学校側との意見交換を十分に行い、スムーズな予防接種が行われるよう今後とも協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

次に、女性相談事業であります。本市の女性相談業務につきましては、平成18年3月から女性相談員1人を配置し、週3日、月曜、水曜、木曜の午前9時から午後5時まで来所や電話等により生活問題、DV問題など女性の悩みや心配事の相談を受け、必要な指導を行っているところであります。相談内容によりましては保健師や教育、医療機関との連携、またDVに関しては警察や宮古福祉保健所内にあります配偶者暴力相談支援センターなどと連携を図って対応しているところであります。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、生ごみの堆肥化に向けての取り組みということで、経済部で持っていますリサイクルセンターの取り組み状況ということについてお答えをいたします。リサイクルセンターは、生ごみ処理機を持ってございまして、1日約2トンぐらいの処理ができる機械でございまして。そういうことで現在1,000世帯を目標にしてモデル地区を設定して収集するわけでございますけれども、受け入れについては十分できるという状況でございます。ただ、この堆肥がですね、使えるかどうかという部分というか、に関しましてはまだわかっていない部分がございます。それはなぜかといいますと非常に塩分が多いということでございますので、しばらくの間は差別化して堆肥は製造したいというふうに考えてございます。

次に、宮古島市自然環境保全条例の今の状況はということでございますけれども、これは旧平良市時代に平成9年の8月1日にですね、自然環境保全審議会というのを発足をしまして、平成11年の7月29日に答申をいただいております。そういう中で保全動物7類の79種、保全植物30科の36種をですね、指定をしております。平成13年の3月にこのような冊子をですね、発刊してございます。そういう中で今現在沖縄県のほうで沖縄県希少動植物保護条例を制定しようとしておりますけれども、その制定の前にですね、各市町村から意見を集約するというところでありますから、宮古島市としてもこういう資料があるよということですね、県にも提示をしたいと思っております。ただ、これは旧平良市の中での部分、条例をそのまま移行しただけでありますから、多分に各旧町村においてどうしても保全しなきゃいけない、そういう特に植物群だと思んですけども、こういうのが出てくる可能性がございます。できるだけ早い機会にですね、私ももう一度自然環境保全審議会というものを立ち上げまして、その中で検討をしていきたいというふうに思っております。



◎建設部長（平良富男君）

東小学校通学路となっている花園幼稚園から学校までの整備について。市道B-60号線で本年度から国庫補助事業として事業を実施しております。事業期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間を予定しています。本年度は、測量設計を実施しているところですが、測量設計完了後、用地の取得を行っていきます。20年度以降については、用地の取得を初め工事を発注し、早期の完成に努めていきます。

県職員住宅からマルケンミートまでの路線ですが、A-63号線でございます。本年度において平成20年度の新規要望路線として概算要求しており、これからも事業採択に向け関係機関と調整を図ってまいります。

◎水道局次長（砂川定之君）

白川田水源流域における塩化物イオン濃度について現在の状況でございます。白川田水源流域の塩化物イオン濃度は、イオン水のうち山川、高野、大野の3水源で平成18年初めには100から140ミリグラムパーリッターでありましたけれども、平成19年初めには80から120ミリグラムパーリッター程度に低下しております。その後は、ほぼ横ばいの状況です。白川田水源は、平成18年の初めから現在まで約90ミリグラムパーリッター前後で横ばいとなっております。

◎地域振興課長（長濱博文君）

亀濱玲子議員の南静園の将来構想検討委員会の取り組み状況についてお答えいたします。

宮古南静園のあすを考える会では、これまで過去4回の検討委員会を開き、現在の医療施設の活用を図りながら福祉施設の併設を基本とする骨子をまとめつつあります。今後は、具体的で実現可能な事案を検討し、将来構想としてまとめ、今年中に答申できるよう努力してまいります。

ハンセン病問題基本法制定についても南静園を地域に開放し、市民が自由に利用できる法的措置でありますので、将来構想と並行して取り組んでまいりたいと考えております。

◎学校教育課長（島袋正彦君）

平成19年度の教育研究所の研究生は、前期、中学校お一人、後期、小学校お一人の研究体制でスタートしております。今年度は、5月18日に宮古島市教育委員会と琉球大学教育学部の連携協力に関する協定を結んだことから本研究所における訪問指導はもとより、琉球大学研修室へ招聘していただき、琉球大学教育学部の高度な研究技術の指導、支援を受けることができっております。そのことにより昨年よりレベルアップした研修体制で動いております。過ぎた9月5日には本市の教育主要施策の一つでありますキャリア教育の充実を受け、将来の生き方を考え、主体的に進路を選択する能力の育成をテーマに47名の参加者の中で研究実践成果報告会をとり行いました。10月1日からは、特別支援を要する児童への指導のあり方をテーマに後期の研修をスタートする予定であります。

次に、教育相談室の活動状況についてのご質問でありますけれども、平成19年4月から8月までの利用状況を来所相談、それから電話相談、訪問相談の業務ごとに報告いたします。来所相談におきましては、8月31日現在97件の相談があります。前年度の同時期との比較では96件、約49%減少しております。電話相談におきましては46件で、前年比から110件、約70%少なくなっております。訪問相談の依頼においては19件で、前年比ですと49件、約72%減少しております。合わせますと8月現在で165件の相談があり、前年比ですと255件、約69%の減少が見られます。これらの減少の理由の一つに子供を取り巻く環境の改

善が図られたことによる各学校からの要請が減少したことによるものともとらえておりますけれども、これからも気を緩めることなくですね、相談者の視点に立った相談業務を推進していく所存であります。

#### ◎働く女性の家館長（砂川道子君）

ファミリーサポートセンターの実施状況と今後の見通しについてであります。ファミリーサポートセンターの実施状況は、平成19年度8月末の会員数が296人、利用件数が4月から8月までで171件で、昨年度の同時期に比べて会員数で51件の増加、利用件数はほぼ同数となっております。最近は、費用負担のない本館主催の託児つき講座への参加のための利用が多くなっている一方で、利用料金が高いという声等もあり、個人の利用は緩やかに推移するものと考えております。

続きまして、働く女性の家を活用した就労支援活動の取り組み状況についてということであります。本館は、勤労者あるいは就業を希望する女性の技能向上やリフレッシュを設置目的としております。また、女性の就労支援に向けた講座はいろいろありますけれども、資格取得講座の開設は講師の確保や、あるいは受講者の費用負担等の問題があり、なかなか難しい状況にあります。しかし、最近女性の働き方等多様化し、さまざまな就業の機会があるため育児中の女性たちの将来に備えて就業に役立つ託児つき講座というものを開催しております。

続きまして、女性の家の会館使用料の改正についてでございます。本館の使用料は、市の他の施設に比べ低額でありました。今回働く女性の家運営委員会に審議をしていただき、使用料の改正を実施することになりました。しかし、女性の利用については女性の家の内部規定というのがございまして、それにより減免措置が設けられておりますので、大きな負担にはならないというふうに考えております。

#### ◎亀濱玲子君

ご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、今お答えいただいた働く女性の家なんですが、会館使用料についての減免措置がということをお答えいただいたんですが、具体的に減免措置がどのように行われているのかをお聞きしたいというふうに思います。

続いて、環境保全条例の本市独自の環境保全条例を慎重に取り組んでいきたいという旨のお答えですが、具体的に今年度どういうふうにしてこの取り組みを形にしていくのかという入り口をですね、今年度はどうするということがありましたらお願いします。

続いて、経済部で持っています宮古島市自然環境保全条例です。これ今さっき部長が見せていただいたのこれなんですけど、これは旧平良市のなんですよ。ついてはこういうことですかということをお聞きしたいんですが、宮古島市となって新たにエリアが広がった旧城辺町や旧上野村の保全種ですね、についてはまだ選定をしていないと。これから委員会を立ち上げて新たに宮古島市のそういう種類を入れていっていくという作業を1つします。その作業については、県の今度9月で出される条例の制定について宮古島市はどうですかということについてはさらに意見も言っていきますという、こういうことなんですかね。じゃ、ぜひ今年度選定委員会が持たれるというのであれば具体的にこれをいつごろどんなふうにとっていきたいということが今お答えいただけるようでしたらよろしくお願いたします。

続いて、生ごみの堆肥化なんですが、どの自治体で取り組んでいる生ごみの堆肥化でも塩分のことが問題になるわけですよ。これは、もう前からわかって、やる前から塩分が濃いということに関してはわか

っていたことだと思うんですが、なぜこだわるかという、燃やすごみの3分の1が生ごみです。その生ごみの対処がうまくいけば燃やせるごみが減っていくわけですね。そうすると、今検討しようと言っています規模の問題、今30トン掛けるの2炉の60トン、それが34トン掛けの2炉の68トンというふうに見直しようという中であって、じゃそれが例えば生ごみがどういうふう堆肥化になっていくんですよということがシミュレーションできれば年次これを増やして、今モデル地区の1,000世帯ですが、増やしていくと、それはごみの焼却炉のそれこそ大きさもおのずと影響してくるということもあるでしょうから、しっかりと塩分をどう除去して堆肥として使っていくのかということまで含めて具体的なシミュレーションが必要なんだろうと思うんですが、このあたりの取り組みはぜひ、それも1日2トンの処理というので1,000世帯は大丈夫ですよとおっしゃいますけれども、これをじゃどれだけ宮古のエリアを広げていって燃やせるごみを減らしていくという、そういう大きなごみ処理の中の位置づけというふうにと考えたらこれはもっとちゃんと堆肥化していくのが求められるわけですから、それについての対応についてどのようにお考えかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

続きまして、インフルエンザの予防接種ですが、確認をさせていただきたいんですけど、これ委員会の中でもおっしゃっていたんですが、任意であるということですね。これは、昨今は親御さんがご自分の子供さんに予防接種を受けさせるということに関してはさまざまな判断があります。ですから、任意であるということと、ただ集団で広がることで学級閉鎖なりなんなりに追い込まれるということの兼ね合いもありますから、どの場所で、どういう形で接種していけばより有効で、そしていわゆる親の任意で受けられるという、そういうシステムが成り立つかということに関してはしっかりとコンセンサスを得てやっていっていただきたいというふうに思いますので、これはよろしく願いいたします。

女性相談室の事業なんですけど、現在週3回ということで、私課題というふうに聞いたのはこの週3回で児童家庭課に置かれているという状況、これ城辺なんですけど、置かれているという状況と週3回という状況でその女性たちが来る相談は十分対応できていますかということに関してはお答えいただきたいと思いません。

以上、今の答えをお聞きしましてから再度質問させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

#### ◎働く女性の家館長（砂川道子君）

今減免措置がどのように行われているかということでございますが、例えば主催講座からですね、講座終了後に自主的に立ち上がったグループ等の場合は育成グループと申しまして、今度の内部規定の改正ですね、現在はもうそのままゼロなんですけど、今度1年に限りということで免除というふうになっております。また、設置目的に合った利用、つまりですね、女性たちがリフレッシュをしたり、あるいは就労のためのスキルアップを図るような利用であればですね、50%の減額というふうに規定をしております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、宮古島市における自然環境保全条例の件でございます。これから審議会を立ち上げるわけですが、これまで旧平良市のみでございました。ですから、各旧町村でこれまでも保全してきたものがあると思います。さらには、樹木に関してはその場所とかですね、そういうのも十分に把握している方がおられると思いますので、そういう人選を急ぎましてですね、できるだけ早い時期に審議会を立ち上げさせて

いただきます。

次に、生ごみの処理でどのような対応するのかということでございましたけども、現在1,000世帯でもってその実施をしていくということでございますから、今の段階では私どもの持っている生ごみ処理機で十分に対応はできます。その中でいろんな成分分析をしながらですね、あるいは今つくっているバガスと畜産廃棄物をもってつくっている堆肥の中にどれだけまぜ込めば影響はないのか、そのあたりもですね、今回の1,000世帯の中でですね、実証し、試験をしていきたいというふうに思っています。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

環境保全条例の件ですけれども、今年度中はですね、担当者、係長、関係課の係長クラスの皆さんで勉強会を立ち上げておりますので、今年度中十分に検討しまして、来年度検討委員会を立ち上げていきたいというふうに考えております。

それから、インフルエンザで任意接種だが、父兄、保護者の理解をどのように得るかということでございますが、学校、関係機関とですね、了解得られれば保護者に対するアンケートの実施、それから同意書の取得、そういったものを十分にとりながら接種率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

それから、女性相談室で城辺で週3回十分に実施できているのかという内容のご質問だったと思いますが、相談内容によりましてはですね、児童問題等々が多くあります。したがって、家庭児童相談室と情報の共有をしやすいというふうなことがありまして、今児童家庭課内に設置をいたしております。現在の状況については、相談員が城辺まで足を運ぶというふうな時間的な問題などもありますので、18年の3月から実施をいたしておりますので、これまでの経緯を踏まえてさらに検討を加えていくべき課題があるのかどうかですね、相談員の方とも聞き取りをしながら検討してまいりたいというふうに思います。

#### ◎亀濱玲子君

ありがとうございました。

最後に、私見を少し述べさせていただきたいと思うんですが、今度割愛いたしましたけれど、認可外保育所の給食費の助成はこのようにこれ新聞にも載っておりますから、県がぜひ実施していただきたいという旨を市のほうからでもですね、強く要望していただきたいというふうに思います。

それと、教科書改ざんについての県民大会に呼応した郡民大会については市長がもう既に実行委員長になっていらっしゃるから、目標3,000人というようなことになっているようですね、ぜひ成功して歴史を改ざんしていくことに対してはノーということをきちっと宮古からも言っていけたらというふうに思います。

最後ですが、私は今回通告出しませんでしたので、これは私の意見なんですが、この間私は伊志嶺市政を支えてまいりましたけれども、市長の施策とやって実施していることが整合性があるかということについては、やはり本当に支えるということは厳しくそれを精査するということでもないと私は思っています。ですから、今日くしくも砂川明寛議員が自分は今まで保良の土地売却をこんなふうに見ていたけれど、実際お金の問題じゃなかったんだなということをおっしゃいました。こういうことなんだと思うんですよ。あれがなぜそういう形で混乱したかということ、私は1点、住民の声を聞こうとしなかったということだと思っているんです。住民がなぜあそこを、当局は肅々とかつての旧自治体からの作業を引き継いできたという、そういうご自分たちの主張はもちろんあります。これは、当然そういうこともあるわけなんです、

今現在住民が何を望み、何を考えているかということを知ることがなければこういうことになるわけですよ。ですから、私はあのときに例えば二束三文で売るな、高かったらいいという発想とあの場所は宮古島の宝だから、だからあそこに何階建てのビルや、あるいはコンドミニアムを建てていい場所かという精査をするときに伊志嶺市長が進めていく政策と整合性がないと思ったので、私は市長、あれはおかしいというふうに反対をさせてもらいました。

ここに来てなぜこのことを言うかといいますとですね、この間私たちは急務でありました新市の大きな重要な課題でありますごみ処理施設あるいはリサイクルセンターの建設を目の前にしているわけです。これ急務です。そして、各いろんなところに回って反対をされてここに来た経緯もあります。ですから、急ぎ形にしたいということもわかるわけですが、この答申の内容を本当に、8月29日に答申されて地域の住民とはまだ向き合っておりませんというふうに局長はおっしゃいました。私は、この間局長も、前任者の局長も精いっぱい誠実にこの仕事を形にしようと思ってこられたということは重々知っています。住民の合意が得られればもちろん今の場所は既存のものを撤去するのにお金が補助でできるわけですから、これは財政面では大いに楽になることなんですけれど、だからといってこの答申内容の審査の観点ということと選定した理由の中に住民というものの存在が私はないなというふうにこれ読ませてもらって思ったんですね。最後にここで一言、住民の不安を払拭するよというところが、周辺住民の不安に万全な配慮を行うことというふうに書いてあります。この1点において例えば戸別訪問して建ってよろしくということが理解を得るということではないでしょうというふうに思うんですね。ですから、本当に今立ちどまってしっかりと向き合うことが決してこれから後無駄にはないというふうに思うんですね。ですから、これまで伊志嶺市政に力強さを求めるということがあって、力強いというのは目の前にあることを強行するということではないというふうに思うんです。粘り強く粘り強く今住民の合意をとる、反対している人たちの声を聞くということをしつかりとやっていくことで必ず次の道というのは見つかっていくというふうに思うんですね。これだけ全部、ほとんどの議員さんがこの質問を出すということは、ましてやこの形になろうとするときにほかの場所まで提案する議員さんがいるということはこのことが重要で、かつ慎重にやってほしいと、やらなきゃいけない課題だからだと思っただけですよ。ですから、今あその場所が本当にいいのかということも含めてしっかりと、それと地域住民の14項目に出されている要求の検証も含めてもっとしっかりと取り組んでいく必要が今あるのではないかなというふうに、これが私は保良での教訓なのではないかなというふうに思います。質問を出していないので、答えてということではありません。これは、ぜひしっかりと住民の声を聞く、向き合ってほしいという要望ですので、よろしく願いいたします。そういう希望をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで亀濱玲子君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

(延会=午後7時04分)

平成 19 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 12 日 (水) 5 日目

(一 般 質 問)

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第5号

平成19年9月12日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ



平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成19年9月12日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（26名）

（延会＝午後6時04分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
		"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（1名）

議員（13番） 宮城 英文 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川 正吉 君
副市長	下地 学" "	消防局長	伊舎堂 勇" "
総務部長	宮川 耕次" "	水道局次長	砂川 定之" "
企画政策部長	久貝 智子" "	教育局長	久貝 勝盛" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	教育部長	長濱 光雄" "
経済部長	宮國 泰男" "	生涯学習部長	二木 哲" "
建設部長	平良 富男" "	総務課長	伊良部 平師" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	財政課長	石原 智男" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	企画調整課長	下地 信男" "
環境施設整備局長	平良 光善" "	下地島空港等 利活用推進室長	島 尻 強" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	都市計画課長	長崎 富夫" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	地域振興課長	長濱 博文" "
城辺支所長	饒平名 建次" "	情報政策課長	喜屋武 重三" "
下地支所長	平良 哲則" "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係長	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について昨日に引き続き質問を続行いたします。

本日は、富永元順君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎富永元順君

これより通告に従いまして一般質問を行ってまいりますので、市長並びに当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、市長、トゥリバーの契約保証金4億円の入金、大変におめでとうございます。また、我々公明党の国土交通大臣の許可もありまして、無事に4億円も入ったと思いますので、そこで市長はやっぱり何かきのうはもう満面というんですか、の笑みで報告をしておりましたけれども、ぐっすり休めたかどうか。

（議員の声あり）

◎富永元順君

それでは、市長とのお祝いは残りの36億円が入ってゆっくりにお祝いをしたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、質問に入ってまいりたいと思います。最初に、市長の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。1点目に、この懸案でありましたトゥリバー地区の売却についてであります。契約保証金の入金後、これから当局と相手企業側とはどのようなことを話し合っていくのか。また、企業側はどんなスケジュールのもとで供用開始に向けて工事を進めていくのか。企業側が我々議員団にもこういったスケジュールを示してですね、詳しい説明しておりますけれども、いま一度市民にもわかるようにですね、この企業側の供用開始までの工程についての説明をよろしくお祈りしたいと思います。

次に、下地島空港及び残地の利活用についてお伺いいたします。私は、2年前の市議選のときに伊良部島に渡ってですね、宮古島市にとってやっぱり下地島空港と残地は宮古島の宝であり、その利活用によっては宮古島の観光産業の一大拠点となり、経済活性化の大きなかぎを握っていることを強く訴えました。そして、伊良部島発展のためにも一生懸命頑張ることを約束してまいりました。今でもその気持ちは全く変わっておりません。特に豊見山恵栄議員の気持ちにも負けないつもりでありますので、よろしくお祈りいたします。これまで当局は空港の利用の基本方針として平和的利用を掲げて民間活力による事業の誘導を図ることを目的として調査を実施してきていると思いますが、その結果、具体的な計画案はできているのかまずお聞きしたいと思います。

2点目に、残地の活用については民間からのオファーがあると聞いております。どのような企業がどういった計画案を提案してきているのかお聞きしたいと思います。

私は、これまで残地の活用についてはモータースポーツの頂点でありますF1レースの開催地の誘致や、またアジアにおける国連機関、国際機関の一部誘致を提案してまいりました。というのも公明党本部と

しても数年前からプロジェクトチームをつくって具体的にこの沖縄の地に国連アジア本部の誘致を推進してきております。これまで党として参議院議員の浜四津敏子代表代行を団長といたしまして、参議院で平和学博士の遠山清彦氏、それから前衆議院の白保台一氏が国連本部を2度訪問し、当時のアナン事務総長に直接要請をしてきております。その中で沖縄への誘致に前向きに協力していくという力強い激励もいただいておりますので、公明党本部とも連携をしながらぜひこの国連機関及び国際機関の一部の誘致に頑張っていくと思っておりますので、そこで当局並びに市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、パブリックゴルフ場売却についてお伺いしたいと思います。市長は、パブリックゴルフ場、サンパリンクス伊良部を売却することを去った5日に決定をし、公募により購入希望者を募って早ければ11月上旬にも決めていきたいと発表しております。また、最低入札価格は5億2,920万円で、観光関連施設であればゴルフ場以外の施設建設にも利用することができると思っています。そして、現在県外企業6社のオファーがあって、できれば年内に売却したいとのことでもありますけれども、どのような内容の公募要項で、どのようにして、またいつまでに選考決定していくのか説明を願いたいと思います。

次に、県立公園建設についてお伺いしたいと思います。隣の石垣にはすばらしい、あれはバナナ公園というんですかね、その県立公園があります。ただでさえ自然に恵まれた石垣島ですけれども、これまで何回か訪れました。行くたびにやはり作業員が公園整備をしており、管理が行き届いており、気持ちのいい限りであります。雇用効果もさることながら、市民に憩いの場として親しまれているのが強く感じられました。宮古においても池間島に橋がかかって島おこし事業として県立公園建設が計画をされましたけれども、経済バブル期と重なって計画が頓挫して以来、いまだに宮古島に県立公園が建設されておられません。

そこで、市長にお伺いしたいと思いますけれども、これまで県への行政連絡会議においてこの県立公園建設計画を要請してきていると思っておりますけれども、現在どのような状況になっているのかお聞きしたいと思います。

次に、訴えの提起についてお伺いしたいと思います。やっぱり職員のミスは、最終的にはこれは市長のミスであります。そこで、今回の訴えの提起でありますけれども、経済工務委員会では賛成多数で可決されておりますけれども、私は市長がですね、相手側債務者からの補償金の回収期限の期日を設定して、回収できない場合の責任を明確に示していないという理由で反対をいたしました。そこで、市長の言う市民に一元たりとも負担をさせないということに関してですね、具体的に納得のいく説明を願いたいと思います。

次に、サメ対策及び野犬対策についてお伺いしたいと思います。1点目のサメ対策についてであります。先月15日午後7時15分、砂山ビーチでサメの回遊が目撃され、ビーチ監視員は早速市観光商工課の担当者に連絡をして、翌16日は台風接近もありましたけれども、遊泳禁止の看板と同時にサメの出現を知らせる看板や、またビーチの入り口に入場禁止のロープを張ったということでもあります。それから、早速宮古圏域海洋危険生物、これはサメ等対策協議会の事務局があります県の農林水産整備課は職員の協力も得ながらですね、狩俣の漁民から早急に使われなくなったモズクの網をですね、提供してもらって、2日ばかりで自前でこの網をつくってですね、サメ侵入防止ネットをつくって、沖合50メートルに設置をして、その後にその内側にロープを張ってですね、ロープで仕切って遊泳の区域をつくったとっております。しかし、今回のサメ騒動に際しては市と県との連携がうまくいかなかった面が幾つかあったとも新聞報道

で聞いております。やっぱり県内でも、また日本でもすばらしい景観を持つ砂山ビーチは大体1日平均400人が訪れるそうで、多くの観光客や地元利用されるビーチで、安全対策は県と市の万全の協力体制をとってもらいたいと思いますけれども、当局の今後の対応をお聞きしたいと思います。

また、これまで市はこういった海洋危険生物、サメ駆除に対してですね、予算があったと思うんですけども、現在どうなっているのかも含めてお聞きしたいと思います。

2点目に、野犬対策についてであります。これは、きのうも富浜浩議員もこれは質問しておりました。その答弁の中で飼い犬として登録されている犬が1,657頭、そのうち狂犬病の予防接種を受けているのが1,083頭で、65.3%の接種率であると言っておりますけれども、そういった中で連続して野犬によるヤギがかみ殺されるという被害が起きておりますけれども、そういった中で市民からはですね、行政の取り締まりに対する不満と怒りが上がってきておりますけれども、今後どのようにこの野犬対策に対応していくのかお聞きしたいと思います。

次に、漁港内の放置廃船処理についてお伺いしたいと思います。宮古管内には多くの漁港があり、そこで昔は大いに活躍したであろう漁船がですね、今は廃船となって陸上に放置されている、そういう現状を見ますと、やっぱり水産業の衰退というんですかね、時代の流れを感じるわけでありましてけれども、できれば船主が責任を持ってその処理に当たってもらいたいと思いますけれども、現在宮古管内において漁港の敷地内に放置されているのは、その船はですね、どれくらいあるのか、それについて把握しているのか。また、その処理に関してどのように市としては対応していくのかお聞きしたいと思います。

また、漁港には県管轄というか、管理の施設もありますけれども、その場合、市としてどのようにですね、県に対してその放置船というんですか、その処理に対応しているのか、それについてもお聞きしたいと思います。

次に、農業用水の活用についてお伺いしたいと思います。これは、池間に行ったときの漁民の方からの要望でありますけれども、やはり漁から帰ってきてこの船を洗うのにですね、池間漁港には何か今水道も引かれていないということで、この船を洗うことができないと。そういうことで何とかその農業用水が利用できないかという話がありました。そこで、その漁船を洗うのに洗浄水というんですか、それとして農業用水を、これはただというわけにはいかないと思いますので、それを買ってですね、これを利用できるかどうか、それについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、インフルエンザの予防接種についてお伺いしたいと思います。去った6月定例議会でインフルエンザの予防接種の公費助成を取り上げたところ、今定例会で早速予算計上していただき、市長初め当局に感謝申し上げます。県内自治体では初めてとなる市単独補助であるこのインフルエンザの予防接種でありますけれども、その成果に対して医療費削減のみならず、子供たちの風邪予防、それから健康管理にこれは大きく貢献し、またその波及効果が期待されると思っております。そこで、今回対象となる子供たちがですね、一人も漏れなくこの予防接種が安全でスムーズに行われるに当たって市当局はこれまでいろいろな話をいろいろな関係各機関とやってきていると思いますけれども、宮古医師会とか宮古福祉保健所、また学校関係者、PTAの皆さんとやっぱりそういった話し合いがされてきていると思います。今後そういった関係者との連携が必要であると思いますけれども、今後の予防接種のスケジュールというんですかね、それはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

次に、保育行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、市立保育所の統廃合及び民営化についてであります。宮古島市における財政再建健全化計画の中で何回か取り上げられてきております。市立保育所の統廃合及び民営化でありますけれども、これまで何名かの議員への答弁の中で当局は現在12カ所ある市立保育所を平良地区、それから城辺地区それぞれ1カ所を統廃合していくという計画があると答弁しておりますけれども、それらについての具体的なことどこを今回の統廃合の市立保育所を想定しているのか、それについての説明をお願いしたいと思います。

2点目に、認可保育園の運営状況と課題についてであります。この点については、さきの定例議会でも取り上げました。そのときの認可保育園の皆さんからの要望はですね、法人保育所は国、県も含めて市からの措置費で運営のすべてをやっていかねばならない。そこで、そういった中でやはり定員の確保というのがですね、この保育園運営のもう最大の課題だということでありまして、ぜひとも今の何カ所かで定員割れしているところもあるし、オーバーしているところもある。そういった中でぜひともですね、さきの定例議会の課長の答弁では優先的に法人保育所への入所を進めているということでありましたけれども、現在9カ所ある法人保育所ですね、入所率は今現在どうなっているのか説明をお願いしたいと思います。

また、法人保育所の経営の安定、そして安心、安全で子供が夢が持てる保育事業の運営にはやはり先程も申し上げました定員の確保、それと法人保育所にはそういった国からの支援事業として定員を25%ですかね、それを割り増しというんですかね、で受け入れてもいいということであると聞いておりますけれども、現在の市当局ですね、取り組みについてお伺いしたいと思います。

3点目に、認可外保育園からの要請についてであります。宮古島市保育向上連絡協議会から5,500名余りですね、署名をもってですね、市長並びに議長あてに給食費の全額助成の要請がなされていると思っておりますけれども、また今議会、文教社会委員会では会期中に視察も認可外保育所もやっております。そして、市長も今回の答弁の中でですね、ぜひこの認可外保育園も視察をしたいということをおっしゃっております。議会も当局も全面的に協力体制になっておりますけれども、ぜひ認可外ですね、保育園の皆さんの期待を裏切らないように本当に県といろいろと相談をしなければならない、またほかの自治体との状況も踏まえて検討したいということでもありますけれども、これだけの署名、宮古の人口の10分の1ですね、署名を集めてこれだけ今の現状を訴えておりますので、ぜひともこの認可外保育園の給食費の全額助成をよろしくお伺いしたいと思います。それについての答弁もよろしくお伺いします。

次に、道路行政についてお伺いしたいと思います。1点目に、出口通りの拡幅整備計画と再開発計画についてであります。議会のたびに上げてきております。しかし、なかなかこの整備計画の進展が見られておりません。この道路の整備については、県道でありますので、県との相談というんですかね、これが調整が必要だと思っておりますけれども、この通学路としても途中で平良中学校、宮古高校、平一小学校に通じる大事なところでもありますし、また旧サンエーが、農協ですね。があったところでありまして、昔はバス停もありましたし、市場もありました。相当にぎわった地域でありますし、また昨年はその通りでですね、火事があってですね、消防車が、幅員のせいもあるし、またいろんな電柱があってですね、なかなかスムーズな消火活動ができなくて残念ながら1人ですね、お亡くなりになっておりますけれども、そういった意味からもぜひこの通りをですね、拡幅整備をやっていただきたいと思っております。そういった

意味で市としてこの通りについてですね、どういう方向で整備をしていく計画があるのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

2点目のマクラム通りの拡幅計画については、県において拡幅整備の方向性を調査、検討しているとのことでありますけれども、事業化に向けてどのようにこの計画が進展しているのか説明を願いたいと思います。

3点目に、北中正門前道路の整備についてであります。漲水重機前の信号機から、それから県道西原線に行く信号機までの道路はですね、整備がちゃんと終わっているんですけども、北中正門前の道路がなかなか整備がされていない。どういった理由で、何が支障を来しているのか。また、いつごろその整備をやるのかですね、その辺についてもご説明を願いたいと思います。

4点目の中央公民館前の道路拡幅整備についてお伺いしたいと思います。この道路は、以前計画されておりますけれども、事業化されなかった道路で、完成すればカママ嶺公園とパイナガマ公園を結ぶ利便性の高い道路になるのは間違いないと思いますけれども、当局の計画はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

次に、市営団地についてお伺いしたいと思います。1点目は、新規建替えも含めてですね、建設計画はどうなっているのか。また、団地の管理状況はどうなっているかについてもご説明を願いたいと思います。

2点目に、市営団地の雨戸の設置状況と修繕計画はどうなっているのかご説明を願いたいと思います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

富永元順議員の質問にお答えします。

訴えの提起でございますけれども、裁判の判決により、市は賠償金は支払わなければなりません、市民には迷惑をかけないように不当利得をした者に対して不当利得返還請求の訴訟を起こして市が支払った賠償金をすべて回収する覚悟でございます。

#### ◎副市長（下地 学君）

質問の要旨はパブリックゴルフ場売却についてということで、現況とオファーはということですので、お答えいたします。パブリックゴルフ場については、平成14年度業務開始以来、赤字経営が続いており、市の財政を圧迫している要因の一つとなっていることから、宮古島市行財政改革推進本部において早期売却の方針が示されております。このことを踏まえ宮古島市パブリックゴルフ場売却検討委員会を立ち上げ、運営の継続や売却について検討を重ねてまいりました。7月にはサシバリンクス伊良部運営審議会や伊良部地域審議会においても状況報告等を行い、売却についてのご理解をいただいております。

現段階では6社からオファーがありますが、市といたしましては売却に向けて事業者の募集を行い、今年度中の売却に向けての業務を進めてまいりたいと考えております。

質問の中で売却に関する公募要項の内容、要件等についての質問がありましたけど、この件については推進室長をもって答弁させていただきたいと思います。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、野犬対策でございますけれども、今後どのような対策をとっていくのかということでございますが、議員ご指摘のように最近野犬による家畜被害、いわゆるヤギの咬傷被害が相次いでおります。宮古福

祉保健所と連携をとって捕獲を実施いたしておりますが、現在の体制では十分に対応できていないというのが現状であります。現在は、平良地区に1業者捕獲のための捕獲員を配置をしておりますけれども、今後の対策といたしまして各地区にですね、捕獲員を配置して市民からの駆除に対し迅速に対応できるよう万全の体制をとってまいりたいと思っております。また、捨て犬が野犬化している現状があることから、今後その不要犬、例えばペットあるいはその他で飼っていた犬を不要になったということである場合は市もしくは福祉保健所まで連絡してくださるよう広報の徹底をしていきたいというふうに考えております。

それから、インフルエンザの予防接種でございます。まず、インフルエンザの予防接種につきましては今年東京を中心に麻疹が、はしかが流行、さらには本市においてもインフルエンザ感染による学級閉鎖等を受け、徹底した感染予防対策を推進するため宮古島市予防接種率向上対策会議を設置してその対策について協議を現在進めてきたところであります。その中で今期のインフルエンザの流行の特徴として、小中学生や乳幼児の発症が多いことが確認されております。現在市民の健康を守る立場から宮古地区医師会、宮古福祉保健所、教育委員会等関係機関と連携を図って小中学生へのインフルエンザ予防接種を実施して集団感染予防を図るため、あるいは効果的に接種率の向上を図るためその実施方法や実施場所等について小中学校長会を開いて説明会を開催したところであります。今後実施時期については、小中学校長あるいは関係者との意見の調整が整い次第11月から12月ごろの接種を予定をいたしております。

次に、市立保育所の統廃合、民営化でありますけれども、これまで何名かの議員にお答えをしましてまいりました。富永議員からは、どこの保育所を想定をしているのかと、予定をしているのかというご質問であったかと思いますが、まず城辺地区ではですね、福嶺保育所と福里保育所の統合を予定をいたしておりますし、平良地区において東川根保育所と東保育所のほうを予定をいたしております。福嶺保育所につきましては、定員が現在のところ10名ということで非常に年々厳しい入所になっておりますので、福里と統合しても福里保育所の定員にも今のところ達しないというふうな状況にあります。東保育所と東川根保育所については、いずれの保育所もですね、市有地でありまして、特に東保育所についてはその保育所の建物の一部に市有地が入っているということで、この部分も含めてこれまで対応を検討してまいりましたけれども、東川根保育所との統合が望ましいのではないかとということで今敷地の選定作業に入っているところであります。

それから、無認可保育園の運営状況でありますけれども、入所率につきましては公立の83%に対しまして法人保育所は104%でございます。

それから、当初の割り増し入所についてお尋ねがございましたけれども、平成10年の2月の13日付で厚生省の児童家庭局の保育課長通知がございます。まず、保育所への入所の円滑化について保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則でありますけれども、定員を超えている状況が恒常的にあるということの場合はその定員の見直しに積極的に取り組んでもらいたいというのがまず1つであります。2つ目に、原則として市町村において待機の、いわゆる待機児童の状況がある場合には当分の間、年度当初において定員の115%の範囲内で保育を実施することができる。これは、年度当初においての措置であります。それから、年度途中において定員を超えて保育を実施することができるというのは原則として125%の範囲内という通知がありますけれども、これはあくまでも待機児童の解消のための通知ということで理解をいたしております。

次に、無認可保育園からの要請について給食費の全額助成についてでありますけれども、現在県におきましてもですね、無認可保育所における給食費に係る経費を調査中であるということでもあります。県の動向等見ながら市としましてもですね、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まずは、サメに対する対策でございます。連携がうまくいかなかったのではないかとということとサメ駆除の予算があったが、どうなっているかということでございます。サメ駆除の陸上での安全対策という部分につきましては、ある程度速やかにその対策をとったのではないのかなというふうに思っております。ただ、連携がうまくいかなかった部分というのが一部にあるということでございますけれども、今宮古島市というか、その関係する団体でですね、宮古島市水難事故防止協議会というのがあります。もう一つは、有害水産動物の対策の協議会がありまして、そのほうではサメとかオニヒトデの対策をやっているということでございましてですね、そこの連携だろうというふうに思っております。宮古島市の水難事故防止協議会の事務局は本市のほうを持っていますし、有害水産につきましては県のほうでやっているというようなこと等もありましてですね、少し連携がとりにくかったのかなということがございました。今県が持っている有害水産動物の対策協議会につきましては、市に移す方向で今検討をしております。そういうことでより連携がとりやすくなるというふうに思っております。

もう一つ、サメ駆除の予算があったのではということでございますけれども、現在はありません。平成15年度までの予算を計上してございまして、これはどちらかといえば漁業被害という部分でのですね、対策の事業でございました。こういう近海でサメが出没しているという部分がございまして、平成20年度につきまして県の補助も要請しながら市の単独費も含めてですね、協議をしてみたいというふうに思います。

次に、漁港内の放置廃船の処理についてということでございますけれども、この放置廃船につきましてはですね、相当な数があるようでございます。ですが、これの大部分は民有地というのが多くございまして、一部漁港内にもございます。漁港内につきましては、県の漁港におきましては県でその撤去について指示をしておりますし、市の漁港においても市のほうでやっている段階でございます。ただ、放置漁船、ほとんどの場合、プラスチック船が多くなってございましてですね、非常に処理に費用がかかるというのがございます。ただ、これあくまでも個人でもって処理しなきゃいけないという部分でございまして、このあたりをどうするか非常に頭の痛いところでありますけれども、できるだけ撤去の方向に向けて指導をしてみたいというふうに思います。

次に、農業用水の活用ということで漁船の洗浄水と水タンクの設置ということでございますけれども、農業用水という形で農作物の散水を目的とした用水のためでございますから、漁船の洗浄に利用するのは目的外使用となるということから洗浄水としての利用は難しいということでございます。

#### ◎建設部長（平良富男君）

県立公園建設についてです。県営広域公園の整備促進については、合併前の宮古市町村会においても宮古圏域における県立公園の必要性を訴え、沖縄県へ要請してきました。県としても宮古圏域における広域公園整備についてはその必要性について十分認識しているとのことですが、新たな県営公園整備については県の財政状況が厳しいことや合併に伴う都市計画区域の再編、それから伊良部架橋実現による一体的な土地利用のあり方など今後の社会情勢の動向も踏まえ慎重に検討していくとしております。市といたしま



しても県立公園整備促進の方向性を再度示し、宮古圏域における県立公園の早期の整備を図るべく沖縄県へ働きかけを行いながら関係機関との協議調整を行っていきたいと思います。

次に、市営団地、建設計画及び管理状況についてです。市営団地の建設は、平成19年度において下地の皆愛団地8戸、上野ガーラバル団地8戸を建設いたします。平成19年度から20年度において城辺福北団地の4戸の建設を予定しております。

次に、団地の管理でございますが、71団地、戸数1,378戸の管理を7名の職員で管理しております。今後は、本年度作成される市営住宅ストック活用計画に基づき既存団地の建替え、改修、管理体制の強化を図ってまいります。

雨戸の設置状況、修繕計画についてです。市営住宅の雨戸の設置は、71団地、戸数1,378戸のうち40団地、628戸で設置されております。本年度は、1団地、24戸に設置予定でございます。未設置団地については、年次計画を策定し、順次設置してまいります。

次に、団地の修繕でございます。修繕は、入居者からの修繕依頼等により臨機に対応して処理しております。

#### ◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

トゥリバーの今後のスケジュールについてのご質問でございました。これからの予定としまして、2カ月以内に、11月の10日までに売買代金の40億円全額納付していただくことになってございます。売買代金の確認後ですね、所有権移転の手続きを進めさせていただきたいと思っています。

それから、SCG15特定目的会社の予定としましては平成20年の8月までにホテル棟などの着工を予定してございます。そして、平成21年の11月、竣工予定となっております。平成22年の2月にはオープンの予定となっております。

#### ◎下地島空港等利活用推進室長（島尻 強君）

富永議員の下地島空港及び残地の利用について、まず最初に調査の具体的な計画案、それからオフィアの企業数とその計画内容はどうかとのご質問でありましたので、お答えいたします。

下地島空港及び残地の活用につきましては、検討委員会を設立いたしまして下地島空港等利活用計画書の策定について取り組んでいるところであります。利活用のための企画提案書を募集しましたところ、6社から応募があります。来週中に計画書作成を委託する事業所の選定を行いながら業務を進めていく予定であります。なお、計画書の具体的な内容につきましては関係団体や地域の声をワークショップ、あるいはホームページ、あるいはアンケート、こうしたものを通じながら聞いて検討委員の皆様方と調査、検討を行ってまいりたいと考えております。富永議員のご提案につきましてもこれまでのご提案も含めて検討委員会に報告いたしまして、検討していきたいと考えております。

それから、オフィアの件なんですけど、現在3社あります。主に観光産業を主体とした内容でありますけれども、国連アジア沖縄事務所、それから緊急物資貯蔵基地の誘致についての提案もございまして。

それから次に、パブリックゴルフ場に関しましてどのような公募内容でいつまでに公募するかというご質問ですが、まず売り払いの条件といたしましてゴルフ場の用地及び関連施設、それから機材一式を含めて一括売り払いといたします。最低入札価格を5億2,920万円と設定いたします。それから、買い受け事業者は契約の日から2年以内に工事に着工しなければならないという工事着工の開始義務をうたっ

ております。ゴルフ場として運営する場合におきましては、2年以上継続営業を行ってみたいと公募の中のほうにはうたっております。それから、募集期間なんですが、平成19年9月14日から10月13日までの一月間を期間として設定してあります。それから、資格の審査の中で審査の基準でありますけれども、審査の方法につきましては資格審査を行いまして、その後でプロポーザル方式によって事業提案審査に係る書類を申請いたしまして、事業予定者を特定いたします。この段階におきましては、企業者からプレゼンテーションをお願いしたいと考えております。なお、事業提案者の中である一定の位置に達しました合格者が複数いる場合におきましては入札を行いまして、最高価格入札者を事業予定者として特定する方法をとっていききたいと考えております。

#### ◎都市計画課長（長崎富夫君）

富永議員の道路行政についてお答えいたします。4点ほどご質問がありました。

まず、出口通りの拡幅整備についてであります。この出口通りはいわゆる県道78号線であります。当該道路は、旧平良市自転車利用環境整備基本計画でコミュニティ道路としての整備方針が位置づけられております。西里通り及び出口通りも同じ県道78号線の延長にありますので、整備の方法につきましては県及び関係機関との協議が必要であります。議員ご指摘のとおり平一小学校、平良中学校、宮古高等学校への通学路でもあり、確かに平良中方面から大道線との交差点、いわゆるアツママ御獄前までは歩道つきの道路整備が完了しておりますが、残りの区間につきましては路上に電柱等がですね、立ち並んでおりまして、確かに安全性に欠けた道路であるとは認識しております。

次に、マクラム通りの拡幅整備についてであります。県道マクラム通りにつきましては、現在県の担当課において当該路線の整備の方向性について基礎調査及び資料等の収集を行っている段階であります。事業化に向けては進展しているかと思っております。本市としましても交通量の多い幹線道路であると認識しておりますので、早期の整備ができるように県と連携しながら進めていききたいと思っております。

次に、北中前道路についてであります。ご質問の交差点は、交差角度が鋭角であることから通行車両等の見通しが悪く、通勤、通学時にいわゆる右折、左折を行う車両と児童生徒が交錯し、大変危険な状態となっております。右折帯が設けられていないために朝夕の通勤ラッシュ時には直進車両の通行を遮る場合もありまして、渋滞を引き起こす要因にもなっております。その要因を解消するために交差点の改良事業を行いたいと思っております。都市計画課では継続して県の道路課とヒアリングを重ねております。20年度採択に向けて努力しているところであります。採択していただければ20年度から21年度にかけて改良事業を実施する計画であります。

次に、中央公民館前道路整備計画についてであります。この道路は、平成14年3月に旧平良市が策定した平良市都市計画道路整備プログラムにおきまして、これは仮の名前なんですが、公民館前通り線として都市計画道路の西環状線とこの都市計画道路の久松線を連結し、近隣居住区のアクセス機能の向上を図る路線として位置づけられております。なお、平成20年度において宮古島都市計画マスタープランの策定を予定しております。平良市都市計画道路プログラムをベースに宮古島市全体の交通需要、土地利用の形態あるいは都市骨格形成等の観点から将来の都市計画道路網を定めることになっております。その中において当該道路についても検討を行っていききたいということでもあります。

#### ◎富永元順君

再質問をしてみたいと思います。

まず、トゥリバー地区の売却についてでありますけれども、いろいろと計画、これからのスケジュールを聞かせていただきましたけれども、開発に当たってそのトゥリバー地区宿泊施設用地開発に関する協議書と地区環境保全協定書が出ておりますけれども、これについて何点かお伺いしたいと思います。いろいろとこれまでの質問の中、それから質疑の中でもこの企業側とのこれからの話し合いの中で今ビーチの前にある、第1海浜の前にあるシャワー室、これがやはり景観を損ねるんじゃないかということがこれまで話題になってきておりますけれども、そういった中でこの開発に関する協議書の中で便益施設を取り壊す場合ですね、これから市と、それから企業側が相談をして、国とも調整をしながらやっていくということでもありますけれども、これまで何名かの議員もですね、これは市が負担するものじゃないという方向でぜひ取り組んでいただきたいという話もありますけれども、今後この便益施設の取り壊しに関してですね、市としては負担しないような方向でぜひ取り組んでいただきたいと思います。仮にその企業側のまた後からの要望ですね、全部市のほうで持ってもらいたいというふうになるとですね、40億で売ったにもかかわらず、またそのいろいろな撤去費用とか、そういうのがかさんだ場合ですね、何のために40億で売ったかということになりますので、ぜひその件に関しては確認をしていきたいと思います。ぜひ市の負担にならないような方向でこの協議書というのをですね、協議は進めていただきたいと思いますので、それに対する答弁。

それから、環境保全協定書についてもですね、これはもっと今後このホテルが建設されますとですね、一般市民もそこには入ってくるわけですから、その市民が自由に利用できるような、そういった協定書になっていると思いますけれども、本当に市民にもわかるようにですね、こういった環境保全の協定書をもとにですね、この海浜を利用する場合の要件というか、そういったものもちゃんと市民にも徹底していただきたいと思いますので、その点についてのご説明をお願いしたいと思います。

次に、パブリックゴルフ場の売却でありますけれども、ゴルフ場として利用することも可能だと。その場合に現在ここに勤めている従業員の方もおりますけれども、こういった応募要項の条件の中に今まで働いた従業員を雇用するというのもそれに含まれているのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

次に、インフルエンザの予防接種についてでありますけれども、いろいろと聞くところによりますとですね、万一この予防接種をやった場合に何らかの事故が起きた場合にですね、だれが責任をとるのかということが何か学校関係者のほうからそういった声が強いというふうに聞いておりますし、だからだれが本当に、もちろんぜひやってもらいたいんですけども、万一そうした何らかの事故が起きた場合にその責任の所在というのがどうなっているかについても多分ね、この件についてはいろんな関係各機関話し合われていると思いますけれども、やっぱりできれば一人も漏れなくこの接種を受けてもらいたいし、そういう事故がなくですね、やってもらいたい。ですから、それをまた協力していく学校側、先生方も含めてですね、本当に責任がどこにあるかというのが、負担にもなるんですけども、その上にまた責任がとらさるというんですかね、その責任の所在をはっきりしないと何か協力がうまくできないようなことも聞いておりますので、その点についての説明もよろしくをお願いしたいと思います。

それから、無認可保育園の要請についてであります。ぜひですね、早急に県との調整を図りながらです

ね、この全額助成をしていただきたいと思います。その点については、市長ですね、実際に早目にですね、その認可外保育園を実際視察をするということを約束してありますので、実際その認可外保育園に視察をしてですね、その状況を、皆さんからの要望をですね、ぜひ受けとめてですね、早急なそういう全額助成をやっていただきたいと思いますので、市長の答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、道路行政、北中前道路の整備について。20年度採択できれば早急にやっていきたいということでありますので、本当にこの区間がですね、なかなか進展しない。本当に生徒のですね、登下校の安全面、いろんな面からしても危険地域でありますので、ぜひ早急な改善、改修をですね、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、最後にですね、この2カ月以内に無事に36億円が入ることを願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

認可外保育所につきましては、ぜひ視察をして現場でいろいろな要請等も受けたいと思っております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、インフルエンザによる事故が起きた場合にどこが補償するのかということでございますけれども、これは全国市長会が加入している保険がございます。そのほうで公費負担で実施した場合の補償についてはその保険の中で市の責任で補償できるというふうなことでございます。

◎副市長（下地 学君）

現在パブリックゴルフ場で勤務している職員は、公共施設管理公社の職員であります。したがって、今回の売却募集要項の中には触れておりません。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

協議書についてでございますが、宮古島市とSCG15特定目的会社の間で協議書を交わしてございます。その中でいろんな便益施設等についてうたわれてございますが、宮古島市といたしましてはこれから総合事務局の担当課並びに国土交通省の担当局との協議に入っていく予定になってございます。ただ、この際ですね、宮古島市としてはできるだけ宮古島市の負担にならないように協議を行っていく予定でありますので、仮に取り壊しがあった場合でもですね、その代替施設は企業側のほうで建設していただくというような方向でやっていきたいと思っております。

次に、施設がこれから建設が始まるわけですけど、ホテル棟の開業をいたしましてもトゥリバー地区の海浜、それからマリーナ、こういったものへの地域住民の自由な出入りはですね、確保されてございますので、施設が完成した後もですね、市民の皆さんが自由に出入りができるような体制にはなっておりますので、市民の皆様もどうぞトゥリバー地区にはこれからもですね、自由に出入りしまして、海浜、そしてマリーナを利用していただきたいと思いますと思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで富永元順君の一般質問は終了いたしました。

◎新里 聰君

通告に従いまして私見を交えながら一般質問を行います。市長初め当局の誠意ある答弁をお願ひしたいと思ひます。

市町村合併が行われ、2年の歳月が経過しようとしています。その間行政のミスだけが指摘され、何一つ住民に対し明るい政治的な、あるいは政策的な話題が提供されない状況にもどかしさを感じているのが現状であります。細かいことではありますが、去った日曜日に上野学区で陸上競技大会がありました。合併後、競技場は市民スポーツ課の管理となり、競技場の整備について伺ったら市民スポーツ課の職員が平気で職員が足りないから平良の競技場を利用したらどうかという話があったということをお聞きしております。地方を差別した発言ではないかなと思っておりますので、教育生涯部長、しっかりと職員を指導してください。また、農家では今サトウキビの植えつけ時期で、役所からサトウキビの苗が支給されておりますが、これまではおのおのの農家に何月何日からいつまで、どこどこの圃場で苗をとるようにと、印鑑を持参してとるようだという通知が来ておりましたんですが、何か今年の場合、防災行政無線で放送があって、それだけで通知をしているという苦情も寄せられております。職員には心して業務に精励するように申し上げておきたいと思っております。

さて、そういう中であってもですね、1件だけ、きのうの話ですけども、明るい話題が提供されております。本定例会2日目に先議案件として賛成多数で可決されたトゥリバー埋立地の売却、売買契約の案件の契約保証金が通知書が届いて速やかに納付されたという報告がありました。市長には長年の懸案事項の解決のめどが立ち、心からおめでとを申し上げたいと思っております。そして、担当された職員にも労をたたえたいと思っております。しかし、契約書に記された事項が完結するまでは気を緩めることなく頑張っていただきたいというふうに期待を持って見守っていきたくと思っております。

さて、前置きが長くなりましたんですが、一般質問に移らせていただきます。私は、いいものはいい、悪いものは悪いと率直に申し上げていきたくと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、市長の政治姿勢について、1点目、百条委員会が設置されていることについての市長の見解について伺います。下崎土地売買問題に関し議会は地方自治法96条第1項の規定に基づき調査特別委員会を設置し、その報告がなされました。もちろん議会の調査報告書に法的拘束力はございませんが、市長は直ちに顧問弁護士に意見を求め、その意見書をすべて踏襲し、この事案に関した職員の調査すら十分に行わず、事の重大さを認識することなく極めて希薄で、結果として百条委員会が設置され、市長みずから証人として尋問されております。まことに嘆かわしいことだと思っておりますが、市長のこのことに対する見解を賜りたいと思っております。

次に、港湾施設の売却について伺います。本市は、合併前ではありますが、港湾施設用地を民間に違法に売却してあります。合併前のことだから、いいではないかとの話もありますが、行政は継続しておりますから、あえて質問させていただきます。まず、港湾法との関係で港湾法第3条の3、3項及び4項について朗読をし、その法律の解釈について説明を求めます。

次に、地方自治法との関係で地方自治法238条第2項についても朗読をし、その解釈について説明を求めたいと思っております。これは、公有財産の範囲及び分類についてであります。

そして、港湾施設はこの法律の解釈からしていずれの分類に、財産に分類されるかもあわせてお答えください。

次に、同じく地方自治法第238条の4、1項及び第3項についても朗読説明を求めたいと思っております。これは、行政財産の管理及び処分についてであります。

次に、本市の財務規則第233条でうたわれている行政財産の用途の変更及び廃止の手続についてもいつ、どのように進められたか説明をしてください。

次に、売買契約についてお伺いします。売買契約の方法についてですね。売買契約の方法は、一般競争入札なのか随意契約なのか説明をしてください。一般競争入札ならば、いつ公募がなされ、何社で入札されたか説明をしてください。随意契約ならば地方自治法施行令167条の2第1項第1号について朗読をし、説明をしてください。

次に、下崎土地売買契約に関する調査特別委員会報告書に対する顧問弁護士の意見書との整合性についてお伺いします。このことについては、池間雅昭議員からも指摘がありましたが、顧問弁護士は下崎土地売買契約に関して地方自治法96条1項第8号に違反するから土地売買契約は無効であり、その後の行政行為はすべて無効との見解を示しております。そうであるとするならば港湾施設用地の売買契約は港湾法にも地方自治法の第238条の4第1項にも違反していると、これは私の見解ですけれども、思いますけれども、無効だとの解釈になると思うが、市長の見解を賜りたいと思います。

次に、去った8月29日の沖縄タイムスに課長のコメントとして次のような記事が掲載されております。事務的なミスで反省している。買い取りを希望した会社が緑地の条件があるため売買が成立しなかった経緯があった。財政的な赤字を少しでも減らし、何とかしたいとの思いがあったと話したとあります。これは、市長、どう思いますか。これまで下崎については議会に付すべき事案とは知らなかったと、過失だと市長初め関与した職員全員が口裏合わすかのように証言しております。しかし、このコメントは緑地を売買することは違法だと知っていたけど、財政赤字を減らすため売却したと言っております。一方では過失による違法行為、一方では恣意的な違法行為、市長の見解を賜りたいと思います。

次に、港湾施設用地を土地開発公社が先行取得することの理由についてお伺いします。土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として設立されております。つまり民間に無秩序に開発されては困るとの観点から将来的に公共の用に供するための開発公社を設置し、先行取得することが主な業務と認識しております。港湾施設用地を土地開発公社が取得するという事は、港湾管理者は市長であり、所有権は市にありますから、市有地を市長から公共用地として確保しておくため土地開発公社に購入依頼し、売却したということであり、つまり平たく言えば自分の土地を自分が買うから開発公社さん、買ってほしいということであり、通常こういうことが考えられるでしょうか。財政が逼迫すれば何でもありという行政のあり方に疑問を呈します。

私たちは、今年の2月に財政破綻した夕張市を視察してまいりました。その中で感じたことは、夕張市においては過剰投資が大きな原因ではあるが、会計処理において不透明な赤字隠し、いわゆる会計間において健全な繰出金、繰入金の会計処理ではなく、貸付金、償還金として赤字が表に出ないように操作がなされており、本市においては不透明な会計処理がないだけ救われるとマスコミ発表したことがあります。しかし、この状況は旧平良市にもあったということではないでしょうか。港湾特別会計の赤字を少なく見せるために一般会計が銀行から借り入れて赤字を隠す、このことは市長みずから率先して赤字を隠すためにやったとしか言いようがない。そして、率先という言葉が適切でないというならば容認してやったということでありましょう。このことについては平成7年、合併前のことでもありますから、答弁も要ら

ないし、追及もいたしません。しかし、今後公会計において絶対に不適切な会計処理だけはやめていただきたいと、このことを申し上げておきたいと思えます。

そして、土地開発公社には今でも3億9,600万円余の先行取得した土地があります。支払利息の累積が18年度末で1億8,600万円余も支払われております。いずれこの土地開発公社の土地は本市が買い取らなければならない土地でありますから、この借入金の3億9,600万円余は連結実質赤字比率にもならない隠れた赤字でありますから、ぜひとも今年度において解決していただきたい。幸いにして交付税の積み残しが3億5,000万円余あるということでもあります。今回のトゥリパーの一般売買の委託料4,000万円が契約が成立すれば不要となります。それを原資として解決すれば簡単にできることだというふうに思えます。そして、開発公社についても解散整理するようお願いしたいと思えます。この土地の買い取りと開発公社の整理についてお答えをください。

次に、行政事務執行における脱法行為の責任についてお伺いいたします。相次ぐ事務ミス、私は脱法行為と申し上げたいと思えます。事務ミスとは法律の規定があることを知らないでやったこと、単なるミス。脱法行為とは法律の規定があることを知っていて、その法律の抜け道をうまく解釈して事務を進めようとする、結果として法律に違反すること、私はこういうふうに理解しております。これまで合併後2年間における議会で指摘された事項を申し上げてみたいと思えます。まず、合併時新市の予算で合併前の旧平良市職員の時間外手当を職員手当として予算に計上することなく、議会にばれないように予備費に計上していたこと。次に、植物園の南国美術館を自治法に基づき行政処分として撤去命令をすることなく、しかもその議決した予算は議会の見落としがあるから予算の執行を行わないよう総務財政委員会で指摘していたにもかかわらず市民の税金で買い取りを強行したこと。3つ目に、健康ふれあいランドで無資格者を指名し、契約締結したこと。4つ目に、下崎土地売買契約に対し地方自治法に違反し、議会の議決に付さなかったこと。5つ目に、下地、上野地区において市営団地用地の購入に際して農地法に違反して契約を締結したこと。6つ目に、今さっきの港湾施設の売却に対し港湾法、地方自治法に違反していること。そして、今問題となっている7つ目に道路補償費の問題で裁判所からの差し押さえ命令があるにもかかわらず債務者に支払ったこと。市長、これだけの問題が問われておりますが、いかがでしょうか。私は、個々の職員の資質よりも組織の問題だと思えますが、どうでしょうか。そして、市長のリーダーシップのなさ、いわゆる職員に対しては毅然とした信賞必罰で臨む、この姿勢が見えない。指摘をしているほとんどの中身は平職員がやっているのではなく、幹部職員でなければやれないことばかりです。そして、この中には市長が容認しなければできないことも、事案も含まれております。これだけの脱法行為における責任についてどう対処するのか市長の見解を賜りたいと思えます。

次に、物件差し押さえ見逃し訴訟の敗訴の責任についてと事務手続ミスによる損害は市が負担するのかということについて通告してありますが、これについては多くの同僚議員が質問しておりますので、割愛をしたいと思います。

次に、顧問弁護士の人選見直しについてお伺いします。合併前の旧上野村では村が委託する顧問弁護士はおりませんでしたから、行政事務において疑問点が生ずればまず行政実例及び判例を調べ、その上で県の地方課、今の市町村課に問い合わせ、市町村課で判断が確定できないものについては自治省、今の総務省に指導を仰ぎながら行政事務を行っていたというふうに思っております。合併をし、本市の市になって

から初めて顧問弁護士が委託契約されていることを知りました。

さて、私は去った6月定例会一般質問冒頭に本市の顧問弁護士に不信感があるとの私見を申し上げました。その理由は、平成18年1月25日、宮古島市長、伊志嶺亮から東京地裁更生管財人に顧問弁護士が了解のもと上申書を提出したことにあります。更生管財人においては、事業スポンサーを選定している段階において地方自治の本旨に基づき公平、中立でなければならない自治体の長がなぜ片方の企業が有利となるような意見を陳述し、推薦上申するのかと。このことを弁護士が容認するのか。なぜ会社更生手続という司法の場に当該行政長でもない宮古島市が口出しをするのかと疑問を持っておりました。そして、今回物件補償差し押さえ問題、いわゆる債権差し押さえ命令を得た原告が第3債務者である本市が被告として取り立て訴訟を提起した裁判において本市は原告にも過失があるとして過失相殺を主張し、応訴しておりますが、判決は被告の抗弁は主張自体が失当であると退けております。また、本市の弁論再開についても必要性は認められないと退けております。失当とは広辞苑で調べてみますと、当を得ていないということ、あるいは不当、不都合というふうな意味だそうでございます。市長、本市の委託契約している顧問弁護士の主張が当を得ていないというので、そういうことであるならば、大変失礼だと思いますが、上申書のことも踏まえ市民のことを考えるならば人選の見直しをすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

次に、葬斎場建設についてお伺いします。葬斎場建設については、何名かの議員が質問をしておりますが、全く6月議会の答弁と一緒にあります。用地を絞り込み、周辺住民の合意形成に努力している。早急に用地を確定したいという答弁でございます。私たち議員にはどこまで用地が絞り込んであるのか全くわかりません。それと、周辺住民との合意形成もどこまで進んでいるか全くわかりません。市長、この際迷わず伊良部の葬斎場を改築使用するように決定してはいかがでしょうか。用地を選定し、公表すれば反対運動が起こるという過去の経験からして伊良部の葬斎場は現在も使用されておりますし、案外容易に住民のコンセンサスが得られると思いますけれども、いかがでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

次に、農業振興について、嘉手苺アガリカタの整備についてお伺いします。この件については、昨日も平良隆議員から質問がありました。また、私も平成18年3月定例会でも質問をしております。そのときの経済部長の答弁を読み上げます。実施計画につきましては、旧下地町の管理計画というのがありまして、その中には平成21年度で予定をしていたようでございますが、合併いたしましたので、新たな宮古島市の管理計画書を見直す予定になってございます云々と答弁しております。この地区は、きのうもあったように100%の同意もとられております。そういう地区であります。また、合併前の町村の境界の地域、要するに下地と上野の境界ですね。境界にある地域でありますから、本来合併したら1番目に採択されなければならない地域だというふうに思っております。1年前の答弁と同じようでは納得しがたいので、次についてお伺いします。

管理計画の見直しはされているのか。採択年度はいつか。実施年度の予定はいつか。事業名は、どの事業で行われるのか。畑かん事業の予定もいつごろからか説明を求めたいと思います。

2番目のスガー二地区についても同様な形で説明を求めたいと思います。

以上、答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）



新里聴議員の質問にお答えします。

百条委員会が設置されていることについての私の見解でございますけれども、行政ミスにより百条委員会を設置されたことは行政をつかさどる者としてざんきにたえないところであります。今後職員の資質の向上のためこれまで以上に法令等の遵守に努めるとともに、職場研修を全庁体制で取り組んでいるところであります。行政ミスをなくすよう努めてまいります。

また、ご指摘の事務行政上の不手際についてはすべてを調査の上、みずからの責任については相当の責任をとりたいと思っております。

◎副市長（下地 学君）

顧問弁護士の人選見直しはという質問ですが、お答えいたします。

顧問弁護士の委託については、宮古島市顧問弁護士委託事務取り扱い要綱に基づき顧問弁護士1人と委託契約を締結しており、市の行政執行に関し生ずる一切の法律問題等について法律上の相談、助言を行っております。これまで市からの相談等にも真摯に対応し、市との信頼関係もあります。そのようなことで今のところ人選の見直しは考えておりません。

◎総務部長（宮川耕次君）

新里聴議員の土地開発公社が12年前に港湾施設用地を先行取得した件について、その負債、借金をですね、どのように返すかという部分に限ってお答えしたいと思います。

まず、ご指摘のとおり土地開発公社が購入しました土地はですね、いわゆる塩漬け土地としまして市が買い戻すべきだったんですが、財政難のためなかなかできなくて今日に至っております。大変それが財政の圧迫につながっていることは私たちも深く反省しております。土地開発公社としましてはですね、向こう5年間で借入金を市がですね、市の負担がありますが、借入金を返済し、でき次第解散するという一応の計画を立てております。議員ご指摘のように今年度中はできないかということですが、そういった可能性についてもこれから内部でですね、検討してまいりたいと、このように考えております。

◎建設部長（平良富男君）

新里聴議員に港湾施設の売却についてお答えいたします。

行政財産の管理及び処分につきましては、今回売却された土地は緑地と港湾関連用地に分かれております。両方とも港湾の港湾施設ですが、当該用地は臨港地区に指定されており、分区条例の範囲内で港湾関連用地は売却可能だと判断しております。しかし、緑地については不適切な売却であったと考えております。今後については、反省を踏まえながら現在進められている平良港長期構想検討委員会の中で代替緑地計画を提示しながら国に対しても理解を求めていきたいと考えております。

港湾法第3条の3第3項、重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聞かなければならない。4項、重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したとき（国土交通省令で定める軽易な変更をしたときを除く。）は、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に提出しなければならない。地方自治法第238条の4第1項、行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。となっております。港湾施設用地は、行政財産か普通財産かとのことです。港湾施設用地とは、港湾法第2条第5項で定義されている港湾施設の用地として利

用されるのが港湾施設用地であります。港湾のほとんどが港湾施設用地であります。今回売却の対象となっている港湾関連用地は港湾計画の策定の中で保管施設や流通施設、業務施設などの港湾事業に関連する施設用地として位置づけられております。港湾関連用地は、地方自治法第238条第4項で行政財産として定義づけられている公用または公共用に供することを必ずしも目的としておらず、民間事業者でも利用できるもので、港湾関連用地は行政財産としてでなく、普通財産と解釈しております。

港湾施設の売却について、なぜ随契にしたかということです。今回の売却については、買い手側から売買の申し出があったため不動産鑑定評価を参考に地方自治法第167条の2第1項、第2項を適用し、随意契約により契約をしました。

次に、下崎土地売買契約に関する調査特別委員会報告書に対する顧問弁護士の意見書との整合性についてでございます。今回の売却に関しては、確かに不適切な売却だったことを反省しております。それでですね、1つは普通財産、それから緑地の計画緑地については行政財産の具体例がありますので、今弁護士とですね、それから関係する機関と相談しながらですね、どういう手続でどういう対処ができるか現在検討しているところであります。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず最初に、嘉手苺アガリカタの圃場整備についてでございます。さきの平良隆議員にもお答えをいたしましたけども、新たな管理契約につきましては計上をさせていただいております。本年度、平成19年度で団体営の調査設計を行います。予算化もさせていただきます。平成20年度から採択に向けての法手続を行います。平成21年度の新規採択を予定しているということになってございまして、受益面積が11.1ヘクタール、区画整理事業と畑かん整備を同時に進行して入れてまいります。事業名は、元気な地域づくり交付金事業でもって行います。

次に、スガー二地区の圃場整備でございます。スガー二地区の圃場整備につきましては、平成17年の12月議会でも答弁いたしましたけども、農振除外地が多く点在しておりまして、ちょうどこれが入江東地区という形で赤い部分が囲みをしてありますけども、農振除外地がいっぱい点在をしております。一団となる土地が集団化しにくいという状況でございます。ただ、その中でも一部ですね、5ヘクタールぐらいいぎりの面積でもって整備可能な土地がありますので、これにつきまして23年度の計画としてですね、今同意の取得あるいは地域と説明会を持つ予定をしております。ですが、1人か2人でも反対があればですね、多分事業採択に必要な5ヘクタールの面積確保ができませんので、その場合は事業断念となる可能性がございます。

#### ◎環境施設整備局長（平良光善君）

葬斎場の建設についてお答えをいたします。

伊良部の白鳥苑を増築して使用できないかというご質問ですが、葬斎場の建設につきましては新里議員のご提案も一つの解決方法だと考えられます。しかし、現在は新葬斎場の建設に向けて早急に住民説明会ができるように取り組んでいるところですので、議員の提言は方法の一つとして参考にしたいと思います。

#### ◎新里 聰君

再質問をしたいと思います。

1点目については、市長もざんきにたえないというような表現で答弁されておりますので、これ以上は

申し上げます。

次の2点目の港湾施設の売却について。今さっきの説明では、その港湾関連用地は普通財産と受けとめていると、緑地だけが行政財産だという説明だったと思うんです。ですから、そこでさきに言ったのは財務規則の第233条の説明をしてくださいと。いわゆる地方自治法でうたっているところの長の総合調整意見として行政財産を普通財産にして売却する場合ですね、やればその手続はなし得るわけで、それがその財務規則にのっとった用途変更、そういった手続がどういうふうになされているかということの説明を求めているわけでございます。そうであるとするならばその関連、緑地以外については別に問題ないというふうに私も理解しますので、そここのところの説明を求めたいと思います。

次に、土地開発公社の件ですけれども、5年間で返還をしていきたいというような説明で、今年度については内部で検討したいという答弁でございますが、港湾、土地開発公社には現に職員もいるわけございまして、要するに行革の中でも早目に整備する、そういった方向になっているというふうに思っております。ですから、できるだけ早い時期に土地開発公社を整理するという観点に立てば今年度においては、財政事情はいろいろあると思いますけれども、例えば交付税の残っている分、あるいはトゥリバーの成功したとして4,000万、ちょうど3億9,000万円ですから、できるのではないかということでもありますので、この件については真剣になって、できれば本年度中にこれが解決できるように検討していただきたいというふうに思います。

顧問弁護士の件については、市との信頼関係があるので、そのまま継続していきたいということでございますけれども、ただ、今のような状況でいくと、どうも私どものように余り法律を知らない、そういった一般住民として見たときにおいても何か地方自治法において公平でなければならぬ、中立でなければならぬということも逸脱するような、そういう弁護士、あるいは今の裁判問題にしても明らかにだれがどう見ても勝てる道理もないということについて過失相殺、相手にもミスがあるということですよ、過失相殺ということは。そういう形での応訴の仕方、どうも腑に落ちない部分があるわけでございます。そういうことは何を意味するかというと、やはり市民にとってマイナスの方向にしか向かないだろうというふうに考えるわけで、市との信頼関係でどうしてもというのであれば、それはもう契約当事者は本市でありますから、私どもでそれをとやかく言うことございませませんが、そういうところは酌み取っていただきたいというふうに思います。

それから、葬斎場の件についてであります。1つの提案として参考にしたいということではありますが、どうもその説明の中でも用地は決まっています、ある程度その周辺の人たちとも話し合いがなされているのかなという推測される部分と、ところがずっと説明、毎回定例会で聞いていると全く中身が変わった説明がないということで全く進展していないのかなということを感じたりしております。

そこで、ちょっと申し上げたいと思いますが、例えば伊良部の火葬場を伊良部の皆さんが理解してもらえというふうな形で考えるとすればですね……

(議員の声あり)

#### ◎新里 聰君

大丈夫ですか。まず、大きく考えられるのは住民負担の問題ですけれども、今利用している火葬場は利用料が11万ですから、伊良部の場合、市の施設で2万円ですから、差額は9万円あります。11万引く2万で

すから、9万円あります。ですから、フェリーの料金等を考慮しても住民の負担はそうないんじゃないかと。次に考えられるのは、時間のロスの問題ですね。しかし、今宮古本島の火葬場は収骨するまでに最低でも4時間以上ですよ。だけど、伊良部の場合はもう2時間で収骨されるわけで、船は2社で3隻ですか、フェリーが。30分置きみたいな感じでやっているわけで、別に宮古本島から伊良部であっても時間的ロスもそうないんじゃないかと。そういったことなどを考えればこれ真剣に考えてみたほうが、ただ1件だけですね、台風時、海がしけたときにどうすればいいかということがありますが、これは真剣になって、じゃ向こうでやるということを考えるならばこういった問題はかなりクリアできるというふうに思いますので、どうぞ真剣になって、参考だけじゃなくて、真剣になってこれも考慮してください。

農業振興についてですね、19年度の団体営、20年度の何でしたっけ、21年度の採択というような形でありますから、嘉手苅地区について住民は非常に合併をしてそのほうからやるべきだというふうに期待しておりますけど、いつまでも始まらないんで、やきもきしておりますんで、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

次に、スガー二地区についてもできるだけ可能な限りよろしくお願ひしたいと思います。

ちょうど時間となりましたんで、これで質問を終わりますが、行政財産を総合調整意見として手続したということについての説明だけを求めて一般質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎建設部長（平良富男君）

行政財産とは、普通公共団体において公用または公共用に供し、また供することを決定した財産をいいます。普通財産とは、行政財産以外のものをいいます。それで、港湾計画作成要領の中で定義されている保管施設、流通施設、業務施設は港湾事業に関連する施設用地として利用されている用地であります。港湾関連用地は、必ずしも公用または公共用に供することを目的とはしておりません。それで、民間事業者でも利用できるもので、行政財産としてではなく、普通財産として取り扱っております。

（「議長、休憩お願ひします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時45分）

再開いたします。

（再開＝午前11時54分）

◎建設部長（平良富男君）

港湾関連施設と、それから港湾施設用地、その改築がですね、きれいに説明されていませんで、調べてですね、詳しく説明したいと思います。

◎議長（友利恵一君）

これで新里聴議員の一般質問は終了いたしました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時55分）

再開いたします。

(再開＝午後1時31分)

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎池間健榮君

なかなか選挙の結果が出せないそうぞうが続きますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

お昼、内閣総理大臣が辞意を表明して2時からの記者会見だという報道であります。これから日本の政治が混迷を深めるわけでありましてけれども、けさの新聞報道によりまして保証金4億円入金、新聞報道がありました。市長初め担当職員の皆様、大変ご苦労さまでございました。残り36億入ってからおめでとうは言わせていただきたいと思います。40億の入金まで二月、どうぞ宮古島を救ってくださいますようお願いをするものであります。しかし、これまで市長の売買の失敗等の責任のとり方は辞任ではなく、土地を売却するのが責任のとり方だと明言をされているのでありますから、どうぞ市長、一日でも早く40億の入金が確認できますように責任をとってください。

他方、トゥリバー売却代金が完納されてもですね、破綻法制、新法による連結赤字指標による再建団体が回避されるだけであって、宮古島の財政状況が非常に厳しいことには変わりはなく、私もそのとおりに認識をしているところであります。平成19年地方債残高、一般会計、特会合わせて406億、今後予想される債務負担行為、限度額ですけれども、34億、特別会計の赤字解消を含んでも約450億の借金があるわけでありまして。そして、合併後によって非常にまた懸念される材料が他の自治体に比較して積立金が2,800万しかない。特定目的基金を加えても2億程度の基金しかない状況でありますから、これまで同様、合併特例法による合併算定がえにより地方交付税が保障されている間、職員の削減、公共施設の統廃合、事務事業の見直し、当然私ども議会議員の定数の見直し、しっかりと取り組まなければならないものだと合併2年を迎えて決意を新たにしているところであります。トゥリバー用地の売却と行財政運営におけるこれまでの問題とは別問題でありますので、特別委員会の委員でもありますから厳しくなるうかとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

本市は、これまで問題が発覚するたびに事務ミス、事務不手際とマスコミに発表されております。そして、そのほとんどが市長の裁量権による市有地の売却であります。財政が厳しいから、いわゆる聰議員からもありましたように脱法行為していいのか。私は、財政状況を考えた場合、どうしても法令、規則よりも法律の抜け道を探し、金が欲しかった、そのようにしか見えないのであります。自治体のトップの資質の基本は、行財政の健全運営であるからであります。絶対に赤字決算が出ないようにする。したがって、民間同様、市長の責任は重大であり、信念はあり得るからであります。

まず初めに、不当利得返還請求による全額回収に従って国家賠償法の規定による予算計上である説明がありました。

そこで、お伺いをいたします。1点目に、国家賠償法の要旨について説明を求めます。

2点目に、今回の事件は職員の単なる事務ミスが原因であるのか、私にはちょっと理解ができないのであります。いわゆる会計法の22節の補償補てん及び賠償金とは、自治体が公務の執行に当たり違法な行為がある場合と理解をしているからであります。補償及び賠償金の要旨についても説明を求めます。

3点目に、委員会同様、本会議においても否決修正が可決された場合、予算執行はどのような法的根拠

を持って執行されるのかお伺いをいたします。

次に、公有財産の管理についてであります。新里議員と2人で、会派で取り組んでまいりましたけれども、重複する部分については理解をしていただきたいと思います。港湾関連施設用地が売却されております。繰り返しますけれども、単なる事務ミスで済まされるのか、それとも違法もしくは不当な行為なのかを伺ってまいりたいと思います。

1点目に、平成16年9月1日、平成17年8月22日及び28日の3件の土地売買契約書にある目的、売買代金、物件の表示の説明を求めます。また、同じ日にちに行政処分による法人への使用許可の内容についてもお伺いをいたします。

2点目に、財産管理者、重要港湾の港湾管理者である市長の指示による売却なのか、市長に明快な答弁を求めます。

3点目に、公有水面埋立法第2条、免許を受けるべき埋立地の用途、処分の方法等を記載して知事に提出した書類の説明、できれば資料の提出を求めます。

4点目に、宮古島市中央港湾審議会条例による委員の氏名の公表をお願いします。特に条例によれば平成12年度においては議会からは議長、経済工務委員長が、2人が選出されているわけであります。

次は、関連しますけれども、地方自治法、公有水面埋立法、港湾法が関連しますので、地方自治法のほうからお尋ねをいたします。地方自治法第238条の4の規定によれば行政財産の処分は禁止されており、第238条の4第6項はこの禁止規定に違反する行為は無効であるとうたわれているところであり、そのとおりであると認められるのか伺います。お認めにならないのであれば、そうでないという法的根拠も示していただきたい。

そして、さきの部長答弁において港湾関連施設は普通財産であると明言されております。私は、そうではないと思っております。行政財産の管理規定としては、自治法のほかに道路法、都市公園法、港湾法、その他各種のいわゆる公物管理法と言われるものが多数あるということを理解をしているつもりであります。植物園における南国美術館等がいわゆる都市公園法によるものではないか、私はそのように理解しております。

そこで、お尋ねをいたします。1点目に、公有水面埋立法により取得した財産は行政財産であると思うが、見解を求めます。私は、そのとおりだと思うわけであり、そうでなければその根拠法令を示していただきたい。

2点目に、それでは港湾法による財産管理についてはどのような運営をされているのか、それについてもお尋ねをいたします。

前浜海浜、ウインディ前浜の運営についてでありますけれども、旧下地町時代も前浜は宮古島の観光資源でありました。トライアスロンの水泳のスタートコース、ビーチバレー、海開き、各種スポーツ選手のトレーニング場として多くの方が利用されております。また、旧下地町時代は前浜海浜を一体とした滞在型の宿泊施策、それに伴うタラソセラピー等を活用した新たな観光誘客に向けての構想が約20億かけて構想が打ち出された経緯があります。今は、新市建設計画においても引き継がれていると思っております。また、今回の補正においてオリックス2軍のキャンプ場として本当に城辺さんには申しわけないですけども、下地球場が予算補正されております。大変ありがたいことだと思っております。東急さんのゴルフ場

があり、先程申し上げた砂浜もあり、そして来間大橋、まさにロケーションとしてもすばらしい地域でありますから、この前浜海浜広場については前も質問させていただきました。また、同僚の與那嶺議員も質問をしております。

そこで、お伺いしたいのであります。1点目に、これも旧下地町時代からせめてシャワー室の有料化はどうか、そういうこともありましたけれども、現在シャワー室等の水道の有料化についてどのように検討されているのかお尋ねをいたします。

なぜ水道の有料化と申しますけれども、法定外目的税のほかに今その使用料で、その財源によって緑地、いわゆるもっと緑を増やす、いわゆる防暑林、防風林も含めてもうちょっと前浜に台風の影響で遊歩道が倒壊したもんですから、やはりもうちょっと緑が欲しいということでもありますから、その点についても今、旧下地町時代は木の選別もしたと伺っておりますけれども、現在どのように取り組んでおられるのかお尋ねをいたします。

3点目に、残念なことでありますけれども、吉野海岸同様、この間の新聞に同業者のトラブルが発生したと報道がありました。しかし、あくまでも海浜というのは、ビーチというのは観光客のため、そして地元住民のためにあるわけですから、やはり同業者によるトラブルについては好ましくないと思っておりますので、その点についてどういうふうな対応をされていくのか。また、今後どういう形を、対策をとっていかれるのかお尋ねをいたします。

最後に、土地開発公社については同僚議員、新里議員からありましたようにもう既に土地の先行取得という役目は全国的に終わっておりますし、宮古島市においてもそのとおりだと認識をしております。しかしながら、まだ先行取得した借金とそれに伴う年間700万の利子を払い続けているこの公社については聴議員同様、やはり無理してでも早目に解散をして、財源の確保をしながら年間700万の利息についてはやはり厳しいわけでありますから、早目の解散をお願いしたいと思います。これについては、答弁は要りません。

それでは、答弁を聞かせていただきます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

池間健榮議員の質問にお答えします。

訴えの提起でございますけれども、判決については厳粛に受けとめるとともに、訴えの提起については不当利得をした者に返還請求をすることは当然のことであり、強制執行が可能な措置を講じるためにも民法第703条により不当利得返還請求の訴えを提起するものであります。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

まず、国家賠償法の要旨ということについてでございます。これは、国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは国または公共団体がこれを賠償する責に任ずる。あるいはまたこれの第1条2項についてはですね、公務員に故意または重大な過失があったときは国または公共団体はその公務員に対して求償権を有する。その他2条、3条、その具体的なもの、あるいはまた民法等も入っております。そういった趣旨での国家賠償法だというふうに認識しております。

次に、予算執行ですが、議会におきまして予算が否決された場合、否決されたものは予備費流用ができ

ないということになります。したがって、これはどうしても払わなければならない経費ということになりますので、裁判の代理人であります顧問弁護士とですね、十分相談をしまして、早目の支払いができますようこれから対応していきたいと、このように考えております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

公有財産の管理という形で関連についてですが、健榮議員が質問している港湾施設用地と、それから港湾関連用地の違いでございます。港湾施設用地は、港湾法第2条第5項の第1号から第11号に記載されている港湾施設の敷地となっております。港湾法第2条第5項の第1号から第11号の施設は、公用または公共用に供する施設でありますので、その敷地は公共財産で、行政財産であります。埠頭用地とか、緑地とか、臨港交通施設用地などです。港湾関連用地、港湾法ではなく、国土交通省港湾局による港湾計画書作成要領の土地利用区分の中で定義されております。港湾関連用地は、必ずしも公用または公共用に供することを目的としておらず、民間事業者でも利用できることになっておりますので、普通財産としての取り扱いをしています。港湾関連用地、危険物施設用地、都市機能施設、都市再開発用地、レクリエーション施設用地となっております。

それから、公有水面関係の資料等は現在手持ちに持っていませんので、準備次第報告したいと思います。

それから、中央港湾審議会の中で審議会は委員が18名以内で組織することになっております。学識経験者、港湾関係者、関係地方公共団体の職員、市議会の議員、国の地方行政機関の職員、前各号に掲げる者のほか、市長が特に適当と認める者となっております。

#### ◎下地支所長（平良哲則君）

前浜海浜広場の管理についてであります。下地地区の前浜一帯は平成5年度にコミュニティーアイランド事業によって海浜広場と特産品販売施設を約2億円の事業費で整備をされております。現在海浜広場の管理委託契約と特産品販売施設の賃貸契約については、地元の業者と平成20年3月までの3年契約を行っております。市町村合併によって前浜一帯は今後なお一層マリンレジャーを中心とした宮古島市の観光の重要な拠点として発展することが予測されております。そうしたことから周辺環境の整備充実や運営の効率化に努める必要があります。議員指摘のとおり植林帯の復旧についてはこれまでも関係機関と調整を行っておりますので、早急に対策を図っていきたいというふうに考えております。

それから、シャワー室の有料化については、これは旧下地町からの懸案事項であります。ネックとなるのは、有料化に向けての施設の整備費や設置された維持管理費の問題でありました。現在最新の施設を設置した市町村の情報がありますので、このコスト調査も実施しまして、それに基づいて検討していきたいというふうに考えております。

それから、この施設を管理運営する業者につきましては観光事業の振興発展を常に視野に置いて営業することが契約書の中でうたわれておりますので、他の関連業者との連携の回り方も今後検討していく必要があるというふうに思っております。

#### ◎議長（友利恵一君）

答弁終わりましたけど。

（「公有水面埋立法によって取得した財産は何かという……」の声あり）



◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 1 時55分）

再開いたします。

（再開＝午後 1 時55分）

◎建設部長（平良富男君）

埋立法で埋め立てた用地についてはですね、使用区分によって行政財産と普通財産に分類されております。港湾関係用地では普通財産、港湾関連用地も普通財産だと考えております。

（「それじゃ、あと補償、賠償金の……」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 1 時56分）

再開いたします。

（再開＝午後 1 時57分）

◎総務部長（宮川耕次君）

補償補てん及び賠償金の予算についてでございますが、訴訟の金額が1,239万3,500円、これに利息がつきます。これに……

（議員の声あり）

（「そうじゃなくて、補正予算の説明があったでしょう。

予算計上するときね、どういう場合にこの補償補

てん及び賠償金を利用するかという説明があったじ

ゃないですか」の声あり）

◎総務部長（宮川耕次君）

ちょっとお待ちください。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 1 時59分）

再開いたします。

（再開＝午後 1 時59分）

◎建設部長（平良富男君）

今度の補正予算書ですね、土木総務費ですね、補償補てん及び賠償金の中に予算を計上しております。これは、裁判から損害賠償金、差し押さえ命令の金額を支払いなさいということで、一応担当課という形で土木費で計上してあります。

◎議長（友利恵一君）

指摘どおり答弁しておりますかね。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 2 時01分）

再開いたします。

（再開＝午後 2 時01分）

◎建設部長（平良富男君）

今回の指摘している 3 件の件でよろしいでしょうか。平成16年 9 月 1 日に2,847万円で売買しております。それから、平成17年 8 月22日、1,949万9,000円、それから平成17年 9 月28日、5,781万円で売買しております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

今池間健榮君ですから。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

指摘された答弁が終わりましたよ。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時03分）

再開します。

（再開＝午後 2 時04分）

◎池間健榮君

なぜ補償及び賠償金についての説明を求めているかと申しますとですね、事務ミスなのか、それとも法令違反なのか、それとも不当なのかという問題なんです。執行機関がですね、要するに公務の執行に当たり違法にこのことを行った場合にこの補償、賠償金というのはあるわけですから、そういうことでありますからもう一度確認の上、この補償及び賠償の部分についての要旨と、じゃそれではどういった法令違反があったのか、その点についての説明を求めます。

それと、公有水面埋立法の取得による財産というのはすべて行政財産であると。そのことは、地方自治法にも港湾関連施設は行政財産であるというふうに自治六法の解釈でもうたわれているんですよ。そのことを確認をされているのかどうかもお尋ねをしたいと思います。

それと、それでは再度お伺いしますけれども、港湾法で定める港湾施設とは先程これと省令か何かでうたわれているということでもありますけれども、この港湾施設について説明をもう一度お願いします。

そして、港湾法で定められている禁止行為についてもお尋ねをいたします。

それと、宮古島市港湾施設管理条例で定められている禁止行為についても説明を求めます。

そして、宮古島市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規則に関する条例第 3 条、禁止工作物の説明もお願いをいたします。

◎建設部長（平良富男君）

今回の賠償金の予算計上はですね、一応裁判所から宮古島市に支払いなさいということで計上してあります。

その法令違反かどうかというですね、職員のミスとか、部分はですね、現在懲戒分限委員会にかけていますので、そのときに判断できると思います。

それから、構築物の禁止、例えば商港区、保安区、修景厚生港区というのが条例にあるんですが、商港区の中でですね、海上運送業、港湾運送業、倉庫業、道路運送業、それから税関沖縄総合事務局、海上保安部、検疫所、入国管理事務所、その他市長が指定する官公署の事務所及びその附帯施設、それから旅館、ホテル及び飲食店並びに市長が指定する物品販売の店舗並びにこれらの附帯施設、卸売市場、これ以外は商港区では禁止されております。それから、保安区があります。次に掲げる構築物以外のもの、危険物置き場、危険物倉庫及び中央施設、消火施設、その他の危険防止施設、急病者及び危険物を取り扱う業者の事務所、消防署、その他市長が指定する官公署の事務所、これ以外のものが保安港区に建築してはいけないというふうになっています。それから、修景厚生港区、税関海運局、港湾建設局、海上保安部、港湾管理者、その他市長が指定する官公署の事務所、これ以外のものをその区に建築してはならないとなっています。

（「休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時11分）

再開します。

（再開＝午後2時11分）

◎建設部長（平良富男君）

港湾施設管理条例の中の行為の禁止等というのが第18条にあります。何人も次の行為をしてはならない。港湾区域内においていかだ、竹木等を放置し、又は船舶の航行に支障若しくは支障を及ぼすおそれのある行為をすること。それから、係留施設において、その保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げ、又はみだりに貨物、牛馬車、畜類を停滞させること。（3）、港湾区域又は港湾施設内において、じんかい、汚物、腐敗物等公衆衛生上有害と認められるものを投棄し、又は放置すること。前3号のほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。これの1から9まで港湾施設管理条例の中に行為の禁止等があります。

◎議長（友利恵一君）

指摘部分についても答弁終わりました。

◎池間健榮君

法律論で討論するつもりはありませんので、その基本的な部分についてお尋ねをしているわけでありませぬ。

国家賠償法に基づいて今回補正されているやつについても、これは十二分にこれから弁護士と相談をした上で予算執行が可能かどうか、これは仮定の話でありますけども、当然議会在が否決した予算は予備費に

いこうがどこにいこうがそれは予算執行はできないものだとは私は理解をしています。どうぞ弁護士とこの件については相談をしてください。

ただ、今回の件の場合においてはいわゆる市長以下関係職員の公金の違法な、不当な支出関係ということですね、市長、市の予算を執行する最高責任者、地方自治法第149条第1項第2号の規定により当然市長は55%、それと当時収入役も兼掌されていた助役、副市長については40%、そして担当課長及び部長等についてはそれぞれ10%から5%ということで、国家賠償法に基づく求償権が発動された場合の監査請求の判決の例であります。その点もどうぞしっかりと取り組んでもらいたい。

それは、単なる事務ミスではないからであります。市民に負担がかからないと言いますが、訴訟においては訴訟費用は負けたほうが持ちますけれども、弁護士費用は負けた場合においては自己負担であります。弁護士費用が発生するわけです。既に市民には迷惑をかけているわけです。そういう意味ではこの点についてもしっかりともう一度弁護士と相談をしてください。この場で議論するつもりはありません。

それと、港湾法の中で罰則規定があるわけです。地方自治法には罰則規定はあっても、刑事訴訟法に基づく罰則はないのであります。しかし、港湾法第61条においては先程の禁止行為による法令、そして市長が特に定めた場合の違法行為があれば懲役1年、罰金刑があります。それほど重要港湾というのは厳しい法律であるということもどうぞもう一度弁護士と相談して精査をしていただきたいと思います。

そして、土地の処分にして、それが普通財産であっても行政財産であっても常に議会の関与がされているわけです。市長の裁量であっても議会の議決が必要である場合があります。そのために港湾審議会においても議会がその中央審議会に入っている。そのこともう一度精査をしていただきたいと思います。

そして、この禁止行為、港湾法第37条の3の解釈についてですね、この法律は建築物は想定されていない、私はそのように思っております。しかし、宮古島市港湾施設管理条例第18条第1項第4号において港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすることが禁止規定でされております。港湾法及びそれに基づく条例の禁止行為を無視してですね、善意の第三者に土地を売却し、市が利益を上げる行為は公有財産管理者、重要港湾の港湾管理者である市長の責任は重大であります。港湾法第61条第2項に抵触するおそれがあると思います。ここで聞きたいんですけども、港湾管理者である市長及び担当課の見解を求めると準備はしてありますけれども、答弁は弁護士と相談だと思しますので、答弁は要りません。

ただ、行政財産を処分した場合においては、その行為は無効であるという答弁がまだありますから、その点については無効でないという法律があるのであればその点については答弁を求めたいと思います。

この問題は、後で総務委員会なりをお願いをして、分限委員会の結果も含めながら、合併前の出来事であっても市長の裁量権でこの行為がなされるわけにはいきませんから、もう一度精査をお願いするよう総務委員会をお願いしてみたいと思いますので、答弁は別によろしいですのでね、先程の1点だけをお願いしたいと思います。

先程2時から安倍総理大臣の辞任発表が行われていると思いますが、政治は一寸先はやみでありますから、そういう気持ちで我々もこれからいつも辞任の覚悟で政治はしているつもりであります。どうぞ市長もこういうことがないように頑張ってください。

山里議員に西辺が第2のふるさとだと話されましたので、下地が第何のふるさとになるかはわかりませんが、最後に下地中学校のブロック塀がですね、非常に危険な状態があります。そして、来る日曜日には運動会です。今下地の子供たちは、やはり合併しても本当に野球を初めいろんなスポーツ、文化面で頑張っております。あの運動会に合併したら義務教育施設のブロックも直さないのか、隣の畑の主は4畝のサトウキビも植えられないのか、大変困っておりますので、どうぞ運動会が終わってからでもよろしいですので、しっかりと対応していただいでですね、畑の主にも、子供たちの危険防止のためにも予備費を使ってでも改修をお願いしたいと思います。

そして、うちの下地の支所長が話されましたけれども、常に観光と農漁業の発展でしか自立はないこの宮古島は今トゥリバーも売れてですね、もう2年後には着工しながら非常にこのことがスムーズにいけば大変すばらしいことでもあります。そして、うちの下地地区においても野球場の整備を初め前浜海浜広場も含めてどうぞしっかりと整備もされながら下地のことも忘れないように市長、ぜひともお願いします。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎建設部長（平良富男君）

行政財産の処分は、行政財産であれば無効です。

◎議長（友利恵一君）

これで池間健榮君の一般質問は終了いたしました。

（議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後2時24分）

再開いたします。

（再開＝午後2時26分）

◎棚原芳樹君

質問をする前に、伊志嶺市長、4億円のご入金おめでとうございます。トゥリバー埋立地売却及び事業のスタートを踏み出すことは、我が宮古島の経済の活性化はもとより、観光産業の発展、雇用の拡大に大きく寄与するものと大変期待をしております。どうぞ残りの36億円も2カ月後には入金なされまして、トゥリバー開発が本格的に動き出すことに心から期待をいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願ひいたします。まず、トゥリバー埋立地売却についてでございますが、今おっしゃっておりますように4億円も入金なされたということでもありますので、どうぞ最後まで気を抜かずに頑張ってくださいようお願いを申し上げます。

続きまして、パブリックゴルフ場売却についてでございますが、保良の市有地売却についても余りにも安過ぎるのではないのかという多くの市民の声を聞いておりますし、トゥリバー売却についても最低制限価格を設けて入札をしたほうがよかったのではという声をよく聞いております。

そこで、お伺ひいたしますが、パブリックゴルフ場の売却はどのような方法で行うのか。また、現在どうなっておられるのかお伺ひをいたします。

引き続き下地島残地利用計画についても現在の進捗状況をお聞かせください。

続きまして、新ごみ処理施設建設についてお伺いいたします。何人もの同僚議員もお伺いしておりますが、私なりにお伺いをいたします。私が見ておりますと、市長は市民の合意形成を無視して見切り発車でこの事業をスタートしようとしているように見受けられるわけですが、なぜ市民との合意形成をもっとしないのか。また、この場所以外には宮古島にはないのかお伺いをいたします。

引き続き公共施設管理公社の今後についてお伺いいたします。何人かの議員の質問に対して当局は沖縄県内各地で解散をしている状況だと答弁をなされております。しかしながら、合併協定書においては平良市土地開発公社及び伊良部町公共施設管理公社については新市に引き継ぐとうたわれているわけです。

そこで、お伺いいたしますが、公共施設管理公社の後はどうなるのかお伺いをいたします。

それから、土地開発公社職員の採用についてもどうなっておられるのかお伺いをいたします。

引き続き伊良部漁協製氷施設整備についてでございますが、現在宮古島市の財政難を理由に市単独では非常に厳しい状況にあるということでもあります。そして、今新しいメニューを検討中だと答弁しております。

そこで、お伺いいたしますが、トゥリバー売却もスムーズにいつているようでありまして、残りの36億円が宮古島市に入金なされたときにはまず最初に伊良部漁協製氷施設整備について速やかに検討し、実施できないものか、これは市長にお伺いをいたします。

引き続き地上デジタル放送の進捗状況と今後の計画についてもお聞かせください。

引き続き子育て支援についてでございますが、宜野湾市において中学3年生まで入院費の無料化、4歳児まで通院費の無料化を9月定例議会に提出しております。可決されれば10月から実施するという記事が9月4日付の琉球新報に記載されておりました。沖縄県内においても子育て支援策や少子化対策の強化が一層望まれる中、若い世代が安心して子育てができる環境整備を進める市が誕生したことに対し大いに感銘を受けております。また、この財源については前年度に国民健康保険料の収納率が約92%改善したためペナルティーを受けずに戻ってくる調整交付金を、五、六千万を充てる予定だそうです。

そこで、お伺いいたしますが、宮古島市では子育て支援策についてどのような取り組みをなされておられるのかお聞かせください。

引き続き公共下水道事業、腰原地区の進捗状況と今後の計画についてもお聞かせください。

引き続き平良港タクシー乗り場整備についてお伺いいたします。伊良部から平良港に来るお年寄りやその他市民の中にも大きな荷物を何個も持ってくる方々がおられます。荷物をタクシー乗り場まで運ぶのが大変ということで浮き桟橋の近くにタクシー乗り場の整備ができないのか、多くの伊良部の方々がおっしゃっております。

そこで、お伺いいたしますが、浮き桟橋の周辺あたりでタクシー乗り場の整備ができないものかお伺いをいたします。

答弁をお聞きいたしまして、再質問をいたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

棚原芳樹議員の質問にお答えします。

伊良部の漁協の製氷施設整備でございますけれども、私にご指名がありましたので、答弁いたしたいと思

います。製氷施設の建設につきましては、18年度に耐力度調査、基本設計を行った結果、既存施設は老朽化、製氷能力の低下が著しい旨の報告書が提供されております。施設設置が早急に実現できるよう検討しているところではありますが、市の財政状況も非常に厳しく、またこれまでの補助メニューではかなり困難でありました。新たなメニューのサジェスション等もありますので、宮古支庁及び県水産課とも協議を重ねて採択可能な事業の精査を行い、早期実施に向けて努力をしていきたいと思っております。

地上デジタル放送はでございますけれども、地上デジタル放送の整備につきましては平成19年4月16日に総務省の補助事業である地上デジタル放送用中継整備事業について補助金交付を申請しておりましたが、残念ながら今年度においては採択に至りませんでした。その大きな理由としては、県が整備することとしていた那覇―宮古間の海底ケーブル布設事業の見通しが立っていないということでした。幸い平成20年度の予算編成において内閣府が4億9,700万の整備を要求するということもありますし、また今日の新聞報道によりますと県も対応すると申しておりますので、私どもは引き続き平成20年度において先島5市町村足並みをそろえて補助金の交付申請をしまいたいと考えております。

#### ◎副市長（下地 学君）

公共施設管理公社の今後についてということで、特に職員の処遇はどのように考えているかというご質問です。お答えいたします。宮古島市公共施設管理公社の今後につきましては、現在行財政改革の中でも議論されているところです。今後の同公社のあり方については、管理公社の理事会の方針等踏まえて具体的に検討し、年度内にはその方策を打ち出してまいりたいと考えております。

次に、土地開発公社の職員の採用についてですが、今回土地開発公社の職員を採用した背景には公有地の拡大の促進に関する法律による特定法人であり、土地開発公社みずからが償還終了後解散し、業務については市に引き継ぐなどの具体的な方向性を打ち出しており、このような状況を踏まえ今年度1人、来年度1人を採用することとなっております。

#### ◎福祉保健部長（上地廣敏君）

子育て支援でございますけれども、次世代育成プラン、いわゆる宮古の子・育成プランというのをつくってありますけれども、これに基づきまして子供たちが健やかに成長し、子育て世代が安心して暮らせる暮らしやすい地域づくりを初め子供と母親の健康、安心、安全の確保に努めていきたいと考えております。また、子育て支援センターの活動、集いの広場事業、延長保育事業、一時保育事業及び乳幼児医療助成事業等継続して実施し、子育ての支援を行います。また、今年度より保育料の多子軽減があり、同一の世帯から保育所のほかに幼稚園を利用している児童も算定対象人数に含めており、2人目以降の保育料の軽減を行っております。今後につきましては、保護者を初め関係者等の意見、要望等を聞きながら検討してまいりたいと思います。

先程議員から宜野湾市の例がございましたけれども、今宮古島市におきましても今回の9月議会に提案しているのは県の方針を受けて入院が就学前まで、それから通院が4歳未満までの条例の改正案を提案いたしておりますが、そのほかにですね、合併前の事業を継続する合併経過措置といたしまして平成20年3月まではですね、下地地区において通院6歳未満、入院も同じく6歳未満、それから上野地区において通院、入院とも就学前までというふうな助成をいたしております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

公共下水道事業、腰原地区の進捗状況と今後の計画についてでございます。腰原処理分区、105ヘクタールは、5割ほど整備されております。今後は、B54号線道路改良工事と並行して整備する計画でございます。

平良港タクシー乗り場整備についてです。平良―伊良部間の離島航路前の施設は、フェリー乗り場としての利用上、道路のように使用しておりますが、その施設用途はですね、物揚げ場になっております。現在もフェリーを利用する車両と不法駐車で混雑している状況にあり、港湾課において不法駐車については再三注意、警告をしておりますが、改善できない状況にあります。そのような状況の中で施設内にタクシー乗り場の設置は難しいと考えておりますので、これまで同様、ターミナル前のタクシー乗り場を利用してくださいませようお願いします。

◎環境施設整備局長（平良光善君）

新ごみ処理施設建設についてお答えをいたします。

まず最初に、合意形成をせずに見切り発車をするのかということですが、我々は住民の先進地視察、それから3回の説明会、それから戸別訪問などを行いまして、合意形成のための努力をしております。その結果、反対者はおりますけれども、大半の住民の理解が得られたものと理解をしております。

それから、2つ目にほかに予定地はないかということですが、6カ所の候補地がありました。その中から検討した結果、現在地に決まったわけです。

◎地域戦略局長（與那嶺 大君）

最初に、パブリックゴルフ場の売却についてでございます。パブリックゴルフ場の売却につきましては、宮古島市行財政改革推進本部の方針を踏まえて今年度の5月にパブリックゴルフ場売却等検討委員会を設置してございます。その中で売却の検討や売却に伴う事務手続の確認を行ってまいりました。同時にサシバリンクス伊良部運営審議会においては管理運営についての審議をいただいておりますし、同時に伊良部地域審議会でも売却に関する状況報告等を行ってきています。この結果、売却を決定しまして、今月14日から一月間にわたりましてパブリックゴルフ場土地利用事業者を公募する予定をしております。今後は、公募締め切り後、事業提案書の審査を得まして事業予定者を特定するとともに、年度内売却に向けて取り組んでいく予定でございます。

続きまして、下地島空港等残地利用計画の状況についてというご質問でございます。下地島空港等残地の活用につきましては、今年度の6月、下地島空港等利活用検討委員会を設置し、空港の平和的利用を主体に置きました下地島空港等利活用計画書、委託業務の仕様書策定や調査項目の検討を行ってございます。去った7月17日から8月24日までの期間で企画提案書を募集したところ、県内外から6社の応募がございました。今後は、検討委員会におきまして提出された企画書の審議を行いながら計画書作成委託業者を選定し、今年度中には計画書の策定を行っていく予定でございます。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりました。

◎棚原芳樹君

再質問をいたします。

パブリックゴルフ場売却についてですね、12月年度内で売却するよう努力するというところでございます。



私は、保良の市有地売却についても大勢の方が余りにも安過ぎるのではないかという不満を持っておりますし、また一部ではトゥリバーの、きのう保証金の4億円が入金なされているわけでございますが、トゥリバーでももう少し待ってこの応募内容、いろいろな書類がそろっている企業に最低制限価格を40億に設けて、それから5社でも6社でも入札にかけておけば場合によっては43億円で落札する企業もいたであろう、また45億円で落札する企業もいたかもしれない、そういう多くの市民がいろいろな質問をなされているわけでございます。45億円で買う企業がいたとしたら、その時点で我々宮古島市の市民は5億円得するわけです。その5億円があれば市民の福祉にも、いろんなものにも有効に使えるわけなんです。ですから、私はパブリックゴルフ場売却においては応募要件を満たしている企業であれば5社でも10社でも最低制限価格を設けて入札にかけて、場合によってはもちろん6億で落札するかもしれない。しかし、8億とか10億で落札する企業が出てくるかもしれないわけです。我々は、やはり市の市有地は我が宮古島市民全員の市有地なんです。ですから、一円でも多く入札して落札してくれる企業を我々は探さなくては行けない。また、1億でも2億でも3億でも多い金額で落札する企業に落札してもらって伊良部の製氷機の問題、その他いろんな資金がないからできない、そう言っているさなか、余りにも市の財産を安売りしているのではないかと私は思ったりするわけです。ですから、議会にかける5,000平米以上、2,000万以上、そういった土地の売買におかれましては公募して一円でも高く売る努力を当局はしていかななくては行けない。そして、一円でも1億円でも高く売って、その高く売れた分を市民のためにやはり有効に使っていかななくては行けないのではないかと私は思っておりますので、どうぞパブリックゴルフ場売却におかれましては1億円でも2億円でも高く売る努力を、またそのやり方をお願いをいたします。

それから、新ごみ処理施設建設でございます。私は、6カ所の候補地があって、そこに決まると。市長ももうそこ以外にない。そして、そこが一番条件が合っているというふうにおっしゃっているわけでございますが、だれが考えてもあの場所で焼却炉をつくって、またそばにリサイクルセンターもつくって、そこが一番宮古島で最高の場所だと本当にだれが思うのでしょうか。30年間あの周辺の住民の皆様方は臭い臭い、また車の往来、本当にいろんな面で苦労してきました。上里樹議員もおっしゃっておりました。窓もあけられないぐらいにすすがたまって本当に大変だと。また、勇気を持ってきのうやっぱり言った亀濱玲子議員、市長、市長に対して本当にこれでいいのかと大きな気持ちで訴えているわけでございます。私は、これからつくる焼却炉は30年、40年、修理すれば50年は使える焼却炉になるだろうと思っております。これまで30年間苦労に苦労してきた近隣の住民をまた子や孫の代まであと50年間すみませんけど、宮古島市のために苦労してもらえませんかと言っているようなものではないかと思っております。住民の話を知ったら本当に、私の友人もおりますが、焼却炉は間違いなくこの場にはつくらない、この部落から遠いところに行くであろう、余り市民に迷惑をかけないような場所の選定が行われるであろうということで四、五年前にその近くに新しく家を新築してあります。しかし、まさかめぐりめぐってまた同じ場所にこの焼却炉を立てるということになるとは夢にも思わなかった。そして、その周辺の住民は自分たちは伊志嶺市長を4期間応援してきた。まさか伊志嶺市長がまた同じ場所で自分たちに迷惑をかけるとは夢にも思わなかった。伊志嶺市長に裏切られたような思いで余りにも残念でならないという本当に市民の多くの声が聞こえます。市長、場所はもう少し頑張ればもっと遠いところにですね、部落の市民の皆様方に余り迷惑をかけないようなところであると私は信じております。市長の決断をいま一度お聞きしたいと思っております。

ます。

そして、保里2区と添道の皆様方だけが迷惑をかける焼却炉ではないと私は思っております。北学区や東学区の皆様方にもしっかりと意見を聞いて焼却炉の場所をいま一度見直すか、皆様方の意見を重視してまた別の場所に移すか、もう一度考えなくてはならないと私は思っておりますので、市長、本当に今の場所が宮古島市で一番最適な場所だと思っておられるのかご答弁をお願いいたします。

それから、公共施設管理公社についてでございますが、やはりこの合併協定書にありますように平良市土地開発公社及び伊良部町公共施設管理公社につきましては新市に引き継ぐとうたわれているわけがございます。しかしながら、まだどうなのかは決まっておりませんが、土地開発公社の職員はやはり今1人採用して4月にあと1人を採用する予定だと。そして、伊良部の公共施設管理公社はまだその行く道すらわからない。この職員の皆様方には、もちろん20代、30代、40代、50代の皆様方がおります。小学生、中学生、大学生を持っている親たちがこれから本当に解散して職がなかった場合、どういうふうにご子供たちを育てていけばいいのか不安で夜が寝れない、そういう状態で今過ごしているわけがございます。どうぞ市長、また副市長、彼らの身分の保障と今後本当にどういうふうにするおつもりなのか、また身分の保障はしっかり考えておられるのか、行く場所は探してあるのか、もう一度お聞きしたい思っております。

子育て支援でございますが、余り私がこれを言う権利もないようなのであるんですが、やはり他の他府県でもですね、休日診療や夜間保育、また若夫婦向けの市営団地の家賃が半額、中学生までの医療費の無料化、宮古島市でも今年度より保育料の多子軽減、2人目以降の保育料の軽減ができるようになったということで大変ありがたいことでございます。私は、6月議会でもおっしゃいました。もう4人目、5人目あたりからは保育料は無料にしてもいいのではないかと。完全に4人目ぐらいからは無料にできないものかと市長にもおっしゃいました。いま一度市長、4人目ないしは5人目あたりからは保育料の無料はできないものかをお伺いをいたします。

かつて地方は工場誘致を競ったが、現在は子育て環境のよさを競い合う時代を迎えている。このままでいくと20年後、30年後には少子化対策がうまくいかなかった地域の小学校は皆老人ホームに変わっているだろうと言っているわけでございます。市長、我が宮古島市にも少子化対策ができずに、子育て支援ができずに老人ホームに変わっていくどうぞ小学校が出ないように今からしっかりと少子化対策や子育て支援をやっていかなくては大変なことになると思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

平良港タクシー乗り場の整備についてでございますが、できるだけあの大きな石ころを少しどかしてでもですね、四、五台ぐらいタクシーが待てるような場所をつくってあげて、違法駐車が多いんですよ、あの周辺には。そのタクシーの運転手に違法駐車をさせないように監視役目もさせてもらえばいいのかなと私は思っておりますので、もう一度その辺のご答弁もお願いします。

それでは、引き続きまして農業行政についてお伺いいたします。まず、国営地下ダム第2期事業の進捗状況についてお伺いいたします。

また、伊良部地区における受益面積についてもお伺いいたします。

また、何年計画で面の整備はするのかお伺いいたします。

引き続き伊良部地区土地改良事業の今後の計画についてもお聞かせください。

引き続き伊良部地区における経営構造対策事業の進捗状況はどうなっておられるのかお伺いいたしま

す。

また、地区指定は何力所の予定をしておられるのかお伺いいたします。

引き続き道路行政についてお伺いいたします。伊良部架橋伊良部側つけ根のほうから長山港への道路整備についてでございますが、私が聞くところによりますと、この区間は県道として県は計画はあるものの、まだ県道として事業採択には至っていないと聞いております。現在の取り組み状況についてお聞かせください。

引き続きトゥリバー入り口から伊良部架橋に抜ける道路整備についてお伺いいたします。私は、去った6月議会にも近年伊良部架橋建設やトゥリバー整備が進む中、車の通行量が多くなりつつあり、水たまりやでこぼこも多く、通行に大変支障を来している。また、将来伊良部架橋開通後にはこの道路の利用度は確実に増すのは目に見えているので、早目に計画をしてほしいとお願いをしました。

そこで、お伺いいたしますが、現在どのような取り組み状況になっておられるのかお伺いをいたします。

引き続き伊良部地区字佐和田部落への道路整備についても現在の取り組み状況をお聞かせください。

引き続き来間島展望台への道路整備についてでございますが、近年観光客の増加に伴うと同時に、若者のドライブの増加も重なって大変通行量が増しております。今のままではいつ重大な事故が起きてもおかしくないような状況でございます。

そこで、お伺いいたしますが、重大な事故の起こらないうちに歩道設置の道路整備はできないものかお伺いをいたします。

引き続き西里団地南側から空港西側道路へ抜ける道路整備についてでございますが、昨日山里雅彦議員と同じ質問でありますので、私は要望にとどめたいと思っております。富名腰16号線と富名腰8号線であります。近年車の通行量も多くなると同時に、住宅も増えております。1週間も雨が降らないときなど車が道路を通りますと、道路はもとより、周辺の住宅もほこりだらけでございます。洗濯物なども外に干せない状態だと聞いております。どうぞ一日も早い道路の舗装をお願いを申し上げます。

引き続き添道1号線の緑化についてお伺いいたします。私は、3月議会でもなぜ植栽がなされないのかとお伺いいたしました。見通しが悪くなるので、事故が多発したら大変だということで植栽は考えていないとおっしゃっていましたが、今現在どういうふうな設計をしておられるのかお伺いいたします。

引き続きB54号線の進捗状況と今後の計画についてもお聞かせください。

答弁をお聞きいたしまして、再々質問をいたします。よろしく申し上げます。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

ごみ処理施設の建設についてお答えいたします。

ごみ処理施設の建設事業で一番大事で、そして困難なことは地域住民の理解を得ることだと認識しております。そのために我々はこれまで住民の理解を得るための努力をしてまいりました。しかし、100%の住民の理解は得られず、現在も反対する方々がおられます。今後も理解が得られるよう努力してまいります。反対している方々は、現在のごみ焼却炉の臭い、汚いとのイメージが強く、生活環境の影響を心配して反対しておられます。確かに現在のごみ焼却場は臭くて汚いので、そのように思うのは仕方ありませんが、新しいごみ処理施設はそのようなことはありません。市がつくろうとしている施設は、公害の発生に十分配慮した施設で、公害の心配はありません。本土では住宅密集地でも建てられているほどで、環境

に与える影響はありません。工事着工前には環境影響調査を実施して周辺住民が不安のないような対策を講じます。また、万一公害が発生した場合は住民の申し入れで施設の稼働を停止できるという強い権限を盛り込んだ公害防止協定を周辺住民と結びます。今後も先進地の視察等も再々度お願いしながら地域住民の理解が得られるよう根気強く努力してまいります。

子育て支援でございますけども、第4子ぐらいからは保育料の免除をしてもいいのではないかとということでございます。財政が好転しましたらそのような措置もしてまいりたいと考えております。

#### ◎建設部長（平良富男君）

平良港タクシー乗り場について再答弁いたします。この施設用途は、先程も答弁しましたけど、物揚げ場となっております。不法駐車等については、これから指導していきたいと思います。

トゥリバー入り口から南への道路です。この路線は、トゥリバーの橋のほうから伊良部大橋のつけ根の部分に通じる路線ですけど、現在のところ計画はありません。しかし、伊良部大橋の開通に伴い、そういう必要性が生じてくると整備計画の中で検討していきたいと思います。

来間島展望台への道路整備についてです。現在のところ道路の整備計画はありませんが、現地調査を行い、必要性があれば整備計画の中で検討してまいります。

添道1号線の緑化についてです。添道1号線整備については、本年度から事業を実施しておりますが、現在測量設計業務を発注し、実施設計を進めております。8月23日の事業についての地元説明会も開催しております。本路線の幅員構成については、両側歩道区間で12メートル、片側歩道区間で10メートルで設計を進めているところです。ご質問の緑化を布設する場合には、さらに1.5メートルの幅員を要することや、また地元自治会からもそういう要望等はございません。それから、設置した場合ですね、影響範囲が大きくなり、今事業費が12億円というふうになっております。そういう関係上、幅員を大きくしますので、植栽の整備は厳しい状況でございます。

B54号線の進捗状況です。ボウリング場の前の道路です、B54号線。平成12年度から道路局所管の道路管理事業として整備を進めております。完成予定は、平成21年度となっております。計画延長は1,687メートルで、総事業費が35億を予定しております。進捗状況については、平成19年度末で510メートルを完了する予定で30.6%、事業費ペースでは75%です。現在は、用地補償及び物件補償を中心に事業を進めていますが、平成19年度は事業費は5億3,300万で、工事についてはボウリング場前の延長300メートルを整備し、引き続き用地、物件補償及び残りの区間の整備を進めてきます。

#### ◎伊良部総合支所長（垣花 恵君）

伊良部に関しては8点ほどございますので、順次説明してまいります。

最初に、国営地下ダム第2期事業の進捗状況についてであります。宮古地域の農業は、ミネラル豊富な地下ダム水源が供用された平成13年度を境にサトウキビ単作型から葉たばこや野菜、果物との複合へと営農が転換しており、特に収益性の高い野菜の作付が増加しております。伊良部島においては、河川の発達がないために投資効率の面から大規模な地下水源の開発が困難であるとのことから雨水、地表流水を貯水池にためる集水型に頼らざるを得ないために営農に必要な農業用水を確保できず、自然任せ、天候左右型の農業構造であることから不安定な農家経営状況になっております。国営宮古伊良部地区かんがい排水事業は、宮古島の営業体系が変化したことによって不足した農業用水を補う目的と伊良部大橋の建設が実現

したことによって伊良部島を受益地区に取り込み、地下ダム用水の一部を大橋に添架し、伊良部島に農業用水を供給する目的から既存の地下ダム2カ所に加えて新たな地下ダムを建設し、宮古地域全体の農業振興を図るとのことから平成21年度採択に向けて作業を進めているところであります。進捗状況としまして、本事業は21年度の事業着工に向けて平成17年度から平成19年度までに実質調査、施設整備計画、経済効果算定、法手続関係、営業関係等の作業を継続で実施しており、平成20年度で全体実施設計移行となっておりますので、7月には沖縄県沖縄総合事務局、農林水産庁へ要請を行ってございます。現在伊良部地域において実施している作業は、1,470ヘクタールに係る7,164筆の3条資格者の決定等の法手続関係を調査しております。平成20年度までには土地所有状況調査、受益面積調査、地元意向調査等伊良部地域の事業参加受益面積確定を図るための作業を実施するとともに、平成20年度初めには事業参加同意の取得を行い、平成21年度の事業着工を図ってまいります。

次に、伊良部地区受益面積についてであります。伊良部島における事業参加資格予定者と受益地区予定農地を概定するために平成17年度において伊良部島の農振農用地面積1,820ヘクタールについて1筆ごとの調査を実施いたしましたところ、1,410名の耕作者と1,663ヘクタールの受益地区予定農地が確認されております。この結果をもとに事業参加意向確認調査を行いました結果、1,325名、94%の耕作者より事業参加同意を取得しております。この1,325名の耕作者が関係する7,164筆に関する権利関係、相続関係、3条資格決定等の作業結果に基づいて今年度中には受益面積の確定がなされます。正確な数字については、いましばらくしてから確定するとのことであります。

次に、伊良部地区土地改良事業の今後の計画であります。伊良部島の農業振興地域面積は1,820ヘクタールであります。そのうちの基盤整備状況は、圃場整備率38.4%となっております。圃場整備率が低いために農業機械の作業効率が悪く、農業生産性の不安定、低生産量、低品質、農業生産性が低い農業構造となっております。今後の圃場整備計画であります。平成20年から27年度までに団体営で6地区、県営で2地区の整備を実施してまいります。地域の自然特性、営農形態等地域特性を配慮した安定的な農業生産のためには今後とも新規地区の芽出しを加速的に行わなければならないと考えております。

次に、何年計画で面の整備をするかということであります。伊良部地域の農業振興農用地1,820ヘクタールを県営事業地区21地区、団体営地区41地区に区割りして整備計画を立てており、平成34年度までの完了を目的として作業を進めているところであります。伊良部島が将来的に農業を主体とした準農村地帯として島づくりをし、発展していくためには農業基盤整備を積極的に行う必要があることから、農業振興地域に指定された1,820ヘクタールにおける基盤整備事業を行っていく必要がありますので、今後も加速的な整備が行われるように図ってまいります。

次に、伊良部地区経営構造対策事業の進捗状況についてであります。伊良部地区経営構造対策事業については、県への新規採択希望地区の概要書及び事業計画書を提出し、地区指定に向けて県との調整を行っているところであります。地区指定に向けての今後のつけるスケジュールとしては、平成19年度、地区指定を受け、平成20年度で地区認定、平成21年度より事業実施を予定しております。

次に、伊良部地区経営構造対策事業の地区指定は何カ所かということであります。伊良部地区経営構造対策事業の指定箇所は宮古島市伊良部西部地区の1カ所とし、果樹温室団地2団地、畜産団地1団地の整備を計画しております。

次に、伊良部架橋伊良部側取り付け部からの長山港への道路整備についてであります。伊良部架橋伊良部側取り付け部から長山間は、平成13年度において県道平良一下地島空港線として認定され、告示されております。本路線は、宮古島、伊良部島、下地島3島を連結する路線であり、伊良部大橋と直結することによって伊良部島の一周道路として重要な役割を担っていく路線でありますので、架橋関連事業、重要関連事業として位置づけされておりますので、これに基づいて整備を計画してまいります。伊良部架橋が開通することによって物流や経済活動の範囲が拡大し、通勤、通学、大型バス等で来島する観光客の増加が予想されますので、大橋完了までには事業決定の確定に向けて関係機関との調整、ヒアリングを行った上で早期の着工を国、県に要請してまいります。

続きまして、伊良部地区市道35号線についてであります。伊良部地区市道35号線については、伊良部字長浜29の2番地を起点とし、伊良部字佐和田1198の1番地を終点とする延長800メートルの路線であります。生活路線としても通学路線としても利用度の高い路線であります。幅員が狭く、車両等の通行時には歩行者が危険な状況であることから、地元からも道路整備の強い要望が出されております。将来計画幅員として歩道も含めて9メートル、道路構造令にしまして3種4級で計画しております。概略設計は完了しておりますので、平成22年度新規採択に向けた作業を進めております。

#### ◎棚原芳樹君

再々質問をいたします。

市長、この新ごみ処理施設建設場所についてはですね、新ごみ処理施設建設反対に対する要望書も出ております。やはりこの地域住民の皆様方が言うように現在のごみ処理施設が建設された30年前とは大いに周辺環境が違っている。完全に住宅街を形成し、殊に住宅団地、アパート等が激増している。そして、近くに東小学校があり、一帯はその通学路になっており、そうした狭い地域に宮古全体のごみ運搬車が来ることだけでも子供たちへの交通安全の面からも大変に心配される、危惧されるということでございます。もちろん新ごみ処理施設は市民生活のために一番必要であることはよく承知しているとみんなもおっしゃっております。1,300名有余の署名が市長には出されていることだと思っております。私も何年か前に文教社会委員会の視察で那覇市と南風原町のごみ焼却炉を視察した覚えがございます。那覇市も余りにも住宅街なので、南風原町にお願いして一緒に約200億前後かけてすばらしい焼却炉を建設してございます。しかし、その焼却炉周辺には住宅地もそう見当たりません。ですから、やはり市長がおっしゃっておりますように都会に行けば住宅街の真ん中にも立派な焼却炉施設があって何もその市民には迷惑はかからないよということでございますが、この清掃車が何十台行ったり来たり毎日するだけでも大変な迷惑がかかっているわけです。ですから、私は保里2区や添道の皆様方だけじゃなくて、北学区、東学区、その清掃車が毎日通るわけです。また、その焼却炉によって臭いや煙、やはり多少はその周辺に一番迷惑がかかるだろうと私は思うわけでございますので、もう一度北学区や東学区の皆様方の意見もしっかりお聞きになってこの位置での焼却炉建設が本当に当たっているのか、適正であるのかを判断をしてもらいたい。よろしくお願いをいたします。

それから、伊良部漁協の製氷施設整備についてでございますが、あと2カ月たてば確実に市長は40億円が入るといふ大きな自信を持っているわけでございますので、その40億円の中から1億か2億ぐらい回してですね、伊良部漁協の製氷施設が本当にパンクしない前にしっかりと伊良部架橋建設に伴ったあの約束

を市長、守ってくださるようお願いをいたします。

それから、トゥリバー入り口から伊良部架橋へ抜ける道路整備でございます。建設部長、今道路建設は本当に採択までも1年、2年、二、三年かかったり、またそこを建設するのに1年、2年かかったりしております。あと四、五年たてば伊良部架橋はできて開通するわけです。伊良部から来た皆様方がホテルアトールエメラルド宮古島やマティダ市民劇場、そういったところに行きたい方は必ずこの道路を通りたいんですよ。ですから、早目に計画をなされて、早目に事業採択して、伊良部架橋が開通する1年前ぐらいにはできていたほうが一番私はいいのではないかと思うわけでございますので、これは伊良部架橋から市内へ、市内から伊良部架橋へ行く大変重要な、大事なアクセス道路であると思っておりますので、一日も早くこの道路の採択に向けた行動と努力をなされてくださいますようお願いを申し上げます。

それから、佐和田地区への道路整備でございますが、設計はある程度できているということでございます。どうぞ早目に県とも調整して早目の採択ができますようによろしくをお願いを申し上げます。

それから、伊良部地区での国営地下ダム事業に関連してですね、私は今のスピードで、今の毎年の面積です、土地改良事業をしていたのであれば本当にあと何十年かかるかわからない。地下ダムの水が五、六年すれば伊良部まで行き届くわけでございますので、今の3倍、4倍ぐらいの面積を増やして新規採択も2カ所も3カ所も4カ所も5カ所も頑張っってやっていかななくては20年も30年も今のままの調子だとかかかるとは思っておりますので、どうぞ伊良部地区におきましてもこの土地改良事業の新規採択、また経営構造改善事業の今年地区指定しっかりと頑張っって伊良部の農業者の皆様方が本当に夢と希望の持てる農業の経営ができますようお願いすると同時に、最後になりました。市長、やはり今建設を予定している場所で必ず建てたいのかいま一度お聞き申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

現在の場所は、選定委員会の選定結果の場所でありますので、住民合意をしっかりと図りながら頑張っっていきたいと、そのように思っております。

◎議長（友利恵一君）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

（「休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

暫時休憩いたしまして、何分休憩しましょうか。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

3時40分に再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午後3時26分）

再開いたします。

（再開＝午後3時41分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

## ◎下地 智君

きのうの昼からですね、登壇する議員の皆さんが恒例になっているあいさつは私も一言申し上げたいと思います。

市長、トゥリバー売却のですね、4億円の保証金の入金、おめでとうございます。少しハスキーな、魅力的な声になっておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

質問に入る前にですね、少しばかり所見を述べさせていただきたいと思っております。今定例会中2つの大きな明るいニュースがございます。1つは、最大の懸案事項であったトゥリバー売却のですね、4億円の保証金の入金を確認できたこと。そして、もう一つがですね、せんだって姉妹締結をした基隆市から市長初め17名のご一行様があす来島するということで、特に台湾と関係の深い私にとっては非常にうれしいニュースでございます。また、最近の動きとして市の財政を圧迫してきたホテルアトールエメラルド宮古島の売却、伊良部島パブリックゴルフ場の売却と急ピッチで負の遺産に対してメスが入られようとしていること等、また城辺庁舎へのコールセンターの誘致、保良の開発、今まさに宮古島市が大きな変革期を迎え、大きく変わろうとしております。これまで宮古島市、第2の夕張市になるのではないかという市民の声も聞かれたり、職員の不祥事等暗いニュースが多かったような気がいたします。今後市長にはですね、山積する多くの課題解決のために職員の意識改革と住民との対話を大切にしながら市民に夢と希望が与えられるような市政運営に頑張っていくことを期待したいと思っております。

それでは、早速質問に入らせていただきます。まず、第1点目ですね、城辺庁舎コールセンター建設についてお伺ひいたします。この件に関しましては、城辺地域で400人ほどの雇用の場が創出できる事業だということをお伺ひしております。地域の活性化を大いに期待しているところであり、地域のですね、住民を代表して当局には厚く御礼を申し上げます。

1点目に、いよいよ今年度IT新事業創出体制強化事業という事業を取り入れて総事業費3億7,000万をかけて城辺庁舎の2階ですね、そこ改造が始まるわけですが、新年度の4月には企業が入居できるようにしたいということのようですが、再度確認の意味で事業完了の時期と今後のスケジュールはどうなっているのかお伺ひいたします。

2点目に、この事業に関連して地域周辺の受け皿づくり、これを並行して進めていくことが地域の活性化にとっては大事であると考えます。当局としては、このエリアを活性化につなげていくためにどのような施策を講じていこうと思っているのかお伺ひをします。特にですね、雇用の場が創出されるということは、そのエリアで住居を求める方も多くなると想定されます。特に土地利用の面でですね、すぐに宅地に変更できるような農地をですね、これシンボルタウン構想の中でも土地利用対策というのが位置づけられておりますから、これと絡めて答弁をいただきたいと思ひます。

次に、東平安名崎開発についてお伺ひします。市有地売却処分について平成19年6月4日に保良部落会長ほか部落会員有志から6項目の理由により売却処分についての再考を要請する趣旨の書面が提出されていると聞いております。しかしながら、議会では賛成多数で売却決議がなされました。私個人も福嶺学区の過疎化防止、また複式学級の解除に向けて等々この地域の将来に向けての活性化、あわせて昭和63年9月26日に株式高松開発と森田前町長間で締結されたリゾート開発協定書、昭和62年3月27日に締結された協定覚書が今でも有効性を保持している。売却地に対する開発行為の権利を株式会社吉野に継承されてい



るということを踏まえてですね、私も売却の賛成の立場をとったわけでありまして。ただ、ここで行政運営上やはり事前にですね、地域住民に対し説明責任と理解を求めることが大事だったわけで、このことが地域住民の売却に対して一番大きな反対理由になっているのも事実であります。そこで、その後保良の住民と開発についての話し合いはどうなっているのかお伺いいたします。

次に、仲原地下ダム建設についてであります。平成12年、第1期国営事業が完了し、宮古も農業形態に変化が見られ、農業用水の需要が高くなり、将来水不足の懸念がされることから国営2期工事が計画されていると聞いております。前日の上地博通議員、今日棚原芳樹議員もこの問題について取り上げております。私は、この計画のですね、特に仲原地下ダム建設にかかわることについてお伺いしたいと思います。まず、この仲原地下ダムですね、本体の事業の概要。それと、2点目にこの事業に伴い平成18年6月7日に仲原自治会から周辺整備の要望がなされていると聞いております。要望事項として6点ばかりあるようですが、それを受けて市はどのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。

次に、財政についてであります。これまで同僚議員からたくさんの質問がございました。私は、所見を述べて質問は割愛させていただきたいと思っております。健全化判断比率については、指標の数値が示されました。財政破綻回避緊急行動計画による平成19、20年、11億円の赤字解消計画を遂行し、なおかつトゥリバーが売却完了すると連結実質赤字比率は平成20年では一挙に1%になり、健全団体ラインは確保できる。そして、残りの指標、実質赤字比率、実質収支比率、実質公債比率、将来負担比率は未算定であるようですが、残りの指標すべてがですね、再生団体の基準値はクリアしていると。ひとまず安心ではございますが、しかしながら一般会計予算では財政力指数、経常収支比率、公債費比率、起債制限比率の指標からすると本市の財政状況の体質の脆弱さには変わりはありません。財政体質改善は、やはり集中改革プランに基づく行財政改革のさらなるスピードアップに加えて、今後は自主財源の確保に対する取り組みの強化が大きな本市の課題だろうと思っております。市長にはぜひ今後ですね、行政運営に当たっては常にこのことを意識して遂行していただきたいと、そういうふうに要望しておきたいと思っております。

次に、観光産業振興についてお伺いします。1点目に、カジノ誘致についてであります。この問題は、仲間明典議員も取り上げた例がございました。私は、かねてから本市の経済自立に向けてはやはり離島のハンディの少ない観光産業と通信産業の発展が農水産業を牽引し、全体の経済を押し上げていくものだと思います。これまで本市の観光産業の充実、飛躍を伸ばすためには観光の目玉商品と交通アクセスを同時に進める必要があると考えますが、ここで観光の目玉商品になり得るカジノの誘致、これが効果的だと思います。そのためには国の法整備が必要であるわけですが、東京の石原知事、沖縄県の糸満市等積極的にカジノ誘致に動いていると聞いておりますし、最近では西九州、長崎、佐賀、福岡県が共同でですね、今やラスベガスを追い越し、世界一の売り上げを誇るマカオへ視察をするという報道もあつたりして近い将来日本でのカジノ経営ができる素地ができるものだと思いますし、特に沖縄では沖縄振興特別措置法をもってすれば本土よりも早く法整備ができる可能性もあるわけで、また旧伊良部町ではカジノ誘致に向けての機運も高まった経緯があると聞いております。本市もですね、市長、早目にこの自主財源を確保するためにもこういったカジノの誘致は将来誘致を考えていないのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思っております。

2点目に、宮古一基隆間のフェリー運航についてお伺いします。この件については、以前にも質問した

経緯があります。ただ、残念ながらまだ実現を見ておりません。これはですね、現在有村産業の「飛龍」が平良港から毎週火曜日は基隆に、土曜日は高雄向けに運航しているんです。ところがですね、帰路が石垣、宮古を經由しないで直接那覇に行くもんですから、利用するのに非常に不便であるわけですね。これが現状なんです。もしこれが改善されれば宮古、基隆3泊4日とかですね、日程で旅行も簡単に行けるわけですよ。そういう意味合いで私は取り上げているわけです。幸いですね、あした基隆市長もお見えになります。このことについては、基隆の市長にもお願いするし、そして1つの先島地域のエリアとしてですね、石垣市の市長にも声をかけていただいて3者で要請すれば有村産業も運航の承諾が得られるんじゃないかというふうに思うわけです。ぜひ市長、その件に関しては強力をお願いをしたいと思います。市長の見解を賜ります。

次にですね、福祉行政とあるんですが、認可外保育所に対する児童への給食支援、これはもうたくさんと同僚議員が質問しておりますので、割愛させていただきます。

それと、新ごみ処理施設建設についても同様に割愛させていただきます。

残る急患のヘリ搬送について。私がなぜこの問題を取り上げたかといいますとですね、先月こういう話を聞きました。脳内出血の患者さんが病院に運ばれてですね、那覇への搬送が必要だということで自衛隊にヘリコプターを要請したそうです。ところが、約4時間ほど待たされた。ご存じのように脳内出血という病気は一分、一秒でも早く治療することが大事だと言われております。4時間という時間がですね、患者と家族にとってどれだけ長く感じたことか、本当に心中察するものがあります。

そこで、お伺いしますが、ヘリを要請する場合、どのような手順で行われるのか。そして、通常ですね、要請してどれくらいの時間がかかるのか、そこら辺をお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

答弁を聞いてから再質問いたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

下地智議員にお答えします。

カジノの誘致でございますけれども、カジノ導入の全国的な動きとしましては自民党カジノエンターテインメント検討小委員会、地方自治体カジノ研究会において法制化に向けての研究、検討が行われておりますし、また東京都を初め九州各地でもカジノ導入に向けて動いていると聞いております。県においては、8月24日にカジノエンターテインメント検討委員会を設置して導入の際の課題や対策を検討していると聞いております。市といたしましては、カジノ誘致についてこれまでも何度か議会の場で取り上げられてまいりましたが、カジノ導入は雇用や地域の活性化につながる反面、犯罪や風紀などの環境の変化や住民のギャンブルへの依存の問題もありますので、現段階では検討する考えは持っておりません。ただし、県や、あるいは国の動きに呼応してこれから考えるべきこともあろうかと思っております。

基隆へのフェリーの運航でございますけれども、現在宮古圏域において基隆行きのフェリー運航は有村産業の那覇―宮古―石垣―基隆―那覇のラインのみで、基隆―宮古ラインがない状況であります。ヒアリングによると、那覇―宮古―石垣―基隆ラインはコンテナ積載に余裕があるが、基隆寄りのフェリーは積載の余裕がないため現在のラインで行っている状況であるとのこと。今後は、先島圏域の課題ととらえ、基隆市や石垣市とも連携しながら関係機関と調整を行い、有村産業、琉球海運へ基隆―宮古ライン建設に

向けて要請を検討してまいりたいと考えております。明日来島される基隆市長とも、あるいは石垣市の大濱市長とも話し合いながら進めていきたいと、そのように思っております。

◎副市長（下地 学君）

質問の要旨は、保良部落住民からの要請に対して住民との話し合いはどうなっているかというご質問です。お答えいたします。議員ご指摘のとおりこの売却については株式会社高松開発と旧城辺町との開発協定に基づいてこれがオーシャンリゾート宮古島市に承継されているということを踏まえてこの土地の売却に至りました。この土地の売却に対して去った6月の4日に保良部落会長ほか部落有志の皆さんが市長に売却については再考していただきたいという要請がありました。その要請の内容はですね、地域住民への事業計画等説明がなされていないため市有地処分に係る適正な判断ができず、したがって賛成しかねると、これが1点ですね。2点目が市有地処分によって生ずる当該地の将来展望に係る不透明感、これが2つ目。3つ目が当該地域内の御嶽、海浜に至る道路、施設等の取り扱いに対する懸念、これが3つ目ですね。4つ目が海や海浜の地域住民の利用や取り扱いに対する懸念。5つ目が地域住民の誇りであり、幼少よりなれ親しんだ景観が良好に保全可能か、また適正な開発がなされるかというような要請がなされました。これに対してですね、市の対応といたしましては議決後、保良部落の会長から市有地売買の経緯について説明をしてもらいたいと。そのために部落の総会を開催しますので、出席して市の説明をしてくださいという要請がありましたので、私を含めて関係職員4名が出席してこれまでの経緯と売買に至ったことについての説明をさせていただきました。ところが、総会にはやはり反対している住民も多数おって十分な説明、議論ができなかったというのも否めない事実であります。こういう状況があって今後は地域住民の意見を反映した開発を推進していくためにはやはり地域、行政、企業の連携をしっかりと図って推進してまいらなきゃならないと考えております。市のこれらの要請に対してまず1つにはですね、1、2の問題についてはまず開発計画は高松開発が開発行為の許可を得たときに説明されており、基本的には開発計画は許可を得たときと同じであるということ。しかしながら、十数年の年月が経過しているということで地元住民の考えもいろいろと変わってきているのが現状であり、地元住民の不安解消するための努力をしていかなきゃならないと考えております。3、4については、開発協定の17条で乙は当該開発区域内にある埋蔵文化財を現況のまま保存し、管理するものとする。2項で、乙は乙の負担で遺跡に通ずる補経路をつくり、常時視察の用に供するものとすると規定されております。また、アエバーの浜については当該地に接続している道路を整備し、開放してすべての人が使用可能にし、決してプライベート化しないことを県に対して確約書を提出しております。このような開発協定書の内容を踏まえて企業側、そして地域住民と行政が入って今後この開発がスムーズに推進できるように努力してまいりたいと考えています。

◎城辺支所長（饒平名建次君）

コールセンターの建設に伴う周辺地域の整備計画、受け皿づくりということにお尋ねですけども、ご質問のとおりコールセンター建設に伴う雇用は400名程度の規模であると言われております。城辺庁舎とその周辺エリアについては、シンボルトウン整備構想及びその基本計画が策定されており、その整備方針に基づいて事業を展開することになります。従業員の居住環境の整備など企業からの要望等も踏まえ個別事業計画に反映できるよう関係各課と協議をして地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

◎地域振興課長（長濱博文君）

下地智議員の急患のヘリ輸送の要請手続についてお答えいたします。

ヘリコプターによる急患輸送の手続につきましては、病院担当医師が本島病院等への救急搬送が必要であると判断した場合、沖縄県防災危機管理課へ救急搬送要請の依頼を行います。実施要綱では市町村長が急患ヘリを要請することになっておりますが、実際には病院側の医師が判断し、後で市町村長の同意を得ることになっております。危機管理課では要請内容確認を自衛隊、宮古、八重山は海上保安庁になっております。海上保安庁へ救急搬送の要請を行います。

運航に関する時間ですが、十分に把握してはおりませんが、ヘリの運航時間は1時間40分から天候によっては2時間近くかかるとされております。それから、このことに関しては県の防災管理課の対応があります。そして、受け入れ当番病院の確保と病院医師の確認がありますので、3時間以上あるいは4時間近く時間はかかるものと思っております。

#### ◎情報政策課長（喜屋武重三君）

まず、供用開始が4月ということですが、それまでできるかということと今後のスケジュールということですが、まず先月の臨時議会において私どもの補正予算の計上を認めていただきまして、ありがとうございました。早速県に対しまして補助金交付の申請を行ったところでございます。現在は、その返事待ちということでございます。話によると、今月の中旬から下旬ごろにかけて決定通知が届くものと期待しております。それが届き次第、実施設計を12月にかけて行います。その後、工事の発注を行い、実際に改装工事に入っていきわけですが、これが大体2月ごろから3月ごろにかけて完成させたいと思っております。そして、供用開始については予定どおり平成20年の4月を予定いたしたいと思っております。

それから、その間に係る今後のスケジュールでございますが、工事と並行いたしましてコールセンターとはどういうものかということをごすね、市民に理解していただくためのセミナーの開催を予定しております。それから、場合によってはパソコンの使い方ですね、初級程度のパソコンの使い方なども講習会を開いていきたいと思っております。そして、さらにこれと並行しまして企業の公募や、あるいは企業の誘致に努めていくと、そういう予定をしております。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、仲原地下ダムの建設についてということで事業の概要ということでございます。全体の部分から申し上げますけども、地下ダム2カ所、用水路が56キロメートルあります。ファームポンドが2カ所になります。宮古島で1カ所、伊良部島で1カ所という形になります。あとは副貯水池の1カ所、これは伊良部島の現在の用水路を改良することになります。事業費としましては全体で518億円、そのうち仲原地下ダムに関しましては今の概算の予定で141億円というふうになります。事業期間が平成21年から平成32年、12年間でございます。

次に、仲原地下ダムですね、詳細を申し上げます。仲原流域面積は7.59キロ平方メートル、仲原の総貯水量が1万5,000立米です。仲原有効貯水量が92万トンになりますか、そういう形になります。

次に、仲原地区からの要望事項がありました。その件についてお答えをいたします。自治会からの要望としましては、集会所の建設、そして旧団体営土地改良総合整備事業あるいは農地保全整備事業の見直し、これは以前にやった土地改良事業で圃場の勾配がきついということで、これらを改良してほしいという要望でございます。あとは集落内道路のアスファルト舗装及び集落内排水路の整備、ムイガー周辺の整備等

々でございます。集会所、集落道、集落内排水、ムイガーの周辺整備につきましては、平成21年度からの村づくり交付金事業で新規採択を目指しまして、ただいま作業を進めているところでございます。土地改良整備事業の見直しにつきましては、1度整備したところでもありますので、平成24年度以降をめどにですね、農地保全事業を導入目指して計画を進めております。これは、農地保全ですから勾配の修正とか、そういうものの事業でございます。次に、それ以外にですね、市営団地の要望がございました。これにつきましては、建設部の住宅課のほうには地元から直接の要望はないのでありますけれども、私どもの部のほうにそういう話がありました。そういうことで今後建設部と協議をしてみたいと思います。補助対象は4戸以上の建設ということになってございますので、需要があるのかどうか、あとはその建設場所の確保はできるのかどうか、このあたりを精査しながらですね、建設部と協議をしてみたいというふうに思います。

#### ◎議長（友利恵一君）

答弁終わりましたが。

#### ◎下地 智君

再質問をさせていただきます。

まず、1点目の城辺庁舎コールセンターについてであります。やはり支所長、地域の活性化というのは1つの事業のきっかけですね、大きく変わり得るものであります。特にそれを想定しながら今からですね、段階的に進めていかないとその効果というのも上がらないのも事実でありますから、ぜひ支所長がおっしゃっているようにですね、今から準備をしてシンボルタウン構想との整合性を持ってですね、この地域が発展して宮古圏域で第2の都市として平良地域に次ぐですね、核となるような都市づくりにぜひ頑張ってくださいと要望しておきたいとします。よろしく申し上げます。市長、よろしく申し上げます。

次、平安名崎開発についてであります。この場でですね、副市長のほうから保良部落の要請文に対する説明が先程なされました。大事なことは、今後開発に当たってですね、この事業が本当に効果ある事業にするためには地域の住民の皆さんとですね、やはりコンセンサスをとりながらしっかりと地域の利益になるような、メリットがあるような開発行をを当局側が間に入ってですね、ぜひ進めていただきたいと、これも要望しておきたいとします。

それから、仲原地下ダム建設についてであります。先程部長から要望書に対する回答がなされました。私がここで一番要望しておきたいのがですね、市営団地の早期建設についてであります。そして、もう一つが仲原地区には鍾乳洞がございます。ここは、結構観光客も見えていてですね、宮古においては本当にただ唯一の鍾乳洞、観光地でありますから、それとの整合性がどうなっているのかですね、地下ダム建設に向けてね、それが何らかの影響があるのかどうか。そして、でき得るならばこの事業を機にこの鍾乳洞をですね、もうちょっと整備をしてさらなる観光地として名が上がるようなですね、観光地にできないものかどうか、そこら辺をお伺いしたいとします。

それと、建設部長には団地ですか、それについての計画はないのかどうか、よろしく申し上げます。

それから、カジノ誘致についてであります。市長は今のところ考えていないという答弁をいただきましたけれどもですね、宮古の本当に観光産業を飛躍的に伸ばすためにはこういったですね、インパクトのある事業を持ってこない、例えば伊良部島の下地島空港ですか、そこら辺もやはり交通のですね、需要と

供給のバランスで交通も発展すると思うんですよ。例えば宮古島にこういったカジノを誘致できますとですね、かなりの観光客が見込めるわけですから、それと並行して飛行機が飛んだり、船が運航したりというような相乗効果が出てきてですね、全体的に発展していくと、そういうふうな思いが強いわけです。そして、治安とか、いろんな教育上の問題を指摘されておりますけども、実際宮古島にですね、パチンコ屋とか、マシン屋とかございますよね。

(議員の声あり)

#### ◎下地 智君

いいけども、私はですね、カジノという企業がですよ、ネクタイを締めて紳士的に高級感のある行楽の場だという思いがあるわけですね。そういう意味では市長が考えているようなことはですね、余りないのではないかというふうな思いが強いわけですので、市長にはぜひ再考していただいでですね、何とかほかの地域に遅れないような、宮古島に1番目にカジノが誘致できるようにぜひぜひお願いしたいなというふうに思っております。

それから、宮古一基隆間のフェリーについては市長が精力的に働きかけるという答弁をいただきました。本当にありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、急患のヘリ搬送についてであります。これは2時間から4時間の時間を要するというのを聞いてですね、実は本当にびっくりしているんです。何とかですね、短縮に向けて県にもですね、働きかけて一分、一秒でも早くこのヘリ搬送がうまく稼働できるような働きかけをぜひしたいと思うし、そしてその費用ですね、ヘリで搬送する場合の費用はどういうふうな形で、形態になっているのか、そのことを質問してですね、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

#### ◎地域振興課長(長濱博文君)

沖縄県は、島嶼県ということで本来的には救急患者のためにヘリコプターを対応するのが筋なんですが、沖縄県は財政難を理由にヘリ急患輸送を実施しておりません。それで、自衛隊と海上保安庁に、自衛隊については災害救助という面での要請をしております。そして海上保安庁については急患輸送についての協定を取り組みをしております。そして、医師と看護師の確保についてはヘリコプター等添乗医師確保事業によりまして医師と看護婦を確保しております。それで、時間を早目にするためにはいわゆるドクターヘリ、発生地から、離島からすぐ病院の横にヘリポートをつくって、それで輸送して、できれば医師も添乗してということで、そうすれば救急医療の病院をなすのですが、実はドクターヘリをやっているのは沖縄県には2つしかございません。それで、やはりそういうことで時間は幾らかかかります。やはり早目にするためには沖縄県がドクターヘリを持つことだと思っております。

それから、費用につきましては自衛隊と海上保安庁については沖縄県は負担をしておりませんで、添乗医師と看護師等の帰りの費用を所在市町村、派遣市町村が、急患輸送した市町村が持っております。宮古島では毎年50万ほどの費用負担となっております。それから、死亡事故が起こった場合ということで保険料の負担を医師は2,000万ということで負担をしております。

#### ◎経済部長(宮國泰男君)

まず、鍾乳洞の件でございます。仲原地下ダムを造成しますと約50センチぐらい水位が上がるということで、その中に遊歩道を設けたりですね、あるいは周辺の環境整備をしたいということで所有者のほうに

は提案をしてあるようでございます。まだ所有者からの確たる返事はもらっていないんでありますけども、そういう対策をとりたいということでもあります。ただ、これができない場合につきましてはその部分をですね、また地下で何か仕切りを設けまして、それを保存するという形しかできないということでございます。ただいま所有者と調整中ということでございます。

次に、団地の計画でございます。何か城辺地区のときにですね、4戸の住宅の建設プランがあったようでございます。そういうことで私どものほうに地下ダムとあわせて要請がございますんで、私どもとしましても建設部とですね、協議をしまして、できるだけ早い時期に建設ができるように調整を進めていきたいというふうに思っております。大体事業費が7,000万程度かかるということでございます。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後4時27分）

再開します。

（再開＝午後4時27分）

◎建設部長（平良富男君）

市営住宅の件についてお答えいたします。

20年度で一応要望はしましたけど、財政事情がありまして、要望が通りませんでした。また要望していきたいと思えます。

◎議長（友利恵一君）

3点の要望を付して下地智議員の一般質問は終了いたしました。

◎池間 豊君

通告に従いまして質問いたしますが、その前に御礼とお祝いの言葉を申し上げてから質問いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

去った8月31日に島尻1号線の実施設計に向けての説明会が島尻の地域内で行われました。この島尻1号線は、城辺、上野の農道と比較してでもですね、大変格段に差がある悪い道だったんですけども、いよいよ実施設計に入るということで地域の皆さんも集まっていたいただいて説明がありましたけども、ただ多くの意見がなかなか出なくてですね、やはり担当課にはもっともっと地元の皆さんの意見をたくさん取り入れて使い勝手のいい、使いやすい、利用のしやすい島尻1号線をつくっていただきたいと、このようにお願いを申し上げながらお礼をいたしたいと思えます。ありがとうございます。

それと、先程副議長も話したんですけども、またほかの議員さんもみんな一様に喜びの言葉を言っておりますけども、本当に昨日このトゥリバーの売却額の保証金の4億円が入ったということで大変私も喜んで一人であります。このトゥリバーの売却についての説明があったときにはですね、ホテルも総工費は180億だと。そして、従業員は250名ほどだと。平成22年の2月にオープンするということで、もうかなり大きなプロジェクトなんですね。その一番初段階の4億円が入ったわけですから、次は36億円が入る。そしたら180億が投下されると。この宮古圏域にとってはかなり経済的にも大きな好転が見込まれるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ市長にはしっかりと管理監督していただいてですね、

その平成22年の2月にきちんと環境にも配慮されたようなすばらしいホテルがオープンすることを見届けていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。まず初めに、これはたくさんの議員の皆さんも取り上げておりますけども、ごみ焼却施設の建設についてお伺いいたします。ごみ焼却施設の場所の選定については、検討委員会からも市長に対し答申をし、市長も唯一無二の場所であるという以前から明言をいたしておりますから、当局側においての場所の選定についてはほぼ決定しているものだと思っております。ただ、保里2区の少数住民の意見がまだまだ反映されておられませんし、かなりの地域住民からの不満や怒りの声も私どもにも届いておりますので、どうか少数意見のほうもしっかりと聞いていただいて誠心誠意気持ちでですね、早急な建設に向けて取り組んでいただきたいと、このように思っております。

次に、焼却施設の作業環境についてお伺いします。現在の焼却施設の作業環境は余りよくない状態にあります。特に消化物を投下する投下口などは大変悪臭が漂い、劣悪な環境になっております。微生物の有用微生物などを利用することで悪臭の発生を防ぎ、今より格段によい作業環境ができるものじゃないかなというふうに思っておりますが、その件についてまずお伺いをいたします。

次の2については、たくさんの方もまた質問いたしておりますので、割愛させていただきます。

次に、子育て支援政策及び少子化対策についてお伺いをします。今少子化は全国的な傾向にあり、私たちの宮古島市においても毎年子供たちの減少は続いており、児童の減少で複式学級を余儀なくされたり、市内の学校においてさえも空き教室が目立つ状況であります。そして、次年度からは翔南高校と農林高校も統合するということになりました。すべて少子化がもたらす余り思わしくない影響、循環だというふうに思っております。ちなみに、沖縄県の1,000人当たりの出生率は昭和47年に21.8、50年に21.6、55年に18.6、60年には17.6と、そして平成2年に14.0、平成7年13.2となっており、沖縄県においても毎年減少をしております。また、私たちの宮古島においてもですね、統計を見てみますと、一番ピークの平成10年に615名の赤ちゃんが誕生しておりますけども、今年は559名というふうに減少をいたしております。しかし、全国的な例を見てみますと、自治体の取り組みなどによって赤ちゃんを安心して産み、幼児や児童の育児や教育がしやすい環境をつくることなどで、そういう政策を実施することで1人の女性が3名以上の赤ちゃんを産み、人口の増加を図っている自治体もあるわけであります。

そこで、伺いますが、本市において赤ちゃんの出産を支援する事業、そして育児支援や児童の教育支援などの事業はどうなっているのか伺います。これについては、妊婦さんの健診から始まって出産、そして赤ちゃんが生まれたときの医療費、そして今認可外保育の要請も出ておりますけども、そういった保育にかかわる支援、そして教育への支援と、そういった部分を事細かに説明をしていただきたいと思っております。特にこの認可外保育園の要請についてはたくさんの議員も取り上げておりますので、私のところにも認可外保育所の会長さんからの立派な字での要請がありましたんでね、本当に誠心誠意熱意を持って保育事業に取り組んでいるんだなということを強く感じました。どうか給食費の全面助成ですか、それについても市長には真剣に考えていただきたいと、このように思っております。

次に、経済の活性化についてお伺いします。市長は、本市の市長就任に当たり経済の活性化を重点政策に掲げておりますが、今なお本市の経済は向上せず、それどころか宮古島市自体の経済状況も大変厳しい状態にあり、ほとんどの市民も不安に思っているところであります。しかし、冒頭でも申し上げましたよ



うにトゥリバーの売却の4億円の入金を確認されておりますので、本市の経済状況も、圏域の経済状況もかなり好転するものと期待をしております。また、先程副議長がご質問しておりましたコールセンターについてもかなり好転の材料だと思っておりますけれども、これは詳しく答えていただきましたから、これは割愛いたします。

今政府においては、地方の格差を縮小させるとのことで地方交付税に1兆円ほど充てるというふうにしております。市長は、こういった情報にも迅速に対応していただければ本市の公共工事などもかなり増やせるチャンスでもあるんじゃないかと、このように思っております。マクラム通りなども、県道というのは市の予算を一銭も使わずに100%での補助率でできるということですので、どうかこういった事業などにもですね、今のチャンスのうちにですね、できないものかどうか。市長にはそのような動きもしっかりとやっていただければなというふうに思っておりますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

次に、ホテルアトールエメラルド宮古島の売却についてお伺いをいたします。これは、先程の副議長も質問されておりましたけれども、私はこのホテルアトールエメラルド宮古島の売却を選択したことについてとですね、それから東側に隣接する土地の港湾緑地ですね、その土地もルートインジャパンに売却するという話もありますけれども、それも売却するかということについてもお伺いをいたします。

このホテルアトールエメラルド宮古島の売却については、当初ホテルアトールエメラルド宮古島ができたいきさつの中には宮古島市、旧平良市において、宮古圏域においてですね、きちんとした結婚式場がない、宴会場がない、そして来島するビップの方たちの歓迎する宴会場もないというような、そしてまたリゾートのそういう施設を兼ねたホテルももっともっと必要だという話の中からこのホテルアトールエメラルド宮古島はできたというふうに聞いております。今ルートインジャパンに売却するというふうになった場合にこの結婚式場の料飲部門ですね、そして宴会施設、そしてレストラン、喫茶部門、そういったこのホテルアトールエメラルド宮古島には料飲部門がかなりありますから、今従業員ということで40名ほど正社員がおるそうです。そして、臨時が100名以上、合計で140名以上の雇用を有しているホテルなんですね。ルートインジャパンに売った場合にこういった料飲部門をきちんと残した形で営業するのかどうか、この辺を確認をいたしたいと思っております。

もしそういった部分がなかった場合にですね、かなり宮古から企業誘致ということでいろんな優遇措置もつけながら企業の誘致をしようというふうな市の動きもある中でたくさんの雇用を有する企業をいとも簡単に地元業者以外の島外の業者に売却するということについては私はいかがなものかなというふうに思っておりますので、その辺についてもお伺いをいたします。

もう一つは、この東側の港湾緑地帯については、ルートインジャパンさんは宿泊型だというふうに伺っていて、その場所にもつくりたいというような話も伺っておりますので、その件についてもお答えください。

次に、新エネルギー、すなわちクリーンエネルギーについてお伺いします。私たちの宮古島は、エネトピアアイランド構想から始まり、風力発電、太陽光発電の実証実験、そしてエタノール燃料の実証実験などクリーンエネルギーの開発研究には他の自治体より進んでいるものと思っておりますが、実用に向けての取り組みはどうなっているのかお伺いをいたします。

風力発電と太陽光発電の実用化についても1点ずつ詳しく説明を求めますし、またエタノール燃料につ

いてはE3として2万台の車両に使用するということですので、その件についても詳しくご説明をください。

また、クリーンエネルギーについては国の制度の中で電力会社が買い上げると伺っておりますが、その制度についての説明とその制度には都道府県、市町村自治体の指定の枠があるとも伺っておりますが、その件についてもあるのかないのか。あるとした場合、沖縄あるいは宮古島市はそういう指定の枠にあるのかどうかもお伺いをいたします。

現在沖縄電力が宮古地区に供給している電力のコストは割高で大幅な赤字をしていると伺っております。そのことが事実であるならば電力の自由化に伴い電力の料金が値上がりすることは避けられないことだと思っております。そして、宮古圏域に及ぼす経済の打撃もはかり知れないものがあると思っております。沖縄電力さんは、沖縄振興特別措置法の中で事業税の軽減、固定資産税の軽減、登録免許税の軽減、石油関税の免除、石炭税の免除、電力促進税軽減、国庫借入金金利の軽減等の優遇措置を受けており、特別措置法の期限があるうちに宮古島でも宮古島で進められている風力や太陽光エネルギーの実用化を沖縄電力とともに積極的に提携をとりながら取り組む必要があると思っております。特区のような制度を設けて宮古島をモデル地区としたクリーンエネルギーの発信基地とするような政策を国に求めることはできないものか市長にお伺いをしたいと思います。

また、同時にエタノール燃料についても同様な考えはできないものかについても伺いをいたします。

次に、狩俣地区の墓地団地への農道整備について伺います。私は、この農道整備については再三整備の必要性を訴えて議会でも何度か質問いたしております。道路のでこぼこ、路肩の危険性、墓地団地への乗り入れ口の段差は年々激しくなっており、早急な整備が必要であります。狩俣自治会では毎年20万円の予算を計上して製糖期などに往来するダンプの危険を少しでも少なくするという事で多少の補修はしておりますけれども、この墓地団地への予算はその程度のものでは難しいですので、どうしての行政の支援がぜひ必要でありますので、どうか早い整備をお願いしたいと、一日でも早い整備をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、島尻地区の良田川の清掃整備について伺います。島尻集落への幹線道路に良田橋がありますが、これは平成8年に建設されており、集落への重要なアクセス道として重宝されております。ただ、良田川の状態は良田橋の完成後、本日まで、今日までの長い年月の中です、土砂の蓄積や雑草や雑木の生い茂りで小川としての形をなしておりません。宮古で唯一あるマングローブ公園へ注ぐ小川としての清掃整備を施せば観光スポットとしての価値も高まるものだと思っておりますが、当局の考えをお伺いをいたします。

次に、農業行政について伺います。農業行政において国や県関係の補助事業が多々あると思っておりますが、実際どういった補助メニューがあるかわからない農家の方たちもたくさんいらっしゃいますので、補助事業のメニューと内容について詳しいご説明をしていただきたいと思っております。

次に、可動式誘殺灯が半年ほど前から設置されておりますけれども、私も誘殺灯の前を通る時には車をおりて確認をしておりますけれども、全く入っていない誘殺灯もありますし、少しばかり入っているというような誘殺灯もあります。たくさんの設置箇所を見ておりますけれども、なかなか少ないように思われますけれども、現在まで、今日まで調査した結果、どの程度の効果があるのかということをご説明をお願いした

いと思います。

以上、ご答弁をお伺いして再質問いたしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

池間豊議員の質問にお答えします。

ごみ焼却炉の建設でございますけれども、ごみ焼却センター建設について添道自治会が条件つきで賛成をいただきまして、自治会から要望書が提出されていますので、現在最終の調整を行っています。また、保里2区の周辺住民に対して住民説明会や戸別訪問をしてごみ処理施設建設への理解を得る努力をしておりますが、まだ反対している方々もおります。今後もこの事業の必要性和緊急性を説明しながら理解が得られるよう取り組んでまいります。

ホテルアトルエメラルド宮古島の売却でございますけれども、マリンターミナル社のホテル棟の譲渡については去った6月11日に開催された宮古島マリンターミナル株式会社の取締役会での承認をもとに譲渡予定先選定委員会を設置し、6月11日から7月5日にかけて3回の選定委員会が開催され、7月23日の臨時取締役会でルートインジャパンが譲渡候補先として承認されました。ルートインジャパンの方針としましては、既存事業である宴会部門、料飲部門、売店などは継続していく計画になっております。現在の従業員につきましては、個別面談の上、再雇用を実施していくことになっております。転勤については、基本的には本人の意思を尊重し、総合職は全国エリアでの転勤があり、地域職は転勤なしに限られたエリア内での転勤で区分するということになっておりと聞いております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、現在のごみ焼却センターの作業環境でございますけれども、議員ご指摘のようにクリーンセンターの可燃ごみのピットから出る臭いの対策として現在EM菌を活用しておりますけれども、必ずしもよい環境とは言えない状況になっております。今後は、上野資源リサイクルセンターで利用しているエアサーバーという高濃度消臭剤などを試行しながら対応してまいりたいというふうに考えております。また、これらの臭いは生ごみから発生するものでありますので、できるだけ生ごみの堆肥化を推進して農地等に還元できるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、子育ての支援でありますけれども、これまでも答弁しておりますように育児子育て政策といたしましては保育所の通常保育事業の公立12カ所、市立9カ所ありますけれども、そんな中で延長保育事業が7カ所、障害児保育事業3カ所、一時保育事業も同じく3カ所、子育て支援センター事業で4カ所、集いの広場事業で2カ所、認可外保育施設15カ所ありますから、そこでも事業実施をいたしておりますし、放課後児童クラブが9カ所それぞれ実施をいたしております。また、少子化対策といたしましては保護者の負担軽減を図るために、前の質問議員にもお答えしましたけれども、多子軽減措置をとっております。現在19園で169名がこの軽減措置に該当しておりまして、保護者の負担軽減が1,242万円程度されております。それから、そのほかの保育園での事業以外にもですね、まず子育て支援としては乳幼児医療制度がございます。この制度におきまして今議会に条例案の改正案を提案をいたしておりますけれども、これは県の改正に伴って市も改正を実施するということでありますけれども、そのほかにいわゆる合併の経過措置といたしまして城辺地区でまず通院の5歳未満を平成20年3月まで実施をいたします。それから、下地地区で通院6歳未満、入院も同じく6歳未満を実施いたしております。上野地区で通院、入院とも就学前までと

ということで、これがそれぞれ平成20年の3月まで、今県が開催をいたしておりますのは平成19年、今年の10月から実施されるわけですが、その半年間におきましてはいわゆる重複して宮古島市の制度のほうが有利に受けられるというふうなことでございます。それから、そのほかにも老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動と交流の推進ということで地域活動事業、いわゆる母子保健推進活動事業で宮古島市に現在53名の母子保健推進員がいらっしゃいます。その活動の目的として地域における母親及び乳幼児の保護に関する問題点の把握及び対象者が母子保健サービスをくまなく受けられるように指導をいたしております。毎月1回の定例会を実施してその事業活動に力を入れているということ。それから、母子保健事業の協力として乳幼児健診の際に、毎月1回ですね。母子保健事業に対する協力を行う。それから、母親学級、これは偶数月に、年6回開催をいたしております、赤ちゃん広場への参加など対象者へ呼びかけをいたしております。それから、乳幼児の健診の未受診者に対して戸別訪問や電話による受診勧奨をしております。その推進員の自主的な活動としましては、平良地区において講演依頼あるいは紙芝居や寸劇等による健康教育の実施もいたしております。それから、弗素洗口事業といたしまして公立保育所において、それから法人保育所7カ所において弗素による洗口事業を実施いたしております。これは、あくまでも保護者からの同意書に基づいて実施しているものであります。それ以外にもいろいろ実施している事業ありますけれども、かいつまんで申し上げます。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

まず、狩俣の墓地団地への農道整備についてでございます。質問ございまして、早速に行ってみりました。坂道という関係もありまして、大雨が降るとでこぼこになるということでございます。相当ただいま悪い状況にあるかというふうに思っております。早急にその簡易補修はしたいと思っておりますけれども、舗装につきましては今農地・水・環境保全関連事業というのがございまして、一部の改良についてはこういう事業も使えますので、その辺を検討してみたいというふうに思っております。

次に、島尻地区の良田川の清掃整備に関する件でございます。土砂等が長年の間に堆積していると、あるいは雑草が生い茂っているというようなことでございます。雑草の除去につきましては、農地・水・環境保全関連事業で周辺の農家の皆様のご協力をいただいて保全事業によってできますけれども、土砂の除去につきましては相当の事業費がかかるものというふうに予想されます。そういうことで事業が仕組めないかどうか県との調整をさせていただきます。

次に、農業事業の補助メニューについてということでございます。大きく分けて3つばかりでございます。1つには、生産総合対策事業ということで小型ハーベスターやトラック等の導入事業です。もう一つは、経営構造対策事業ということで野菜や野菜温室、あるいは畜生の生産施設、こういうものがつくれます。これには一部トラクターであるとか、そういうのも付加した形でできますので、そのようにご理解ください。補助率につきましては3分の2以内、温室農業機械等につきましては国、県で80%の補助がございまして。経営構造対策事業におきましては、大体年間7カ所から10カ所ほど事業をただいま行っております。畜産につきましては1カ所ないし2カ所、このような形でございます。それ以外につきましては市で単独補助事業を持ってございまして、事業費につきましては年間大体3億から2億9,000万あるいは3億2,000万という大台でございます。多くの事業がありまして、サトウキビ関係で7つばかり、葉たばこ関係で1つ、施設園芸で6つですね、そういうのもあります。畜産で6つ、そういうような形で単独補助事業も……

(議員の声あり)

◎経済部長（宮國泰男君）

6つです。6つの補助事業がございます。このことにつきましては、各地区の行政連絡員を地区ごとにお集まりいただいて、私どもが持っている事業についてご説明会を開いてございます。ほか農家への周知につきましては行政チャンネルであるとか、地元紙へのお知らせコーナーを使ってその時期に知らせるというような対応をしております。

次に、誘殺灯の現在までの成果でございます。まず、アオトウガネの回収実績でございます。固定式と可動式がございます。可動式につきましては、約1,000基県のほうで導入していただいております。その管理は宮古島市がやるというような形になってございます。5月についてお知らせしますと、固定式が496匹です。可動式がその中で捕獲数がですね、97万8,000匹、可動式が780基動いてまして、11万5,000匹というような形でありまして、1基当たりの部分にしますと固定式が1,972匹、可動式が148というような形になってございます。トータルしますと、5月、6月、7月でございますけれども、固定式のほうで385万4,000匹、固定式で捕獲しておりますけれども、可動式の場合は37万5,000匹と非常に少ない状況にございまして、どうも光量が少し低いのかなという部分と高さが低いのではないかという部分、そしてもう一つは設置場所がですね、畑のそばに多いということで、どっちかといえばもう半分につきましては光が届かないような状況にあるということで、今後の課題としてこれは県のほうとただいま協議をしているところでございます。

◎建設部長（平良富男君）

ホテルアトールエメラルド宮古島に隣接する緑地帯ですけど、現在平良港港湾計画に向けた長期構想検討委員会においても緑地の見直しをする予定はありません。また、売却に関しても予定は持っていません。その土地はですね、平成元年度に下里船だまり地区緑地工事として補助事業を実施していますので、補助金の還付が生じてきます。

◎地域振興課長（長濱博文君）

新エネルギーについてですが、宮古島市には既に風力発電、太陽光発電があり、そしてバイオマスタウン構想、エコアイランド構想、バイオエタノール実証試験等も行われております。島内外からの注目度、県、国よりの期待度も高いものがあります。これらの既存の施設、そして構想を網羅し、宮古島次世代エネルギーパーク構想の策定の準備を現在進めております。次世代エネルギーパークは、新エネルギー等を実際に市民が見て触れる機会を増やすことで我が国の次世代エネルギーパークのあり方について国民の理解増進を図ろうという国の施策で全国に10カ所ほど設置する予定となっております。宮古島市では宮古島全体をクリーンエネルギーパークとしてとらえ、宮古島独自の設置ビジョンを策定し、観光、商工、農業、環境教育等に役立てていきたいと考えております。太陽光発電については、490キロワットをですね、系統電力として沖縄電力が活用しております。風力発電につきましては、平成15年、台風15号により破損し、稼働しておりませんが、七又地区はただいま工事中であります。狩俣地区は、今2基目を工事しております。今年の10月ごろ完成し、実証実験に入るものと思われまます。なお、1基当たりの容量は900キロワットで、大変発電量の大きなアップがあります。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 5 時07分）

再開いたします。

（再開＝午後 5 時07分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

国が都市と地方の格差をなくすために1兆円を準備しているという話を聞いております。それで、公共工事等についてもっと増やすように市として働きかけろということでございますけども、そのように頑張りたいと思います。また、新たに都市と地方の交流として都市の児童生徒を1クラス丸々長期間にわたって地方で勉強させるというメニューもあると聞いておりますので、これについても手を挙げていきたいと考えております。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりました。

◎池間 豊君

ご答弁ありがとうございます。

まず、福祉部長の答えていただいた焼却施設の作業環境についてですね、今現在大変な悪い状態にあるわけですから、やっぱり一日でも早く改善していただきたいという思いが私にはあるんですね。やはり作業される方は毎日毎日そこで働いているわけですから、リサイクルセンターにいつからこの生ごみが搬入されるのか、あるいはEMがEM菌で効果が少なかったからエアサーバーですか、そういったので改善するとかというふうな話ですけども、ぜひ一日でも早い改善をお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

ホテルアトールエメラルド宮古島についてのルートインジャパンさんの条件としては同じように結婚式場、宴会場、喫茶、レストラン、そういった部分も、売店もきちんと残すというふうにお答えいただきましたけども、やはりルートインジャパンさんの経営形態というのは宿泊型だと聞いておりますので、全国に宮古のような例はあるのかどうか、これをもう一度確認したいと思います。もし全国展開の中でそういった宮古のような形態がなければやはり一、二年で同じような完全の宿泊型に変更する可能性も十分にありますので、その辺もお答え願いたいと思います。

それから、良田川の土砂の蓄積はですね、やはり人間の力では大変難しい、厳しいのがあると思いますので、大型機材を入れなければ除去できないんじゃないかなと思っております。ただ、良田川の小川を清掃することによってですね、海につながっている川ですから、やはりカヌーとか、カヤックとか、今島尻の若い青年の中にも既にカヤックとかカヌーを準備してそういうふうきちとできればというふうな状況を待っているような方もおるんですね。自分らで商売としないで乗ったりして遊んでおりますけども、きちんと川がもっと整備されればそういった観光客に商売としてできるような状況にもなると思いますので、多少の経費がかかってもぜひこの整備はお願いしたいなというふうに思っております。

以上、丁寧に答えていただきましたので、宮國部長と、そして市長のその2点だけをお伺いして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ルートインジャパンについては、プレゼンテーションの段階で宴会部門、料飲部門をしっかり残すということを明言しておりますので、契約の時点でこれを再確認して締結していきたいと、そのように思っております。

◎経済部長（宮國泰男君）

良田川の件で再質問でございます。今確かに雑草の除去はその農地・水・環境保全関連事業でできますけども、やはりあそこを浚渫してある程度水深を確保するとなりますと人間の力では難しいし、大型機械を入れるにした場合に大きな事業費がかかりますので、事業の仕組みをですね、頑張っって県と調整してみたいということでございます。

◎議長（友利恵一君）

これで池間豊君の一般質問は終了いたしました。

ちょっと休憩してから、続行しましょうか。

（「休憩して頑張ろう」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

それでは、暫時休憩し……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

5時30分から再開いたします。

（休憩＝午後5時14分）

再開いたします。

（再開＝午後5時28分）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

◎下地秀一君

通告に従いまして一般質問をやってまいります。

その前に、伊志嶺市長、このたびは本当におめでとうでございます。トゥリバー地区がやっと売れまして、またその相手企業が通知書を受け取って翌日金を振り込んだということで、通常考えられない電光石火のごとく対応したということで宮古島に対するある意味では善意のあらわれかなと思っておりますが、やはりこれだけ相手企業がトゥリバー地区の開発に並々ならぬ決意を持っていると感じておりますし、今後の事業、トゥリバー地区開拓によります事業による雇用の拡大並びに経済効果を期待していきたいと思っております。どうぞ今後もひとつまた企業に対して仕事のしやすい環境づくりのために特段のご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、通告順に従いまして一般質問を行ってまいります。最初に、行政改革と財政再建についてですが、今回トゥリバー売却がやはり現実的なものとなったということで今後我が市、我が本市における財政改善への呼び水となって大きく期待されているだろうと考えてもおります。しかし、まだまだ宮古島の財政が厳しいということは周知のとおりであり、最近の当局の職員によるミスと申しますか、市長が先日職務怠慢だと認めたように職務怠慢と言われても仕方がないミスが余りにも最近多過ぎる。これまで市営

住宅の建設段階での農振除外の問題並びに野原学童線の物件補償の問題やマティダ通りの街路樹の伐採問題、そして港湾関係の緑地の売却など余りにも問題が多く、職員が職務上必要な条例と自治法を理解していないんじゃないかという、このように指摘する市民もおります。当然今回港湾関係の緑地の売却にしましても旧平良市時代といえども本来決裁権者というのは、これはあれだけの業務を抱えているもんですから万能選手ではないし、これは担当者が例えば緑地の売買をしますという決裁をいただくのなら、やはりこういう条例、こういう法令によって売却をしますので、決裁お願いしますというのが基本であって、ある意味では初歩的なこういう条例、法令の遵守を怠ったというのが大きな原因じゃないかと考えております。決裁もらうには決裁もらう裏づけ資料と申しますか、条例、法令のコピーでもいいし、地方自治法何条によってこの書類の決裁をお願いしますとコピーでもつけければ決裁権者はそれぐらい、決裁権者の理解も得られるだろうと、ある意味では今後このような細かい配慮もやはり事務手続上必要かと感じております。また、今回さらに財政再建を進める中におきましてはやはり有能な人材を登用することは当然であります。将来は、現在の年功序列や給与体系も見直してエキスパートの育成並びに、これはちょっと飛躍しますが、将来は職員の年俸制度も視野に入れた大幅な行政改革が必要かと考えております。そのような観点から今後有能な若い職員にも道が開けるような夢と希望のある昇任、昇給試験制度の導入を図る考えはないのか伺います。

次に、水道事業の広域化について伺います。この問題につきましては、当局の去った6月議会の答弁後、多良間村の下地村長を初め議員並びに関係者の方々の動きが活発になってきたと聞いております。多良間村の方々に宮古島市の市民と同様に安全でおいしい水を供給することは宮古郡民として当然なことであり、そのような観点から多良間村との広域化については5年後もしくは10年後、20年後の体系に立って速やかに推進すべきだと考えております。

そこで、伺いますが、さきの6月議会において当局は多良間村との広域化については水道局にシミュレーションをつくってもらって、それを見てから前向きに検討していきたいと答弁しておりますが、その後答弁の結果、シミュレーションの結果はどのようになっているのか。また、広域化について当局と現場、つまり市長と水道局はどのように考えているのか、多良間村との広域化を必要と判断するのか伺います。

次に、またたばこ税の一部予算化についても伺います。最近は、各地域におきましてもタクシーの禁煙車の導入という動きがあり、喫煙者にとってはますます肩身の狭い思いがするだろうと考えております。しかし、忘れてならないのは葉たばこ生産農家の方々のおかげで宮古島市に3億5,000万という莫大なたばこ税が入っていることは事実であります。また、今年も約24億8,000万近い農業生産額で宮古の経済に与える影響は大きいと考えております。また、現在の社会情勢の中で最も大事なことは、法律で認められた嗜好品という認識に立つなら、たばこを吸わない方はたばこを吸う方に対してはある程度理解を示してもらい、またたばこを吸う方は吸わない方に対しては特段の配慮をしなければならないということじゃないかと思えます。つまり物事をお互いの個人的な立場で一方向的に考えることなく、相互の信頼関係が必要ではないかと考えております。ほかの市町村の公共施設に行きましても玄関わきやベランダには大体灰皿が置いてあります。しかし、これは景観や衛生面の面からもやはり非常に見苦しいので、必要な措置を行政としては講ずるべきであると考えております。そこで、たばこ税の一部を、別に1,000万とか2,000万とか言いませんが、たとえほんの50万、100万でもいい、その一部をこれだけたばこ税をいただいている以



上は喫煙対策に対しても配慮すべきだと考えております。それで、たばこ税の一部を喫煙対策に必要な予算化に向けて検討する考えはないのか伺います。

次に、訴えの提起について伺います。野原学童線の物件補償で端を発したこの問題は、当局の行政手続上の初歩的なミスであり、職員の職務怠慢であると言っても過言じゃないと考えております。今回裁判所から支払い命令を受けた以上、当然市民の税金をもって支払う義務があり、今後司法を通じて債務者からその損害額を請求すると思いますが、しかし恐らくその裁判そのものが長期化する可能性が強いだらうと考えております。市がその債務者へ裁判で請求の訴訟を起こした場合でも、もし相手側が法的に支払い不可能な手続をとった場合、恐らく請求額の回収は無理じゃないかと。そういう観点からも解決は恐らく厳しいだらうと考えております。しかし、損害額の請求する裁判とは別にこのような事態を招いた立場にある方々はやはり私は政治的、道義的責任は避けられないと考えております。それで、今後当時責任にある立場にある方々は政治的、道義的にどのような責任をとる考えなのか伺います。

次に、港湾関係の土地売却について伺います。これは、トゥリバーと、それから港湾施設内にある緑地計画地の件ですので、トゥリバーが解決しましたので、この質問においては割愛させていただきます。

次に、認可外保育園の助成金について伺いますが、またこの問題につきましても先日與那嶺誓雄議員の質問の中で市長が認可外保育園の視察を行うと、こういうふうに明言してありますので、やはり我々文教社会委員会もこれは今議会で視察を15カ所のうち5カ所行っております。百聞は一見にしかずということがありますので、市長も認可外を視察することによって認可外保育施設の厳しさというのか、そういうのが恐らくわかるだらうと考えておりますので、早い機会に市長が認可外保育園の視察を行うことをお願いしまして、この質問につきましても割愛させていただきます。

次に、北小学校の改築について伺います。この件につきましては、北小P T A関係者からの校舎改築要請の陳情書を受けて文教社会委員会としましても先日校長、教頭先生のお計らいで隅々まで視察させていただきました。予想以上に老朽化が進んでおりますし、至るところで危険があり、教育関連施設としましては余りにも危険が多く、いつ事故が起こってもおかしくないと考えております。そのような観点から児童生徒の教育環境としてはふさわしくないと我々は判断しております。この北小学校の改築問題につきましては、平成11年の6月議会におきまして初日に質問していただきました與那覇タズ子議員、そして現在県議の奥平一夫議員ともに北学区出身でありますので、そういう質問に至ったと思っております。その中で当局は旧平良市時代であります、公立学校施設整備事業計画でプールなどを整備しながら校舎につきましては平成14年、15年での建替えを議会で約束いたしましたけれども、これからのいろいろな社会情勢の変化と申しますか、当局の財政難並びに市町村合併という、そういう大きな流れの中で先送りさせた経緯があります。しかし、私は現在の北小学校の現状を考えますと、やはり速やかに改築すべきだと考えております。そこで、老朽化の激しい北小学校の改築について事業計画の見直しを含めて検討する考えはないのか伺います。

次に、荷川取公園への進入道路について伺います。前回に引き続きましての質問になりますが、この件につきましては荷川取公園は完成いたしました。そういうことで荷川取公園の完成までに道路の整備はできるだらうと地域住民含めて我々も期待しておりましたが、なかなか先が見えない現在状況にありますので、荷川取公園への進入道路につきましては現在整備計画についてどのような状況にあるのか伺います。

次に、農林水産業の振興について伺います。畜産業の振興についてですが、現在好調に推移しております肉用牛の生産は年間約30億円とサトウキビに次ぐ農業生産額を誇っており、畜産業の振興にも大きく貢献しております。先日、これバイヤーというのか、ちょっとわかりませんが、購買者という方々ですかね、購買者の方と会う機会がありまして、彼らはやはり入札の際はその牛を目的地までの輸送費も計算して入札は決めると聞きました。そういうことで今後やはり畜産業の振興、つまりまた肉用牛の生産農家の手取りを増やすためには輸送費の軽減を図る必要があるという話もいただきました。現実問題として本土から見える購買者の方々は宮古から那覇を経由して九州本土へ肉用牛を輸送する際の費用が高いということで他府県と比較して大きなハンディがあり、離島県の離島と言われる宮古島市としましても多良間村を含めて今後畜産業の振興を図る観点からも輸送費の軽減に向けて要請すべきであり、当局として今後輸送費の軽減に向けて国、県に要請する考えはないのか伺います。

以上、答弁いただいて再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

下地秀一議員の質問にお答えします。

有能な人材登用のために昇任、昇給試験の導入を図る考えはないかというご質問でございます。有能な職員を確保することは、行政全体の向上につながるばかりでなく、市民サービスの向上にも大きく影響すると思います。昇任、昇給試験の導入につきましては、県内の状況を調査してみました。県内実施未検討でございますけれども、過去に石垣市が部長会等で話が出て、しかしまだ時期尚早であるとの結論に達したと聞いております。しかし、ご指摘のようにこのような事務手続上のミス等が統発している本市の状況を考えると、さらに国内の各都市の状況等も調査してみる必要があると考えております。

水道事業の広域化についてでございますけれども、広域化については詳細については局に答弁させたいと思いますけれども、県、多良間村と協議していきたくと考えております。実は、昨日も議会が済んでから多良間村長と会う機会がありました。そして、水道事業についても消防行政についてもともにしばらくは両方で頑張りながら将来的には広域化でいこうよという話も話し合ったりしております。

◎副市長（下地 学君）

当局の行政手続上のミスによる不当利得返還請求事件に関する道義的責任はだれが負うかというご質問です。お答えいたします。今定例会に不当利得返還請求事件に関する訴えの提起を提案しておりますが、市が訴訟することで市が責任を負うこととなります。しかし、関係職員の道義的責任は免れないものだと思います。去った9月3日に市長から関係職員については懲戒分限委員会に諮問がありましたので、早速分限委員会を立ち上げて審査対象職員の確認をしております。特に責任の軽重については、それぞれの職場上の立場や責任等によって異なるかと思いますが、分限委員会の審査を結果をもってその責任が明らかにされるものだと思います。

◎水道局次長（砂川定之君）

シミュレーションの結果と広域化についてであります。多良間村との水道事業広域化に係る財政シミュレーションを平成18年度の決算をベースに22年度まで作成した結果、伊良部地区の水道使用料の統一に伴い短期的には若干厳しい状況にあります。リゾート開発計画の進展等による料金収入の伸びや人員削減、コスト縮減等企業努力により中長期的には健全な水道経営が維持できるものと予想しております。水道局

としては、広域化について見解を述べる立場にございませんが、市長が答弁しましたように県、多良間村との協議の上、いかなる結果が出ようとも対処できるような体制を整えておきたいと思えます。

◎**経済部長（宮國泰男君）**

畜産業の振興についてということで、県内外の輸送費の軽減についてということでございます。確かに宮古島は離島であるがゆえに輸送面でのハンディがあります。特に宮古一那覇間の輸送費は相当高いというふう聞いてはございます。ただいま輸送費につきましては沖縄県地域肉用牛振興特別対策事業ということでその競り市場のあるところ以外の購買者、これにつきましては1頭当たり1万5,000円の奨励金を購買者に対して交付をしております。ですが、やはり本土までの輸送となりますと相当経費がかかっているということは聞いております。どういう形でこれが国、県に事業としてのれるのか、まだきちっとした調査はしてございませんけども、何らかの形で調査をし、ご報告をしたいというふうに思えます。

◎**建設部長（平良富男君）**

荷川取公園への進入道路についてお答えいたします。

現在この補助事業等に該当する事業はないか関係機関と意見の調整を伺っていますけど、今のところありません。しかし、引き続き調査していきたいと思えます。

◎**教育部長（長濱光雄君）**

北小学校の改築についてでございますが、ご指摘のとおり北小学校は昭和55年から58年度にかけて建築され、かなり老朽化が進んでおります。本年度耐力度調査を実施し、校舎改築事業を進めていきたいと考えております。校舎改築につきましては、平成22年度に幼稚園を含めて全面的な改築を計画しているところであります。ご指摘のところ早期整備のための年次計画の見直しについてはどうかということでありますが、財政状況の推移を見ながら市長部局と調整、検討してまいりたいと思えます。

◎**財政課長（石原智男君）**

下地秀一議員のたばこ税の一部を喫煙対策に必要な予算化に向けて検討する考えはないのかという質問にお答えいたします。

たばこ税については、平成18年度の収入は3億4,410万円です。今年度も3億4,920万円予算計上されており、宮古島市においては安定的で貴重な一般財源であります。近年市内小中学校及び高等学校において校内、敷地内禁煙が実施され、その他の施設においても禁煙対策が進んでいる現状の中でありまして、宮古島市としての喫煙対策費の予算化につきましては、今後の財政指標等の動向等照らし合わせながら検討してまいりたいと思えます。

◎**議長（友利恵一君）**

答弁終わりましたが。

◎**下地秀一君**

それじゃ、答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

最初に、水道事業の広域化につきましては実は多良間村との広域化は必要と判断するのかという質問もしましたが、現場には現場の立場があるだろうし、市長にはまたこういう最高決裁権があるということで、なかなかその答弁はいただけませんでした。それはそれとして先程シミュレーションの結果につきましては平成18年から22年、これは現場が中長期的には健全だと、そういう判断を示しております。という

ことはここまで来れば、これは市長もシミュレーションの結果見て今後検討したいという6月議会の答弁にもあります。ある意味では、これはもう検討の余地があると私は判断しておりますが、これはまた市長が決めることですから、今回のシミュレーションの結果を見てやるかやらんかは、これはまたね、市長判断じゃなく、検討委員会の設置も必要と考えておりますが、そのシミュレーションの結果をもって広域化の是非を求める検討委員会を設置する考えはないのか伺います。

次に、たばこ税の一部予算化につきまして毎回当局は同じような想定どおりの答弁で全く前進がないと。しかし、これはもう宮古には葉たばこ生産農家やたばこを吸う方がいるからこのように莫大な平均3億5,000万という予算が入ってきておりますし、これだけの予算もらう以上は、喫煙者がいるんですから、これ喫煙対策するのが僕は当たり前だと考えております。そういうことでこれだけの予算、たばこ税いただきながら喫煙対策に一銭も使えないというんでしたら私はこれもう返したほうがいいんじゃないかなと。いや、そのほうが僕は物の道理じゃないかと思えますよ。物の道理をね、いや、もらうものはもらって、やるのはやらんというのはおかしい。いや、これね、はっきり言って本気でやはりね、まだ次年度予算編成の時間はありますので、ぜひその辺前向きにもう一度、もうどうしてもたばこ税の一部予算ができないというんだったら禁煙対策を強化してこの予算僕はたばこ税は返したほうがいいと思えますので、それについてもう一度当局の答弁をいただきたいと思えます。

次に、北小学校の改築について伺います。またこれも前回と同じように現場は想定どおりの答弁で仕方ないと考えております。この問題の変化を求めるには、僕は政治的判断しかないと考えております。市長は、初日の與那覇タズ子議員の質問に対してもトゥリバーが売れば一年でも早く整備していきたいと答弁しております。これがもう現実のものになりましたので、市長、もう一度ね、初日の答弁と同じような環境になりました。もうトゥリバー売れましたので、これね、そういうことでもう一度市長にこれまでの基本計画、宮古島市が作成した北小学校の改築に伴う事業計画の見直しについてももう一度検討する考えはないのか伺います。

答弁をいただいて、またよければ再質問したいと思えます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

広域化については、シミュレーションの結果を踏まえて早い時期に検討委員会を立ち上げて検討したいと、そのように考えております。

また、北小学校については教育委員会とも話をしながら、財政状況の様子も見ながらプライオリティーを決めていきたいと、そのように思っております。

◎財政課長（石原智男君）

下地秀一議員には議会のたびに本当にたばこ税の件でご質問いただいており、恐縮しております。やはり財政状況がこういう状況で、港湾のトゥリバーが売れましても特別会計で、一般会計には関係はございませんので……

（議員の声あり）

◎財政課長（石原智男君）

連結決算においては関係はあります。一応財政指標等の動向等も照らし合わせながら前向きに検討していきたいと思えます。

◎議長（友利恵一君）

答弁終わりました。

◎下地秀一君

たばこ税につきましては、引き続き予算化に向けて努力していただきたいと思います。

市長、北小学校の改築問題につきましては現場の想定どおりの答弁より一步前進かなと。先程答弁をいただきました。僕は、今日そこまで言おうかどうしようか迷ってまいりましたが、実は市長、この庁舎の前には石原雅太郎先生がおりますね。実は、石原雅太郎先生以降何名かの宮古におきましては市町村長が誕生しましたが、やはり市長は市町村合併という初代市長でもありますし、またこれだけ4期もやったという実績もある。石原雅太郎先生の横に建立される銅像に一番近いかなと。いや、そういう意味で本当そういうふうが一番近い方ではないかと、私はそう判断しております。ところが、石原雅太郎先生は毎日北小を見て座っているもんだから、市長、もし市長が決まれば北小学校はずっと見ることになりますので、市長の今期、任期中にぜひ北小学校は完成してほしいと思いますが、もう一度市長に北小学校の改築に向けて再度前向きな検討できないか質問をしまして、私の質問を終わります。

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程教育部長が答弁いたしました年次より1年前倒しができるように頑張りたいと思っております。

◎議長（友利恵一君）

これで下地秀一君の一般質問は終了いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会いたします。

（延会＝午後6時04分）

平成 19 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 13 日 (木) 6 日目

(一 般 質 問)

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第6号

平成19年9月13日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成19年9月13日

（開議＝午前10時05分）

◎出席議員（26名）

（散会＝午前11時34分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（23"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（24"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（25"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（26"）	下地 秀一" "
		"（27"）	下地 明" "
		"（28"）	池間 雅昭" "

◎欠席議員（1名）

議員（13番） 宮城 英文 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川 正吉 君
副市長	下地 学" "	消防長	伊舎堂 勇" "
総務部長	宮川 耕次" "	水道局次長	砂川 定之" "
企画政策部長	久貝 智子" "	教育長	久貝 勝盛" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	教育部長	長濱 光雄" "
経済部長	宮國 泰男" "	生涯学習部長	二木 哲" "
建設部長	平良 富男" "	総務課長	伊良部 平師" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	財政課長	石原 智男" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	企画調整課長	下地 信男" "
環境施設整備局長	平良 光善" "	納税課長	友利 克" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	地域振興課長	長濱 博文" "
平良支所長	狩俣 照雄" "	都市計画課長	長崎 富夫" "
城辺支所長	饒平名 建次" "	学校教育課長	島袋 正彦" "
下地支所長	平良 哲則" "		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長 下地 嘉春 君 議事係 仲間 清人 君  
 次 長 荷川取 辰美" 庶務係 長 友利 毅彦"  
 補佐兼議事係長 砂川 芳徳"



◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時05分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について昨日に引き続き質問を続行いたします。

本日は、眞榮城徳彦君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎眞榮城徳彦君

私も同僚議員と同じように一般質問に入る前にですね、トゥリバー関係のお祝いを申し上げたいんですけども、先決議案として9月の4日に可決された時点ですね、私はこういった案件は前のトゥリバー太眞問題もありますのでね、慎重に慎重を期して委員会に付託をして、そしてじっくりと審議をした上で採決してもいいんじゃないかという立場にありましたので、そのときは反対に回りましたが、別に他意はございません。私も4億円入ったことを喜んでおる一人ですし、それから36億円入ることも確信しております。ただ、このSCG15特定目的会社という特定目的会社、この契約でありますけども、要はこの会社は外資系の不動産ファンドのセキュアード・キャピタル、これが100%出資している子会社でありますから、このセキュアード・キャピタルのファンドを通して資金を調達するシステムになっているわけです。順調にいけば残金36億円の納入はまず問題はないと思いますけども、要はその後の事業計画どおりですね、ホテル及びコテージを建設して、運営のほうは世界的に有名なセラトングループが行うと。そういうことになりますと、期待どおりの宮古島の観光産業あるいは経済発展の新しい核となり得る事業展開ができると思っておりますし、そう願っております。ただし、外資系のファンドですから、これからのグローバルな経済の変化あるいは投資環境の変化によってはまだ流動的な部分も残されているのも事実だと思っております。契約書の第9条に明記されておりますけども、所有権移転等の制限の項があります。公有水面埋立法第27条第1項の規定により、竣工認可の告示の日である平成11年1月6日より起算をして10年間は本件土地を第三者に譲渡し、担保に供し、もしくは事実上の処分をし云々とあります。つまり平成11年1月6日が告示日になっているわけですから、これから10年間といいますとあと2年後の21年1月6日ということになります。事業計画によりますと、40億円が納入されてから2年以内に事業着工するという契約書の中身になっておりますけども、本会議の質疑でも質問いたしましたが、この間1月6日からその契約をする完了する11月の約10カ月間、これが空白期間として残るわけですね。ですから、ファンド会社ですから、諸般の事情によって変化をするケースもあり得る。つまり平成21年の1月6日を過ぎればほかの会社に転売するということもあり得る。これは、何ら契約上の違反行為ではないわけです。ですから、仮にそういうことが起こったとして転売がなされたとしたら、用途目的は一緒ですから、どこの会社が来ようとも。ホテルとして事業計画を新たにつくって、そして新しい会社がこの事業展開していくことは想定されるわけです。ですから、できるならばそういうことのないようにですね、そのセキュアード・キャピタル・ジャパン並びにセラトングループ、これが宮古のために、経済発展のためにですね、そのまま引き継いで事業展開してもらいたいと願っております。

それでは、一般質問に入りたいと思いますけれども、ほとんどもう4日目ともなりますと同僚議員からの質問と重複する部分がございます。私としましては、所見の一端を述べながら一般質問を行っていきたいと思いますけれども、重複する部分に関してもできるだけ丁寧に答弁をしていただきますようよろしくお願いたします。

質問に入る前に、伊志嶺市長におかれましては旧平良市時代から計算をしますと市長の在任期間が今年で14年目を迎えております。その間、選挙を4回勝ち抜いてまいりまして、旧平良市民、そして現在の合併後の宮古島市民、この支持を得て市長としての確固たる基盤を築き上げてきたと言っても過言ではないと思います。ただ、失礼ながらスタート時点においては行政面に関しては全くの素人という立場でスタートしたわけですが、市長においてはその間筆舌に尽くしがたいご苦労があったことは私としましても容易に推測ができるわけですが、それと同時に逆に為政者として一方では使命感に燃えて非常に充実した14年間でもあったと思われまます。いずれにしましても残る2年の任期中にこれまでのご自分と行政運営の軌跡を検証しながら、また今後の宮古島市の発展と育成をにらみながら政治家としてそれこそ最後の総仕上げに取りかからなければならない時期に差しかかっていると思われまます。しかし、伊志嶺市長の、旧平良市時代が主なんですけれども、実績と申しますか、行ってきましたいろんな行政運営、それから事業計画、こういったものを私なりに検証してみますと、その実績の評価というのは残念ながら高い点数を与えることはできません。それどころか各事業におきましてはいつでもかなりの不透明感、あるいは言葉過ぎるかもしれないんですけれども、疑惑、疑問、そういったものばかりが浮き上がってしまうという結果になっているのではないかと思います。

そこで、主な事業を旧平良市時代を中心に列挙してみますとですね、まずパイナガマ公園の事業、これは平成8年にスタートしております。それから、根間地区の区画整理事業、なぜこのような事業をまちのど真ん中でやらなければならなかったのか。街なか再生事業というメニューがありまして、それを適用してやったわけなんですけれども、いまだに根間地区の区画整理事業そのままの状態これから一体何に使われるのか、この地域が、あるいはこの公園がどのように活用されるのか。それは、集客交流施設をつくらなければこの事業は完結しないわけですが、集客交流施設をあそこにつくる意味があるのかと私は疑問に思っています。それから、旧南国美術館、現在の体験工芸村構想につながっていくわけですが、昨日も新里聡議員が鋭く指摘しましたように非常に不可解な行政行為だったと私も思っています。南国美術館建設当時に市と契約を交わして、そしてもし何かあるようだったら原状回復をすべきとしっかりと契約書にうたわれております。しかしながら、あの建物をですね、事業執行が不可能だった後でも1,300万の市民の税金を投入してその施設を買い取る。そして、その整合性を保つために体験工芸村構想が出てくる。我々の重要な財産である植物園、その中で収益事業をやっていく。収益事業ですから、当然リスクもあります。しかしながら、なぜこれを必ずやらなければならないのか、その意味が私にはちょっと理解できません。それから、健康ふれあいランド構想、体験滞在交流事業の一環として始まったわけなんですけれども、いろいろ農都共生NPO法人問題がありました。今でも継続しているわけなんですけれども、これが一体どのようにこの交流施設、それからこの施設があつた狩俣地区で狩俣住民の皆さんとともに事業展開が本当にできていくのか、この事業は一体何だったのか、その見直しが今ソフト部分を中心になさるようとしております。それから、今百条委員会やっておりますところの下崎地区土地売買問題であります。ま

た、事件としてはちょっと古いんですけども、平良市時代に農振地域に係るにせ証明書の発行事件、これも百条委員会が設置されて大変な問題になりました。そして、よく皆さんご存じのトゥリバー売買における太真との詐欺事件、こういったものもありました。

いろいろな問題を列挙しましたが、そのほかにですね、私が気になっておりますのは合併以来、宮古島市が発足して以来1,000名の職員を抱えているわけなんですけども、その職員の人事がですね、どうも次から次へと問題が起こる部署あるいはポストに関して目まぐるしく短期間でかわっていく。特に課長、それから主幹、課長補佐級、どんどん異動します。分庁方式で分散していろんなところに配置されているわけなんですけども、我々市民あるいは議会にその配置の意図がよくわからない、そのことを私は前から疑問に思っております。これは、質問ではありませんから、答弁しなくて結構ですけども、そういう感じを持っています。

それから、水道局、局長ポストがあいております。外部招聘もできるらしいんですけども、なぜ1つの公営企業体に最高管理者である伊志嶺市長がおられるとしても水道局局長というポストをですね、そのままあけたまんまにしておくのか。水道局の職員のモチベーションに関しましても私は非常に問題があると思っております。私は、こういうことをですね、一つ一つ市長が丁寧に仕事をしていてもらいたいと思っております。

それでは、前置きが長くなりましたけども、一般質問に入らせていただきます。最初に、裁判敗訴による賠償金支払いについて。この問題は、もともと今年2月に発生したわけなんですけども、物件補償費の支出行為の前にですね、物件補償費を支払うべき地権者に対して県からの通知で県税未納分に対する差し押さえ通知が本庁に届いています。もう一つは、本人名義の口座への振り込みではなくて、その方の奥さんの口座へ振り込むように委任状を添えて本市担当課へ依頼書が届いております。こういったある意味では特殊なケースの場合、担当課あるいは関連職員が速やかに関係各課に連絡をし、十分にチェックをし、なぜそのようなことになっているのか状況確認を慎重にした上で支払い行為に移るべきだったと思っておりますけども、なぜ精査する義務を全く行わずに、そしてもちろんいきさつでもう支払いはなされたわけなんですけども、そういった行政上のもので、いわば機能不全、こういったことが簡単に起こってしまうのか、そのことからお聞きをしたいと思います。

次に、敗訴による債権者への支払いについて。7日の経済工務委員会で一般会計補正予算、土木費の中に計上されている賠償金、これは認められないということで削除修正可決されております。しかし、既に裁判で敗訴し、本市は控訴断念を決定しております。しかしながら、敗訴したということは事実でありますから、支払い義務が生じているわけです。これを我々議案として議会が最終本会議でこれを否決をした場合、どのような法的根拠あるいは行政手法で支払いが行われるのかお答えをいただきたいと思います。

それから、市長が繰り返し答弁されているところのすなわち債務者に関する不当利得返還請求を提訴し、被告となる債務者から賠償金と同額を回収すると説明しておりますけれども、この提訴と市の賠償金支払いという行為はですね、既に次元が違っております。市民の皆さんの中にはこれを非常に誤解をしている面もありますので、ここではっきりをさせておきたいと思います。債務者に対する提訴と、それから債権者、要するに支払わなければならないこの義務は全く私は2つに分けて考えなくてはならないと考えております。

それから、ついでにお聞きしますけども、市長が市民には一銭の負担もかけないと言っている根拠は何か、そのことも重ねてお聞きしたいと思います。

次に、港湾緑地地域の売却問題についてお伺いします。既に何人かの同僚議員も質問しておりますので、概要は申しませんが、私は単刀直入に効率論ではなくて、素朴な疑問をぶつけてみたいと思います。この売却した土地の中に緑地が何%ぐらい入っていたのか。2つ目は、この土地を購入した民間企業、この方々は緑地の存在を契約の時点で承知していたのか。3つ目に、緑地売却が自治法違反であることは建設部長もはっきりと認めております。そのことを当時の担当課長あるいは歴代の港湾課長、この方々は知っていたのかどうか。それから、この問題が発覚したとき、あるいはこの契約が成立したとき、そしてこれが問題になると市長はいつの時点で知ったのかお聞きをしたいと思います。

それから、3つ目の土地開発公社による行政財産取得のあり方についてでありますけども、この土地は下崎地区埋立地の一部で、平成7年、大分古い話なんですけども、3月に環境整備施設用地として旧平良市から土地開発公社に対し先行取得をするように依頼を受けて売買契約を交わしております。その面積なんですけども、2,595平米、それから契約金が1億1,189万6,400円となっております。この指摘はですね、きのうも新里議員からも指摘がありましたけども、このような平良市の土地を平良市が買う、そうやってつじつまを合わせる、予算の歳入欠陥を補うためにこういった手法をとる、いかにもこそくな手法でこの一般会計の歳入の予算の帳じり合わせをこういった手法でやるという。端的に言えばですね、単なる赤字隠し、借入金隠しの露骨な行政手法と言えます。いみじくもトゥリバー売却金についてですね、財政課長がきのうのどなたかの答弁でトゥリバーの売却金というのは、これは港湾特別会計で処理される性格のものであり、簡単に一般会計に繰り入れることはできないとはっきりと述べておりますけども、12年前の平良市当局、土地開発公社を利用して堂々とやっているこの行政手法、このことに関して伊志嶺市長はどう思われるのか。平成7年と言えば伊志嶺市長が初当選から1年半ぐらいたったことであります。伊志嶺市長も承知の上でこのようなことをやっていたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

さらに、この問題は1年後の平成8年3月には全く同じ手法で埋立地の売却をもくろんでおります。しかしながら、このときは面積が1万4,000平米、金額にして6億4,000万という大規模な案件となったために議会の議決に付きなければならなくなっております。それで、議会に諮ったところ、その当時与党多数の議会でありましたけども、その議会構成にもかかわらず、与党議員2人の議場からの退場により反対多数で否決をされております。非常に良識ある行動だと今でも評価に値するものだと考えております。そのことをですね、踏まえて市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、事務事業の問題点について。これは、ざっくばらんな話なんですけども、納税課から住民税の支払い通知の納付書が来ました、ある家庭にですね。最初は、年間10万幾らと来た。4期に分けますんで、1期の支払いが2万8,800円だと言ってきた。住民税が急に上がったもんですから、一般市民はみんなびっくりして問い合わせも多かったと思いますけども、このことを問い合わせをしましたら担当職員が、じゃ、何かの間違いだと思うんだったら、税務署にも申告のあれがありますから、それを確認してくださいと言った。税務署から宮古島市のほうに連絡が来て、この方の納付額は10万幾らではなくて8万8,000円ぐらいだと来た。それで、1期分の支払いが、この方は口座引き落としですから、1期分の引き落としが2万8,800円、最初はですね。訂正後の納付後が2万1,500円と来ました。差額7,300円あります。ところ

が、その人の口座から引き落とされた金額は訂正前の2万8,800円が引き落とされている。これを問い合わせました。そうすると、あっ、これは単なるミスですと、手違いですということで差額の7,300円は後のほうに繰り入れておきますと言ったそうですね。この人が問い合わせをしなければ2万8,800円の引き落としはそのままずっと生きていたのか。多分恐らくそうなったと思います。それと、私が一番問題にしたいのは7,300円の差額を還付しなきゃならないときに後のほうに入れておくから大丈夫ですよと、問題ありませんという言い方、返しなさい、7,300円すぐに。そういう行政サービスですね、私はいたわりがないというか、優しさがなくないというか、そういうことを感じるわけです。このことについて担当課が答弁してくれるんだったらその答弁を聞きたいと思います。

それともう一つ、観光マップをつくるという話がありまして、ここにありますが、予算化されたのが平成18年の3月であります。合併した直後で、これがまた暫定予算の期間内ですね。平成18年度の4月から予算化されて英語と日本語とドイツ語のマップをつくりなさいと、観光マップをつくりなさいということです、これがその中身になっていますけども。ところが、ドイツ語と日本語は何とかつくれたと。いつまでたっても英語のマップができないと。必要としているところ何カ所から問い合わせがあった。予算化されています、今やっています、それが18年度からずっと続いて、やっとでき上がったのが先月の話です。予算化した事業を2年にわたってどのような理由で、簡単に市民からの要請があるにもかかわらず、こういったことを、怠慢なことをやるのか、そのことを私は職員の資質の問題としても取り上げたいと思いますので、そのことについてもご答弁ください。

以上、答弁をお聞きしてから再質問をしたいと思います。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

眞榮城徳彦議員の質問にお答えいたします。

裁判敗訴による賠償金支払いでございますけども、この差し押さえ見逃し裁判においては市に対して支払いが命ぜられておりまして、これは避けることはできません。まず、近く財産差し押さえの仮執行が行われますので、その前にどうしても支払う必要があります。議会としてもぜひこのことをご理解いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

#### ◎建設部長（平良富男君）

港湾緑地計画についてお答えしたいと思います。

当時は、ゲートボール場として使用しており、また緑地の整備計画も決定していなかったため公用または公共の目的に供することが決定されている財産との認識がないまま売却可能用地と過った判断の上で売却しております。

それから、緑地計画面積は全体の12.1%です。

買い主は、そういう緑地計画については知っていないと思います。

#### ◎総務部長（宮川耕次君）

12年前のですね、環境整備施設用地の先行取得及び駐車場予定用地の、これは平成3年の件ですが、予定地の購入のご指摘がございました。確かにその中で環境整備施設用地につきましては、市の土地造成に伴う土地をですね、市が先行取得したというのは普通は、通常はちょっと変則的な形ではありますが、一応これは財政の赤字といえましょうか、財政が厳しいということでそういう手法をとったという

ことであります。今後は、そういうことがないように一応努力していきたいというふうに考えております。

それから、そういった手法につきましてはどうしてもこの間ですね、財政の厳しさというのがずっとありまして、また一方そういった港湾特会のあり方につきましても十分点検をしまして、例えば補助事業と臨海土地造成の区分けですとか、そういうものを整理いたしまして、一応以前の手法に対してですね、点検、見直しをしたいきさつがございます。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

パンフレットの件でございます。日本語版1万部、英語版2,000部、ドイツ語版1,000部ということで予算化をし、作成をする予定となっておりました。日本語版の1万部とドイツ版はでき上がっておりましたけれども、英語版の作成が遅れたということでございます。このことは、日本語版を基本にして英語版を作成したというようなこと等もありますし、英語を得意とする職員にその英訳をお願いした、そういうこともありまして、その中で相当遅れたということでございます。これにつきましては、どのようなことであれ今回の事項につきましては私を含め怠慢であったということはゆがめないというふうに思っております。私を含め反省しなければならぬというふうに思いますし、職員も当然であります。深く反省し、おわびを申し上げたいというふうに思っております。今後このようなことがないように私を含めまして職員にも精励するように督励をしながらしっかりと今後の事務事業を進めていきたいと、そのように思います。大変申しわけありませんでした。

#### ◎納税課長（友利 克君）

住民税の減額修正に伴う過誤納金の充当処理についてでございますが、通常は税務課で持ちまして修正申告をいたします。その際、税額の変更がございましたら、あった場合は納税課のほうに通知が来ると。それに基づいてこちらでも処理をするという手続をしているわけでございますが、この件については口座振替の時期直前に修正申告があったということで口座振替に間に合わなかったと。その後7,300円の過誤納金が生じたわけでございますけれども、それを充当処理したと。その充当処理の根拠といたしますのは、地方税法17条の2第1項で還付を受ける者につき納付し、または納入すべきこととなった地方団体の徴収金があるときは過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならないというような規定がございまして、その規定に基づいて処理をしたわけでございます。いずれにしましても収納業務を含めまして納税課業務の全般において市民から信頼される業務の遂行を心がけておりますけれども、今後とも市民の皆様からのご意見、また苦情については真摯に受けとめまして業務の充実に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

（「休憩申し上げます」の声あり）

#### ◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時39分）

再開いたします。

（再開＝午前10時39分）

#### ◎建設部長（平良富男君）

緑地の整備計画も決定していなかったため公用または公共用の目的に供することが決定されている財産

との認識がないまま売却可能用地と過った判断の上で売却に至ったわけでございます。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午前10時40分)

再開いたします。

(再開=午前10時41分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

本来ならば中央港湾審議会にかけていくべき緑地の入った土地を売ってしまったという報告を受けております。このことは、工事事務所にも連絡をしてありまして、平良港の長期整備計画の中で新たに代替の緑地をつくるということをお願いしているということを知りました。

◎議長(友利恵一君)

答弁終わりました。

(「議長、答弁漏れではないんですけど、答弁になっていない場合はどうしたらいいんですか、じゃ。私が聞いていることに対して答えてくれないことに関しては、どのように私は理解したらよろしいんでしょうか」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

再質問で具体的に。

(「再質問でも同じように答えたときに、だめでしょう、それは。議長、休憩するべきですよ」「議長、議員もですね、一生懸命に勉強して調査をして、資料をつくって、自分らしく構成をしてこの場に臨んでいるわけですよ。だから、当局側もですね、議員の真摯な気持ちをね、酌んでもらって、私まじめにもう少し取り組んでもらいたいと思うんですけど、答弁には。こういう程度のね、答弁だったらですね、議会の権威を失ってしまうと思うんですよ」「そのとおりだ。議会軽視も甚だしい」「セレモニーじゃないんだから、議会は。一般質問は。議長、しっかりしてくださいよ」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

答弁者もしっかり研究してやっているという意味の答弁をしているようですから、どうぞご理解ください。

◎眞榮城徳彦君

次に、認可外保育園の支援体制についてお伺いたします。

給食費の助成嘆願が出ておりますけども、その対応についてお聞きします。県の福祉保健部長はですね、給食支援については来年度の予算化を目指したいと明言しております。県の試算によりますと、児童1人当たり300円を助成するとして給食費は年間13億円、これはもう県と市町村の折半ということでもありますので、市町村はその半分になるわけですけども、これを宮古島市の認可外保育園に当てはめてみますと、1クラス25日保育するとして300円、これは県の試算で300円と出ているんですけどもね、300円掛ける保育日数が1カ月25日、その12カ月ということは9万円になります。折半ですから市の負担分は4万5,000円。認可外保育園の児童数が400人と大体しますと年間1,800万かかるんですけども、この金額に対して市の対応は可能かどうかをまずお聞きしたいと思います。

今のところ県は助成していく方向で考えていくものの、財源の根拠がないとしております。県の08年度の予算がですね、見送られた場合、宮古島市も同じ歩調で見送る方向であるのか、それとも宮古島市独自の判断で、市長の政治判断でこの予算に取り組んでいく考えなのか、その辺もお聞きしたいと思います。

市長からいただいた資料にいいものがありますので、読み上げますけども、1970年の復帰後、日本の法の適用とともに沖縄独自の託児施設は行政組織の枠組みからはみ出た形になり、認可外保育施設となっている。復帰の遅れから他県と比較すると認可保育所の整備等保育環境整備が大分遅れており、認可保育所だけでは児童の受け入れができず、多くの児童が認可外保育園施設へ入所している現状がある。しかしながら、認可外保育施設は国の支援対象外であり、公的保障がない。それと、沖縄独自の支援策はあるが、子供1人当たりの金額にして認可保育所の100分の1程度の支援しかないということですね。その程度であって、保育環境に大きな格差が生じていると。復帰後の社会と生活の変化に応じて発展してきた認可外保育園施設は多様なニーズに対応し、待機児童の受け皿として本県の保育行政において大きな役割を担っていると。ぜひとも特例として国の支援を要望いたします。これは、市長会の会合で決定された要請書なんですけども、これの中にはもう認可外保育園の現状と課題というのが見事に集約されていると思います。これに関しては答弁必要ありませんけども、紹介させていただきました。

時間もなくなったから、あれですけども、次々に起こる行政ミスあるいは自治法違反で民間の方を巻き込んだ事件、こういったものが多過ぎます。緑地に関してなんですけども、この土地を売買契約するときに当局側は知らないで売却したと。当然買う側も、民間の方もそういうことが、問題が発生するとは知らずに購入したと。これ事後処理が大変なんです、こういうことをやっている。どうするんですか。どう修復するんですか。法律違反を犯したものは、法律の枠内でしか解決はできないと思うんですけども、こういったのは示談で済みますか。この辺をお聞かせください。

それと、最後に要望しておきますけども、休憩中にもちょっと言いましたけども、私どもはこの議場において真剣になって当局に対して一般質問を行っているわけです。これは、議員の主体性をかけて、あるいは人格をかけてやっていると言っても過言ではありません。それに対して、池間健榮議員もおっしゃいましたけども、本当に流れ作業的にですね、セレモニーのように答弁を繰り返しているだけでは私は納得がいきません。十分な反省をお願いをして私の一般質問を終わります。

#### ◎建設部長（平良富男君）

緑地の件については、関係機関、それから弁護士と相談してですね、どういう対処があるか、どういう



対応ができるか現在調整中であります。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、県が20年度予算を財源不足のために見送った場合、市はどうするのかというご質問でございますけれども、さきに認可外保育園の皆さんが要請に見えたときに市長が直にですね、申し上げました。何とか県が仮に20年度予算の対応ができなくとも何らかの形で助成できるように努力をいたしますということをして市長の口から申しておりますので、その辺については対応できるように一生懸命しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

たび重なる事務ミス等に関しては、今後そういうことがないように強い要望を付して眞榮城徳彦君の一般質問は終了いたしました。

◎前川尚誼君

一般質問も4日目で最後ということでありますが、ぜひまたよろしく申し上げます。

おとといトゥリバーの代金が4億円入金があったということですね、非常にこの場から見ましても議員の皆さんも笑顔で、さあ、いつ36億円が入るかなということで期待しているような顔が見受けられます。市長、おめでとうございます。

それでは、一般質問をしていきたいと思いますが、まず宮古病院のですね、脳外科と医師の確保についてということでありますが、きのうも下地智議員が4時間もかかっているんじゃないかというふうな質問をしておりましたが、多分一緒のことだと思っておりますが、私もこの件に関しては前も質問しておりますが、私の知り合いがですね、確かに先月の半ばごろ救急車で宮古病院に運ばれてきて、そして非常にヘリコプターを要請しなくちゃいけないというふうな形になりましたが、どうしても那覇からのヘリが飛べないということになりまして、さあ、どうしようかということになりまして、12時前ごろになりましてから市長、市長にも電話を入れたと思うんですね。那覇のほうでヘリコプター要請できないかということでお願いしたところ、石垣の海上保安庁のほうから遅くではありますけれども、飛ばして既に下地、石垣の脳外科のほうに搬送することになりましたということですね、一応ほっとはしておりましたが、こういうことから考えますとやっぱり一人の命がですね、かかっていることですので、ぜひとも市長、このことに関しては早目にですね、脳外科、そして医師を確保するようにぜひ強い力で頑張ってくださいと思いますが、ひとつご見解をお聞かせください。

次に、伊良部航路の運航時間についてであります。これについてはいろんな形で伊良部に行って会合しておりましたが、青少年健全育成のころは早い時間にやっていたもんですから、極端に時間が遅くならなくてもいいなという感じでありましたが、最近防犯とか、いろんなことで行ったり、またここで会合したときにですね、どうしても途中時間になったら即打ち切って帰らなくちゃいけないという状況がたまたま起きております。この間も佐久本洋介議員と一緒に伊良部のほうで防犯協会の絡みで話し合いしていたんですが、船が、最終便がこの時間ですので、それでは、まさか1人で船を貸し切ってくるわけにもいかないということですね、ぜひ最終便をですね、9時ごろまでできないかな。今7時40分ですか、夏場は。それがありませんが、その後、2社ございますので、その2社のうち1社ずつ交代でですね、最終便は9時にやるんだよというのをですね、要請できないかなと。そうすることによって安心して会議等もいろん

なのができる私は思っておりますので、そのようなことができないのかどうか、要請をしていただけないのかどうかお聞かせください。そうすることによって議会が少し遅れても帰れるんじゃないかと安心しております。

次に、吉野海岸のですね、ウミガメの保護についてということで、今吉野海岸、非常に人気のあるスポットでありまして、パーラーとかですね、またパラソル関係が非常に多く増えまして、ウミガメがどこから入っていいのかかわかんないぐらいに困っているというウミガメを非常に一生懸命管理している方からですね、もうこれはウミガメにとっては死活問題だということで、どうしても何らかの形で保護しないといかんんじゃないかというふうに来ておりますので、ぜひそういうところでもですね、どういうふうな整理をしていけばいいかということでお聞かせいただきたいと思っております。

次に、城辺の野球場についてであります、見るたびに城辺の野球場、草ぼうぼうしているような感じがします。伸びてから僕が行って見ているのか。しょっちゅう管理はしているのかどうか。そして、本当に利用度はですね、どのぐらい利用しているのか。今後どういうふうにするのか。池間健榮議員は、下地の野球場を改修するというので非常に喜んでおりますが、向こうが改修されますとますます城辺の野球場というのが使わなくなってきたですね、どういう形になるかなと心配でありますので、今後どういうふうな利活用していくのかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、カママ嶺公園の展望台はですね、非常に向こうの付近に、民間に委託できないかなという感じがします。私月1回パトロールを夜行いますが、そういう中でどうしても子供たちが遅くまで遊んだ経緯、また瓶とか食べ残りのいろんな捨てたり、そのまま置いていたりということでモラルが非常に厄介になっているところであります。その中でやっぱりどうしても向こうの展望台のところをですね、一たん更地にして、建物を壊して民間に借用させて、建物をつくっていい展望台、そしてレストランとかお土産品とかというところがないかなというふうには私いつでも感じておりますので、ぜひそういうことができないかをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、県営西里団地南側の道路ということでありますが、富名腰16号線といっているそうですが、山里議員、棚原芳樹議員も質問しておりますが、その道路は本当にこれでいいのかなという道路でありますね、見たところ。それで、今団地もありますし、アクセス道路として非常に利用度が高い道路であります。しかし、部長の山里雅彦議員に対しての答弁については県と協議していきたいという話をしてありますが、県と協議していったらこれ五、六年もなかなか前に進まんないかなという感じを受けました。それで、どうすればいいかなということで私も考えてみた。ぜひですね、部長、道路舗装、簡単でいいですのでね、整地してですね、アスファルト舗装3センチぐらい舗装したらどうかなと思っております。ということは3センチ、向こう大型車両通るのは少ないですので、自家用車とかというのが通るのが多いかと思っておりますのでね、3センチ舗装で十分可能であると思っておりますので、ぜひそういうことを考えていただきたいなと。ちょっとそういうことで少しどのぐらいかかるかなということで積算してみました。向こう聞いてみますと、幅員が4.7メートルぐらいというお話をしていました。延長が520メートルぐらいはあるそうですが、その520メートルのうちで舗装されていない部分だけで約300メートル足りるか足りないかぐらいだと思いますので、やっぱり積算をしてみますとですね、450万ぐらいかかるんじゃないかなと思われそうですが、県との協議の前にですね、そういうところからまず検討してみて、450万ぐらいでできるんじゃないかなと私ど

も積算しても思われますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、この件についてお聞かせください。

次に、鏡原学区内の七原部落内ですね、集落についてであります。前一般質問でも集落道、排水をつけていただけないかということでありました。どのようなメニューがあるか県と協議して検討してみたいという話をしておりましたので、その件についてどういうふうになっているか、検討したのかどうか、そういうところを少しお聞かせいただければなと思いますが、今後どういうふうにしていくのかぜひお聞かせください。

次に、漲水御嶽前ですね、石畳、ネフ何道路といったのかな、石畳の道路がございまして、その隣の方からですね、電話がございまして、非常に雨降るたんびにその石畳が崩されてきているというふうな話をしておりましたので、最近行ってみますと確かに排水がありまして、その横に石畳のところがありますけど、少しずつ少しずつ石畳がですね、崩されてきているのを一応この間確認してきておりますので、今後この文化財でもあります石畳をですね、どういうふうに、補修していけるのかどうか。

それと、要望ですが、観光客がよく最近来るそうです。そしたらバリアフリーにして、一部分をですね。車いすで来る方もいるそうですので、バリアフリーにして一たん向こう通りたいなということで話もしておりましたので、そういうところはできないのかどうか少しお聞かせください。

次に、サズガーガーという文化財というふうですね、掲げてあります井戸がございまして。これは、更竹病院の手前のほうになります。実はこの井戸はですね、30年前ぐらいですかね、相当の干ばつがあったときに私もその場所にですね、行って、馬車にですね、たるを積み込んで行って、この井戸に行ってよく水くみをしたものでございまして。そういうことがありまして、最近7月ごろの干ばつにそういえば相当の干ばつでもその井戸は水がなくなることはなかったからどんなもんかなということでもちょっとのぞいてみたところですね、非常に立派に立て札が立っておりまして、文化財サズガーガーということで立て看が掲げてあり、あっ、この井戸は文化財になったのかということで非常に喜びもひとしお。しかしながら、その井戸を見ますとですね、周囲は全部草ぼうぼうですよ。それで、ふたはトラックの荷台をそのままずとんと乗せた。昔は、井戸の周囲に縁があったような感じがしましたが、その縁もない。そうするところが文化財かなというふうな感じを受けてですね、非常にびっくりしてきまして、もし文化財であればですよ、もう少し丁寧にきちんとした形で見せるべきじゃないかなと思っておりますので、その辺どういうふうに対応していくのかお聞かせください。

次に、青少年夏休みの問題ということで提起してありますが、最近青少年による飲酒、そして深夜徘徊とか喫煙とかということで非常に憂慮するべき点がございまして。そういう中で去った9月の7日にですね、未成年者飲酒防止対策緊急会議というのを宮古教育事務所が主催、宮古支庁とか宮古島市教育委員会も一緒になって主催してやっておりますが、特にこの夏休み期間中ですね、非常に飲酒、深夜徘徊というのが目に余るほど増えております。今度の夏休みの場合は高校生が主でありますけど、しかし高校生を見て中学生、小学生はまたまねていくという感じしますので、これは高校生の問題だということでは済まされなないと思いますので、教育委員会もですね、ぜひどのような形で対応していくのか。それと、このデータから見ますと、深夜徘徊ですね、昨年まではなかったんですが、小学生が3名ほどいろいろな形で警察のほうにも補導されて指導を受けております。そういうところをどうするのか。そして、飲酒絡みについて

ですが、このデータからいくと、これは平成18年でありますけど、1,000名に対してですね、全国の飲酒絡みで年間指導されるのは全国が20.15、沖縄県全体としては107.37、そして宮古は何と15倍ですよ。316.10という数字が出ております。非常に宮古の場合ですね、飲酒絡みが多いですので、委員会としてもそういうところをどういうふうな対応していくのかぜひお聞かせください。

次に、AEDの設置ですね、消防関係になりますが、AEDの設置の宮古でのですね、設置している数とか場所、今後増やしていけないか、予定ですね。テレビでもよく見ますが、これにAEDがあったおかげで命助かったという例が非常に最近増えてきているという話も聞いておりますので、ぜひ今後どういふふうな形で増やしていくのかということもお聞かせいただきたいと思います。

次に、消防の県広域化についてということですが、何かよくもう県広域化に消防は向かっているんじゃないかなという話を聞いております。去年でしたか、消防で我々も総務財政委員会として研究会したときもこの話も少し出ておりましたので、今後どういふふうな形になっているのかですね、県広域化についてはどういふふうな形になっていっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

答弁を聞いてから再質問していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### ◎市長（伊志嶺 亮君）

前川議員の質問にお答えします。

脳神経外科医の配置の問題でございすけども、宮古病院脳神経外科医師の配置については県において積極的に県外の大学や民間病院等複数の機関との調整や今年度の新規事業として内閣府の補助事業、専門医派遣事業を実施するとともに、県ホームページでも脳神経外科医緊急募集を掲載して医師の確保に取り組んでいると聞いております。市としましても宮古圏域医療の充実を図ることは最重要課題であり、安定した医療確保を行えるようこれまでも県に要請してまいりました。これからも県立宮古病院の早期進捗を含めて県と調整を図りつつ早期に脳神経外科医が配置できるよう強く要請してまいります。

#### ◎経済部長（宮國泰男君）

吉野海岸のウミガメ保護についてでございます。確かに観光客が多く来られることは大変うれしいことではありますけども、反面やっぱりウミガメに対しては優しくない海岸になってきているということは言えると思います。そういう中でやはりきちっとしたルールづくりの中で海岸を保全するということにつきましては、8月22日の宮古毎日新聞にもありましたけども、宮古支庁と提携をしまして、不法占拠物件の撤去をしてもらいたいと、そういう指導をしているところでございます。浜をきれいに使う、ウミガメの上陸しやすい海浜をつくると、そういう意味からすればパーラー等は陸上部に移してもらい、パラソルにつきましては設置したままにしないでその日に使ったものについては撤去していただくと、そのような対策等、あるいはごみを残さないという、そういうものですね、そういうものをしっかりとした形で対応する必要があるというふうに思っております。そのようなことで県とも協力をしながらきちっとした対応とれるように今後ともいろんな形の問題解決に当たっていきいたいというふうに思います。

#### ◎建設部長（平良富男君）

県営西里団地の舗装について答弁いたします。

一応きのうも補助メニューを探しているという形で答弁いたしました。現在県ですね、本庁の職員にも現場を視察しております。そして、その道路はですね、その道路用地内は個人名義の土地になっていま

す。これがきれいに相続されておれば問題ないんですが、まずその同意が必要です。それで、今担当課といたしましてはこの道路のですね、所有者の確認の調査をやっていきたいと思っています。

七原部落内の道路の施工についてですけど、この道路もやはりどういう形で補助メニューがとれるかどうかということですね、県と調整しているところです。

それから、先程の県営西里団地の部分は単費でやるにしても個人の同意が必要ですので、それを処理していきたいと思います。

#### ◎生涯学習部長（二木 哲君）

まず、漲水御嶽前の石畳道路の件でございます。漲水の石畳の道路につきましては、地域の住民のご協力をいただきまして、定期的に清掃等実施しているところでございますけれども、確かに議員指摘のとおり石畳の沈下が見られます。これについてはですね、早急に対応してまいります。

それと、この件の道路のバリアフリーの件でございますけれども、文化財ですので、文化財の上に新たな工作物とかですね、そういったものはできないことになっておりますので、大変これは難しいものと思っております。

それと、もう一点ございました。サズガーガーの件でございます。この井戸につきましては、現在指定文化財ではございません。ただ、旧城辺町の教育委員会におきまして地域の住民の方々に井戸の重要性とまいましようか、そういったことを知らしめるためにですね、標柱は立ててございます。ただ、先程も申したみたいに指定文化財じゃありません。ですから、指定以外の史跡等につきましては地権者あるいは所有者が維持管理する、これが原則でございますので、私どもといたしましては市民のご理解いただきながら啓蒙の活動を図ってまいりたいと思っております。

#### ◎消防長（伊舎堂 勇君）

AEDの設置数と今後の予定についてと、それから消防の県広域化についての2点であります。

AED設置数と今後の設置予定についてお答えいたします。現在は、市内5高校を含め29施設、36基のAEDが設置されております。設置計画につきましては、平良庁舎を除く4庁舎について年次計画で設置することになっていましたが、今回の補正予算に計上し、城辺支所、上野支所、それから下地支所、伊良部支所、そして市民マティダ劇場の5カ所に設置する予定になってございます。今後も宮古空港、ホテル等不特定多数の者が出入りする場所、スポーツ施設、海水浴場、ダイビング業者等に設置を促してまいります。

次に、消防の県広域化についてであります。沖縄県消防広域化については国の消防広域化基本指針に基づき沖縄県は広域化推進検討委員会を設置し、去った8月21日には市町村説明会を沖縄県消防学校で実施してあります。また、検討委員会においては市町村への意向調査等も行われ、消防行政の現状分析及び諸課題等審議し、将来の展望及び合併方式等の消防広域化推進計画案が示されます。よって、今年度中に消防広域化推進計画案が作成され次第、関係部署と協議しながら検討していきたいと考えております。

#### ◎地域振興課長（長濱博文君）

前川尚誼議員の伊良部航路の運航時間についてお答えいたします。

平良一伊良部間の船便の運航につきましては、市民からの時間外運航の要望がありますが、時間外運航につきましては労基法との関連で2交代制勤務になることや現在の利用客の状況から推測すると定期的に

は多くは望めないため燃料費、人件費を考慮すると経費負担が多くなりますので、定期的に運航することは困難であるということでもあります。それから、国や県からの離島航路助成につきましては2つ以上の船会社の運航している航路では助成できない制度になっております。また、現在の本市の財政状況から補助することは当分の間は考えられません。いずれにいたしましても平良―伊良部間の船便の延長運航、定期的運航につきましては、まず第1に伊良部地域からの要請が船会社等に必要であると思います。要請の内容によりまして地域住民のニーズを把握する必要があるからであります。

#### ◎都市計画課長（長崎富夫君）

まず、野球場の城辺野球場の今後の利用についてであります。城辺野球場は、年間を通して城辺地区の中学校野球部の練習、城辺学区体育協会の大会、職域野球チームの練習等に利用されております。1月から3月にかけては本土の大学野球チーム、社会人野球のキャンプ地として使用され、今年は社会人野球の強豪であります日本通運野球チームがキャンプを行っております。今後も各種団体の練習や大会等、また大学、社会人野球のキャンプ地としての活用が期待されておりますので、球場の整備、管理に十分努め、関係機関と連携し、受け入れたいと考えております。

次に、カママ嶺公園内の展望台民間委託についてであります。カママ嶺公園は、市街地に隣接する公園であり、市民の憩いの場として、またスポーツの場として利用度の高い公園であります。展望台を含め公園一帯については年間契約で業者に委託し、維持管理に努めております。特に展望台からは市街地や伊良部島などが一望できる見晴らしのよいところであり、維持管理には十分気をつけているつもりですが、夜間や休日等において目の行き届かないところで十分な管理ができないことも事実であります。ご質問の展望台周辺の民間委託につきましては、沖縄県としては今後の社会情勢等踏まえ公園の民間委託を含め慎重に検討していきたいとしていることから、本市としましても他市町村の事例や民間委託の効果等を検証しながらカママ嶺公園のみならず、宮古圏域における都市公園の民間委託について県及び関係機関と協議、調整を行っていききたいと考えております。

#### ◎学校教育課長（島袋正彦君）

新聞の報道等にもありましたように8月に入って県内各地で中高生による飲酒絡みの報道が多発し、大きな問題となっております。宮古島市においても高校生による集団飲酒事案が相次ぎまして、ある高校では夏休み期間中に緊急集会を開き、再発防止呼びかけを行っております。前川議員からもありましたが、去った9月7日には宮古教育事務所、宮古島警察署、宮古島市教育委員会、それと多良間村教育委員会主催で未成年者の飲酒防止対策緊急会議がスーパーマーケット、それとコンビニエンスストアと酒類販売団体の方々も参加していただき、開催されております。会議においては、関係機関、団体による未成年者の飲酒防止に向けた宮古地区ネットワークの構築と不良飲酒防止の徹底が協議されまして、不良行為を見かけたらまず大人が毅然とした態度で注意を行う。保護者は、在宅確認や交友関係の把握をしっかりと行う。酒類販売業者は、未成年に酒類の販売をしない。酒類提供業者は、場所提供ですね。未成年者に飲酒の場を提供しないなど未成年者の飲酒防止に向けての緊急アピールが出されました。その中でまずは大人が襟を正して模範を示して地域全体で未成年者の飲酒は絶対に許されないものであることを共通認識として真剣に行動することを確認いたしました。宮古島市としてですけれども、相次ぐ飲酒補導を受けて過ぎました8月30日、夏休みの最後のほうですが、宮古島市教育委員会主催の小中学校生徒指導主任研修会におき

まして宮古警察署生活安全課に講話を依頼しまして、夏休みを含む今年の上半期の少年補導状況等について共有化による実態調査と実態把握と児童生徒の健全育成のための今後の方向性等の確認等を行いました。これからですが、さらに各学校のPTA単位で取り組む郊外パトロールや地域で取り組む防犯活動などの連携強化を図るとともに、毎月の問題行動調査の有効活用、それと事件、事故発生時の教育委員会への緊急連絡体制を定着させることで事件、事故の未然防止、早期対応を確立し、地域の子供たちは地域で守り育てるとの共通認識の上で関係機関、団体との緊密な連携を図っていく所存でございます。

#### ◎前川尚誼君

青少年問題についてはですね、やっぱりもう少し毅然とした形で早目、早目の対応をとってですね、ぜひいろんな形で我が宮古島を担う子供たちをですね、もっと健全に指導していくということで頑張っていると思います。よろしくお願いいたします。

文化財についてであります。文化財でなければあの文化財という文字はですね、消しておいたほうがいいんじゃないかなと、井戸のですね。あれ行ってみたらすぐ文化財と大きく書いてありますのでね、文化財とだれもが思いますよ。消すべきところはちゃんと消す。井戸があるということを示しているということは非常にいいことです。文化財でなければ文化財でないというところの文字は消したほうがいいんじゃないかなと私は思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それと、石畳についてですね、文化財であるということでバリアフリーは厳しいんじゃないかという意見ですが、少し世の中変わっていますので、もう一度検討してみたほうがいいんじゃないかなと思っておりますのでね、ぜひその点またまず検討してみてください。

西里団地の前のですね、富名腰16号線、ぜひ県とも早急に協議してですね、早目に対応する。そして、個人有地があるということ今聞きましたので、それについても早急に話し合いして解決策ができるんじゃないかなと思いますので、ぜひこの点もよろしくお願いいたします。

カママ嶺公園の展望台付近の民間委託ということについては、まずいろんなところも調査しながらですね、ぜひ民間委託していけばそれはたまり場にもならないんじゃないかなというふうに感じますので、ぜひその点もよろしくお願いいたします。

宮古病院の脳外科については、ぜひ市長、よろしく頑張らしましょう。

それで、質問の内容はいいんですが、今日は台湾、基隆市からの市長ほか17名がいらっちゃって交流会があるということでありますので、ぜひこのほうもですね、全員参加して盛り上げていきたいなと。下地智議員が非常に喜んでおりますので、ぜひ頑張らしましょう。

それと、教科書問題。9月の29日に郡民総決起大会を持つということでありますので、ぜひまたこのほうもですね、県内一斉に行いますので、ぜひ議員も全員参加してですね、一般市民も参加して頑張って盛り上げていきたいと思います。

それと、実は……

(「まだあるの」の声あり)

#### ◎前川尚誼君

いっぱいあります、時間ありますので。9月の28日にですね、消防の操法大会がございます。それで、県の大会が10月の30日に行われますが、実は宮古地区でですね、女子の消防団員が結成されまして、今度

はぜひ女子ですね、消防団員がまた素晴らしい消防操法大会に参加して大会を盛り上げますので、このほうは女子はもうすぐ県大会に向くということで今頑張っておりますので、ぜひ9月の28日にまた午後から消防のほうにもいらっしゃって応援をしていただきたいと思いますと思っております。

それと、市長、飲酒運転関係についてはぜひとも厳重にですね、厳しく対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、実は9月の7日の昼ごろから10日の朝方にかけての大雨についてですね、きのうの新聞でしたかな、細竹1号線の横の道路がですね、非常に水で土が流出しているということで、私も地域でありますので、行ってみましたところ、本当に80近いおじいさんとおばあさんがですね、この土をどうすればいいかということで悩んでいるところを見ますと声もかけられないぐらい非常にかわいそうだなというふうに感じてきましたので、新聞で見ますと、細竹1号線ができたからきれいになったのはいいんですが、そのときから水の流れがおかしくなっているというふうに話しておりますので、建設部長、ぜひ、今日一緒に行ってみますか。そういうことですね、非常に農家の皆さん厄介しておりますのでね、ぜひ見てみてどういう方法ができるかということで頑張りたいと思っております。

そういうことで一般質問も私で今日最後でありますので、ぜひまた今日は先程も言ったように台湾の基隆市との交流を一緒にしながら議会活動をまた一緒にやっていきたいと思ひます。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

これで前川尚誼君の一般質問は終了いたしました。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

（散会＝午前11時34分）



平成 19 年

# 第 7 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

9 月 14 日 (金) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）議事日程第7号

平成19年9月14日（金）午前10時開議

基隆市長あいさつ

- 日程第 1 下崎地区土地売買に関する調査について (特別委員長報告)
- ” 第 2 議案第47号 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (委員長報告)
- ” 第 3 ” 第65号 宮古島市働く女性の家条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 4 ” 第66号 宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 5 ” 第67号 宮古島市乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 6 ” 第68号 宮古島市ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会設置条例 ( ” )
- ” 第 7 ” 第69号 宮古島市公設市場条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 8 ” 第70号 宮古島市水道事業給水条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 9 ” 第59号 平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号） ( ” )
- ” 第10 ” 第60号 平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ( ” )
- ” 第11 ” 第61号 平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号） ( ” )
- ” 第12 ” 第62号 平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） ( ” )
- ” 第13 ” 第63号 平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） ( ” )
- ” 第14 ” 第64号 平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号） ( ” )
- ” 第15 ” 第72号 市道の路線変更について ( ” )
- ” 第16 ” 第73号 訴えの提起について ( ” )
- ” 第17 ” 第74号 訴えの提起について ( ” )
- ” 第18 ” 第76号 字の区域の変更について ( ” )
- ” 第19 ” 第77号 字の区域の変更について ( ” )
- ” 第20 ” 第78号 議決内容の一部変更について ( ” )
- ” 第21 認定第 1号 平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第22 ” 第 2号 平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第23 ” 第 3号 平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )

日程第 2 4	認定第 4 号	平成 1 8 年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (委員長報告)
" 第 2 5	" 第 5 号	平成 1 8 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について ( " )
" 第 2 6	" 第 6 号	平成 1 8 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ( " )
" 第 2 7	" 第 7 号	平成 1 8 年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ( " )
" 第 2 8	" 第 8 号	平成 1 8 年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について ( " )
" 第 2 9	" 第 9 号	平成 1 8 年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について ( " )
" 第 3 0	" 第 1 0 号	平成 1 8 年度宮古島市水道事業決算認定について ( " )
" 第 3 1	陳情書第 6 号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書 ( " )
" 第 3 2	" 第 7 号	地元産品及び地元企業の優先使用について (要請) ( " )
" 第 3 3	" 第 8 号	県産品の優先使用について (要請) ( " )
" 第 3 4	" 第 9 号	妊婦健康診断の公費負担による受診回数と料金設定について (要望) ( " )
" 第 3 5	" 第 1 0 号	旧城辺町道 1 2 号線再整備 (末端まで) について要請 ( " )
" 第 3 6	" 第 1 1 号	「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」に関する陳情 ( " )
" 第 3 7	" 第 1 2 号	認可外保育園に通う児童への給食支援を求める要請書 ( " )
" 第 3 8	" 第 1 3 号	消費税増税反対の決議要請 ( " )
" 第 3 9	" 第 1 4 号	教育施設整備事業 (校舎改築) 要請書 ( " )
" 第 4 0	" 第 1 5 号	最低保障年金制度の実現を求める陳情 ( " )
" 第 4 1	" 第 1 6 号	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情 ( " )
" 第 4 2	意見書案第 4 号	「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」 (委員会提出)
" 第 4 3	" 第 5 号	認可外保育園の児童への給食費支援の実現を求める意見書 ( " )
" 第 4 4	" 第 6 号	最低保障年金制度の実現を求める意見書 ( " )
" 第 4 5	同意案第 1 号	教育委員会委員の任命について (市長提出)
" 第 4 6	諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ( " )
" 第 4 7	" 第 4 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ( " )
" 第 4 8	" 第 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ( " )

◎会議に付した事件

基隆市長あいさつ

- 日程第 1 下崎地区土地売買に関する調査について (特別委員長報告)
- ” 第 2 議案第 47号 宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (委員長報告)
- ” 第 3 ” 第 65号 宮古島市働く女性の家条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 4 ” 第 66号 宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 5 ” 第 67号 宮古島市乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 6 ” 第 68号 宮古島市ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会設置条例 ( ” )
- ” 第 7 ” 第 69号 宮古島市公設市場条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 8 ” 第 70号 宮古島市水道事業給水条例の一部を改正する条例 ( ” )
- ” 第 9 ” 第 59号 平成 19 年度宮古島市一般会計補正予算 (第 3 号) ( ” )
- ” 第 10 ” 第 60号 平成 19 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) ( ” )
- ” 第 11 ” 第 61号 平成 19 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算 (第 2 号) ( ” )
- ” 第 12 ” 第 62号 平成 19 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) ( ” )
- ” 第 13 ” 第 63号 平成 19 年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) ( ” )
- ” 第 14 ” 第 64号 平成 19 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) ( ” )
- ” 第 15 ” 第 72号 市道の路線変更について ( ” )
- ” 第 16 ” 第 73号 訴えの提起について ( ” )
- ” 第 17 ” 第 74号 訴えの提起について ( ” )
- ” 第 18 ” 第 76号 字の区域の変更について ( ” )
- ” 第 19 ” 第 77号 字の区域の変更について ( ” )
- ” 第 20 ” 第 78号 議決内容の一部変更について ( ” )
- ” 第 21 認定第 1 号 平成 18 年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 22 ” 第 2 号 平成 18 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 23 ” 第 3 号 平成 18 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 24 ” 第 4 号 平成 18 年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について ( ” )
- ” 第 25 ” 第 5 号 平成 18 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

		いて	(委員長報告)
日程第26	認定第6号	平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第27	" 第7号	平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第28	" 第8号	平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第29	" 第9号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について	( " )
" 第30	" 第10号	平成18年度宮古島市水道事業決算認定について	( " )
" 第31	陳情書第6号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書	( " )
" 第32	" 第7号	地元産品及び地元企業の優先使用について(要請)	( " )
" 第33	" 第8号	県産品の優先使用について(要請)	( " )
" 第34	" 第9号	妊婦健康診断の公費負担による受診回数と料金設定について(要望)	( " )
" 第35	" 第10号	旧城辺町道12号線再整備(末端まで)について要請	( " )
" 第36	" 第11号	「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」に関する陳情	( " )
" 第37	" 第12号	認可外保育園に通う児童への給食支援を求める要請書	( " )
" 第38	" 第13号	消費税増税反対の決議要請	( " )
" 第39	" 第14号	教育施設整備事業(校舎改築)要請書	( " )
" 第40	" 第15号	最低保障年金制度の実現を求める陳情	( " )
" 第41	" 第16号	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情	( " )
" 第42	意見書案第4号	「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」	(委員会提出)
" 第43	" 第5号	認可外保育園の児童への給食費支援の実現を求める意見書	( " )
" 第44	" 第6号	最低保障年金制度の実現を求める意見書	( " )
" 第45	同意案第1号	教育委員会委員の任命について	(市長提出)
" 第46	諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( " )
" 第47	" 第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( " )
" 第48	" 第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	( " )
" 追加		議案第59号平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)の再議の件について	( " )

平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

調査特別委員会  
委員長 仲間 明典

委員会調査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、調査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
	下崎地区土地売買に関する調査について	再継続調査

平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

調査特別委員会  
委員長 仲間 明典

閉会中、再継続調査の申し出について

本委員会は、調査期限について本定例会までと決せられていたが、その期限を延長し、なお引き続き閉会中も調査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件名

議案番号	件名
	下崎地区土地売買に関する調査について

2. 理由

閉会中もなお調査期限を延長し、慎重調査を要する。

平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵 一 殿

総務財政委員会  
委員長 前 川 尚 誼

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第47号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	再々継続 審査
議案 第59号	平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）	修正可決
議案 第65号	宮古島市働く女性の家条例の一部を改正する条例	原案可決
議案 第78号	議決内容の一部変更について	”
認定 第1号	平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について	継続審査



議案第59号 平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）修正案

議案第59号 平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）を次のとおりに修正する。

第1表 歳入歳出予算補正中次のとおり改める。

尚、差額については、予備費に組替えとする。

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正の額	計
8. 土木費		4,608,108	526,407 <del>539,026</del>	5,134,515 <del>5,147,134</del>
	1. 土木管理費	28,213	49 <del>12,668</del>	28,262 <del>40,881</del>
歳 出 合 計		34,262,261	629,243	34,891,504

修正の理由

8款土木費1項土木管理費「道路拡張工事にかかわる物件補償費の差押え命令判決に伴う賠償金」について

この修正は、8款土木費1項土木管理費12,619千円を削除したいとの案である。

当局の説明によると、判決がでた以上、市は議会の議決によらず債権者に賠償金を支払わなければならないが、議会及び市民に明らかにした上で支払うという意味からも「道路拡張工事にかかわる物件補償費の差押え命令判決に伴う賠償金」を補正予算として計上したとのことである。

しかしながら、委員からは、本会議における市長の「市民に負担をかけない」という答弁と一般会計からの支払いという部分で整合性が取れないとの意見があり、採決の結果、賛成多数で賠償金12,619千円（消耗品費59千円を含む）を削除すべきとし、修正可決となった。

平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

総務財政委員会  
委員長 前川 尚 誼

### 陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	結果
陳情書 第11号	「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」に関する陳情	採択すべきもの
陳情書 第13号	消費税増税反対の決議要請	継続審査
陳情書 第16号	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情	”

#### ◎採択の理由

陳情書第11号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

総務財政委員会  
委員長 前川 尚 誼

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
議案 第47号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年5月31日提出）
認定 第1号	平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について
陳情書 第13号	消費税増税反対の決議要請
陳情書 第16号	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情

2. 理 由

議案第47号、認定第1号、陳情書第13号、陳情書第16号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵 一 殿

文教社会委員会  
委員長 佐久本 洋 介

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第60号	平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第64号	平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第66号	宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	”
議案 第67号	宮古島市乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	”
議案 第68号	宮古島市ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会設置条例	”
認定 第2号	平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
認定 第4号	平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第7号	平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第8号	平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	”

平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵 一 殿

文教社会委員会  
委員長 佐久本 洋 介

### 陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	結果
陳情書 第6号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書	継続審査
陳情書 第9号	妊婦健康診断の公費負担による受診回数と料金設定について（要望）	採択すべきもの
陳情書 第12号	認可外保育園に通う児童への給食支援を求める要請書	”
陳情書 第14号	教育施設整備事業（校舎改築）要請書	”
陳情書 第15号	最低保障年金制度の実現を求める陳情	一部採択

#### ◎採択の理由

陳情書第9号、陳情書第12号、陳情書第14号については、要請書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

陳情書第15号については、陳情事項2の「大企業・大金持ち」という基準があいまいであるとのことで、この項目を省き一部採択とした。

平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵 一 殿

文教社会委員会  
委員長 佐久本 洋 介

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
認定 第 2 号	平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定 第 4 号	平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定 第 7 号	平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定 第 8 号	平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
陳情書 第 6 号	新ゴミ処理施設建設に反対する要請書

2. 理 由

認定第2号、認定第4号、認定第7号、認定第8号、陳情書第6号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

経済工務委員会  
委員長 池 間 豊

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第61号	平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第62号	平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	”
議案 第63号	平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	”
議案 第69号	宮古島市公設市場条例の一部を改正する条例	”
議案 第70号	宮古島市水道事業給水条例の一部を改正する条例	”
議案 第72号	市道の路線変更について	”
議案 第73号	訴えの提起について	”
議案 第74号	訴えの提起について	”
議案 第76号	字の区域の変更について	”
議案 第77号	字の区域の変更について	”

議案番号	件名	結果
認定 第 3 号	平成 1 8 年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
認定 第 5 号	平成 1 8 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第 6 号	平成 1 8 年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第 9 号	平成 1 8 年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について	”
認定 第 1 0 号	平成 1 8 年度宮古島市水道事業決算認定について	”



平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵 一 殿

経済工務委員会  
委員長 池 間 豊

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
陳情書 第 7 号	地元産品及び地元企業の優先使用について（要請）	採択すべきもの
陳情書 第 8 号	県産品の優先使用について（要請）	”
陳情書 第10号	旧城辺町道12号線再整備（末端まで）について要請	”

◎採択の理由

陳情書第7号、陳情書第8号、陳情書第10号については、要請書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成19年9月14日

宮古島市議会  
議長 友利 恵一 殿

経済工務委員会  
委員長 池 間 豊

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
認定 第3号	平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定 第5号	平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定 第6号	平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定 第9号	平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定 第10号	平成18年度宮古島市水道事業決算認定について

2. 理 由

認定第3号、認定第5号、認定第6号、認定第9号、認定第10号については、閉会中も慎重審査を要する。

平成19年第7回宮古島市議会定例会（9月）会議録

平成19年9月14日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（27名）

（閉会＝午後5時28分）

議長（1番）	友利 惠一 君	議員（14番）	眞榮城 徳彦 君
副議長（22"）	下地 智" "	"（15"）	嘉手納 学" "
議員（2"）	仲間 明典" "	"（16"）	新城 啓世" "
"（3"）	池間 健榮" "	"（17"）	上地 博通" "
"（4"）	新里 聰" "	"（18"）	平良 隆" "
"（6"）	佐久本 洋介" "	"（19"）	亀濱 玲子" "
"（7"）	砂川 明寛" "	"（20"）	上里 樹" "
"（8"）	棚原 芳樹" "	"（21"）	與那覇 夕ズ子" "
"（9"）	前川 尚誼" "	"（22"）	豊見山 恵栄" "
"（10"）	與那嶺 誓雄" "	"（23"）	富永 元順" "
"（11"）	山里 雅彦" "	"（24"）	富浜 浩" "
"（12"）	池間 豊" "	"（25"）	下地 秀一" "
"（13"）	宮城 英文" "	"（26"）	下地 明" "
		"（27"）	池間 雅昭" "
		"（28"）	

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	平良支所長	狩俣 照雄 君
副市長	下地 学" "	城辺支所長	饒平 名建 次" "
総務部長	宮川 耕次" "	下地支所長	平良 哲則" "
企画政策部長	久貝 智子" "	上野支所長	砂川 正吉" "
福祉保健部長	上地 廣敏" "	消防局長	伊舎堂 勇" "
経済部長	宮國 泰男" "	水道局次長	砂川 定之" "
建設部長	平良 富男" "	教育 長	久貝 勝盛" "
会計管理者	譜久村 基嗣" "	教育部長	長濱 光雄" "
地域戦略局長	與那嶺 大" "	生涯学習部長	二木 哲" "
環境施設整備局長	平良 光善" "	総務課長	伊良部 平師" "
伊良部総合支所長	垣花 恵" "	財政課長	石原 智男" "

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美" "	庶務 係 長	友利 毅彦" "
補佐兼議事係長	砂川 芳徳" "		

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、27名で定足数に達しております。

去る6月28日本市と姉妹都市締結をいたしました基隆市より張通榮市長を団長に柯副市長、曾市議会副議長を初め多くの皆様が昨日より宮古島市を親善訪問をなされております。本日このように宮古島市議会を表敬されました。大変うれしく思っている次第でございます。せっかくの機会でございますので、訪問団を代表いたしまして張通榮市長より訪問団を代表してごあいさつをお願いいたします。張市長、よろしくをお願いいたします。本日の通訳は、林さんがお務めいたします。

◎基隆市長（張通榮君）

ここに議長初め下地副議長、伊志嶺市長を初め下地副市長、議員の皆様、そして市役所の皆様、おはようございます。

私は、実言うと私も議員生活が長く、前は、基隆市の議長をやっていました。今年の5月12日に市長に当選しました。今回この機会を得て宮古島市の議会に出席をし、また皆さんの前であいさつできることは非常に感慨深いでございます。ここにおいてですね、私は議員の皆様に対して感謝を申し上げたいと思います、こういう機会を下さったことに対して。さらにですね、宮古島の皆さんに対して感謝を申し上げたいと思います。この2日間の熱烈な招待を受けまして、と同時にこういった議会の訪問をセットしてくださいましたことは、この上ない光栄なことだと思っております。

今回の訪問団は、私のほかにうちの副市長並びに市政府の管理職のみんな、さらに議会の副議長を初め議員、そして姉妹都市締結委員会の促進会蔡委員長を初め委員会の皆さん、これはですね、近年来私ども姉妹都市訪問団の中においては最も人員が大きく、そしてクラスが最も大きな団体であります。それは、私どもが宮古島市に対して非常に何とも言えない感情がこもっていることだと思っております。この訪問団が出るということを聞いた後にですね、みんなが争って参加をしたいという申し出がたくさんありました。

基隆市と宮古島市は、今年の6月28日をもちまして姉妹締結をしました。これは、私が市長になって初めての姉妹都市締結であります。私にとりましては非常に重大な、特別な意義があることだと思っております。宮古島市におかれましては、締結式の日には大きな訪問団を組んでいただいて、それも近年来基隆市と姉妹都市を締結する中においては最も大きな団体の一つでありました。それは、宮古島市が基隆市に対しての重視並びに友情の深さのことがこれにあらわれていると思います。だから、今回締結後、基隆市にとりましては初めての宮古島の訪問であります。何となくですね、宮古島の皆さんとはもう既に長年つき合っている友人のごとく皆さんのその親切がですね、私どもにとりましては全く初めての姉妹都市であるということが全然私どもはだれも考えておりません。

去った8月26日は、私ども基隆市の年間を通じて最大の祭りであります中元祭というのがありました。伊志嶺市長初め下地副議長がわざわざお越しいただきまして、私はいろんな市民活動があるがために市長を招待できなかったことはこの機会を利用して深く申しわけないと思っております。と同時にですね、来年の中元祭においては宮古島市の市長初め議員の皆様ぜひとも時間を割いていただいて私どもの中元祭

に参加していただけるようお願い申し上げたいと思います。

長年間宮古島市と基隆市との間は地理的にも、あるいは風俗的な同質性があるがために、あるいは漁民の皆さんがお互いの交流などは非常に頻繁にありました。私は、姉妹都市締結後はさらにですね、いろいろな方面においてさらなる友情が結ばれることを希望いたします。私は、この機会について宮古島市と私ども基隆市との間にいろんな行政の面においても、あるいは観光の面、漁業の面、教育あるいはスポーツ面、いろいろな面においてはさらなる交流をしていきたいと思っていると同時に、両市の今後のますますの繁栄をともに頑張りましょう。

本日は、どうもありがとうございました。

◎議長（友利恵一君）

張通榮市長さん、ありがとうございました。

皆様にとって有意義な親善訪問の旅でありますよう祈念いたします。

盛大な拍手をもってお見送りいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

暫時休憩し、再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前10時15分）

再開いたします。

（再開＝午前10時30分）

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりであります。

この際、日程第1、下崎地区土地売買に関する調査について下崎地区土地売買に関する調査特別委員会委員長から報告を求めます。

◎調査特別委員会委員長（仲間明典君）

読み上げます。

宮古島市議会議長、友利恵一殿。調査特別委員会委員長、仲間明典。

委員会調査結果報告書。

本委員会付託の下記事件は、調査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

下崎地区土地売買に関する調査について、結果、再継続調査。

閉会中、再継続調査の申し出について。

宮古島市議会議長、友利恵一殿。調査特別委員会委員長、仲間明典。

閉会中、再継続調査の申し出について。

本委員会は、調査期限について本定例会までと決せられていたが、その期限を延長し、なお引き続き閉会中も調査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

下崎地区土地売買に関する調査について。

閉会中もなお調査期限を延長し、慎重調査を要する。

◎議長（友利恵一君）

これで報告は終了いたしました。

ただいま下崎地区土地売買に関する調査については、下崎地区土地売買に関する調査特別委員会委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の再継続調査の申し出がなされました。

お諮りいたします。下崎地区土地売買に関する調査については下崎地区土地売買に関する調査特別委員長の申し出のとおり、その調査期限を延長し、閉会中の再継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、下崎地区土地売買に関する調査については下崎地区土地売買に関する調査特別委員会に閉会中の再継続調査に付することに決しました。

次に、日程第2、議案第47号から日程第41、陳情書第16号までの計40件を一括議題とし、所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

それでは、総務財政委員会に付託されました委員会審査結果報告を行います。

宮古島市議会議長、友利恵一殿。総務財政委員会委員長、前川尚誼。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、再々継続審査。

議案第59号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）、修正可決。

議案第65号、宮古島市働く女性の家条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第78号、議決内容の一部変更について、原案可決。

認定第1号、平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定については継続審査。

議案第59号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）修正案。

議案第59号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）を次のとおりに修正する。

第1表、歳入歳出予算補正中次のとおり改める。

尚、差額については、予備費に組替えとする。

数字のほうは、後でござんください。

修正の理由。8款土木費1項土木管理費「道路拡張工事にかかわる物件補償費の差し押さえ命令判決に伴う賠償金」について……

(「議長、休憩してください」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午前11時38分)

再開いたします。

(再開＝午前11時38分)

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

それでは、一般会計については総務財政のほうで全部説明のほうはするということになっておりますので、一たん説明してから審議がございましたらまた後で経済工務のほうから修正の部分については、説明の方は経済工務のほうからまた説明を受けるということになりますので、ご了承ください。よろしいでしょうか。

それでは、修正の理由。8款土木費1項土木管理費「道路拡張工事にかかわる物件補償費の差し押さえ命令判決に伴う賠償金」について。

この修正は、8款土木費1項土木管理費1,261万9,000円を削除したいとの案である。

当局の説明によると、判決が出た以上、市は議会の議決によらず債権者に賠償金を支払わなければならないが、議会及び市民に明らかにした上で支払うという意味からも「道路拡張工事にかかわる物件補償費の差し押さえ命令判決に伴う賠償金」を補正予算として計上したとのことである。

しかしながら、委員からは、本会議における市長の「市民に負担をかけない」という答弁と一般会計からの支払いという部分で整合性がとれないとの意見があり、採決の結果、賛成多数で賠償金1,261万9,000円（消耗品費5万9,000円を含む）を削除すべきとし、修正可決となった。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午前11時40分）

再開いたします。

（再開＝午前11時44分）

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

今後いろいろな形でまた頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、陳情書の審査結果報告を行います。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第11号、「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」に関する陳情、採択すべきもの。

陳情書第13号、消費税増税反対の決議要請、継続審査。

陳情書第16号、公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情、継続審査。

採択の理由。陳情書第11号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成19年5月31日提出）。

認定第1号、平成18年度宮古島市一般会計歳入歳出決算認定について。

陳情書第13号、消費税増税反対の決議要請。

陳情書第16号、公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情。

議案第47号、認定第1号、陳情書第13号、陳情書第16号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

文教社会委員会の委員会審査結果を報告します。

委員会審査結果報告書。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第60号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決でございます。

議案第64号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決でございます。

議案第66号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、原案可決でございます。

議案第67号、宮古島市乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、原案可決です。

議案第68号、宮古島市ごみ処理施設及び葬祭場建設委員会設置条例、原案可決です。

認定第2号、平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査です。

認定第4号、平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査です。

認定第7号、平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査でございます。

認定第8号、平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査でございます。

続いて、陳情書審査結果報告書。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第6号、新ゴミ処理施設建設に反対する要請書、継続審査でございます。

陳情書第9号、妊婦健康診断の公費負担による受診回数と料金設定について（要望）、採択すべきもの。

陳情書第12号、認可外保育園に通う児童への給食支援を求める要請書、採択すべきもの。

陳情書第14号、教育施設整備事業（校舎改築）要請書、採択すべきもの。

陳情書第15号、最低保障年金制度の実現を求める陳情、一部採択でございます。

陳情書第9号、陳情書第12号、陳情書第14号については、要請書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

陳情書第15号については、陳情事項2の「大企業・大金持ち」という基準があいまいであるとのことで、この項目を省き一部採択とした。

次に、閉会中、継続審査の申し出について。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

認定第2号、平成18年度宮古島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号、平成18年度宮古島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。



認定第7号、平成18年度宮古島市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号、平成18年度宮古島市診療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

陳情書第6号、新ゴミ処理施設建設に反対する要請書。

認定第2号、認定第4号、認定第7号、認定第8号、陳情書第6号については、閉会中も慎重審査を要する。

#### ◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

経済工務委員会委員長の委員会審査結果報告をいたします。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第61号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決であります。

議案第62号、平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決であります。

議案第63号、平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決であります。

議案第69号、宮古島市公設市場条例の一部を改正する条例、原案可決であります。

議案第70号、宮古島市水道事業給水条例の一部を改正する条例、原案可決であります。

議案第72号、市道の路線変更について、原案可決であります。

議案第73号、訴えの提起について、原案可決であります。

議案第74号、訴えの提起について、原案可決であります。

議案第76号、字の区域の変更について、原案可決であります。

議案第77号、字の区域の変更について、原案可決であります。

認定第3号、平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査であります。

認定第5号、平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査であります。

認定第6号、平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査であります。

認定第9号、平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について、継続審査であります。

認定第10号、平成18年度宮古島市水道事業決算認定について、継続審査であります。

次に、陳情書の結果を報告いたします。

本委員会は、付託された陳情書の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第135条の規定により報告します。

陳情書第7号、地元産品及び地元企業の優先使用について（要請）、採択すべきもの。

陳情書第8号、県産品の優先使用について（要請）、採択すべきもの。

陳情書第10号、旧城辺町道12号線再整備（末端まで）について要請、採択すべきもの。

陳情書第7号、陳情書第8号、陳情書第10号については、要請書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

次に、閉会中、継続審査の申し出について報告いたします。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もお審査を要するものと決定したので、会議規則第103条の規定により申し出ます。

認定第3号、平成18年度宮古島市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号、平成18年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号、平成18年度宮古島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第9号、平成18年度宮古島市パブリックゴルフ事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第10号、平成18年度宮古島市水道事業決算認定について。

認定第3号、認定第5号、認定第6号、認定第9号、認定第10号については、閉会中も慎重審査を要する。

以上、報告いたします。

(「議長、ちょっと休憩をお願いいたします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前11時57分)

再開いたします。

(再開＝午後零時03分)

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎池間雅昭君

文教社会委員長に少しばかりお伺いしたいと思います。

今さっきその2項の削除が認められないということでもあります。私は、この陳情の趣旨はですね、最低保障年金制度の実現を求める。そして、この年金制度を実現していくためには皆さんが認めなかつたいわゆる財源がなければこの年金制度というのは私は成り立たないと思うんですけども、言いかえればこの委員会での措置というのは陳情書の趣旨を著しく逸脱したものだと考えておりますけども、委員会ではこの件についてどのように審議をなされたんでしょうか。

それと、この文面ではいわゆる年金保険料を納めない人も納める人も一律に同額の年金がもらえるようにという内容になっていると思うんですけども、これについてはどのように審議をなされたんでしょうか。

それと、指定都市の市長会、2005年7月の要請ではこれがいわゆる生活保護世帯との関係で生活保護世帯が増えて指定都市が非常に困っていると。その生活保護の指定都市の負担を軽くするために年金を少し考えてくれないかという趣旨のものだと私は理解しております。したがって、ここに書いてあるように最低保障年金制度をやりなさいというふうな趣旨に私はとらえておりませんが、これについてどのようなご審議をなされたんでしょうか、お伺いをいたします。

もう一点、国連も日本に対して最低賃金がないということ指摘したというふうな書いてありますけども、これはいつの国連決議でなされたのか、どのようにご審議をなされたのかお伺いをいたします。

◎文教社会委員会委員長(佐久本洋介君)

3つだったかな、4つだったかな。まずですね、財源についてのことですね。この2番を省いたということで財源がないということですけど、これについては委員会の中でその財源についての特別な質疑はありませんでした。

それから、この保険料を納められない人も納めた人ももらえるんじゃないかということですけど、これは最低限、最低を決めておいて、それに出した分の応分のプラスをしていくという、そういう理解で質疑はしました。

それから、次は国連でしたかな、全国市長会ですね。

(「政令都市」の声あり)

#### ◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

政令都市。これについては、この陳情書にもありますように2005年7月、無拠出で一定年齢で支給する最低年金の創設、この表現がありますので、これを了として認めました。

次、国連の件に関してはそこまで質疑はしませんでした。

#### ◎池間健榮君

議案第73号、訴えの提起について、ちょっと委員長に質疑をさせていただきます。

弁護士よりの意見書の中にですね、この本件判決の内容を検討するに同判決は事実認定、法律判断について何一つ瑕疵がない。よって、同判決に対する控訴理由は存在しない。控訴するには議会の議決を必要とするところ、議会を説得するだけの事実認定の誤り及び法律適用の違法を上げることが困難であると。よって、控訴を断念したと。よって、原告たる債務者の川田の債権に本件支払いを余儀なくされるということになれば宮古島市は川田に不当利得返還請求権を取得することになるというのが訴えの理由、弁護士はそのように訴えの理由をしているんですけども、やはり人様を訴えるということは逆にこの法的根拠がなければ逆誣告罪ということで訴えられるという厳しいこともあります。よって、この不当利得という法律にですね、これが法的にどのような部分にあるかということ審議をされたのか、顧問弁護士を呼んでその不当利得の法的根拠はどのような部分になるのか、この部分について審議をされたかどうかをお尋ねをいたします。

#### ◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

不当利得に対する質疑でありますけど、お答えいたします。

この顧問弁護士からの訴えの提起についての法的根拠というのは審議したかということでもありますけども、経済工務では前回について、委員会について法的根拠の部分と申しますよりも、この被告と申しますか、川田さんに対してはきちんと裁判とは別に訴える必要があるという意見の中でその第73号については採択はいたしました。法的根拠という部分についての審議はいたしておりません。

#### ◎池間健榮君

これ人様を訴えるということは、当然議会の議決を要するわけですよ。当然議会は慎重にならざるを得ない。

1点目にですね、今回の答弁書、相手に、債権者に訴えられたときの答弁書がありますよ。これは、役場のミスが何で裁判と関係ありますかと、こうって棄却されているわけですね。そして、さらに弁論再開の申立書をしてですね、何で宮古島市は裁判の命令に従わずにそれを勝手に川田さんに金を支払うん

ですかと。弁論再開も棄却されて、物の見事に敗訴を受けて控訴することもできないことになった。これだけのことをしてですね、あとは通謀ということで、通謀虚偽表示というのは無効ですから、これを立証するとしても否決される、要するに却下されていると、棄却されて。これだけの判決を宮古島市は受けているんで、やはりしっかりとですね、顧問弁護士さんの一筆ということが大事になるわけです。要するにこの判決文の中にあるようにですね、いわゆる本件差し押さえ命令は同年2月23日に被告に、宮古島市に送付された。本件差し押さえ命令は、同年3月1日に訴外川田に送達されて、1週間という形で。その期間のずれがあるわけですよ。その期間があるもんですから、これが法的に裁判所から差し押さえされていないのに自分の通帳に振り込まれたから、逆に法的効果を持って自分は物件補償もらいましたから、差し押さえ命令していないわけですから、まだ裁判所からは。当たり前、法的に自分は宮古島市から金をもらう権利があるわけだから、それを引き出して使いましたと。こういった部分が非常に厳しい面があるもんですから、やはりしっかりとですね、弁護士から法的にこれを不当利得に当たるという民事訴訟法に基づいた法的根拠をですね、顧問弁護士からいただかないことには、世の中の人、金がある人もそうでない人もみんな今厳しい状態でありますから、ましてや人様をですね、通謀虚偽表示という証拠もないまま、相手が裏でつるんでこういうことをやったなんて全部書かれているわけですからね、これを証拠できますかということも精査をしないで私はこれを委員会の皆さん可決しているけど、弁護士がこういうことについて意見を伺ったのか、それとももう委員会独自で判断をされたのかお聞かせをいただきたいと思います。

#### ◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

一応この誣告罪という言葉は使わなかったんですけども、逆に名誉毀損で訴えられるんじゃないかというような審議だとか、そして弁護士さんに対するそういう責任の部分というのも実はありましたけども、その部分をちゃんとじゃ確認をとってかという部分については、それは一応話という形で出ただけで、そこまではいたしませんでした。

それから、何でしたかね、ほかに。まだありますか。それでよろしいですか。

#### ◎池間健榮君

ちょっとこれ会派でも勉強させていただきましたし、過去に、思い出したくないことなんですけれども、旧下地町でコーラルが最高裁まで裁判があったときに5年間原告、被告の両弁護士と勉強する機会があったんですよ。非常に厳しい面があると。そして、問題にはしたくないんですけども、当然法律を守らなかったのは宮古島ですよ。それが事務ミスとかいうことは関係ないです。ただこの一般会計補正予算を認めてくださいというね、新里聡議員が公平性を欠いているという顧問弁護士の解任みたいなことを話していましたけど、いわゆる委員長ですね、一般会計補正予算というのは義務費の場合においては否決されたら再議にかけて、それも否決にされたら専決処分して執行できるという認識を私は持っているんですね。一般会計とか、そういう本予算であれば、それを否決するということは政策の違いによって市長は議会の解散することもできるんです。ただ、義務費というのまさに裁判所からの命令でありますから、これは払わないといけないです。これは、議会の判断が正しいのか市長の判断が正しいのかをやる問題であってですね、これを顧問弁護士とか、自治体が裁判の金銭支払い命令を受けながらこの命令に従わないということは市民だけでなく、全国民の批判の的となります。ましてや市議会が裁判所の支払い命令に従うための補正予算の提案を受けながら同議案を否決するということになれば議会全体が世論の批判の的になりかね

ません。この原因つくったのは宮古島市じゃないですか。何でこのようなことを議会に対して挑戦、問題ですよ、これ。このようなことが議会に対する挑戦ですか。議会は議会の判断ですよ。こういう弁護士を弁護士協会に懲戒請求するという部分は、これは議会の役目ですよ。これ議会に対する冒 ですよ。このようなことがまかり通ればね、弁護士を通していつでも補正予算であろうが、本予算であろうが、何の議案であろうが全部通せばいいんです、こんなことは。議会は議会でその使命があるんです。委員長、答弁要りません。終わります。

◎議長（友利恵一君）

答弁を求めておりません。

◎池間雅昭君

陳情書第15号についてですが、委員長に少しだけ確認させていただきます。

今さっきの事務局の説明ではですね、陳情書の内容は変えることができませんというふうな説明でありました。ちょっとわからないところありますけども、いわゆる2項目を認められないということでしたけども、この本文中の陳情事項の上のほうから4行目の軍事費や無駄な公共事業費を減らし、大企業や大金持ちへの優遇税制を改めて財源をつくり、消費税によらない最低保障年金制度を創設するよう強く求めますと。この文言は、今の事務局の説明では生きてくると思うんですが、2項を削ったにしてもね。委員会ではどのような判断がなされたのかご説明を願いたいというふうに思っています。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

この件についてはですね、この2行、軍事費や無駄な公共事業費を減らし、大企業や大金持ちへの優遇税制を改めて財源をつくり、消費税によらない最低保障年金制度を創設するよう強く求めますと、この部分を削除するというので委員に諮ったところ、事務局のほうもできるということだったもんだから、そういうふうに委員会では審議したんですね。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後零時22分）

再開いたします。

（再開＝午後零時30分）

ほかにございませんか。

（「議長、休憩願います」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時30分）

再開いたします。

（再開＝午後零時31分）

これにて質疑を終結いたします。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後の会議は1時半から……

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

2時からやりましょうか。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

2時から再開いたします。

(休憩=午後零時31分)

再開いたします。

(再開=午後2時00分)

午前に引き続き会議を続行いたします。

これより討論に入ります。

討論があれば……

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

わかりました。

まず、日程第2、議案第47号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、総務財政委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の再々継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。議案第47号については総務財政委員長の申し出のとおり、閉会中の再々継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号については総務財政委員会に閉会中の再々継続審査に付することに決しました。

次に、日程第3、議案第65号、宮古島市働く女性の家条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第4、議案第66号、宮古島市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する

条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第5、議案第67号、宮古島市乳幼児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第6、議案第68号、宮古島市ごみ処理施設及び葬斎場建設委員会設置条例に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後2時05分)

(上里 樹君、退席)

◎議長(友利恵一君)

再開いたします。

(再開＝午後2時05分)

これより議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

（上里 樹君、着席）

◎議長（友利恵一君）

次に、日程第7、議案第69号、宮古島市公設市場条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第8、議案第70号、宮古島市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第9、議案第59号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）及び修正案について討論の発言を許します。

〔討論なし〕の声多数あり

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより委員会修正案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本修正案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。



(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、委員会修正案は可決されました。

次に、修正可決された部分を除く原案を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

修正可決された部分を除く原案は、これを可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、修正可決された部分を除く原案は可決されました。

よって、議案第59号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）は修正可決されました。

次に、日程第10、議案第60号、平成19年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第11、議案第61号、平成19年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第12、議案第62号、平成19年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第13、議案第63号、平成19年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第14、議案第64号、平成19年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第15、議案第72号、市道の路線変更についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第16、議案第73号、訴えの提起についての討論の発言を許します。

(「議長、ちょっと休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後2時12分)

(議員11人退席)

◎議長(友利恵一君)

再開いたします。

(再開＝午後2時15分)

次に、日程第16、議案第73号、訴えの提起についての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

退席した皆さんをお呼びください。

(議員11人着席)

◎議長(友利恵一君)

再開いたします。

次に、日程第17、議案第74号、訴えの提起について討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第18、議案第76号、字の区域の変更についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第19、議案第77号、字の区域の変更についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第20、議案第78号、議決内容の一部変更についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第21、認定第1号から日程第30、認定第10号までの計10件については、各所管委員長から会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。以上10件については委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は総務財政委員会に、認定第2号、4号、7号、8号は文教社会委員会に、認定第3号、5号、6号、9号、10号は経済工務委員会にそれぞれ閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第31、陳情書第6号、新ゴミ処理施設建設に反対する要請書については、文教社会委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第6号については文教社会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第6号については文教社会委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第32、陳情書第7号、地元産品及び地元企業の優先使用について(要請)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第33、陳情書第8号、県産品の優先使用について(要請)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第34、陳情書第9号、妊婦健康診断の公費負担による受診回数と料金設定について(要望)

に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第35、陳情書第10号、旧城辺町道12号線再整備(末端まで)について要請に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第36、陳情書第11号、「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」に関する陳情に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第37、陳情書第12号、認可外保育園に通う児童への給食支援を求める要請書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第38、陳情書第13号、消費税増税反対の決議要請については、総務財政委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第13号については総務財政委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第13号については総務財政委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第39、陳情書第14号、教育施設整備事業(校舎改築)要請書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第14号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は採択されました。

次に、日程第40、陳情書第15号、最低保障年金制度の実現を求める陳情に対する討論の発言を許します。

◎池間雅昭君

私は、陳情書第15号、最低保障年金制度の実現を求める陳情に対して反対の立場で討論を行います。

ご承知のとおり年金制度というのは国家の基本をなす、根幹をなす大事な制度であります。したがって、年金制度というものは現実性を持った制度でなければならないというふうに私は考えております。しかるにこの陳情書でうたわれております最低保障年金制度というものは特定政党の年金政策であることは間違いありませんけれども、その陳情書の内容を認めた場合、非常に沖縄県民を愚弄するような文言、そして財源を全く無視しているような内容となっております。特にこの制度によりますと、いわゆる現在25カ年間の年金保険料を納めている制度について10年間で年金保険料はいいと。そして、きわめつけは年金保険料を納めていない人でも年金保険料を納めている人でも一律同額の最低年金を保障するというふうなことになっております。これでは到底年金の財源は確保できず、年金制度の崩壊を見ることは火を見るより





本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。  
文教社会委員長に報告をさせます。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

委員会の報告をします。

陳情書第15号、今委員会みんなで確認しましたが、一部採択は委員長報告のとおりであります。  
討論の発言については、上里樹議員本人から発言させます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時43分）

再開いたします。

（再開＝午後3時45分）

◎上里 樹君

私の発言をめぐって議会在空転したことをおわび申し上げます。

---

—————全部取り消します。

◎議長（友利恵一君）

ただいま上里樹君からの発言により自分の発言したことに對して取り消しとおわびもございましたので、ご理解のほどよろしくお願いします。

（「進行してください」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

進行するための言葉ですよ。

上里議員のただいまの発言を取り消すことにご異議ありませんね。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

よって、発言取り消しについては許可いたします。

これにて討論を終結いたします。

これより陳情書第15号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、一部採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手同数）

◎議長（友利恵一君）

ただいまの採決の結果、表決議員が26名で、挙手13名、挙手のない者13名であり、可否同数であります。  
よって、地方自治法第116条第1項の規定により、陳情書第15号に対する可否を裁決いたします。

本件は、議長は一部採択と裁決いたします。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

激励ありがとうございます。

次に、日程第41、陳情書第16号、公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書の採択について陳情は、総務財政委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がなされております。

お諮りいたします。陳情書第16号については総務財政委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第16号については総務財政委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第42、意見書案第4号から日程第44、意見書案第6号までの計3件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎総務財政委員会委員長（前川尚誼君）

意見書案第4号、割賦販売法の抜本的改正に関する意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成19年9月14日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。総務財政委員会委員長、前川尚誼。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このような深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、宮古島市議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1〔過剰与信規制の具体化〕

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

## 2〔不適正与信防止義務と既払金返還責任〕

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

## 3〔割賦払い要件と政令指定商品性の廃止〕

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

## 4〔登録制の導入〕

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規制すること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月14日  
沖縄県宮古島市議会

宛先としまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。

### ◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時59分）

再開いたします。

（再開＝午後4時03分）

### ◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

意見書案第5号、認可外保育園の児童への給食費支援の実現を求める意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成19年9月14日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。文教社会委員会委員長、佐久本洋介。

#### 認可外保育園の児童への給食費支援の実現を求める意見書

7月9日の沖縄県議会・少子高齢対策特別委員会で認可外保育園に通う児童1人当たりの市町村などの公的助成金は2006年度当初予算で7,635円であり、認可保育園の1.04%しかなく、「食事や教材に影響を受け、保育に格差」がついている実態が指摘されています。

沖縄県福祉保健部は、国として補助する制度がない現状では都道府県が政策に掲げ実施しない限り認可外保育園への補助は難しいという認識の上で、2008年度から認可外保育園の給食費助成に取り組む方向を表明しました。沖縄県下市町村の全てが財政的に厳しい現状であり、宮古島市も同様で、新たな支出は大きな困難を伴うものですが、沖縄県の施策は歓迎され、保育充実の取り組みに弾みがつくものと思います。

宮古島においても15ヶ園約500人の認可外保育園児に対し469万円余りの実績であり、同様な厳しい実態が確認されています。

宮古島市に対して8月24日、「給食費の全額助成」と5,500人余りの父母、市民の署名を携えての要請が行われています。

次代の社会を担う子どもたちの保育・教育は不可欠・重要な行政課題であり、子どもたちのすこやかな

成長は親と地域社会の切実な願いです。又、少子高齢化社会の進展と女性の就労拡大は子育て支援の取り組みを強く要請しています。

沖縄県における保育が、復帰前、復帰後の他府県とは違う独自の歴史的経過の中で、認可外保育園に大きく支えられてきたことは共通の認識となっておりますが、現在でも、公立保育所および認可の私立保育園に匹敵する大きな役割を果たしています。認可外保育園に通う児童への支援は極めて重要な急がれる施策であると言わなければなりません。

「保育園は認可保育園で」というのが国の施策ではありますが、沖縄県の歴史的経緯と現状は、認可化促進の取り組みとともに現に存在する認可外保育園に於ける保育の充実を不可欠の課題としています。

沖縄県の保育の抜本的な改善策の第一歩と言うべき「認可外保育園に通う児童への給食費支援」を、沖縄県が来年度、2008年度より実施して頂くようお願いします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年 9月14日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事、要請書として県議会議長。

意見書案第6号まで続けていきたいと思えます。

意見書案第6号、最低保障年金制度の実現を求める意見書。標記のことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成19年9月14日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。文教社会委員会委員長、佐久本洋介。

#### 最低保障年金制度の実現を求める意見書

戦中・戦後の混乱期を生き抜き、子どもを育て、まじめに一生懸命に働いて日本経済の復興を支えてきた高齢者たち。特に沖縄県においては、日本国内で唯一地上戦を強いられ、更には戦後27年もの間、異民族の支配下におかれ、苦難を味わってきた沖縄の高齢者たち……。いま、その多くが生活の不安にさらされています。

いくら財政難とはいえ公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、定率減税の廃止等々相次ぐ税制改定で高齢者は、所得税・住民税の増税感に苦しめられ、これに伴う国保・介護保険料の増大と2008年4月から施行される「後期高齢者医療制度」等医療・介護改定などの追い討ちに苦しんでいます。

さらに、「持ち主の特定出来ない年金」という問題がおきています。この問題は、国が積極的に国民の生活を守ろうとしてこなかったことが根本問題です。国は責任をもって、一件も残さず、一日も早く解決すべきです。

日本の年金制度は、自己責任制度で、無年金・低年金者を作り出しています。いま、すべての人に老後の生活を保障する最低保障年金制度の実現が、緊急の課題として求められています。

指定都市市長会は、2005年7月、高齢者の生活保護受給者が増え続けていることを問題にし、「無拠出で、一定年齢で支給する最低年金」の創設を提案しました。また、全国市長会も2006年11月に最低保障年金制度を含めた年金制度の検討を国に要望しました。国連も日本に「最低年金」が無いことを指摘し、その改善を勧告しています。

以上の趣旨から、政府に対して、下記事項の実現を要望するものです。

## 要請事項

1. 最低保障年金制度を一日も早くつくること。
  2. 国の責任で、「持ち主の特定出来ない年金」問題を、一件も残さず早急に解決すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年 9月14日  
沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。  
以上、よろしくお願ひします。

### ◎議長（友利恵一君）

これより質疑に入ります。  
質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

### ◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。ただいま議題となっております3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本日の会議において処理いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声多数あり）

### ◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。  
よって、そのとおり決しました。  
これより討論に入ります。

（「休憩をお願いします」の声あり）

### ◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時10分）

再開いたします。

（再開＝午後4時15分）

まず、日程第42、意見書案第4号、「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

### ◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。  
これより意見書案第4号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

### ◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第43、意見書案第5号、認可外保育園の児童への給食費支援の実現を求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

なお、本件については同趣旨の要請書を県議会議長にも送付することにいたします。

次に、日程第44、意見書案第6号、最低保障年金制度の実現を求める意見書に対する討論の発言を許します。

◎富永元順君

私は、意見書案第6号、最低保障年金制度の実現を求める意見書に対して反対の立場から討論をいたしたいと思います。

この意見書案においては、先程も陳情書の中でも同僚議員から指摘がありましたように国の根幹にかかわるそういう年金制度においてですね、全く肝心の財源の内訳が示されていないことと、それと国際の最高機関であります国連、これの勧告、これ大変重いものがあると思いますけれども、この決議の内容も一言も示されることなくこの意見書が提出されております。また、その国連からの日本に最低年金がないことを指摘をしたということがありますけれども、我々公明党としてもこれを確認したところ、国連がそういった指摘を、また勧告をしたことはありませんということでありましたので、これは全く事実を反した意見書でありますので、この立場から反対をいたします。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第6号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（友利恵一君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

次に……

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後4時19分)

再開します。

(再開＝午後4時20分)

次に、日程第45、同意案第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第1号を採決いたします。

本案は、これを同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、日程第46、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第3号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第47、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第4号を採決いたします。

本件は、これを適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

次に、日程第48、諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第5号を採決いたします。

本件は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任と決しました。

休憩いたします。

(休憩=午後4時22分)

再開いたします。

(再開=午後4時22分)

休憩いたします。

(休憩=午後4時22分)

再開します。

(再開=午後4時41分)

ただいま市長から先程決議いたしました議案第59号、平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法第177条第2項の規定により、再議に付する旨の文書が提出されました。この際、議案第59号平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)の再議の件を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第59号平成19年度宮古島市一般会計補正予算(第3号)の再議の件を議題とし、市長から再議に付する理由の説明を求めます。

◎市長(伊志嶺 亮君)

再議をお願いした理由でございますけども、この経費は、平成19年8月16日那覇地方裁判所平良支部で



判決言い渡しのあった「平成19年（ワ）第30号取立金請求事件」に係る費用で、裁判所の命令によって支払わなければならない経費であります。この議決は、普通地方公共団体の義務に属する経費を減額しておりますが、この経費は地方自治法第177条第2項第1号の規定に該当する経費であります。再請求の予算としては、歳出の第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費の予算金額1,261万9,000円の修正減額分でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（友利恵一君）

これで再議に付する理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎池間健榮君

再議の理由、これは法的に定められたですね、市長がおっしゃったとおりの経費でありますから、再議に付す。当然その後は結果がどうであろうとも市長の専決処分ということになろうかと思えます。当然予算執行するということであります。

そこで、お尋ねをしますけれども、これはこの平成19年取り立て請求事件に関する敗訴の部分ですね、地方自治体、いわゆる宮古島市がかわって払うということなんですね。なぜか。事務ミスをしたからですよ。事務ミスをした。国家賠償法に基づくことで予算を計上して分限委員会を今立ち上げているわけですね。請求権ということがありますので、これは職員個人の賠償責任になるわけですね、法律上は。監査請求、住民訴訟。そして、その片方で不当、先程訴えの提起で可決されましたから、いわゆる不当に利益を受けた、川田さんと言いますけれども、その方から取り立て請求、財産の差し押さえをするということでもありますけれども、川田さんには今登記上、財産ございますか。

◎建設部長（平良富男君）

この予算の支出の根拠はですね、国家賠償法じゃなくて、民事執行法による差し押さえ命令によるものです。

それから、川田さんの資産についてはですね、現在宮古島市なりの税務関係を調べたところ、資産は見つかっておりません。

◎池間健榮君

これは、予算計上の仕方としては総務部長が国家賠償法に基づくと言いましたから、私はそれに基づいて話をしているわけでありまして、それはそれで後でいいでしょう。ただ、これはミスによって起こった何でもない金なんですね、この1,200万というのは。起こり得なかったことなんです、これは。普通に財産差し押さえして適正に処理していれば、銀行の預金通帳も全部押さえてきれいにやっておけば、これ市から出ることなかったんですよ。だから、皆さんは損害をこうむったから訴えの提起して、川田さんに対して差し押さえをするという訴えの提起をしたわけです。市長は、市民に対して一つも迷惑をかけないと言っていますけれども、じゃ財産のない人をどうやって、何の財産を差し押さえるんですか、もう一度お願いしますよ。

◎建設部長（平良富男君）

訴えの提起はですね、いつでも川田の財産に対する強制執行が可能な措置ということで提起しております。

す。

(「議長、ちょっと休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時48分)

再開いたします。

(再開=午後4時48分)

◎建設部長(平良富男君)

現在は、財産はありませんけど、強制執行可能な川田の財産が出たときですね、強制執行可能な措置という形で訴えの提起をしております。

◎池間健榮君

だから、一般質問のときからみんなが心配しているわけですね。1,200万と言えば下地中学校のブロックすぐ直せますよ、300万円ですから。雨漏りも直せますよね。だけど、こういった余計な支出が起こっているわけです。今起ころうとしているわけです。しかし、これから財産があったらこれをこれから押さえますと、そのための訴えの提起であります。10年間たったら時効です。そしたら、時効中断をするためにまたさらにもう一度やりますよ。いつ取れるともない見込みのことなんですね、これ。その間は、1,200万円の金があれば市民に対するサービスがどんどんできるじゃないですか。2年たったらですね、私もこの場にいないかもしれない。市長も当然いらっしゃらないかもしれない。これは、不穏当と、不適切かもしれないですけども、部長もですね、そのときが来るでしょう。こういう何年後に川田さんから金が入るともわからないようなね、そういったことでこの支出ができるということは、まさにこれが市民に対する大きな不利益であるということをもう一度、市長、これを不利益と言わずして何を不利益というんですか。いつ川田さんから金が取れる、回収の見込みもない、5年先か、10年先か、この間の1,200万はどうやって補うか、まさにこれが市民に対する不利益ではないのか。最後に市長の見解を求めて質疑を終わります。

◎市長(伊志嶺 亮君)

当然事務ミスによってこのことは起こりましたが、宮古島市の損害をしり目に不当利得をした者に何ら返還請求もしないということは市民に対しても議会に対してもこれは申し開きのできないことです。で、きっちりと取り立てるように頑張ります。

(「議長、ちょっと休憩をお願いします。私が聞いているのは……」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時52分)

再開いたします。

(再開=午後4時52分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

市民に対して不利益を与えていることは申しわけなく思っています。

◎池間雅昭君

市長にお伺いいたします。

市長ですね、市民に不利益を与えており、申しわけございません、何ですか、それ。市民に金銭的な面で不利益を与えたわけですから、それはどういうふうにして弁償するかでしょう。済みませんで済むことですか、これ。常にね、そういうふうな答弁で逃げようとする、非常におかしいんですよ。責任はあるけど、責任とらない、常にそんな論理ですよ。市民に不利益を与えるんだったら市長がね、それ相応のことをしてくださいよ。これについてお答え願います。

それと、もう一つはですね、国家賠償法でいう重大な過失とはどういうことでしょうか。市長、事務ミス、事務ミスと言うんだけどね、重大な過失とはどういうことなのか、これについてまずお答えを願いたい。

それから、もう一点、損害賠償請求のあれですけども、この相手がですね、不当利得をしたという評価はどこにあるんですか。いわゆる裁判所からの差し押さえ通知は、22日に出されて23日に市に着いています。相手に出たのは3月1日です。2月の28日、3月1日、1週間あるわけですよ。皆さんが支出をしたからこの問題が起こっているんでしょう。何で相手、川田さんに不当利得というのが出てくるんですか。この根拠を示していただきたい。

それと、今さっき質問あったように5年も10年も裁判をしてですよ、あるいは10年したら時効が成立するからもう一度裁判提起してあと10年できるというふうな弁護士の明細の指導を見てみるとね、本当に市民をばかにした、愚弄した考え方ですよ。その間において、今の話、千二百何十万の市民の暮らし、福祉に使えるような金をですよ、出しっ放しにして何ら責任もとれないような状況を平気で作り出そうとしている市長の考え方、私はですね、一銭も市民には迷惑をかけないと言っておきながら既にかけているじゃないですか。弁護士費用、敗訴ですから、それから訴訟費用、既にかけているじゃないですか。このことについてどのようにお考えでしょうか。この4点についてですね、市長ね、お聞かせ願います。

（「議長、今の質問は当たってないです。今は不正を犯したときに関しての部分でやっていますから、……」  
の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時56分）

再開いたします。

（再開＝午後4時56分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

国家賠償法ということは、私の口から申し上げたことはございません。

また、私は私なりに責任をとらせていただくということは常々申しております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 4 時57分)

再開します。

(再開＝午後 4 時57分)

◎総務部長（宮川耕次君）

国家賠償法と申しあげましたのは、市職員の責任についていろいろいわゆる質問がありました。それについての根拠を私は申しあげました。したがって、1,200万余の件についてはまたその根拠法が民事訴訟法ということですので、そのように私はいわゆる職員の責任の根拠を申しあげたつもりです。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後 4 時59分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時02分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

契約書用語によれば、重大な過失とはうっかりして善良な管理者の注意を著しく欠くこととということでございます。

(「答弁漏れです。議長、答えさせてください。市長の命を受けた部下の発言は市長と関係あるかどうか答えてください」の声あり)

◎市長（伊志嶺 亮君）

担当者の答弁は、市長の命を受けております。

(「ですからね、市長ね、市長の命を受けて答弁をした部下の発言は市長と関係ないんですかと聞いているんです」の声あり)

◎市長（伊志嶺 亮君）

関係ないとは申し上げておりません。ですから、それなりの責任をとるとも言っております。

(「休憩お願いします。今さっき国家賠償法……」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午後 5 時03分)

再開いたします。

(再開＝午後 5 時08分)

◎新城啓世君

私もこの再議について、中身について二、三点お伺いします。

伺うということよりもこれ確認ですけれども、この不当利得であるという根拠ですね、訴え。不当利得があるというふうな根拠があって初めて訴えていると思いますけども、その根拠を示していただきたい。これは、先程の池間議員からの指摘だったけれども、答えていらっしゃるもので、あえて私がお伺いしますが、この不当利得であるという根拠をお示しいただきたいと思います。

もう一つは、不利益を与えたと今市長が話されましたけれども、不利益を与えた責任をなぜ市民が受けなくちゃいけないかと、持たなくちゃいけないかと。その2点をですね、ご説明いただきたいと思います。

もう一つ、それなりの責任をとるというふうなことを言われましたけれども、その責任のとり方によっては私もこの採決のあり方を考えなくちゃいけないので、どういった責任のとり方を考えておられるのか説明していただければと思います。お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

それ相当の責任をとると前にも申し上げました。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

そういうことでございます。

◎新城啓世君

それじゃ、それでよろしいでしょう。

それじゃ、私が質問したのは不利益を与えた責任をなぜ市民がかぶらなくちゃいけないかと、この不利益をね。与えたほうがこれはやらなくちゃいけません。なぜ市長が与えた不利益について市民がこれがかぶらなくちゃいけないかというふうなことです。その説明と不当利得であるというふうな根拠の説明をお願いします。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時11分）

再開いたします。

（再開＝午後5時11分）

◎建設部長（平良富男君）

まず、不当利得。不当利得の返還義務という部分ですね、民法の第703条に法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度においてこれを返還する義務を負うという部分で、議案のですね、訴え理由の中に書かれていますけど、1,239万3,500円及びこれに対する平成19年6月15日から支払い済みのというふうに書かれていますよね。その金額を宮古島市が支出しますよね。けど、その金額の部分、本当は川田さんが払うべきものを市が払うんで、それを返してもらうためにその訴えの提起をしたということです。

（「議長、まだ答弁漏れ。不利益……」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後5時12分）

再開いたします。

(再開＝午後5時13分)

◎総務部長（宮川耕次君）

この市民の負担とかですね、この関係といいますのは、まずそういった国家賠償法によってそういった裁判で判決が出て、市に対して支払い命令が出ております。一たん市はそれを払いますが、それについてはまたいろんな例えば今のような訴えとか、そういったものによる回収ですか、あるいはまたその他いろんな方法があります。職員の求償権というのもその選択肢の一つですが、そういう形で市民にそういった不利益を与えないようにするというのそういう意味だというふうに考えております。

◎新城啓世君

先程の市長の答弁で不利益を与えたと明言されたものだから、不利益をご自分が与えたのであれば、これはご自分で負担すべきですよ。私は、そういう立場で聞いているわけですよ。裁判というのは、これはこの手続の問題であって、事務処理上の問題でしょうけれども、不利益を与えたのをなぜ市長が与えた不利益を市民がこうむらなくちゃいけないのということを言っているわけです。

もう一つは、不当利得についての建設部長の説明よくわかりませんが、相手方は当然のことだと言っているらしいですよ。補償金もらうべきだと。その1週間の時間差というのは問題なんですね。ですから、この時間差でもって不当利得に当たらないというふうな考え方なんですよ。ですから、再度聞きませうけれども、なぜこれが不当利得として訴えられるのか、もう一度この法律を今読んでもわかりませんから、わかりやすく説明してください。お願いします。

◎建設部長（平良富男君）

本来でしたら川田さんが借りた方にお金払うべきですよ。それで、差し押さえ命令が来て市が払った。そのことによって川田さんは不当利得をすることになりますよね。

(議員の声あり)

◎建設部長（平良富男君）

被告のために同額の損害を受けるとともに、被告は同額を不当に利得するようになった。だから、これが不当利得の法律の解釈でありまして、今言っているように提起というのはですね、その不当利得したからその方から損害賠償という形で取りますよと、それが訴えの提起でございます。結局市が払いますよね。支出した。そのことによって彼は払わなくて済むわけでしょう。だから、その点で不当に利得したという解釈でございます。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

(「いや、まだ終わっていないです」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

わかっていますよ。今2回立って質問して答弁したので、手も挙がらんもんだから。どうぞ。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩を余り繰り返さないように。どんどん進めてくださいよ。どうぞ。

(「部長、1週間の……」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後5時17分)

再開いたします。

(再開=午後5時18分)

◎建設部長(平良富男君)

だから、そういう法律的な解釈の中で不当利得に該当するんで、訴えの提起ができますということで弁護士を訴訟代理人として提起したわけです。

◎新城啓世君

質問の仕方が間違っているんでしょうか、質問しちゃいけないところなんですか、先程市長が言われた市民に不利益を与えたというふうな発言、答弁ね、ご自分で不利益を与えた思えばご自分で始末つけてほしいと私は言っているんですよ。その考えをお聞かせください。なぜそう市民が負担しなくちゃいけないのか。確かにそれを裁判所へ持っていけばね、その事務処理していけば成り立つでしょうけども、今実際不利益を与えたんでしたら与えた分を返してもらわなきゃいけない、そういう立場から聞いているんです。

◎市長(伊志嶺 亮君)

市が被告として敗訴したので、市が払います。しかし、これはしっかりと不当利得を得た人から取り立てますので、市民には不利益を与えないように頑張るということを申し上げました。

◎新里 聰君

私も何点かお伺いしたいと思いますが、市長はこれまでの答弁の中でですね、市民には負担はかけないということをお申し上げてまいりました。今さっき池間健榮議員の質疑に対しては市民に負担をかけていると、申しわけございませんということでございました。それから、先程の質疑で明らかになったように川田さんには現在登記されている財産も全くないという説明でございます。要するに取り立てのできない者に対してどういう取り立てをするのかということが欠けているわけで、それを不当利得をしたから取り立ててやるんだという説明に始終しておりますけども、その中で市長はそれが取れない場合どうするんですかという、それなりの負担をしますと。全く市民に理解のできる説明になっておりません。それで、どうしてもこの再議を通していただきたいというのであれば、市長、例えば市長の在任期間中にこれが取れないというのであればすべて市長が責任とりますよというぐらいの一筆がなければね、こういうものできませんよ。市長の任期中、だって今さっきの説明で任期が終わっていったらもうあとわかりませんじゃ困るしね、部長たちも退職されていったらわかりませんし、10年も20年も時効を延長していくとやって、いつになったら解決するんですか。ですから、もっとわかりやすく市長の責任の中で自分の任期中にはこれ取り立てますと。それが取れないときはどういう対応しますということをやっぱり市民の皆さんにわかるように説明しないとですね、これ市民のほうも納得しないし、この議会においても納得できるもんじゃないと思いますから、市長にそのところを見解を求めたいと思います。

◎建設部長(平良富男君)

1つは、川田に対する行政執行可能な措置という形での本件提起です。

10年間の話がありましたけど、市長の任期含めて、私の退職までの任期含め。しかし、行政はずっと引き継いでいきますので、そういう形でどうしてもそういう行政執行可能な措置という形での提起でございます。

◎新里 聡君

今の説明ですね、これも無責任きわまりないと言わざるを得ません。これ聞きましたんで、一応僕の質疑は終わりますけども、こういう状態ですね、行政に携わっているということを聞くだけでもがっかりでございます。

質疑終わります。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

討論があれば発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の再議の件について挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件をさきの議決のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（友利恵一君）

賛成多数であります。

よって、議案第59号平成19年度宮古島市一般会計補正予算（第3号）の再議の件についてはさきの議決のとおり決定いたしました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後5時26分)

再開いたします。

(再開=午後5時28分)

これで本定例会に付議された案件の審議は、これを全部終了いたしました。

よって、平成19年第7回宮古島市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

(閉会=午後5時28分)

上記のとおり会議の 末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成19年9月14日

宮古島市議会

議長 友利 恵 一

議員 棚原 芳 樹

” 仲間 明 典